

埼玉県報

第 2989 号 平成 30 年(2018 年) 3 月 30 日 金曜日

目 次

条例のあらまし

- 埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例のあらまし(財政課)
- 埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例のあらまし(改革推進課)
- 埼玉県個人番号の利用に関する条例及び埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する 条例の一部を改正する条例のあらまし(情報システム課)
- 埼玉県議会議員又は埼玉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例のあらまし(市町村課)
- 埼玉県民栄誉章等について議会の議決事件と定める条例のあらまし(広聴広報課)
- O 埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例のあらまし(共助 社会づくり課)
- 埼玉県青少年健全育成条例の一部を改正する条例のあらまし(青少年課)
- 埼玉県犯罪被害者等支援条例のあらまし(防犯・交通安全課)
- 埼玉県生活環境保全条例の一部を改正する条例のあらまし(大気環境課)
- 埼玉県軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例のあらまし(高齢者福祉課)
- 介護保険法施行条例の一部を改正する条例のあらまし(高齢者福祉課)
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正 する条例のあらまし(障害者支援課)
- 児童福祉法施行条例の一部を改正する条例のあらまし(障害者支援課)
- 埼玉県国民健康保険財政調整交付金条例を廃止する条例のあらまし(国保医療課)
- O 埼玉県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例のあらまし(国保医療課)
- 執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例のあらまし(疾病対策課)
- 埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例のあらまし(産業支援課)
- 埼玉県主要農作物種子条例のあらまし(生産振興課)
- 埼玉県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例のあらまし(農村整備課)
- 埼玉県秩父高原牧場条例の一部を改正する条例のあらまし(畜産安全課)
- 埼玉県都市公園条例の一部を改正する条例のあらまし(公園スタジアム課)
- 埼玉県建築基準法施行条例の一部を改正する条例のあらまし(建築安全課)
- 埼玉県高等学校等奨学金事業基金条例の一部を改正する条例のあらまし(教委・財務課)
- 埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例のあらまし(県立学校人事課)

- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例の あらまし(保安課)
- O 埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例のあらまし (運転免許課)

条例

- 埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例(財政課)
- 埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例(改革推進課)
- 埼玉県個人番号の利用に関する条例及び埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する 条例の一部を改正する条例(情報システム課)
- 埼玉県議会議員又は埼玉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例(市町村課)
- 埼玉県民栄誉章等について議会の議決事件と定める条例(広聴広報課)
- 埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例(共助社会づくり課)
- 埼玉県青少年健全育成条例の一部を改正する条例(青少年課)
- 埼玉県犯罪被害者等支援条例(防犯・交通安全課)
- 埼玉県生活環境保全条例の一部を改正する条例(大気環境課)
- O 埼玉県軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(高齢者福祉課)
- 介護保険法施行条例の一部を改正する条例(高齢者福祉課)
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正 する条例(障害者支援課)
- 児童福祉法施行条例の一部を改正する条例(障害者支援課)
- 埼玉県国民健康保険財政調整交付金条例を廃止する条例(国保医療課)
- 埼玉県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例(国保医療課)
- 執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例(疾病対策課)
- 埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例(産業支援課)
- 埼玉県主要農作物種子条例(生産振興課)
- 埼玉県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例(農村整備課)
- 埼玉県秩父高原牧場条例の一部を改正する条例(畜産安全課)
- 埼玉県都市公園条例の一部を改正する条例(公園スタジアム課)
- 埼玉県建築基準法施行条例の一部を改正する条例(建築安全課)
- 埼玉県高等学校等奨学金事業基金条例の一部を改正する条例(教委・財務課)
- 埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例(県立学校人事課)
- O 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例(保 安課)
- 埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例(運転免許

課)

規則

- 埼玉県行政組織規則の一部を改正する規則(改革推進課)
- 埼玉県聴聞規則の一部を改正する規則(改革推進課)
- 埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則(改革推進課)
- 埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則(改革推進課)
- 埼玉県個人番号の利用等に関する条例施行規則(情報システム課)
- 地方公営企業法第 39 条第 2 項に規定する知事が定める職を指定する規則の一部を改正 する規則(人事課)
- O 地方公営企業法第 15 条第 1 項ただし書に規定する職員を定める規則の一部を改正する 規則(人事課)
- 知事の所管に属する特例民法法人の監督に関する規則を廃止する規則(文書課)
- 埼玉県庁舎管理規則の一部を改正する規則(管財課)
- 埼玉県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則(青少年課)
- 埼玉県震災予防のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則(危機管理課)
- 埼玉県土採取条例施行規則の一部を改正する規則(環境政策課)
- 埼玉県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則(環境政策課)
- 埼玉県立児童養護施設管理規則の一部を改正する規則(社会福祉課)
- 埼玉県立障害者歯科診療所管理規則の一部を改正する規則(社会福祉課)
- O 障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例施行規則の一 部を改正する規則(障害者福祉推進課)
- O 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉 サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則(障害者支援課)
- 児童福祉法施行細則の一部を改正する規則(障害者支援課)
- O 母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付けに関する規則の一部を改 正する規則(少子政策課)
- 埼玉県児童福祉審議会規則の一部を改正する規則(こども安全課)
- 公立大学法人埼玉県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正 する規則(保健医療政策課)
- 埼玉県国民健康保険財政調整交付金条例施行規則を廃止する規則(国保医療課)
- 埼玉県国民健康保険運営協議会規則(国保医療課)
- 埼玉県がん登録審議会規則(疾病対策課)
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則(疾病対策 課)
- 埼玉県自家用水道条例施行規則の一部を改正する規則(生活衛生課)
- と 音場法施行細則の一部を改正する規則(食品安全課)
- 埼玉県家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則(畜産安全課)

- 埼玉県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則(森づくり課)
- 埼玉県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則(農村整備課)
- 埼玉県道路占用規則の一部を改正する規則(道路環境課)
- 埼玉県砂防指定地管理条例施行規則の一部を改正する規則(河川砂防課)
- 埼玉県都市公園に関する規則の一部を改正する規則(公園スタジアム課)
- 埼玉県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則(住宅課)
- 埼玉県特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則(住宅課)
- 埼玉県財務規則の一部を改正する規則(出納総務課)
- 技能職員の給与、勤務時間等の勤務条件その他勤務に関する規則の一部を改正する規則 (教委・総務課)
- 技能職員に関する規則の一部を改正する規則(教委・総務課)
- 埼玉県立高等学校管理規則及び埼玉県立中学校管理規則の一部を改正する規則(県立学校人事課)
- 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則(総務給与課)
- 給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則(総務給与課)
- 合料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則(総務給与課)
- 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(総務給与課)
- 職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則(任用審査課)
- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則(任用審査課)

訓令

- 職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令(人事課)
- 埼玉県職員服務規程の一部を改正する訓令(人事課)
- 職員被服貸与規程の一部を改正する訓令(人事課)
- 技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令(人事課)
- 埼玉県文書管理規程の一部を改正する訓令(文書課)
- 埼玉県教育委員会被服貸与規程の一部を改正する訓令(教職員課)
- 技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令(教職員課)
- 埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する訓令(教委・総務課)
- 埼玉県教育局等文書管理規程の一部を改正する訓令(教委・総務課)
- 埼玉県立歴史と民俗の博物館長の職務の特例を定める訓令を廃止する訓令(生涯学習文化財課)
- 埼玉県人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令(総務給与課)
- 埼玉県自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令(管財課)

管理規程

- 埼玉県企業局組織規程の一部を改正する規程(公営企業・総務課)
- 埼玉県企業局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程(公営企業・総務 課)
- 埼玉県企業職員給与規程の一部を改正する規程(公営企業・総務課)
- 埼玉県公営企業財務規程の一部を改正する規程(公営企業・財務課)
- 埼玉県企業局公文例及び文書管理規程の一部を改正する規程(公営企業・総務課)
- 埼玉県病院事業財務規程の一部を改正する規程(経営管理課)
- 埼玉県病院局組織規程の一部を改正する規程(経営管理課)
- 埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程(経営管理課)
- 埼玉県下水道局組織規程の一部を改正する規程(下水道管理課)
- 埼玉県流域下水道事業財務規程の一部を改正する規程(下水道管理課)

告示

- 政府調達に関する協定が適用される建設工事の請負等の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等に関する告示(入札審査課)
- 特例認定特定非営利活動法人の特例認定の失効に係る公告(共助社会づくり課)
- 埼玉県環境影響評価技術指針の一部改正(環境政策課)
- 土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定(水環境課)
- 土壌汚染対策法の規定に基づく要措置区域の指定の解除(水環境課)
- 十壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除(水環境課)
- 北本都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧(みどり自然課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人 等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人 等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出(社会福 祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人 等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出(社会福 祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人 等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定(社会 福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人 等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の 変更の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人 等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の 廃止の届出(社会福祉課)

- 身体障害者福祉法第 15 条の医師の指定(障害者福祉推進課)
- 身体障害者福祉法第 15 条の医師の指定の辞退(障害者福祉推進課)
- 平成30年埼玉県告示第142号の一部を改正する告示(こども安全課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 農用地利用配分計画の認可(農業ビジネス支援課)
- 建設業法第29条の2第1項の規定に基づく建設業許可の取消処分(建設管理課)
- 測量法に基づく基本測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了(用地課)
- 寄居都市計画道路事業の事業認可(中央通り線)(道路街路課)
- 雨水流出抑制施設の告示(河川砂防課)
- 雨水流出抑制施設の告示(河川砂防課)
- 雨水流出抑制施設の告示(河川砂防課)
- つ 行田都市計画道路の変更(都市計画課)
- 川口都市計画、さいたま都市計画、上尾都市計画、蕨都市計画及び戸田都市計画下水道 の変更(都市計画課)
- 上尾都市計画区域区分の変更(都市計画課)
- 坂戸都市計画下水道事業坂戸及び鶴ヶ島公共下水道の事業計画の変更認可(都市計画課)
- 桶川市下日出谷東特定土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の変更の届出(市街地整備課)
- 桶川市坂田西特定土地区画整理組合の定款の変更(市街地整備課)
- 東松山市市の川特定土地区画整理組合の定款の変更(市街地整備課)
- 〇 川口栄町3丁目銀座地区市街地再開発組合の設立認可(市街地整備課)
- 県営都市公園(羽生水郷公園)の区域の変更(公園スタジアム課)
- 県営都市公園(さきたま古墳公園)区域の変更(公園スタジアム課)
- O 都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物に係る数値の変更(建築安全 課)
- 埼玉県収納代理金融機関についての告示の一部改正(出納総務課)
- 会計管理者事務の一部委任告示の一部を改正する告示(出納総務課)
- Q 県道久米所沢線の供用の開始(川越県土整備事務所)
- Q 県道川越坂戸毛呂山線の区域の変更(飯能県土整備事務所)
- 県道ときがわ坂戸線の区域の変更(飯能県土整備事務所)
- 一般国道 407 号の区域の変更(飯能県土整備事務所)

- 県道坂戸停車場線の区域の変更(飯能県土整備事務所)
- 一般国道 125 号の区域の変更(熊谷県土整備事務所)
- Q 県道熊谷羽生線の区域の変更(熊谷県土整備事務所)
- Q 県道熊谷羽生線の区域の変更(熊谷県土整備事務所)
- Q 県道弥藤吾行田線の区域の変更(熊谷県土整備事務所)
- 県道越谷川口線の区域の変更(越谷県土整備事務所)
- 開発行為に関する工事の完了公告 (川越建築安全センター)
- 開発行為に関する工事の完了公告(越谷建築安全センター)
- 開発行為に関する工事の完了公告(越谷建築安全センター)
- 開発行為に関する工事の完了公告(越谷建築安全センター)
- O 政府調達に関する協定が適用される建設工事の請負等の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等に関する告示(公営企業・財務課)
- 大久保浄水場浄水発生土収集運搬業務委託に関する入札公告(水道管理課)
- 今玉県立病院の未収金回収業務委託(経営管理課)
- 女能教育のための施設の所在地変更(高校教育指導課)
- 技能教育のための施設の名称変更(高校教育指導課)
- 公職選挙法に基づく個人演説会等施設の指定(選挙管理委員会)

雑報

○ 収去した飼料等の試験結果の概要の公表に関する告示(病害虫防除所)

正誤

○ 埼玉県教委告示第6号中訂正(生涯学習文化財課)

埼玉県手数料条例及び埼玉県証 紙条例 \mathcal{O} 部を改正する条例(埼玉県条例第三号)

(財政課)

一趣旨

法により る産業廃棄物処理に係る特例認定申請手数料等の 廃棄物 徴収することとし、 0 処理及び 清掃に関する法律 及び規定の整備をするための改正 \mathcal{O} 部 改正 等に 額を定め、 伴 V 二以 証紙による収入の方 上 \mathcal{O} 事業者 12 ょ

二内容

─ 埼玉県手数料条例の一部改正

ア 手数料の新設等

(例) 二以上の事業者による産業廃棄物処理に係る特例認定申請手数

十四万七千円

イ 手数料の改定

(例) 危険物取扱者免状交付手数料 現行 二千八百円

改正後 二千九百円

口 埼玉県証紙条例の一部改正

証紙による 収 入の方法により徴収することとする手数料 \mathcal{O} 追加

三 規定の整備

三 施行期日

平成三十年四月 日。 ただし、 <u>-</u> (-) イ \mathcal{O} 部 は 同年五 月 _ 月 \mathcal{O} 部は 公

布の日

埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例(埼玉県条例第四号) (改革推進課)

趣旨

事務事業の執行体制の見直しに伴い、 職員の定数を改定するものである。

一 片 容

病院事業管理者の事務を補助する職員

二千四百一人 → 二千三百九十二人 (△九人)

三 施行期日

する条例の一部を改正する条例 埼玉県個人番号の利用に関する条例及び埼玉県本人確認情報の利用及び提供に (埼玉県条例第五号) (情報システム課)

一趣旨

の改正 をするとともに、 県民の 利便性 \mathcal{O} 本人確認情報を利用することができる事務の追加等をするため 向上を図るため、 個 人番号を利用することが できる事務 の追 加

二内容

○ 埼玉県個人番号の利用に関する条例の一部改正

個人番号を県が独自に利用する事務の追加等

 $(\underline{})$ 埼玉県本人確認情報 \mathcal{O} 利用及び提供 iz. 関する条例 の 一 部改正

ア 一の事務を本人確認情報を利用できる事務に追加

イ 規定の整備

三 施行期日

平成三十年四月一日

ただし、二口イは公布の日

に関する条例の一部を改正する条例 埼玉県議会議員又は埼玉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等 (埼玉県条例第六号) (市町村課) \mathcal{O} 公営

一趣旨

の作成の公営に関し必要な事項を定めるための改正 公職選挙法 \mathcal{O} _ 部 改正に伴い、 埼玉県議会議員の 選挙に おけ る選挙運動 用 ビラ

- 一内容
- 作成単価の上限 一枚当たり七円五十一銭
- 口 作成枚数の上限 一万六千枚

(公職選挙法第百 匹 十二条第一項第四号に定める枚数)

 (\equiv) 公費負担 \mathcal{O} 限度額 ○一の作成単価に□の作成枚数を乗じて得た金額

三 施行期日等

議会議員の選挙から適用

平成三十一年三月一日から施行 施行 \mathcal{O} 日以後その期日を告示される埼玉県

埼玉県民栄誉章等について議会の議決事件と定める条例(埼玉県条例第七号)(広

趣旨

聴広報課)

九十六第二項の規定に基づき議会の議決事件として定めるための条例を制定する。 埼玉県民栄誉章、彩の国特別栄誉章及び彩の国功労賞について、 地方自治法第

_

内容

は、あらかじめ、 知事は、埼玉県民栄誉章、彩の国特別栄誉章及び彩の国功労賞を贈呈するとき 議会の同意を得なければならない。

\equiv 施行期日

公布の日

例第八号) 埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例 (共助社会づくり課) \mathcal{O} 部を改正する条例 **(**埼 玉 一県 条

一趣旨

- $\left(\longrightarrow \right)$ 定する。 る指定の 「埼玉県指定特定非営利活 申 出があった特定非営利活動法人を指定特定非営利活動法 ...動法 人 \mathcal{O} 指定 \mathcal{O} 手続等に関する条 例 人として指 \mathcal{O} 規定に
- (____) 消す。 る指定の取消 「埼玉県指定特定非営利活 しの申出があった指定特定非営利活動法人につ 動法 人の 指定 0 手続等に 関する 条例」 V て、 指定を取り \mathcal{O} 規定 ょ

一内容

- $\left(\longrightarrow \right)$ 指定する特定非営利活動 特定非営 利活動法人熊谷市ほたるを保護する会(熊谷市) 法 人 \mathcal{O} 名称 (所在 地
- (___) 指定を取 特定非営利 特定非営 1利活動法: り消す 活動法人越谷らるご(越谷市) 特定非営利 人ときが わ山里文化研究所 (ときがわ町) 活動法人の名称 (所在地)

三 施行期日

- 一円については、公布の日
- 口については、平成三十年六月二十九日

埼玉県青少年健全育成条例 \mathcal{O} __ 部を改正する条例 (埼玉県条例第九号) 青 少年

一趣旨

課)

 \mathcal{O}_{\circ} 業法の制定に伴 律 青少年 (以 下 「青少年 が安全に 11 安 1 法 心 ン タ で新たに L て ネ ツ ン \vdash 規定された事項との タ 環境整備法」 ネ ツ を利用 とい できる環境 う。 整理や所要の改正等を行うも \mathcal{O} 改正及び住宅宿泊事 \mathcal{O} 整備等 に関 す る法

二内容

- (\longrightarrow) 等を条例から ネ 青 ット事業者 少 年イ ン 削除 12 タ 対する する。 ネ ツ 1 \vdash 環境整備法に ン タ ネ ット 先 \mathcal{O} 危険 行 性、 て規定し フ 1 て ル タ 11 IJ た 携帯電 ン グ 等 \mathcal{O} 話 説 1 明 ン 義務 タ
- 出と事業者 青少年イ グ有効化 ン によるその保存を義務化する 措置を講ずることを希望しない場合、 タ ネット環境整備法第十六条ただし書 保護者 0 からの 規 定 に 書面等に ょ り フ 1 ょ ル る申 タ IJ
- (Ξ) 加する け出るよう努めるべき事業者について、 保護者 \mathcal{O} 同伴が な 行動が 不審な青少年 旅館業者の \mathcal{O} 宿泊 他 が に住宅宿泊事業者等を追 あ 0 た 場合、 警察官 \sim 届

四 規定の整備

三 施行期日

平成三十年四月一日

ただし 三(三)は 同 年六月十五 月 (四) \mathcal{O} 部 に 0 11 て は 公布 \mathcal{O} 日

埼 玉県 犯 罪 被 害者等支援条例 〈埼 玉 県 条 例 第十号) 防 犯 交通 安全

趣旨

支援団 となる 犯罪被害者等が ることに 事 被 項を定め、 ょ \mathcal{O} 害 り、 責務 者 等支援 を明 再び平穏な生活を営むことが 犯罪被害者等が受け 5 犯罪被害者等支援に 12 カュ 関 に す るとともに、 基本 理念を定 た被害 関 \mathcal{O} する施策を総合的 犯罪被害者等支援に \otimes 早期 できる社 並 \mathcal{O} び 口 に 会の [復又は 県、 実現を 県 軽 か 民 減 関 0 目 を図 計 す 事 んる施策 業者及 指 画 す ŋ 的 ŧ に 推 \mathcal{O} Ţ \mathcal{O} 進 基 民 0 す 本 間

一内容

(一) 定義

- T 犯 罪 等 犯罪 及 びこ れ に 準ず る心 身に 有害 な影 響 を 及ぼ す
- 1 犯罪被. 害者等 犯罪 等 に より 害を被 0 た者及び そ \mathcal{O} 家族 文は 遺 族
- ウ 関 不 調、 二次的 に よる過度な プライバ 被害 シー 取材等 犯罪等に \mathcal{O} 侵害等 に ょ ょ り、 る 0 直 被害 犯罪被: 接的 な 害者等が受け 被 害 0 後に、 うる精神 風 評、 的 な苦痛 誇っ 中 傷 身 報 体 道 機
- 工 再 び 犯 平穏な生活を営むことが 被 害者等 支援 犯罪被害者等が できるように支援する そ \mathcal{O} 受けた 被 取 害 組 を 口 復 又は 軽 減
- 才 民 間 支援 寸 体 犯罪被害者等支援を行うことを主たる目 的とする民 間 \mathcal{O} 寸

□ 基本理念

- ア 遇を保 全 T 障 犯 さ 罪 被害 れ る 権 者 利 等 を有 は すること。 個 人 \mathcal{O} 尊厳 が 重 W ぜ 5 れ そ \mathcal{O} 尊 厳 に Š さ わ L 11 処
- イ 害者等 罪 が置 被 害者等支援は、 カュ れ 7 1 、る状況 被害 その \mathcal{O} 状況 他 \mathcal{O} 事 及 情 び に応じ 原 因、 て適 二次 切 的 に推 被害 進 \mathcal{O} され 状 況 こること。 等 \mathcal{O} 犯 被
- ウ 活を営 できるよう 犯 罪 むことが 被 医者等 に 推進さ 支援 できるようになるまで は れること。 犯罪被: 害者等が \mathcal{O} 間 被害を受けたときか 途切 れ ることな < 5 受け 再 び 平 ることが ·穏 な 生

三県の責務等

- ア 県の責務 犯罪被害者等支援に関する施策の実施等
- 1 町 村 \mathcal{O} 協 力 市 町 村 \mathcal{O} 施策 \mathcal{O} 策定に対 する県の 協 力等
- ウ \mathcal{O} 責 務 県 及 び 市 町 村 が 行 う 犯 罪 被 害者等支援 に 関 す る 施 策 \mathcal{O} 力

等

工

業者 \mathcal{O} 責務 次 的 被害が 生ずること $\overline{\mathcal{O}}$ な V よう十分 な配 慮

オ 民間支援 団体の 責務 専門 的 な 知識等を活用し た犯罪被害者等支援の推進

等

四 犯罪被害者等支援に関する指針の策定等

知罪被害者等支援に関する基本的な施策

ア 相談及び情報の提供等

イ 心身に受けた影響からの回復

ウ 日常生活の支援

エ 安全の確保

カ 雇用の安定

キ 経済的な助成に関する情報の提供等

ク 広報及び啓発

ケ 人材の育成

コ 民間支援団体等による支援の推進

犯罪被害者等支援の推進体制の整備等

(六)

ア 犯罪被害者等支援の推進体制の整備

関係機関等と連携 犯罪被害者等支援の推進体制を整備

県と民間団体が一体となって犯罪被害者等支援を総合的に行う体 制 の充

実、 関係機関等相互間の情報共有及び協 議の促進等連携の強化

市 町 村 の総合的対応窓口 \mathcal{O} 体制の充実 市町村が設置する総合的対応 窓 П

イ

の体制の充実を図るため、必要な援助を実施

ウ 財政上の措置

エ議会への報告

三

埼玉県生活環境保全条例の一部を改正する条例(埼玉県条例第十一号) (大気環

境課)

一趣旨

大気汚染防止法の改正に伴い、条例の一部を改正する。

二内容

大気汚染防止法の改正に伴い、 埼玉県生活環境保全条例第四十九条第三号中、

「第二条第九項」を「第二条第八項」に改める。

三 施行期日

める条例の一部を改正する条例(埼玉県条例第十二号)(高齢者福祉課) 埼玉県軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定

一趣旨

部を改正する。 特別養護老人ホ 4 の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、 条例の一

二内容

特別養護老人ホームに関する基準の追加を行う。

三 施行期日

介護保険法施行条例の一部を改正する条例(埼玉県条例第十三号) (高齢者福祉

課)

一趣旨

介護保険法等の一部改正に伴い、 条例の一部を改正する。

二内容

共生型サービス 共生型サービスの基準の追加介護医療院の基準の追加

 (\equiv) 居宅介護支援事業所の基準の削除

規定の整備

施行期日

平成三十年四月一日

ただし、二四の一部につい ては平成三十年十月一日

改正する条例 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例 (埼玉県条例第十四号) (障害者支援課) \mathcal{O} 部を

伴い、 に関する基準等を定めるとともに、 障害者の 自立生活援助等に係る指定障害福祉サービスの事業の人員、 日常生活及 び社会生活を総合的 規定の整備を行う。 に支援するため の法律等の 設備及び運営 部 改 正 に

内容

び規定の整備を行う。 自立生活援助等に係る指定障害福祉サー ピ ス \mathcal{O} 事業に関する基準等の追加、 及

施行期日

児童福祉法施行条例の一部を改正する条例 (埼玉県条例第十五号) (障害者支援

課)

一趣旨

援の事業等の人員、 児童福祉法等の一部改正に伴い、居宅訪問型児童発達支援等に係る指定通所支 設備及び運営に関する基準等を定めるための改正

一内容

 $\left(\longrightarrow \right)$ 居宅訪問型児童発達支援に係る運営に関する基準等を定める

 $(\underline{\hspace{1cm}})$ 共生型障害児通所支援に係る運営に関する基準等を定める

二 施行期日

埼玉県国民健康保険財政調整交付金条例を廃止する条例 (埼玉県条例第十六号)

(国保医療課)

趣旨

廃止する。 国民健康保険法の一部改正に伴い、埼玉県国民健康保険財政調整交付金条例を

内容

ため、 調整交付金を交付 国民健康保険法の規定に基づき、市町村が行う国民健康保険の財政を調整する 埼玉県国民健康保険財政調整交付金条例を定め、 てきた。 埼玉県国民健康保険財政

ため、 国民健康保険法 埼玉県国民健 \mathcal{O} 康保険財 一部改正に 政調整交付金条例を廃止する。 伴 V \ 国民 健康保険財 政調整交付金が廃止される

施行期日

埼玉県国民健康保険財政安定化基金条例 \mathcal{O} 部を改正する条例 (埼玉県条例 第十

七号) (国保医療課)

一趣旨

付金の 法律の 持続可能 交付要件等に 施行に伴 な 医療保険制度を構築するた 1 0 埼玉県国民健康保険財 V て定める等するため条例を改正する。 \emptyset 政安定化基金 \mathcal{O} 国民 健康保 の拠出金及び基金事業交 険法等の 一部 を改正 す る

二 内容

- □ 拠出金の徴収に関する規定の追加
- ア 拠出市町村 県内の全ての市町村で拠出
- イ 算定方法 国民 健康保険 事業費納 付 金 \mathcal{O} 般納 付金基礎額の算定方法に

じる

□ 基金事業交付金の交付要件に関する規定の追加

交付の要件とする特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- ア 被保 険者 \mathcal{O} 大多数が 災害に より 著し い損 害を受けたこと
- 1 企 業の 倒産 又は主要な生産物に係る価格の低下等により地域の 産業に著し

い影響が生じたこと

- ウ その 他 右に掲げる事情に準ずる事情として知事 が 認めるも \mathcal{O}
- 三 規定の整備
- 三 施行期日

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例(埼玉県条例第十八号)

(疾病対策課)

一趣旨

がん登録等の推進に関する法律の施行に伴い、 同法に規定する審議会その他の

合議制の機関を設置する。

二内容

別表第二に「埼玉県がん登録審議会」を加える。

三 施行期日

埼玉県産業技術総合センター 条例 \mathcal{O} _ 部を改正する条例 (埼玉県条例第十 · 九 号)

(産業支援課)

趣旨

新たに 埼玉県産業技術 総合 セ ン タ に 導 入する 試 研 究 機器 \mathcal{O} び

試験に 係る手数料を定める。

内容

$\left(\longrightarrow \right)$ 使用料

次の六点を条例に 追 加 する。

マイクロ フ オ 力 ス X 線 C Τ 装置 時 間

四三〇円

人工気候室

人 工 気象室に係る部 分 時 間 九 \bigcirc Ŏ 円

減圧 恒 温 恒湿槽に 係る 部 時間 四、 三九〇円

恒温 恒 湿槽 時 間 八二〇円

湿

大型複合サイクル試験機 間 四〇〇

〇 二 〇 円

円

キセノンランプ式耐候性試 験機

手数料

次の三点を条例に追 加する。

走査型電子顕微鏡による高分解能試 験

倍率 \circ \bigcirc 〇〇倍以 下 . О ŧ \mathcal{O} 試 測 定 $\overline{}$ Ŏ 円

円

7 イクロ フ 才 力 ス X 線 C T装置による測定 時 間 七、 四〇

三 施行 期日

倍率一

 \bigcirc

Ó

 \bigcirc

 \bigcirc

Ō

倍を超えるもの

試

料

測

定

九、

九〇〇円

公布 日

埼玉県主要農作物種子条例 (埼玉県条例第二十号) (生産振 (興課)

することを目的とするもの び普及を推進 主要農作 物 稲、 t 大麦、 2 て本 裸麦、 県の主要農作物 小麦及び大豆をい の品質の . う。 確保及び安定的な生産に寄与 \mathcal{O} 優良 な種子の 生産 及

内容

 $\left(\longrightarrow \right)$ 県の 責務

び 普及に係る施策の 県は 農業者団: 体等と連携を図 推進と体 制 \mathcal{O} 整備を図る。 りながら、 主要農作物 \mathcal{O} 優良な種子の 生産及

種子計画

表を行う。 知事は、 毎年度、 主要農作 物 \mathcal{O} 優良な種 子 \mathcal{O} 生産に関する計画 0 策定及び 公

 (Ξ) 原種及び原原種 \mathcal{O} 生産

県は、 主要農作物 の優良な種子の生産を行うため に必要な原種及び 原 原 種 0)

生産を行う。

(四) 在来種 この生産 及 び 維持

県は、 各地域 における在来の 主要農作物 \mathcal{O} 生産及びその 維持 に協力をする。

(<u>Fi</u>) 財政 上 一の措置

県は 主要農作 物 \mathcal{O} 優良 な 種 子 \mathcal{O} 生 産及 び普及に係る施策を推進するため、

要な財 政 上 \mathcal{O} 措置を講ず るよう努め る

三 施行 日

埼玉県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例(埼玉県条例第二十

一号) (農村整備課)

一趣旨

おける特別徴収金についての規定を追加等するための改正 土地改良法の一部改正に伴い、農地中間管理機構関連の新たな基盤整備事業に

一内容

─ 特別徴収金の規定を追加

□ 条例名を改正

施行期日

公布の日

埼玉県秩父高原牧場条例の一部を改正する条例(埼玉県条例第二十二号) (畜産

安全課)

一趣旨

農業災害補償法の一部改正に伴い、乳牛の育成を牧場に委託する者が付すべき

家畜共済を変更するための改正

二内容

乳牛の育成を委託する者が付すべき家畜共済の変更

三 施行期日

埼玉県都市公園条例の一部を改正する条例(埼玉県条例第二十三号) (公園スタ

ジアム課)

趣旨

都市公園法等の一部改正に伴い、 県が設置する公園施設の設置基準等を定める

ための改正

内容

(--) 公園施設の設置基準に関する特例の追加

(____) 運動施設に関する制限の新設

(<u>=</u>) 規定の整備

施行期日

ただし、闫については公布の日平成三十年四月一日

埼玉県建築基準法施行条例の一部を改正する条例(埼玉県条例第二十四号) **(**建

築安全課)

一趣旨

建築基準法の一部改正に伴う規定の整備をするための改正

二内容

日影による建築物の高さの制限に係る対象区域に田園住居地域を追加するため

の 改 正

三 施行期日

埼玉県高等学校等奨学金事業基金条例 \mathcal{O} 一部を改正する条例 (埼玉県条例第二十

五号) (教育局財務課)

一趣旨

に充てるために処分することができるように変更等をするため 埼玉県高等学校等奨学金事業基金を高等学校等奨学金事業に \mathcal{O} 要する経費の 改正 財 源

一内容

□ 基金の種類の変更

定額の 資金を運用 がするため の基金から特定 \mathcal{O} 目的 \mathcal{O} た めに財産を維持 資

金を積み立てるための基金に変更

二 基金の預託に関する規定の削除

奨学金 の貸与を行う金融機 関に基金を預託することができる規定を削 除

三 基金の処分に関する規定の追加

高等学校等奨学金事業に要する経費の 財 源 に充てるために処分することがで

きる規定を追加

三 施行期日

公布の日

埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例(埼玉県条例第二十六号) (県 立

学校人事課)

一趣旨

高等学校及び義務教育諸学校における教職員の標準定数の変更のため、 学校職

員の定数を改定するための改正

二内容

学校職員の定数の改定

三 施行期日

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条

例(埼玉県条例第二十七号)(保安課)

一趣旨

都市計画法の一部改正を踏まえ、風俗営業を禁止等する地域に田園住居地域を

追加するための改正

二内容

風俗営業が禁止等される第一種地域に田園住居地域を追加

三 施行期日

埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例 (埼 玉

県条例第二十八号) (運転免許課)

一趣旨

道路交通法施行令等の _ 部改正に伴 V. 運転免許試 験手数料等 \mathcal{O} 額 \mathcal{O} 改定等を

するための改正

二内容

□ 道路交通法施行令等の一部改正に伴う手数料の改定

(例)普通自動車運転免許に係る運転免許試験手数料

(指定自動車教習所を卒業した者等以外の者)

(現行) 二,二〇〇円 (改正後) 二, 五五〇円

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴う手数料の改定

(例) 火薬類運搬証明書交付手数料 (___)

(現行)二, 四〇〇円 (改正後) 二, 一〇〇円

三 施行期日

平成三十年四月一日から施行する。

埼 玉県手 成三十 数 年三月三十 料 条例 及 び 埼 玉 県 証 紙 条 例 \mathcal{O} 部 を改正 する条例 をここに 公布 する。

日

玉 県 知 事 上 田 清 司

玉 県条例 第三

埼玉 県手数料 条 例 及 び埼 玉県 証 紙 条 例 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 条 例

(埼玉県手数 料条 例 \mathcal{O} _ 部 改正

正する 一条 玉県手数 料 条 例 伞 成十二年埼 玉 県 条 例第九 号) \mathcal{O} 部 を 次 \mathcal{O} ょ う 改

十四号 千五百 第六 に、 項第 口 百 七 円 別 ピに 十三号 表危 百円」に、 「百八十円」 兀 中 号中 円 「千八 改 機 に、 中 を め、 管 千 理 一万 百円 同 八 防 \equiv 三三千 三三千 を 災 項第十二号中 百 九千円 円 百百 を 円 部 四百円」 兀 \mathcal{O} 六十円」 に 一千九 項第 百 を 改 Ħ 千 を「一 め、 六 を「三千 を 号 百 九 「二千八 に 同欄二 円 「四千 百 中 万七 改め、 円 円 三千 に 凣 千 中 改 百 Ŧī. に 同欄 百円」 円 め、 H 百 改 八 九 円 \otimes 百 に 十円」を「八十円」 ハ 同 円 を 改めめ に改 に、 項第十五号中 「二千九 同 「二百二十円」を 項 を る。 め、 第九 「二千七 二千 同項第 百 号 円 中 九 百 百 \neg 円 に改 五. 四十号金額 五千円」 円 に 千 二百十 改め、 め、 円 に 改 「三千六 を 五 同 を \otimes 項第 同 \mathcal{O} 円 項

第 五 に改 号を第六 0 第 别 + \emptyset 項 一項 同 表環境部 下 項 一号 第 第六号 六号 中 十三号とし、 げ 同 項第十 中 口 五. \mathcal{O} 第 七 項第二号中 兀 口 こに に 号 万 号 + を第五 改 五. 中 千円 号を第 第五 め、 改め _ 十五 同 十二号か 万 「第三十二条 項 七 匹 同項 を 第 十三号 号と 千 六六 九号中 円 第 万七千円」 七号 6 を 第 五 第 $\overline{}$ 「三万七千 中 \mathcal{O} L + 四第 兀 第 十二号 万 七号まで 同 号 に 五. 六条第一 一項第五号 改 千円 \mathcal{O} 七 8 次 カュ 百 6 を五号ず \sqsubseteq 円」を 項第五 同号を 第四 に 次 改 \mathcal{O} 口 め、 三号 + \sqsubseteq 「三万三千九百 同 号 九 0 を 号ま を 項第五十 繰 同 口 「第三十二条 加 り下げ、 項 介中第五 でを五 える。 を 六 一号ず 項

		承認の申請に対
	数料	譲渡及び譲受の
	認申請手	染土壌処理業の
	譲受の承	規定に基づく汚
	譲渡及び	条の二第一項の
	処理業の	対策法第二十七
十二万円	汚染土壌	四十四 土壤汚染
十二万円	染土	ー 壌 汚

	事業者に	理及び清掃に関
十三万四千円	二以上の	十八 廃棄物の処
		に対する審査
		例の認定の申請
	料	の処理に係る特
	申請手数	よる産業廃棄物
	特例認定	以上の事業者に
	理に係る	規定に基づく二
	廃棄物処	条の七第一項の
	よる産業	する法律第十二
	事業者に	理及び清掃に関
十四万七千円	二以上の	十七 廃棄物の処
に次の二号を加える。	十六号の次	号ずつ繰り下げ、第
四十二号とし、第十七号から第三十九号までを	四十号を第四	別表環境部の項中第
		請に対する審査
		相続の承認の申
	数料	染土壌処理業の
	認申請手	規定に基づく汚
	相続の承	条の四第一項の
	処理業の	対策法第二十七
十二万円	汚染土壌	四十六 土壌汚染
		る審査
		認の申請に対す
		併又は分割の承
	手数料	である法人の合
	承認申請	染土壤処理業者
	は分割の	規定に基づく汚
	の合併又	条の三第一項の
	処理業者	対策法第二十七
十二万円	汚染土壌	四十五 土壌汚染
		する審査

する る 定 \mathcal{O} ょ る産 定 \mathcal{O} 項 \mathcal{O} 処 上 \mathcal{O} 理に係 査 申 認 \mathcal{O} に 七 法 \mathcal{O} 変更 . 基 づ 定に 業廃棄物 事業者に 第七 請 律 第 + = 係 <u><</u> 項の る 対 \mathcal{O} 認 特 す る 認定申 手 特 理 廃 ょ 数料 例変 に 棄 る 係 物 産 業 更 る 処

次 \mathcal{O} 别 よう 表 農 に 林 加 部 える。 \mathcal{O} 項 第三 +__ 号 中 ヌ を ル と L IJ を ヌ と し チ を IJ と F \mathcal{O} 次 に

チ 牛ウイルス性下痢・粘膜病の検査

(1) 血清学的検査

(2) (1)以外の検査

二千

円 円

六百

別表農林部の項第三十一号に次のように加える。

ヲ 豚繁殖・呼吸障害症候群の検査

(1) 血清学的検査

六百円

(2) (1)以外の検査

二千円

開 建 申 利 係 除 \sim だし書又 \mathcal{O} 11 11 容積率、 率 築 請 用 る許 外等 別 発 手 地 表都 数 X を を 促 又 可 に \mathcal{O} 係る許 料 に 「基づ 申 は 進 は 建 市 -請手数 区等に 建築 建ペ 第十 整備 蔽 お 基 率 に け づ < 物 < 改 可 兀 部 る建築物 11 率、 建築物 料 建築物 お に、 申 項 \emptyset \mathcal{O} \mathcal{O} へただし け 高 請 項第二十 手数料」 る建 に さ 同項第四十 建築面積又は 再 \mathcal{O} \mathcal{O} 改 \mathcal{O} 築物 書」 容積 建蔽 関 容積 め、 開 す 発 ||率」に、 率、 を「 号中 等 率、 に \mathcal{O} る 同項第三十二号中 改め、 应 容 制 促 積率 壁面 建築 限 進 号 建 蔽 建 蔽 又 区 中 \mathcal{O} 率 適 等 率 物 同 は \mathcal{O} \neg 位置 建築物 建築物 用 基 _ に \mathcal{O} 項第二十五 第十三項た 除 建築面 に 建蔽 お づ 外 \mathcal{O} け 率に に る 建 特 \mathcal{O} 基 \mathcal{O} 築物 建ペい 係 建 積 高 建 例 号 関 蔽 る 築 又 許 度 づ だ する制 中 認 は 利 し書」 率 物 \mathcal{O} 可 < 率に 壁面 建築 又 定 建 用 \mathcal{O} 申 基 \sim 請 申 は 容 地 関 づ 建 請 物 積 V \mathcal{O} 手 区 限 を 築物 手数 率 率 位 数 に \mathcal{O} \mathcal{O} する < 建築物 料 適用 置 お 容 積率、 制限 \mathcal{O} 料 建 を \mathcal{O} ける 第十三項 築物 除 高 特 を 基 さに 例 建 外 \mathcal{O} \mathcal{O} 適用 高 築物 等 建ぺ づ 建 「再 \mathcal{O} 許 度 \sim に 建 可

円 例 建 す に い \mathcal{O} 市 関す \sim 認定 率 る \mathcal{O} 適 す 1 を \mathcal{O} 制 る都 用 る 率」 申 画 \mathcal{O} 請手 例 除 \mathcal{O} に 万七千 基 市 を 認 適 外に係る 限 を 定申請 づ \mathcal{O} 計 数 用 適用 規定に 料 除 画に 建蔽 建築物 外に 七 認定申 に改め 手数料 除 百 基 率 外に 円 づく建築物の容積率、 基づく建築物 \mathcal{O} \mathcal{O} 特 る認定申請手数料 係る に改 容積 例 請手数料」 同項第六 を「地区計 \mathcal{O} 率、 \otimes 認定申請手数料 に、 る。 建蔽率、 \mathcal{O} 容積率、 + に改 画等 地 め、 号 区計 外 壁 建 ペ 中 \mathcal{O} に 建蔽率」 X 改 _ 画 同項第七 「規定に基づ 一域に を V 等 \mathcal{O} 率、 後退 $\overline{}$ 区域に お 同 外壁 に、 項第五 +寸 ける 距離又は 地 建築 号 < お \mathcal{O} \mathcal{O} 中 住 後 建 +け 宅施 退距 物 高 寸 築 る $\overline{}$ さに関 建築物 地 物 \mathcal{O} 万六千 設に 離 \mathcal{O} 建蔽 \mathcal{O} 又 住 容 す 関 は 宅 積 率 \sim る する 髙 施 率 \mathcal{O} 建 九 11 設 特 \sim 百 制 さ

(埼玉県証紙条例の一部改正)

第二条 に改正 一する。 玉県 証 紙 条 例 (昭 和三十九年埼玉県条例第六十三号) \mathcal{O} を次 \mathcal{O} ょ う

下 を第三百 げ、 表埼 同 項第三百二十二号を次のように改め、 九十二号とし、 玉県手数料 条 例 第三百二十三号から第三百八十六号までを五号ず (平成十二年埼玉 県条例第九号) 同号を同項第三百二十七号とする。 \mathcal{O} 項 中 ·第三百 八 つ繰 +七 ŋ 号

建蔽率、 百二十二 請手数料 外壁 寸 \mathcal{O} 地 後退距離又は高さに関する制限 の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物 の適用除外に係る認定申 の容積率、

同 を第三百二十六 項 別 第三百 表埼 玉県手数料 + 号を 号とし、第三百十二号 次 条 例 \mathcal{O} よう 平 に 成十二年埼玉県条 改 め、 から第三百二十号ま 同 号を 同 例第九 項第三百十 号) でを五号ず 六号とする。 \mathcal{O} 項中第三百二十 0 繰 ŋ 下 一 号

三百十 地 区計画 等 \mathcal{O} 区域にお け る建築物 \mathcal{O} 建蔽 率 \mathcal{O} 特例 認定申請手数

料

三百十五号とし、 百 四号を次 別 表埼玉県手数料 のように改 第三百五号から第三百九号までを五号ず 条例 め、 伞 同 号 成十二年埼 を同項第三百九号とする。 玉 一県条例 第九 号) \mathcal{O} 0 繰り 項 中 下げ 第三百十 同 項第三 号を第

三百四 建 築 物 再 \mathcal{O} 高 開 さに 発等促進区 関す る · 等 に 制 限 お \mathcal{O} 適 け 用 る建築物 除 外 に 係 \mathcal{O} 容積率、 る認定申 建築物 請 手数 \mathcal{O} 建 蔽 率 又は

三百 别 |八号と 表 埼 玉 県手数料 第二百 条 九十三号 例 伞 成 か 十二年埼 ら第三百二号までを五号ず 玉 一県条 例 第九 号) \mathcal{O} 項 0 繰 中第三百三号を第 り下げ 同 項第

二百 九十二号を次のように改 め、 同号を同 項第二百九十七号とす

二百 は 九十二 壁面 \mathcal{O} 位 置 高 \mathcal{O} 度 特 利 例 用 許 地 可 区 申 に 請手数料 お け る建築物 \mathcal{O} 容積率 建 蔽率、 建築面積又

げ を第二百 别 表埼 司 項第二百 玉 九十六号とし、 県手数料 八十三号を次の 条例 第二百 (平 成 ように改め 八十四号から 十二年埼 玉 県 条例 第二百九 同号を同 第九 十号 項第二百 号 まで \mathcal{O} 項 八十 中 を五号ずつ繰 第二百 八号とする。 九 + り下 一号

二百八十三 数料 建築物 \mathcal{O} 建蔽 率に 関す る 制 限 \mathcal{O} 適用 除 外等 に係る 許 可 申 請手

げ、 を第二百 别 表埼玉 第百二十号を第百二十二号とし、 八十七 県手数料 号と Ļ 条例 第百二十一 平 成 十二年埼 号 か 同号 玉 6 第二百 o県条例第九 次に 八十一 次 の三号を加 号) 号まで \mathcal{O} 項 を 中 える 五号ず 第二 百 9 八 繰り下 十二号

百二十五 百二十四 百二十三 汚染土壌処理業の 汚染土壌処理業者の合併又は分 汚染土壌処理業の 相 譲渡及び譲受の 続 の承認申請手数料 割 \mathcal{O} 承 承 認 認申 請 申 手数料 請手数料

号 百二十一号と の次に 别 表埼玉県手数料 次 の二号を加 Ļ 第九十六号から第百十 条例 える 平 成十二年埼玉県条例第九号) 八号までを二号ず 0 \mathcal{O} 繰り下げ 項 中 第百十九 第 九十五 号を第

九十七 九 数料 十六 以 以 上 上 \mathcal{O} \mathcal{O} 事業者 事 業者 による 12 ょ る 産 産 業廃棄物 業廃棄物 処 処 理 理 に係 に 係 る る 特 特 例 例 変更認 認定 申 定申 請 手 請 数 手

附則

災 同 年五 部 例 \sum_{i} \mathcal{O} \mathcal{O} 別表環境 条例は 月 項第六号、 日 部 か 6 \mathcal{O} 平成三十 施行する。 第八号、 項第二号及 年 第九 兀 び 月 第七 号、 日日 号 第十二号、 カン 0 6 改 正 施 行 規定は す る。 第十四号 公布 ただ 及 \mathcal{O} び第十 日 カュ 5 五号 条 同 中 \mathcal{O} 表危機管理防 埼 改正規 玉 県 手数 定 は 料

例

埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第四号

埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例

埼玉県職員定数条例(昭和三十年埼玉県条例第二号)の一部を次のように改正す

る。

第二条第一項第九号中 則 「二千四百一人」を「二千三百九十二人」に改める。

この条例は、 平成三十年四月一日から施行する。

る条例 埼 玉 県 \mathcal{O} 個 人 __ 部 番 を改 号 \mathcal{O} 利 正 す 用 る条例 12 関 する をここに 条例及び 公 布 埼 する 玉県 本 確 認 情 報 \mathcal{O} 利 用 及 び 提 供 12 関

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第五号

埼 玉 に 関する条例 一県個 [人番号 \mathcal{O} \mathcal{O} _ 部 利 用 を に 改 正 関 す す る条 る条 例 例 及 び 埼 玉 一県本 人 確 認 情 報 \mathcal{O} 利 用 及 び 提

(埼玉県個人番号の利用に関する条例の一部改正)

第 条 埼 玉 県 個人 番 号 \mathcal{O} 利 用に 関 する条例 (平成二十七 年 埼玉県条 例第 兀 +

の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

埼玉県個人番号の利用等に関する条例

条中 「第九 条第二項」 \mathcal{O} 下 に 及 び第 + 九 条第十号」 を、 個 人番号 \mathcal{O} 利

用 \mathcal{O} 下 に 並 びに 特 定個 人 情 報 \mathcal{O} 利 用 及 び 提供」 を 加 える。

る」に 及び」 は、 を削 第 _ 四条 ŋ を 加 0) 0 下 同 法 え、 見出 項 に 別 を同条第三項 別表第 「しを「 表 同 第二」を 条第二項 個 _ \mathcal{O} とし 中 上 人 同 番 欄 \neg 表 前 に 号 掲 同条第一 項 \mathcal{O} に規定 利用 に げ 改 る 執 範 8 する 行 項 井 1機関が 等)」 同項た \mathcal{O} 次に を に だ 次 行 「法 \mathcal{O} L 改 う 書中 め、 別 同 _ 項 表第二 表 を _ \mathcal{O} 同 第十 加 条 下 え \mathcal{O} 欄 第 -九条第 第二 に 掲 項 欄 げ 中 七 る に 号 事 事 務 務

2 を受け 8 \mathcal{O} ス を 別表 に テ 必 利 要な 用 第二 る Δ を使用 ことができる場合は することが 限度 \mathcal{O} 上 欄に で L 同 て 他 表 掲 できる。 \mathcal{O} \mathcal{O} げ る執 個 下 . 欄 人 番号利用事 た に 行 ۲ だ 掲 機 Ļ げる \mathcal{O} 関 限 は 特 法 り 務 定 で \mathcal{O} 同 実施者 な 規 個 表 定に 人 \mathcal{O} 11 情 中 ょ 報 欄 カュ で に り 5 あ 当 掲 情 報 該 0 げ る 特 て 事 定 提 自 供 個 5 務 ネ が を 人 情 保 処 ツ 報 理 有 す ワ す \mathcal{O} る る 提 供 ク た

第四条に次の一項を加える。

4 定個 第二 \mathcal{O} 他 人 情 項 \mathcal{O} 0 規 報 規 کے 程 同 定 次 E _ \mathcal{O} 条第二項に ょ 内 り特定個 容 \mathcal{O} 情 報を含 お 人 情 V て 報 む書 を 条 利 面 例 用 等 \mathcal{O} L 提 た _ 出 とい 場合 が義務付 う。 に お \smile 11 け \mathcal{O} 7 ら 規定に れて 他 \mathcal{O} 11 より当 条 るときは 例 該 規 則

当該書面の提出があったものとみなす

第四条の次に次の二条を加え

る。

(特定個人情報の提供等)

とき 五. は 別 第 表 第三 九 条 \mathcal{O} 第 十号 第 _ 欄 \mathcal{O} に 条 掲 例 げ で る執 定 \emptyset 行 る ところ 機 関 が に ょ 同 表 り 特 \mathcal{O} 第三 定 個 欄 人 に 情 掲げ 報 を 提 る 執 供 行 す

関に対 掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、 機関が当該特定個人情報を提供するときとする。 同表の第二欄に 掲げる事務を処理するために必要な同表の第四 同表の第三欄に掲げる執行 欄に

2 られているときは、当該書面の提出があったものとみなす。 規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付け 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合におい て、 他 \mathcal{O} 条例 \mathcal{O}

(委任)

第六条 附則の次に別表として次の三表を加える。 この条例の施行に関し必要な事項は、 規則で定める。

別表第一 (第四条関係)

療育手帳(知的障害者(知的障害のある児童を含む。)	事	五.
で定めるもの 田の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則 定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費 定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)の規定	知 事	四
減に関する事務であって規則で定めるものく。)の児童又は生徒の保護者等に係る授業料等の軽私立の小学校、中学校又は高等学校等(各種学校を除	知 事	111
あって規則で定めるもの入学した生徒等に対する支援金の支給に関する事務で入学した生徒等に対する支援金の支給に関する事務で高等学校等を退学した後、私立の高等学校等に改めて	知 事	
する高等学校等をいう。以下同じ。) (特別支援学校する高等学校等をいう。以下同じ。)の保護者等(同法第三定する者をいう。以下同じ。)の保護者等(同法第三定する者をいう。以下同じ。)の保護者等(同法第三定する者をいう。以下同じ。)の保護者等(同法第三次第二項第三号に規定する法律(平成二十二年法律第十八号)第二条に規定って規則で定めるもの		
私立の高等学校等(高等学校等就学支援金の支給に関	事	_
事	執行機関	

であって規則で定めるものであって規則で定めるものを除く。)の支弁に関する事務校への就学奨励に関する法律(昭和二十九年法律第百特別支援学校への就学のため必要な経費(特別支援学	十三 教育委員会
て規則で定めるもの学校給食費をいう。)に係る援助に関する事務であっ二十九年法律第百六十号)第十一条第二項に規定する県立の中学校における学校給食費(学校給食法(昭和	十二 教育委員会
定めるものによる修学奨励費の貸与に関する事務であって規則でによる修学奨励費の貸与に関する事務であって規則で励費貸与条例(昭和四十九年埼玉県条例第八十七号)埼玉県高等学校定時制課程及び通信制課程生徒修学奨	十一 教育委員会
あって規則で定めるもの入学した生徒等に対する支援金の支給に関する事務で入学した生徒等に対する支援金の支給に関する事務で高等学校等を退学した後、県立の高等学校等に改めて	十 教育委員会
付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの除く。)の生徒等の保護者等に対する奨学のための給国立及び公立の高等学校等(特別支援学校の高等部を	九教育委員会
務であって規則で定めるもの玉県条例第六十一号)による奨学金の貸与に関する事歩玉県高等学校等奨学金に関する条例(平成十八年埼	八教育委員会
の減免に関する事務であって規則で定めるもの一年埼玉県条例第三十四号)による授業料及び入学料埼玉県立高等学校の授業料等に関する条例(昭和五十	七 教育委員会
って規則で定めるもの肝炎患者等に対する医療費等の助成に関する事務であ	六知事
の交付に関する事務であって規則で定めるものその他の事項の記載があるものをいう。以下同じ。)に対して交付する手帳であって、その者の障害の程度	

外国人生活保護関係情報であって	法別表第二の第二欄に掲げ る事務(法第十九条第七号 の規定により同表の第四欄 に掲げる生活保護関係情報 であって規則で定めるもの	四 知 事
則で定めるものに掲げる特定個人情報であって規	生活保護法の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定める事務であって規則で定めるもの	三 知 事
規則で定めるもの 対国人生活保護関係情報であって 大国人生活保護関係情報であって規則で	私立の小学校、中学校又は 高等学校等(各種学校を除 での見童又は生徒の保 での保 である事務であって規 関で定めるもの	二 知 事
生活保護法の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護 の実施又は就労自立給付金の支給 に関する情報(以下「外国人生活 に関する情報(以下「外国人生活	則で定めるもの	
の と は は の の で の の で の の で の の で の の で の の で の の で に 関する情 の で の の で の の に 関する情 の の の に 関する は の に に に の に 。 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に	船に関する事務であって規 援学校の高等部を除く。) を奨学のための給付金の支 る奨学のための給付金の支	— 知 事
特定個人情報	事務	執行機関

五.	知 事	法別表第二の第二欄に掲げ	療育手帳に関する情報であって規
		る事務(法第十九条第七号)	則で定めるもの
		の規定により同表の第四欄	
		に掲げる児童福祉法(昭和	
		二十二年法律第百六十四号)	
		による障害児入所支援に関	
		する情報又は身体障害者福	
		祉法(昭和二十四年法律第	
		二百八十三号)による身体	
		障害者手帳、精神保健及び	
		精神障害者福祉に関する法	
		律(昭和二十五年法律第百	
		二十三号)による精神障害	
		者保健福祉手帳若しくは知	
		的障害者福祉法(昭和三十	
		五年法律第三十七号)にい	
		う知的障害者に関する情報	
		の提供を受ける事務に限る。)	
		であって規則で定めるもの	

別表第三 (第五条関係)

	則で	る事	収金	定及	 に 対	に 困	に準	一 知事 生活	情報照会機関
	定めるもの	*務であって規	並の徴収に関す	及び実施又は徴	対する保護の決	留窮する外国人	上じて行う生活	旧保護法の規定	事務
								教育委員会	情報提供機関
学校保健安全法(昭	めるもの	であって規則で定	支弁に関する情報	ため必要な経費の	援学校への就学の	法律による特別支	就学奨励に関する	特別支援学校への	特定個人情報

コー	生活保護関係情報	知事	埼玉県立高等学校	教育委員会	Ξ
□ 無事			0		
一 知事			規則で定める		
一			限る。)であ		
中に関する情報の カンラ を			供を受ける事		
→ 知事			に関する情報		
一 知事			必要な経費の		
中	るも		校への就学の		
→ 知事	あって規則で		による特別支		
加事	弁に関する情		に関する		
第四欄に掲げる事務(法 開する法律に要する (特別支援学校 を発 (特別支援学校 を (特別支援学校 を (特別支援学校 (特別支援学校 (特別支援学校 (特別支援学校 (特別支援学校 (特別支援学校	のを除く。)		学校への		
カー 知事	する法律によ		四欄に掲げる		
一 知事 法別表第二の第二 本行号)に 五十六号)に エ十六号)に たのいての援 についての援 についての援 を療に要する 大分のため必要する情報で 大分のため必要する 大分のため必要する 大分のため必要する 大分のため必要する 大分のため必要する 大分のため必要する 大力を除く。 大力を終く。 大力を終く。 大力を終く。 大力を終く。 大力を終する 大力を終する 大力を終く。 大力を終する 大力を表する 大力を表する <td>への就学奨励</td> <td></td> <td>定により同表</td> <td></td> <td></td>	への就学奨励		定により同表		
- 知事	(特別支援		十九条第七号		
 一 知事 法別表第二の第二 教育委員会 特別支援学校 本のを除くの就学奨を を介に関する情報であって規則で定めめるものがあるもの規則を 	学のため必要		に掲げる事務		
る あ 弁 の す の ま期 す る 療 に 要 す る に か に 要 す る に か に 要 す る に か に 要 す る に か に 要 す る に か に か に か に か に か に か に か に か に か に	別支援学校へ	教育委員会	別表第二の第		
あ 弁 の す の ま費 学 別 切 で に 要 す る に す る こと な に す る に す る に す る に す る に す る に す る に す る に す る に す る に す る	るも				
弁のまま関連関連関連関連関連のの	あって規則で				
のを除去関連関連関連大三十三年かのでは大大ででから大大ででから大よよでから大よよよからよよよよからよよよよからよよよよからよよよよからよよよよからよよよよからよよよよからよよよよからよよよよからよよよよよからよよよよよからよよよよよからよよよよよからよよよよよからよよよよよからよよよよよからよよよよよからよよよよよからよよよよよからよよよよよからよよよよよからよよよよよよからよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよ<	弁に関する情				
する ま する は 中の が 大 男 で の の が 大 男 で を が で を が で を が で を が で を が で を 	のを除く。)				
費別規力完中ののののかののののたののののたののののたののののきののののきののののきののののきののののりのののののりのののののりののののののりのののの	する法律によ				
費 (特別支援) ファイン (特別支援) ファイン (特別支援) アラス (特別支援) (特別支	への就学奨励				
学のためが見ります。これにおいてのでは、これに要する情報ででは、これに要するが、これに要するが、これに要するが、これに要する。これに要するが、これに要する。	費(特別				
別 規 期 で で で で に 要する 情報で に 要する で に 要する で に 要する が で の 援 や が に 要する に の 形 を の に の が に の に の が に の に 。 に 。 る に に の に に の に の に の に 。 に の に の に の に 。 。 。 。 。	のため必要				
規則で定めまる情報で定めまする情報で定めまする情報で	別支援学校へ				
規則で定め 東に要する がての援 でに要する	0)				
三十三年法 一	規則で定める				
ついての援 療に要する 三十三年法	する情報であ				
療に要する三十三年法	ついての援助				
十六号)に三十三年法	療に要する				
三十三年法	十六号)によ				
_	三十三年法				

七	六	五	四	
教育委員会	教育委員会	教育委員会	教育委員会	
法別表第二の第二	特別支援学校への 就学のため必要な 経費(特別支援学 校への就学奨励に 関する法律による ものを除く。)の であって規則で定 めるもの	国立及び公立の高等学校等(特別支 に対すの保護者等に対する を受学のための を受学のための を を が会の支給に関す を を がまる の保護者等に対す を を がまる のと を のと のと のと のと のと のと のと のと のと のと	埼玉県高等学校等 例による奨学金の 例による奨学金の であって規則で定 がるもの	の授業料等に関す る条例による授業 料及び入学料の減 免に関する事務で あって規則で定め
知事	知事	知事	知 事	
外国人生活保護関	生活保護関係情報であって規則で定めるもの場所であって規則で定めるもの規則で定めるものが、	生活保護関係情報 であって規則で定 めるもの 外国人生活保護関 係情報であって規 関で定めるもの	生活保護関係情報 であって規則で定 めるもの 外国人生活保護関 係情報であって規 関で定	則で定めるもの 別で定めるもの 外国人生活保護関 外国人生活保護関

0	て規則で定めるも	に限る。)であっ	提供を受ける事務	活保護関係情報の	第四欄に掲げる生	規定により同表の	第十九条第七号の	欄に掲げる事務(法	
							則で定めるもの	係情報であって規	_

(埼玉県本人確認情報 \mathcal{O} 利用及び提供に関する条例の一部改正)

第二条 埼玉県本人確認 情 報 \mathcal{O} 利用及び提供 に関する条例 (平成二十二年埼玉県条

例第六号)の一部を次のように改正する。

別表第二第九号ニ中「から第四項まで」を「及び第三項」 に改 め、 同表に 次 \mathcal{O}

一号を加える。

一号)別表第 埼玉県個 人番号 \mathcal{O} 下 \mathcal{O} 利用等 に掲げる事務のうち、 に関する条例 (平成二十七年埼玉県条例 知 事 が行うもの 第四十

別表第三教育委員会の項に次の一号を加える。

人言食 三者 下る 重合のエリンの 一寸 る人 ンス

うち、 埼 玉 県個 教育委員会が行うもの 人番号の 利 用等に関する条例別表第一 \mathcal{O} 欄に掲げる事務 \mathcal{O}

附則

号 ニの改正規定は、 の条例は、平成三十年四月 公布の 日 か ら施行する。 日日 から施行する。 ただ 第二条中別表第二第九

条

に 関 埼 する条 玉 議 例 숲 \mathcal{O} 議 _ 員 部 又は を改 埼 正する 玉県 知 条例 事 \mathcal{O} 選挙に をここに お 公布 け る選挙運 する 動 用 自 動 車 \mathcal{O} 使 用 等 \mathcal{O} 公

半成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第六号

公営に関する条例 埼玉県議会議員 又 は \mathcal{O} 埼玉 部 を 県 改 知 正する条 事 \mathcal{O} 選 挙 例 に お け る 選 挙 運 動 用 自 動 車 \mathcal{O} 使 用 等 \mathcal{O}

に 関 埼 ける条 玉県議会 例 議員又は 平 成 五. 年 埼 玉県 埼 玉県条 知 事 例 \mathcal{O} 第四号) 選挙に お \mathcal{O} け る 選挙運 部 を次 動 \mathcal{O} ょ 用 う 自 に 動 改 車 正 \mathcal{O} す 使 用 等 \mathcal{O} 公 営

に 改 第 \otimes 条中 る。 \mathcal{O} ビラ (埼 玉県 知 事 \mathcal{O} 選 挙 \mathcal{O} 場合に .限る。)」 を 及 び 第 兀 号 \mathcal{O} ピ ラ

第七条中「(埼玉県知事の選挙の場合に限る。)」を削る。

そ れ 第 ぞれ同 九条中 項第三号又は第四号」を加える。 「第百四十二条第一項第三号」の 下に 「又は第 兀 号 \mathcal{O} 選挙 \mathcal{O} 区分に 応 じ

そ れ 第 に改 十条 ぞ れ 同 中 \emptyset 項第三号又は第四号」を加え、 る。 第 百四十二条第一項第三号」 \mathcal{O} 同号」 に を「それぞ \neg 又は 第 兀 れ 号 同 \mathcal{O} 項第三号又 選 挙 \mathcal{O} X 分 は 第四 応

附則

1 \mathcal{O} 条 例 は、 平 成 三十 _ 年三 月 _ 日 カコ 5 施 行 す る

2

期 る 埼玉 改 日 を告示 正 県 公 後 議 営 \mathcal{O} 会議員 され に 埼 関 玉 一県議 た埼 す る \mathcal{O} 選挙 会議 玉 条 県議 例 買又は E \mathcal{O} 会議 規 2 定 1 は 埼 員 7 適 \mathcal{O} 玉 選挙 用 県 \mathcal{O} 知 に 条 事 例 \mathcal{O} 0 \mathcal{O} 選挙 VI \mathcal{O} 条例 施 は 行 に \mathcal{O} お \mathcal{O} 施 け な 日 お 行 以 る 選挙 従 後 \mathcal{O} 前 そ 日 \mathcal{O} \mathcal{O} 運 \mathcal{O} 例 前 期 動 に 用 日 日 ょ までにその を 自 ∝る。 告 動 示 車 さ \mathcal{O} 使

埼 玉県民 栄誉章等に つい て議会 の議 決事件と定め る条例をここに 公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第七号

埼玉県民栄誉章等について議会の議決事件と定める条例

(目的)

う。 ある社会づ 国内外で高 次条におい 与えて県の 項の規定に ることを目 \mathcal{O} 県民 次条に 重要事業の お \mathcal{O} 11 \mathcal{O} て同じ。 基づき、 的 条例 お 名を高め、 総意とし て くりに貢献 く評価され 同じ。) とする。 は、 て同 推進に多大な貢献のあった個人又は団体に $\overline{}$ 地方自治: ľ て表彰することを明らかに 埼玉県民栄誉章 及び彩の国功労賞(スポ に 広く県民に敬愛される個 る功績を挙げ、 したと認められ 0 V 彩の 法 て、 昭昭 その重要 国特別栄誉章 (文化 和二十二年法律第六十七 る個 広く県民に夢と希望を与え、潤いと活力の 性に鑑み、 人又は団体に対して行う表彰をいう。 \mathcal{O} 向 リツ、 人又は 上に貢献 (国際 もって県民意識 団体に 化 議決事件と定めることによ 文化等の の進展、 対 して行う表彰をい 対し 号) 社会に明るい 各分野において、 文化 て行う表彰を 第九十六 \mathcal{O} 高揚に資す \mathcal{O} 向 条第二 上等の 希望

(表彰についての議決)

ときは、 知事は あら か じめ、 埼玉県民栄誉章、 議会 \mathcal{O} 同意を得 \mathcal{O} なけ 国特 別栄誉章及 れ ばならな び彩 \mathcal{O} 玉 功労賞を贈呈する

附則

この条例は、公布の日から施行する。

する。 埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例 \mathcal{O} 一部を改正する条例をここに公

平成三十年三月三十日

布

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第八号

六号)の 埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例 埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の 一部を次のように改正する。 (平成二十五年埼玉県条例第三十 部を改正する条例

第一条 第三十六号) 埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例 \mathcal{O} 一部を次 0 ように改正する。 (平成二十五年埼玉県条例

本則の表に次のように加える。

12 を保護する会 特定非営利活動法 人熊 谷市 ほ たる 地二 埼玉県熊谷市三本千 九 百二十 七 番

第二条 る。 埼 玉県指定特定非営利 活動法人を指定する条例 0) 部を次 \mathcal{O} ように し改正す

までを二項ず 本則の 表中 2 の つ繰り上げる。 項及び 3 0 項を削 り、 4 \mathcal{O} 項を 2 の 項と 5 \mathcal{O} 項か 6 12 \mathcal{O} 項

附則

二十九日から施 0) 条例は 行する。 公布 \mathcal{O} 日 から施行する。 ただし、 第二条の規定は、 平成三十年六月

埼 玉 青 少 年 ·健全育 成 条 例 \mathcal{O} __ 部 を 改 正 す る条 例 をここに 公 布 す る

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第九号

埼玉 一県青少 年 健 全育 成 条 例 \mathcal{O} _ 部 を 改 正 す る

ように改 玉県青 正 する 少 年健全育 成 条例 (昭 和 Ŧī. + 八 年 埼 玉県条例 第二十 八 \mathcal{O} 部 を 次 \mathcal{O}

第二十一条の三中「及び第四項」を削る。

二項 に 末 的 則 当該 だ 1 0 を ŧ イ 方式そ 又は 事業者 第二十 電 加 ただ ン 代 て、 で ル (法第二条第七項に規定する携帯 定める 中 え、 ŋ 閲 話 タ えることが 青 タリ 書の 電子計算機に 覧す その 携带 「携 少 Ρ 1 少 規定に 書」 Н 年 ネ \mathcal{O} ン ン 年 る 帯 方 Ď 当 グ 内 電 S を 他 条 タ ツ 機会が 電 業務 該 容 が 話 端 法 有 を \mathcal{O} ト事業者 人 「携帯電 話 できる。 効化措 を」 末 ネ \mathcal{O} に 青 有害情報 1 ょ 「第十 兀 知覚に 第 少年 ン に り 1 ツ よる申 (第四 よる 著 生 フ を タ ン 削 ず 話 が タ 接 L 項 置 1 Ŧī. (同条第 情 統役務 就労 一条ただ 項に ネ 第三項及 V ること」を 出をする場合にお を ル 中 り、 \mathcal{O} イ ょ 報 ネ 支障 閲覧をす ン 1 タ ツ 0 ر کی 処 う。 お タ て L IJ 同条第三項か ツ 理 提供 接続役務 卜 1 八 は を生ずることその て ン \mathcal{O} \mathcal{O} 以下 項に 書」 事 て お ネ び第四項に 認識することが グ 項 用に供さ 業者」 事業者 b, 有 る 電 ツ 及 同じ。 携帯電 携帯 話端 可能 ト事業者等 規定する携帯電話 効 に び第 \mathcal{O} フ 化措 改 末等 等 5 性 電 提 を 11 イ 8 兀 れるも 第五 話端 話 お ては、 置 項 が 供 ル を を受ける あ を 端 タリ 携帯電話 に 1 講ず 同 できな 項まで 末等 末等」 他 改 て 申 11 を ること」 (法第十三条第 \mathcal{O} · う。 め、 条に 出 上 同じ。 電磁 の」を ン を ることを希 グ カコ V ことに を次 的 以下 とい V サ 規 \mathcal{O} 5 1 同 イ \mathcal{O} 、う。第五 削 \smile ĺ 定す に 項 方式 記 条」 \mathcal{O} ン ン 下 り、 第二 Š タ _ 改 タ 同 録 \mathcal{O} 1 ピ じ を加え ょ で る青 ょ 8 ン ス に (電子 望し 号 書面 又 タ り ネ 項 作 を利用することで う を ネ _ 青 に 中 項 少年 は ツ ツ に 6 な 携帯電 改め 法 改 説 ネ 少 1 12 1 お れ 的 第 V \mathcal{O} 第十 接続役 \emptyset 明 年 事業 携带 規定 る記 方式、 有 + ツ 11 旨 下に が 携带 て す 七 \mathcal{O} 者 話 す 同 録 る 有 同 電 六 \mathcal{O} 条 「(規 害情 等 条第 る 務 利 電 で 第 末 用 提

携帯電 合 ツ 続 携 帯 役 T 1 務 ン 話 提 タ 同 供 1 項 事 ネ \mathcal{O} ン 業者 タ 書 ツ 面 1 事業者 ネ \mathcal{O} を 提 V ツ 1 出 う。 接 が (法第二条第 続 あ 役 は 0 務 た を提 とき 第 供 に 項 八 各号 項に す 限 る ŋ 規 に とが 定す 規定 フ 1 す る で ル 携 き タ る 帯電話 契約 る。 IJ ン を グ 締 サ イ ン す タ ピ ス

イ タ ネ ツ 事 業者 等 は 第 _ 項 各 号に 規定 す る 契約 \mathcal{O} 締 結 に 当た

- きる。 該 ŋ 下 特定 同 定 帯 を 話 販 電 売 話端 端 す 末 等 る 末 場合に 12 等 0 (法 11 第十 て お VI 六 フ 7 条 イ に 同 ル 項 規 タ 定 IJ \mathcal{O} する 書 ン グ 面 特 有 \mathcal{O} 定 提 効 携 化 出 措 が 帯 置 電 あ 話 を 0 講 た 端 じ لح 末 な き 等 11 に を ことが 限 11 う。 り、 で 当
- 5 で \mathcal{O} 第三 間 項 項 次 又 E は 掲 規 前 定 げ 項 る に す る 規 11 契約 ず 定 れ す カュ が る 終了 場合 を 保 存 す 12 る お な 日 11 又 7 け は れ 携 規 ば 帯 なら 則 電話 で定 な イ \otimes VI ン る タ 日 \mathcal{O} ネ V ツ n 事業者等 カコ 早 V 日 は ま
- 一 第一項の書面又はその写し
- で 定め 第 項 る 記 \mathcal{O} 録媒 書 面 体 (電 (次号 磁的 に 記 録 お い を て 含 ts 記 次 録 媒 号 体 に お لح 11 V 7 う 同 ľ が 記 録 さ れ た 規 則
- 三 事 項に 前二 号に 限る。 掲 $\overline{}$ げ るも が 記 載 \mathcal{O} さ \mathcal{O} れ、 ほ か 若 第 < は 項 記 \mathcal{O} 録さ 書 面 れ に た他 記 載 \mathcal{O} さ れ 書 面 た 事 又 は 項 記 (規 録 媒 則 で 定 8 る
- 四 前三号に掲げるもののほか、規則で定めるもの

を加 下に ン 1 項 1 又 第二十 タ 兀 ン 中 ン は第四 条及 ター え、 タ 乛 1 び 帯 又は ネ 同 ネ 一条 ツ 第二 条第 項 電 ット ット事業者」 ご を 話 \mathcal{O} 事 特 業者等 一項」に、 定携帯 四第六 事業者等 九 イ 項及 ンター \mathcal{O} び 項 電話端末等 第 第十項中 こに改 ネット事業者」を 説 兀 を「 中 携帯電 明等」 「項又は 「第二項又 「携帯電 8 に 話 第 へ の 「携帯電話 五 話 改 1 同条第十 項」 は第 8 フィ 1 ン る。 ター ン ター 匹 に 「携帯電 ル タリ 改 項」 ネ _ イ 項 め、 ネ ン ツ タ 中 ン ット を 1 話 事 グ 同条 法 インタ 業者 第二 有 事業者等」 ネ 第十四 第 ツ 効化措置を講じ \vdash 項 八項 \mathcal{O} | ネ -事業者」 説 及 · 条] 中 明 \mathcal{U} ツ 第 「受け 改め に を 兀 事業者等」 を 項」 携带 てい 「携 て を 1 携 同条第七 電 帯 る 帯 な 法 話 電 電 11 話

三項 る 住宅宿泊 に 第二十三条 に規 定する 住 管 宅 理 宿 \mathcal{O} 業を 住宅宿 泊事業 見出 い L う。 泊 中 (住宅宿泊 事業をい 旅 $\overline{}$ _ 館 業」 を . う。 1.事業法 加 える を $\overline{}$ 旅 又 伞 旅館業等 は 住宅宿 成二十 泊 九 に 年 管 改 理 法 \otimes 業 律 第六 同 同 条 条 +中 第六 五. \neg 号) V う。 項 第二 に 規 定 条 第 す \mathcal{O}

改 める。 三 十 Ŧī. 条 第 _ 項 第三号中 乛 第二項若 L < は 第 兀 項 \sqsubseteq を 若 は 第二 項 に

第二十六 ネ ツ 事 条第 業者等」 項 第 に 七 改 号 \emptyset 中 る 携 帯 電 話 1 ン タ ネ ツ 1 事 業者」 を 携 帯 電 話 イ ン

附則

は \mathcal{O} 各 例 号に は 定 亚 成 \emptyset 三十 る 日 カュ 年 兀 5 月 行 す 日 る カュ 6 施 行 す る。 ただ 次 \mathcal{O} 各 号 掲 げ る 規 定

第二十 条 \mathcal{O} 兀 第 __ 項 \mathcal{O} 改 正 規 定 第 +七条第 __ 項ただ L 書 を 第十 五. 条

条

埼玉県犯罪被害者等支援条例をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第十号

埼玉県犯罪被害者等支援条例

目次

第一章 総則(第一条—第九条)

第二章 犯罪被害者等支援に関する基本的な施策 (第十条 第十 九条)

第三章 犯罪被害者等支援の 推進体 制 \mathcal{O} 整備等 (第二十条 第二十三条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、 ることを目的とする。 する施策の基本となる事項を定め、 事業者及び民間支援団体の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援に関 を図り、 画的に推進することにより、 もって犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができる社会を実現す 犯罪被害者等支援に関し、 犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減 犯罪被害者等支援に関する施策を総合的か 基本理念を定め、 並びに県、県民、 0

(定義)

第二条 この条 ころによる。 例 に お V て、 次 \mathcal{O} 各号 に 掲 げ る用語 \mathcal{O} 意義 は、 当該各号に定め る

- 犯罪等 犯罪及びこれ に 準ずる心身に 有害な影響を及ぼす行 為をい う。
- 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- 道機関 被害者等 二次的被害 (報道を業として行う個 が受ける精神 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、 的 な苦 痛、 人を含む。)による過度な取材等により、 身体の不調、 プライ バシ 風評、 \mathcal{O} 侵害等の 誹謗中傷、 被害を 罪
- 兀 再び平穏な生活を営むことができるように支援する取組 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が その受け た被 害を回復 をい う。 Ļ 又は 軽減
- Ŧī. 民間支援団 体 犯罪被害者等支援を行うことを主たる目的とする民間 \mathcal{O} 寸 体

(基本理念)

第三条 全て犯罪被害者等は、 個人の尊厳が重んぜら れ、 その尊厳にふさわ V 処

遇を保障される権利を有する。

- 2 が 置 被 カコ 害者 れ て 等支援 11 る状 況 は その 被害 他 \mathcal{O} \mathcal{O} 事 状 情 況 に応 及 び じて適 原 因、 切に 次 推 的 進さ 被 害 れ \mathcal{O} 状 な 況 け ħ 等 ば \mathcal{O} な 5 被 な 害者 11
- 3 営 うに推進され こむことが 犯罪 被 害者等支援 で な きるよう け れ は ば なら に なるま 犯罪 な 被 V で 害 者 \mathcal{O} 間、 等が 途 被 (害を受け) 切 ħ ることなく受け たとき カュ 5 再 ること び 平 穏な が で きる 活

(県の責務)

- 第 四条 犯罪被 害者等支援に 県 は、 前 条 に 関 定 する施策 8 る基本理 を総 念 合的 以 か 下 つ計 基本 画的 理念」 に 実 施 と す 11 う。 る ŧ \mathcal{O} とする に \mathcal{O} 0 لح ŋ
- 2 支援団 る ŧ は \mathcal{O} とする。 | 体 そ 前 \mathcal{O} 項 他 \mathcal{O} 施策 \mathcal{O} 関 係 を 実施す する 者 る 以 に当 下 たっ 関 係 T 機関 は、 等 市 町 と 村 そ 11 う。 \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 関係 と 相 機 互 関 連携 及 \mathcal{U} 民 义

(市町村への協力)

五条 \otimes に必 要な 県は 情 市 報 町村 \mathcal{O} 提 供 が 犯罪被害者 助言そ 0) 他 等支援に \mathcal{O} 協力 を行うものとする。 関する施策を策定し、 及び 実施す る た

県民の責務)

六条 に、 に \mathcal{O} とする 0 県 及 県民 7 び \mathcal{O} 理解 は、 市 町 村が を深 犯罪 め、 行 被害者等が う 二次的 犯罪 被害者等支援 被 置 害が生ず カコ れ T 1 に関 ること る 状 する施 況 \mathcal{O} 及 な び 策に協力す 犯 1 罪 よう十分配慮するとと 被害者等支援 るよう努め \mathcal{O} る 要性

(事業者の責務)

援 罪被害者等支援 七 に努める 二次 事 的被 業 者 ŧ 害が は、 のとする。 \mathcal{O} 生ずること 基本 必 要性 理 に 念 0 に \mathcal{O} \mathcal{O} 11 な 7 0 \mathcal{O} と V 理解 よう ŋ +を 犯 深 罪 分 配 8 被 害 慮する その 者 等 事 ととも が 業活 置 カュ に 動 れ を て 行 犯 11 罪 う る 被 に 害 . 当 況 者 及 等 0 び 7

(民間支援団体の責務)

が 八条 行う犯罪 知 び 間 支援 被害者等支援に 経 一験を活 寸 体は、 用 基 関する施 犯罪 本 理念 被害者等 に 策 \mathcal{O} に協 0 支援を推進 لح 力するよう り、 犯 罪被 す 努 るととも 害 者等 \emptyset る 支援に ŧ \mathcal{O} 県 関 す 及び する 市 専 町 門 的 村

(犯罪被害者等支援に関する指針)

- 第 九 \mathcal{O} 被 は 等支援 犯罪被害者等支援に関す に 関する指針 以 下 る施策を総合的 \mathcal{O} 条 12 お 1 て カュ 0 指 計 針 画 的 に 11 推進 . う。 す るため を 定
- 2 指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 犯罪被害者等支援に関する基本方針
- 二 犯罪被害者等支援に関する具体的施策
- \equiv に 必 前二号に掲 要な事 項 げ る ŧ \mathcal{O} \mathcal{O} ほ か 犯罪 被 害者等支援に 関 する施策を推 進 す る た 80
- 3 る。 県 は 指 針 を 定 め、 又 は 変更し たとき は 遅滞 な \langle れ を公表す る ŧ \mathcal{O}
- 第二章 犯罪被害者等支援に関する基本的な施策

(相談及び情報の提供等)

第十条 他 要な情報の うにするた の必 要な施策を講ずるも 県は 提供 め、 犯罪被害者等が 及び 犯罪被害者等が 助言を行 \mathcal{O} とす V. 日 直 常 رِ چ 犯罪 面 生活 被 7 又 害 は 11 者等支援に る各 社 会生活 般 \mathcal{O} . を 円 問 精 題 通 に 滑 0 に 営 て V 11 7 む こことが る者 相 談 に \mathcal{O} 応じ、 紹 で きる 介 そ \mathcal{O}

(心身に受けた影響からの回復)

第十一条 する。 保健医 響から 口 療サー 県は、 復することが ピ 犯罪被 ス及び福祉サ できるよう 害者等が心 ビ にす 理的 スが提供されるよう ,るため、 外傷その そ 他 \mathcal{O} \mathcal{O} 心 犯 罪 必要な施策を講ずるも 身 \mathcal{O} 等 状 に ょ 況 等 り に 心 応じた 身に受け 適 のと 切 た な

(日常生活の支援)

第十二条 るよう必 要な施 県は、 策を講ずるも 犯罪被害者等 が 早 \mathcal{O} とする 期 か 0 円 滑 に 平穏な 日 常生活 を営むことが でき

(安全の確保)

十三条 ŧ その 犯罪被害者等に係る個 のとする。 安全を確保す 県は、 犯罪被 っるため、 害者等が 人情 報 時 \mathcal{O} 保 更な 適 護、 切 な取 る犯罪等に 施 設 扱 11 \mathcal{O} \mathcal{O} 入所 確保 より による保護、 被 そ \mathcal{O} 害を受けることを防 他 \mathcal{O} 必要な施策を 防 犯 に 係る指 講 止 ずる 導、

(居住の安定)

第十四条 者 等 必要な施策を講ずる ことを防止するため、 居 県は、 住 の安定を図 犯罪 ŧ 等 り、 のとす 12 犯罪被害者 ょ 又は り 従 犯罪 前 等 \mathcal{O} 被害者: 住居に \mathcal{O} _ 時的 等 居 な 住 が更なる 5利用に するこ 犯罪 供 と する住居 が 等 木 難 に ょ لح な \mathcal{O} ŋ 提供 被害を受け 0 た 犯 いその 罪 被 他

(雇用の安定)

第 +11 五条 況 県 は、 0 て事業者 罪 被 害 者等 \mathcal{O} 理解 \mathcal{O} を深 雇 用 める \mathcal{O} 安定 等 必 を 要な 义 る 施策 た め、 を 講ず 犯罪 る 被 害者 ŧ \mathcal{O} とする。 等 が 置 カュ れ 7

(経済的な助成に関する情報の提供等)

第十六 る。 経済 的 な 県は、 助 成 に 関 犯罪 す 被害者等が る 情 報 \mathcal{O} 提 供 受けた被 及 び 助 害に 言 そ \mathcal{O} よる経済 他 \mathcal{O} 必 要 的 な施 負担 策 \mathcal{O} 軽 を 講 減 ず を る 义 Ł る た \mathcal{O}

(広報及び啓発)

第十七条 策を講ずるものとする。 業者が理解を深め、 犯罪被害者等の 県は、 広報 名誉 活 社会全体とし 動及 又は び 啓発活 生 活 て犯罪被害者等支援が推進され \mathcal{O} 平穏 動を通 \sim \mathcal{O} じ 配慮 て、 犯罪 \mathcal{O} 重 被 要性等に 害者等が 0 るよう必 V 置 て カュ ,県民 れ て 要な施 及 V び る 事

(人材の育成)

第十八条 施策を講ずるも 援等 \mathcal{O} 犯罪被害者等支援を担う人材を育成する 県は、 のとする。 犯罪被害者等支援の充実を図 るた た め、 \Diamond \mathcal{O} 研 相 修 談、 \mathcal{O} 実施そ 助 言 \mathcal{O} 日 常生 他 \mathcal{O} 活 要な の支

(民間支援団体等による支援の推進)

第十九条 等支援を推進することができるよう、 るものとする。 県は、 民間支援団体その 他の 情報 関係する者が の提供 助 適 言そ 切 か 0 0 他 効 果的 \mathcal{O} 必 要 な施 犯罪 策 被 害 者

第三章 犯罪被害者等支援の推進体制の整備等

|犯罪被害者等支援の推進体制の整備|

- 第二十条 となく受けることができるよう、 の整備を行うも 県は、 関係機関等と連携して、 のとする。 犯罪被 害者等支援を推 犯罪被害者等 が 進するため 必要な支援を途切 に必要な れ 体 る 制
- 係る情報 等支援を総合的 のとする 項 \mathcal{O} \mathcal{O} 体 共 有 制 \mathcal{O} 整備に に行 及 び ごう体制 協 当た 議 \mathcal{O} 促 \mathcal{O} 0 進 充 て その 実並 は、 県と民 びに 他 \mathcal{O} 関 関 係 係 間 機関 機 支援 関 等 等 寸 体 相 相 互 が 互. 間 間 体とな \mathcal{O} \mathcal{O} 連 犯 罪 携 被害者等支援に \mathcal{O} つ 強 て 化 犯 罪 を 义 被 害 る

(市町村の総合的対応窓口の体制の充実)

第二十一条 な援助を行うも の充実を図 るため 県 は、 \mathcal{O} とする。 市 市 町 町 村 村 が 設 に 置 対 す する情報の る 犯罪被害者等支援を総合的 提供 助言、 研修 \mathcal{O} 実施そ 行 Š \mathcal{O} 窓 他 \Box \mathcal{O} \mathcal{O} 必 体 要 制

(財政上の措置)

第二十二条 措置 を 講 ず は、 るよう 犯 努 罪 8 被害者等支援に関する施策を推進するた るも \mathcal{O} とす る \Diamond に 必要な 財 政 上

(議会への報告)

第二十三条 県 は、 犯 罪被害者等支援に関して講じ た施策の実施状況に 0 V て、 適

宜、議会に報告するものとする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(見直し)

2 ものとする。 県は、社会状 況 \mathcal{O} 変化等を踏まえ、 必要に応じこの 条例に 9 7) て見直しを行う

(埼玉県防犯のまちづくり推進条例の一部改正)

3 埼玉県防犯のまち っづくり 推進条例 (平成十六年埼玉県条例第三十六号) \mathcal{O} _ 部

を次のように改正する。

に、 により被害を被った者」 「講ずるよう努める」を「講ずる」に改める。 第二十条の見出し中 犯罪被害者」を「犯罪被害者等」に、「民間団体」 「犯罪被害者」を「 を「犯罪等により害を被った者及びその家族又は 犯罪被害者等」に を「民間支援団体」に、 改 め、 同 条中 遺族」 犯罪

埼玉県生活環境保全条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第十一号

埼玉県生活環境保全条例の一部を改正する条例

埼玉県生活環境保全条例(平成十三年埼玉県条例第五十七号)の一部を次のよう

に改正する。

第四十九条第三号中「第二条第九項」を「第二条第八項」に改める。

附則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

 \emptyset る条例 埼 玉県 軽 \mathcal{O} 費老 一部 人 を改正する条例をここに ホ ム、 特別 養護老人ホ 公布 する。 ム 等 \mathcal{O} 設 備 及 び 運営に 関 する基 準 を 定

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第十二号

を定める条例 埼玉県軽費老人 \mathcal{O} ホ _ 部 を改正する条例 Δ 特 別 養護老 人 ホ Δ \mathcal{O} 設 備 及 び 運営 関す る基

 \otimes る条例 埼 玉県軽費老 平成 二十四 人ホ 年 A 埼 玉県条例第六十 特別養護老人ホ 五 号) ム 等 \mathcal{O} \mathcal{O} 一部 設 備 を次 及 び 運 \mathcal{O} よう 営 に に 関 改 す 正す る 基 準 を定

を 加 第 える。 七十六条中第七 号 を第八号と 第六号を第七 号とし、 第 五 号 \mathcal{O} 次に次 \mathcal{O}

六 緊急時等における対応方法

第 八十一条中 「介護老人保健施設」 \mathcal{O} 下 に 若 くは 介護医療院」 を 加 え

第九十一条の次に次の一条を加える。

(緊急時等の対応)

お 状 九十一条の二 項第二号に かな の急変が け れ · 掲 げ ば 生じた場合 ならな る医 特別 養護 師 11 そ と \mathcal{O} \mathcal{O} 老 他必 人 連携方法その ホ 要な場合 Δ は、 他 \mathcal{O} 現 ため、 12 の緊急時等に 処遇を行 あら か 2 お じ て め、 け 1 る る対応方法を定めて ときに 省令第十二条第一 入 所 者 \mathcal{O}

え 百三条中 第 八 号を第 九号 と L 第七 号 を第八号とし、 第六 号 \mathcal{O} 次 に 次 \mathcal{O} 号 を

七 緊急時等における対応方法

加

附則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

例

介 護保険 法施行条例 \mathcal{O} _ 部を改正する条例をここに公布 する。

平 ·成三十年三月三十 日

埼 玉 県 知 事 上 田 清 司

埼 玉 県条例第十三号

介護保険法施行 条例 \mathcal{O} 一部 を改正する条

護保険法施行条例 (平成二十四年埼玉県条例第六十六号) \mathcal{O} _ 部 を次 \mathcal{O} ように

改 正する

第 兀 運営

目 次 中 第四 款 運営に関す ,る基準 (第九 条 第四十二条) _ を 第四款 の 二

に 関 する 基 準 (第 九 条 第 兀 (十二条)

共 生型居宅サ ピ ス に関する基準 (第四十二条の二・ 第四十二 に、 「第五 款

の三

除」 を「第五 款 共生型居宅サ ビ ス に 関する基準 (第百十四条 第百三十一条)」

第三

に、 \neg 第三目 運営に 関する 基 準 (第百 七 + 匹 条 第 百 八十二条) を 第五款

第二

目 運 営に 関する基準 (第 百七 +匹 条 第百八 十二条)

の <u>-</u> 宅サ F, ス に関す る基 準 (第 百 八 十二条の二・ 第百 八 に、

共生型居

十二条の三)

第

第

第

四款 運営に 関する基準 (第二百七 +一条 -第二百 七十 ·七条)

<u>の</u> 二 指 定居宅介護支援等 \mathcal{O} 事業の人員及 び 運営に 関する基準

一節 総則 (第二百七十 七条の二― 第二百七十 -七条の 四

二節 人員に関する基準 (第二百七十七条の 五. 第二百七 十七 条の六)

を

三節 運営に する基準 (第二百七十七条の 七 第二百七 十七 条の三十二)

基準 該当居宅介護支援に関する基準 (第二百七十七条の三十三)

四款 運営に関する基準 (第二百七十 一条 第二百七 十七条)」 に、

第 五 立章の二 介

第三款

運

第 節 総則

第二節 人員

第三節 施設

六

第四節 運営

三款

運営

に関

する基準

(第四

百三十条

第

四百三十八条)

を

五

節

ユニ

基準

一款

八

第三款 運 施

営に関する基準 (第四百三十条—第四百三十八条)

護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準

(第四百三十八条の二・第四百三十八条の三)

に関する基準(第四百三十八条の四)

及 び設備に関する基準 (第四百三十八条の 五 • 第四百三十八条の

関する基準 (第四百三十 八 条の 七 第四百三十八 条の 四十二 に、 第 目

に

ツ 型介護医 療院 の基本方針並び に施設、 設備及び 運営に関する

 \mathcal{O} 趣旨 及 び 基本方 針 (第 四 百三十八 条 \mathcal{O} 四十三・ 第 四 百三十

条の四十四)

 \mathcal{O}

設及び設備に関する基準(第四百三十八条の四十五

営に関する基準 (第四百三十 八 条の 兀 + 六 第四百三十 八 条 \mathcal{O} 五.

<u>Д</u>

第四目

介護予防の た \otimes の効果的 な支援の 方法 に 関 する基準 第 五. 百 九 +を

九条—第六百三条)

第六款の

介護予防 0 た \emptyset の効果的な支援の 方法に 関する基準 (第五百 九 +

九条—第六百三条)

共生 型介護予 防サ ピ ス に 関 す んる基準 (第六百三条の二・ 第六

に

改める

百三条の三)

第

八条第二項中

第

四項」を「第九項」に改める。

+ 居 宅介 護支援事業者 \bigcirc \mathcal{O} 下 に 法 第八 条第二十 兀 項に 規定 す

を加える。

十四条 中 「第三十 八 号。 \mathcal{O} 下 に 「第三十六条 \mathcal{O} _ 及 び _ を 加 え る

業者等 五条 第 と 11 う。 項 中 提供 _ を 加 する者」 え る \mathcal{O} 下 に \neg (以 下 : こ の 章 に お 11 7 \neg 居 宅 介 護 支援

九 条第三項第二 号 \mathcal{O} 次に 次 \mathcal{O} 号 を 加 え る

用者 の 二 \mathcal{O} 居宅介護支援事業者等に 薬状 況 П 腔機能そ \mathcal{O} 対 他 \mathcal{O} 利 指 用 定訪 者 \mathcal{O} 問 心 身 介 護 \mathcal{O} 状 \mathcal{O} 提 態 供 及 び に 生 当 活 た ŋ \mathcal{O} 状 把 況 握 に 係 た 利

第三十六条の次に次の一条を加える。

必要な

情

報

 \mathcal{O}

提供

を行うこと。

(不当な働きかけの禁止)

第三十六 門員又 者 居 そ を 宅介護支援事業所 定居宅介護 \mathcal{O} 11 う。 は 条 他 の 二 居宅要介護被保険者 \mathcal{O})に対し 不 -当な働 支援事業所 指定訪 て、 をい き カュ 問 利用者 う。 け 介 (指定居宅介護支援等基準 を行 護 第百六十五条第二項にお 事業者は、居宅サ **(**法 に 0 心要の て 第 はなら 四十一条第 な な いサ 11 _ ピ 項に規定する ピ ス 計 第二条第 ス を位置付 V) 画 て同じ \mathcal{O} 作成又は変更に 項 居 け $\overline{}$ るよう 宅 に規定する 要介護被 \mathcal{O} 介護支援 求め 関 る 保 指 険 車 定

第二章第二節第四款の次に次の一款を加える。

第四款の二 共生型居宅サービスに関する基準

(共生型訪問介護の基準)

第

及 生 る指定 員、 生活 に 規定する の章 四十二条の 法第二十 び第百 活を よるこ を 居宅介 総 備及 事 お 総合 لح ととす 八十二 合 九 重 1 う。 条第 度訪 び 的 に 7 的 に支援する 関 運営に関 護事業者 に支援す 「指定障 る 条 問 訪 項 \mathcal{O} 問 7 介 \mathcal{O} へに規定 事業を 介護 護 満 害福祉 に る る たす を を する基準 た 11 お V た 12 す う。 う。 ベ \otimes \otimes 行 係 1 き基準 . サ る指定障害福祉 う て \mathcal{O} \mathcal{O} る $\overline{}$ $\overline{}$ 法 法 指定居宅 共生型居 「障害者総 (平 成 律 及 ビス 律に基づ に係る指 び重度 は 伞 等 + 基 省 成 介 宅 八 訪問 令第三十 合支援法」 準 定障害福祉 +年厚生労働省令第百 護 サ く指定障 Ł サ 事 年法 とい 業者 介護 ビ ビス ス 律 う。 害福 九 (障害者の (障 次 とい 条 を サ 第百二十三号。 祉 害 \mathcal{O} V 条 こに 第五 う。 う。 サ 者 ピ 12 ス \mathcal{O} お !規定す 条第 日 七 ピ 日 V (障害者総合 L常生活及 第五 +ス 常 て \mathcal{O} 事業を行 \mathcal{O} 生 4条第三 号。 事業等 以下こ 項に 活及 る 共 基 生 び社 規 以 び 支援 項 \mathcal{O} 定 下 \mathcal{O} \mathcal{O} す 者 条 숲 ح

(準用)

第 兀 十二条 \mathcal{O} 三 第五 _ 条、 第六条及び第七条並び に 前 款 \mathcal{O} 規定は、 共生型訪 問 介 護

三十九 三十九 九条中 中 省令第二十五 と、第二十六条中 第十条中 \mathcal{O} おい 「第六 7 条の三にお 第八条」とあ 準用 の三に 条」 「第 0 11 一条」と、 九条 とあ て準 する省令第三十三条」と、 お 」とあるの る 甪 1 V 「第二十五 する。 \mathcal{O} て準用する省令第三十七条」 て準用す るの 第三十五条中「第三十三条」 は 「第三十九条の三において準用する省令第六条」 は の場合 「第三十九条の三にお 条」とあるのは「第三十九条の三に る省令第五 は 「第三十九条の三にお にお 第四十条中「第三十七条」とあるの 条 て、第六条中「第五条」とある (同条第一項を除 と読み替えるも 11 とあるの て準用する省令第八条」と、 V て準用する省令第九 < は 「第三十九条 おい のとする て準用 と \mathcal{O} ٢, は の 三 する

第四十七条中「前款」を「第四款」に改める。

七条」 Ŧī. に 九 条中 改め る。 「 及 び 第三十二条」を $\overline{\ }$ 第三十二条か ら第三十六条ま で 及 び

第六十 等」 第六十三条中 に 九 改め 条第一項中 る。 「第三十七条まで」 「その 他保健 医 を |療サ 「第三十六条まで、 ビス又は福祉 サー 第三十七 ビスを提供 条 に す 改 る 8 者」 る。

加 える。 第七十 九 条中 「第三十二条か 5 _ 0 下 に 「第三十六条まで、 第三十七 条か 5 を

老 人保健施設」 第八十二条 \mathcal{O} を 見 出 L を 介護老人 \neg **(**設 保健施設又は 備及 び 備品 等) 介護医療院」 に 改 め、 に改 同条第 8 る 項 中 又 は 介 護

九十 行 う保健 第 九十 五条第三項に 師、 条中 看 護 看護 おい 師及 て同 職員 び准看護師を除 じ。 (歯科衛生士 を削 1 、 た 保 る。 が行う居宅療養管 健 師 看護 師 理指導 又 は 准 に相 看護 師 当 す を る 11 う。 Ł \mathcal{O}

 $\overset{\text{\tiny Γ}}{\circ}$ _ 防訪問 シ 九十二条 彐 ン 看護ステー 乊又 及び指定介護予防訪 第一 八は薬局」 項中 ・ション に改 薬局 をいう。 める。 問 又 看 は 護ステ 指定 $\overline{}$ 訪 を 11 問 う。 看護 シ 彐 第 ン ス テ 五. (第 百二十 五. シ 五百三条 彐 七 ン 条 等 第一 に規定する指 (指 項 定 に 訪 お 問 看 11 定介 T 護 同 ス

に 第九十五 同 条第一 条第三項を削 項第一 号中 る。 居宅介護支援 事業者等」 を 居居 宅 介 護 支援事 業者

九 十六 条中第五号を第六号と 第 兀 号 \mathcal{O} 次 に 次 \mathcal{O} 号 を 加 える。

五 通常の事業の実施地域

加 百十 -三条中 「第三十 四条 か 5 _ \mathcal{O} 下 に 第三十六条ま で、 第三十 七 条か ら

第二章第七節第五款を次のように改める!

第五款 共生型居宅サービスに関する基準

(共生型通所介護の基準)

号。 障害福 を通 下この 立 百 ょ 二十二年 る指 五. 所支援基準 事業者を 当該 訓 ることと 事業等 八条第 う。 わ 定児 規 事 几 及 条に 業者 事業に関 せる 定す 下 規定する指定放 祉 (機 び 法 童 サ 11 る指定放 の条に う。 す 事業所に 指 お 能 項 第四条に 律第百六十 発達支援 人員、 (指 定放課 に規定 11 訓 ビ 事業を行 所 て同 練 定障 L 介 ス等基準第百六十六条第 お 設 て 深課後等、 事業者 満 お 規 Ľ. 事 す 備 指定児童発 害 後等デイ に 11 -四号) 子業者を たす 定する指定児童発達支援 て 及 福祉 課後等デイサ ** \ る指定生活 う指定生 $\overline{}$ び て指定放 る共生型居 指定 を通 運営に関する デ を サ べき基準 ・サー 第七 イ 1 サ わ う。 活 通所支援基 達支援事 ビ 条第二 課 ビス 介護事 せる事業所 ス等基準第 介護事業者を 後等 主と は、 宅サ ピ 事業者 ビ ス事業者をい 業者 業者 項 基 ス デ L _ 指定 省令第百五条の二に規定する基準 をい E 準 準 項に規定する指定自 ピ イサー て重症心 1 (指定 15 自立 規定する重症 百 ス (児童福 (指定障 平 う。 を お Ŧī. と 1 (次条に 十六 う。 ビス V) 11 V 成二十四年厚 訓 う。 . う。 練 V. 通 身 て指定児童発達支援 を $\overline{}$ 祉法 条第一 害福祉 障 所 (生活 提供す (指定通所支援基準 支援基 $\overline{}$ ` お 害 主として重症 指定自 第 五 を 提 児 に基 11 心 身 て 項 訓 サ (児 る事業者を除 障害児 供 条第 準 生労働省令第十 づ 立 練) に規 「共生型通 第六 童 1 する事業者 訓 ビ 定する 福 練(生 指定通所支 事業者 訓 ス 心身 項に 十六条第 を 祉 練 法 基 11 (指 (機 活 所 第六 う。 規定 準 0 (昭 を 定 定 能 五 除 诵 す 児 以 和 訓

(準用)

百十五 三十 提 省 合 百 八条、 す 供 令 第 に 十三条を除 お 第三十四 、条」と、 省令 当たる従業者(以 九 五. 1 1 て、 第 五 う。 第三十四条 第 中 条中 一十六条、 九 九 \sqsubseteq 第百 第十条 +九条 条 第三十三条 应 第二十八 カコ 「運営規程」 · 条 」 中 か 5 \mathcal{O} 規定は 第九十 条中 中 第 第 ら第三十六条まで、 訪 ٢, 下 + 問 条中 第九 八条 八 介護員等」 第九 \mathcal{O} 条ま 第百二条第 と 九 章に とあ 条」 小とあ 条、 あ 共生型通所 訪 +る で、 とある 第百一 · 四 条 」 お 問 \mathcal{O} る 介護 は \mathcal{O} 11 る 第二十条、 とある 兀 は て \mathcal{O} 員等 条及 とあ 介護 項 第 \mathcal{O} は 第三十七条 「運営規 「共生型通 中 百 は \neg \mathcal{O} Ű る 五. 「第百 第 \mathcal{O} は とあ 事業 条 百五 第百二条第四 \mathcal{O} 第二十二条、 前 程 「共生型通所介護従業者」 項 は \mathcal{O} 所介護 三に ただ 五. 条 に か 「第百五 る (第百七条に規定する の三に のは 条 0 5 の第三十 お \mathcal{O} い 従 書 \equiv 7 11 業者 準用 第二十 条 共 に お 項 \mathcal{O} 7 の 三 場合 進 生型通所 お 並 九条まで、 11 する 用 て び 11 لح 準 に 七 す T (指 11 準 甪 お る 前 う。 定 介 用 ۲ す 護 運 す る 第四 通 \mathcal{O} て (第 営 所 省

は 限 二号中 利 百 \mathcal{O} は 用 る。 設 八 五条第二号、 「第百 同 条 備 第二 項 項第三号 共 を 業 次 第 五. 生 者 項」 四号 条に 型通 とある 条 間 が 用 の三に 及 利 と読み 中 お 第百 び深 中 所 用 介 \mathcal{O} 者 次 い 夜 次 お 護 六 夜 は 間 て準用する第二十条第二項」 条に を替える 条第五 条に に共 1 従業者」と、 「共 及 対 び て準用する省令第 お 生型 お 生 て 型通 ŧ 1 1 項 夜 て準用さ 及び 通 7 に \mathcal{O} 準用 とする 所 所 指 項 第百十 第百 介護以 介 定 す 護 する 通 規 る第二十 事 八 所 定 業者 第三十八条第二項」 百 条第三項 外 す _ 条 \mathcal{O} る 四条の二」 護 の二中 サ が 設 以 七条」 とあ 共 中 生 F. \mathcal{O} 又 型 る + は ス \neg ٢, を提供 第百 通 \mathcal{O} 通 同 あ は 所 所 ビ 項 る 兀 第百十二条第二項 介 介 ス に 「第二十条第二項 とある \mathcal{O} 条 護 護 す を 規 は **の**二 事業 従業者」 る 提 定 「第二十 場合」 供 す \mathcal{O} 所 する る設 と は \mathcal{O} あ と ٢, 設 場 「第三 あ 備 合 る 以 る 第 を

第百十六条から第百三十一条まで 削除

百四 百五十三条第二 百三十五 に 十二条第 改 \emptyset 条 る。 中 第三十 項 項中 中「そ 「作業療法 七条まで」 \mathcal{O} 他保健医療サ 士 を \mathcal{O} 「第三十六条まで、 下 に ピ 「若しく ス又は 福祉サ は 言語聴覚士」 第三十 ビスを提供する者 七 条」 に 加 改 える。 8 る

居 宅介護支援 百六 +五 条第二 事業所を 項 V 中 う。 (指定居宅介護支援等基準第二条第 $\overline{}$ _ を削る。 _ 項 に 規定す る 指 定 を

を 加える 第 百六十 九 条中 「第三十四条か 5 の 下 に 「第三十 六条ま で、 第三十七条 カコ

二章 第 九 節 第 五. 款 \mathcal{O} 次 に 次 \mathcal{O} 款 を 加 え る。

五. 款 \mathcal{O} 共 生 型 居 宅 サ ピ ス に 関 す る 基 進

(共生型短期入所生活介護の基準)

第

生型短 百 支 定 福 \mathcal{O} ピ 障害者 援 事 ス 祉 八 百 八十二条 業を行 短 兀 サ 設 基 期 期 を 十 を 準 支 入所 が 条 入 1 ピ ス等基 第百 う。 援施 。 二 供 所 そ う \mathcal{O} 事業所 生活 す \mathcal{O} + \mathcal{O} 施設 + 以下 設 兀 る 事 事 一四条に 業 準 短期 に 介 (障 規 業 を 第 護 \mathcal{O} 害者総 定す 者 全 \mathcal{O} 百十 行 入所 L 規定 条に て当該 に う 部 と 場 生 又は 限 八 11 る 基 条第一 う。 活 する指定短期入所 る。 合 お 合 介 準 施 1 支援法第二十 _ 部 $\overline{}$ 設 護 お て \mathcal{O} <u>ک</u> — 例 が が 同 項に規定す に係 V \mathcal{O} 当 ľ て 利 事 に 業を行 ょ 該 用 体 る 事 的 $\overline{}$ 当 者 共 ることとす 業 12 が 九 該 に 生 条第一 を 指定短 る指定 型居 に 利 運営を行 事 う 業を 用さ 1 指定 関 う。 宅 項 短 短 行 れ 期 サ て満 以 う事 う 7 入 に 期 期 下こ 事 所 規 入 た V 入 ビ 業所 す 業所 所 ス 定 所 な \mathcal{O} 事業者 次 指 事 条に す ベ 11 る指 · 業 者 又は き に 居 定障害福 条に 基 お 室 お 指定 定障 を を 11 (指 お は て 利 て同 11 1 障 祉 害 用 定 V て「共 定 害 サ 7 支

(準用)

とあ 三条中 とあ とあ 活 百 用 規 二十二条、 て 第二項」 生型短期入所生活介護従業者」と、 \mathcal{O} 百 百二十五 程」 中 四十九 ŧ 準 \mathcal{O} する 第百 する ۲ 訪問 は 介 八 条まで、 十二条 る 第百 \mathcal{O} 用 は る る \mathcal{O} لح する 百 省令 四十条の十五において準用する省令第百二十二条」と、第百五十二条中 章に とあ 第百 省令第三十七条」と、 第三十三条」 \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} 介護員等」とある \mathcal{O} 「第二十条第二 六十 短 す 五十五条中 事 条 は 条」とある は は るの 省令 期入所生活 業に 第二十 が 三 あ 第百二十八条」と、 お 兀 並 第四十条 第五十六条 「第二十 「共生型短 「第百 1十条の る 八 $\mathcal{C}_{\mathcal{C}}$ 11 第三十 は 条第二項第二号 \mathcal{O} 7 0 に 四十条の V 七 第 は 第十 「運営規程 \neg とある 十 五 四款 · 条、 0) 中 七条」 共生型短期入所生活介護従業者」という。 て準用す \neg 項」 第三十二 期入所生活介護従業者」 は 介護従業者」とある 七条第二 第百二十八条」と 「第三十七条」 \mathcal{O} 第三十 「第百四十条の十五におい にお 第百 カ (第百六 ٢, ٤, 十五に は「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者 \mathcal{O} 5 第百 る。 八条第二項」と、 は 1 八 第 (第百六十四 第百五十六条第一項中「短期入 同 項」 条、 中 匝 同 て準用する省令第 十 「第百四十条の 項第四号 八条第三項中「通所介護従業者」 \subseteq 項第五号中 お 十九条を除く。 条 兀 「次条に とあ 第百 から いて準用する省令第百三十条」 \mathcal{O} 第百十条、 条まで、 とあ 場合に しあるの る 四十九条中「第百二十二条」 第三十六条ま 中 \mathcal{O} 条に規定する運営規程 お \mathcal{O} る は 「次条 V \mathcal{O} お は 第 \neg ٤, 次条に て準用 「共生型短期入 は は +V 第百十一条、 「第三十 十六条、 同項第六号 $\overline{}$ て、 Ŧī. 九条」 「第百四十条の十五にお 「第百四 て に 第百五十七条中 に 0) お 準用する省令第百二十五 規定は、 する おい で、 お 第十条中 VI ٢, 七 11 7 第二十 第三十 一十条の て準用 条 中 7 準 第三十 第二 準用 第 七 「第百四十条に ,所生活 所生活介護従業者 用 $\overline{}$ 共生型短期 百 す を 四十 項 とあ 十 五 七条 する第三十 条第二項」 する省令 第 る第二十 ٢, と、 「第百三十条」 11 第二十 兀 九 介 条中 لح とある に 条」 七条 カコ る 護従 第三十 読 第百六十 お 5 \mathcal{O} 第三十 及 11 と 入 第 は _ 八条 て 運 あ 替 お て 所 \mathcal{U} 兀 \mathcal{O} 「共 「第 以 五. え は 生

百 第二十条 兀 養室 える 百 す る 第二十 第二項」 第 九 お 条中 11 七 \mathcal{O} て 条第二 条 】 準用 とあ 下に 「第三十七 す لح る 項 ٤, あ \mathcal{O} る 省 は る とあ 条ま 令第三十 \mathcal{O} 第百六十八条第二項第二号中 「第二十条第二項」 は る で 第二 \mathcal{O} _ は 七 を 「第三十 +条第二項」と 第 七 条」 三十 Ł, 八 と、 六 条 条ま あ 第二項」 同 同 る 項第 で、 項第四号 \mathcal{O} 「次条 は 第三十 五. ٤, 号 第 に 中 三十 中 同 「次条 お 七 項 七 次 11 第 条 7 六 に に 準 12 묽 お お 用 改 中 す 11 11 \Diamond ろ て 7

百 九 十三条 中 介 護老 人保 健施 設 \mathcal{O} 下 に 一若 L < は 介 護 医 療院 を 加 え

第二百三条に次の一号を加える。

兀 ことと 医 療 護 な 院 医 療 る \mathcal{O} 利用 院 入所者とみ であ 者 る指定 数 な 短期入 L た場合 所 に 療 お 養 介 11 7 護 入 事 業 所 定員 所 に 及 あ び 0 療 T 養 は 室 \mathcal{O} 利 定員を 用 者を 超え 当 該 る 介

第二百十六条に次の一号を加える。

居定員及 て ユ = 利用者を当 ット型介護 び 療養室 \mathcal{O} 該 医 療院 定員を超えることと ユ = で ツ \vdash あ るユ 型介護医 = ツ 療 1 なる利用者 院 型指 \mathcal{O} 定 入居者と 短 期 入 み 所 療養介 な した場合にお 護事業所 に 11 T あ 入 0

二百三十 条及 び 第二百四十 九条中 第三十 -四条か <u>ک</u> \mathcal{O} 下 に 第三十 六 条 ま

第三十

七条

から

を

加

える

に 次 第二百五 \mathcal{O} 一号を加 十六条第一 える。 号中 利 用 料 \mathcal{O} 下 に 乛 全 玉 平 均 貸与 価 格」 を 加 え、 同 条

六 なる複数 指定福祉 \mathcal{O} 用具貸与 福祉 用具 \mathcal{O} 提供 に関する情報を に 当た 0 て 利 は 用者に 同 _ 提供 種 目 す に るも お け 0) る 機能 とすること。 又 は 価 帯 \mathcal{O}

員」を加 二百五 える。 十七 条第四 項 中 「利用 者」 0) 下 に 「 及 び 当該 利 用者に 係る介護支援 専 門

カュ 5 第二百六十四 に 改める 条 中 第三十五条 か 5 を 「第三十五条、 第三十六条、 第三十 Ł 条

 \otimes 第二百 六十 ·六条中 \neg カュ ら第三十 七 条ま で」 を \neg 第三十六条、 第三十 七条」 に 改

 \mathcal{O} カコ 第二百-は 6 「従業者」 に 改 七 め、 十 七 条中 を加 利 \neg える。 用 第三十五 者」 \sqsubseteq 条か \mathcal{O} 下 に らし ر ک を 第三十 第三十三条中 Ŧī. 条、 第三十六条、 訪 問 介 護員等」 第三十 とあ 七 条

第二章の二を削る。

第二百 八 十 五 条中「 介護老人保 健施 設 \mathcal{O} 下 に 若 < は 介 護 医 療 院 を 加 え る。

第三百一条の次に次の一条を加える。

(緊急時等の対応)

第 三百 を行 に 5 お カコ 0 け て の 二 る 8 1 るときに 対 応 省 方法 令第 指定介 を定め 二条第 入所者 護老 て \mathcal{O} 人 項 病 お 福 第 状 カュ 祉 な \mathcal{O} 施 号に 急変が け 設 れ · 掲 ば 生じ なら 現に げ る に指定介 た場合 医師 な لح そ 護 \mathcal{O} \mathcal{O} 福 連携方法そ 他 祉 施 必要な場合 設 サ \mathcal{O} 他 ピ \mathcal{O} ス \mathcal{O} た \mathcal{O} 急 め、 提 時 供

を 加 三百 える 五 条 中第 七 号 を第 八 、号と 第六号 を第 七 号と L 第 五 号 \mathcal{O} 次 に 次 \mathcal{O} 뭉

六 緊急時等における対応方法

号を. 第三百二十八条中 加える。 第 八 号 を第 九 号と Ļ 第 七 号を第八 号と Ĺ 第六号 \mathcal{O} 次 に 次 \mathcal{O}

七 緊急時等における対応方法

る。 院 三百三十 を 加 え、 五. 「病 条第 院 又 _ 項 は 診 中 療所」 以 外 0 を 介護老 \neg 介護 医 人 療 保 院 健 施 又 は 設 病 院 \mathcal{O} 若 下 に < 若 は 診 療 所 は 介 護 に 改 医 \Diamond

療所」 第三百七 改 + \otimes 五. る 条 第 _ 項 中 病 院 又 は 診 療所 を 介介 護 医 療 院 又 は 病 院若し < は 診

第五章の次に次の一章を加える。

第五 章 \mathcal{O} 介 護 医 療院 \mathcal{O} 人 員、 施設 及 び設備並 び に 運営に 関 す る 基

第一節 総則

(定義)

き、 四百三十 る用語の 厚生労働 法及 例 び 八 介護医 条 に 省令第五 の 二 ょ る。 療 号。 ۲ 院 \mathcal{O} \mathcal{O} 章に 以下こ 人員、 お \mathcal{O} 施 11 章 設 て 使用 に 及 お び す 設 11 のる用語 備並 T 「省令」 び に は 運 営に 特 と 别 1 う。 関 \mathcal{O} す 定 る 8 基 があ に お 準 る場合 11 伞 て ·成三十 使 用 を除 す

(基本方針)

第 者 設 四百三十八条 で なけ が び サ 機能 そ れ \mathcal{O} ピ ス ば 訓 有 ならない 計 す 練 の 三 そ 画 る能力に \mathcal{O} に 他 基 づ 必 介 応 V 要 護医療院 U な 7 自 医 療養上 療並 <u>\(\frac{1}{2} \)</u> は、 L た び に日 長期 日 \mathcal{O} 常 管 理 生 常 に 活 生 わ 活 看護 を たり 営 上 療養が む \mathcal{O} ことが 医学 世 話 的 を 必 行う 管理 で 要で き る こと あ \mathcal{O} る者 ょ 下 う に 12 に ょ お に ŋ . 対 す け る る そ Ł 介 護 \mathcal{O}

- 2 医療院 介護 医 療院 サ ビス は、 \mathcal{O} 入所 提 供に 者 \mathcal{O} 努め 意思及 な け び れ 人格 ば を尊重 な ら な 11 L 常 に 入 所 者 \mathcal{O} 立 場 に <u>\\ \</u> 0 7 介
- 3 携 保 除施設 介護医 努め 運営 療院 な を け \mathcal{O} 行 は、 他 ればなら \mathcal{O} 保 明る 市 町 健 医療 村、 な く家庭的 サ 居宅 な ピ 介 護 雰 ス 囲気 又 支援事業者、 は を有 福 祉サ į 居宅 地 ピ 域 ス サー を Þ 提供 家庭 ピ ス す لح ん者と 事 \mathcal{O} 業者、 結 び \mathcal{O} 付 密 他 きを 接 \mathcal{O} な 重 連 護 視

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

百三十 **(**医 師 第三節 及 \mathcal{U} 条 看護師 \mathcal{O} 兀 施 設 及 に 係 び 護 る 設 医 部 療 備 分を除 に 院 関 に す 置 <_ る基 < ベ き従業者 規定す \mathcal{O} る 員数 基準 に係る基準 \mathcal{O} 例 に ょ ることとする。 は 令 兀

施設)

四百三十八条の 五. 介 護医療院 は、 療養室、 診察室、 処置室及び機能 \mathcal{O} ほ

か、次に掲げる施設を有しなければならない

- 一談話室
- 二食堂

三浴室

四 レクリエーション・ルーム

五 洗面所

六 便所

七 サービス・ステーション

八 調理室

九 洗濯室又は洗濯場

十 汚物処理室

前項各号に掲げる施設の基準は、次のとおりとする。

一談話室

入所者同士や入所者とその家族 が談話を楽 L める広さを有すること。

二食堂

内法による測定で、 入所者一 人当たり 一平方 ル 以上 \mathcal{O} 面積を有するこ

と。

三浴室

1 身体 \mathcal{O} 不自 由 な者が入浴す る \mathcal{O} に · 適 し たも \mathcal{O} とすること。

浴 槽 \mathcal{O} ほ カュ 入浴 に 介 助 を必要とする者の 入浴 に適した特 別浴

けること。

口

四 レクリエーション・ルーム

クリエ シ 彐 ン を行う た め に +分な広さを有し、 必要な 設 を備えること。

五 洗面所

身体の 不 自 由 な 者 が 利 用 す る \mathcal{O} 適し ŧ \mathcal{O} とすること。

六 便所

身体の不自由な者が利用するのに適したものとすること。

3 項各号に掲げ る施設は、 専ら当該介 護医療院の 用に供するも \mathcal{O} でなけ れば

ならな ただし、 入所者 \mathcal{O} 処遇に支障 が な 11 ・場合に は、 こ の 限 ŋ で な

(構造設備の基準)

四百三十 の六 介 護医療院の 構造設備 の基準 は、 次 \mathcal{O} とおりとする。

医 療院 \mathcal{O} 建 物(入所者の 療養生活の ために使用 な 1 ・附属の 建物を除

火建 カュ \mathcal{O} 下 築物 \mathcal{O} とす を 章 る た お こと す 11 て が 階 同 できる 建 て 又 は 平 屋 耐 建 火 建 7 築 \mathcal{O} 物 介 とする 護 医 療 院 \mathcal{O} 建 た 物 だ に あ 0 7 次 は \mathcal{O} 11 潍 ず 耐 n

- 百 \mathcal{O} 三十 療 ず 養 れ に そ 条 ŧ \mathcal{O} \mathcal{O} 設け 四十 他 \mathcal{O} 五. 入所 T 第四 VI 者 な 項 11 \mathcal{O} こと。 に 療 お 養 V 生 活 7 に 療 充 養 7 室等 5 れ _ る 施 と 設 11 う。 以 下 を二 \mathcal{O} 階 項 及 及 び び 地 第 階 兀
- 口 て を満たすこと。 養室等を二階 又 は 地 階 に 設 け 7 VI る 場合 で あ 0 て、 次 に 掲 げ る 要 件 \mathcal{O} 全.
- (1) 又 は 12 当該 \mathcal{O} 消 あ 円滑 防署長 0 介護医 ては か لح 9 療 市 相談 迅速な避 院 町 \mathcal{O} 村 \mathcal{O} 所在 广 長。 難を確保す 地 第四百三十 第四百三十 を管轄す る る 八条 ため 八 消 条 防 \mathcal{O} に必 の三十二の 長 四十 (消 要な事 五第 防 本 兀 項を定 規 部 項 定 を 12 設 お 8 ょ 置 11 る る て 計 な 同 画 11 市 入 町
- (2)11 第 昼 匹 間 百三十八 及 び 夜 間におい 条の三十二の て行うこと。 規定に よる 訓 練に 0 V ては、 同 条 0 計 画 に 従
- (3)と 火 の連携体 災 時に おお 制 け を整備す る避 難、 、ること。 消 火等の 協 力を得ることが できるよ う、 地 域 住 民
- れぞ 療養室 等が二階以 以上設け 上 ること。 \mathcal{O} 階に あ る場合 は 屋 内 \mathcal{O} 直 通 階 段 及 び 工 V ベ タ を
- 避難 第 二以上設 療養室 項 段 \mathcal{O} け 等 規 \mathcal{O} 数に 定 ること。 が三階以 による 算入 ただし 避難 することが 上 \mathcal{O} 階段 階に とし 前 あ で 号 る 場合 きる て \mathcal{O} \mathcal{O} 直 通 構 は 造とす 階 段を 避 難 建築基 る に 場 支 合 障 準 が は 法施 な そ 1) 行 \mathcal{O} ょ 直 令 う 通 第 12 避 階 百二十三条 段 難 \mathcal{O} 階 数 段 を
- 兀 は て は 診 兀 十条 危 察 カゝ 第 \sqsubseteq 害 条の二十第二 条 第三十条 医療法施行規 \mathcal{O} 項、 の 二 十 \mathcal{O} 防 用 と V +に供 止上必要な方法を講ずることと ず み替 第三十条の二十五、 八 れ の十三、 す 第一 カゝ え \mathcal{O} る 及 電気、 項、 則 る 規定を準用 び \$ 項 (昭和二十三年厚生省令第五 第 第四号 第三十条 第三十条 \mathcal{O} 四号 光線、 す カュ ずる。 カュ 第三十条 5 の 二 十 熱、 5 \mathcal{O} 第六 +六号 ۲ 匹 蒸 号までを除 気 $\overline{}$ \mathcal{O} ま 場合に の 二 十 第三十条 L 又 で 第三十条の二十二、 は に 放 ガ 掲 お 六 射 ス げ 第三項 十号) の 十 V <_ . 線 に る て、 12 関 措 六、 関 す 置 第三十 か 同 す る 第三十 5 第三十 る 構 令第三十条の لح 第 造 あ 第三十 · 条、 五. 造 設 る 一項まで 設 \mathcal{O} 第三十 \mathcal{O} \mathcal{O} 備 12 は 条 +に 0 の 二 九、 七 0 11 び 条 7
- 五 階段には、手すりを設けること。
- 六 廊下の構造は、次のとおりとすること。

- 1 メ \vdash ル 上 とすること。 た だ L 廊 下 \mathcal{O} 幅 七 メ
- ートル以上とすること。
- ロ手すりを設けること。

ハ

夜

灯

を設

け

ること。

- 七 入 えること。 八所者に 対 す る 介 護医療 院 サ ビ ス \mathcal{O} 提 供 を 適 切 に 行 Ď た 8 に 必 要 な 設
- 八 消火 設 備 そ \mathcal{O} \mathcal{O} 非 災 害に 際 7 な 設 備 を 設 け る
- 2 屋 知識を有 る と認 建て 前 項第 8 \mathcal{O} する者 た _ にときは 号 護 医 \mathcal{O} の意見 規定に 療院 \mathcal{O} 建 物 を 火 カコ 聴 建 カコ 築物 で 11 わ あ 7 5 又 0 ず は て 次 準 \mathcal{O} 知 耐 各号 事 火 火 災 が 建 に \mathcal{O} 築 係 11 火災予防 物 ず る 入所 とす れ カュ 者 る \mathcal{O} ことを 要件 \mathcal{O} 消 安全性 火 こを満た 活 要 動 が 等 な 確 す に 保 木 さ 造 専 れ か 門 て 0 亚 的
- 期消火 理室等火 ス プ 及 IJ ンクラ 災 び延焼の が 発 生 す 設 抑 るお 制 備 に \mathcal{O} それ 設 配 置 慮した構造で が 天井等 あ る箇 所 \mathcal{O} あ に 内 ること。 装材 お け る防 等 \sim \mathcal{O} 火 難 区 燃性 画 \mathcal{O} 設 \mathcal{O} 置 等 料 \mathcal{O} ょ 使 り 用 調 初
- 非常 円 滑 警報 な 消 設 火活 備 \mathcal{O} 設 動 置等 が 可 能 に よる なも 火災 \mathcal{O} であること。 \mathcal{O} 早 期 発見 及び 通 報 \mathcal{O} 体 制 が 整 備 さ れ て お
- あること。 により、 避難 配 置 \Box 円 \mathcal{O} 人 増設、 員 滑 な避 を増員する 難 搬送を容易に が 可 能 こと等に な 構 造 行 ょ うた で ŋ あ め り に 火災 + か つ、 分 \mathcal{O} な 際 避 幅 \mathcal{O} 難 円 員 を有 訓 滑 な避 練 す を頻繁に 難が る 避 可 難 実施 能な 路 \mathcal{O} す ŧ 確 る 保 \mathcal{O} で

第四節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第 百三十 八条 0 七 内 容 及 び 手 \mathcal{O} 説 明 及 CK 同 意 係 る 基 準 は 省 令 第七 に

定する基準の例によることとする。

(提供拒否の禁止)

兀 百三十 八 条 \mathcal{O} 八 供 拒 否 \mathcal{O} 禁止 に 係 る 基 準 は 省 令 第 八 条 に 規 定 す る 基 準 \mathcal{O}

例によることとする。

ピ

ス

提供

困難時

 \mathcal{O}

対

第 四百三 院 又は し自 診 5 必 八 要な 所 条 を \mathcal{O} 紹 サ 九 介 す F. 介 る等 ス 護医療院 を提供 \mathcal{O} 適 す 切 は、 な る ことが 措置 入 所 を 申 速や 困難 込 者 で \mathcal{O} カン あ 病 に ると 講 状 U 等 を勘 認 な 8 け た場合 れ 案 ば な は、 5 入 な 所申 適切 込者 な

受給資格等の確認)

に 百三十 は、 そ \mathcal{O} 者 \mathcal{O} \mathcal{O} 提 +示 す 介 護医 る 被 保 療 院 険 者 は 証 に 介 ょ 護 医 0 療院 て、 被 サ 保 険 ピ 者 ス 資 \mathcal{O} 格、 提 供 要介 を 求 護 8 認 6 定 れ \mathcal{O} た 有 無

及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

2 意 ピ ス 見 が を 護 提 記 医 供 載 する さ 院 れ は ょ 7 う 11 Œ る 項 努 と \mathcal{O} \emptyset き 被 な は 保 け 険 n 当 者 該 ば 証 な 認 に 定 法 5 な 審 第 査 七 11 会 +意見 三条第二項 12 配 慮 に て 規 定 介 す 護 る 医 療 定 院 審 サ 査

(要介護認定の申請に係る援助)

- 該 兀 が 行 申 込 百三 わ れ に +が 行 る 0 八 条 ょ わ 1 T \mathcal{O} n う 必 は +7 要 __ 11 な な 要介護認 援 V 介 · 場 合 助を 護 医療 定 行 は 院 わ \mathcal{O} な 入 申 は け 所 請 れ 入 申 が ば 込 既 所 者 な に \mathcal{O} 6 \mathcal{O} 行 意思を な わ に 要介 れ 7 踏 護 VI ま 認 る 定を受 え カュ どう て 速 B カュ け を 7 カコ 確 に 11 当 認 な 該 11 入 申 当 所
- れ ば 護 介護 な 認 定 医 5 \mathcal{O} 療 な 有 院 11 効 は 期 間 要 介 \mathcal{O} 満 護認 了 定 日 \mathcal{O} \mathcal{O} 三十 更 新 日 \mathcal{O} 申 前 請 に は が 行 遅 < わ れ کے ŧ る 当 ょ 該 う 必 入 所 要 な 者 援 が 助 受 け を 行 7 わ 11 な る 要 け

(入退所)

- そ す 百三十 境等 る 0) 他 医 に \mathcal{O} とす 療 照 八 条の 等 5 Ź。 が L 十 二 療養 必 要 で 上 \mathcal{O} あ 介護医療院 管理、 ると 認 めら 看 護 は れ る者 医 そ 学 \mathcal{O} を対 的 心 管 身 象 理 \mathcal{O} 状況 に \mathcal{O} 下 に 介 護医 お 病 け 状、 る 療 院 介 そ \mathcal{O} サ 護 置 及 び カコ ピ 機 れ ス を て 提 訓 11 る 供
- え を 先的 勘案 7 介 護 1 に 医 る 場 療院 入 合に 所 介護 させ は、 医 は るよ 療 入 院 長 所 う 期 申 サ 努め 12 込 者 ピ わ な ス た \mathcal{O} る療 を 数が け 受け れ ば 養 入 な 及 所 る 5 必 定 び 要性 医学的 員 な カコ が 5 管理 入 高 所 11 者 \mathcal{O} لح 認 下 \mathcal{O} \otimes に 数 を差 5 お n け る る 介 引 入 所 護 V 申 た \mathcal{O} 込 数 必 要 を 超
- 者 ス 等 対 \mathcal{O} 利 す 医 用 る 療 照会等 院 状 況等 は \mathcal{O} に 入 把 ょ 所 握に り、 申 込 努め 者 そ \mathcal{O} \mathcal{O} な 者 入 け \mathcal{O} 所 れ 心 に ば 身 際 な \mathcal{O} 6 状 T 況、 は、 な VI 生 そ 活 \mathcal{O} 歴 者 に 病 係 歴 る 居 指 宅 定 介 居 護 宅 支 サ 援 事 ピ
- そ 討 介護 \mathcal{O} 医 そ が 療院 居 \mathcal{O} 内 宅 容 に は 等 お 入所者 を 11 記 7 日常 録 \mathcal{O} L 心 な 生 活 身 け . を 営 \mathcal{O} れ 状 ば 況、 なら む ことが 病 な 状、 11 できる そ \mathcal{O} 置 カュ カュ どう れ て カュ 11 に る環境等 0 11 7 定 に 期 照ら 的 に 検
- 5 支援 前 項 専 \mathcal{O} 検 員 討 等 に 当た \mathcal{O} 従業 0 者 て は \mathcal{O} 間 で 医 協 師 議 薬剤 な け 師 れ ば 看 護 な 師 6 な 又 は 准 看 護 師 介 護 職 員 介
- 6 支 指 行 医 そ 者 ととも 院 他 に 保 対 は 健 す 医 る 入 所 療 サ 報 居 者 宅 \mathcal{O} \mathcal{O} 提 ナ 退 ビ 所 ス 又 に ビ は 努 ス 際 福 \emptyset 計 T る 祉 画 ほ は サ \mathcal{O} 作 カン 入所者 成 ピ 等 退 ス 所 \mathcal{O} を 提 後 援 又 助 は 供 \mathcal{O} す 主 に そ 資 る 治 \mathcal{O} 家 者 \mathcal{O} す 医 る 族 \mathcal{O} 師 た に 対 に \Diamond 接 対 な す 連 宅 適 切 護 な

努

 \Diamond

な

け

ば

な

5

な

11

(サービスの提供の記録)

兀 7 \mathcal{O} 百 11 保 る 介 +険 者 保 証 険 に \mathcal{O} 十三 記 施 設 載 L \mathcal{O} 種 な 類 け 護 れ 及 医 ば び 院 な 名 5 称 は な を 入 い 退 所 所 に に 際 て L 7 は は 入 退 所 所 \mathcal{O} 年 \mathcal{O} 年 月 月 日 日 並 び を に 入 入 所 所 者

ピ ス \mathcal{O} 護 内 医 容 等を 院 は 記 録 介 護 L な 医療 け 院 n サ ば な 5 ピ ス な を い 提 供 た 際 12 は 提 供 た 具 体 的 な

(利用料等の受領)

第

兀 と \mathcal{O} カコ る 者 支 払 百三十 項及 用 基 護 な F. 医 \mathcal{O} 6 11 規定に 当 準 代 う 医 る ス \mathcal{O} 院 を 療 費用 該 び 額 を わ に 受け 院 提 介 第 を ょ サ り 以 八 当該 ょ 護 兀 超 り サ に 条 下 供 百三十 えると るも 算 係 F. ح 0 した 1) 医 施設 十四四 療 定 ビ る ス 介 \mathcal{O} 際に 院 ス 対 を 護 項 \mathcal{O} L に 価 医 及 لح に 八 き た V 介 支払 する 費用 は、 療院 条 は、当 つい う。 護 を $\mathcal{C}_{\mathcal{C}}$ 介 第 \mathcal{O} V サ 護 わ 兀 う。 入所 兀 \mathcal{O} て 以 に 医 ⊺該現に 支 下 十 額 法 百 ピ 療 れ 六に 三十 以 払 る施 第 者 ス 院 (そ 匹 下 か \mathcal{O} わ 費 は 介護医 設 お \mathcal{O} + $\sum_{}$ 6 章 れ 八 同 介 1 額 八 \mathcal{O} 利 に る 条 法 護 て 条 章 用 お 場 条 定 が \mathcal{O} 療院 **第二項** 現に当 12 合 代 サ 料 兀 第 「施設 11 お +] て \mathcal{O} 理 _ サー 施設 当 同 六 受 ビ 11 項 サ ľ て 第 該 に 該 ス 領 ピ 施 費 規定する 同 サ 介 規 介護医療院 --- ス ピ Ü \mathcal{O} 設 項 定 護 に ス サ に 介護 額 に す ピ 要 費用基準 $\overline{}$ を控除 該 お る ス 当 サ 厚 \mathcal{O} ピ 11 施 法 た 生 す 設 サ _ ス て 費 準 労働 部 費 る ピ 同 第 介 用 額 て得ら ピ لح \mathcal{O} 介 U 護 兀 ス \mathcal{O} 支給 費に ス 大臣 護医 サ L 額とす と に て 八 V 要 療 係 が ピ 条 \mathcal{O} が 定 院 た L 対 入 ス 第 た 8 所

- た 介護 不 際 合 に 医 理 入 な 所 院 差 者 は 額 カュ が 5 法 生 支 定 払 代 U を受 理受 な 1 ょ け 領 う る サ に 利 用 ピ な 料 ス け に \mathcal{O} 額 該 れ ٤ ば 当 な L 5 施 な な 設 11 サ 介 い 護 ピ 医 ス 療 費 院 用 サ 基 潍 ピ 額 ス を \mathcal{O} 間
- 3 受け るこ 護 医 と 療 が 院 で は きる 前二 項 \mathcal{O} 支 払 を 受 け る 額 \mathcal{O} ほ カン 次 に 掲 げ る 費 用 \mathcal{O} 額 \mathcal{O} 支 払 を
- 所者 \mathcal{O} 食 費 に 基 事 サ 準 代 \mathcal{O} \mathcal{O} 提 わ 負 ピ 担 用 ス 供 り 当 限 額 費 に 該 要す 度 が 介 同 入 額 条第四 所 護 る 医療院 費 者 を 限 に 用 度 項 支 給 に \mathcal{O} 法 す 支 規 さ 第 払 定 れ る 五. わ に た +ょ 場 n \longrightarrow 合 た 条 ŋ 場合 当 \mathcal{O} は 三 該 第 特 は 同 定 条 __ 項 入 第 司 所 条 \mathcal{O} 第二 者介 項 規 第 定 項 護 12 _ 第 サ 号 ょ 12 り F, 規 特 号 定 定 ス 費 す 入 規 る 定 が 所 す 者 入 食
- に 住 わ ス 1) 当 要 額 が 該 す 同 所 る 介 費 護 者 条 用 医 第 に 療 兀 支 (法 給 院 項 第 に \mathcal{O} さ 支 規 れ 五. 払 定 た 十 に 場 わ \longrightarrow ょ 合 条 れ \mathcal{O} た は り \equiv 場 当 合 該 第 同 特 条 は _ 定 第 項 入 \mathcal{O} 同 所 項 規 条 第二 者 第 定 に 介 項 号 護 ょ 第二 サ に ŋ 規 特 号に 定 定 F. す ス 入 規定 費 る 所 が 居 者 す 住 介 入 所 費 居 者 \mathcal{O}

住費の負担限度額)を限度とする。)

- 三 知 伴 事 V 必 定 要とな 8 る 基 る 潍 費用 · に 基 づ き 入 所 者 が 選定 す る 特 別 な 療 養 室 \mathcal{O} 提 供 を 行 0 た
- 兀 伴 知 事 11 必 が 要と 定め な る 基 る 潍 費 用 に 基 づ き 入 所 者 が 選 定 す る 特 別 な 食 事 \mathcal{O} 提 供 を 行 0
- 五 理美容代
- 六 者に う 5 前 負 担 号に 日 さ 常 せる 生 掲 活 げ $\overset{\sim}{\smile}$ に る と お t が V \mathcal{O} 適 て \mathcal{O} 当 t ほ لح 通 カュ 認 常 め 必 介 要と ら 護 れ 医 る な 療 院 Ł る ŧ サ \mathcal{O} \mathcal{O} に ピ 係 ス る に 費用 お 11 で 7 あ 提 供 0 て、 さ れ そ る \mathcal{O} 便 入 宜 所 \mathcal{O}
- 4 に よるも 前 項 第 \mathcal{O} _ とする 号 カュ 6 第 兀 号 ま で に 掲 げ る費 用 に 0 11 て は 知 事 が 别 12 定 \otimes る لح ころ
- 5 لح は、 同 項第一 た文 する 介 護 あ 書 5 医 号 を 療 カコ 交 院 ľ か め、 は、 5 付 第四号ま L て説 入 所 第三 項 各 明 者 を 又は で に 行 号 掲 そ 1 に ` Ō 掲 げ 家族 る 入所 げ 費用 る 者 に 費 に 対 用 \mathcal{O} 係 同 \mathcal{O} 意 る 額 当 同 を に 得 意に 該 係 サ な る + 0 け れ ピ 11 7 ば ス ピ な は \mathcal{O} ス 5 内 \mathcal{O} 文書に な 容 提 及 供 い U た 費 当 ょ る だ 用 た ŧ を 0 記 \mathcal{O} て

(保険給付の請求のための証明書の交付

第 所 四百三十 療 者に 容 サ 対 用 八 ピ 条 7 \mathcal{O} ス 交付 に係 額 \mathcal{O} そ + 五 \mathcal{O} る な 他 費 け 必 用 介 要と認 れ 護 \mathcal{O} ば 支 医 払 な を受 院 5 8 な 5 は れ け い た場合は る 法 事 定 代 項 理受領 を 記 提供 載 サ た L サ た ピ 介 ス 護 ビ に 医 ス 該 提 療 当 供 院 証 サ な 明 11 ビ 介 を ス 護 \mathcal{O} 医

(介護医療院サービスの取扱方針)

第 兀 百三十 条 0 十六 護 医 療 院 サ ピ ス \mathcal{O} 取 扱 方 針 に 係 る 基 準 は 省 令 六

条に規定する基準の例によることとする。

(施設サービス計画の作成)

- 第 兀 画 \mathcal{O} 百三 作 + 成 関 条 す \mathcal{O} Ś +業 七 務 を担当さ 介 護医 療 せ 院 る \mathcal{O} £ 管 \mathcal{O} 理 لح 者 す は、 介 護 支 援 専 門 員 に 施 設 + ピ ス
- サ 兀 画 百三 に ピ サ ス 置 画 付 ピ \mathcal{O} \mathcal{O} ス ょ け 計 作 る る + 自 成 画 ょ に う 発 に 八 当た 努 的 に 関 する \otimes な お な 活 0 V 業務 け 動 て 7 れ に は ば ょ を 担当 な る 入所 画担 サ 5 す な 者 当 介 ビ \mathcal{O} る介護支援 11 ス 護支援専 日 常生活 等 \mathcal{O} 利 門 専 用 全 員 般 門 ŧ 含め を支援 員 と 以 T 11 なする観 う。 施 下 設 サ \mathcal{O} 点 は か 及 ピ 施 ス び 設
- 3 ょ 担 り 当 介 入 所 護 者 支 援 に 専 0 門員 11 T は そ 施 \mathcal{O} 設 有 す サ る 能 ピ 九、 ス 計 そ 画 \mathcal{O} \mathcal{O} 置 作 カコ 成 れ に 当 て 11 た る 0 環 7 境 は 等 適 \mathcal{O} 切 価 な 方

U 画 7 担 当 で 所 介護 きる が 支援 ょ 現 う 12 専 E 門員 支援 え る は す 問 る 点 前 上 項 で を \mathcal{O} 解 規 決 6 定 す カコ に ベ き ょ る 課 解 題 決 を 所 把 す 握 ベ が き課 自 な 立 題 け \mathcal{O} れ 把 ば 日 握 な 生 5 次 な 項 11 及

- ば 員 び な は に 九 5 面 項 な 面 接 接 に \mathcal{O} 7 お 趣 行 11 旨 わ 7 を な _ ア 入 け セ 所 れ 者 ば ス 及 な メ 5 び ン そ な 1 \mathcal{O} \sqsubseteq 11 0 家 لح 族 11 う に \mathcal{O} 場合 対 L に て に 当た +お 分 1 T 2 に て 説 明 計 は 画 担 入 当 所 理 解 介 者 護 及 を 得 支 び 援 そ な 専 \mathcal{O} け 家 門 れ
- 5 題 び 原 案を作 果 そ 計 及 医 \mathcal{O} 画 療 護 家族 び 担 成 院 医 医 介 療 師 L サ \mathcal{O} な 生 護 \mathcal{O} 活 け ピ サ 治 支 援 ス 療 れ に ば 対 を ピ 専 \mathcal{O} 方針 な 提 ス す 門 供 6 \mathcal{O} る 員 な す 意 に 目 は る上 基 向 11 づ 及 入 き、 で び 総 所 \mathcal{O} そ 合 者 留 \mathcal{O} 的 入 \mathcal{O} 意事 達 所 な 希 成 援 者 望 項 時 助 \mathcal{O} 等 家 期 入 \mathcal{O} 方 族 を 所 記 針 \mathcal{O} 者 介 載 護 希 に 医 生 望 0 た施 活 療 を 11 院 全 勘 7 案 設 サ 般 \mathcal{O} サ ア \mathcal{O} F. 解 7 セ ス 決 ピ ス す 入 ス \mathcal{O} メ 所 内 ベ ン 容 き 者 画 及
- を な 会等 招 計 見 画 ピ 地 担 に L ス 当 0) カコ ょ て り、 提 介 行 5 護支援 \mathcal{O} う 供 会議 意見 当該 12 . 当 施 た 専 を を 求 設 る 門 いう。 員 \otimes サ 他 は る 0) 第十 もの ビ 担 ス 当 サ 計 <u>.</u> と 者 する 項 画 ピ 以 に ス \mathcal{O} 原 下 担 お 当者 案 $\sum_{}$ 11 \mathcal{O} \mathcal{O} 7 条に 会議 内容 同 じ に お 入 $\overline{}$ 11 0 \mathcal{O} て 所 11 て、 者 開 担担 催 に 当 担 対 .当者 担 者 す 当 る カュ 者 と 介 11 5 護 う。 対 医 す 専 門 る
- 7 そ \mathcal{O} 画 家 担 族 · 当介 に 護支援 対 して 説 専 門員 明 は 文 書 施 に 設 ょ サ り 入 ビ 所 ス 計 者 \mathcal{O} 画 同 \mathcal{O} 意 原 を 案 得 \mathcal{O} な 内 け 容 れ 12 ば 0 な い 6 7 な 入 所 者 又
- 8 ピ ス 画 計 担 当 画 介 を 入 護 支援 所 者 12 専 交付 門員 L は な け 施 設 れ ば サ な 5 ビ な ス 計 VI 画 を 作 成 L た 際 に は 当 該 施 設 サ
- 9 実施 12 応じ 状 画 況 担 当 7 \mathcal{O} 施 把握 護支援 設 サ (入 所 専 ピ 門員 者に ス 計 画 9 は \mathcal{O} V 変更を行う 7 施 設 \mathcal{O} 継 サ 続 的 ピ な ŧ ス ア 計 \mathcal{O} とす セ 画 ス \mathcal{O} Ź メ 作 ン 成 1 後、 を 含 施 む 設 サ $\overline{}$ を ピ 行 ス 計 11 画 \mathcal{O}
- 10 り \mathcal{O} 行 計 わ = 画 を継 な タ 担 IJ け 当 介護 れ ン グ」と ば 的 支援 な 行 5 う な 11 車 門員 い は、 に 前 た 特 項 段 2 E て 規 \mathcal{O} 事 は 定 情 する 入 \mathcal{O} 所者 実施 な V 限 及 状 び ŋ 況 そ \mathcal{O} 次 \mathcal{O} 把 家 に 握 定 族 \Diamond 並 第 る び に 号 こころ 担 に 当 お しい \mathcal{T}
- 一定期的に入所者に面接すること。
- 二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。
- て 担 画 当 者 担 当 当 カュ 介 者 5 護 支 援専 専 対 菛 す る 的 菛 照 な 員 会等 見 は、 地 に 次 カュ ょ 12 ら 掲 \mathcal{O} り 意見 げ 施 る 設 を 場合 求 サ \Diamond 12 る ピ お ŧ ス 1 計 \mathcal{O} 7 とす 画 は \mathcal{O} る 変 サ 更 \mathcal{O} F. 必 ス 性 当 0

- 所 者 が 法第二十 八 条第二 項に 規定す る 要介 護 更新 認定を受け た
- た場合 入所 者 が 法 公第二十 九 条第 項 に 規定 す る 要介 護 状 態 区 分 \mathcal{O} 変 更 \mathcal{O} 認定 を受け

12 0 1 第二項 て準 用 カュ する。 5 八 項 ま で \mathcal{O} 規 定 は 第 九 項 に 規 定す る 施 設 サ ピ ス 計 画 \mathcal{O} 変更に

(診療の 方 針

第 四百三十八 例 によることとする 条の +八 診 療 \mathcal{O} 方 針 に 係 る 基 準 は 省令 第 八 条 に 規定す Ź 準 \mathcal{O}

(必要な 医 療 \mathcal{O} 提供 が 困難な 場 合 等 \mathcal{O} 措 置

- 第 院 兀 \mathcal{O} 百三十 その 対診 に お を求 11 適 八 T 自ら 当な病院 条 める等診療 \mathcal{O} 十九 必要 若 な 医 介護 に 原を提 < 0 11 は 医 て適 診 療 療所 供 院 切 す \mathcal{O} な措 医 る \mathcal{O} 師 置 入 と は を講 院 が 入所者 \mathcal{O} 困 ため 難 U な で け \mathcal{O} あ \mathcal{O} 措 病 れ る ば 置 と 状 なら を講 認 カコ \emptyset 5 な じ、 たと 4 V て 又 き 当 は は 該 他 介 協 護 \mathcal{O} 医 医 力
- 2 若 しく 介護 医 は 診 療 院 療 所 \mathcal{O} 医師 に通院 は さ せて 不必 要に はな らな 入所者の 11 ため に 往 診 を 求 \otimes 又は 入所者 を 病 院
- 3 該 入 護 所 医 者 通 院 院 \mathcal{O} 診療状 させる \mathcal{O} 医 師 場合 況 は に関する 入所 に は 者 情 当 \mathcal{O} 該 た 報 病院又 めに \mathcal{O} 提供 往 なは診 を行 . |診を 療 求 わ な 所 \otimes け \mathcal{O} 医 n 又 ば 師 は なら 又 入 は 所 な 歯 者 VI を 医 病 師 院 に 若 対 し は
- 4 な が 必 5 要な 通 介護 な 情 L 医 報 た 療 病 院 \mathcal{O} 院 \mathcal{O} 提 若 医師 供 を受け L は < は 入所者 る 診 療所 ŧ \mathcal{O} لح \mathcal{O} が 医師若 往 に診を受 そ \mathcal{O} L け 情 < た は 報 医師若 歯科医 に ょ ŋ 師 L 適 切 か < な 6 は 診 当 歯 該 科 療 入所 を 医 行 師 わ 者 又 \mathcal{O} は な 療 け 入 養 所 れ ば 上.

(機能 訓 練

第 兀 日 1常生活 百三十 画 八条の二十 \mathcal{O} 的に 自立を助 行わ け るため 介護 れ 医 療院 な 理学療法、 な は V 入所 作業 者 \mathcal{O} 療法そ 心 身 \mathcal{O} \mathcal{O} 諸 他 機 適 能 切 \mathcal{O} な 維 IJ 持 口 ハ 復 ビ IJ を テ 义 り シ

(看護及 び 医学的 管 理 \mathcal{O} 下 に お け る 介護

彐

ン

を計

な

け

ば

6

四百三十八 令第二十 __ 条に 条の二十 規定す __ る基 看護 準 及 \mathcal{O} 例 び に 医学的管 よることとする 理 \mathcal{O} 下 に お け る介 護 に 係 る 準 は 省

(食事 \mathcal{O} 提

2 第 兀 百三十 び 所 嗜 者 好 を \mathcal{O} 八 考慮 食事 条の二十二 は した そ ŧ \mathcal{O} \mathcal{O} とす 者 入所 \mathcal{O} 自立 るとともに、適切な時 者 \mathcal{O} \mathcal{O} 食 支援に 事 は、 ・配慮し、 栄養並 び 間に行われなけれ で に きるだけ離床し 入 所 者 \mathcal{O} 身 体 \mathcal{O} ばならない て食堂で行

わ

n

る

ょ

j

努め

な

け

れ

ば

な

6

な

い

(相談及び援助)

第 適 兀 切 れ 百三 1Z て 応じ 環境等 条 るとともに の二十三 \mathcal{O} 的 確 必要な な把 介護 握 医 療 助 に 言そ 努 院 め、 は、 \mathcal{O} 常 他 入 所 に \mathcal{O} 援 者 入 所 又は 助 者 を そ 行 \mathcal{O} \mathcal{O} わ 心 家族 な 身 け \mathcal{O} に れ 状 対 ば 況、 な 5 病 な そ \mathcal{O} VI 相 そ 談 \mathcal{O} 置 に

(その他のサービスの提供)

事を行 兀 百三 うよ 十八 いう努め 条の二十 る ŧ 匹 \mathcal{O} とす 介護医療 院 は、 適 宜 入 所 者 \mathcal{O} た \Diamond \mathcal{O} V ク IJ 工 シ 彐 ン 行

2 と 介護医 の交流等 \mathcal{O} 院 は、 機会を確保するよう努め 常に 入所者 \mathcal{O} 家族 کے な \mathcal{O} 連 け 携 れ を ば なら 义 るととも な に、 入 所 者とそ \mathcal{O} 家

(入所者に関する市町村への通知)

が 兀 知 百三十 しなけ 次 \mathcal{O} い ずれ 八 ば 条 ならな かに の二十 該当す V 五 る場合 介 護 医 は 療 院 遅滞 は、 な 介 護 医 意見を 療 院 サ 付 ピ てその ス を受け 旨 を市 て 11 町 る 入 村 所 诵 者

- ょ り、 正当 要介 な 理 護状 由 な 態 しに 0 介護医 程度を増進させ 療院 サ た ピ لح ス 認 \mathcal{O} めら 利 用 れ に るとき。 関 する指示 に 従 わ な 11 こと
- (管理者に 偽り ょ 0) 他不正 る管理) 0) 行為に ょ 0 て 保険 給付を受け 又は受け ようと L た と

第 四百三十 する基準 八 \mathcal{O} 条 例によることとす の二十六 管理者に ょ る管理に係 る基準 は 省令第二十六条に 規 定

(管理者の責務)

第 業務 兀 百三十 \mathcal{O} 実施 状況 条 の 二 十 \mathcal{O} 把 握 七 そ \mathcal{O} 介 護医 他 \mathcal{O} 管 療 理 院 を \mathcal{O} 管 __ 元 理 的 者 は、 に 行 、当該 わ な 介護医療院 け れば なら \mathcal{O} な 従業者 い \mathcal{O}

2 命 令を行 護 医 うも 療 院 のとする の管理者 は、 従業者 に \mathcal{O} 節 \mathcal{O} 規 定を 遵守 させ こるため に 必 要 な 指 揮

3 は、 介護医 当該 \mathcal{O} 限 介 療院 ŋ 護医療院の で の管理者は、 な 11 入所 者に 介 護 対 医 療 す るサ 院 12 医 師 ビ ス を 宿直 \mathcal{O} 提 さ 供 せ に 支障 な け が れ な ば な 11 場 5 合 な 11 あ た 0 だ 7

(計画担当介護支援専門員の責務

第 定する業務 四百三 八 \mathcal{O} 条 の 二 十 ほ カン 次 八 に掲げ 計画 る業務 担当介護支援 を行 う 専 ŧ 門員 \mathcal{O} とする は 第 兀 百三十 八 条 \mathcal{O} +七 に 規

入所 を り、 申 込者 す \mathcal{O} 者 \mathcal{O} 入 \mathcal{O} 所 心 12 身 \mathcal{O} 際 状 況 そ \mathcal{O} 生 者に係 活 歴、 る居宅 病 歴 指定居· 介護支援事業者 宅 サ Ľ ス に 等 対 す \mathcal{O} 利 る 用 照 状 築 況

入 所 者 \mathcal{O} 心 身 \mathcal{O} 状 況、 病 状、 そ \mathcal{O} 置 か れ T V る環 境等 に 照 6 Ļ そ \mathcal{O} 者 が 居

宅 に お 11 て 日常生活を営むことが できる か どう カュ に 0 11 て定 期 的 検討 そ

 \mathcal{O} 容 等 を 記 録すること。

三 ピ 介護支援事業者に スを提供 入所 者 の退所に する者と密接に 対 際 して情報を提供 居宅 連携すること サ ピ す ス る 計 ほ 画 カュ \mathcal{O} 作 保 成 健 等 医 \mathcal{O} 療 援 助 サ に 資 ピ ス す 又 る は た 福 \Diamond 祉 サ 居 宅

兀 省令第三十八条第二項の 規 定による苦情 \mathcal{O} 内 容 等 \mathcal{O} 記 録 を行 う

五. 省令第四 十条第三項の 規定による事故 \mathcal{O} 状 況 及 び 事 故 に 際 て採 0 た 処 置 に

0 1 て 0 記 録を行うこと。

(運営規程

第 項 四百三十八条 に関す える規 の二十 程 (第 兀 九 百三十二 介護医療 八 条の三十 院 は、 五. 次 に に 掲 お げ 1 る施 て 運 設 営 \mathcal{O} 規程」 運 営に と 0 11 V j て \mathcal{O} 重 を定 要

施設 \mathcal{O} 目的及び 運営 の方 針 8

てお

か

なけ

ればなら

な

従業者 の職種、 員数及び 職 務 \mathcal{O} 内 容

三 入所定 員 $\widehat{\mathbf{I}}$ 型療養床に係 る 入所 定 員 \mathcal{O} 数 ${\rm I\hspace{-.1em}I}$ 型療養床に係 る入所定 員 0

及 びその 合計数を いう。

兀 入所 者 対する介 護医療院 サ ピ ス \mathcal{O} 内 容 及 び 利 用 料 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 費 用 \mathcal{O} 額

五. 施設 \mathcal{O} 利 用に当 た って \mathcal{O} 留意事 項

六 非 常 災 害 対策

七 その 他 施 設 \mathcal{O} 運営 に 関 す る 重 要事 項

(勤務体 制 \mathcal{O} 確 保等

を提供 兀 百三十 で きるよう、 条 の三十 従業者 介護 \mathcal{O} 医 療院 勤 務 \mathcal{O} は 体 制 入 所 を 定め 者 に て 対 お か な 適 け 切 れ な ば 介 なら 護 医 な 療 *١* ٥ 院 サ ピ ス

2 は、 なけ 介護医 れ ば \mathcal{O} 限 な 療院 りでない らな は、 当該介護医 ただし 療院 入 所 者 \mathcal{O} 従業者 \mathcal{O} 処 遇 に に 直 ょ 接影 0 て介 響 を 護 及ぼ 医療院 さ な サ 11 業務 ピ スを に 提 0 供 11 7

3 介護医 療院 は、 従業者 12 対 L そ \mathcal{O} 資 質 \mathcal{O} 向 上 \mathcal{O} た \otimes に、 そ \mathcal{O} 研 修 \mathcal{O} 機 会を 確

L な け ればならない

(定員 0 遵守)

第 させて 四百三十 \mathcal{O} は り な で 八条の三十一 らな な 1 ただ 介護医療院は、 災害、 虐待その 入所定員及び 他 \mathcal{O} やむを得ない 療養室の定員を超えて入所 事情がある場合は

対

第 兀 百三十 八 条の三十二 介護医療院 は、 非常災害に関する具体的計画を立て、 非

周 常 い 知 災 害 す る 時 と \mathcal{O} لح 関 ŧ 係 機 に 関 定 \sim 期 \mathcal{O} 的 通 に 報 避 及 び 難 連 携 救 体 出 制 そ を \mathcal{O} 整備 他 必 要 な 訓 そ 練 れ を 5 を 行 定 わ な 期 け 的 に れ ば 従 業者 な 6 な

な る 介 護 資 医 \mathcal{O} 院 備 蓄 は 努 入 80 所 な 者 け \mathcal{O} れ 特 ば 性 な に 6 応 な U い 食 糧 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 非 常 災 害 時 に お 11 7 必 要

(衛生管理等)

第 兀 ずる 又は 百三 飲 十 ととも 用 八 に供 条の三十 す 医薬 る \equiv 水 品 に 及 介 0 び 護 11 医 医 て 療 療 機 衛 院 器 生的 は \mathcal{O} 管 な 入 理 管 所 を適 理 者 に \mathcal{O} 正に 努め 使 用 行 す わ 又 る 施 な は 衛 け 設 れ 生 食器 ば 上 な 必 6 要 な な \mathcal{O} 措 他 置 \mathcal{O} 設

- 延 護 な 医 11 療 うに、 院 は、 当該 次 1Z 介護 げ 医 る 措 療 置 院 を に 講 お ľ V な て 感染症 け れ ば 又は な 6 な 食 中 11 毒 が 発 生 L 又 は ま ん
- に 対 策を 当該 0 11 検討 て 介 護 医 介護職員 する委員 院 12 会を そ お け \mathcal{O} 他 お る 感染症 \mathcal{O} お 従 む に業者に ね三月 又は 12 食 周 _ 知 中 毒 徹 口 以 底 \mathcal{O} 予防 上 を 义 開 るこ 催す 及 び کی るとと ま W 延 ŧ \mathcal{O} に 防 止 そ \mathcal{O} た \mathcal{O} 結 8 果 \mathcal{O}
- 当該 を 整 介 備 護 医療院 すること に お け る 感 染 症 又 は 食 中 毒 0) 予 防 及 びまん 延 \mathcal{O} 防 止 \mathcal{O} た \Diamond \mathcal{O}
- 三 当 \mathcal{O} 該 予 防 介 及 護 び 医 まん 療 院 に 延 お \mathcal{O} 防 1 止 7 0 た 介 8 護 \mathcal{O} 職 研 員 修 そ を定期的 \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 従 業者 に 実施 12 する 対 感染 症 及 び 食 中
- 兀 前三 \mathcal{O} 対 処等 に 掲 に げ 関 る す ŧ る手 \mathcal{O} \mathcal{O} 順 ほ に 沿 0 知 た対 事 が 応 定 を \Diamond 行 る 感染症 うこと 又 は 食 中 毒 \mathcal{O} 発 生 が 疑 わ n

3

- 療機器 若 ٤, 九 同 五. る 条第二 法第十 の 三 条 介護 . 一 の 五. \mathcal{O} 九 等 は \mathcal{O} 医 五. 法 項 規 \mathcal{O} 手 定を準 第二 条 \mathcal{O} 中 規 院 第 定に \mathcal{O} \mathcal{O} _ 九 九 \mathcal{O} 一条第 とあ 法第十 条 規 第 管 定 用 理 \mathcal{O} _ ょ \mathcal{O} 項 規 八 に す 九 者 る る 項に 五条 中 る。 定 ょ \mathcal{O} 人 は 体 12 第 る は \neg 規定 の 二 法 九 ょ 第 カュ $\sum_{}$ 次 第 条 る 九 医 5 \mathcal{O} に でする特 場合 \mathcal{O} 医 条 療 +排 \mathcal{O} 掲 機器 + = ; 療_ 規 \mathcal{O} 五. 出 げ 定によ る業務 され 七 条 に 定 لح に 又 *の* 二 お あ 保 定 は 第 1 守 医学 0) て、 を委託 \emptyset とあ 九 る る検体検査」 規 条 管 る \mathcal{O} 的 定に 理 は 医療機器 る 同 \mathcal{O} 令第 十三、 処 \mathcal{O} 医療機器」 す 置」 医 ょ は る 療」 九条 る 「人体 場 ٢, 医療 とあ 別 合 لح لح \mathcal{O} 表 は と、 読 機 る あ 第 第 カュ 器 第 4 る 九 \mathcal{O} 6 医 替 第 \mathcal{O} 条 又 は 排 \mathcal{O} 療 _ え 九 は \mathcal{O} は 出 項 法 十二中 医学的 検体 る され 中 及 医 \mathcal{O} び ŧ 行 十三 薬 法 検 别 規 \mathcal{O} 処置 と、 査 第 表 則 \neg 法 中
- 省 査 令 業 五. 条 項 第二号 口 及 び 省 令 第 兀 +五. 条第二 項 第二 号 口 規 定 す
- 医 療 器 又 は 医 学 的 処 置 \mathcal{O} 用 に 供 す る 衣 類そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 繊 維 製 品 \mathcal{O} 滅 菌 又 は 消

の業務

- 三 三 十 五 保守点 医 薬 検 年 品 \mathcal{O} 法 業務 律第 医 療機 百 兀 器 +等 五 \mathcal{O} 号) 品 質、 第二条第 有 効 性 及 八 項 び に規定 安全 性 す \mathcal{O} る 確 特 保 等 定 保 に 守 関 管 す 理 る 医 法 療 律 機 昭 器 \mathcal{O} 和
- 兀 $\frac{-}{+}$ わ 医 なけ 六 療 年 \mathcal{O} 法 用 れ 律第二 に供 ば なら す 百 な る 兀 ガ 11 号 ŧ ス \mathcal{O} \mathcal{O} を \mathcal{O} 供 規 除 定に 設 備 \mathcal{O} 保 ŋ 高 守 点 圧 ガ 検 ス \mathcal{O} を 業 製 務 造 (高 又 は 圧 消 ガ 費 ス す 保 る 安法 者 が 自 昭 和

(協力病院)

- 第 兀 6 百三十 かじ め、 八条 協 力病 \mathcal{O} 三十 院 を 兀 定 \otimes 介 護 て お 医 カゝ 療 な 院 け は れ ば 入 所 な 者 5 な \mathcal{O} 病 状 \mathcal{O} 急変等 に 備 えるた \Diamond あ
- 2 介護 医 療 院 は あ 5 カュ U \otimes 協 力 歯 科 医 療機 関 を 定 \emptyset て お < ょ う 努 \emptyset な け れ ば

(掲示)

な

らな

第 資 規程 四百三十八条の三十 くすると \mathcal{O} 概 要、 認めら 従業者 れる重 \mathcal{O} 五 要事 勤 介護 務 項を \mathcal{O} 体 医 掲示 制、 療 院 しな 協 は、 力 病 け 当 院、 れ 該 介 ば なら 利 護 医 用 料 療 な そ 院 い \mathcal{O} \mathcal{O} 見 \mathcal{O} P サ す VI 場 ピ 所 ス \mathcal{O} に 選 択 運 営

(秘密保持等)

第 準 兀 百三十 \mathcal{O} 例 に 八 ょ ることとす 条の三十 六 秘 密 保 持 等 に 係 る 基 準 は、 省 令第三十六条に規定す る

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止

- 第 兀 \mathcal{O} 百三十 産 要 上 護 八 \mathcal{O} 被 条 利 益を供 保 0 三十 険者 与 t 当該 介護 7 は 介 な 護 医 5 医 療 な 療 院 院 は 11 を 紹 居 介 宅 す 介 護支援 ること 事業者又 \mathcal{O} 対 償 کے は L T そ \mathcal{O} 金 品 従業者 そ に \mathcal{O} 対 他
- なら \mathcal{O} 退所者を紹 介護 な 医 い 療 院 介 は、 す 居 ること 宅 介護支援事業者又 \mathcal{O} 対 償 لح て、 は 金 品 そ そ \mathcal{O} 従 \mathcal{O} 業者 他 \mathcal{O} 財 カゝ 5 産 上 \mathcal{O} 当 利 該 益 介 を 護 収 医 受 療 て カン 6 は

(苦情処理)

- 所者及 百三 ため + び \mathcal{O} 八条 そ 窓 \Box \mathcal{O} 家 0 を設置す 三十 族 か 八 6 る等 \mathcal{O} 苦情 介 護 \mathcal{O} 必 医 要な措置 迅 療 速 院 カュ は 0 を 適 提 講 切 供 (Z じ な 対 た 応 け 介 護 れ す ば る 医 な た 療 \Diamond 院 5 に、 な サ い 苦 ピ 情 ス を受け 関 す 付 る 入 け
- 2 な ば 医 な 院 5 な は い 前 項 \mathcal{O} 苦情を受け 付 け た 場合 に は 当 該 苦 情 \mathcal{O} 内 容 等 を 記 録
- 3 る 市 村 医 が 行 う は 文 書そ 提 供 \mathcal{O} 他 た 介 \mathcal{O} 物 護 件 医 療 \mathcal{O} 提 院 出 サ 若 ピ < ス に は 提示 L \mathcal{O} 求 法 第二十 \emptyset 又 は 当 \equiv 該 条 市 \mathcal{O} 町 定 \mathcal{O}

言 員 に に 協 カュ 従 力 5 す 0 \mathcal{O} る て 質 問 必 ととも 要な改 若 < 善 は を行 市 照会 町 12 わ 村 な カュ け 5 指 れ ば 導 入 な 所 又 は 6 者 な 助 カュ 言を受け 6 11 \mathcal{O} 苦情 た 場 関 合 は 7 市 町 該 村 指 が 行 導 又 う 調 は 助 査

- 4 村 報 護 告 医 療 な 院 は、 け れ ば 市 な 町 村 5 な カコ い 5 \mathcal{O} 求 8 が あ 0 た場合 に は 前 項 \mathcal{O} 改 善 \mathcal{O} 内 容 を 市 町
- 5 言 に協力 い 7 を受け 玉 民 護 す 健 医 康 療 る た 場合 とと 保 院 は、 険 は ŧ 寸 提供 に、 体 連合 当 該指 国民 L 会が た 健 導 介 康 護 行 又 保 は う 医 助言 法 険 療 団体 第百 院 に サ 従 連 七 合会 +Ľ 0 六 て ス 条第 必 カュ に 要な 関 5 同 す $\overline{}$ 項 号 改 る 第三号 善 \mathcal{O} 入 規定 を行 所 者 わ 12 \mathcal{O} カュ な ょ 規 6 る指 け 定 \mathcal{O} に 苦 n 導 ば ょ 情 又 な る は 調 5 関 助 杳
- 6 改 善 護 \mathcal{O} 内 医 容 療 を国 院 は 民 健 玉 民 康 保 健 険 康 寸 保 体 険 連 寸 合会に 体 連 合 報 会 告 カュ 5 な \mathcal{O} け 求 れ \otimes ば が な あ ら 0 な た い 場 合 に は 前 項 \mathcal{O}

(地域との連携等)

- \mathcal{O} 百三十 自発 11 的 八 な 条 活 の三十 動等と \mathcal{O} 九 連携及 介 護 び 医 協 療 力を行 院 は、 う そ 等 \mathcal{O} 運 \mathcal{O} 地 営 域 に当 لح た 0) 交流 0 7 に は 努 \otimes 地 な 域 住 け 民 れ 又 ば は な そ 5
- 入所者 \mathcal{O} 他 介護 \mathcal{O} 市 カン 医 療 町 5 村 の苦情に 院 が は、 実施 そ す 関 0) 運営に る事業に L て、 当 市 協力す た 町 村 2 等 て るよ が は、 派 遣する 提供 う 努 \emptyset L 者 な た が 介 け 相 護 れ ば 談 医 及 な 療 院 5 び 援 な サ 助 11 を ピ 行う ス に 事業そ 関 す る

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 百三十 条に 規 定 八 する 条 \mathcal{O} 基準 几 + \mathcal{O} 例 事 故 に 発 ょ る 生 こととす \mathcal{O} 防 止 及 る び 発 生 時 \mathcal{O} 対 応 に 係 る 基 準 は 省 令 第 兀

(会計の区分)

第 他 兀 百三十 \mathcal{O} 事 業 \mathcal{O} 八 会計 条の を 兀 区 +分 _ L な 介 け 護 れ 医 ば 療 な 院 5 は な 介 11 医 療 院 + ピ ス \mathcal{O} 事 業 \mathcal{O} 会計 そ \mathcal{O}

(記録の整備)

- 第 兀 関 百三 諸 +記 八 条 録を整備 \mathcal{O} 兀 + て お 介 護 カゝ な 医 け 療 れ 院 ば は な 5 従 な 業者 V 施 設 及 び 構 造 設 備 並 び に 会 計 12
- 2 記 を整 護医 院 は、 その 入 完 所 結 者 に \mathcal{O} 対 日 カン す る ら 介 年間 護医 保 療院 存 サ な け ピ れ ス \mathcal{O} ば な 提 6 供 な に 関 い す る 次 に 撂 げ る
- 一 施設サービス計画
- が 兀 百 三十 か どう 八 カュ 条 に \mathcal{O} 0 + VI て 第 兀 \mathcal{O} 検 項 討 \mathcal{O} \mathcal{O} 規 内 定 容 に 等 ょ る \mathcal{O} 居 記 宅 に お 11 て 日 常 生活 を営 む
- 三 兀 百 三十 八 条 \mathcal{O} 第二 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ る 提 供 た 具 体 的 な サ ピ ス \mathcal{O} 内

等の記録

兀 所 者 省 令 \mathcal{O} 第 心 身 \mathcal{O} 六 条第 状 況 並 五 び 項 に \mathcal{O} 緊急 規 定 B に む ょ を得 る身 な 体 的 11 理 拘 由 束 \mathcal{O} 等 記 \mathcal{O} 態 様 及 び 時 間 そ \mathcal{O} 際 \mathcal{O} 入

Ŧī. 第 四 百三十 八 条 の二十 五. \mathcal{O} 規 定 に ょ る 市 町 村 \sim \mathcal{O} 通 知 に 係 る 記 録

六 第四 百 三十 八 条 の三十 八 第二項 \mathcal{O} 規 定 に ょ る苦 情 \mathcal{O} 内 容 等 \mathcal{O} 記 録

七 省 第 兀 +条 第三 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ る 事 故 \mathcal{O} 状 況 及 び 事 故 に 際 L 7 採 0 た 処 置

ついての記録

五. 節 ユ = ツ 1 型 介 護 医 療 院 \mathcal{O} 基 本方 針 並 び に 施 設、 設 備 及 U 運 営 に 関

する基準

第一款 この節の趣旨及び基本方

(この節の趣旨)

第 ず、 び を営 近接 に \vdash 運営に 護医 お 百 三十 لح 11 む L ユ 療 て た て = 11 関 院 設 う。 め 同 ツ U. ト型介 条の す 0) け を る基準 場 6 11 う。 ごと れ 兀 所 に る 護 を + に 共 医 $\dot{\Xi}$ 以 ょ に 1 同生活 入居 う。 下 療 0 り _ 院 第 11 者 第四 体 7 \mathcal{O} 兀 施施 的 室 は 節 \mathcal{O} 百 百三十 三十 設 日 に に **(当** 常 構 ۲ お \mathcal{O} 全部 \mathcal{O} 生活 成 該 1 八 節 て さ 八 療 条 養 同 が れ 条 に \mathcal{O} に 定め ľ 営ま る場所 室 お 三、 \mathcal{O} 兀 \mathcal{O} VI $\overline{}$ れ 第三節 + 入 て るところ 居 少 \mathcal{O} 五. 以 者 基 及 数 本方 れ 下 び が 及 \mathcal{O} 交流 療養 に に 第 $\sum_{}$ び 匹 針 対 \mathcal{O} ょ 前 百三十 並 節 Ļ 室 節 す る E び る 及 \mathcal{O} 支援 共同 に施 お び 規 定 11 八 当 条 設 が て で 該 行 日 療 カュ \mathcal{O} 常 養 設 わ 兀 ユ カン = + 室 n 生 わ 活 九 及 ツ ら

(基本方針)

第

町 並 養 兀 健 互. る ら \mathcal{O} 居宅に 百三十 医療 に び 上 入居 な ユ 社 \mathcal{O} 会的 サ 居 管 者 日 ツ 宅 常 理 お 八 --- 介護 型介 関係 生活 け 条 ピ 看護 る生 _ ス \mathcal{O} 護医 を築 又 上 人 支援事業者、 兀 活 は \mathcal{O} \mathcal{O} + 療院 き、 福 لح 意 兀 世話を行うことに 医学的管 祉サ 入居 思 自律 は、 及 ユ 後 び = 的な日常生活を営 地 理 ピ 居宅サー \mathcal{O} 人 ツ 格 ス 域や家庭と \mathcal{O} 生 1 を 活 下 を 型 尊重 提 に が 介 連続 供 ピ お 護 ょ ŋ け す ス L 医 事業者、 る者と \mathcal{O} る介 療 結び 各 た 施 院 むことを支援 護 設 ユ ŧ は 付きを重視 サ \mathcal{O} = 及 \mathcal{O} CK 密 他 ツ と 長 接 \mathcal{O} 機 な ピ 期 1 な連 介護保 能 るよう に ス 12 お 訓 計 わ L 携 練 L 11 画 た な た て に 険施設その そ 配 に り け 運営 そ 努 \mathcal{O} 慮 基 れ 8 \mathcal{O} 他 づ 養 ばならな き、 な を行 入 居 必 な が 要 が 必 け 他 者 な 入 要 れ 11 ら が 医 居 で ば \mathcal{O} VI 市 な 療 療 前 あ

第二款 施設及び設備に関する基準

(施設)

機能 兀 百三十 訓 練 室 八 条 \mathcal{O} \mathcal{O} ほ 兀 カュ 十 次 五. 12 掲 ユ げ = る ツ 施 1 設 型介 を有 護 医 療 な 院 け n は ば な 養 6 室、 な い 察室 処 置 室 てバ

- 一 ユニット(療養室を除く。)
- 二浴室

三 サービス・ステーション

四 調理室

五 洗濯室又は洗濯場

六 汚物処理室

2 前項各号に掲げる施設の基準は、次のとおりとする。

一 ユニット(療養室を除く。

イ 共同生活室

(1) を有すること。 入 居者 共同生活室は が交流 共同 11 ず で れ 日 カュ 常 \mathcal{O} 生活を営 ユ = ツ む 12 た 属 \emptyset す \mathcal{O} る 場 ŧ 所 \mathcal{O} とし とし、 て 当該 Š さ わ ユ = ツ 11 形 \mathcal{O}

- (2)ユ ニット _ \mathcal{O} 共同生活室 の入居者 \mathcal{O} \mathcal{O} 定員を乗じて得た面 床面 積 は、 二平方 メ 積 以 1 上を標準とすること。 ル に 当該 共 同 生 活 室 が す
- ③ 必要な設備及び備品を備えること。

口 洗面設備

- ① 療養室ごと又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (2)身体 の不自由 [な者が 使用する のに 適したものとすること。

ハ 便所

療養室ごと又は共同生活室ごとに適当数設けること。

二浴室

1 身体 \mathcal{O} 不 自 由 な 者 が 入 浴 す る \mathcal{O} に 適 L た Ł \mathcal{O} とすること。

口 浴 \mathcal{O} ほ カュ 入 浴 に 介 助 を 必 要とす る者 \mathcal{O} 入 浴 に適 L た 別 浴 槽 を

けること。

3 が で な なけ 項第二号に掲げ 場合 れ ばならな は、 この V る設備 ただし り でな は 入居 専 ら当該 者 に 対 ユ = す る ツ 介 1 型介 護医 療 護 院 医 療院 サ ピ \mathcal{O} ス 用 \mathcal{O} に 提 供 供 す に 支 Ł 障 \mathcal{O}

項に 規定する ŧ \mathcal{O} \mathcal{O} ほ か ユ = ツ 型 介 護 医 療 院 \mathcal{O} 設 備 構 造 \mathcal{O} 基 準 は 次

に定めるところによる。

医療院 ユ を除 ニッ 建 物 卜型介護医療院 \mathcal{O} 以 下こ ず あ 0 \mathcal{O} て カュ 号 及 は \mathcal{O} 要件を \mathcal{O} び 準 建 次項 耐 満 火建築物 たす二 入 お 居 1 者 階 て とすることが \mathcal{O} 同じ。 建 療養生活 て 又は は、 平 \mathcal{O} できる。 屋 た 建 \Diamond 火建築物とすること。 に使 て \mathcal{O} 用 ユ = な ツ 11 -型介護 附

養 室等 を一 及 75 \mathcal{O} ず れ に ŧ 設 け て V な いこと。

- 口 て を満た、 養室等を二階 けこと 又 は 地 階 に 設 け T 11 る 場合 で あ 0 て、 次 に 掲 げ る \mathcal{O} 全
- (1) 二の計画 談 ること。 の上、 当該 ユ に 第 = 入 兀 ツ 百三十 居 者 型 \mathcal{O} 介 円 八 護 滑 条 医 \mathcal{O} 療 カュ Ŧī. 院 0 迅 + \mathcal{O} 速 兀 所 な に 在 お 避 地 難 11 を を 7 管 準 確 保 用 す す す る る る 消 第 た 防 兀 8 長 百三十 に 又 必 は 要 消 な 八 事 条 署 の三十 項 を定 کے
- 定によ こと。 第 四 る |百三十八 訓 練 に 0 条 11 \mathcal{O} て 五. は + 兀 同 に 条 お \mathcal{O} V 計 7 画 準 に 用 従 す 11 る 第 昼 兀 百三十 間 及 \mathcal{U} 夜 八 間 条 に \mathcal{O} 三十二 お 11 て 行 \mathcal{O} 規 う
- (3)等と 火 \mathcal{O} 災 連 時 携体 に お 制 け を る 整備す 避 難、 る 消 こと 火 等 \mathcal{O} 協 力 を 得 ること が で き る ょ う、 地 域 住 民
- そ れぞれ 療養室等が二階 _ 以上設け 以 ること。 上 \mathcal{O} 階に あ る場合 は 屋 内 \mathcal{O} 直 通 階 段 及 び 工 V ベ タ を
- 三 二以 避難階 _ 療養室等が三階以 項 の 上 段 設 規 けること。 \mathcal{O} 数 定による に 算 入することが ただし、 上 避難階段 \mathcal{O} 階に 前号 とし あ る場合 で きる て \mathcal{O} \mathcal{O} 直 構 通 は 造とす 階 段を 避難 建築基 る に 場合 支 障 準 は が 法 な 施 そ 11 \mathcal{O} 行 ょ 直 令 う 通 第 12 階 避 百二十三条 段 難 階 \mathcal{O} 数 段 を
- 兀 <u>二</u> 十 六号 この 三十 第六 ては は、 兀 診 、号まで 場合に ま 危 察 害防 で の二十六 第三十条 医療法施行 \mathcal{O} 第三十条の二十二、 用 に 掲 を除 止上 お に供 げる措 V 第三項か 必 す て、 \mathcal{O} 十六、 る 規則第三十条、 要な方法を講 置 電 同令第三十条の十 気、 とある ら第五項まで及び第三十条 第三十条 第三十条 光線、 第三十条の二十三第一項、 \mathcal{O} ずることと の 十 熱、 は \mathcal{O} 第三十条 +九、 七、 蒸気 八第一項 \neg 11 第三十条 ず į 又は 第三十条の \mathcal{O} 四、 れ 中 放射 ガ カュ 第三十 \sqsubseteq ス \neg の 二 十 と読 11 の二十第二 線 12 ず + に 関 第三十 み替 関 八 れ 条 す 七 (第 か \mathcal{O} す る の規定を準用 十三、 え 及 る 構 項、 構造 る び 第 造 項第四 の二十 ŧ 設 第三十 第三十 設備 四号 \mathcal{O} とす 12 五. 号 か に 0 する。 る。 ら第 か 0 6
- 五 階段には、手すりを設けること。

六

下

造

は

次

 \mathcal{O}

お

りとするこ

- 11 従 ル 業者等 以上と ル <u>.</u> 上 す \mathcal{O} 中 円 る メ 滑 下 な 往 に ル あ 来 な 以 お、 に 上とすること。 0 支障が 7 は 廊 下 生 \mathcal{O} じ ___ な 部 V \mathcal{O} た メ と認 幅を だ \otimes 拡 ル 以 5 張 中 れる する 廊 下 場合に \mathcal{O} L とに 幅 て は 差し は ょ り、 支え 入居 五. メ
- ロ手すりを設けること。

- ハ 常夜灯を設けること。
- 七 え 入 る 居 者 بح に 対 す る 介 護 医 療 院 サ ビ ス \mathcal{O} 提 供 を 適 切 に 行 う た 8 12 必 要 な 設 備
- 八 消 火 設 備 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 非 常 災 害 に 際 L 7 必 要 な 設 備 を 設 け る
- 5 保 屋 11 知 さ 建 前 を れ て 項 有 第 て \mathcal{O} す ユ _ 11 る者 ると = 号 ツ \mathcal{O} 認 1 \mathcal{O} 規 型介 意見 \otimes 定 に た とき 護 を カュ 医 聴 カュ 療 は 11 わ 院 T 5 ず \mathcal{O} 耐 建 火 次 建 物 \mathcal{O} 知 築物 各 で 事 あ 号 が \mathcal{O} 又 0 は 火 T V 災 ず 準 耐 火 れ 予 災 火 カコ 防 建 に \mathcal{O} 要件 係 消 築物とす る 火 活 入 を 居 満 動 者 ることを た 等 す \mathcal{O} に 安 木 全 造 L 要 性 か 専 が 門 0 な 亚 的 確
- 期消 理室 ス 火 等 プ 及 火 IJ び 災 ン 延 が ク 焼 発 ラ 生 \mathcal{O} 抑 す 設 制 る に お \mathcal{O} 配 そ 設 慮 れ 置 が た構 あ 天 る箇 井 造 等 で 所 \mathcal{O} あ に 内 装 る お け 材 کی る 等 防 \sim 火 \mathcal{O} 区 難 画 燃 \mathcal{O} 性 設 \mathcal{O} 置 材 等 料 に \mathcal{O} 使 ょ り 用 調 初
- n 円 常常 滑 警 報 な 消 設 火 備 活 \mathcal{O} 設 動 置等 が 可 能 に な ょ ŧ る \mathcal{O} 火 災 であ \mathcal{O} る 早 こと。 期 発見 及 び 通 報 \mathcal{O} 体 制 が 整 備 さ n て お
- あ ょ 避 ること。 5 9 , 配 難 置 П 円 \mathcal{O} 人 増 員 滑 /を増員 な 設 避 難 搬 送を すること等に が 可 容易に 能 な 構 造 行 うた ょ で あ り め 1) に 火 災 +か \mathcal{O} つ、 分 際 な 避 幅 \mathcal{O} 円 難 員 滑 訓 を な避 練 有 を す 難 頻 る が 繁 避 可 に 難 能 実施 路 な \mathcal{O} Ł す 確 る 保 \mathcal{O} で 築

第三款 運営に関する基準

(利用料等の受領)

- 第 設 す 兀 ピ ス サ る 百 費 三 + 護 \mathcal{O} ピ 医 額 ス を控 費用 療 条 院 \mathcal{O} 基 除 サ 四十 準 て 六 額 ピ 得 カゝ ス た を 5 ユ 額 当 = \mathcal{O} 該 ツ 支払 ユ \vdash = た 型 · を 受 際 介 ツ 1 護医 け 型 は るも 介 療 護 入 院 居 医 \mathcal{O} は とす 療院 者 カュ 法 る に 6 定 支 利 代 払 用 理 わ 料 受 領 れ \mathcal{O} る サ 施 部 設 لح ピ 介 L ス 護 に 7 サ 該 施
- ビ ス ユ = を 提 \mathcal{O} ツ 間 供 1 型介 し た 護医 不 際 合 に 療 理 入 な差 居 院 者 は 額 カコ が 5 法 支払 生 定 代 じ 理受領 を受 な 11 ょ け る サ う E 利用 L ピ 料 な ス に \mathcal{O} け 該 れ 額 ٤ 当 ば な L 施 5 な な 設 11 介 い サ 護 医 ピ 療 ス 費 用 サ 基
- 3 額 \mathcal{O} ユ 支 ツ を \vdash 受け 型介 護医 る <u>ا</u> ک 療 が 院 でき は 前二 項 \mathcal{O} 支 払 を受 け る 額 \mathcal{O} ほ カゝ 次 に 掲 げ る 費 用 \mathcal{O}
- \mathcal{O} 食 事 基 定 代 準 \mathcal{O} す 提 わ ピ 供 用 ス る 1) 食 当 額 費 に 費 該 が 要 す 入 \mathcal{O} 同 ユ 居者に ,る費用 負担 条第 = ツ 限 兀 支給 度 型 項 (法 額 介 \mathcal{O} 規 さ 護 第 医 定 れ 五. を 限 療 12 た + 度 院 場 ょ ___ とする。 合 に ŋ 条 支払 は 当 \mathcal{O} 三 該 第 わ 特 同 条 定 れ __ た 項 入 第 場 所 \mathcal{O} 者 項 規 合 第 定 は 介 護 に 同 サ 号 ょ 条 に ŋ 第二 規定 特 ピ 定 ス 項 す 入 第 が る 所 食 者 入

- 規定 基準 に 代 居 ピ す わ 住 ス る 用 費 り 当該 要す 額 が 居 住費 居者 Ź ユ 同 = 条第 \mathcal{O} 負 に ツ 担限 四項 支給 1 (法 型介 第 度 \mathcal{O} さ 護医 規定 額 れ 五. た +場 を 療 に 限度と より 院 合 条 に は \mathcal{O} 支払 当 三 する。 該 同 わ 特定入 条第二 れた 項 \mathcal{O} 場 項 所 規 者 合 定 第二号に 介護 は ょ 同 サ り 特 条 規 定 第二項第二 F. 定 ス す 入 費が る居 所 者 入居者 住 号 護 費 に \mathcal{O} +
- 三 に 知 伴 事 が 11 必 定 める 要となる 基 準 費用 に基 づ き入居 者が 選定する 特 別 な 療 養 室 \mathcal{O} 提 供 を 行 0 た
- 兀 に伴 知 事 1 必 が 要と 定め る基準 な る費 · に 基 用 づ き入 居 者 が 選 定す る 特 別 な 食 事 \mathcal{O} 提 供 を行 0 た

五 理美容代

- 六 うち、 担 前 さ 各 せ 日 12 ることが 常 生活 掲 げ る 適 お ŧ, 当と V \mathcal{O} て \mathcal{O} 認 Ł ほ \Diamond 通 カュ 6 常 れ 必 介護 要と るも 医 な 療 \mathcal{O} 院 る t サ \mathcal{O} に ピ 係 ス に る 費 お 用 11 で て あ 提 供 0 て、 さ れ 入 る 居 便 者 宜 \mathcal{O}
- 4 に よるも 前 項 第 0) 一号か とす Ź ら第 四 号までに · 掲 げ る費用 に 0 11 て は 知 事 が 別 に 定 \otimes る لح ころ
- 5 ただし ょ び 費用 るも 当 ユ た = を \mathcal{O} 0 ツ 記 と 同 て す 項第 は、 型介 し る た文書を あら 護医 号 か か 療 交付 ら第四 じ 院 \emptyset は て説明 第三項 号 入 居 ま 者 で を行 に掲 又はそ 各 号 げ に 11 の家族 掲 る費用 入居者 げる費用 12 に係る同意に \mathcal{O} 対 同意を得なけ \mathcal{O} 額 当 該 係 0 サ る 1 サ れ て ピ ばならな は、 ピ ス \mathcal{O} ス 文書に 内 \mathcal{O} 容 提 供

(介護医療院サービスの取扱方針

+ 兀 -七条に 百三十 規 定す 条 \mathcal{O} える基 兀 $\overline{+}$ 準 七 \mathcal{O} 例 介 護 に ょ 医 療 ることとす 院 サ ピ る。 ス \mathcal{O} 取 扱 方 針 に 係 る 基 準 は 省 令 兀

(看護及び医学的管理の下における介護)

第 四百三十 第四十 八 八 条の 条 12 規 兀 定 +す 八 る 基 看護 準 及 \mathcal{O} 例 \mathcal{U} に 医学的管 よることとす 理 \mathcal{O} 下 る に お け る 介 護 に 係 る 基 準 は 省

(食事)

- 第 況 百三十 及び 嗜 好 八 を考 条 0 慮 兀 L +た 九 食事を ユ = 提 ツ 供 1 型 L な 介 け 護 医 れ 療 ば ならな 院 は 栄養 11 並 び に 入 居 者 \mathcal{O} 心 身 \mathcal{O} 状
- 2 等 に応 6 ユ = じ ツ て 型介護医療 適 切 な 方 法 院 に は ょ 入居者 り 食 事 \mathcal{O} 心 \mathcal{O} 自 身 <u>\\ \</u> \mathcal{O} に 状 況 9 11 症 T 必 要 な支 そ \mathcal{O} 援 置 を カゝ 行 れ わ 7 な 1 る け 環 れ ば
- 3 す ユ Ź لح ツ لح 型介護 ŧ に、 入 医 療 居 者 院 が は そ 入 \mathcal{O} 居 心 身 者 \mathcal{O} \mathcal{O} 状 生 況 活 に応じ 習 慣 を尊 て で 重 き る た 限 適 り 切 自 な 立. 時 間 7 食 食 事 事 を を

とが できるよう 必 要な 時 間 を 確保 な け れ ば なら

4 なら そ \mathcal{O} ユ 意思 な = VI ツ を 型介 尊 重 護 L 医 0 療 0 院 は 入 居者 入居者が が 共 同 相 生 互 活 に 室 社 一で食事 会的 関 を摂ることを支援 係 を築くことができるよう、 しな け れ

(そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} サ ピ ス \mathcal{O} 供

養 四百三十 \mathcal{O} 活動 又は あを支援 楽に 条 係 0 なけ る活 五. $\overline{+}$ れ 動 ば のユ ニッ な 機会を提供 5 な 卜 型介護医 11 す るととも 療 院 は に、 入居 入 居 者 の嗜 者 が 好に応 自 律 的 に行うこ ľ た趣 味 れ 5

とその ユ = 家族と ツ 型介護医 \mathcal{O} 交流 療 等 院 \mathcal{O} 機 は 会を 常 12 確 入居者 保 するよう努め \mathcal{O} 家族 لح な \mathcal{O} け 連 携 れ ば を 义 な 6 る ととも な 11 に 入 居 者

(運営規 程

て 0 百三十八条 重要事項に関す \mathcal{O} 五. $\overline{+}$ る規程を定 ユ = ツ め 1 型介 て お カコ 護 な 医 療 け 院 れ ば は な 5 次 な に 掲げ 1 る 施 設 \mathcal{O} 運営 に 0 い

施設 \mathcal{O} 目 的 及 び 運営 \mathcal{O} 方針

従業者 \mathcal{O} 職種 員 数及 び 職 務 \mathcal{O} 内 容

及 び 入 その 居定 員 計数を $\overline{}$ \mathbf{I} 型 療 ** \ 派養床に う。 係 る 入 居定 員 \mathcal{O} 数、 Π 型 療 養床に 係 る 入居定 員 \mathcal{O}

ユニ ツ \mathcal{O} 数及 び ユ = ツ \mathcal{O} 入 居

兀

 \vdash

1

と

定員

五. 入居 者 対 す る介 護医療院 サ ピ ス \mathcal{O} 内容及 び 利 用 \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 費 用 \mathcal{O} 額

六 施設 \mathcal{O} 利 用 に 当 た 0 て \mathcal{O} 留 意事 項

七 非常 災 害 対 策

八 \mathcal{O} 施 設 \mathcal{O} 運営 に 関 す る 重 要 事 項

(勤務体 制 \mathcal{O} 確保等)

兀 百三十 条 の五十二 勤 務 体 制 \mathcal{O} 確 保 等 に 係 る 基準 は 省令 · 第 五 十二条 に 規 定

する基準 例によることとす る

(定員 \mathcal{O} 遵守)

を得な 四百三· 療養室 \mathcal{O} + V 定員を超えて 八 条の 情 が 五 十 三 あ る場合 入居させ は ユ = ツ て \mathcal{O} 型 限 は な 介 り 護 で 6 な な 医 療院 V 11 た は ただし、 ユ = 災害、 ツ 虐待 と \mathcal{O} そ 入 居 \mathcal{O} 他 定 \mathcal{O} 員 P 及 CK

準用

兀 で 百三十 百三十 百三十 及び 第 兀 八 百三十 条 条 条 \mathcal{O} \mathcal{O} 0 二十三、 十 五 五. 八 + 条 兀 の三十二か 第 第四 四百 第四 百三十 三十 百 三十 5 八 第四 八条 条 八 条 \mathcal{O} 百 \mathcal{O} + \mathcal{O} 三十 <u>-</u> 十 七 七 カュ カコ 八 五. 5 5 条の 第四 カュ 第 5 匹 百三十 第 百三十 兀 | | | | | | | | 兀 百三十 八 八 で 条 条 \mathcal{O} 八 \mathcal{O} \mathcal{O} 規定は 条 $\frac{-}{+}$ 十三ま の二十八 ま で、 で ユ ま = 第

٢, 三十 Ŧī. す 六六条 は +る 八条 [] 省令 第四 七 型介 「第 八 兀 条 条 \mathcal{O} \mathcal{O} 百三十 ٢, とあ 第 兀 \mathcal{O} +兀 お 医 中 七 と 八 あ 療 第 る 11 八条」と、 条 あ 八条 四百三十 中 \mathcal{O} て る 院 準用 第 は 八 「第 る \mathcal{O} \mathcal{O} 条 七 \mathcal{O} は 0 四十 第五 項 は す 11 第 とあ 第五 て準 八 「第五 八 る省令第二十六条」と、 四百三十八 条の 十四四 と 読 中 条」 「第十 る +条に 兀 4 兀 とあ 節第三款」と、 \mathcal{O} す 一十二第二 条に 替えるも は る お 「第五 八 条の二十 **条**」 \mathcal{O} お 11 は \mathcal{O} 7 V |項第四 とあ て準用 「第五 +準用する省 \mathcal{O} -四条に と 六 第 す る 中 号 十四四 第 四 する \mathcal{O} お る 四百三十八条の 「第二十六 中 お は 11 百三十 条に 令第三十六条 て、 11 省令第七 て準用 第五十 第十 お 六 八 11 条」 条 兀 条 て す 百 とある 準用 条 三十 第 三十六中 の二十七 る 五 _ に 省 ٢, 項」 する お 令 1 第 $\bar{\mathcal{O}}$ と 省 第 「第三 第 八 兀 は あ 令 兀 二項 準用 条 百 百

加 える。 に規定す 五. 百 +兀 る指 条第十 定 介 -- 号 護 予防 中 指定 支援事業者を 介 護予防 支援事業者」 11 う。 以下こ \mathcal{O} \mathcal{O} 章 下 に に お \neg 11 法 て 同 第 ľ 五 +

医療院 五百 + に 八 改 条 める 第 項 中 又 は 介 護 老 人 保 健 施 設 を 介 護老 人 保 健 施 設 又 は 介

護 を する 五百二十 11 う。 Ł 0) 第五百三十三条第三項に 五. を行う保 条 中 健 看護 師、 看護 職 員 師 歯 及 お び准 科 衛 1 て 看 生 護師 同 士 が U を除 行 $\overline{}$ う介 _ 1 た保 護 を 削 予 防居 健師 る 宅 療養管 看護 師 及 理 び 准 看

局 に改 五百二十 8 る。 七 条第 項 中 薬局 又 は 指 定 訪 問 看 護 ス テ シ 彐 ン 等 を 又 は 薬

五. 百二十九 条 中 第 五. 号 を 六 号 لح 第 兀 号 \mathcal{O} 次 に 次 \mathcal{O} 号 を 加 え る

五 通常事業の実施地域

第五百三十三条第三項を削る。

六 章 第 九 節 第六 款 \mathcal{O} 次に 次 \mathcal{O} 款 を 加 え る

共生型介護予防短期入所生活介護の基準)

六

款

の <u>-</u>

共

生

型介

護

予

防

サ

ピ

ス

12

関

す

る

進

六百 社 定 に \mathcal{O} づ 入 会生 す 所事 お 活 定 業者 7 お 障 0 定 総 短 害 共生型介 7 (障 福 合 害者 的 入 指 祉 介 護予 所 定 サ に 支援す 事業者 障 護 \mathcal{O} 予防 害 防 ピ 日 常生活 短 福 ス 短期 る を 祉 \mathcal{O} 期 事 た VI サ 入 業等 \Diamond 及 入 所 VI び 所 \mathcal{O} F, 生 指定 生活 法律 ス \mathcal{O} 社 活 等 会 介 人 |第二十 障 基 員 生 介 護に 害者 護 準 活 設 係 を総合的 支援施 備 九 لح لح る 条第一 共 11 及 11 う。 び う。 生 運営に 型 設 に 支援す 項 介 (障 第 護 に \mathcal{O} 害 規 関 百 事 予 定 者 業 防 +す る す \mathcal{O} る た を サ 八 る指定 条 基 \otimes 行 日 第 潍 \mathcal{O} う ピ 指 生 法 ス 以 律 定 項 12 短 下 次 及 規 ے 基 び

指 支援: 省 じ 令第 定 ピ 短 て ス 指 支 期 等 設 百 六 援 入 定 施 所 業 短 十 準 11 五. 期 設 を を う。 行 条 提 入 が 百 供 に 所 そ う 規 す \mathcal{O} 事 兀 下 \mathcal{O} 施設 業所 条 定 る 事 事 す 業 に \mathcal{O} 業者 を 規 る \mathcal{O} لح 基 定 行 全 L 準 に う 部 て す お 場合 限 又 当 る \mathcal{O} 11 例 る。 は 該 指 7 定 に に 施 _ 同 部 設 短 ょ お が 期 ることとす と 11 が 利 て、 入 -- 該 所 用 体 が 事 当該 者に 的 を 業に 定 う。 事 運 利 短 関 業 用 営 期 さ を行 を 以 入 て 行 れ 下 所 う う T た 事 事 \mathcal{O} 指 い す 業 定 な ベ 所 所 に 11 き 居 又 に お 基 室 は お を 指 11 7 利 口 7 定 +

(準用)

٢, 兀 六百三条 る省 Ŧī. は 型 同 る て る 百 百 十三条 第 六 ピ 潍 護予 八 介 六 \mathcal{O} 項 百 甪 ま お 所 五. 令 IJ 令 + 護 + 九 九 八 五. テ 兀 予 で +兀 あ 第 す 防 防 五. 八 لح 条 百 生 第 11 活 中 号 る 防 条 7 お 百 百 百 \mathcal{O} 短 短 百 兀 条 九 第 \mathcal{O} \mathcal{O} 三十 の三中 第五 + 六 五. 七 +兀 三 準 中 第 九 期 期 短 介 \mathcal{O} 1 シ 並 条 十二条 ことあ 入所 介 は ++九 期 び \mathcal{O} 用 護 7 五十三条 入 \mathcal{O} \exists 百 =護予 条」 六 は 条 従 準 所 条 入 に 百 す لح 次 八 八 第 従業者 生活 生活 業 第 条 条」 所 第 る 条 \mathcal{O} 用 \mathcal{O} 五. + 兀 \neg る 生活 者 防 ٢, 中 に \mathcal{O} +省 第 十三第二項 百 す 第 兀 第 百 同 ٢, 令第 六 \mathcal{O} 款 八 お 短 る 介護 介 兀 兀 条 兀 項 \mathcal{O} + 八 ٢, 条 は 省令 第五 第百 護 第 期 ++中 + 介 + 百 11 百 \mathcal{O} (第 と 従業者」 護 五. 入 六 「第百六十六条に 九 + 九 五. 7 \mathcal{O} \mathcal{O} 九 八 三十 あ 第百三十 ٢, 第五 提供 + +号 準 第 所 条 百 介 第 条 \mathcal{O} 五. +条 三条 る 生 に 七 護 匹 (T) 事 中 用 Ŧī. 百 第 __ \mathcal{O} 十三条 Ξ ·業に 条 と 活 +· 条 」 \mathcal{O} 予 す 百 お 第 に 百九 八十 第五 条、 兀 三 は あ 当た 次 る 介 五. と 防 \mathcal{O} \mathcal{O} 八 11 ___ 百 カュ 一共 三条 条 第 る + 護従 条 とあ 百 五 1 訪 十 二 と 第 T 百 +0 --- 6 う。 中 第 に 兀 \mathcal{O} 条第二項第二号 準 \mathcal{O} る 問 あ 条 五. 兀 + 第 い 第 生 二項 業者 従業者 は _ 士 条 を除 +用 \mathcal{T} お 百 る 入 る 百 兀 「第百三十三条」 型 お $\overline{}$ 項 ٢, 浴 準 する \mathcal{O} 八 \mathcal{O} 八 \mathcal{O} 八 九 条 百 11 第四 介護 1 لح \sqsubseteq は 条 7 介 兀 は 用 条 + \mathcal{O} 八 て 護従 ۲, とあ 省令 第五 ٢, 二条 十三、 準 あ と 九 \mathcal{O} 中 す \mathcal{O} 以 第 準 予 百 あ 用 条 第 る $\overline{}$ 兀 る 八 防 用 八 第三項 下こ 同 す 百 第 業 第 百 第 百 及 条 る \mathcal{O} る \mathcal{O} \mathcal{O} 短 する省令第五十三条の Ξ +百三十 項第 中 七 六 者 六 第 る \mathcal{O} 兀 兀 兀 \mathcal{O} は \mathcal{U} 第 \mathcal{O} 期 八 + +百九 + 第 は \mathcal{O} 第 五. は 百 \mathcal{O} カュ 兀 七 条 入 1九十二条 五 中 章 لح 百 六 لح 次 六 兀 兀 六 第 場 5 百 ま 所 \mathcal{O} あ 六十 共 六 条 条 あ 条に 合 款 第 号 百 あ 条 百 に +第 八 で \neg 生 十三第二項」 · 二条 」 条 六十 五. 中 九 る に 生 中 る に お る に 兀 + \mathcal{O} 活 十三条 型介 十 二 お \mathcal{O} お 護 V \mathcal{O} お お 規 六 九 \mathcal{O} 百 介護 は と 第百 は 予 六 は V 1 定 \mathcal{O} T 条 兀 11 V 九 条 て 防 条 五. て は 及 百 7 لح て 百 \mathcal{O} 「共 \neg 従 三十 第 共 第 準 予 準 通 あ 準 び \mathcal{O} \mathcal{O} 防 用 生 用 五. 百 生 る 用 第 共 +十 六 す 型 型 兀 生. 第 百 六 IJ す \mathcal{O}

二項」 て 準 甪 する 第五 省令第百 百 八 +兀 兀 条中 五条」 と 読 百 み替え 四十 五. る 条」 ŧ とあ \mathcal{O} とす る る。 \mathcal{O} は 「第百 六十六 条に お い

第六百 第六百十 十 四 八 条に 条中 次 介 \mathcal{O} 護 _ 号を 老 人 、保健 加 える。 施設」 \mathcal{O} 下 に 若 し < は 介 護 医 療 院 を 加 え

を超え を当該 介 護医 ることとなる 介 療院 護医療院 であ る \mathcal{O} 利用者数 入所者とみ 指定介護予防 な 短 L た 期 場 入 合 所 に 療 養 お 11 介 護 て 事 入 業 所 定 所 員 に 及 あ び 0 療 7 養 は 室 \mathcal{O} 利 定 用 員 者

第六百三十四条に次の一号を加える。

お 所 1 12 ユ あ = て 入 0 ツ 居 て 定員 は、 型介 護医 及 利 Ţ 用 者を当 療院 療 養室 で あ \mathcal{O} 該 定員 ユニ る ユ んを超え = ット ツ 型 1 介 型指定介護 ることとな 護 医 療院 予 る \mathcal{O} 利 防 入居者と 短期 用 者 数 入 所 4 な 療 養介 した場合 護 事 業 に

に 第六百 次 \mathcal{O} 号を + 加 九 条第一 える。 号 中 利 用 料 \mathcal{O} 下 12 全 国 平 均 貸与 価 格 を 加 え、 同 条

を 加 七 第 六百九 える。 指定介 格 帯 +0 条第 異 護 予防福祉 なる複数 兀 項 中 利 \mathcal{O} 用具貸与 福祉 用者」 用具に関す の提供に の 下 に 「及び当該利用者に係る介護支援専門 る情報 当たって を 利用 は、 者に 同 種 目 提供 す に るも お け \mathcal{O} る 機 とする。 能又 員 は

を第 附 四号と 則第二条中 同号 第二号を \mathcal{O} 次に次 削 り、 \mathcal{O} 第三号を第二号と 一号を加える Ļ 第 兀 号を第三号とし、 第五 묽

五. 介護医 療 院 \mathcal{O} 人 員 施設 及 \mathcal{U} 設備並 \mathcal{U} に 運営 関 す る 基

附則

及 び 第六 \mathcal{O} 百 例 八十 は 九 平成三十 条第 _ 号 年 兀 \mathcal{O} 改 月 正 規 日 定 カゝ は 6 施 同 行 年 す る。 +月 た だ 日 カン 5 施行 第二百 す る 五十六条 第

改 正する条 害 者 \mathcal{O} 例 日 をここに公布する。 常 生 活及 び社会生活 を総合的 に支援するた \Diamond \mathcal{O} 法 律 施 行 条 例 \mathcal{O} 部 を

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第十四号

障害者 部 を改正 \mathcal{O} 一する条例 日 常生活 及 び 社会生活を総合 的 に 支援す る た \aleph \mathcal{O} 法 律 施 行 条 例 \mathcal{O}

+兀 障 生害者の 年 埼玉 県 日 常 条 例第六十 生活及び社会生活 七号) \mathcal{O} 一部を次 を総合的 \mathcal{O} に 支援 ように改正す す る た \aleph る。 \mathcal{O} 法 律 施 行 条 例 (平成二

「第四款 運営

目 次 中 第 兀 款 運 営 に 関 す る 基 準 (第十 条 第 兀 +兀 条) __ を 第 兀 款 の二

に関する基準 (第十条―第四十四条)

+共 生 型障 条 \mathcal{O} 四 害福 祉 サ ビ ス に関 す る 基準 (第四 + 四条 0) <u>=</u> | 第 兀 に、 第四 款 運

す ,る基準 (第八十 兀 条 第九 十五条) を 第四 第四 款 款 の 二 運営 共生型障 に 関 す る 宇福 基 準

十五条

 \mathcal{O}

五

営

に

関

八十四条—第九十五条)

ビ ス に 関 す る 基準 (第 九 十 五 条 の 二 | 第 九 に、 第 兀 款 運営に 関 す る 基 準 (第

_

「第四款 運営に関する基準 (第百三条―第百十条)

百三条 第 百十条) _ を 第四 款 \mathcal{O} 共 生 型障害福 祉 サ ピ スに関する基準 (第

条の四)

百 条 \mathcal{O} 第百 +に 第 兀 款 運 営 に 関 する基準 (第百 兀 +六条 第 百 兀 +

第四 款 運 営 12 関 す る 基 準 第 百 兀 十六条 第 百 兀 十 九条)

九 条) _ を 第四款 の 二 共生型 障 害福祉サ ピ ス に 関す る基準 (第百四十 九 条 \mathcal{O}

四十九条の四)

百

第 に 第四 運営 に 関 する基準 (第百五十六条 -第百五 十九条) _ を 第

_

兀 款 運営に関する基準 (第百五十六条 第百五十九条)

兀 款 の 二 共生型障害福祉サ ピ スに関す る基準 (第百五十九条の二―第 に、

百五 十九条の

百 六十 条」 を 「第百六十七条の _ に、 第五 款 基準該当福祉 サ Ľ ス に 関

第五 款 基準該当障害福祉 サ

四条)

の二 就労定着支

第一款 基本方針 (第百九 十四四

第二款 人員に関する基準 (第

(第

る基準

(第百九十

一条

第百

九十四条)」

を

第三款

設備に関う

する基準

(第

第四款 運営に関する基準

第十二節 の 三 自立生活援助

第一款

基本方針

(第百九

十四四

第二款 人員に関する基準 (第

第三款 設備に関する基準 (第

第四款 運営に関する基準 (第

ス 関する基準 (第百九十 ·一条— 第百九十

百 九 十四条の三・ 第百 九 十四条 \mathcal{O} 四

百 九 十四条の 五

百 九 十四条の 六 第百 九 十四条の

> に、 「第四款 運営に関する基準

の十三)

百九 十四条の十四・ 第百 九 + · 四 条 \mathcal{O} 五

百 九十四条の十六)

百 九 十四条の十七 第百 九十四 条の二十)

「第四款 運営に関する基準 (第百. 九十八条 \mathcal{O}

第四款 の 二 日中サ ビス支援型指定共同 生

人員、 設備及び運営に関する基

この 款の 趣旨及び基本方針 第二

百

九

· 一 ー

-第二百

条)」

を

第

目

第二目 人員に関する基準 (第二百一条の

第三目 設備に関する基準 (第二百一条の

第四目 運営に関する基準(第二百一条の

一第二百一条)

活援助の事業の基本方針並びに

準

百一条の二・第二百一条の二の

に、「第二百一条の二」を「第二百一条の二の十

一の三・第二百一条の二の四)

二の五)

二の六―第二百一条の二の十)」

一」に改める。

第三章第二節第四款の次に次の一款を加える。

第四款の二 共生型障害福祉サービスに関する基準

共生型居宅介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準)

て「共 七号。 兀 に が · う。) 当該 よることとする ビス 十四条の二 人生型居 等 の 事業に関 第九十五条の三及び第百十条の二におい 第五条第 事業 宅介 して 0 居宅介護に 一項に規定する指定訪問介護事 変」とい 人員、 満 たすべ 設備及 . う。 係る共生型障害福祉 き基準 $\overline{}$ び 運営に関する基準(平成十一 の事業を行う指定訪 は 省令第四十三条の二に規定す 事業者を い サー て 「指定居宅サ ピ 問 ス 介護事 (第四 う。次条に 年厚 業者 十 四条 ピ お ス等基準 生省令第三十 (指定 る 1 \mathcal{O} て同じ。 基準 兀 居 に <u>:</u> ح 宅 お 例 + い

(共生型重度訪 問 介 護 \mathcal{O} 事 業を行う指定訪 問 介護事業 者 \mathcal{O} 基 準

る。 して満 兀 生型重度訪 十四四 条の三 た す 問 ベ き基準 介護」 重度訪 と は 11 問 . う。 省令 介護に係る共生 第四 \mathcal{O} 十三条 事業を行 \mathcal{O} 型 一障害福祉 三に う指定訪問 規定 す サ る 介 基 護事業者 ピ 準 ス \mathcal{O} (次条に 例 が に 当 ょ る 該 お 事 11 業 T 「共 関

(準用)

第 業に (第四 一一四条 条中 十三 九 0 条の 1 第 兀 \mathcal{O} あ て + |条を除 準用 兀 兀 る \mathcal{O} に 条」 する。 第五 る は お \mathcal{O} 11 لح て準 第 条 は あ 兀 「第四十三条 (第三項及 る 1十三条 用 \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} 規定 す 場合にお は る 第四 \mathcal{O} 省令第五 は 兀 び 第四 \mathcal{O} 12 いて、 共生型居宅介護及 十三条の 兀 お |項を除 に 条第二項及び 1 お て 第六条中 準 11 兀 十用する て準用 に お 「同条」とある V 省 び す 第三項」と、 て る省令 令第 第六 共生型重度訪問 準用する 六 条、 条」 第 第七 九 省令第十 ۲, 第七 \mathcal{O} は 第十 条中 介 及 「省 護 び 令 \mathcal{O} 前 「第

省令第二十 十三条 お 11 て 準用 \mathcal{O} 兀 する 条」 条中 に お ٢, 1 省令第三十六条」 「第二十 て準用 第三十 す 七 Ź Ł 条中 省令第四十条」 とあ ۲, 「第三十六条」 る 第 \mathcal{O} 四十 第四 一条中 لح 読 十三条 لح 4 「第 替え あ る 兀 る \mathcal{O} + ŧ は 兀 · 条 」 \mathcal{O} に とする とあ 第 お 兀 い 十三 て る 準 \mathcal{O} \mathcal{O} す 兀

第四十九条中「前款」を「第四款」に改める。

第八十七条の次に次の一条を加える。

(職場への定着のための支援の実施)

第 八十 雇 該指定 て、 用さ 七 努 当 条 れ 生活 該 た の <u>-</u> 障 障 な 害者が 害者に け 介護事業者が れ 指定生活介護事 ば な 就 0 6 職 V な て 提供 11 た 日 障 業者は、 害 か する指定 1者就業 5 六 月 以 生活介護 障害者 • 上 生活 職業生 !支援セ \mathcal{O} を受け 場 活 ン \sim に タ \mathcal{O} て 通常 お 定 着を 等 け る \mathcal{O} \mathcal{O} 相 関 事 促進する 業所に 談 係 機 関 0 新 た 連 た

第三章第四節第四款の次に次の一款を加える。

第四款の二 共生型障害福祉サービスに関する基準

共 生 型生活 .介護の 事業を行う指定児童発達支援事業者 等の 基準)

九十五 省 定 厚 生型生活 課後等 一づく 令第 放 V 生労働 課 う 条 後 指 九十三条 の 二 等 デ 省 定通所支援 介 令第 デ 1 護 第五条第 イサ サ の二に ĺ 十 五 生活 と 11 ビス事業者 号。 う。 介護に ピ \mathcal{O} 一項に規定する指定児童発達支援事業者をい 規定す 事業等 ス事業者 以下こ \smile 係る共生型障 \mathcal{O} える基 (指 \mathcal{O} 事業を行う指定児童発達 をいう。 の条及び 人員、 準 定通所支援基準第六十六条第 \mathcal{O} 設備 例 第二百二条にお 害 に が 福祉 及び運営に よることとする *当該事 サー 業に ピ 関 支援事業者 ス(以下この いて する基準 L 7 「指定通所支援基 満た う。 項 款に す (児童福祉 (平成二十 に ~ _ 規定する き基 お 又は 7) て 兀

(共生型生活 介護 \mathcal{O} 事業を行う指 定通 所介 護事業者等 \mathcal{O} 基準)

九十五 準 ビ は お て ス 条の三 指 着 基 省 T す 定 型 準 通所 基 通 第 地 九 定 域 準 所 九 + 密着型 通 介護事業者 介護事業者 十三条第一 共生型生活 伞 所 三 条 成 介 十八 サ 護事 \mathcal{O} 三に 介護 業者 項に を 年厚生労働 ピ (指 規 V ス 等 定 う。 基 定地域密着 規定する指 の事業を行 準 す る 基 とい 省令 11 (第百四 う。 準 型サ う。 第三十四号。 う指定通所 定通所介護 \mathcal{O} 例 が +に 当該 九条 ピ ょ 第二十条第一 ス る 事業 \mathcal{O} \mathcal{O} 事業者をいう。 介護事業者 事業の と と 二及 次条及 に す 関 び 第百五十九 人 る 項に規定す $\mathcal{C}_{\mathcal{C}}$ L 員、 第九 て (指定居 満 十七 た 設備 又 す 条 る 条 及 は ベ き 0 指 指 び サ 運 定 お

九 十五 型 生 \mathcal{O} 活 兀 介 護 共 生 \mathcal{O} 型生活 事 業を 行 介 護 う 指 \mathcal{O} 事 定 業を行 小 規 模 う指 多機 定 能 型居 小 規 宅 模 多機能 介護 事 型居宅 · 業者 等 介 \mathcal{O} 護事業者

密着 居 域 ょ 百 護事 該 五. 多 予 密 宅 ること +年 型 事 防 着 介 定 型介 業に 能 厚 業 サ サ 地 九 護 者 生 事 域 と 条 型 労働 業者 す 関 \mathcal{O} 居 護 密 を ビ F, 三に 宅 予 ス る ス 11 う。 基準 て 介 省 に 防 を 護 令第三十 係 サ お サ 満 い た う。 事業者を る 第 11 又 ピ す 7 介 ピ 百 護 ス は ベ 七 ス き基準 指 六 予 \mathcal{O} 指 基 定 号 定 11 防 事 指 準 __ う。 介護 小 業 条 \mathcal{O} 定 第 規模 は、 第 た \mathcal{O} 第 看 六 兀 \emptyset 予 十三 人 護 多 防 省令 + 員 項 \mathcal{O} 小 (第 機能 兀 効 小 に 規 条 第 条第 果的 規模 第 設 規 模 百 九 十条 備 定 多 型居宅介 機 す 項 な 及 多 十三条の 支援 項に 機 \mathcal{O} び に る \equiv 能 指 運 型 規 規 型居 護 営 定 居 定 \mathcal{O} 事業者 看護 第百 定す 方 兀 並 宅 す 法 宅 び に 介 る 見規定す る に 指 兀 に 介 小 護 等 +指 指 護 規 関 事 定 定 事業 模多 \sqsubseteq 九 す 定 業 小 介護予 る基準 る基 لح 条 地 者 規 1 \mathcal{O} 域 者 機 模 (指 三及 準 密 能 多 う 防 指 型 着 定 \mathcal{O} 平 型 定 居 U 能 例 小 地 規 第 成 介 地 宅 域 が

(準用)

九十五 三条」 五条中 第 る 条 第 お 条 五. す Ŧī. 九 二十 \mathcal{O} \mathcal{O} する 第 に る 九 条を から 条 11 は 五. 省 て、 九 お カコ 令 第 6 匝 条 +に あ V 第 \equiv 第十 ٢, 第十 第六 条、 お 七十 る 7 0 第 七 条 準 九 五. 11 第 \mathcal{O} 十三条 条中 $\overline{}$ 第二十 七 は \mathcal{O} 七 て 十三条」 用 第 十二条ま 八 _ 条まで、 条」 +十二条 準 +五 に する \mathcal{O} 第 「第 規 用 一条 九 + 「第九 条」 九条、 ٢, 定 す 省 \mathcal{O} お 条 九十三条 とあ は、 で、 五. る 中 中 令第三十 カコ V 条」 第三十 ٢, に 省 第 6 「第 て 「第 第三十 共生 準 第六 令 七 お る 第 用 لح +第 第 七 \mathcal{O} \mathcal{O} ++ 11 型生活。 +五. + て は す 六 七 あ 九 八 八 八 _ 十三条」 条」 条」 条、 準 +九 「第九 に る 条中 る 七 条まで、 八 条」 条、 五条 用 お 省 0) 条 す 令 ٢, とあ は 介 第 カュ 11 「第三十 十三条 لح て 第 護 第 5 る 中 八 \neg ٢, 第 +第 省 あ 準 兀 第 る 七 第二十条、 \mathcal{O} 「第 る 用 + 令 几 九十三条 事 +兀 \mathcal{O} _ 条」 業に 条 、 第 + 条か 第 八 \mathcal{O} \mathcal{O} す 六 は 十二条まで、 十三条 Ź · 条 _ 五. は 八 _ 第 八 ٢, に 条 0 第 + 「第 省 ら 第二十 お 令 中 لح 九 \mathcal{O} 第 五. 七 1 八十三条及 第五 条」 十三 条 第 て準 九 1 あ 五. 七 「第 十二条ま 中 + て 五. に لح る - 三条 $\overline{+}$ $\overline{+}$ 条 用 準 لح あ 兀 \mathcal{O} な 第五十二条、 条、 読 第 用 _ る + は \mathcal{O} す __ 1 条中 の 五 条」 条」 る。 び 前 4 \mathcal{O} する Ŧī. 7 「第 で、 +は に 準 第二十 五 にお 省令 ٢, とあ 九 お 用 款 え 「第 する 第 る 第 + \mathcal{O} 11 (第 三条 ŧ 三 場 七 九 11 第 第 五. 7 第 る +九 五 七 ++ لح T 七 \mathcal{O} 準 省 合 \mathcal{O} 潍 +五. +あ \equiv + \mathcal{O} 用 は

ピ ス 第 平 九 + 成 七 に 改 年 中 \Diamond 厚 る 生 指 定 労 働 地 域 省 令 密 第三十 着 型 サ 兀 号 ピ ス \sqsubseteq \mathcal{O} 事 及 業 てバ \mathcal{O} 同 人 員 令 設 を 備 指 及 定 び 地 運 域 営 密 に 着 関 型 す ナ る

第三章第五節第四款の次に次の一款を加える。

兀 款 \mathcal{O} 共 生 型 障 害 福 祉 サ ピ ス に 関 す る 基

共 生 期 入 所 \mathcal{O} 事業を行 う指 定短 入 所 生活 介護 事業者等 \mathcal{O}

号)第 百 例 お が (指定 当該事業に ス 業者を によることとする \mathcal{O} V た て 百二十 8 \mathcal{O} \mathcal{O} い う。 宅 共 \mathcal{O} サー 生型短 業 効果的な支援 -九条第 関 \mathcal{O} 短 して満 ビス等 期 人員、 期 又 は 入 _ 入 所 項に規定する指定介護予防 たすべ 設備 基準 所 に係 指定介護予防短 \mathcal{O} 方法に 及 第百二十 と る き基準 共 び V 運営 う。 生型障害 関する は、 並 _ 条第 び 期入 \mathcal{O} に 基 福 省令第百二十五 事業を行 準 指 所生活 _ 祉 項に 定介護予 サ 平 短期入所 規定 う指 成十 介護事業者 ピ ス 防 す 定短 八 (次条及 る指定 年厚 サ 条の二に 生活 期] 生労働省令第三 ピ (指 入 介護事業者をい ス 短 所 び 定介 生活 規定する 等 期 第 入所 12 百 保る介 護予 介 十条 生 護 防 活 事 \mathcal{O} · う。) +準 護 サ 介 兀 五 予 護 者

例 共 による 生 該 事 \mathcal{O} 型 短 こととす に 期 入所 関 共生型短 以して満 る \mathcal{O} 事 業 期 たす を行 入 所 ベ き基 \mathcal{O} う 指 事業を行 準 定 は、 小規 う 模 省令第 指定 多機 能 百二十五条 小 型居 規模多機 宅 介護 能 の三に規定する 事 型 居 業 宅 者 介 等 護 \mathcal{O} 事 基 業者 基

(準用

٢, 条中 とあ 百十条の る 百二十五 7 前 十三条、 兀 省 兀 準 款 五十二条、 第七十 第五 第 用 る (第百 お 第 お す \mathcal{O} 四十 条 る。 +は 第二十四条、 五. 兀 11 -二条中 - 六条、 7 十一条」 \mathcal{O} 九 「第百二十 準用す 準 条及び 兀 $\sum_{}$ 第六十二 第 用 + に \mathcal{O} とある 場合 す 第 条、 お ٢, る省 第 る 第 八 V て準用 省令第 五条 +条、 五十一条」とあ に 第二十九 百十条を 第十二条 \mathcal{O} 第七 九条、 令第 お は 第六 \mathcal{O} 1 「第百二十五 十 五 四に する省令第十 て、 七十三条」 九 条」 十八 条、 除 第九十二条 から第十 条中 < . お 第 ٢, 条、 十条 第三十条、 いて準用する省令第三十六条」 $\overline{}$ る \neg 第七 と \mathcal{O} 第 中 第 八 \mathcal{O} 条の 七十条か 十二条 規定は から 読 は 条ま 一条 「第九 み替える 十三条」と 四にお 第三十 第百二十 で、 第 ٢, 中 条」 九 第二十 + 共 ら 第十 11 第三十 生型短 七条 とあ 兀 第 ŧ 7 あるの のとす 条ま 五. 七十二条まで、 準用する 条 から 条、 る 七条中 条」 で、 期 \mathcal{O} \mathcal{O} る は 兀 入所 第四十三条ま は 第二十 とあ にお 第 省令第 ٢, 「第三十六条」 九 第 の事業に 百二十 十九 条、 百 1 る 三十 て 第 第七 \mathcal{O} 四十 準 兀 条 は 五. 用 + +で 五. 0 及 五. す 条

百 条中 「第百二十 五条の二」 を 「第百二十五 条 の五 に 改 \otimes

+条 第 __ 項 中 サ ビ ス 利 用 計 画 を \neg 重度 障 害 者等 包 括支援 計 画 に 改

8

に 11 改 7 百二 \otimes ーサ 同 + ビ 条 ス 第 利 \mathcal{O} 項 見 用 中 計 出 画 重 中 度障 لح サ V 害 う。 者 ビ 等 ス 包括 \sqsubseteq 利 用 を 支 計 援 重 画 度 サ 障 を 害者 ピ ス 重 等 利 度 用 障 包括支援 計 害 者 画 計 以 包 画 下 括 支援 12 \mathcal{O} 改 \otimes 画 お

三項まで」 度 障 画 画 1害者等 第二項 に 改 改 包括 \Diamond を を め、 削 万及 支援 同 同 ŋ 項を び 項 第二 計 を 同 同条第 条第三 同 画 項」 条第二項 に 四項と に 改 項 中 \otimes لح 「サ する 同 サ 項 同 ピ を ピ 同 条 ス ス 条第 利 利 第 用 兀 用 三項 計 項 計 中 画 画 ع サ を を 重 重 同 ピ 度 条 ス 度 第 利 障 障 害 五 用 害 者等 項 計 中 画 包 包 括 括 カュ を 支援 支援 ら第 重

百 百 几 兀 十 二 九 条 中 中 「第 施 行 規 条」 則第 を 六 条 第八 \mathcal{O} 七 + 第 七 __ 号 条 に \mathcal{O} 規定 に す 改 る 者 8 る に 対 を 削 る。

第三章第八節第四款の次に次の一款を加える。

兀 款 \mathcal{O} 共生 型障 害 福祉 サ ビ ス に 関 す る 基 淮

共 生 型自立 訓 練 (機 能 訓 練) \mathcal{O} 事業を 行う指 定 通所 介 護事 業者 等 \mathcal{O}

十二条 を行 百 び 第 兀 う指 百 の二に規定す 兀 九 条の 定 通 九 所介 条 \mathcal{O} 護 自立 兀 る に 事業者等が 基準 お 訓 い 練 \mathcal{O} て (機 例 「共生 当該 能 に よることとする 事業に 型自 練 1 に . 係る 関 訓 練 L て満た 共 (機 生 能 型 障 す 訓 害 ベ 練 き基 福 祉 準 کے サ は 11 う。 ピ 省 ス 令 次 第 \mathcal{O} 事 百 条 六

 \mathcal{O} 共 (生型自· 基準 立 訓 練 (機 能 訓 練 \mathcal{O} 事業を行う指定小 規 模 多機 能 型居 宅 介護 事 業 者

居 に 規定す 宅介 兀 +護 九 事 条 る 業者 基 \mathcal{O} 準 三 等 \mathcal{O} が 例 共 当 生 に 該事業に 型 よることとす 自 <u>\</u> 訓 関 練 L る。 て満た 機 能 訓 す 練) ベ き基準 \mathcal{O} 事 業 を行 は 省令第百 う 指 定 小 六十二条 規 模 多 機 能 型

(準用)

条 で、 ま 百 九 百 る 百 \mathcal{O} 五. 条及 兀 兀 \mathcal{O} 六 事 で、 四十 7 第八十 六 は 準 -二条の 第六十 第三十 用 び 九 あ 第 前 る す 0 条 と 百 \mathcal{O} 中 V 款 一条、 る \mathcal{O} \mathcal{O} 六 あ て準 八条、 兀 兀 七 省 兀 は (第百四 十二条 第四 る 第五 に に 条 第 \mathcal{O} お 用 第 お 第 カュ 第 一条」 +は す 八 百 11 5 五. 第 + VI る。 二条 第 六 \mathcal{O} +第 七十 T + て準用する省令第九条」 条 十二条 兀 準 九 七 兀 カン _ こ の と 百六十二条 条を除 条」 に 用 中 条 条 十二条ま 5 お 第二十 す あ \mathcal{O} か 場合にお 1 \mathcal{O} ٢, 第五 二から第九十 る省令第七 る ら第七十二条まで、 て準用する省令第十一条」と、 $\tilde{\mathcal{O}}$ 兀 第七 で、 +は に \mathcal{O} $\overline{}$ お 条 _ 四にお 条」 1 + \mathcal{O} 第 ま 第百六十二条 V 規定は、 十三条」 て、第十 て 五. 五. で、 十二条、 準 条 と 四条まで、 ٢, 11 用 あ 中 第二十三条、 て す る 準用 条中 ٢, 第七 第十二条中 Ź 第 \mathcal{O} 共生型自立 \mathcal{O} 省 は 七 する省令第三十六条」 1令第七 「第九条」とあ 十三条 第百 十 五 第 兀 Ŧī. 「第百 八 +に + 第二十 お 兀 条 九 1十二条、 六 訓 条 + 11 第十 カュ 第三十七条中 十二条 て準 九条」 条 لح 練 5 カュ 中 あ 第 5 兀 (機 用 第六 七十 るの る す 能 \mathcal{O} \mathcal{O} 第 る 百 十二条 は 兀 訓 七 は 四十 条ま とあ 練) に 省 「第 第 お 九

百 + と読 百 六 4 + え る t あ \mathcal{O} لح る す \mathcal{O} る 百 六 十 二 条 \mathcal{O} 兀 に お 11 7 用 す る 省 令

第 百 百 五 五 <u>+</u> + 九 条 中 中 第 八 行 八 条」 則 第 六 を 条 第 \mathcal{O} 八 七 + 七 号 条 12 \mathcal{O} 規 定 す に 改 る \emptyset 者 る に 対 て を 削

第三章第九節第四款の次に次の一款を加える。

第四款の二 共生型障害福祉サービスに関する基準

共 生 型 自 <u>\frac{1}{2}</u> 練 生 活 訓 練) \mathcal{O} 事業を行 う指 定 通 所 介 護事 業者 等 \mathcal{O}

百 を び 第百 五. う 指 五. \mathcal{O} 九 定 条 通 \mathcal{O} に 九 規 所 条 定 介 \mathcal{O} 護 四に す 自 事 <u>√</u> る 業者 基 お 訓 準 V 練 等が T \mathcal{O} 全 例 当該 活 に 共生型自 ょ 訓 練) る 事業 こと に <u>\frac{1}{1}</u> に 訓 係 と 関 す 練 る L)共生型 る て (生活 満 た 訓 障 す 練) 害福 ベ き基 \sqsubseteq 祉 準 لح サ は 11 ピ う 0 省 ス $\overline{}$ 令 次 \mathcal{O} 第 百 事 条 及

共 \mathcal{O} 基準 生 型自 立 訓 練 全 活 訓 練 \mathcal{O} 事 業を 行 う指 定 小 規 模 多 機 能 型 居 宅 介 護 事 業 者

百 五 に 規定す 宅 介 十 護 九 事 条 る 業者 の 三 基 準 等 \mathcal{O} 例 が 共 当 生 に 該 型 よることと 事 自 業に <u>\f</u> 訓 関 練 す L て満 る 生 活 た 訓 す 練) べ き基準 \mathcal{O} 業 を は 行 省 う 令 指 第 定 百 小 七 規 模 多 __ 機 条 能 0 型

(準用)

٢, 条中 る 九条」 自 百五 で 百五十九 立 に 第三十 十二条、 第六十 七 百 お 令第三十 第十 第三十七 お とあ 練 V 九 条 لح +T 第八 全 て 条 あ 準 条 中 準 七 一条」 る ___ \mathcal{O} 活 六条 条 用 条 \mathcal{O} 第 + 条 用 る 条、 兀 第 す 中 は 訓 百 七 か لح \mathcal{O} す \mathcal{O} とある 練) 七 は る 五. 条 第 兀 5 第十 る \neg \neg 第三十六 省令 Ł, 十 五 第百 \mathcal{O} 七 第 に 第 \mathcal{O} ニか 第百 + 百 九 お 兀 条 事 \mathcal{O} 七十一 第四 第四 条 及 第 条 兀 11 条 + カュ 業に は -二条ま 5 百 +七 7 か 5 「第 十条 ら第 六 +準 び 第 第十 七 لح +条」とあ 0 条 前款 +条 あ 用 九 __ 百 V 条 中 で、 条 + 条 中 る す \mathcal{O} 七十二条まで、 九 七十 7 Ź と 兀 \mathcal{O} \mathcal{O} 兀 条ま 第 準用 条 第 は 几 省 る に 第 \neg 一条 1令第五 にお 読 第四 百五 ま 百 第五 のは お 五十二条、 で、 する。 で、 4 六 第百 V \mathcal{O} 十二条 替 第二十 て準 +11 四に 第 条 七 て +条 九 第 え <u>ا</u> ک 百七 _ 準 る +_ 用 条を除く。 第 百四十七 お \mathcal{O} 第五十 条 中 七 ŧ 用 する省令第 لح 場合 11 十 五 条 ある +条、 あ す \mathcal{O} て 第五十 る 一条 る \mathcal{O} に 準用する 条、 九条 \mathcal{O} 省 す 兀 \mathcal{O} お は に 令 は \mathcal{O} 11 兀 +お 第 七 九 \mathcal{O} 第 第 か て、 条」 十 五 にお 第百 百 七 第 七 規 5 兀 省 定 兀 第六 +百 7 十 第十条 令第十 ٢, 三条 + 六条 準 条 七 V 七 لح は 用 中 あ +て +八 十二条ま す _ る 準 共 条、 中 条 る 用 生 + す 型 \mathcal{O} \mathcal{O} 九

+ 第 兀 款 中 第 百 六 + 八 条 \mathcal{O} 前 に 次 \mathcal{O} _ 条を 加 え る。

(通勤のための訓練の実施)

第 百六 することが + 七 条 できる \mathcal{O} よう、 指 定 就労移行支援事業者 通勤 \mathcal{O} た 8 \mathcal{O} 訓 練 を実施 は、 利 用 L な 者 け が 自ら れ ば 通 な 常 6 な \mathcal{O} 事業所 い に 通 勤

第三章第十二節 百 七十二条 中 \mathcal{O} 次に 第 八十 次 六条」 の二節を加える。 \mathcal{O} 下 に $\vec{\ }$ 第八 七 条 第 八 +八 条」 を 加 え る。

第十二節の二 就労定着支援

第一款 基本方針

第 続 百 医 二に規定する て 規則 療機 を図 生活を営 九 n 「指定就労定着支援」 +ば 第六条 ならな るた . 匹 関そ 条の二 んめに必 の他 む V ŧ ことができるよう、 の十の三に 0 \mathcal{O} 者と を受け 要な当該 就労定着支援に \mathcal{O} 連絡 とい て通常 規定する期間 通常 う。 調 整そ の事業所 \mathcal{O} 就 事業所に 係 労に 0) \mathcal{O} る指定障害福 事業 他 に · 向 \mathcal{O} わ \mathcal{O} 事業主、 支援を適切 たり、 新 は けた支援と たに雇用 利用者 当該 祉 障 サ 害福 され 通 カュ が て施行 自立 常 ピ 0 効果 た障 祉 \mathcal{O} ス 事業所 サ L 以 · 害者 的 規 た F. 則 日 行うも 第六条 常 ス で に 生活 事業者等、 \mathcal{O} 対 \mathcal{O} 就 節 0 労 \mathcal{O} 又 て に でな \mathcal{O} +は お 継 施 社 \mathcal{O}

第二款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第 準 お 百九十四 就労定着支援事業者」 は、 1 て 省 「指定就労定着支援事業所」 令 条 の 三 第二百六条 指定就労定着支援 とい の三に . う。 規定す $\overline{}$ が当該事業を行う事 る基 لح \mathcal{O} 11 事業を行う者 う。 準 \mathcal{O} 例 に置く に よることとす (以 下 業 べき従業者 所 (第百 \mathcal{O} る \mathcal{O} 九 員数に 十四条 お 11 7 係 \mathcal{O} 指 に 定

(準用)

る。 百 \mathcal{O} 九十四 四に この お 場合 条 いて準用する \mathcal{O} 12 兀 お 第五 11 て、 省令第五 十二条 第 五 十二条中 \mathcal{O} 十一条」 規 定 は、 と 読 第五 指 定就労定着支援 +み替える 一条」 とあ ŧ のとす るの \mathcal{O} 事業に は、 る。 0 第二百 11 て 準 六 用 す

第三款 設備に関する基準

、設備及び備品等)

け 画 九十 を有 れ ば ならな 兀 するとともに、 \mathcal{O} 五. 指定就労定着支援事業者 指定就労定着支援の 提供 は、 に必必 事業を行 要な 設 う た 備 \otimes 及 び に 備品等を 必 要な広 備 さ え \mathcal{O} な 区

第四款 運営に関する基準

(サービス管理責任者の責務)

第六 百 九 + 条 兀 に 見規定す \mathcal{O} る業 サ 務 ビ \mathcal{O} ス 管理 ほ カコ 責任者 次に掲 は、 げ る業務 第百 九 を行 +应 う ŧ \mathcal{O} 十二 に \mathcal{O} とす る お V て 用 す る

- お す け る 利 る 照 用 指 申 定 等 込 障 .害福 ょ \mathcal{O} 利 n 祉 用 サ そ に \mathcal{O} ピ 者 ス \mathcal{O} 等 心 そ \mathcal{O} 身 \mathcal{O} 利用 \mathcal{O} 者 状 状 況 係 況 る指定す 当該 等を把握 指 障害 定 すること 就 労定着支援 祉 サ F, ス 事業者 事 *業所 以 に 外 対 に
- 援を行 利 て 自 用 うこ 者 立. L \mathcal{O} た 日 心 身 常 \mathcal{O} 生活 状 況、 又 は そ 社 \mathcal{O} 会生活 置 カュ れ を 7 継 11 続 る 環境等 し て 営 む に こことが 照 5 Ĺ で きる 利 用 者 う が 必 地 要 域 な に お 支
- \equiv 他 \mathcal{O} 従業者 に 対す る 技術 指 導 及 び 助 言 を行うこと。

実施主 体

百九 + 兀 こととす 条の 七 実施 主体 に 係 る 基 準 は、 省令 第二百 六条 \mathcal{O} 七 に規定する 準

職場 \sim \mathcal{O} 定 着 \mathcal{O} ため \mathcal{O} 支援 \mathcal{O} 実 施 例

によ

る

る

- サ 百 各 そ 6 な \mathcal{O} 続を 九十 家族 ビス \mathcal{O} . 匹 問 図 等に 事 っ る た 条の 題 業者等、 に 関 対 め、 八 して、 する 新たに障害者を雇用 指定就労定着 医療機 相 当該 談、 関等 指導及 雇用に との 支援事業者 Ţ 伴 助言そ 連絡調 11 生じ した 整及 通常 る は、 \mathcal{O} 他 日 常 び \mathcal{O} \mathcal{O} 利 事業所 生活 用者 連携を行 必要な支援を提供 又は社会生活を営 \mathcal{O} \mathcal{O} 職 うとと 事 場 業主、 \sim \mathcal{O} 定着 ŧ に、 L 指 な 定 及 障 び け む 利 上 用 れ 害 就 で 者 福 ば 労 \mathcal{O} な B 祉 \mathcal{O}
- 当 は 職 指定就 場 該 利 で 月 用 \mathcal{O} 者 に 労定着支援事業者 況 を 口 雇 を 以上 把握 用 L す た 当該 通常 るよう 利用者と は、 \mathcal{O} 努め 事 業所 利 用 な \mathcal{O} け 0 者に 対面によ れ 事業主を訪問 ば 対 なら T り行うととも な 前 項 11 す \mathcal{O} 支援を提 ることに に、 供 ょ り するに当 月に 当該利 回以 用 た 0 7

サ ピ 利 用 中 に 離 職 す る \sim \mathcal{O} 支援)

第 と 業所 百 \mathcal{O} 雇 連携 便 用 九 十 宜 され \mathcal{O} \mathcal{O} 兀 提供 就職 た 通 他 \mathcal{O} を 常 九 \mathcal{O} 等を希望する 指 行 \mathcal{O} 定 事 わ 指定就労定着支援 障害福 な 業 所 け を離職 れ ば 祉 ŧ な サ \mathcal{O} に する利用者 5 ビス 対 な 事業者 L 11 事 業者そ 指 定特定 で は、 あ 指定就 \mathcal{O} 9 て、 相 他 談 \mathcal{O} 関 当 支援事業 労定着支援 該 係者との 離 職 者 後 連 そ 4 \mathcal{O} 絡 他 提 \mathcal{O} 他 調 供 \mathcal{O} 整 通 期 \mathcal{O} 関 常 そ 間 係 \mathcal{O} \mathcal{O} 中 他 事 者

運営規

ば 次 百 に掲 九 な 5 な げ 兀 る事 条の + 業 \mathcal{O} 運営 指 定 就 に 0 労定着支援 1 て \mathcal{O} 重 事業者 要事 項 は、 に 関 指定就労定着支援事業所ごとに、 す る運営規程を定 8 て おか なけ

- 業 \mathcal{O} 目 的 及 び 運 営 \mathcal{O} 方
- 従 \mathcal{O} 職 種 員 数 及 び 職 務 \mathcal{O} 内
- 三 営 日 及 び 営業 時

指定 労 定着支援 \mathcal{O} 提供 方 法 及 び 内 容 並 び 支給 決 定障害者 カコ ら受領 す

用の種類及びその額

五 通常の事業の実施地域

六 事 業 \mathcal{O} 主 たる 対 象 とする 害 \mathcal{O} 種 類 を 定 8 た 合 に は 当 該 障 害 \mathcal{O}

類

七 虐待 \mathcal{O} 防 止 \mathcal{O} た \emptyset \mathcal{O} 措 置 関 す る 事 項

ハ その他運営に関する重要事項

(記録の整備)

第 百 九 兀 \mathcal{O} +指 定 就 労定 着支援事業者 は 従 業者 設 備 備 品 及 び 会計 12

関 する 諸 記 録 を整備 て お か な け れ ば な 5 な

な け 指定 れ ば げ 就 る 労定着支援事業者 な 記 ら な 録 を整 V 備 は 当 該 指 利 定就 用 者 労 に 定 対 着支援 す る指 を提 定 就 供 労 定 着 た 支 日 援 カュ 6 \mathcal{O} 五. 提 年 供 間 に 関 存 す る

次 る 条 必 に 要な お 1 て準 記 録 事 用 項 す る 第二十条 第 _ 項 に 規定する 提 供 L た 指 定 就 労定 着 支援

次 条 お 11 て 読 み替え て 準 用 する第六十 条 第 _ 項 に 規 定す る就労定着支援

画

三 次 条 お い 7 準 用 する 第三十条 に 規 定 す る 市 町 村 \sim \mathcal{O} 通 知 12 係 る

兀 次 条に お 11 7 準 用 す る 第四 + 条第二 項 12 規定する苦情 \mathcal{O} 内 容 \mathcal{O} 記録

Ŧī. 省令 第二百 六 条 \mathcal{O} 十二に お 1 て 準用 す る省令第四 + 条第二 項 に規定す る 故

状況 及 び 事 故 に 際 7 採 0 た 処 置 に 0 11 て \mathcal{O} 記

(準用)

 \mathcal{O}

支援 とあ 就 百 十 十二条ま 百 す 六条 一条」 兀 兀 九 +九 労定着支援 に + る 十四 一条第二項中 \mathcal{O} お 画 兀 第一 条 条の とあ で、 とあ V は ٢, 中 「第二百六条の十二にお \mathcal{O} て 準 + 項」 る 第五 十 二 \mathcal{O} る 事業に 第六十 第四 用す 第五 \mathcal{O} \mathcal{O} は に ٢, + は 「次条第 + + お る 九 · 条 」 条中 条、 次 九 第二百六 第二十四 第二百六条 い 9 + 条 条 て V 条 準 て準 第 第 とあ _ 第六十条、 か 項」 用 療 5]条第二項 項 条 甪 養 項 る する第二十二条第二項」 第 木の十二に とある する。 二十 介 中 \mathcal{O} \mathcal{O} + 二 に 11 護 は て準 次 第六十二条 兀 計 この 0 条 第 中 条 画 用 二百 療 第 は お お ま 「第二十二条第二項」と 養 する省令第九条」 場合 لح 1 V で 項 六 第 あ 介 て 護計 条 第三十 準 準 に 及 る 百 甪 お び 用 \mathcal{O} 九 \mathcal{O} لح 十二に 第六十 画 あ +١V する省令第三十 する省令 は て、 ٢, · 条、 る 四条の十二に 就 とあ \mathcal{O} 第三十 労 八条 第三 は お 第 ٢, 定着支 第 る + 11 + \mathcal{O} 第 て 十一条」と、 条 \mathcal{O} 第十二条中 七条中 準 は あ 中 規 兀 百 援計 用 六条」 るの お 条 定 九 「第 就 + す 11 は カュ 労 兀 画 る は て 九 6 第三 準用 省 第 「第 定 \mathcal{O} 兀

4 が替え る ŧ \mathcal{O} とす

十二節 の 三 自立生 活 援 助

款 基本方針

受け 支援、 百 日常生活 \mathcal{O} 特性 九 る て ŧ て行 + 要な そ 教育 四条 \mathcal{O} 指 で \mathcal{O} う訪 定自 又は な 等 情 0 他 社会生活 十三 問、 立生 け \mathcal{O} \mathcal{O} 報 状況 関係 れ \mathcal{O} 提供 当該 活 ば な 及 機 援 自 立生活 利用 助 関 及 を営 びそ 5 な لح び 者 助言 \mathcal{O} \mathcal{O} む لح \overline{z} 援 置 密 か 11 う。 接 そ 助 か 5 とが \mathcal{O} $\bar{\mathcal{O}}$ な に れ 連携 できる 係る 他 相 て \mathcal{O} 談 \mathcal{O} 11 事 指定障害福祉 る \mathcal{O} 必 対応等に よう、 環境に 下 要な支援が 業は、 で、 当該 定 利用 応じ ょ り、 期 的 て、 者 サ 利用者の 当該 保 な が 巡 健 地 適 ピ 利 域 ス 切 口 意 医 用 又 に カュ 以 向 療 者 は お 0 効果的 随 下 \mathcal{O} V 適性 状 時 福 7 祉 況 \mathcal{O} 自 \mathcal{O} を 通 節 立 報 行 障 就 把 労 握 を た お

第二款 人 員 に 関 す る 基 潍

従業者 の員 数

を行う 第百 百九十四条の十四 定する基 九 事 + 準 業所 四 条 \mathcal{O} に置 の 十 例 に ょ 九 < に ることとする。 ベ 指 き従業者 お 定自 11 <u>\frac{1}{1}</u> て 生活援 「指 の員数 定自立 助 \mathcal{O} 係 生 事業を行う者 ぶる基準 活援助事業者」と は 省令第二百六 (第百 九 1 う。 +·四 条 $\overline{}$ 条 0) が \mathcal{O} +当 + 兀 該 八 事 及 規 び

準用

第百九十 す る。 \mathcal{O} + 五 兀 に \mathcal{O} 条 お 場 \mathcal{O} 十 五 11 合 て に 準 お 用 11 第五十二条 する て、 省令 第 五. 第 十二条中 \mathcal{O} 五. 規 +定 は、 条」 第五十 指定自 と 読 み _ 立 条」 生 替える 活 と 援 助 ŧ あ \mathcal{O} る \mathcal{O} \mathcal{O} 事 す は 業 る。 0 第二百 VI 7 準 用

第三款 設 備 に 関 す る 基

準 甪

第 百 7 九十四 準 る。 条の 十 六 第 百 九 +兀 条 \mathcal{O} 五 \mathcal{O} 規 定 は 指定 自 立 生 活 援 助 \mathcal{O} 業 に 0 しい

第四 款 運 営 12 関 す る 基 淮 用

す

実施主

準 \mathcal{O} 九十 例 に 兀 よる 条の こと + 七 とする 実施主 体 に 係 る 基準 は 省 令 第二百 六 条 \mathcal{O} 七 規定 す

(定期 的 な 訪 問 に ょ (る支援)

指 百 定障 U 九 害 兀 を 福 条 活 \mathcal{O} 祉 問 全 す + サ Ź 般 八 こと ピ \mathcal{O} 状 指定自立 ス 事業者 況等 に ょ \mathcal{O} り 生活 把 握 当 を行 該 医 療機 利用 助事 い 関等と 業者 者 必 \mathcal{O} 要 は 心 な情 身 \mathcal{O} 連絡 \mathcal{O} お お 状 \mathcal{O} 調整その 況 む 提 ね 供 週に 及び \mathcal{O} 他 助 \mathcal{O} 口 カュ 言並 障害者 以 れ て び が 利 地域 用

な 6 お な け VI る 自 立 た 日 常 生活 又 は 社 会生活を営 む た \otimes に 必 要な 援 助 を 行 わ な け n ば

(随時の通報による支援等)

な 百 に は、 1 九 +兀 速 B 条 \mathcal{O} カュ + に 当 九 該 利 指 定自立 用 者 \mathcal{O} 居 生 活 宅 援 \sim \mathcal{O} 助 事 訪 業 問 等 者 は に ょ る 利 状 用 況 者 把 カコ 握 6 を \mathcal{O} 行 通 報 わ な が あ け n 0 ば た な 5 合

- 2 該 利用 指定 \mathcal{O} 連 者 自 絡 が 立 調整 利 生 用 活 そ す 援 る \mathcal{O} 助 指 他 事 定障 業者 \mathcal{O} 必 !害福 要な は 措置 祉 前 サ 項 を \mathcal{O} 適 Ľ 状 切 ス 況 に 事 把 業者等 講 握 U を 踏ま な け れ 医 え ば 療 な 機 当 関 該 5 な そ 利 \mathcal{O} 用 11 他 者 \mathcal{O} \mathcal{O} 関 家 係 族 機 関 当
- 3 な 方法に 指定 自 1 ょ 生 ŋ 活援助 当 該 事 利 業者 用 者 は لح \mathcal{O} 常 利 用 時 者 \mathcal{O} 連 \mathcal{O} 絡 心 体 身 \mathcal{O} 制 状 を 確 況 保 及 び 障 な 害 け れ \mathcal{O} 特 ば な 性 に 6 応 な じ 11 切

(準用)

兀 は ٢, 業 六、 Ŧī. 中 十二条ま 百九十四 百 す に \mathcal{O} 百 読 九 +お は 六 に る次条第 第二 「次条第 第二十 条の 項 ٢, 九 第二 つい 第百 4 1 替え 第 7 兀 二十に 第 とあ 百 準 九 条 て で 同 条 号 六 一項」 \mathcal{O} 条 用 兀 百六条の二十 準 + 0 __ 項中 項」 るの 条第二 ·四 条 第 五 条 す 用 ŧ か + 二 と 第 + 5 八 \mathcal{O} る第二十二条第二項」 お す \mathcal{O} とあ る。 とす 第四 <u>-</u> 十 項 ٢, は \mathcal{O} +11 「次条第 中 項 + 九 る 第二百 ۲ 条、 号ま 準用 あ 12 及 る。 第六十条中 中 十 「六月」とある \mathcal{O} る お 12 \mathcal{O} び 条 「第二十二条第二項」 は 場合 \mathcal{O} 第百 第六十条、 で 1 お す カュ 項」 1六条 第百 \mathcal{O} は て 1 る 6 準 九 第二十 規 7 省令第九条」と、 に 第 とあ 用 +定 の二十に 準用する省令第十 お 「療養介 九十四 -四条の 中 百 する省令第三十六 いて、 ٢, 第六 九十 \mathcal{O} るの 兀 \neg 次 は 条 条の二十に 十二条、 条」 第三十 四条 護計 お 第十条中「第九条」と 「三月」 は +ま で、 1 _ とある と 画 第百 て準 \mathcal{O} の 二 十 _ あ 規定は、 第十二条中 七 第三十条、 ٤, る とあ 第六十 甪 条中 九十四条の二十にお 一条」と、 おい \mathcal{O} 条」 \mathcal{O} する省令 と、 は 第百九 る は 「第三十 ٢, て準用す 第百 指定自 \mathcal{O} 「第百 八 条、 は 第三十 第 第十一 第二十 第四十条」 百九 +第 「自立生活 九 -六条」 あ 第百 兀 兀 九十四条の二十 1 + る次条第 生活 +条 +る 兀 兀 ·四条の の六 九 一条第二項 \mathcal{O} 条 条の二十 とあ 条中 :接 + 11 は か 援 ۲, لح 兀 中 助 5 一項」 準用 助計 る 第二 条 あ \mathcal{O} 第 第 \mathcal{O} \mathcal{O} 兀

二百 百 \mathcal{O} 九 + \mathcal{O} 条 六 + \mathcal{O} لح 中 す 中 る 第二百 前 各款 ___ 条 を \mathcal{O} $\stackrel{-}{\sqsubseteq}$ 第 を -- 款 第 カュ 二百 5 第四 __ 款ま 条 \mathcal{O} で \sqsubseteq \mathcal{O} に +改 \sqsubseteq 8 に 同 改 条を \otimes 第二百

第三章第十三節第四款の次に次の一款を加える。

兀 款 \mathcal{O} 日 中 + ピ ス 支援 型 指定共 同 生 活 援 助 \mathcal{O} 事 業 \mathcal{O} 基本 方 並

びに人員、設備及び運営に関する基準

第一目 この款の趣旨及び基本方針

(この款の趣旨)

第二百 た上で 事業所 支援型指 に関 この (指 一条 す 款 \mathcal{O} 定 行 共同 る 定 従 の 二 に わ 基準 共同 業者 お れ る入浴、 生活 11 生活 て同 12 前 に 援 ょ 各 0 r. 援 助 款 り い 排 で 助事業者」 て \mathcal{O} $\overline{}$ 常時 は せ あ 規 つ、 \mathcal{O} 定 0 こ の 事 介 て に 業を行 食事 護 カュ 款 と を要する 当 カ に定め 該指 V \mathcal{O} わ う。 う 介護 5 者 定 ず 者に その 共 るところ 以 同 \mathcal{O} 日 下この 基本 生活 他 対 中 \mathcal{O} L サ 方 に 援 日 て、 針 助 款 常 ょ ピ る。 並 生活 に 常 に ス 係る 支 \mathcal{U} お 時 援 に 11 上 \mathcal{O} 型指定 支援体 指 人 7 \mathcal{O} 定共 員 援 \neg 日 助 設備 中 制 同 共 を サ 生 同 を 11 及 う。 確 活 生 保 援 活 び ピ 以 運 ス 助

(基本方針)

第二百 用 と の お 果的 11 者 制 交流 を確保す T \mathcal{O} 一条の二 身体及 に 相 の下 行 談 うも -で自立 び精神 の <u>ニ</u> 入浴 ること \mathcal{O} で 排 した日 に な \mathcal{O} 日 状況 け せ ょ 中 つ又は れ り サ 並びにそ 常生 ば な 利 ピ 活 用 5 食 ス 三又は社 な 事 者 支援型指 11 \mathcal{O} \mathcal{O} が 置 介 地 会 域 護 カュ 生活 定共 E そ れ お \mathcal{O} T 他 1 同 V を 営 て、 生活 る \mathcal{O} 環 む 日 こことが 家庭的 境 常 援 生活上 に 助 . 応 じ \mathcal{O} 事業は、 で な 環境及 きる て \mathcal{O} 援 共 よう、 助 同 を適 生活 び 常時 地 切 域 住 当 \mathcal{O} 該 住 カゝ 居 支 利 民 援 0 に

第二目 人員に関する基準

従業者の員数)

第二百 事業所 う事業所 に規定す 一条 の二の三 لح (第 る基準 1 う。 一百 \mathcal{O} 条 例 に 日 の 二 置 中 に ょ < サ ることとす ベ \mathcal{O} き 五. ピ 従 に ス 業者 お 支 V 援 る て 型指 \mathcal{O} 員 定共 数 日 に 中 同 係 サ 生活 る 基 ビ 準 ス 援 助事 は 支援型指 業者 省 令 定共 第 が 当 百 同 該 生 事 + 活 業 を 援 助

(準用)

第二百一条の二 助 る あ \mathcal{O} Ł る 事 \mathcal{O} 業に \mathcal{O} とする。 は · つ V \mathcal{O} 第二百 て 兀 準 用 第 十三条 する 百 九 + \mathcal{O} $\overset{\sim}{\smile}$ 七 Ŧī. \mathcal{O} 条 場 合 \mathcal{O} に 規定 お 12 11 お は て 進 V て、 用 日 中 す 第百 る 省 令 九 ピ 第二 ス支援 +七 百 条 九 型指定共同 中 条 \neg 第二百 と 読 み 九 生 替え 条」 活 援

第三目 設備に関する基準

(設備)

第二百一 は、 条の二 省 令 第 \mathcal{O} 百 五 + 三条 日 中 \mathcal{O} + 六 Ľ 規 ス 定す 支援型 る 基 指 準 定 共 \mathcal{O} 同 例 生 に 活 ょ る 援 助 こととす 事 業 所 \mathcal{O} 設

第四目 運営に関する基

(実施主体)

第二百 るも 百 九 ピ 条 \mathcal{O} ス支援型指 第 に の 二 限 一号に規定す る。 定 共 を 行 同 日 生活援 る併 うも 設 \mathcal{O} 事 助 لح ビス支援型指定共同 業所又 する。 を同 時 は 同 第 九 条第三号に 九 条に 生活 規定す 規 定 助事業者 す る単 る指 定短 独 型事 当該 期 入 所 所 日 (第 係

(介護及び家事等)

第二百一 する基準の 条の二の 例 によることとする 七 介 護及 び 家事 等 に係る 基 準 は 省 令第二百十三条 \mathcal{O} 八 規 定

(社会生活上の便宜の供与等)

- 第二百一条の二 体及び 社会生活 精神 上必要な支援を適 \mathcal{O} 状 \mathcal{O} 況 八 又は 日 その 中サ 置か 切に ービス支援型指定共同生活 行 れ わなけ T いる 環境等 れ ば な に 5 応じ な て 援助事業者は、 利用者の 意 向に 利用 . 基づ \mathcal{O} 身
- 日中サ け 事業を行う者又は れ ば なら ビ ない。 ス支援型指定共同生活援助 他 \mathcal{O} 障害福 祉 サ ピ 事業者 ス の事業を行う者等との は、 利 用 者 に 0 V て、 連絡 特定 調整に 相 努め 談 支
- 要な行 日中 ある場合は ゖ 政 機 ビ 関 ス支援型指定共同生活援助事 その に対する手続等について、 者の 同意を得て代 わ 0 て行 その者又は 業者 は、 わ な け 利 そ 用 れ の家族 ばなら 者 が 日 な が行うことが 常 生活を営 む 困 難 で
- 4 な 义 らな るととも 日 中 サ 11 に、 ビ ス支援型指定共同生活援助事業者は、 利用者とその 家族との交流等 の機会を確 常 K 利用者の家族 保するよう努め と な \mathcal{O} け 連 携 ば

(協議の場の設置等)

- 第二百一条 する協議会その 活 お ス支援型指定共同 援助 会等 11 T か \mathcal{O} 協 の 二 事 ら必要な要望、 業の実施状況等を報告 議会等」 \mathcal{O} 他知 九 生活 とい 事がこれに準ずるも 日 援助 中 . う。 サ 助言等を聴 \mathcal{O} $\overline{}$ 提供に当た ビス支援型指定共同 に Ĺ 対 して定 < 協 機会を設け 議 \mathcal{O} 0 会等 期的 ては、 とし に に て 特に 法第 生活 な よる 日 中 け 評価 サー 認 八十 れ 援 助事 ば 8 ならな を受け るも 九 ビス支援型指定共同 条の 業者 \mathcal{O} 三第 は、 1 るととも (以 下 日 項に 中 \mathcal{O} サ 項に 規 協 定 生 ピ
- 2 言等に 日中 サ 0 11 T ピ \mathcal{O} ス支援型指定共同生活援助事業者は 記録を整備 L な け れ ば な 5 な 11 前 項 \mathcal{O} 報告、 評価、 助

(準用)

第二百一条の二 七条ま 五. で、 第六十条、 第九 第二十 \mathcal{O} 十条、 第六十二条、 兀 第 第九 条、 十二条、 第二十 第十二条、 第六十八 九 第九 条、 + 条、 第三十七 第十三条、 四条、 第七 十二条、 第百 条か 第十五 五十七 ら第 第七 四十 条 条 カコ + $\overset{\mathcal{O}}{\overset{}{\overset{}{\overset{}{\overset{}}{\overset{}}{\overset{}}{\overset{}}}}},$ 5 五条 第十 条 ま 第百 カュ で、 八条まで 5 第七十 九 第 十八 五.

第二 十三条 と とあ とあ 二百 合 ス め 定 五. す 第二百 百 定 支 る 宿 百 第 用 る 用 は お る に 定 な 兀 \mathcal{O} 援 第 省令 第七 泊 項 る す る す 省 お は 一条 11 型 る る に 第二 中 大 害 型 \mathcal{O} 百 \mathcal{O} \mathcal{O} __ \mathcal{O} て 11 カコ 臣 指 の 二 限 自 項 第 + \mathcal{O} サ 者 協 \mathcal{O} + は 第 同 は لح 第 準 て 5 日 三条 三条 立 項 百 九 定 九 七 五. あ 中 Ŧī. が る 力 _ 項 百 用 (指 「第二百 療 に 十三条 \mathcal{O} 第 定 共 歯 +日 \mathcal{O} 九 す 条」 ビ 訓 条 る 中 \mathcal{O} 第 کے 第 +養 条」 ス 定 同 練 科 +お あ 中 中 \mathcal{O} +条 る + \Diamond \mathcal{O} \mathcal{O} 九 第二 号 ٢, 支 に 介 項 る 宿 生 を 医 + る サ に は +八 \mathcal{O} 省 条 ピ 11 \neg 護 援 受 لح 泊 中 お 条 中 ス 及 者 活 療 お _ \mathcal{O} 第 令 _ て _ ۲, 計 第二百 条 + = 支援 読 あ け 機 七 に 型 援 準 は \mathcal{O} び 型 を 11 ビ 11 \mathcal{O} 第 第 \neg \neg ٤, 画 第六 指 除 自 助 関 用 お ++第 4 第 る る て \mathcal{O} 同 ス支援型共 て +兀 \mathcal{O} \neg 第 <u>ー</u>の 第二項 条第二 ·二 条 を受 読 定 項 第二 九 型 六 替 百 <u>\</u> \mathcal{O} 者 準 す 11 に 一条」 と 第 七 ٢, み 条」 訓 指 え 共 は 及 用 る 第 + + 7 お 条 ま 九 +九 あ + 三条 練 兀 百 準 中 +け 「支給 び す 省 七 替 1 定 で る 同 第 + 七 る 1 令第七 号中 条」 え 用 Ĺ 項 t 生 を 7 省 る _ ٢, とあ 共 八 て 及 兀 百 ٤, 条 ٢, 条 \mathcal{O} 第二百 て準 条 活 لح 受 令第百 同 あ 0 す 準 第 同 11 \mathcal{O} び 第二 Ŧī. 条 は لح \mathcal{O} 援 あ け る 決 لح 生 +لح 甪 第二 生 \mathcal{O} る る る + 中 定 第三十 す 六 助 る 者 同 十三条第二項 第 あ _ 活 用 日 省 あ す 活 る \mathcal{O} _ _ \mathcal{O} 百 項 第 を受 者及 を除 障 \mathcal{O} す に +第 援 は 令第三十 は 援 る 七 項第六号 七 る る る \mathcal{O} 九 前 条 中 害者 十条 + 助 \mathcal{O} 十三条第二項」 る お 第 __ は \mathcal{O} \mathcal{O} 助 -- \neg 条 の二第 サ __ け <_ 。 計 第六十 第二百 第二 兀 七 条 項 び は に は 百 \mathcal{O} 九 11 \neg \mathcal{O} 号 支給 (入居 中 省令 の 二 第 おい 画 条 第二 第二 あ T て 九 事 「第二百 協 中 ピ 準 六 中 中 +百 業 る 11 \mathcal{O} 力医 ス 「第六 第 ے ک · 条 」 ٢, 十三条 条」 決 第 項 \sqsubseteq 用 十三 る て 項 第 八 \mathcal{O} 支援 項 「第七十六 ٤, 定障 前 準 す 者 百 第三十六条 百 条 中 は __ \mathcal{O} 0 カュ 療 中 百 項 条 七 に \mathcal{O} ___ 用 同 る省令第四 $\overline{}$ \mathcal{O} 11 6 機 + 型 同 「支給 条 第二 と す 項 条 限 害 +同 体 \mathcal{O} 力 \mathcal{O} 兀 次 \mathcal{O} て 関 条」 共 項第五号 条」 第二号 る。 あ 者 条 条 験 厚 医 \mathcal{O} る +第 第 条 準 \mathcal{O} \neg 同 条」 生労働 $\stackrel{-}{-}$ 四十 \mathcal{O} 第 的 療 る 第 とあ 第 百 用 百 療養介護 決 と __ _ __ لح 生活 十三条 入 項」 な 機 \mathcal{O} 五. に \mathcal{O} に \mathcal{O} す あ 定 あ \sqsubseteq 第二 十条」 居 項 関 とあ は 十に 十 五 中 お とあ 項 お 日 る \mathcal{O} 障 る -- る る 中 援 单 条 前 中 大 及 に 兀 第 11 11 害 \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} 助 次 臣 項 び お 条 計 る お لح て \mathcal{O} サ る て ま \mathcal{O} は は は 計 五 体 支 が 11 画 準 第 あ +潍 で \mathcal{O} 同 \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} 11 画 指 第 用 厚 Ľ 定 + は 7 る 用 百 は 7

二百

 \mathcal{O}

兀

中

第

百

条

 \mathcal{O}

匹

を

第

百

+

三

条

 \mathcal{O}

+

兀

改

 \otimes

る

百

条

 \mathcal{O}

六

中

第二

百

条

 \mathcal{O}

六

を

第二

百

十

三

条

 \mathcal{O}

十

六

に

改

 \emptyset

る。

百

 \mathcal{O}

五.

中

第

百

条

 \mathcal{O}

五.

を

 \neg

第

百

+

三

条

 \mathcal{O}

+

五.

に

改

 \emptyset

る。

る。 第二百 第二百 条 \mathcal{O} \mathcal{O} 十二中 七 中 「第二百十三条の 「第二百十三条 七 0 <u>+</u> を 「第二百十三条 を 「第二百十三条 \mathcal{O} +Ė の二十二] 改め に 改 \otimes

支援基準 に関する基 第二百二条 に 準 改める。 中 (平成二十 児童 福 祉 四年厚生労働 法に 基づ 省令第 指定 通 所 五号) 支援 \mathcal{O} 事 業等 及 び \mathcal{O} 同 人 令 員、 を 備及 指定通 び 運営 所

第二百十四条を次のように改める。

第二百十四条 削除

第二百十八条を次のように改める

第二百十八条 削除

第三百十二条の次に次の一条を加える。

(職場への定着のための支援の実施)

第三百十二条の二 障害者が 障害者に 該生活介 け れ ば ならな 就 つい 護事業者が提供する生活介護を受け 職 した日 て、 障 生活 から六月以上、 害者就業・生活支援センタ 介護事業者は、 職業生活に 障害者 て通常の \mathcal{O} お 場 等 け る \mathcal{O} ^ 相 関 事業所に の定着を促進するた 談等 係機 の支援 関 新た と連 \mathcal{O} 携 に 継続に 雇用 して、 合れた め、 努め 当該

第三百十 -九条中 施行 規則第六条 0 七第 ___ 号に 規定する者に対 て を 削

第三百二十三条中

「第三百十三条」

を

「第三百十二条の二」

に

改め

第三百二十八条中 第三百二十四条中 「第三百十三条」を 施行規則第六条 の七第二号に規定する者に対して」 「第三百十二条の二」 に改 \Diamond る。 を 削

第三百三十二条の次に次の一条を加える。

(通勤のための訓練の実施)

第三百三十二条 ることが できるよ の 二 う、 就労移行 通勤 \mathcal{O} ため 支援事業者は \mathcal{O} 訓練を実施 利用 なけ 者が れ 自 ば 5 なら 通 常 な \mathcal{O} 事業 所 に 通 勤 す

え 第三百三十 -七条中 第三百十 一条」 \mathcal{O} 下 に 第三百 一十二条、 第三百十三条」 を

附則

児童福祉 法施行条例 \mathcal{O} _ 部を改正する条例をここに 公布 する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第十五号

児童福祉法施行条例の一部を改正する条例

児童福祉法施行条例 (平成二十四年埼玉県条例第六十 .八号) \mathcal{O} \longrightarrow 部 を次 \mathcal{O} ように

改正する。

目

次

中

第四

款

運営に関する基準

第十

一条

第五十四条)

を

第四

款

の 二 第四

運

2関する基準(第十一条―第五十四条)

共生型障害児 通所支援 に関する基準 (第五十四条の二―第五十 に、 第四 款 運

四条の五)

営に 関 する基準 第四 款 運営に 関 はする基

(第七十五条 第七 +七条) _ を 第 四 款 *(*) 共 生型障害児 通所

準

(第

七十五条—第七十七条)

支援に関する基準(第七十七条の に、 第 五 款 基準該当通所支援に関 す

「 第五款 基準該当通所支援に関する基準

第四節の二 居宅訪問型児童発達支援

第一款 基本方針 (第八十条の二)

第二款 人員に関する基準 (第八十条

 \mathcal{O}

る

基準

(第七

+

八

条

第八十条)

を

第三款 設備に関する基準 (第八十条の

第四款 運営に関する基準 (第八十条の

(第七十八条—第八十条)

に改める。

二・第八十条の四)

五)

六―第八十条の九)

第三条中 「第二十 条の五 \mathcal{O} 五. 第二項第 __ 号 を 「第二十 __ 条の 五. \mathcal{O} Ŧī. 第三

項第一号」に改める。

第二十六条に次の二項を加える。

4

指定児· 童発達支援事業者は、 前 項 0 規定により、 その提供す る指定児童発達支

評 を行 援 価を受け \mathcal{O} うととも \mathcal{O} て、 価 及 そ び 当 改 \mathcal{O} 改 該 善 指 を行 を 定 うに 义 児 5 童 な 発 当 達支援 け れ 9 ば て 事業者 な 6 な を に い 利 掲 用 げ す る る 事 障 項 に 害 児 0 \mathcal{O} い 保 護 者 自 に 5 ょ 価 る

- \mathcal{O} 該 適 性 指 定児童 障 害 発 \mathcal{O} 達 特 支援事 性 そ \mathcal{O} 業者 他 \mathcal{O} を 事 情 利 用 を 踏 す ま る 障 え . 害児 た 支援 及 を び 提 そ 供 \mathcal{O} す 保 る 護 た 者 \otimes \mathcal{O} \mathcal{O} 意 体 向 制 \mathcal{O}
- 従 業者 \mathcal{O} 勤 務 \mathcal{O} 制 及 び 資 質 \mathcal{O} 向 上 \mathcal{O} た \Diamond \mathcal{O} 取 組 \mathcal{O} 状 況
- 指定 児 童 発達支援 \mathcal{O} 事 · 業 \mathcal{O} 用 に 供 す る 設 備 及 び 備 品 等 \mathcal{O} 状 況
- 兀 関係 機 関 及 \mathcal{U} 地 域 と \mathcal{O} 連 携、 交流等 \mathcal{O} 取 組 \mathcal{O} 状
- 五. 当該 指 定児童 発達支援事業者 を利用 す る 障 害 児 及 び そ \mathcal{O} 保 護者 対 す る
- な情報の提供、助言その他の援助の実施状況
- 六 緊急 時 等 に お け る 対応 方法 及 び 非 常 災 害対 策
- 七 指定 児 童 発達支援 の提供に 係る業務 \mathcal{O} 改善を 义 る た め \mathcal{O} 措 置 \mathcal{O} 実施状
- 指定児 童発達支援 事業者は お お むねー 年に一 回以 上 前 項 \mathcal{O} 評 価 及 び 改 \mathcal{O}
- 四十 八 条第 項中 \neg 行うよう 努め な け れ ば なら な **(**) _ を 「 行 わ な け れ ば な 6 な
- い」に改める。

内

容を

イ

ンタ

1

ネッ

 \vdash

 \mathcal{O}

利

用

そ

 \mathcal{O}

他

 \mathcal{O}

方

法

に

ょ

り

公

表

な

け

れ

ば

な

5

な

11

- 兀 + 九 条第一 項 中 第五 条第十 六 項」 を 第五 条第 十八 項」 に 改 \otimes
- 五. 十条第三項 中 第二十 一条 \mathcal{O} 五. の 二 十 一第 -- 項」 を 「第二十 条 \mathcal{O} 五. \mathcal{O}
- 二第一項」に改める。
- 第二章第二節第四款の次に次の一款を加える。
- 兀 款 の <u>-</u> 共 生 型 障 害 児 通 所 支 援 に 関 する 基
- 共 生 児童 一発達支援 \mathcal{O} 事業を 行 う指定 生 活 介 護 事 業者 \mathcal{O} 基 準
- 五. 十四四 条 の 二 児 童 発 達支援に 係 る共 生 型 通 所 支援 议 下 こ の 章 に お 11 て 共
- 型児 及 童 社 発達支援 会生活を総合 لح V 的 う。 \mathcal{O} 事 業を行う ため 法律 指定生活 に . 基づ 介 < 護事業者 指 定障 害 (障 祉 害 者 \mathcal{O} 日 ビ ス 常 生
- 活 び \mathcal{O} 員、 設備及 び 運営 に 支援する に 関 す る基 準 \mathcal{O} 伞 成 八 年 厚 生労 働 福 省令第百 サ 七 \mathcal{O}
- 以 下 \mathcal{O} 章 に お V 7 指定 障害福 祉 サ F. ス 等 基 準 لح V う。 第七 八条
- 項に 規定す る指 定生活介 護事業者をい う。 第 五 $\overline{+}$ 九条 に お 11 て 同 が 当
- 事 関 L て 満 たす ベ き基準 は 省令 第 五.十 兀 条 \mathcal{O} に 規 定 す る 基 準 \mathcal{O} 例
- ることとする。
- 共 型 児 童 発 達支 援 \mathcal{O} 事 業 を 行 う 指 定 通 所 介 護 事 業 者 等 \mathcal{O} 基 潍

五.

+

兀

 \mathcal{O}

三

共

生

型

児

童

発

達

支

援

 \mathcal{O}

事

業

を

行

う

指

定

通

所

介

護

事

業

者

(指

定

宅

ビ ス \mathcal{O} 事 業 \mathcal{O} 人 員、 設 備 及 び 運営 E 関 す る基準 平 成 + _ 年 厚 生省 令第三

う。 基準」 業者 十八 る て \smile 年 項 (指 と 厚 に た す 生 11 定 規 六 労働 ベ 5 地 定 下 き基準 0 +域 す 省令 条 密 る \mathcal{O} 第二十 着 指 に 第三十 型 は お 定 V サ 通 お 条 省 て 所 V 令 兀 第 ビ 介 7 \neg 第五 指 号 _ 護 ス 定 項 指 \mathcal{O} 事 事業 +通 に 以 業 定 兀 規 下 者 居 所 介 定 を 宅 条 \mathcal{O} \mathcal{O} 護 す \mathcal{O} 人 + い 三に規定す る指 員、 う。 章 事業者等」 に ピ 定 お 設 ス 地 等 V 備 又 域 及 は て る 指 準 び لح 密 基 指 着 運 11 定 準 定 う。 型 営 地 通 地 域 \mathcal{O} に 11 $\overline{}$ 例 所 域 関 密 う。 が 介 密 す 着 に 当 護 着 る 型 ょ 該 型 基 通 ることと 事 事 サ 淮 業 所 九 業に 者 十三 介 伞 を 護 ピ 関 成 ス 1

地域 五. 地 護 居 五. 能 (共生型児 宅介護 + 能 サ 護 域 事 型居 者 +業者 兀 型 予 密 密 兀 (指 宅介 条 居 年 防 着 着 条 ビ 型介 等 事 型 宅 厚 サ ス 定 \mathcal{O} \mathcal{O} ے ح 業者 童 基 サ 護 地 兀 生 兀 介 労働 護 準 護 事 域 発 ビ に 業者 達支 規 事 ス 予 11 ピ 密 共 を 業者 着 う。 生 定 に 防 ス لح 省 11 援 基準 型児 す 令 う。 型 V 係 サ を う。 $\overline{}$ サ \mathcal{O} 第三十六号。 る を る 11 事業 $\overline{}$ 第百 う。 基 介 ピ 又 童発達支援 1 $\overline{}$ 準 う 護 ス は ピ (第六十条 を 指 $\overline{}$ 第 予 \mathcal{O} 七 ス \mathcal{O} 行 <u>+</u> $\overline{}$ 防 定 基 例 兀 事 う 指定看 業 介 準 が +0 に 指 条第 第六十 当該 護予 ょ 兀 以 た \mathcal{O} \mathcal{O} 定 条第 下 8 人 が 二 事 ることと 小 事 員 防 護 業 \mathcal{O} _ 規 -三条第 業に に 項に を行 \mathcal{O} 効 小 小 __ 模多 規 お 項 設 章 規模多機 規定す 関 に に 模 5 す 的 備 V 機 多 指定 規定 て る L お な 及 _ 能型居 機 7 項 支 び 1 うる指定 援 指 12 満 す 運 能 能 小 て る指定 型居 規定す 規模多 定 型居 \mathcal{O} 営 た 宅 指定 小 方 並 す 介 宅 法 宅 規 看 び ベ 護事 模 護 介 機 き 介 地 に に 介 る 能型 基 護 域 関 指 護 多 小 護 指 業者等 事業者 潍 予 密 す 定 事 機 規 定 業者 は 防 着型 る基 地 能型 模多 小 居宅 域 小 規 \mathcal{O} 規 介 準 居 模 密 省 介 (指 基 指 宅 能 護 模 多 令 護 着 伞 準 型 定 型 介

(準用)

二条中 七条」 五. 用 \mathcal{O} \mathcal{O} 共生型児 十四四 は 五. す +第 六 に 第十 八 + る 条 条」 七 省令 「第 لح 条 第 お 兀 あ 童 条 五. V \mathcal{O} 条中 とあ 十二条」と 発 中 + 五. T 第三十条」 る 達支援 兀 準 あ \mathcal{O} 第三十 第 条 用 る は 第五 る 第十 兀 \mathcal{O} す \mathcal{O} \mathcal{O} \neg 第 + 五. る \mathcal{O} は は 条 ٢, あ 条中 · 四 条 五 事 省 七 に る 第五 条」 第 十四 業に お 令 第 \mathcal{O} 第四 五. 七 い 第 「第三十条」 は 条 兀 لح لح ++9 条、 7 「第五 兀 準 + 十四四 あ 兀 \mathcal{O} い あ て準 第 る 条 用 兀 る 条 Ŧī. 条」 八 す 条 に \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} 十四四 条 及 甪 五 る 中 は 五. お は に と に す لح V 省 条 第五 る。 第四 あ て び 第 お 令 お \mathcal{O} 第 準 前 五. る 第 V 11 五. 十四四 +甪 ۲ 款 兀 兀 +7 \mathcal{O} て に する 第 準 ++は 兀 準 兀 \mathcal{O} お 場 用 条 用 条 五. 五. 条 第 11 + \mathcal{O} す 条 条 す 省令第七 合 \mathcal{O} て んる省令 五. 五. る 中 لح 五. に 準用する 条 省令 ٤, + に 「第 あ に お を除 る 兀 お お V 第 条」 て、 第 第 兀 \mathcal{O} 条 11 11 7 兀 兀 + は \mathcal{O} 7 八条」 省令第十二条」 ٢, 準 +Ŧī. 五. 準用する +用 六 六 条 第五 に 七 と、 \mathcal{O} 第八 条中 条 条 お す 規 + る 中 لح V 定 条中 省 あ 兀 て 省 は

三十 あ 11 する第一 お 兀 兀 る 7 五. 準 11 \mathcal{O} て 中 は 用 七 準用 五十 ٢, する する 条」 兀 あ 五. 同 省 項 +る +令 省 第五 匹 第 兀 \mathcal{O} 条 条 五 令 五. は 第五 号中 同 第 \mathcal{O} لح 五 項第六号中 十二条」 あ 五. に 第五 + る お 四条 \mathcal{O} 11 +は て と 読 · 条 」 準 第五 Ŧī. 「第五 \mathcal{O} 第 五. 甪 + 4 لح Ŧī. に す + + = 替えるも あ +お る 几 第二十 る 兀 1 条」 条 て 第二 \mathcal{O} は \mathcal{O} 準 あ と \mathcal{O} 五. 用 項 --- 第 る 条」 あ する と に 第 する。 る Ŧī. お 第三十 ٢, + \mathcal{O} 11 は 匝 中 第 7 条 準 同 五. 第 \mathcal{O} 用 五. 項 第 +_ 条 _ 第三号 する 五. 五. 兀 $\overline{+}$ に ٢, 兀 お \mathcal{O} 省 令 中 Ŧī. VI 第 同 \mathcal{O} 7 第 五. 準 兀 項 お

五. + 五. 条中 「第五十 · 四 条 \mathcal{O} を 「第五十 -四条の 六 に 改 \Diamond る。

に 改 \emptyset 五. +る 八 条中 前 款 を 第 兀 款 に、 第五十四 条 \mathcal{O} 五. を 第 五. + 兀 条 \mathcal{O} 九

削 に ŋ 潍 八 基 第 年厚生 づ 五 とい < + 指 第 九 う。 一労働 五. 定 条 障 +中 四条 害 省 第七 1令第百 福 (障 祉 \mathcal{O} 六 +サ 害 七 者 八 条 を + ピ \mathcal{O} 第 一号 ス 日 「第五 一項 \mathcal{O} 常 事業等 0 生 以下こ +活 に規定す 四条の十」 及 び \mathcal{O} \mathcal{O} 社 人員、 んる指定 会生活 条に に お 設 生活 を総 改め 11 備 て 及 び 合 る 介 護事 指 的 運 営に 定 に 業者を 支援す 障 害 関 福 す 祉 る る 11 基準 う。 サ た 8 ピ $\widehat{\overline{\Psi}}$ ス 法 等 成

成 通 定 11 所 う。 地 る + 域密 基準 型通 关 に 介護 改 年厚 十 事 \emptyset 所 条 第 平 業者 型 介 生 中 九 る 護 サ 成 省 十三条第 \neg **以事業者** (指定居宅サ +令第三十七号。 を ビ 八 11 年 ス う。 基 項に 厚 (指定地 準 生労 $\overline{}$ \sqsubseteq 規定 と 働 を ピ 域密着 1 省 以 \neg ス 等 う。 令 する指定通 下 等 第三十 ک \mathcal{O} に、 型サ \mathcal{O} 事業 第二十 条に 兀 \mathcal{O} 第 号。 ビス 所介護事業者を お 人員、 五. 条 V + \mathcal{O} 第 以 7 事業の 兀 下 「指 設備及び 項 条 定居 に \mathcal{O} \mathcal{O} 七 条 及 規 人員 定 宅 11 運営 . う。 す サ を び る 次 設 第 指 条 備 ビ 五. 定 に 及 又 ス す + 地 お び は 等基 る 域 運 指 兀 11 基 営 定 密 て 地 \mathcal{O} 亚 型

模多機能 小 者 規 六 \mathcal{O} 模 <u>+</u> <u>=</u> 型居 指 多 条 機 定 の 二 宅 能 地 型居宅 に 域 介護事業者 中 密着型サ 改 \emptyset (指 介 る 護 定 を 事 地 · 業 者 域 11 ピ う。 ス 密 基 を 着 \smile 準 い 型 · う。 \sqsubseteq 第 サ 百 を 七 ビ \neg +又 ス 基 は _ 条第 指定看 準 に 第六十三条第 _ 項 護 五 に 小 +規 規 定 模 兀 多 条 す \mathcal{O} る 機 項 指 能 八 定看 型 規 居 定 を 護 宅 す 小 る 介 規 護 Ŧī. 指

第六十九条の次に次の一条を加える。

(情報の提供等)

型 児 九 童 条 う 発 \mathcal{O} 達 す 支援事業者 る 障 害 定 児 医 療 が が 型 実施 児 れ 童 す を 発 る 適 達 事 切 支 業 援 カュ 事 \mathcal{O} 0 業者 円 内 滑 容 に は に 関 利 用 す 定 る で 情 き 医 報 る 療 \mathcal{O} ょ 型 提 う 児 供 に 童 を行 達支 j 該 ょ 援 う 定 を 医

めなければならない。

な て 広 V 告 定 医 す 型児 る場 合 童 に 発 お 達支援事 11 て、 業者 その 内 は 容 を 虚 該 指 偽 \mathcal{O} 定 医 ŧ 療 \mathcal{O} 型 又 は 児 誇 童 大 発 達 な 支援 ŧ \mathcal{O} 事業者 と L て に は な 0 6 11

あ る 兀 七 \mathcal{O} 十 は 八 医 用 する第二十 中 療 項」を 第二十 型児童発達支援計 削 六 一条」 り、 <u>ك</u> \mathcal{O} 第六 下 \mathcal{O} に 画 十六条」 下に \neg کے (第四 一、 を ٢, 加える。 項 同項第二号中 及 _ び \mathcal{O} 第 下 五. に 項 を除 「児童発達支援計画」 第二十六条第一 を 加 項及 え、 び

第七十六条の二を削る。

七十 に 十六条」 六条第二項」 七 を加える。 同 七 項第二号中 中 \mathcal{O} ٢, 下 第 に 兀 第二十六 第一 児童発達支援 +九 一十五条第二項 条、 条第一 第 五. 項及び 計 +画 条」 中 とあ _ を 「第二十三条 を、 る カュ \mathcal{O} 5 準 は 第 用する Ŧī. 放 十条 第二項」 課後等デ 第二十 ま で لح 12 あ イ 条」 サ 改 る \otimes \mathcal{O} と は ス

第二章第四節第四款の次に次の一款を加える。

第四款の二 共生型障害児通所支援に関する基準

作用)

٢, 七十七条 て準 省令第十二条」 第七条中 第三十条ま る T の二にお ス 五. 五条 十条ま 「第七 及 \mathcal{O} ー用す 七 第八 び る 第 す る 条 لح 1 第十二条中 共 で \mathcal{O} 七 「第 生型 で、 七 あ 中 + 一条 省令第十 て準用す + る 「第八 七 六 第 ٢, 第五 · 条 」 条の 四十 通 五.十 第七 七 \mathcal{O} 第三十二条、 \mathcal{O} <u>ー</u>に 条 五. は 所 水の二に 十二条 · 四 条」 条」 とあ 支援を る 一条第 十二条」 条、 七 規 第十四条中 「第十二条」 第七 おい 定 省令第三十条」 とあ 第八 る は ٢, لح お 中 + \mathcal{O} て 1 準 う。 ٢, 項、 条、 あ る は 共生型放課後 第三十四条 11 -- 第 条 て る 用する省令 第三十条中 \mathcal{O} 第十 「第七十一条 五十二条 水の二に とあ 第 五 第十二 準 第 \mathcal{O} は \mathcal{O} 用 五. は 「第七十 事業に ٢, -四条」 るの 十二条 +す 「第 お 兀 か 条 る 第二十 条第二 第四 第四 は 等 七 1 ら カュ 「第三十 とある 「第七 水の二に 0 か 第四 لح 7 デ 6 一条の二に 準用 十四四 十四四 い あ 一条 1 5 第二十二条まで、 7 第五 項 十 五 サ る _ 準 用 条」 第 する · 条 」 条中 -条_ *の* のは 十一条の二にお \mathcal{O} お 条ま は ピ 十四条の V する。 号中 とある ٢, にお と、 て準 お ス 第 省令第四 第四 「第 で、 1 放 て準用 用 七 第 七 口 V + 四ま 第 +項 +て 四十五条中 \mathcal{O} す 課後等デ 第四十七条か \mathcal{O} 二十 準用 兀 第二号中 _ 十五条」 は 一条の二に 第二十四 る省令第七 場合に で、 条 11 する省令 て準用 第七 \mathcal{O} す لح 三に 第七 Ź 1 お 省 あ +条 第 お 第八 児 お る 一条 する 5 カコ

三十 第 発達支援 おい する第五十条」 四条 四号 五. て 中 準 لح 計 第四十 とあ 用する省 画 同 項第五 とあ る ٢, -四条」 \mathcal{O} 令第五十二条」と読み替えるもの は る 号中 同項第六号中 「第七 \mathcal{O} とあ 「第五十条」 る 七 課 \mathcal{O} 後等デ は 条 の二に 第五 「第七 لح ある 十二条」と +お サ 1 条の二にお \mathcal{O} て ビ は 準 ス 「第七・ 用 とする。 ある する第三十 画 \mathcal{O} +V は Ė て 準用 条の二に 同 第 -五条」 項第三号 七十 する お 一条 省令 V 7 \mathcal{O} 第 準 兀 項

六条 に、 第七 第一 八十条中 第七 十七条」 項を除 +一条 とある 第四十 \mathcal{O} 四 \smile 及 九条、 \mathcal{O} を び第七十六条の二」を 「第七 は 八 第五十条」を 十条」と」 十一条の 六 を削 「から第五十条まで」 に改 「及び第七十六条 (第一項を除 る。 め、 第七十六条の二第三項 に、 第七

第二章第四節の次に次の一節を加える。

第四節の二 居宅訪問型児童発達支援

第一款 基本方針

る 指定居 カン う、 基本 0 効果的 当 か 二 的 該 宅 動 訪 障 作 害児 問型児 居宅訪 及 な支援を行うも び 知 \mathcal{O} 身 識 童 問 体 技能を習得 発達支援」という。 型児童発達支援に係る指定通所 及 び 精神 \mathcal{O} で :の状 な Ļ け 況 並 れ ば 並 び なら $\overline{}$ び に の事業は、 生活能 に その な 置 力 支援 \mathcal{O} か 障 れ 向 上を 害児 T (以 下 11 が る環境に応じ 义 日常 ることが \mathcal{O} 生活 章に に で お お て適 VI て け

第二款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第 とする 従業者 下この 八十条の 指定 $\bar{\mathcal{O}}$ 章 居 宅 \equiv 員 訪 数 お 指定居 に係 問 1 型児 7 る 基 指 童 宅 準 発 定居宅訪 訪 達支 は 問 型 援 児 省 令 問 事業者」 童 第 型児童発達支援事業所」 発達支援 七 +لح -- 条の \mathcal{O} V . う。 事業を行 八 に 規 が 定 う者 当 する基 該 と 事 以 業 V う。 準 を 下 行う事 \mathcal{O} 例 \mathcal{O} に に 業 ょ 置 に る 所 お ベ 11 以 き 7

(準用)

する。 八十条の 11 て準用する省令第七 \mathcal{O} 兀 場 合 第 に 七 お 条 \mathcal{O} 11 条」 規定 て、 同 は と読み替える 条 中 指 定居宅 「第七 条」 ŧ 訪 問 \mathcal{O} とする。 とあ 型児 るの 童発 達支援 は 第七 \mathcal{O} 事 業 + に 条 0 \mathcal{O} 11 九 7 に 潍 用 お

第三款 設備に関する基準

(設備)

第 要な広 十条 に 必 要な \mathcal{O} さ 五. 設備 を有 指 する 及 定 び 居 専 備 宅 品 用 訪 等 \mathcal{O} 問 区 型 を 備 児 画 童 え を 設 な 発達支援 け け る n ば ほ 事業所 なら カュ 指 な 定 に 11 居 は 宅 訪 問 型 \mathcal{O} 児 運 童 営 一発達支 を 行 う 援 \mathcal{O} \otimes 提

業 合 は \mathcal{O} 用 項 に に 供 規 \mathcal{O} する 定 限 す り でな る設 ŧ \mathcal{O} V 備 で 及 な び け 備品 れ ば な 等 5 は な 専ら しい 当 た だ 該 指 定居 障 宅 害 児 訪 問 \mathcal{O} 型 支 児 援 に 童 発達 支 障 支 が な \mathcal{O} い

第四款 運営に関する基準

(身分を証する書類の携行)

を携行 八 \mathcal{O} (通所利用 十条 家族 カュ さ \mathcal{O} 六 5 せ 者 求 負担額 \otimes 指 初 口 定 5 居 れ 訪 た 宅 問 \mathcal{O} 受領) にときは 時 訪 及 問型 び 障 児 これ . 害児 童 発達支援 を提示す 又は 通 事業者 所 ~° 給 き旨を指 付 決 は、 定 保 従 導しな 護者そ に業者に け \mathcal{O} 身 n 他 分 ば \mathcal{O} を なら 当該 証す 障 な る 害

第 八十条 係 を提 る 通 所 供 \mathcal{O} 利 七 用 た 者負 際 指 定居 は 担 宅 額 通 所給付 \mathcal{O} 訪問型児童発達支援 支払 を受け 決 定保 るも 護者 \mathcal{O} か とす ら当 事 業者 該 指 は 定 居 指 宅 定 居 訪 問 宅 型 訪 児 問 童 型 児 発達支援 童 発 支

- 2 型児童 児童発 指定 居宅 達支援に係る 発達支援 訪 問 を提供 型児 指 童 した際 定通所支援 発達支援事業者は、 は 費用基準 通所給付 法定 額 決定保護者 \mathcal{O} 支払を受ける 代理受領 カュ 5 を行 ŧ 当 わ 該 \mathcal{O} な لح 指 V 定居宅 す 指 る 定居 宅 訪 問 訪 型 問
- 3 条第五 ことが 達支援事業所 指定居 す る 決 号に 定保 で 場 きる。 宅 護者 訪 は お が 問 い て同 型児童 通常 そ \mathcal{O} 選定 れ ľ 時 に に に指定居宅 発達支援事業者 要 $\overline{}$ L ょ た交通 以 り 外 通 0 常 訪 費 地 の事業の \mathcal{O} 域 問 型児 額 にお は、 \mathcal{O} 支払 童発達支援を提 実施 前二 1 て指定居宅訪 を通所 地域 項の支払を受け **当** 給 該指定 付 決 間 供 型 す 定 保 児 居 る る 護者 童 地 宅 額 発達支援 域 訪 \mathcal{O} か 問 ほ を 型児 5 1 か 受 う。 け を 童 通 次 所
- は、 交付 当該 定 な 居 け 費用 宅 訪 れ ば に係 問 なら 型 る 児 な 領 童 一発達支 収 い 証 を当 援事 該 費 業 用 者 は \mathcal{O} 額 前三 を支 払 項 0 \mathcal{O} た 費 用 通 所 \mathcal{O} 給 額 付 \mathcal{O} 決 支 払 定 を受け 保 護者 に た 対 合
- 5 者 8 指定 \mathcal{O} 同 通 意を 居 所 宅 訪 付 決 問 な 型児 け 定 保護 れ 童 ば 者に な 発達支援事 6 対 な \ \ \ Ĺ 業者 そ \mathcal{O} は、 額 に 第三項 0 VI 7 説 \mathcal{O} 交 明 通 を 行 費 11 12 0 通 11 所 7 給 は 付 決 あ 定 6 保 カン 護 U

(運営規程)

第 定 援 八 十条 \Diamond 事業所ご て お \mathcal{O} カコ とに な け 指 れ 定 居 ば 次 に な 宅 掲 訪 5 な げ 間 型児 い る 事 童 業 0 発 達支援 運 営 に 事 0 業者 VI て \mathcal{O} 重 要事 指 定居宅 項 に 関 訪 す 間 型児 る 運営 童 規 発達 程 支

- 事業の目的及び運営の方針
- 一 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間

宅 型 童 発 達 支 援 \mathcal{O} 内 容 並 てバ に 通 給 付 決 定 保 護 者 か ら受領 す る

費用の種類及びその額

五 通常の事業の実施地域

六 サービスの利用に当たっての留意事項

七 緊急時等における対応方法

八 虐待の防止のための措置に関する事項

九 その他運営に関する重要事項

(準用)

二項 ٢, 援 は 条 準 支援計画」 第 第三十七 八 11 Ŧī. あ \mathcal{O} 11 兀 第 三十四 十条 て準用 五. する る 用 _ は 条 条ま 兀 7 \mathcal{O} 「第四 (第四 ٢, する 項 中 + \mathcal{O} + 第二十二条第二項 \mathcal{O} 第 兀 省 兀 及 +で 用 八 は 七 \mathcal{O} 「第二十三条第二項」 する。 七十 条、 +省 び 条第六号及 兀 及 条 す あ لح 第 「第七十 に 項 九 同 七条」 ٢, 第二十 カュ 兀 第 五. お 令 に び 及 る 項 る あ + = 第三十 一条 第六 0 五. 省 第 1 お 第 5 び る 第三十 十二条 て準 第三十 第五 令第 ۲ 五 は 九 兀 \mathcal{O} 同 1 $\overline{+}$ 条 + 号 に とあ 一条 \mathcal{O} て \mathcal{O} 項 لح は 七 · 条 」 場合に 五 中 用 +準 条 あ 第 条 九 中 お Ţ 九 項 第五十 用す 条、 十二条」 居 条中 中 兀 条 六 る 中 六条まで を る 八 1 「第五 \mathcal{O} する省令第 カュ ٢, に ٢, 宅訪 十四四 第 + \mathcal{O} \mathcal{O} 除 6 \mathcal{O} て \neg _ <u>-</u>の Ś 児童発達支援計 第 五 中 は 準 は 次 お お 五. 条 第二十二条ま 「第三十条」 条」 十二条」 とあ 省 用 第四 +間 第 「第 に 11 11 \mathcal{O} __ て、 十条、 条」 す Ŧī. お て準用する省令 令 لح 第 第 型児 条第二項に 規定は、 九 第三十 読 匝 + とあ 五. 七 12 る 十 七 る 第十二条」と、 11 第二十 て準用 第二十 <u>+</u> お 童 兀 ++ 四条 第十二条中 4 لح + \mathcal{O} 第 五 条第二 替 あ 発達 とあ 兀 は _ る __ 11 条 _ 条 _ え 条 条 中 と 指 で \mathcal{O} 八 る T \neg 支援計 る お 定居宅訪 +条、 準 \mathcal{O} 第 は 七 る する省令第 あ 画 \mathcal{O} \mathcal{O} -- 第 条 項 第 十四四 ٢, 条 用 る 八 第 ŧ \mathcal{O} 1 _ は 兀 十条 第 条第 は 第 あ 兀 す \mathcal{O} と 第 カュ \mathcal{O} 「第十 ٢, にお 第十 十四四 一 号 十四条」と、 とす 第 に 「第 十四四 あ 八 同 兀 ら る る第三十五 画 第四十五 は 第三十 Ü +お + 問 る \mathcal{O} \mathcal{O} 八 _ -二条」 ·四条中 型児童 条」 項、 ٢, 中 兀 第 同 七 11 \mathcal{O} 条 は 11 七 第二 条から 項第二 _ 十 五 は 条 +て 七 て \mathcal{O} 第 第二 第 五 準 とあ 準 条 + لح 条 \mathcal{O} 同 _ 七 条」 項」 条 条 用 中 とあ \sqsubseteq あ 発達支援 七 九 用 項第三号 _ 居 ま 第十六条中 宅訪 第十 十二条 号 +٤, す 条 + +に す \mathcal{O} る る 第 で、 \neg ٢, ۲, ٢, お る 中 + る 第 \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} る 兀 五. ___ __ 第二十 省令第 四条」 条 省令 兀 兀 は + 問型児童 は \mathcal{O} +11 第三十二 同 中 児 に 第四 十五. 四に 第二十六条 「い は \mathcal{O} カュ 五 \mathcal{O} て 第 第 準 項 童 お 「第七 事 ら 条 لح 「第三· 五条 マン 業に 兀 兀 う。 とあ 用 第 あ + 条 七 お 第 11 発 五 達 7 ++す 兀 る 七 11 で う。 +묽 支 ++進 七 条 達 る 7 0 お \mathcal{O}

第八十四条を次のように改める。

準用)

る 八十四条 第 八 +条 \mathcal{O} 五 \mathcal{O} 規定は、 指定保育所等 訪 問 支援 \mathcal{O} 事業に 0 て 準 用 す

第 八 +五. カュ 6 第 八 七 条ま で を 次 \mathcal{O} う 改 \emptyset る

第八十五条から第八十七条まで 削除

で」 十条 五条第二項中 五. の下に、、 第 項 第 八十六 を除 を加える。 \mathcal{O} \mathcal{O} を 八十 七第二項」 下 -八条中 に 同項第二号 条」 第 四 \smile 「第二十三条第二項」 ۲, 第六十 1十九条、 第二十 ٤, 第二十 中 第二十六条第 を 九 -七条」 -四条」 「児童発達支援計画」 条の二及び 第五十条、 第八 十八 を 加 \mathcal{O} 下に 第八十 第五十 とあ 条に え、 --- 項及び」 る お \neg 0 V 条 第 _ カュ 二十五 の六か は 条第 ら第五 て準用する第 とあるの に 「第 改 _ め、 ら第 項、 八十 条、 十条まで、 は「保育所等訪 準 _ 第二十 八条 八 十条 八十条 に · 用 す 12 改 六条 第五 お \mathcal{O} \emptyset る第二十一 八 11 \mathcal{O} 七 て準 +ま 第 「第五十四条ま で 一条第 問支援計画」 用す 兀 を 項 条」 ^る第八 第二十 加え、 _ 及 項及 び第

る。 第 条の五 九十三条中 の十五第二項第一号」 「第二十四条の 九 第二項」 を「第二十 を 一条の 「第二十四 五. $\overline{\mathcal{O}}$ 十五第三項第一 条の九第三項」 뭉 に、 に 改め 第二

附則

埼玉県国民健康保険財政調整交付金条例を廃止する条例をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第十六号

埼玉県国民健康保険財政調整交付金条例を廃止する条例

埼玉県国民健康保険財政調整交付金条例(平成十七年埼玉県条例第九十四号)は、

廃止する。

附則

埼 玉 成三十 玉 民 年三月三十 健 康保 険 財政安定化 基金条例 \mathcal{O} 部を改正する条例 をここに 公布 す ź。

日

埼 玉 県 知 事 上 田 清 司

玉 一県条例 第十 七

部を次 玉県国民健康保険財政安定化基金条例 埼 玉 県国民健康保険財政安定化基金条 のように改正する (平成二十八 例 \mathcal{O} 部 を 年 改 正 埼玉県条例 する 条 第二十二号)

一条中 「第五条及び 附則第三項に お 1 て _ を 以下 \sqsubseteq に 改 \emptyset る

 \mathcal{O}

条とする。 第六条中 「に定めるも \mathcal{O} \mathcal{O} ほ か、 基金の 管理」 を ヮ 施 行」 に 改 め、 同 条を第九

第五条を第七条と 同条 \mathcal{O} 次 に 次 \mathcal{O} ___ 条を 加 える。

(交付の 要件)

八条 事 情とす 一条の二第九 令第十七条第一 る。 項第一 項 뭉 に \mathcal{O} 規定する 条例 で 定 収納 \Diamond る 不 特 足市 別 \mathcal{O} 事 町 ,情は 村を いう。 収納不足市 $\overline{}$ に係る次に掲げる 町 村 (法第 八

- 被保険者 1 損害を受けたこと。 (法第五 条に 規定する被保険者を V う。 の大多数が災害に ょ n
- 地域の 第一号に規定する倒産を 企業の 産業に著し 倒 産 (雇 い影響が 用保険 11 法 う。 生じたこと。 (昭 $\overline{}$ 和 又は主 四十 九年法律第百十六号) 要な生産物 に 係る価格の低下 第二十三条第二項 等によ n
- その 他前二号に 掲げる事 情に 準ずる事情 と L て 知 事 が 認 8 る t \mathcal{O}

改め、 四条中「一 同条を第五条とし、 般会計歳入歳 同条の 出予算」を「国民 次 に 次 \mathcal{O} 健康 一条を-保 険 加 多事業特 え る。 別 会計 歳 入 歳出 予 算

(繰替運用)

に

六条 び利率 -を定め 知事は、 て、 財 基 金 政上必要が 上に属す る ある 現金を歳 と認 8 計 る 現 とき 金 に は 繰 り 確 替え 実な繰 7 運 戻 用 L \mathcal{O} す 方法、 ること が 期 で 間 き 及

別会計歳入歳出予算」 第三条を第四条とし、 に改め、 第二条中 同 条を第三条とする 般会計歲入歲出予 算 を 玉 民 健 康保 険 事

一条の 次 12 次 \mathcal{O} 一条を加 える

(拠出

第二条 て納 付 !を求 年度 \otimes る お 財 V 政 て 安定化基金 知 事 が 法 第 拠 八 出 +金 条の二第 次 項 及 び 兀 第三 項 \mathcal{O} 項に 規定に お 基 11 づ 7 き 市 拠 出 町 金 対

和三十 条第二 い う。 項の規定に基づき知事が定める額とする。 兀 年政令第四 9 V) + ては、 号。 玉 次 民 項及 健 康保 び第 険 八 \mathcal{O} 条にお 玉 庫 負担金等の 11 て 令」 算定に関する政令 とい う_。 \smile 第二十二

- は、 に掲げる数を乗じて得 て算定した額 拠出 当該年度に <u>金</u> は を負 県内の おける第一 担するも 全 ての た額とする。 号に 市町 \mathcal{O} とする。 村が、 掲げる額に こ の 令第 場合に、 九条第 同年度に お _ 1 お 項 け て、 に規定す る第二号 各市 町 る算定方法 か 村 5 が 第四号まで 負担する 準 額
- 一 前項に規定する額
- イ - に掲げ る数に 口 に掲げ る 数を乗じ 7 得た数に _ を 加 えた 数

イ 令第九条第一項第二号イの医療費指数反映係数

- 口 令 第 九 条第一 項第二号 口 \mathcal{O} 年齢 調 整 後医 |療費指 数 カゝ ら を 控 除 た
- イ及び 口 に掲げ る数を合算 た数をハ に掲 げる数 で 除 て得

イ ①に掲げる数に②に掲げる数を乗じて得た数

- (1) 今第九条第一項第三号イ(1)の一般納付金所得係料
- (2)令第 九条第一 項第三号 1 (2)0 _ 般 納 付 金 所得 等 割 合
- 口 第九条第 _ 項第三号 口 の一般納 付 金被保険者数等割 合
- ハ イ1に掲げる数に一を加えた数

兀 令第 九 条 第 項 第 兀 号 \mathcal{O} 般納 付 金 基 礎 額 調 整係

- 3 あ 日 \mathcal{O} ると認 割合を から 県 は 納 乗じ 市 付 \otimes る \mathcal{O} 町 村 日 7 得 ま が き は 納 た で 額 \mathcal{O} 期 限ま 期間 \mathcal{O} \mathcal{O} 延 滞 限 で \mathcal{O} り 金 日 を で 数 拠 徴 な に 出 収 応じ 金 す \mathcal{O} る。 納 そ 付 ただ \mathcal{O} を行 未納付 わな 額 カュ 知 に年十 事 0 が たとき B 匝 む を • は 得 六 な パ 期 11 理 セ 由 \mathcal{O} が 갶
- 4 とする 前 項 \mathcal{O} 規 定 に よる 延 滞 金 \mathcal{O} 額 が 百 円 未 満 で あ る とき は れ を 徴 収 な 11 ŧ \mathcal{O}

|附則第三項中「第五条」を「第七条」に改める

附則

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第十八号

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例

執行機関の附属機関に関する条例 (昭和二十八年埼玉県条例第十七号) の一部を

次のように改正する。

別表第二に次のように加える。

がん登録等の推進に関する法律(平成二

十五年法律第百十一号)第十八条第二項

に規定する審議会その他の合議制の機関

埼玉県がん登録審議会

附則

例

埼玉県産業技術総合センタ - 条例の 部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県 知 事 上 田 清 司

埼玉県条例第十九号

埼玉県産業技術総合セ ン タ| 条例 \mathcal{O} 部を改正する条 例

玉県産業技術総合センター 条例 (平成十四年埼玉県条例第八 +· 四 号) \mathcal{O} 一部を

次 0 ように改正する。

次

7

口

フ

オ

力

ス

 \mathbf{X}

線

С

Τ

装

置

時

間

四三〇円

 \mathcal{O} 別表第一第一号の表第五項中サをキとし、 に次 \mathcal{O} よう に 加える。 からアまでをト カュ らサまでとし、 ホ

表第 第 号 \mathcal{O} 表第八項中カをソと か 5 ワ ま で を ヌ カュ 5 V ま でとし、 ホ

 \mathcal{O} 次に次の チ キセ 大型複合サイ 低湿恒温 人工気候室 ように加える。 ンラン 恒湿 ク 槽 式耐 ル 試 候性試 験機 験 機 湿槽に 気象室 係る部 恒温恒 部分) に係る 分 一時間 (減圧 人工 時間 時間 時間 時間 四 四〇〇円 八二〇円 三九〇円 〇<u>一</u>〇円

別表第二第一号の表第二項中					
		よる試験	顕微鏡に	プローブ	(3) 走査型
微鏡による	原子間力顕		もの	微鏡による	トンネル顕
一測定	一試料			測定	一試料
(一測定を増す	九、三二〇円	を加える。)	ごとに六二〇円	(一測定を増す	一二、六〇〇円

測ス		-(0)	7					<u></u>				1				1				_
一		(2)											を							
(一時間 七、		X線探傷検査					試験	(5) 溶解法に					よる試験	顕微鏡に	プローブ	(4) 走査型		試験	高分解能	鏡による
時間を増す		一割試						による混用率		も の	微鏡による	原子間力顕		も の	微鏡による	トンネル顕	超えるもの	○○○倍を	倍率一○○、	下のもの
		定料				類以内)	(二 種	一試料			一測定	一試料			一 測 定	一試料		一測定	一試料	
		八九〇円を			を加える。)	類以内) ごとに六五〇円	(一種類を増す	一、二二〇円	を加える。)	ごとに六二〇円	(一測定を増す	九、三二〇円	を加える。)	ごとに六二〇円	(一測定を増す	一二、六〇〇円			一九、九〇〇円	
	(3) X線探傷検査	定	X線CT装置による	(2) マイクロフォーカ									いる。同家等三式の							

溶解法による混用率 も の 類以内) 一試料 (二 種 ごとに六五〇円 ごとに六二〇円 を加える。) を加える。) (一種類を増す 一、二二〇円

(4)

試験

(3)

走査型

倍率一〇〇

一 試 料

 \equiv

電子顕微

○○○倍以

一測定

附	一測定	一試料		
則		六、八九〇円	○円を加える。)	ごとに五、九七
			に改める	-

この条例は、公布の日から施行する。附 則

条

埼玉県主要農作物種子条例をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第二十号

埼玉県主要農作物種子条例

(目的)

第 Ľ. \mathcal{O} ۲ の条 優良な種子 例 は の生産及び 主 一要農作 物 普及を推 (稲、 大 麦、 進 Ĺ 裸麦、 Ł 0 て 小 本県 麦及び大豆を \mathcal{O} 主要農作物 V う。 \mathcal{O} 品 以 下 質 同 \mathcal{O}

確保及び安定的な生産に寄与することを目的とする。

(県の責務)

第二条 県は、 主要農 作 物 \mathcal{O} 優 良 な種 子の 生 産 及び 普及に係る施策を計 画 的 に 推 進

するとともに、必要な体制の整備を図るものとする。

2 とする。 県は、 施策 \mathcal{O} 推進に当た つ て は 農業者 団体そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 関 係者と連携 を 図 る ŧ \mathcal{O}

(種子計画

第三条 知 事は、 毎年度、 主要農作 物 の優良 な種子 \mathcal{O} 生産 に関 す る 計 画 以 \mathcal{O}

条にお 1 て「種子計画」 とい う。 $\overline{}$ を策定する Ł \mathcal{O} とする。

一 主要農作物の種子の需要の見通し

2

種子計

画

に

は、

次に掲げる事項を定め

るも

 \mathcal{O}

とする

- 二 主要農作物の種子の生産量
- 前二号に掲げるも \mathcal{O} \mathcal{O} ほ か、 主要農 作 物 \mathcal{O} 種 子 \mathcal{O} 生産 に 関 L 必要な事
- 3 知事は、 種子計画 を策定するため必要が あるときは、 農業者 団体そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 関係

者に対し、 資料 \mathcal{O} 提出その 他の必要な協力を求めることができる。

4 知事は、 種子計画を策定 したときは、 遅滞なく、 公表するも \mathcal{O} لح す Ź

(原種及び原原種の生産)

5

前二項の

規定は、

種子計

画

 \mathcal{O}

変更に

つい

て

準用す

る。

第 四条 県は、 主要農作物 \mathcal{O} 優良 な 種 子の 生 一産を行 うた めに必要 な 原 種 及 び 当 該 原

種 の生産を行うため に必要な 原 原 種 \mathcal{O} 生 産 を行う ŧ \mathcal{O} とする。

(在来種の生産及び維持)

第 五条 県は 各 地域 12 お 11 て 従 来か 5 生 一産され て 1 る 主要農作 物 \mathcal{O} 生産 及 び そ \mathcal{O}

神持に協力するものとする。

(財政上の措置)

第 六 は 主要農作 物 \mathcal{O} 優良な種子の生産及び普及に係る施策を推進す るため、

必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。 附 則が定める。 の条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、(委任) 知事

条

埼 玉 成三十 営 土 年三月三十日 地 改良事業分担金 徴 収 条 例 \mathcal{O} 部を改正 する条例 をここに 公布 す

玉

県

知

事

上

田

清

司

埼玉県条例第二十一号

埼 玉 県営土 地改良事業分担 金 徴 収 条例 \mathcal{O} 部 を改 正 す る 条

を次 \mathcal{O} 玉県営土地 ように 改 正する 改良事業分担金 徴 収 条 例 (昭 和三十年埼 玉 県条例第十三号) \mathcal{O}

題名を次のように改める。

埼玉 県営 土地 改 良 事 業分担 金 及 び特 別 徴 収 金徴 収 条 例

金並 第 び に法 条中 第九十 第 九 +一条」 条の二第 を _ 第 項及び第六項 九十 一条第 \mathcal{O} 項 規定に に、 による特別 ょ り 別 分担 徴 収 · 金 _ 金 を ょ 改 \Diamond る

第六条を削る。

七条中 「当てる」 を 元 て る に 改 め 同条を第六条とする

七 条とし、 八 条第 同条 一項中 0) 次に次 「基き」を「基づき」に、 0) 条を加える。 「但し」 を「ただし」に 改 め、 同 条

(特別徴収金の徴収)

第

到 次 地 ľ 合 と が は る 収 た額 て八 来する前 項に あ 一部 域内 ŧ た は つた \mathcal{O} て \mathcal{O} 設 区 年を経過 お に 県は、 額 \mathcal{O} ŋ \mathcal{O} をその を 振 画 日 そ 施 1 0 土 の者 形 収 当 目 地 0 0) (その 地 て 1 行 質が て当該 す 該 的 \mathcal{O} 7 に 12 玉 年度を知 $\vec{\perp}$ 得ら 農地 者が る 転用 外用 から、 L か つき法第三条に 0 変更され な 事完 公 き、 6 告 工事 途 以 れ 法 V に \mathcal{O} 間に に 係 に 外 事 了 補 る 第三条に 当該事業に 当該事業によ 公告日 活用 お る 額 が指定したときは、 \mathcal{O} 助 \sim 完了 1 農地以外 土 \mathcal{O} \mathcal{O} 金 て 地 若し 範 転 \mathcal{O} 見規定す 用が 囲内 工事完了 交付 に たことに 規定する資格を有 に とい 係 < 9 つき法第百十三条の三第三項 、は造成 を受け で、 行 11 \sim つて利益を受ける者で当該 る の転 . う。 ŧ わ 7 る資格を有する \mathcal{O} ょ れ 当 玉 \mathcal{O} 用を行 日が示さ を差 該転用又は から交付され された農 り生じた収 た場合にお て行う事業であ その \mathcal{O} 属する年 L 指定 引 つた場合又は当該事業に 地 れたときは、 1 て 12 入 開 **\ した年度) ŧ た 1 る当該 があ て当該 た補 額) 田に つい 度 \mathcal{O} が \mathcal{O} 0 翌年 係 助 て て に 9 たとき 事業 当該 転 る土 地域 金 \mathcal{O} 別 相 \mathcal{O} そ 当す 度 用 \mathcal{O} 開 \mathcal{O} 規 に \mathcal{O} 田を行 に伴 土地 地 内 額 初 定による 0 知 (その 示された 施行に 事が る は \mathcal{O} 及び 日 \mathcal{O} 11 面 土 カュ \mathcal{O} 額 遊 地 県 つた ょ ら起算 年 指 \mathcal{O} 当 積 全 該 休 \mathcal{O} が 度 部 係 ŋ 定 日。 場 畑 が 化 応 負 又 収 面 す

2 法 第 十七 条 不の三第 _ 項 \mathcal{O} 規定に基づ < 県 営 土地 改 良 事業 (以下 \mathcal{O} 項

七条第五 収 額 号 ぞ す 5 金 設 に係 構関 れ 年 る \mathcal{O} お \mathcal{O} を 前 う を を 当 徴 連 該 該 ず ち 経 \mathcal{O} 目 る 7 当 事 各 年 収 的 土 過 機 項 n 該 す 地 業 号 度 構 \mathcal{O} 外 L カコ Ź。 行為 用 \mathcal{O} 12 に な を 規 関 定 掲 途 面 定 知 連 関 0 1 間 事 12 げ 連 に に 積 \emptyset 事 11 係 活 E に 業 T る が ょ る 場合 る当該 応 玉 指 者 用 法 る \mathcal{O} Ü 第 定 土 カコ 工 が L 事 地 た に 九 T 5 L こと 交 完 割 に 該 +た 機 法 係 付 う_。 V) 当 لح 了 構 第 す 条 る に 振 さ き 公 関 る行 ŧ ょ n \mathcal{O} は 告 連 + 0 _ 事 7 た り 日 七 \mathcal{O} 生 得 補 為 第 そ 業 条 を \mathcal{O} 差 じ 六 ら 助 が \mathcal{O} 属 \mathcal{O} \mathcal{O} た 金 項 指 計 三 あ す L れ 各 る 引 た 収 \mathcal{O} 9 定 画 第 0 たとき 年 号 L を 入 額 額 VI 七 定 に た た が 及 度 項 当 額 あ U 掲 年 \mathcal{O} \emptyset 度) 該 県 に 翌 年 た旨 9 げ お たと が は、 に 行 る 11 九 度 相 負 者 \mathcal{O} +為 \mathcal{O} て 当 担 準 き に そ \mathcal{O} 初 公 (そ __ 告 す は ょ \mathcal{O} 区 日 用 ŋ た 者 分 \mathcal{O} が す \mathcal{O} る カゝ 額 当該 遊休 額 カゝ に 年 あ る 6 応 を 6, 起 度 0 \mathcal{O} 化 当 じ 収 算 た が 当 該 そ 到 入 日 項 た 該 金 7 来 +れ カゝ

- 3 す る。 別 知 徴 事 V は 収 う。 金 前 \mathcal{O} 額そ $\overline{}$ 二項 を 徴 \mathcal{O} \mathcal{O} 他 収 特 当 す 別 る場 該 徴 特 収 别 合 金 徴 に あ 以 収 金 0 下 て \mathcal{O} は 徴 \mathcal{O} 項 収 当 に カュ 該 関 5 第 五 特 L 别 必 要 項 徴 な 収 ま 事 金 で 項 \mathcal{O} に を通 徴 お 収 11 を受け 知 7 する 特 ŧ る 者 \mathcal{O} 徴 لح に 収
- を 超 知 别 え な 収 は 金 1 ときそ を 免 除 項 す \mathcal{O} に る 他 規 ことが 知 定 事 す が る 場 で 特 き に 合 納 に 付 お \mathcal{O} しい 必 7 要が 転 用 な に 係 11 ŧ る \mathcal{O} 面 と 積 が て 知 承 事 認 \mathcal{O} 指 た 定 す 合 る 面 は
- 5 別 徴 収 金 は ___ 時 に 全 額 を 徴 収 す る ŧ \mathcal{O} لح す
- 6 条 七 \mathcal{O} 規 定 項 を 定 \mathcal{O} を、 準 規 用 定 第二 す に る。 ょ 項 る \mathcal{O} 特 規 別 徴 定 に 収 金 ょ る \mathcal{O} 特 徴 収 別 徴 に 収 0 金 V 7 \mathcal{O} 徴 は 収 第二条第二 に 0 V て 項、 は 第 六条 第 六 及 条 び 及 第 び

附則

この条例は、公布の日から施行する

埼 玉県 秩 父高 原 牧場条 例 \mathcal{O} __ 部 を改正する条例をここに 公布 す る。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第二十二号

埼玉県秩父高原牧場条例の一部を改正する条例

改 正する。 玉県秩父高原牧場条例 (昭 和 兀 十八年埼玉県条例 第 九 号) \mathcal{O} _ 部 を 次 \mathcal{O} ように

を 害共済に 第 第九十 四条中 限る。 七 一農 条第 業災害補 \smile _ 項 第二号」 を加える。 償 法 に を 改め、 「農業保険法」 「家畜共済」 に、 \mathcal{O} 下 第 に 八 十三条第 (同条第二項の -- 項第三号_ 疾病

附則

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

2 九 年 済 さ 同 一月 に 済 れ 年 項 改 た 法 正 付 0) 一日以 係 同 律 許 後 たとき 第 \mathcal{O} る 日 可 共 前 七 に 第 済 係 後 四 条 に + る乳 に共済 四 号 は 共 掛 済 金 \mathcal{O} 規 そ 期 責 $\overline{}$ 牛 を農 定は、 附 責 任 \mathcal{O} 間 任 則 共 \mathcal{O} が 済 満 始 第 業 が 災 始まる疾病傷 ま 八 第三条第 責 了 条 害 任 る \mathcal{O} が 時 家 \mathcal{O} 補 始 畜 規 償 まる そ 定 共 法 一項 済 に \mathcal{O} \mathcal{O} 害共済 時 ょ _ \mathcal{O} 時 に 付 部 許 ま り ま で す な を 可 に付す で に 者 お 改 に 係 は 当 従 正 に る乳 該 2 前 す 者 る な 乳 11 \mathcal{O} に 例 法 牛 お 牛 7 9 従 は に 律 を平成三十 を いて適用し、 ょ 前 疾 (平成二十 当 \mathcal{O} ることと 該 例 傷 家畜 ょ 共

る

埼 玉 都 市 公 袁 条 例 \mathcal{O} ___ 部 を改 正 する 条 例 をここ に 公 布 す る

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第二十三号

埼玉県都市公園条例の一部を改正する条例

改 (正する 玉県都 市公園 条例 (昭 和三十六年 埼 玉 県 条例 第三十 八 号) \mathcal{O} _ 部 を 次 \mathcal{O} Ď

二項 部分 袁 三項 の敷地面 第 0 \mathcal{O} を 同条第一項 割合を に 「前 規定による 改 \mathcal{O} 積に対する 兀 兀 項 第 \mathcal{O} 同 百分の二十 次に 建築物 項 項 に É 改 中 次 割 同 8 条第四 と併 \mathcal{O} 合 _ か \mathcal{O} 同 \mathcal{O} 項を 6 うち せて 項 条」 控 項 を 除 設 加 前二項の لح 同 \mathcal{O} 条第五 け え し 下 る。 て得 る場合に に 同 条第二 た 規定により 項 及 割合) لح び あ L 次 項 条」 9 _ ては、 中 同 条第三項 を 前 を 百百 加え、 条に規定する 加 当該 分の え、 <u>-</u>+ 建 中 同 同 築物 項を 条第 前 同条第三項と 割 \mathcal{O} \mathcal{O} 兀 当該 項 合を超え 下に 項 中 都 を 市 前 (前 「前 る 公

規 市 関 あ \mathcal{O} 建築物 て 定する する 公 る建築物 政令第六 前 袁 \mathcal{O} 一項 条 法 \mathcal{O} 条 第五 割 例 敷 \mathcal{O} 条第六 当該 規定する 地 に規定す 合を超える で (政 定 条 面 令 都市 積 8 \mathcal{O} 第六 る 項 \mathcal{O} 九 割 範 第 る \mathcal{O} 公 百 認定公 部分 条第 公募 合を超えることが 袁 分 井 一項 \mathcal{O} \mathcal{O} は \mathcal{O} 敷 \mathcal{O} 対 _ 項各号 規定に 象公 当該 割 募設置等計 地 (前 合を、 面 公募対 遠 積に対す 項 に規定 施設 \mathcal{O} ょ 百 建 り 分 で 築 象 読 を 画 きることとする。 物 み替え する建築物 \mathcal{O} る 1 に 公 園施設 + 割 と併 う。 . 基 づ 合 カュ 以下 き公 て適 \mathcal{O} せ 5 控除 うち で 7 設 用 募 あ を して 前 ける す る 除 \mathcal{O} 対 る法 項に 項 建 象 築 場 得 公 \mathcal{O} 規 合 第 $\overline{}$ た 物 お 亰 四条第 定 割 に に を 11 施 合) に あ 限 設 て 設 ょ け 同 り 0 (法 を ŋ て る 項た 場合 前 は 当 該 五. 条 だ 条 当 で

第 一条 \mathcal{O} 五. を 第 条 \mathcal{O} 六と ŕ 第一 条 \mathcal{O} 兀 \mathcal{O} 次 に 次 \mathcal{O} ___ 条 を 加 え る

(運動施設に関する制限)

条の 五. 政令第八 条第一 項 \mathcal{O} 条 例 で定 8 る 割 合 は 百 分 \mathcal{O} 五. す

別 表第 中 第一 条 \mathcal{O} 五関係」 を 第一 条 \mathcal{O} 六関 係 に 改 \otimes る

別 定員十 表第 に 改 \mathcal{O} __ め、 人 \mathcal{O} 以 \mathcal{O} 七 備考 上 乗 第三項」を「道 \mathcal{O} 兀 合 £ 中 型自動車」 \mathcal{O} 「道路 を 11 う。 整備特別 路運送車 \mathcal{O} _ 下 に を 措 加 \neg 両 える 法(昭 置法施行令 (同条 和二十 規 定す (昭和三十 -六年 る 普 法 律第 通 自 動 百 年 八 政 車 令 \mathcal{O} 第三百 う 五.

附則

0 例 は 平 -成三十 · 年 四 月 --- 日 カュ ら 施行 する。 ただ Ļ 別 表第 __ \mathcal{O} \mathcal{O} 改 正 規

埼玉県建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第二十四号

埼玉県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

ように改正する。 埼玉県建築基準法施行条例 (昭和三十五年埼玉県条例第三十七号) \mathcal{O} 部を次の

域」に改める。 中「又は第二種低層住居専用地域」を「、 第八条の二第一項の表第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地 第二種低層住居専用地域又は田園住居地 域 の項

条

埼玉県高等学校等奨学金事業基金条例 の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第二十五号

埼玉県高等学校等奨学金事業基金条例の 一部を改正する条

埼玉県高等学校等奨学金事業基金条例 (平成二十年埼玉県条例第二十八号) \mathcal{O}

部を次のように改正する。

第一条及び第二条を次のように改める。

(設置)

一条 高等学校等奨学金事業に要する経費の財源に充てるため、 埼玉県高等学校

等奨学金事業基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、 当該積立てをする年度の高等学校等奨学金事

業特別会計歳入歳出予算で定める額とする。

第三条を削る。

第四条に次の一項を加え、同条を第三条とする。

2 基金に属する現金は、 必要に応じ、 最も確実かつ有 利な有価証券に代えること

ができる。

第五条を第四条とし、同条の次に次の一条を加える。

(処分)

五条 基金は、 高等学校等奨学金事業に要する 経費の 財 源 に充てる場合に 限 り、

これを処分することができる。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計条例の一部改正)

2 埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計条例(平成十七年埼玉県条例第七十五号)

の一部を次のように改正する。

般会計繰入金」 \mathcal{O} 下に 一、 高等学校等奨学金事業基金繰入金」 を

加える。

埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第二十六号

埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例

に改正する。 埼玉県学校職員定数条例(昭和三十年埼玉県条例第二十一号)の一部を次のよう

第二条第一項の表を次のように改める。

	その他の職員	をいう。)護助教諭及び講師	諭、助教諭、養護	校長、教頭、主幹校長及び教員(副	職員種別時			学校種別 県
人	一、 四 二 四	人	八、 一 六 三		制の課程)	局等学校(定	及び市町村立	県立高等学校
人	四 六 五	人	四、〇六八			援学校	村立の特別支	県立及び市町
人	五 一 〇	人	九、 五 一 五				村立の中学校	県立及び市町
人	一、 〇 〇 七	人	一六、四〇七				校	市町村立小学

附則

- 1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。
- 2 二二六人」と、 三十一年三月三十一日までの間は、 改正後の第二条第一項の 九、 五一五人」 規定の適用に とあるの 同 項 · つ の表中「八、一六三人」とあるのは「八、 は いては、平成三十年四月一日から平成 九、 六一九人」とする。

をここに公布する。 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条

平成三十年三月三十日

例

埼玉県知事 上 田 清

司

埼玉県条例第二十七号

る条例 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例 \mathcal{O} 部を改正す

県条例第四十七号) 風俗営業等の規制及 \mathcal{O} 一部を次 び業務 \mathcal{O} 適正化等に関 \mathcal{O} ように改正する。 する法律施行条例 (昭和五十九年埼玉

地 域」に改める。 別 表第一種地域の 項第一号中 「及び準住居地域」 を「、 準住居地域及び 田園住居

附則

に 公布 埼 玉 する 公安委員会等が 行う事 務 12 関 す る 手数料 条 例 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る条例

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第二十八号

玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例 埼玉県公安委員会等が行う事務 \mathcal{O} 一部を次の ように改正す Ź に関 す る手数 料 条 平 例 成十二年埼玉県条例 \mathcal{O} _ 部 を 改 正 する 条 第五

八号中 万 五千円」 别 表第 八八 _ 千円 号 を \mathcal{O} $\overline{}$ 表第五号 万三千 を 「八千 円 中 七百 \neg に、 一万千円」を 円 $\vec{-}$ に改め 万千 九 る。 七百 千 円 九 百円」 を $\overline{}$ に 万 改 円 め、 に 同 改 表 \Diamond 第七 号 同 表 中

别 表第三号の 表第二号中 「二千四百円」 を 「二千百 円 _ に 改 8 る。

别 表第四号の 表第一号中 「二万五千円」 を 「二万二千円 _ に 改 らめる。

别 表第五 号の 表第二号中 「四千六百円」 を 「五千四 百 円 に 改 める

別 表第六 号の 表第七 号 中 「二千二百円」 を 千九 百円」 に改め

(3) <u>ニ</u>イ 百円 を「二千九百円」に、 円 千 千 四千五 九百 に、 に、 表第七 に改 中「四千 九百 千六百円 「四千五 を め、 一円に 百 口 四四 「三千三百五十 「七千五十円」 五. 中 号の表第一号の _ 十円」に 五. に 千五百円」 同 百五十円」 「三千八百五十円」を「三千七 十円」 改め、 改 表第六号 を「千五百五十円 め、 同号ホ 改 を「三千九百円」に、 同 め、 円 を「四千 を 号 の二金額 四千四百 を 一六千 八 \neg 口 に 改 同 中 (3) 中「二千円」 (1) 四千五十円」 中 表第五号口 め、 に 0 円」を「四千三百五十 八百円」 六百円」 「千七百五十円」 「二千二百 欄 を次 同号 改め、 及 に \mathcal{O} に に を ハ 「六千 改め 改め 中 (3) 円 改め 同号 び第六号ロ 百五十円」 ように改め 千 を 八 イ 二千 -七百円」 同号 (3)百 を「千七百 同 同号二(1)中 「二千五百五十円 号 中 円 る。 円 (3) 中 -九百五 に に、 口 四千四 (2) 中 を「六千 千 12 改 四千七 改め、 十円」 円 二千 百 「千八百五十 8 千 百円 円 に改め、 八百五十円」 同表第四 八百五 を 百 四百円」 同表第四号の を _ _ 五十 に、 千 「二千六 を 「 四 ·百五十 円 十円 「三千 円」を 号イ 同号 に改 こを 千 ホ 百 (1)

定めるもの 兀 百 円 (自動車安全運転セ を受けた者に対する講習にあ ン タ が 行う 0 研 て 修等 は、 八 \mathcal{O} 百円) う ち、 安 委員 会 が 別

万三千四 表第 千百 百 七 円 円 号 \mathcal{O} に改 を 表第六号 「千百五十円」 め の三中 同号 イ ただ に 六 改 百 書中 め 五. + 円 同 \neg 表第 0 V を 八号イ中 ては二千 七 百 五. 兀 +「二万三千 百五 円 +に 円 改 百 8 を 円 同 「つ を 表 11 第 て 七

九千 百五 三百五 同号 五.十 号イ を に 口 「千二百円」 「三千百 八百五 改 円 百 1 て 改 百 改 兀 「三千五 円 六百 円 は百 ただ 8 8 九 に改 を「千六 五. ハ 同 二百円」を「千二百五 に 改 (1) 同 五. 百 円 円 円」に、 を「 十円 改 万千 円 同号 号 五. 百 兀 百 中 五. 同 同 五. \otimes に し書中 ハ 「千二百五十 ただし 十円」 十円」 め、 表第 号 百 五. 改 十円」に 円 百 口 五. 「千三百円」 (5) 中 五十 円 同 十円」に に を 8 百 を を ハ 同号 同 0 + = (1) 表第十 改め 同号 十号イ を 百 円 中 円 11 二二千 「三千三百円」 「千二百五 「二千五 「二千円 を 「 一 二二千 に改 中 書中 ては 円 に改 同 イ 二万 千 三千 三百 ハ 号 改 (6)に 「千三百円」を ·二号 改め、 ただ 百五 め、 九 8 一号イ 改 円 中 九 中 同号 を 口 8 「千五十円」 を 百円」 百 (2)百 千 改 五. 万九 五. 五百五十円」 め、 $\overline{}$ 千 「一万四千六百 五. に改 五十円」 し書中 十円」 十円」 「千二百五十円」 円」を「二千四百円」 同 号 百 中 + め、 同 を 同 七 金 ハ 十円 円 百 号 (3) 百 千 中 同 万千 号 円 額 同号 七 千 「千三百円」 を 五. め、 뭉 中 百 口 イ に 円 ハ 同 五. \mathcal{O} 「二千円」 「三千 一百五 を 中 に 八百五十 中 号 百 五. 欄 に (2)改 ニただし イ に改め、 を「千 「千百円」を「千二百五 円 同号 円に 十円」 9 「千二百 を 三百百 を 「千九 改 改 (6)中「千三百五十円」 め、 を 「 一 万 口 改 1 (3) 及 次 に 8 8 中 \Diamond 「二万千五百 「千百円」 百円」 T 同表第 ハ 改 + 円」を「一 \mathcal{O} 千 (5) 中 は百円」 五 九百円」に 円 を · 円 に 改 よう \Diamond 百五十円」 書中「三千百 同号 円 四千五百円」を び (4) 中 を 同 同 同号ニ中 に 五十円」に 号 _ 改 め、 号 千 兀 千 に 百 改 に改め 二千五 同号 百円」 め、 12 に を 九号中 ハ 口 に、 改 め、 に、 改 中 (1) 中 改め、 同号口 九百円」に、 八 (5)「千三百円」 「千九 8 円 百 円 同号 「つい 8 中 ハ 万四千五百五 同号 「一万二千 改 を 九 を 中 る 同号 「二千円 改め 改 「三千六百 「千百円」 「三百五十円」 め 0 百円」 千四 に改 ただ に 五. 同 を 百五十円」 同 「千七 「千七 「千五百 イ 8 ハ V 十円」 十円」 号 号 (4)千 ては二百五 「一万四千七 (2)= 同号 ては め、 し書 百円」 及 同号 改 口 を 口 中 中 ただし 百 兀 に (1) \otimes 百五十円」 \mathcal{U} 号 七 千 「千三百円」 百五 口 に改 五. 四千 円 円 十円 同号 「二千六百五 中 中 を「二千 百五 改 (5)百円 を「千百五十円 ハ (6)十円」 中 を 8 (3)を (3)五. 「三千六 「二千三 + 中 を 六百五 八百五 書中 \otimes を「三千 に = 及び 三二千 十円」を 千五 及 + \neg 十円」を「つ 円 二二千 改 三三百 九 に改 に改 ただ 百円 口 同 円 び を に 千 号 め、 同 中 (4)(4) \neg に 一円に 百 号 六 め め、 _ +百 0 百 を 口 中 \neg 改 百 五. 百 (3)五. 円 円 円 Ŧī. ____ 五. 一万 /\ (6) 11 同 千 五. 同 同 中 百 7

↑ 運転免許証の更新(ロに掲げるものを除く。)

二千五百円

千四 に改 千百 万二千五百 八百五十円」 改め、 百円」 円 中 改 五. 円 表第十三号 「二千四百円」 「二千二百五十円」に、 百円」 十円 円 め、 め、 」を「五千百円」 を 千五 「七千九 改 に に改 同号ヲ \otimes 改 同号 同 同表第十七号中 H め、 を「二千四百五十円」 を 号二 千 百円」を「千八百円」に め、 同号へ 单 「二千八 \mathcal{O} 百五 (<u>4</u>) 中 (2) 中 改める に改め、 中 九百五十 二千四 表第 同号ヲ(2) を「二千三百五十円」に改め、 同号リ中 「千四百円」を「千五百円」 十円」 中「千五百円」を「千 二千 「三千四百円」を「三千五百円」に (百円) に 円 同号力中 改め、 百円」を「二千三百五十円」に 中 千四 に改 円 二 「六百五十円」 四四 \mathcal{O} 「四千六百五十円」 に改め、 に改め、 三及 め、 を「二千二百五十円」に改め、 千三百円」 百五十円」 同号チ中 に改め、 び 子 同号ヲ(3)中 改め、 第十二号の 同号二(1)中「四千百円」 同号 九百円」 「七千五百五十円」 を「七百五十円」に改め、 ホ を 八百円」 同号ニ中「四千六百五十円 を 同号ヲ(1)中 (1) 中 「千四 に改め、 四千 「五千六百 を「五千百円」に、 を「二千円」 兀 同号ワ 中 「四千百円」を 百円」 四 百 に改め、 「千円」 中「一 改め、 「四千六百五十円」 同号チ中「千三百円」を 改め、 五十円」に改 五十円」 に、 を に改 同号卜中 同表 万三千二百円」を「一 を「四千四百五十円」 同号ヲ(5)中 「七千. 同号二3中「二千四 「三千円」 め、 「四千百五十円」 第十四号 を「五千八百 同号ヌ(5) 「七千五百五 九百五 め、 「四千 」を「五 同表第十五号 を を「二千 「二千円」 同号ヲ(6) ハ 六 中 中 百五 千百

千 別 表第九 九百 表第十号 号 を \mathcal{O} \mathcal{O} 表第 「千七 表第七号及 一号 百 円 中一 び に 第 改 万三千円」 十二号中 8 る。 二千 を $\overline{}$ 円 万二千円」 を 「千八一 百円」 に 改 め 同 改 表第二 \Diamond

を「千 表第十二号 百 円 \mathcal{O} に 表第二号中 改 8 る 千五 百円」 を「千六百 円 に 改 8 同 表第三号 千

附則

規則

埼 玉県行 政 組 織規則 の 一 部を改正する規則をここに 公 布 する。

半成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第八号

埼玉県行政組織規則の一部を改正する規則

する。 埼玉県行政組織規則 (昭 和 四十二年埼玉県規則 第 号) \mathcal{O} _ 部 を 次 \mathcal{O} よう に 改正

目次中 営繕 工事 事 務 所 を 営 繕 公 遠 事 務所」 に 改 \emptyset る。

第三条の 表環境部 \mathcal{O} 項 中 エ コ タ ゥ ン 環境課」 を 「エネ ル ギー 環境課」 に 改 め、

政策	地	労			同表産業労働部			
課	課	值	動	部 の 項 中				
	$\overline{}$	1	果		就	勤		
月	FI	_ (건 성	abla	業	労			
坩	łı	后 表 男	司 表	支	者			
		老男士塞備音の	二冬前『〇		援	福祉		
課		項中	頁	課	課			
」に改める。		道	用	ı	を 雇			
		路						

第七条文書課の項第九号中「特例民法法人及び」を削る。

罪被害者等支援」 技大会及び第十六回パラリン 交通安全課の項第九号中 $\widehat{2}$ え る。 0 七条の二オ 2 0 /東京)及び東京2 リンピ に改め ツ ク 「及び 同号を パ ピック競技大会」 0 ラ 防犯のまちづくり」 2 IJ 同項第十一号とし、 シピ パラリンピック競技大会」に改め、 ツ ク 課 を \mathcal{O} 項中「第三十二回オリ 「 第 3 を「、 同項第八号の次に 2 回 防犯のまちづくり及び オリンピッ 次 ク 競 ンピ 同条防 の二号を 技大会 ツ 犯

- 九 犯罪被害者等支援に係る 総合的 企 画 及 び調 整に 関 すること。
- 埼玉県犯罪被害者等支援条例 の施行 他 \mathcal{O} 機関に お 11 て所掌するも \mathcal{O} を除

く。)に関すること。

第七条の四環境政策課の項第二十号を次のように改める

二 十 地 理 環境情 報 シ ス テ Δ \mathcal{O} 整 備 及 び 管理 に 関 す 、ること。

五号とし、 七条の 四温暖 第七号を第六号と 化対 策 課 \mathcal{O} 項中 第 同 加号を 条 工 コ 削 タ ウン り、 環境課 第 五 号 \mathcal{O} を第四号と 項を次 \mathcal{O} ように改 第六号を第 んめる。

エネルギー環境課

- 一住宅の省エネルギーの推進に関すること。
- 二 次世代自動車の普及に関すること。
- 三 水 素工 ネ ル ギ \mathcal{O} 普及 に係る施策の 推進 に 関すること。
- 兀 生可 能 工 ネ ル ギ 等 \mathcal{O} 普及に係る 施策 \mathcal{O} 推進に 関 すること。
- 八 条福 祉 政 策課 \mathcal{O} 項 中 第 五号を第六号と 第 兀 | | | | | 次に 次 \mathcal{O} 一号を加 える。
- 五. 関すること。 埼 玉県虐待 禁止 条 例 \mathcal{O} 施 行 他 \mathcal{O} 機 関に お V て 所 掌す るものを除 < に
- 第八条社会福祉課の項に次の一号を加える
- 二十九 再 犯 0 防 止等 \mathcal{O} 推 進 に関 する 法 律 \mathcal{O} 施行 他 \mathcal{O} 機 関 に お 11 て 所 掌す
- ものを除く。)に関すること。
- 八 条地 域包 括 ケ ア 課 \mathcal{O} 項 中 第五号を第六号と Ļ 第 四 号 \mathcal{O} 次 に 次 \mathcal{O} 号 を 加 え

る。

五. Ł 埼 \mathcal{O} を除 玉 県 く。 虐待禁止 \smile に 条 例 関することに限る。 \mathcal{O} 施行 (主として高 $\overline{}$ に関すること。 齢 者 他 \mathcal{O} 関 に お 11 7 所 す

る

- 第八条障害者支援課の項に次の二号を加える。
- 五. 施行 玉 関 に すること よる障害者就労施設等 から の物品 等 \mathcal{O} 調 達 \mathcal{O} 推進 等 に 関 す Ź 法 律 \mathcal{O}
- 六 ŧ 埼玉県 \mathcal{O} を除 虐待禁止条例 に 関 することに限 \mathcal{O} 施行 (主とし る。 $\overline{}$ て 障害者 に関 する 他 こと。 \mathcal{O} 機 関 に お V 7 所 掌 す る
- 八 条こども安全課 \mathcal{O} 項 中 第六 号を 第 八 号 と L 第 五 号 を第 七 号 と L 第 兀 号 \mathcal{O}

次

 \mathcal{O}

二号を

加える

法

律

 \mathcal{O}

施行

に

関すること。

を除

 $\overline{}$

に

関

することに

限る。

 \smile

に

関

すること。

- 五. 民 間 あ 0 せん 機 関 による 養子 縁 組 \mathcal{O} あ 0 せ W に 係 る 児 童 \mathcal{O} 保 護 等 に 関 す る
- 六 埼 玉 県虐待禁止条例 の施行 (主とし て児童 他 \mathcal{O} 機 関 に お V 7 所掌 す る
- 第九条生活 衛 生 課 \mathcal{O} 項 中 第十二号を第十三号 لح L 第十 号 \mathcal{O} 次 次 \mathcal{O} __ 号 を 加
- え 住 宅 宿 泊 事 業法 \mathcal{O} 施 行 (宿 泊 者 \mathcal{O} 衛 生 \mathcal{O} 確 保 に 係 る ŧ \mathcal{O} に 限 る。 12
- 条産業労 働 政策 課 \mathcal{O} 項 中 第 兀 | 号及 び 第 五. 号 を 次 \mathcal{O} ょ う 改 8

すること

- 兀 除 <_ 。 埼 玉 県 規 模 す る 企 業振興 基 本 条 例 \mathcal{O} 施 行 他 \mathcal{O} 機 関 に お 11 て 所掌 す Ź ŧ \mathcal{O} を
- 五 中小企業の経営の実態調査に関すること。

· 条 企 業立 地 課 \mathcal{O} 項第三号を 次 \mathcal{O} よう に 改 8

三 施 行 地 域 関 経 す 済 牽引 Ź こと 事業 \mathcal{O} 促 進 に ょ る 地 域 \mathcal{O} 成 長 発 展 \mathcal{O} 基 盤 強 化 に 関 する 法 \mathcal{O}

-条観光 課 \mathcal{O} 項 中 第 九 を 第 + 号 لح 第 八 号 \mathcal{O} 次 に 次 \mathcal{O} 号 を 加 える

九 ること。 住 宅宿 泊 事 業 法 \mathcal{O} 施 行 $\overline{}$ 他 \mathcal{O} 機 関 に お 11 7 所 掌 す る t \mathcal{O} を 除 に す

十条勤労者 福 祉 課 \mathcal{O} 項 を 次 \mathcal{O} ょ う に 改 8

雇 用 労働

- \mathcal{O} 施行 労働 に 組 関 合 す 法 うること。 労 働関 係 調 整 法 及 てバ 地 方 公 営 企 業 等 \mathcal{O} 労 関 係 す
- 労使関 係 \mathcal{O} 安 定 関 す る
- 管 理 中小 \mathcal{O} 企業に 改 善 \mathcal{O} 促進 お け に関 る労働 する 力 法 \mathcal{O} 律 確 \mathcal{O} 保 施行 及 び 良 に 好 関 す な 雇 る 用 کی \mathcal{O} 機会 \mathcal{O} 創 出 \mathcal{O} た \emptyset \mathcal{O} 雇 用
- 兀 介 護労働者 \mathcal{O} 雇 用管理 \mathcal{O} 改 善等 に 関 す る 法 律 \mathcal{O} 施 行 に 関 す る
- 五. 個 別 労 働関 係 紛 争 \mathcal{O} 未然 \mathcal{O} 防 止 及 び 自 主 的 な 決 \mathcal{O} 促 進 関 すること。
- 六 労働 相 談 に 関 すること。
- 教 育 関 す ること。
- 九八七 労者 向 け 制 度融資に 関するこ
- 労働 福 祉 寸 体 \mathcal{O} 指導及 び 育 成 に 関す ること。
- +労働 福 祉 施設 12 関 すること。
- + 障 害 者 \mathcal{O} 雇 用 \mathcal{O} 促 進等 に 関 す る 法 律 \mathcal{O} 行 に 関 すること。
- + = 雇 用 対 策法 \mathcal{O} 施 行 関 す る
- 十三 青 少 年 \mathcal{O} 雇 用 \mathcal{O} 促進等に 関 す á 法 \mathcal{O} 施 行 12 関 す ること
- 十四四 地域 雇 用 開 発 促進法 \mathcal{O} 施 行 に 関 す る لح
- 十五 駐留 軍 関 係 離 職者等臨 時 措 置 法 \mathcal{O} 施 行 に 関 す
- 職業 安定 法 \mathcal{O} 施 行に 関 する こと。
- 武蔵 浦 和 合 同 庁 舎 \mathcal{O} 管 理 に 関する
- 地域 振興 セ ン タ لح \mathcal{O} 連 絡 調 整 労 働 \mathcal{O} 福 祉 及 び 就 業支援 Ł \mathcal{O}

限 る。 関 す ること。

前 各号 \mathcal{O} ほ カュ 労働 者 \mathcal{O} 福 祉 及 び 就業支援に 関 す る

第 就 業支援 課 \mathcal{O} 項 を 削 り 同 条 シ = ア 活 躍 推 進 課 \mathcal{O} 項第 兀 号 を 削

+

農

業

政

策

課

 \mathcal{O}

項

中

第

+

七

号を第十

八

号

لح

L

第

六

号

カュ

5

第

+

六

号

ま

で

号ず 0 り 下 同 項 第 五 号中 農村 地 域 工 業等 導 入 促 進 法 _ を 村 地 域 \sim \mathcal{O}

産 業 \mathcal{O} 入 \mathcal{O} 促 進 等 に 関 す る 法 律 に 改 8 同 号 を 同 項 第 六 、号と 同 項 中 第 兀

を を第五号と える 第三号を第四号と Ļ 第二号を第三号とし、 号 \mathcal{O} 次 次 \mathcal{O} 号

関すること 埼玉県 八農林水 産 業振 興 条 例 \mathcal{O} 施 行 (他 \mathcal{O} 関 に お 11 て所 掌す Ł \mathcal{O}

害補 資金 $\overline{\Box}$ 麦類及び 本農林規 \mathcal{O} 種子の 償法」 を +一条農 格等に関する 「林業関係資金及び を「農業保険法」に改め、 に改 生産及び普及」 産 め、 物安全 同 法律」 課 項第三号中 \mathcal{O} 12 項 改め 第九 農業基盤整備資金」 に 改 る。 め、 号 「主要農作物種子法の 中 同条生産振興 同条農業支援課 「農 林 物資 に \mathcal{O} 課 改 規 格 \mathcal{O} め、 \mathcal{O} 項第二号中 施行」 項第九号中「農業基盤 化 等 同項第十二号中 に を 関 す 稲、 「米麦、 る 麦類及び大 _ 「農業災 を「稲 を 日

第 号 の 十二条県土整備政策 次に次 \mathcal{O} 八号を加える。 課 \mathcal{O} 項中 第六号 を 第 十 兀 号と し 第五 号 を第十三号と

五 道路、橋りよう及び街路に係る企画に関すること。

六 国、 東日 本高速道路株式会社等が 建 設 す る 道路 及 び 街 路 \mathcal{O} 建設 \mathcal{O} 促

すること。

七 有料道路に関すること。

道路に 係 る 調 查 (道路交通情勢調 查 に 限る。 に 関 す ること。

九 直轄国道の移管に係る調整に関すること

埼玉県が管理す る県道 \mathcal{O} 構造等 \mathcal{O} 基 準 を定め る 条 例 \mathcal{O} 施 行 に 関 すること。

十一 自動車道事業に関すること。

十二 埼玉県道路公社に関すること。

係る総合評 二号とし、 項 \mathcal{O} 11 課に 三号を加 第 て所掌するも 九号中 験者 十二条 お \mathcal{O} 1 える。 て所掌 価競 第五号 建 意見を聴 「解体工事業者の 設 争 管 \mathcal{O} 入 を除 す 理 から第七号までを四号ず 札 課 る < < こと (総務部 制度に関すること及び ŧ \mathcal{O} 項 中 \mathcal{O} に改め、 を除 登録に 第十 < _ 一号を第十 にお 同号を同 に 関することに限 改 11 め、 て 9 建設工 所掌するも 繰 五号と 同 項第十三号とし、 り下げ、 号を 事 3 同 項第五号と 0 \mathcal{O} 総合評 同項第四 を を除り 十号 産 \langle 価競 業廃 を第 同 号 項中 定棄物指 中 争 +に 同号の 入札に 第 兀 限る」 「建設工事に 八号を第十 を 次 対 課 し学 入入 お

六 県公共事業評価の実施に関すること。

七 建設コスト縮減対策に関すること。

八 建設副産物対策に関すること。

第二号と 十二条建 設 同 管 項 に 理 課 第 \mathcal{O} __ 号と 項中 第三号を第四 T 次 \mathcal{O} 号を 号と 加 える。 第二号を第三号と

- 一 建設工事に係る企画に関すること。
- 県土整備 十二条道 政 策課」 路 政策課 に 改 \mathcal{O} 項を削 める ŋ 同 条道 路 環 境課 \mathcal{O} 項 第 几 号 中 道 路 政 策 を
- を第六 第十三条都 号と 市 整備政策 第四 号 の次に 課 の項 中 次 0) 第 _ 七 号を 号を 加 第 える 八号と 第 六 号 を 第 七 号と 五.
- る基本的 玉県震災予防 な方針 等に関することに限る。) のまちづく 、り条例 の施行 に関すること (都市 に お ける 震 災 \mathcal{O} 予 防 に す
- 市 七 公園等」 号までを一号 十三条都市 に改 め、 計画 ず 0 繰 課 同 項第二号を次 ŋ \mathcal{O} 上げ、同条公園スタジア 項中第六号を削り、 のように改める。 第七号を第六号とし、 ム 課 \mathcal{O} 項第一号中 「公園等」を「都 第 八 号 か 5
- 市 公 遠 法 \mathcal{O} 施 行 他 \mathcal{O} 機関 にお 11 て所掌する ŧ \mathcal{O} を除 <_ \smile に 関 す
- を同項第七号 十三条 五. すること。 袁 公 とし、 ス 園事 タ ジ 同 務 ア 項 所との Δ 中 課 第 \mathcal{O} 五号を第六号とし、 連絡調整 項 第 六 号 中 (都市公 公 袁 等 園等に関することに限る。 第四号 を \mathcal{O} 都 次に 市 公 次の 園等 -- 号を加 改 $\overline{}$ 8 える。 に 関 同
- える 連絡調 十三条営繕 0 下 課 \mathcal{O} に 項第三号 「(公園 中 ス タジ 「営繕工 ア ム 課に 事事務所」 おい て所掌するものを除く。 を 「営 繕 公 園事 務所」 に 改 を め 加
- 健 所 第二十五 に 改 条の 表埼玉 川 \Box 市 県 Ш _ 口 保 を 削 健 る。 所 \mathcal{O} 項 中 埼 玉 県 Ш П 保 健 所 を 埼 玉 県 南 部 保
- える。 第二十五 \mathcal{O} 二第 項 中 第 +八 号を 第 +九 号 غ Ļ 第 +七 号 \mathcal{O} 次 に 次 \mathcal{O} _ 号 を 加
- に関すること。 住 宅 宿 泊事 業 法 に 基 づ < 事 務 (宿 泊 者 \mathcal{O} 衛 生 \mathcal{O} 確 保 12 係 る ŧ \mathcal{O} 12 限 る
- 健所」に 第二十八条の表埼 改 Ш П 玉 市 県 JII \Box 保 を 削 健 る 所 \mathcal{O} 項 中 埼 玉 県 Ш П 保 健 所 を 埼 玉 県 南 部 保
- 次 (宿泊 第二十 \mathcal{O} ように 凣 改 の衛 条の二第 8 生の 確 保に係 項 中 るも 関する事務」 \mathcal{O} に 限 る。 \mathcal{O} 下 _ に を 加 及 え、 \mathcal{U} 住 宅 同 条第二 宿 泊 事 項及 業法 U に 第三項 基づ
- 2 査会 に 区 /坂戸保 域 入 \mathcal{U} に 精 係 \mathcal{O} 要否に 神 る 健 . 障 薬 所 害 事 に 関 者 他 お \mathcal{O} V 審査 福 \mathcal{O} て 機関 祉 は を求 (精神障 12 第二十 お \aleph á 11 事務に 五 害 7 所 者 条 掌 \mathcal{O} \mathcal{O} するも 二第 限 措 置入 る。 \mathcal{O} 院 項 に係る を除 に関す 12 掲 げ 事 る る事 事務並 務及 関 び \mathcal{O} す び 精 う うる事 に住宅 神医

3 住 医療審 務 越 宿 宅宿 谷市 埼 玉 査 神 県 業 \mathcal{O} 泊 事 会 区 業法 12 域 健 日 入 12 及 院 係 保 に び づ 精神 る 基 \mathcal{O} 健 薬 づ 要 所 事 :障害者 く事 否に 事 12 お **(**宿 他 . 関 務 1 泊 \mathcal{O} \mathcal{O} 7 機関 は、 宿 福 審 査を求 祉 \mathcal{O} 泊 第二十 衛生 者の にお · 精 8 \mathcal{O} 神 V 障害者 生 る て所掌す 五. 事 条 保 \mathcal{O} 確 務 \mathcal{O} 二第 保 に \mathcal{O} Ź る 措 に 限 る。 Ł 置 係 Ł 一入院に 項に \mathcal{O} る \mathcal{O} を除 ŧ 限 掲 に \mathcal{O} る。 げ 係る事務及 に 関する事 限 る る。 事務 に関 務 \mathcal{O} 並 ŢĶ する うち、 を び 精 所 神 事 に

第二十八条の二に次の一項を加える。

4 神 並 掌する П 医療審査会に び 市 埼玉 精 区 県 域 E 保 部 健 係 保 入 及 る 健 院 薬 び 所 精 事 に \mathcal{O} 要否 神 お 他 障 1 害 に \mathcal{O} て 関 者 機 は 関 \mathcal{O} 第二十 福 に 審査を求 祉 お 11 **(**精 五. T 神 条 \otimes 所 る事務に 障 掌 \mathcal{O} 二第 害 す 者 る \mathcal{O} ŧ 項 措 限 \mathcal{O} る。 置 を 入 除 掲 院 げ < に に る 係 関 事 す る 務 る 事 関 \mathcal{O} 事 務 う す 務 及 る び 事 Ш

同 同 同 第六号 条第五号 条 第三十三条第 中第四 市 第三号 町村」 中 号 中 中 を 防 を第五号 「検査を行う」 「発生予 除」を「植物 _ 植物 号 中 察事業」 لح 防疫法に 植 物 を「検査等に関する」 防疫法に 第三号の次に を 基づ を 植 < 植 基づく防除」 物防 市 物 町 防 次 村」に、 疫法に基づく発生予察事業」 疫法に基づく \mathcal{O} _ 号を加える。 に に 「 行 改 改め、 め、 なう」 植 物」 同号を同条第六号と 同号を同条第七号と を に 改 「行う」に \emptyset 同 改 条第二 め、 改め 묽

四 農薬取締法に基づく検査等に関すること。

条 第 六 十六 項第二十 条第三項中 七 号、 第二十 「次条第 八 号及 一項第二十五 Ţ 第三十 号、 __ 号 第二十六号及 に 改 8 る。 び 第二十 九 号 を

支援部及び \mathcal{O} 第六十七 産業の 条第一 農村 導 入 \mathcal{O} 整備部」 項第十 促進等に関する を削る -四号中 一農村 法 律 地域 に 基 づ \sim < \mathcal{O} 事務」 工業等の に 導入 改 \emptyset \mathcal{O} 同 促 条第 進 兀 項 中 村 農 地

七 十三条中 第 十三号を第二十号 لح L 第 十二号 \mathcal{O} 次 に 次 \mathcal{O} 七 号 を 加 え

十三 植物防疫法に基づく植物の検疫に関すること

+兀 物防 疫法に 基 ーづく 市 町 村、 農業者 及 び そ \mathcal{O} 組 織 す る 寸 体 が 行 う 防 除 に 対

する指導及び協力に関すること。

十五 植物防疫法に基づく発生予察事業に関すること

十六 農薬取締法に基づく検査等に関すること

十七 肥料取締法に基づく検査等に関すること

 \mathcal{O} 安 全 性 \mathcal{O} 保 及 てバ 品 質 \mathcal{O} 改 善 に 関 す る法 基 づ 検 査 す

こと。

+器具の 九 物防 修 理 疫法に に関すること。 基づく防 除に 必要な薬剤 及 び 器具の保管並び に防 除に 必 要な

玉県越谷県土整備事務所 埼玉県行田県土 たま緑道及び花 除く。 田県土整備事務 第百十 第百二十条の表を次 \sqsubseteq 九条第一項第二号中 を加え、 整備事務 所及び荒 の里緑道を除 同項第四号中 0 川左岸北 所におい にお ように改める。 いては < 「登記 \smile 部下 てはさきたま緑 _ しらこばと公園 を 水道事務所 泂 \mathcal{O} 及 Ш 下に 及 び び 河 都 道及び 市 \mathcal{O} Ш 他 等」 庁舎 公園 の管理に関する事務を」を削る。 \mathcal{O} 機 の管理に 花 に 等 関 の里緑 改め、 しら に お 11 て所 関する事務を、 道 同 の管理並びに行 条第二項中「、 ばと公園、 学する Ł さき \mathcal{O} を

県 土 整 備 事 務 所 名	部	名
埼玉県さいたま県土整備事務所	総務管理部	
埼玉県朝霞県土整備事務所	用地部	
埼玉県北本県土整備事務所	道路部	
埼玉県行田県土整備事務所	河川部	
埼玉県川越県土整備事務所	総務管理部	
埼玉県越谷県土整備事務所	用地部	
埼玉県杉戸県土整備事務所	道路施設部	
	河川部	
	道路環境部	
埼玉県飯能県土整備事務所	総務管理部	
埼玉県東松山県土整備事務所	用地部	
埼玉県秩父県土整備事務所	道路施設部	
埼玉県熊谷県土整備事務所	河川砂防部	
	道路環境部	
埼玉県本庄県土整備事務所	総務管理部	
	用地部	
	道路部	
	河川砂防部	

第 百二十条の 四第五 号及び第六号を次 \mathcal{O} ょ う に 改 8 る。

建 設 工 事 及 び 建 設 工事 に 係 る委託 業務 \mathcal{O} 表彰 に関すること。

六 五 設 工 事 に係る新 製品 及び 新 技術 \mathcal{O} 収 集及び 検証 12 関すること。

第 百二十条の 四第七号及び 第八号を削る。

所 百三十 に改 8 一条の十五 第 八号中 「建築士事 務所」 を「建 築士法に基づく 建築士

第三章第二節第三十八款の款名を次のように改める。

第三十八款 営繕・公園事務所

営繕工事事務所」 \mathcal{O} 部分中 え、 百三十 「営繕工事事 「営繕工事事務所」 一条の十六第 を 「埼玉県営繕 務所」 一項中 を を 「営繕・ 「営繕・ 「県施設等の ・公園事務所」 公園事務所」 公園事務所」 営 「繕」の に改める。 に 下に「及 に 改め、 改 め び都市公園等の管 同項の表中 同条第二項の表以外 「埼玉県

第百三十一条の十七を次のように改める。

(事務)

百三十一条の + 七 埼 玉県営 • 公 園事 務 所 に お 11 て は 次 \mathcal{O} 事務を所掌する。

- 一 北部地域における県施設等の営繕に関すること。
- に関すること。 都市 公園等の 管 理及び 土木工事 他 \mathcal{O} 機関にお 1 て所掌す るも \mathcal{O} を除
- 三 土木工事に伴う用 に関 すること。 地買 収、 補 償 及 び 登記 他 0 機 関 に お 11 て所掌する ŧ \mathcal{O} を

」を加 え 条 \mathcal{O} 表医療局 \mathcal{O} 項中 「言語聴覚科」 \mathcal{O} 下 に リ ハ ピ IJ テー シ \exists ン 工

公 分 園等 中 第百七十三条 都市 は 公園 改 及 \mathcal{O} びそ 見出 同 \mathcal{O} 条 他 中 \mathcal{O} 表を次 \mathcal{O} 公園等」 公 袁 \mathcal{O} 等」 ように改め を を 都市 都 市 公園等」 公 園等 に、 に改 め、 「公園等は」 同 条 \mathcal{O} 表以 を 外 「都市 \mathcal{O} 部

男百七十三条に次の一項を加える。

- 2 \mathcal{O} 玉 を所 県 大 掌す 宮 公 \hat{z}_{\circ} 遠 事 務 所 に お V て は、 都 市 公 遠 等 \mathcal{O} 管 理 に 関す る事 \mathcal{O} ほ か 次
- 管理する都市公園等における土木工事に関すること。

除く。 土木工事に伴う用地買収、 に関すること。 補償及び登記 他 \mathcal{O} 機関 に おい て所掌するものを

に改め、 度を構築するため 第百八十七条の表埼玉県国民健康保 同表中 \mathcal{O} 国民健康保険法等の 険運営協議会の _ 部を改正する法律」を「国民健康保険法」 項 中 「持続可能な医療保険 制

 疾	の審査に関する事務	
€ }	二項の規定による支給認定をしないことについて	查会
病	難病の患者に対する医療等に関する法律第七条第	埼玉県指定難病審
対		
策	に関する事項を調査審議する。	
į	るところにより、精神保健及び精神障害者の福祉	祉審議会
果	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の定め	埼玉県精神保健福

を

}	ついて調査審議する。	
<u>英</u>	た情報の利用、提供又は匿名化に関する事項等に	
;	より、知事の諮問に応じ、がん登録により得られ	議会
病	がん登録等の推進に関する法律の定めるところに	埼玉県がん登録審
対	の審査に関する事務	
•	二項の規定による支給認定をしないことについて	查会
第 ———	難病の患者に対する医療等に関する法律第七条第	埼玉県指定難病審
ŧ	に関する事項を調査審議する。	
課	るところにより、精神保健及び精神障害者の福祉	祉審議会
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の定め	埼玉県精神保健福

に

め、 を「埼玉県南部保健所の」に、 査協議会」を「埼玉県南部保健所感染症診査協議会」に、「埼玉県川口保健所の」 改 め、 同表埼玉県農業共済保険審査会の項を削る。 同表埼玉県川口保健所感染症診査協議会の項中 「埼玉県川口保健所」や「埼玉県南部保健所」 「埼玉県川口保健所感染症診 に改

け、 督する」 第百八十八条第一 特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、 を加え、 同条第三項の 項 の 表部の項中「整理する」 表本庁及び 部の項 \mathcal{O} \mathcal{O} 前に次 下 12 「とともに、 のように加える。 所属の 職員を指揮監 上 司 \mathcal{O} 命を受

する事務を監督し、事務を整理する。			
監督するとともに、上司を助け、職員の担			
掌理し、その事務を処理するため職員を指揮			課
上司の命を受け、特に指定された重要事項	政策幹	部 及 び	本庁、

第百八十八条第三項の表本庁の項を次のように改める。

					本
会計管理者付	副 室 長	室長付	——· 副 報 道 長	副総合調整幹	企 画 参 与
事する。上司の命を受け、会計管理者の特定事務に従	を指揮監督する。を指揮監督するの事務を処理するため、職員するとともに、当該指定事項について、上司上司の命を受け、特に指定された事項を掌理	特定事務に従事する。上司の命を受け、上司の所掌する職務のうち、	 長を助け、これらの事務を処理するため、職するとともに、当該指定事項について、報道上司の命を受け、特に指定された事項を掌理	職員を指揮監督する。 調整幹を助け、これらの事務を処理するため、するとともに、当該指定事項について、総合上司の命を受け、特に指定された事項を掌理	員を指揮監督する。 掌理し、その事務を処理するため、所属の職知事の命を受け、特に指定された重要事項を

第百八十八条第三項の表本庁の項の次に次のように加える。

			部及び課企
			一画幹
事務を整理する。	上司を助け、職員の担任する事務を監督し、	処理するとともに、当該指定事項について、	上司の命を受け、特に指定された重要事項を

第百 八 +八条第三項 \mathcal{O} 表危機管理防災部 \mathcal{O} 項 \mathcal{O} 次に 次 のように 加 える。

任する事務を監督し、事務を整理する。		
揮監督するとともに、上司を助け、職員の担		
理し、これらの事務を処理するため職員を指		
に関する事務その他特に指定された事項を掌		
上司の命を受け、特定の地域への産業の集積	次世代産業幹	産業労働部

を除き」 を削 第百 り、 八 を加え、 十八条第四項中 同号の次に次 「限り」 同 の 下 に 項中 0 第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、 一号を加える。 「 又 は 企画幹にあ 政策 幹」 9 を ては、 「又は・ 知事室長、報道長及び総合調整幹 企画幹」 に改め、 第三号を第四 政策幹及び」

五 少子化対策局長

第百八十八条第四項第二号の次に次の一号を加える。

二副部長

附則

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

2 令を発せられな \mathcal{O} 規則の施行の 1 限 り、 際、 次 同 \mathcal{O} <u>ー</u>の 表 \mathcal{O} 職により、 上欄に掲げる機関に勤務している者は、 同表の上欄に対応する下欄に掲げる機 別に辞

関に勤務を命ぜられたものとする。

環境部エコタウン環境課	環境部エネルギー環境課
埼玉県川口保健所	埼玉県南部保健所
埼玉県営繕工事事務所	埼玉県営繕・公園事務所

規則

埼玉県聴聞規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第九号

埼玉県聴聞規則の一部を改正する規則

る。 様式第一号中「あて先」を「治先」に改め、 埼玉県聴聞規則(平成六年埼玉県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。 同様式に備考として次のように加え

推光 -----押臼 請者の氏名 を省略する (団体にあ \sim がなる J NH ては、 # 4 ° その代表者の氏名) 14 ⊪ する \mathcal{N} 1 $rac{1}{2}$ F)

٦

る。 様式第三号中 「あて先」 を 「宛先」 に改め、 同様式に 備考として次 \mathcal{O} よう E 加 え

無差 , 2 申請者の氏名 押印を省略する (団体にあっ [1 とができ ては、 HH 4 その代表者の氏名) 14 ⊪ 眦 j \mathcal{N}_{9} (1 \sim Ñ ٦

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 所要の この 調整をして使用することができる。 規則による改正 前 \mathcal{O} 埼玉県聴聞規則に定める様式による用紙は、 当分の 間、

規 則

埼 玉 本 庁 事 務 \mathcal{O} 委任 及 び 決 裁 に 関 す る 規 則 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 規 則 をここ に 公

年三月三十 日

埼 玉 県 知 事 上 田 清 司

埼 玉 規則 第 十

第 埼玉県本庁事 玉県本庁事務 部を次 \mathcal{O} 務 \mathcal{O} 委任及 \mathcal{O} 委任及 改 正 び す ŢĶ 決 決裁 裁 に 関 に 関す す る 規 る 規 則 則 \mathcal{O} (昭 部 和 を 改 四十五年 正 す る 埼 規 玉 則 県 規 則

 \mathcal{O}

_

ょ

うに

る

第八条中 防 防 災 「所長」 政策幹 及 \mathcal{O} び 下 次 に 世 代 産 部 業幹」 \mathcal{O} 政 策 幹 改 \emptyset を る。 加 え 及 び 消 防 防 災 政 策 幹 を

九 条第 項 中 調 整幹」 \mathcal{O} 下に 課 \mathcal{O} 政 策 幹、 企 画 幹 を 加 え

を 別表 第 第 八 条第一 都 市 項 整備 に 部 改 建築安全 8 同 課 欄 長 10 \mathcal{O} 中 項第二号委任事務 「第九条第二項」 を \mathcal{O} 「第 9 八 中 第 条第二項」 九 条第 に 項」 改

める。

事 事 5 室長、 カコ から 項 別 5 表 1414 第二第 ま ま 部長 1 で で 中 十号事 を を 及 6 7 び 及 会計 び」を カコ か 6 務 5 15 管 9 \mathcal{O} まで 理者 種 までとし、 \neg 又は 類 専 لح \mathcal{O} L 決 に 事 中 同表第十二号知事 項 改 4 \mathcal{O} \mathcal{O} め、 特 次 欄 例 E 同欄 民 中 次 法 6 中 \mathcal{O} か 法 ように · 2 を削 ら 人 及 10 決裁事項 まで び り、 加える を を 削 3 削 \mathcal{O} り、 り、 を 欄 2 中 と 同 11 15 を 号 を 知 6 16 と 同号 事 決 裁

5 さ れ 法 第二百三十三条第 表す 場 合 ること。 お い て、 当 七 該 項 議 \mathcal{O} 決 規 を踏 定 に まえ 基 づ き、 て 講 決算の じ た 措 認定に 置 に 9 関 11 て、 す る 議案が 議会 に 報 否

14 は業務運営 条第四項」 とし 别 表 第二第十 同 欄 0) を 改善」 中 「第二十六条第三項」 四号 5 か ら12まで を 知 加 事 え、 室長、 を 6 「とる 部 から 長 べき」 に改 及び 13までと 会計 8 を _ 管理者 同 講ず L 欄 13 ~ 中 専 4 き」に \mathcal{O} 行行 決 次 事 に 為 項 改 次 \mathcal{O} \mathcal{O} 是正」 \mathcal{O} \emptyset ょ 4 う 同 中 に \mathcal{O} 加 下 13 を え 同欄 ¬ 又 六

5 \mathcal{O} 改 法 第二十 善そ \mathcal{O} 他 八条第六項の \mathcal{O} 必 要な措置を講ずることを命ずる 規定に基づ き、 地方独 <u>\frac{1}{2}</u> 行 政法 人 に 対 業務 運 営

事室長に 别 副 表第三知事 部 長 所 う。 属 及 す び る職 少子 室長、 部 員 を 化対策局 長等及 部長及 加 え、 を び 長」 知 同 び会計管理者専決 知 事室長等 事室長等所属 5 中 所 職員」 知 [属職員] 事 室長等 職員」 事項の \mathcal{O} 下 に に 改 欄 を 改 3 中 め、 め、 以 知 事 同 同 下 室 知 事室長 長 知 14 8 中 事室長等所 及 に び 知 12 事 \mathcal{O} 中 及 下 知 長 び 属

部長等 同 6 21 ま 16 で 及 中 び \mathcal{O} 知 規 知 事 知 事 室長 事 定 室 室 中 長に 長 等 知 所 事 改 所 属す 室長 属 職 る 等 員」 課 職員」 長」 に を 改め 知 を \mathcal{O} 知 事室長」 る 下 事 室 長等 に、 知 事 所 室長等所 属 及 職 び 員 副 部 属 長等」 改 員 め、 を を 同 加 欄 一、 17 え 副

別 表 第 兀 企 画 財 政 部 \mathcal{O} 表 財 政 課 \mathcal{O} 項第三号 知 事 決 裁 事 項 \mathcal{O} を 次 \mathcal{O} ょ う に 改 8

る

- 1 \mathcal{O} 出 法 納 第 事 務 + \mathcal{O} 七 条 部 た だ を 取 L 0 書 扱 \mathcal{O} う 規 金 定 融 12 機 基 関 づ \mathcal{O} き、 指 地 定に 方 公 同意 営 企 す 業 る \mathcal{O} 業 務 に 係 る 公
- 2 企 た 公 表 場 法 第三十 す \mathcal{O} 合 ること。 管 に 理 お 者 条 い が 第 7 当 八 当 該 項 該 議 \mathcal{O} 議 決 規 決 定 を を 踏 に 踏 基 ま ま え づ え き て て 講 決 講 じ 算 じ た \mathcal{O} た 措 認 措 置 定 置 に に に 0 関 0 い す て、 る て 議 議会 案が 又 は 地 否 報 方 決 告 公 さ

別 表 第 兀 企 画 財 政 部 \mathcal{O} 表 財 政 課 \mathcal{O} 項第三号 部 長専 決 事 項 \mathcal{O} 欄 に 次 \mathcal{O} ょ う に 加 え

3 法 第三十条 第 七 項 \mathcal{O} 規 定 に 基 づ き、 決 算 \mathcal{O} 要領 を 公 表 す ること る

び 項」 ず 項 六号」 更する」 同 び 二百五 べ \mathcal{O} び き」 第四 同号 を削 15 町 表 を 村 中 6 第 長 部長専 項 並 十二条 り、 「受託 に 兀 「第三条 改 改 企 是 びに に 8 画 \otimes 「県計 正 改 決 \mathcal{O} 財 を 第六 め、 + 事 を 政 同 同 第二百五十二条の 項 欄 七 表 画 部 受諾 項」 案又 土地 行行 0) 中 同 \mathcal{O} \mathcal{O} 七 欄 3 表 に を削 は 市 4 5 水 \mathcal{O} 改 県 を 町 を を 政 に 是 り、 め、 削 策 改 同 計 村 及 正 欄 課 め、 り 画 又 十七 同 4 を 3 変更案を定め び 5 \mathcal{O} \mathcal{O} は 第二 欄 と 同 項 同 項 業務運 第二号 12 欄 \mathcal{O} 欄 とし 項、 中 七 4 18 __ 中 「受託 号部長専 同 中 営 に改 第二百五 欄 知 \neg \mathcal{O} る 市 事 5 3 改 勧告」 町 第二 か 決 め、 \mathcal{O} 善 村長」 決 を 裁 次 5 11まで 百五 に 事 事 「県 同 十二条の に、 を 次 項 項 項 十二条 「受諾 第十 を 計 \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} 「とる を 4 よう 画 \neg 2 中 2 中 玉 を定め、 一号 + 勧告 土交通大臣 か 七 0 ~ 十七 加 ら 部長 き」 \mathcal{O} 万及 「第三条 六 え 10 に 第三項 まで 又は び 専 \mathcal{O} を 改 第 六及 決 変 九 事 及

法 第 九 条第 _ 項 \mathcal{O} 規 定 に 基 づ き、 土 地 利 用 基本 計 画 「 を 定 め、 又 は 変更 す る

を 項 削 3 別 表 第 に 第 匹 改 同 \Diamond 表 総 +学 務 同 事 部 条 表 課 \mathcal{O} \mathcal{O} 税 表 \mathcal{O} <u>-</u>+ 務 項第 人 課 事 八 \mathcal{O} 号 第 項 \mathcal{O} 第 知 項 項 事 第 及 号 決 五. び 部 裁 号 第 長 事 部 専 項 長 項 決 専 \mathcal{O} 並 事 決 び 項 中 事 に \mathcal{O} 項 欄 第 第二十二条 \mathcal{O} +3 三条 を 1 次 中 \mathcal{O} \mathcal{O} よう を 高 <u>-</u> 十 齢 に 者叙 改 + 九 三条 \Diamond \mathcal{O} 規定 第

12

基

づ

11

て

さ

n

る

通

告

処

分

及

び

告

発

を

行

うこと。

别 3 表 ば き 兀 第 人 務 を 兀 十二条 指 部 定 \mathcal{O} L 表 第 税 務 当 該 項 指 \mathcal{O} 定 第 項 第三号 に 五. 係 項 又 る 事 は 部 項 第 専 を 七 変 項 更 \mathcal{O} 規 項 定 \mathcal{O} 又 に 基 は 当 づ 次 該 き \mathcal{O} 指 定 納 う を 証 取 加 紙 1) え 消 売 る。 す 1)

こと

表消費 場合に 電 改 る 務 \otimes 話 别 \mathcal{O} イ 表 全部 生活 に あ 第 ン 改 役 兀 0 タ め、 務 て 課 又 は は 提 ネ 民 \mathcal{O} 同 そ 供 項 生 ツ 部 \mathcal{O} 事 第 活 業者」 を 五 者 事 2 部 業者 を次 停 号 \mathcal{O} _ 部長 止 表 \mathcal{O} す を 青 \mathcal{O} 専 ょ ベ 加 下 を 少 え、 う きことを 決 年 に に 事 課 改 項 帯 \mathcal{O} $\overline{}$ (販 売 \emptyset \mathcal{O} 電 項 る 命 年 欄 話 部 業者 ず 以 長 1 イ 内 中 専 ン る 又 タ 決 \mathcal{O} 「第 期間 は を 役 八 ネ 項 命 を 務 条 ツ \mathcal{O} 限 提供 第一 令 1 事 り、 9 事業者が 項 業 及 訪 者 11 問販 び を 等 及 そ び 売に 個 に \mathcal{O} 旨 八 改 人 中 を 関 で 条 す あ 公 に 表 戸

びそ 八 条 \mathcal{O} <u>-</u> 規定 すること。 に . 基 づ き、 同 条第 項 各 号 に 定め る 者 に 対 命 令

 \mathcal{O}

旨を公

表

る業務 者 表 売電 する 第 (販 表 一項」を 第四 子 売 \mathcal{O} 業 に 全 メ 改 者 県民生活 「第十 ル 又 又 広 は は 役 同 1受託事 務 五. 部 欄 提供 条」 を停 4 \mathcal{O} を 表 業者 次 止 に 消 事業者が 改め、 す 費生 \mathcal{O} に、 ように べきこと 活 又 個 課 改 _ 人 \mathcal{O} \Diamond を で は 項 _ 命ず る。 役務 第五号 年 あ 以 る 提供 場 る 内 合 \mathcal{O} 部 長 を 期 に 事 業者」 間 あ 専 命令 を限 0 決 事 て は を L り 項 そ \mathcal{O} 通信 及 0) 者) 役務提 び 3 そ 販 中 又 売 \mathcal{O} 旨 供 第 は 関 事 を 通 +信 五. 公 す

法 第十 び そ 五. 条 \mathcal{O} 旨 \mathcal{O} を 0) 公 規定に 表す 、ること。 基づき、 同 条第 ___ 項 各 号 に 定 \Diamond る 者 対 命 令

を加え の 下 を 停 同 止す 同 表 欄 5 きことを命 7 兀 $\overline{}$ 飯販 中 県 年 売業者 民 以 第二十三条 生 そ 活 内 \mathcal{O} 次 又 部 ず \mathcal{O} 期間 る は \mathcal{O} 役務 次 表 を限 第 消 \mathcal{O} を 提 命 費生 ょ 項 り、 供 う 事業者 Œ 令 活 電話 を 加 課 え 「第二十三条」 \mathcal{O} る 及 勧 が 項 誘 個 第 び 五. 販 そ 人 売に 号 で \mathcal{O} 旨 あ 部 を 関 長専 る に 場 公 する業務 改 決 表 合 め、 す 事 に る あ 項 _ \mathcal{O} 0 \mathcal{O} 役 に 全部 務 改 は 5 提 \emptyset 又は そ 供 び \mathcal{O} 一部 同 者 を 7

令 第二十三条 及 び そ \mathcal{O} \mathcal{O} 旨 を \mathcal{O} 公表するこ 規定に 基 کے づ き、 同 条 第 __ 項 各 号 に 定 8 る 者 対 命

合 誘 年 9 别 表 第 第三十 兀 県民 は 連 限 \mathcal{O} 販 九 生 売 者) 条 活 り 業 第 部 又 当 者 _ \mathcal{O} は 項」 表消 該 (統 連 連 鎖 費生活 鎖 括 を 販 販 者 「第三十 売 売業 取 課 引 に 誘 \mathcal{O} 電 係 者 九 項 子 条 第五 る 又 連 メ は 号 鎖 に ル 般 改 部 販 広 連 8 売 長 告 取 鎖 専 受託 引 販 決 「統 売 12 事 事業者」 業者 括 0 項 V 者 \mathcal{O} て が 勧 \mathcal{O} 8 を 誘 人で を 加え、 を行 に 削 あ ŋ る 11 若 同

同 は 9 を 勧 す 7 行 ベ きことを わ せ そ る \mathcal{O} ことを停 次 ずる 次 \mathcal{O} ように を 命 又は 令 加 え そ る。 \mathcal{O} 行う び そ 連 \mathcal{O} 鎖販売取 日 を 公 表する」 引 \mathcal{O} 全部 に 改

- を を 部を 加 下 削 別 8 15 ŋ 表 を に 当 同 止 司 (役務 三十 す 民 各 15 9 ベ لح きこと 提 中 生 九 項 供 各 活 条 内 \neg の 二 号 事 部 \mathcal{O} · 業者 に を 期 兀 \mathcal{O} \mathcal{O} 命 間 表 定 \mathcal{O} 次 七 消 め 規 ず を 又 E 定 る る 限 は 条 費 第一 生 12 次 販売業者が 者 ŋ 活 \mathcal{O} を に 基 ように 特定継 項」 課 対 づき、 命 \mathcal{O} 令 を 項 続的 第五号 命令 同条 加 個 第 え 人 役務提 る。 及 で 兀 第 び 部 あ ___ る場合 長専 そ 項 七 及 条」 び 供 \mathcal{O} カ 決 旨 に そ 6 関 に 事 第三 を 12 \mathcal{O} 公 す あ 改 項 旨 項 表 る 8 \mathcal{O} を 0 す 業 て 公 ま る 務 は で 10 \neg そ カコ す に \mathcal{O} に 全 売 る \mathcal{O} 5 業者 部 改 者 14 げ と。 又 ま 8 は 7 場
- 10 令 兀 及びその +七 条 の 二 旨 を 公表 \mathcal{O} 規定に すること。 基 づき 同 条 第 ___ 項 各 号 に 定 8 る 者 対 命

同 は \mathcal{O} 欄 \mathcal{O} 17 部 中 表 17 を停 第 間 又 を 「第 は 兀 を 0) 業務 五. 県民 下 欄 限 止 + す り、 に 11 生活 لح 提 七 ベ \neg 供 条第 当 きことを L (業務提供 |該業務 誘 部 引 そ _ \mathcal{O} 項」 表消 販 \mathcal{O} 次に 提供 売取 命 ずる」 費 誘 を 生活 次 誘 引 引 「第五十 電子 0 引 販売業を 販売業 よう を 課 命 メ \mathcal{O} E] 七 項 令 に係 行う 条」 第五 加 ル Ļ える 広 に る業務 告受託 者 号 及 改 が 部 び 個 め、 長 そ 提供 事業者」 専 人 の旨を公表する」 である 「業務 決 誘引 事 項 を 場 販 提 \mathcal{O} 売 加 合 供 取 え、 にあ 誘 16 引 引 を 販 \mathcal{O} 0 削 に改 売 全 て り 年 は 8 そ を 同

12 令 法 五. び + 七 そ \mathcal{O} 条 旨 \mathcal{O} を 公 \mathcal{O} 規定 表 す **、ること。** に 基 づ き、 同 条 第 ___ 項 各 号 に 定 \otimes る 者 対 L 命

を削 そ とを命 $\overline{}$ \mathcal{O} 購 别 年 入 ŋ 表 に ず 者 次 る 内 同 \mathcal{O} 0 を「 民 21 間 下 生 中 う 12 E 活 を 加 令 限 \neg 第 部 五十 える り、 (購 \mathcal{O} 表消 入業者 及 訪 八 び 費生 問 条の十三第一 そ 購 が \mathcal{O} 活 入に関する業務 旨 個 課 を公表す 人で \mathcal{O} 項 ある場合 項」 第五 Ź を 号 の全 第五 部 に にあ 長専 改め、 工部又は 0 +決 て 事 八 同 はその 条 項 一部を停止 \mathcal{O} \mathcal{O} 21 十三 を 者) 18 同 か 欄 すべきこ に 6 13 と し を加 改め 20 ま え、 で

14 第五 条 及 0 び 十三の そ \mathcal{O} 旨を 公表 \mathcal{O} 規 す 定 、ること。 12 基 づ き、 同 条 第 項 各 号 に 定 \otimes る 者 対

别 表 第 兀 通 県 安 民 全 生 活 課 部 \mathcal{O} 項 \mathcal{O} 表消 を 次 費 \mathcal{O} 生活 よう 課 に 改 \mathcal{O} 項 8 第五 る。 号 部 長 専 決 事 項 \mathcal{O} 22 を 削 り 同

同

条

第

六

		に関する事務	
	ること。	第十号)の施行	
	き、指針を策定す	年埼玉県条例	
	条の規定に基づ	条例(平成三十	
	者等支援条例第九	被害者等支援	
	埼玉県犯罪被害	二 埼玉県犯罪	
اراحل°			
規定に基づき、指針を策定する			
条第二項及び第十九条第二項の			
3 条例第十一条第二項、第十二		務	
画を公表すること。		行に関する事	
む。)の規定に基づき、推進計		という。)の施	防
項において準用する場合を含		おいて「条例」	犯
2 条例第八条第五項(同条第六		以下この項に	•
び事業者から意見を聴くこと。		例第三十六号。	交
画を策定するに当たり、県民及	定すること。	六年埼玉県条	通
む。)の規定に基づき、推進計	き、推進計画を策	進条例 (平成十	安
項において準用する場合を含	項の規定に基づ	のまちづくり推	全
		_	_

3 と し、 2 と し、 次 とし、 を削 別表第 のように り、 6 兀 4 を を4とし、 8 同 加える。 カュ 環境部 表 3とし、 ら11までを削 大気環境課 \mathcal{O} 同 表 表水環境 環境政策課 同項第三号部長専決事項 \mathcal{O} り、 項第四号 課 12を4とし、 \mathcal{O} \mathcal{O} 項第二号 部長専決 項第十号 部長専決 事 知事 13を5とし、 項 \mathcal{O} 欄中3 決裁事 \mathcal{O} 欄 事項 中 から6 項 3 \mathcal{O} 及 14 \mathcal{O} を6とし、 欄 U までを削り、 中 4 中 - 2 を 削 を 又 削 り、 は第六項」 その り、 5 次に 7 を 3 を を 3

- 7 を承認すること。 法 第二十七条の二第 _ 項 \mathcal{O} 規 定 に 基 づ き、 汚染土: 壌 処 理 業 \mathcal{O} 譲 渡 及 び 譲 受
- 8 合併又は分割を承認すること。 法第二十七条の三第 _ 項 の 規 定 に . 基 づ き、 汚染土 壌処 理業者 で あ る 法 人 \mathcal{O}
- 9 ること。 法第二十七条の 四第 _ 項の 規定に基づ き、 汚染土壌処理業 \mathcal{O} 相 - 続を承 認 す

11 とし、 別表第四環境 5 か ら 17 を12とし 8までを3 部 \mathcal{O} 表 水環境 から 同 項 第 6 までとし、 九 課 号部長専 \mathcal{O} 項第三号部 決 同 表産業廃棄物 事 項 長 専 \mathcal{O} 決事 中 2 項 指導課 及 \mathcal{O} び 欄 3 中 \mathcal{O} を 15 項第 削 を り、 10 と 号部長専 4 2 と 16 を

次 に 九 次 \mathcal{O} \mathcal{O} う 中 12 第 26 加 を 項 え 31 る لح に 改 \otimes 25 を 同 30 24 を 同 同 欄 29 24 لح 中 同 欄 九 条 23 を \mathcal{O} + 同 欄 27 項 لح そ

従 づ 0 き 7 第 法 産 業廃 第 九 条 +棄 九 \mathcal{O} 条 物 +第二 \mathcal{O} を 保 管 第二 項 す に る 項 お 各 11 とそ 号 7 準 に 掲 用 \mathcal{O} す 他 げ る 必 る 者 法 要 な に 措 対 +置 L 九 を 条 講 産 \mathcal{O} 業 ず 五. ベ 廃 第 き 棄 こと 物 項 処 \mathcal{O} 理 規 を 命 基 定 潍 ず 基

を と 同 25 表 同 24 第 兀 لح 同 21 環 中 境 部 同 20 第 中 \mathcal{O} 表 19 + 第 九 を 産 業廃 同 +条 欄 九 \mathcal{O} 22 条 六 棄 と \mathcal{O} 物 五. を 指 導 第 そ を 課 \mathcal{O} + \mathcal{O} 次 第 九 項 +条 第 次 九 \mathcal{O} _ 条 六 号 \mathcal{O} 第 ょ \mathcal{O} 部 五. う 長 項」 第 専 加 _ 決 え 項 に 事 る 改 項 12 8 \mathcal{O} 改 \otimes 同 22 を 同 同 21 を 同 20 26

23 業とす ベ 6 きこ 第 兀 とを命 る者 号 +ま 七 でを に 条 ず 対 \mathcal{O} ること。 除 \equiv 第三項 期限 を に \mathcal{O} 定 規 お め 定 11 て、 に て 基 準 ゴブ 支 用 障 き、 す る \mathcal{O} 除去 有 法 害 第 等 +使 用 \mathcal{O} 九 た 済 条 \Diamond 機 \mathcal{O} 器 に Ŧī. 第 必 \mathcal{O} 要 保 __ な 管 項 措 又 置 は 第 を 処 分 を ず カュ

に改 し、 に 改 カ 6 \otimes 17 3 ま 20 兀 同 同 で 環 欄 境 لح 14 15 部 を を 同 同 T 16 \mathcal{O} 次 欄 を 表 産業廃 17 19 \mathcal{O} 18 ょ لح لح う 棄 加 同 同 同 物 え 欄 指 中 る 導 14 15 中 中 課 1 カュ \mathcal{O} _ 第 第 項 ら 九 九 第 13 ま 条 条 で \mathcal{O} \mathcal{O} 号 五. 六 を 部 _ 長 4 を 専 カュ を ら 決 第 第 16 事 ま 九 九 項 で 条 条 \mathcal{O} لح \mathcal{O} \mathcal{O} 五. 六 第 18 同 を 項 項 21 に لح

- 1 \mathcal{O} 理 第 + 係 条 る \mathcal{O} 例 七 第 \mathcal{O} 認定 _ 項 を \mathcal{O} 規 すること 定 に 基 づ き、 以 上 \mathcal{O} 事 業 者 に ょ る 産 業 廃 棄 物
- 2 \mathcal{O} 理 第 十二条 に 係 る 特 \mathcal{O} 例 七 第 \mathcal{O} 認定 七 項 に \mathcal{O} 規 係 る事 定 に 項 基 \mathcal{O} づ 変更 き、 \mathcal{O} 認 以 定 上 を \mathcal{O} す 事 るこ 業者 لح に ょ る 産 業 廃 棄 物
- 3 \mathcal{O} 処 法 理 第 に 係 条 る 特 \mathcal{O} 七 例 第 \mathcal{O} 認 +定 項 を \mathcal{O} 規定に 取 ŋ 消 基 す ゴ き、 \equiv 以 上 \mathcal{O} 事 業 者 に ょ る 産 業 廃 棄 物

五. 改 同 項第 \mathcal{O} 同 に 七 表 匹 号 4 \Diamond を 環 部 九 Fr, 境 長 条 り 専 第 部 同 \mathcal{O} 九 自 決 五. \mathcal{O} 然 第 条 事 13 表 課 項 中 \mathcal{O} 資 _ \mathcal{O} 項 源 \mathcal{O} 項 第 \mathcal{O} 循 第 中 +に 環 Ŧī. 第一 九 改 推 3 号 条 8 進 カュ 知 \mathcal{O} 項 課 5 事 +又 同 \mathcal{O} 5 決 第 は 項 ま 欄 裁 第二 第一 で __ 8 事 項 中 を 項 項」 削 뭉 第九 \mathcal{O} を 部 る に 長 第 条 改 専 1 中 \mathcal{O} +8 決 及 六 九 事 条 同 項 び を \mathcal{O} \mathcal{O} 第 +7 五. 第 中 5 項」 第 九 中 条 第 を 項」 \mathcal{O} 九 削 六 九 り 条

条 表 第 兀 項 を 祉 部 \mathcal{O} 表 +高 齢 九 条第 者 十三項 祉 \mathcal{O} 項 に 第 号 採 部 る 長専 を 決 事 と 項 る \mathcal{O} に 3 改 中 \otimes 同 +九

次のように加える。

 \mathcal{O} 第二十 事 業 \mathcal{O} 九 制 条 限 又は 第 + 停 兀 止 項 を命 \mathcal{O} 規 ずる 定に こと 基づき、 有 料 老 人 ホ Δ \mathcal{O} 置 者 対 て

别 14 定め 10 表 て、 を 第 8 て 兀 と そ 百 福 修 \mathcal{O} 祉 繕若 全部 部 四条の三 11 \mathcal{O} か 若 表 ら 15 高齢 < \mathcal{O} は まで 規 [者 改 は 定 福 築を命ずること。 を 部 に 祉 9 課 \mathcal{O} 基 から 使用を 一づき、 \mathcal{O} 項 13 第 までとし 制 介護医療院 四号 限 部長専 若 そ 決 \mathcal{O} \mathcal{O} 開 事 < 次に 設者 は禁止 項 \mathcal{O} 次 に \mathcal{O} 対 中 ょ 8 う 又は 及 に び 加える。 期 間 9 を を 限 定 削

15 限 を定 法 第 \otimes 百 て、 兀 条 管 \mathcal{O} 理 者 兀 第 \mathcal{O} 変更を _ 項 \mathcal{O} 規定に 命ずること。 基 づ き 介 護 医 療 院 \mathcal{O} 開 設 者 対 期

别 表 第 兀 祉 部 \mathcal{O} 表 高 齢 者福 祉 課 \mathcal{O} 項 第 兀 号 部 長 専 決 事 項 \mathcal{O} 中 27 を 29 と

16

か

ら

26

ま

で

を

18

か

5

28までと

15

 \mathcal{O}

次

12

次

 \mathcal{O}

よう

に

加

え

る。

16 に 対 Ļ 第 百 命 十四条の 令 し、 及び 五第三項及 そ \mathcal{O} 旨 Ţ を公示す 第四 項 ,ること。 \mathcal{O} 規定に 基 づ き、 介 護 医 療 院 \mathcal{O} 者

に改 同欄 条 第二 \mathcal{O} 17 \otimes 3 五. 又 + \mathcal{O} は 中 法 二十二第三項」 期 第 同 兀 第二十 条 欄 福 百 間 0 を + 祉 中 四 条 五. 部 定 11 ・一条の 8 を の二十三第 \mathcal{O} てそ 小の六第 表 12 障害者支援 لح 五. L を \mathcal{O} の二十七 許 「第二十一 一項」 項 8 可 カュ \mathcal{O} 0) 課 5 全 規 を 第三項」を \mathcal{O} 部 定 10 条の 項第 まで 若し に基 第二十 くは づき、 を9 五の二十三第三項」 一号 一条 第二十 部長専 カュ --- 部の 5 介 \mathcal{O} 護 11 五. ま 決 効 医 一条 の二十四第 事 力 でとし、 療 を停 項 院 \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} 五. に 欄 止 許 の 二 十 7 改 す 1 可 一項」 \mathcal{O} め、 中 る を 次に 取 第二十 八第三項」 同 1) に改 欄 次 2 \mathcal{O} 8 中

指 L 法 < 定 第三十三条 は 障 害児 部 \mathcal{O} 入 所 効 \mathcal{O} 力 施 を停止 設 第 \mathcal{O} 指 六 すること。 定 項 \mathcal{O} 取 規定 ŋ 消 に 基 づ き、 又 は 指 期 間 定 を 障 定 害児 \Diamond T 通 そ 所 支援事 \mathcal{O} 指定 業者 \mathcal{O} 全 又

加

え

别 表 第 兀 福 祉 部 \mathcal{O} 表 障害者支援 課 \mathcal{O} 項 第 三号 部 長 専 決 事 項 \mathcal{O} 中 8 を 9

7を8とし、6の次に次のように加える。

7 指 を 定 法 定 般 七十 \Diamond 相 て 六 そ 談 支援 条 \mathcal{O} \mathcal{O} 指 三第六 定 事 業者 \mathcal{O} 全 部 又 項 若し は 0 指 規 定に < 定障害者支援施設 は 基 __ 部 づ き、 の効力を停止すること。 指定 \mathcal{O} 障 指 害 定を 福 祉 取 サ り 消 ピ ス 又は 業者 期

1) 8 别 限 表 を定 を 第 兀 め 百 福 +て 祉 兀 部 条 同 \mathcal{O} 項 \mathcal{O} 表福 谷号に 5 五 9 第 祉 ま 監査 で 定 項 を め \mathcal{O} 課 5 規定 る措置をとるべ \mathcal{O} カゝ 項第 5 に 7 基 __ ま づ 号 で き、 部 と 長専 L きことを勧告す そ 決 医 \mathcal{O} 事 療 次に 項 院 0 \mathcal{O} 次 欄 開 \mathcal{O} 中 ること。 設 よう 者 4 及 対 び 加 え 5 る。 削

公 第百 すること。 一十四条 \mathcal{O} 五第二項の 規定に 、基づき、 期限 内 に 勧告に 従 わ な か つた

を

に改 $\frac{-}{+}$ \mathcal{O} 八第二項」 五. 3 别 -一条の五 の二十二第一 表 第四 「第二十一 司 福 に 改め 4 祉 の二十二第二項」を 中 . 部 条の五 項」を「第二十一条の五 \mathcal{O} 「第二十一条の 表福祉監査 同表こども安全課の項に次の の二十七 課 五の二十七第二項」を「第二十一条の五の二十 第一項」を「第二十一条の五の二十八第一項」 \mathcal{O} 「第二十一条の五の二十三第二項 項第二号部長専決 の二十三第一項」に改め、 一号を加える。 事項 \mathcal{O} 1 中 同 欄 2 「第二十 に改 め、 中 「第 同

民間あつせん機関に対し、業務の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずること。
引った ノ 後引 こ 法第十五条の規定すること。
1 法第六条第一項の規定に基づ

会」を 条第五 4までを2か 别 表 「項」を 加 第 え、 四保 健医療 ら5までとし、 同表国保医療課の 「第九条第七項」 部 0 表保健 同 項第一 に 欄に1と 医 改め、 療 政策 号 課 知 て次 事決裁事項 関係市 \mathcal{O} 項第二号 \mathcal{O} ように 町村」 0 部 の 下 に 長専決 加える。 欄 中 5 を 事 及 6 項 び \mathcal{O} 保険 中 者協 1 第 カコ 九 議

1 を定め 法 第 八十二条の二第 又は変更すること。 一項の 規定に基づき、 都道 府 県国民健 康保 険 運 営 方 針

11 10 表第 から 兀 12までを 八十二条の二第六項の規定に基づき、 健 医 療部 13 から15までと \mathcal{O} 表国保 医療課 \mathcal{O} 9 項 を 第 10 と __ 号 都道 部 そ 長専 府 \mathcal{O} 県国民健 次に 決 事 次 項 \mathcal{O} \mathcal{O} 康保険運営方針 ように 中 13 加える。 を 16 لح

を定 \otimes 又は 変更するに 当た り、 市 町 村 \mathcal{O} 意見 を 聴 くこと。

12 及 び 法 県 第 標 八 準保 十二条の三第 険 税 率 を算定 _ 項及 すること。 及び第二項 \mathcal{O} 規定に 基づ き、 市 町 村 標 準 保 険 税 率

よう 别 に 表第 加 え 匹 る。 保健 医 療 部 \mathcal{O} 表 国保 医 療 課 \mathcal{O} 項 第 __ 号 部 長 専 決 事 項 \mathcal{O} 8 \mathcal{O} 次 に 次 \mathcal{O}

9 収 に 法 係る当該 第七十五 金 条 額 \mathcal{O} 七 を算定すること。 第 _ 項 \mathcal{O} 規 定に 基 づ き、 玉 民 健 康 保 険 事 業費 納 付 金 \mathcal{O} 徴

条 同 十二条第三項」 条第 の 二 表医療整 別 表第四 第 項」 六 項 備 保 を 課 健 に改 に改 医療部 \mathcal{O} 「第十二条第 項第 8 \Diamond _ \mathcal{O} 表国保 同表 号部長専決事項 同 項に 疾病 一項」 医 次 療 の三号を 対 に改 策課 課 \mathcal{O} \emptyset \mathcal{O} 項 \mathcal{O} 項第三号 加 欄 中 える。 同 5 第二号を削 欄 中 2 第 中 知 事 七 「第十一条第三項」 決裁事 条 り の二第 、第三号を第二号とし 項 七項」 \mathcal{O} 欄 1 を 中 を「第 「第十 「第七

六 号。 年法 律 推 行 لح に 進に V お に 平 が う。 関 1 以 律 W -成二十五 下 第百 関 す て 登 す 録 る 法 十 る 事 \mathcal{O} 築 \mathcal{O} 施 項 法 \mathcal{O} 2 1 き、 すこと。 を き、 定さ するよう 定め 法 第七 れ 病 第六 同 条第二項 院 . た 診. て届出対 勧告すること。 の管理 条 第 条 療所 第五 象情 者に 項 \mathcal{O} 項 \mathcal{O} 指 規 \mathcal{O} \mathcal{O} 定を 定に 報 対 規 規 定 定 \mathcal{O} 取 届 に ょ に

基 基 出 期 り り 限 消 指 を づ づ

3 き、 表すること。 法 勧 第 告 七条第二 に従 わ 項 な か \mathcal{O} つた旨 規 定に 基 を 公 づ

4 対 以 反 を 下この 立づき、 とるべき旨 を是 を受けた者 法 第三十八 正する 違 項に 都道 反 行 を 府県 条第一 た 市 為 お 8 勧告すること。 \mathcal{O} V 町村長を除 中止 が に て 同じ。 必 項 λ 要な措 そ 情 \mathcal{O} \mathcal{O} 報 規定 \mathcal{O} 提 違

5 いを受け き、 第三十二 た 都道 者に 八 府 条 県 第二 対 が 項 λ 勧 情 0 規 告 報 定に \mathcal{O} 提

1 法第四条第一項の規定に基づ		事業の促進によー地域経済牽引
の項第一号を次のように改める。	部の表企業立地課の	別表第四産業労働郊
8	彩文策書画を定	する事務行は関
) 県	サランド 基づき、都道府	律第八十
規定	十三条第一項の	法(平成十八年
法第	自殺対策基本	八 自殺対策基本
	こと。	
する	進計画を変更す	
策推	ル健康障害対:	
7	都道府県アル	
基づき、	項の規定に基づ	行に関する事務
条第三	2 法第十四条:	という。)の施
	٥٤	において「法」
るこ	進計画を定め	号。以下この項
策推	ル健康障害対:	年法律第百九
7	都道府県アル	法(平成二十五
つき、	項の規定に基づ	康障害対策基本
第一	1 法第十四条:	七 アルコール健
とを命ずること。		
ために必要な措置をとるべきこ		
為の中止その他違反を是正する		
委託を受けた者に対し、違反行		
いに関する事務若しくは業務の		
けた者からこれらの情報の取扱		
供を受けた者又は当該提供を受		
基づき、都道府県がん情報の提		
6 法第三十八条第三項の規定に		
こと。		
る措置をとるべきことを命ずる		
_	_	-

業の促進によ	地域経済牽引
き、地域経済牽引事業の促進に	1 法第四条第一項の規定に基づ

成 関 展 \mathcal{O} 兀 る 法 + す \mathcal{O} 地 項 号 基 九 る 域 لح 年 法 盤 \mathcal{O} お 11 以 法 律 強 成 う。 1 長 律 化 下 平 に 発 7

> を作 項 そ 関 \mathcal{O} に す 同 成 お る 意を求めるこ 11 基 本的 て 主務大臣 な計 本計画」とい 画 に **(**以 議 下 う。 この

2 同 き 0 意を 法 第五 T 本計 主 務 条 る 第 大 画 臣 を に 項 変更することに 協 \mathcal{O} 規定に 議 L そ 基 づ \mathcal{O}

3 き、 会 を 組 地 第 七 織 域 経 すること。 第一 済 牽 引 項 事 \mathcal{O} 業 促 定 進 に 協 基 議 づ

事

 \mathcal{O}

行

関

す

る

専 \mathcal{O} 決 六 別 \mathcal{O} 表 $\tilde{\Xi}$ 項 第 0 兀 を 産 に次 業労働 「第二十 \mathcal{O} ように 部 · 四 条 \mathcal{O} 表 加 \mathcal{O} 金 六 え 融 の三第 る。 課 \mathcal{O} 項 (第三号 ___ 項」 部長専 に 改 \emptyset 決 同 事 表 項 観 \mathcal{O} 光 課 1 中 \mathcal{O} 項 第 第二 -- 号 +部長 兀 条

- 3 録 を拒否 法 第二十六 条 そ \mathcal{O} 0 規 旨 を申 定に 請者に 基づき、 通 知 旅 する 行 サ ビ ス 手 配 農業を営 ŧ うとする 者 \mathcal{O} 登
- 4 \mathcal{O} 停 第三十 止 を命 じ 七 条第 又 は _ 登録 項 \mathcal{O} を 規定に基 取 り 消 すこと。 づ き、 旅 行 サ ピ ス 手 配 に業者に 対 Ļ 業 務

長 専 第二 別 決 第 事 百 四 項 号 産 \mathcal{O} 業労働 欄 を \mathcal{O} 次 下 部 \mathcal{O} に ょ \mathcal{O} う 表観光課 以下 に 改 \Diamond \mathcal{O} \mathcal{O} る 項 項第二号事 に お 11 T 務 法 \mathcal{O} 種 類 と 11 \mathcal{O} う。 欄 中 を 昭 和二十 加 え、 匹 同 号 年 部 法

- 1 る 法 第二 + 条 \mathcal{O} 規 定 12 基 づ き、 登 録 を 拒 否 L そ \mathcal{O} 旨 を 申 請 者 に 通 知 す
- 2 を 取り消 法第二十五 まこと。 条第 項 又 は 第二 項 \mathcal{O} 規定に 基 一づき、 全 玉 通 訳 案内 士 \mathcal{O} 登
- 3 又 は 法 第二十五 期 間 を定め 条第三項 て 全 玉 通 \mathcal{O} 規 訳 定に基づ 案 内 士 \mathcal{O} き、 名 称 全国通訳 \mathcal{O} 使 用 \mathcal{O} 案内 停 止 士 を \mathcal{O} 命 登録 ずること。 を 取 ŋ 消

第 別 表 八 第 条 几 第 産 業労働 項 に 部 改 \mathcal{O} 8 表 観 同 光 課 項 12 \mathcal{O} 次 項第三号部長専決 \mathcal{O} 号 を 加 え 事 項 \mathcal{O} 中 第 +八 条」 を

法 (平成二十九四) 住宅宿泊事業

項 \mathcal{O} 住 規 宅 定 宿 に 泊 基 事 づ 業 き、 法 第 住 六 宅 +宿 八 泊事業 条 第

年法律第六十五	等関係行政事務を処理することに
号)の施行に関	ついて、保健所設置市等の長から
する事務	協議を受けること。

田珖寧淵」に改め、同項に次の四号を加える。 別表第四産業労働部の表勤労者福祉課の項機関名の欄中「對労砯禉社黜」を「阉

定に関し必要な措置の実施を要請規定に基づき、労働者の職業の安雇用対策法第三十二条第一項の	人 雇用対策法
表律第八条第四項(同条第六項において準用する場合を含む。)のおいて準用する場合を含む。)のののでは等に関する	七 青少年の雇用 と 青少年の雇用 と 青少年の雇用
1 法第二十九条第二項の規定に基づき、無料の職業紹介事業を廃づき、無料の職業紹介事業を廃づき、無料の職業紹介事業を廃止した旨を通知すること。	六 職業安定法 (昭和二十二年 (昭和二十二年)の項 という。)の施 という。)の施
1 法第二十七条第一項の規定に 基づき、障害者就業・生活支援 センターを指定すること。 で対し、監督上必要な命令をすること。 ること。 基づき、障害者就業・生活支援センターを指定すること。 をすること。	五 障害者の雇用の促進等に関する法律(以下この項において「法」という。)の施行に関する

する事務
号)の施行に関
すること。

別 表 第 兀 産 業 労 働 部 \mathcal{O} 表 就 業 支 援 課 \mathcal{O} 項 を 削 る

第二項 二十九 号部長 援 類 五条第 同欄 2 導 六 五. を 者 を に に 長専 下 第 「第六 及び 課 団体 部長 第 改 中 七 2 入 取扱業者」 别 「畜産 \mathcal{O} 1 め 中 促 \mathcal{O} 項 す 表 を 同 10 項」 条 専 項 又 専 項」を る法 の二十六 中 + 決 進 中 又 し 九 第 「第十 第二 又 第 決 業災 第 は 項 事 +は 決 経 法 「第百 五. に を 同 兀 を 共 は 事項 律」 条 中 改 五. 兀 事 営 第 同 \sqsubseteq 項 加 「指定事業者」 に 受託 項 害補 号事 に、 済 百 \mathcal{O} 項」 工 九 Ŧī. 項 を \emptyset 条第二項」 \mathcal{O} 3 を 林 \mathcal{O} 「第二百 第十 安定に 第六十 改 条の 項」 第四 兀 第八 原料 組 九 \mathcal{O} 中 を 「第五 部 \mathcal{O} 十二条 合 第 償 \Diamond 農 条」 者」 を「第三十五条第 欄 同 \neg 1 \mathcal{O} \neg 法施 中 + 乳 項 村 指 第 +日 を _ 表 1 \mathcal{O} 1 十二条第 定生乳 一条第六 項」 五条 生産 本農 中 種 一条第 +同 四第 削 _ 号 地域 を 12 中 関する法 農 を 5 「工業等」 欄2 加え 行令 九条の 部長専 \mathcal{O} 加 改 に 類 業 中 ŋ に 「第二十五条」 「第六条第 者補 四 に改 を 改 林 改 政 え、 \otimes \mathcal{O} \mathcal{O} \sim 項」 六第一 め、 項」 中 項 第八 生産 規格 め、 \neg 同 \mathcal{O} 策 昭昭 第百十 __ を 中 項 決 _ 課 同 同 \emptyset 律 給金等暫定措 十四四 「第十九条 産 項 を い事項の に、 者 等 業 農 十五条の三第一 司 和 を 第 「第二百 同表農産 \mathcal{O} (昭和三十六年法 項」 四項」 農業災 団体」 に改め に関す 五号事 \neg 業 10 を 欄 二十二年 _ の二」を「第六十二条」に、 \mathcal{O} 項 同 「第六十 11 に 産業」 一条第 項」 共 欄2 導 第 4 を 「工業等」 改 を 司 済 同 中 を 欄 兀 入 め、 に 九条第三項 (害補償 の十四第三 、る法律」 欄 中 務 物 中 組 を を 号 「第百 \mathcal{O} に 「第三十一条」 改め、 安全課 第四 置 一条第 促 8 と 政令第二 「指定事 \mathcal{O} 第十 事 合 同 9 「第十条 「第十七条第一 司 改 項 表畜産 法 種類 進等 務 欄 \emptyset 七条第 項」 法 十八 (昭 を \mathcal{O} \mathcal{O} 12 に 同 下 律 に \mathcal{O} 七 \mathcal{O} に -- 産 同欄 種 を 改 欄 3 _ 項」 業者」 第一 安全課 項」 百 を 第 和 改 欄 同 同 を「第百二条第一項」 条第二項」 項第二号部 条の二十 に 関 類 同 め、 に 業」 九十 四十 め、 百 中 欄 す __ \mathcal{O} 「又は 「農業保 2 を 改 中 項及び 項」 に、 11 に 八十三号」 る 12 を 10 同 め 第四 項」 年法 に改 「第六十一 農林 改め、 九号) に 法 中 同号 中 中 (T) 削 لح 欄 に 受託 項 七 改 律 ŋ 8 険法」 に、 改 律第 第 第百 「農業共済組 を 8 _ 第八号事 製造業者等」 部長専決 物 長 第 \Diamond 及 び を め、 者 「第六十 同 第 資 専 兀 村 百 同 口 六条第二項」 四十二 百十二 兀 に を 同表農 に改 十九 項」 改 \mathcal{O} 決 同 地 「第二十 生 条第三項」 9 に 規 事 + 業務 同 2 削 \otimes 域 3 13 を 条の 乳 事 改 務 項 を 中 ŋ 3 工 中 中 削 七 項 を 生 0) 化 \mathcal{O} を 業 7 同 合 り 改 + 条 同 支 産 種 司 同

改 同 同 8 欄 15 14 同 中 中 欄 第 \mathcal{O} 15 百五 を 百 六 (第三項) 兀 同 十二条 +欄 条 13 の二第 とし 水の七」 を 第二百十二条第三項」 その 項 を「第二百十三条」 ただだ 次 に 次 し書 \mathcal{O} ように を 加え 附則 に改 に 改 る。 第二条第 め、 同 欄 欄 13 14 項ただ を 同 同 12 11 書 لح کے し、

- 14処分することを認 に 下 . 基 づ に ょ 業 \mathcal{O} るこ 災 き、 項 12 害 共済 ととさ お 補 償 11 掛 法 て 可 金 れ \mathcal{O} \neg 改正法 る改 等 _ すること。 部を改 0 Ē 滞 納 前 正す に \mathcal{O} と 農業災害 11 0 る法 う。 V て、 \smile 律 補償法第 附 地方税の (平成二十九 則第七 滞 八十 条 納 \mathcal{O} 規定 年法 七条 処 分 \mathcal{O} \mathcal{O} に 律 例 ょ 第 に 第 七 ŋ ょ 兀 な ŋ 項 お 兀 \mathcal{O} 従 号 規 前 れ 定 以 \mathcal{O}
- 15 農 11 業災 ことを相当と 改 正 法 害 附 償法 則第 す 第 七 る 条 百 事 兀 \mathcal{O} 規定 由 条 の三第 \mathcal{O} 存する旨 12 ょ ŋ 項 な \mathcal{O} お \mathcal{O} 規 従 認定をする 定 前 に \mathcal{O} 基 例 づ に こと。 き、 ょ る 共済 こととさ 関 係 を れ 成立さ る 改 正 せ 前 な \mathcal{O}

表農村 場合を含 償 同 る 法施行 決定」 表生 改 七 正 表 整 産 第 前 第 令 兀 を む 振 \mathcal{O} 農 七 課 興 農 「裁 項」 課 業災 \mathcal{O} を 林 _ 決 項第一 部 \mathcal{O} 改 を削 を 項 害 \mathcal{O} 第二号 補 正 に 第 表 り、 号 法附 改 償 農業支援課 八十七 法施 \otimes 部 同 Ś 則第七 長専 部 欄 長専 行 条第 12 決 令 中 決事 条 事 昭 \mathcal{O} 項第 八 項 0 同条の二第五 項」 規定 \mathcal{O} 項 和二十二 欄 0 八 に、 欄 号部長専決 に 7 中 ょ 1 年 中 り 「異議申 政令第二百 な 「又は第二条 項」 (第八十四条に お 従前 事 を 立て 項 同 \mathcal{O} \mathcal{O} 九 条第五 例 を + \mathcal{O} に 16 九号)」 「審査請求」 お 兀 よることとされ 中 V 項」 農業災 て準用 を削 に、 に改 り、 す 8 る 同

別表第四 県 土整備 部 \mathcal{O} 表建設 管 理 課 \mathcal{O} 項 \mathcal{O} 前 次 \mathcal{O} よう に 加 える。

地方道路公 地方道路公 大二号。以下こ 十二号。以下こ の項において 「法」という。) が 地方道路公	る 第 三 別 道路 第 三 十 一 年 別 措置法 (昭 病 行 に お い 下 に 関 す 。) で こ 律 和 特
1 法第四条の規 定に基づき、道 路公社に出資す ること。 項の規定に基づき、道 も、設立団体た	1
1 法第五条第四項の規定に基づ を、道路の整備に関する基本計 き、道路の整備に関する基本計 き、定款の変更に係る国土交通 き、定款の変更に係る国土交通 大臣への認可の申請について同 意すること。	1 法第二十七条第二年の他必要な措置をとるべきにとって、会社等三十九条第二項の規定による許可を選がすること。 ・ 法第二十七条第三項の規定による許可を表別規定に基づき、兼用工作をとるべきに数定を申請し、又は機構と協定を申請し、又は機構と協定を申請し、又は、

			び監事な を	(昭和四十五 の変更に 1 (昭和四十五 の変更に 1 (昭和四十五 の変更に 2 (日本)
			解 基 づ き 、 る る	事 定 三 と の 交 と つ 長 に 条 。 申 通 共 て、 及 基 第 請 大 同 て、
13	10 法第三十八条第一項の規定に基づき、報告をさせること。	9 法第三十二条の規定に基づき、 がをすること。 がをすること。 がをすること。	5 法第二十一条第三項の規定に 基づき、業務の認可をすること。 基づき、業務方法書の変更につ いて同意すること。 予算、事業計画及び資金計画並	き、道路の整備に関する基本計画の変更に係る定款の変更について、道路公社と共同して国土交通大臣に認可の申請をすること。 と お 第十三条第二項の規定に基づき、副理事長及び理事の任命について認可すること。

14規定に基づき、 認すること。 施行 費 0 使 規 則第十 用を承 -四条た 予算の 認すること。 だし 繰越 を 承 \mathcal{O}

事決裁 表河 次 \mathcal{O} 別 表 ょ 砂 事 第 う 防 項 兀 加 課 \mathcal{O} 県 え \mathcal{O} 欄 土 項第 2 中 整備 る 部 _ 「第七十六条の 号知事決 \mathcal{O} 表 道 路 以裁事項 政 策 七 課 \mathcal{O} \mathcal{O} 欄中 を 項 を 「第七十 削 5 を 6 ŋ -六条の とし、 同 表 道 七 路 4 を5とし、 第 環 境 $\overline{}$ 項 課 \mathcal{O} に 項 3 改 第 \emptyset \mathcal{O} 六 号 次 同 知

第十六 条の 兀 第 項 \mathcal{O} 規 定 に 基づ き、 特定 河 Ш 工 事 \mathcal{O} 代 行 に 0 11 て、 玉

土交通大臣に要請すること。

 $\overset{\mathcal{O}}{=}$ ら 12 まで 别 第 を とし、 兀 「第三条の三第 県土整備 8 D 次 部 に次 0 一項」 表河 \mathcal{O} ょ うに に 砂 防 改 め、 加 課 え \mathcal{O} る。 同欄中 項第三号 12 を 13)部長専 とし、 決 事 項 9 カコ \mathcal{O} 5 欄 11 1 までを 中 第三条 10 カュ

組 織 すること。 第十五条の + 第一 項の 規定に基づき、 都道府 県大規模氾 濫 温減災協 議 会 を

4 表第四県土整備 を 5 とし、 3 \mathcal{O} 部 次に次 \mathcal{O} 表 水 のように加える。 辺 再生課 \mathcal{O} 項第 号 知 事 決 裁 事 項 \mathcal{O} 欄 5 を 6

4 土交通 法 第十六 大臣に要請 条 \mathcal{O} 兀 第一 すること。 項の 規定に基づき、 特定河 Ш 工 事 \mathcal{O} 代 行 に 0 1 て、 玉

号と 別 表第四県土整備 号 \mathcal{O} 次 部 に 次 \mathcal{O} \mathcal{O} 表水辺再 号 を 生 加 え 課 る \mathcal{O} 項 中 第三号を第四号とし、 第二号を第三

お に 水 (以下この 11 関する事務 資 <u>√</u> て 法」 行 政 構 項 法 12 法 2 1 と。 <u>\</u> \mathcal{O} 第 づき、特定河 水 き、 行 資 代行につい _ 法 法 政法 項 項 第 に 第 独 立 \mathcal{O} + \mathcal{O} +要請する 人水資 規定に 規 九 九 行 定 が 条 条 政法 Ш て、 に 工 \mathcal{O} \mathcal{O} 基 独 事 基 源 兀

止について同意す特定河川工事の廃

ること。 止について同意力

うに 別 表 改 第 \emptyset 兀 る。 都 市 整 備 部 \mathcal{O} 表 公 遠 ス タ ジ T Δ 課 \mathcal{O} 項 第二号 部 長 専 決 事 項 \mathcal{O} 欄 を 次 \mathcal{O}

ょ

1 る 法 第五 条第 兀 項 \mathcal{O} 規 定 に 基 づ き、 公 袁 施 設 \mathcal{O} 設 置 又 は 管 理 \mathcal{O} 期 間 を 定 \otimes

- 2 意見を聴き、 法第五 条 \mathcal{O} 公募 二第 設 __ 置等 項、 指 第六 針 を定 項及 め、 び 第 又 七 は 項 $^{\sim}$ \mathcal{O} 規定に れ を 変 更 基 Ļ づ き、 及 び 学 識 れ 経 を 験 公 者 示 \mathcal{O}
- 3 ること。 験者の 法第五 意見 条 \mathcal{O} を 兀 聴 \mathcal{O} 規 11 て、 定 に基づ 設置等予 き、 定者を選定 公募 設 置 等 計 L 画 その者にそ を審 査 及 び \mathcal{O} 評 旨を 通 知 す
- 4 設 置等計 法第五 画 条 が \mathcal{O} 適当であ 五. \mathcal{O} 規定 に基 る 旨 づ \mathcal{O} き、 認定をし 公募対 象公 認定日等を公示すること。 園施設 \mathcal{O} 場所 を指定 L 公
- 5 項の規定に基づ 法第五条 の六第二項及 き、 公募設置等計画 び同条第三項に の変更を認定し、 おい て準用する法第五条の 認定日等を公示 五. する 第二
- 6 法第 五. 条 \mathcal{O} 八 \mathcal{O} 規定 に 基 づ き、 認定計 画 提 出 者 \mathcal{O} 地 位 \mathcal{O} 承 継 を承 認 す

7 法第十七条の二第一項の規定に基づき、協

議

会を組

織

す

ること。

は は 部長専決事 十三項ただし書 - 四項た 表 改 改 第 だ 兀 項 都 同欄 書」 へ が 欄 23 市 同欄に次 整備 に改 を「、 3 中 中 部 め、 \mathcal{O} \mathcal{O} 「当該許可」を 「又は第十三項ただし書」を ように 第十三項ただ 表建築安全 同 項第十号部長専決事項の欄 加 える。 課 し書 \mathcal{O} \neg 許可」 項 又は第十四項ただし書」 第 に改め、 号 知 事 $\vec{\ }$ 決 1及び2中 裁事 第十三項ただし書又は 同 欄 項 4 中 \mathcal{O} 「及び」を「又 及び に改 4 中 \emptyset \neg を「又 又 は 同 第 号 第

- 5 業者 法 第五 対 +条第 必要 な指示をすること。 一項又は 第二項 \mathcal{O} 規 定に . 基 づ き、 小 規 模 不 動 産 特定 共 同 事
- 6 対 五. + __ 業務 一条第 \mathcal{O} 項 又 停 止 を命 は 第二項 ずること。 \mathcal{O} 規 定 に . 基 づ き、 小 規 模 不 動 産 定 共 同 事
- 7 五 十三条の 規定に 基づ き、 小 規模不可 動産 特 定共 同 事業者 \mathcal{O} 登 を 取 V)

消すこと。

8 業者に対し、 者に対し、業務管理者の解任を命ずること。法第五十四条第一項又は第二項の規定に基づき、 小規模不動産特定共同事

必要な指示をすること。 法第六十一条第五項の 規定に基づき、適格特例投資家限定事業者に 対

9

10 業務の停止を命ずること。 法第六十一条第六項の規定に基づき、 適格特例投資家限定事業者に対し、

を 「第十三条」に改め、 別表第四都市整備部の表住宅課の項第二号部長専決事項の 同項に次の 一号を加える。 3 中

第二		
登録を取り消すこと。		
項の規定に基づき、登録事業の		
4 法第二十四条第一項又は第二		
写しを送付すること。		
国土交通大臣及び市町村にその		
給促進計画を公表するとともに、		
の規定に基づき、県賃貸住宅供		
において準用する場合を含む。)		
3 法第五条第九項(同条第十項		
住宅協議会の意見を聴くこと。		
配慮者居住支援協議会及び地域		
協議すること並びに住宅確保要		
給促進計画について、市町村に		
の規定に基づき、県賃貸住宅供		行に関する事務
において準用する場合を含む。)	又は変更すること。	という。)の施
2 法第五条第八項(同条第十項	という。)を作成し、	において「法」
と。	貸住宅供給促進計画」	号。以下この項
いて、当該公社の同意を得るこ	この項において「県賃	年法律第百十二
る事業の実施に関する事項につ	進に関する計画(以下	法律(平成十九
給促進計画に記載する公社によ	賃貸住宅の供給の促	の促進に関する
の規定に基づき、県賃貸住宅供	保要配慮者に対する	賃貸住宅の供給
において準用する場合を含む。)	規定に基づき、住宅確	配慮者に対する
1 法第五条第五項(同条第十項	法第五条第一項の	十一 住宅確保要

6 ること。 基づき、 法第三十二条の規定に基づき、 指定登録機関を指定す

- 指定登録機関に 要な命令をすること。 対 į 監督上必
- 7 基づき、 法第三十四 登録事務の 条第一 休 項 止 \mathcal{O} 規定に 又は

廃

8 法第三十五条第一 項 又 は 第二

止を許可すること。

- 事務 関 項 の指定を取 \mathcal{O} 規定に \mathcal{O} 停止 基 を命ずること。 一づき、 り 消し、 指定 又は 登 登 録 機 録
- 9 することを認可すること。 ずづき、 又は の保 法第四十三条第一項の規定に 証 _ 部を金融機関等に \mathcal{O} 債務保証業務のうち 決 定以外の業務 委託 \mathcal{O} 全 債
- 10 可 基づき、 すること。 法第四· 又は当 十四四 債務保証業務規程 条第一 該 規 程 \mathcal{O} 項 変更を認 \mathcal{O} 規定に · を認
- 11 基づき、 法第四十四 債務保 条第三項 証業務規程を変 \mathcal{O} 規定

미

更すべきことを命ずること。

12 法第四十八 支援法人に対 条 \mathcal{O} į 規定に 監督上必 基 づ

要な命令をすること。

13 づ 法第五十条第 支援法人の _ 項の 指定を取 規定 に り 基 消

す

第二条 を 別 「その 表 第 埼 兀 玉 設者」 保 県 健医療 本庁 に改 事 部 務 \emptyset \mathcal{O} \mathcal{O} 表医 委任 同 号 療 及 整 U 部長専決 備 決 課 裁 に \mathcal{O} 関 事 項 項 第 する \mathcal{O} 規 号 則 知 11 事 中 \mathcal{O} 決 「第二十四条」 部 裁事 を 次 項 \mathcal{O} \mathcal{O} よう 1 E 中 を 改 「第二十 開設者」 正す る。

四条第一項、第二十四条の二」に改める。

第三条 長専決 律第六十五号」の 別表第四産業労働部 事 埼玉県本庁事務 項の欄を次の 下に ように改める。 の委任及び決裁に関する規則の一部を次 ___ の表観光課の項第四号事務の種類の 以下この項にお 11 て 法」 とい 欄中 う。 のように改正する。 「平成二十九年法 を加え、 同号部

- 1 こと。 は 一 部 法第十六条の規定に の停止若しくは住宅宿泊事業の廃止を命じ、 基づき、 住 宅宿 泊事業者に 対 及びその旨を通知する Ļ その 業 務 の全部又
- 2 の規定による 法第四十二条第二項の 処分をす ×. き旨を要請すること。 規定に基づき、 国土交通大臣に 対 同条第 項
- 3 理することに 法第六十八条第二項の 9 V て、 保 健 規定に基づき、 所 設 置市 等 \mathcal{O} 住宅宿泊事業等関係 長か ら協 議を受け ること。 行 政事務 を処

附則

は、 この規則は、 当該各号に定める日から施行 平成三十年四月 日 ける。 から施行する。 ただし 次の各号に掲げる規定

第二条の規定 医療法等 \mathcal{O} 一部を改正する法律(平成二十九年法律第五十七号)

の施行の日

一 第三条の規定 平成三十年六月十五日

規則

公 布 埼 玉 す 地 域 機 関 事 務 \mathcal{O} 委任及 てド 決 裁 12 関 す る 規 則 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 規 則 を

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第十一号

第 則 第二号) 埼 玉 玉 県 県 地 \mathcal{O} _ 域 地域機関 部 機関 を 次 事務 事 \mathcal{O} ょ 務 \mathcal{O} 委任及 う \mathcal{O} 委任及 ĺ 改 Ē び 決裁 す び る。 決 裁 に 関 に 関 す す る る 規 規 則 則 \mathcal{O} (昭 部 和 を 兀 改 十 正 五年 す る 埼 規 玉 県 規

第七 第 _ 項 中 主 任 工 事 検 査員」 \mathcal{O} 下 に 主 任 研 究 員」 を 加 え

に 五条第 請 行 20 に、 を 者 は 行業者等」 所 西 -請者に る 長及 11 加 業者等」 12 と 理 者に 「第五 部 セ 号を第三 別表第二 八条各号 「業者」 に、 を 地 え 19 ン 「旅 同 を 一項 通 び 域 を タ 一条」に、 秩 「更新 知 振 同 行 通 父地域 処興セン を 業者等」 知 す 所長、 号と 旅 欄 に 地 を 旅 に 18 行業者、 同欄 旅 する」 方行 掲 行 改 る لح を 13 「旅行業者、 業者等」 げ 中「第二十六 8 \mathcal{O} 「第五条」 行 登録 12 に 振 タ 政 る 及 県 業者 に改 **小央地域** 第五号 同 中 改 興 機 寸 を 同 体 欄 セン 所長 欄 を め、 び 関 旅行業者代理業者又は旅行 「旅行 「第二十六条第三項 又は旅行 11 を 7 \emptyset L \mathcal{O} 同 を 旅行 中「第二十六条第 に 中 に タ 振 表 か 業者 条第 欄 地 改 旅 同 そ \neg 利 興 5 行業者: 業者 行 第十五条」 所長 根 セ \Diamond 欄 \mathcal{O} 2 又 第七号まで 域 「変更登録 又は旅行 旨を申 は 五. 業 中 振 4 地 ン 項」 又は 代理業者、 中 域 タ 興 \mathcal{O} 同 代 第五 に、 振 セ 項第二号 「旅 理業者」 を 旅 請 興 所 ン 11 **然行業者** 業者 長、 _ 者に通 条第 「登録する」を を 一 を 「第七 を「第十五 行業者等」 をする」 セ タ 同 ン を 項」 号ず 欄 旅行 代 専 Ш 「第七 _ タ 所 に 項」 [代理業] 越比 十条第五 決 サ 理業者」 知 長 17 を 改め、 を す とし サ 事 所 \mathcal{O} 0 「第七十条第一項」 Ś 条第 長、 繰 十条第三項」に、 を を 項 企 項 ビス手配業者」に 「変更登) 「旅行 \mathcal{O} 第 ピ 地 り 「第五 同欄 項」 に 北部 域振 に に _ 三号 同 ス手配業者又は 登 上 げ 項 改 改 改 欄 1 9 業者 に改 条」 め、 録 録 10 \otimes から め 中「第五条第一項」 地 興 を 中 域振 を L セ 同 削 \mathcal{O} 同欄 第三 文は に、 次に め、 同 Ļ 同 ン 表 り 興 タ 東 び 旅 改 項 そ セ 部 次 同 3 0) 同 8 「更新 14 \Diamond 欄 ま \mathcal{O} 旨 所長、 旅 を 中 行 中 ン 地 項 \mathcal{O} を タ 域 行 同 で 旨 中 ょ 13 又 旅 旅 業 申 う を 振 口

- \mathcal{O} 旨 法 第 申 + 者 五 条 通 \mathcal{O} 知 規 す 定 る に こと。 基 づ き、 旅 行 サ ピ ス 手 配 業者 登 録 簿 登 録 そ
- 12 法 第二十 七 条 \mathcal{O} 規定に 基づ き、 旅 行 サ ピ ス 手 配 業者 \mathcal{O} 登 録 事 項 \mathcal{O} 変 更 \mathcal{O}

届出を受理し、登録すること。

- 13 出 [を受理 法 第 三十五 す る こと 条 \mathcal{O} 規 定 に 基づ き、 旅 行 サ ピ ス 手 配 業者 \mathcal{O} 事 業 \mathcal{O} 廃 止 等 \mathcal{O} 届
- 14 命 ず 法 ること。 第三十六 条 \mathcal{O} 規 定 に 基 づ き 旅 行 サ ピ ス 手 配 業 者 に 対 業 務 \mathcal{O} 改 善 を
- 16 15 法 第三十 第三十 九 八 条 条 \mathcal{O} \mathcal{O} 規定 定 に に 基づ 基 づ き、 き、 旅 旅 行 行 サ サ E ビ ス ス 手 手配業者登録簿を 配 業 \mathcal{O} 登録 を 抹 消 公 す 衆 る \mathcal{O} 閲 覧
- に 供すること

と に 加 别 える。 水 表 銀 第二 25 排 カコ 地 出 6 方 施 27 まで 設 行 設 政 置 機 を 者」 関 31 カコ \mathcal{O} 表 を 5 加 33 環 え、 ま 境 管 で 理 لح 同 事 務 24 同 所 を 欄 長 同 24 \mathcal{O} 中 項 30 第 と 特 _ 号 定 粉じ 委任 同 23 W 事 排 務 \mathcal{O} 出 次 \mathcal{O} に 者 中 次 \mathcal{O} \mathcal{O} 28 ょ 下 を 34

- 24 受理すること。 + 八 条 \mathcal{O} 二十三 第 __ 項 \mathcal{O} 規 定 に 基 づ き、 水 銀 排 出 施 設 \mathcal{O} 設 置 \mathcal{O} 届 出 を
- 25 \mathcal{O} 法 使 第 用 +0) 届 八 条の 出を受理する <u>二</u> 十 兀 第 _ کے 項 \mathcal{O} 規 定 に 基 づ き、 経 過 措 置 に ょ る 水 銀 排 出 施 設
- 26 0 法 届 出 第十 を 受 八 理す 条の二十 る 五 第 項 $\hat{\mathcal{O}}$ 規定 に 基 づ き、 水 銀 排 出 施 設 \mathcal{O} 造 等 \mathcal{O} 変 更
- 27 き \mathcal{O} 法 第 水 +銀 七 八 出施 に 条 \mathcal{O} 規 三十 定 設 す \mathcal{O} る期 設置 _ 第 間 又 は を 項 短 構 に 造等 縮 お す 11 Ź て \mathcal{O} こと。 変更 潍 用 \mathcal{O} す 届 る 出 法 を 第 +L 条第二 た者 に 項 対 \mathcal{O} 規 定 法 第 12 +基 八 づ
- 28 水 排 第 出 施 設 条 に \mathcal{O} 三十 係 る 届 第二 出 事 項に 項 \mathcal{O} 変更又は お V 7 準 使用 用 す \mathcal{O} る 廃 法 止 第 \mathcal{O} +届 出 条 を \mathcal{O} 受理 定 す に るこ 基 づ
- に 别 29 加 表 づ 第二地 え き、水 第十 方 八 行 条 出 政 \mathcal{O} 施 三十 機 設 関 に \mathcal{O} _ 係る届 第二項 表 環 境管 出 12 を 理事 お L 11 た 務 て 者 準用す 所 \mathcal{O} 長 地 \mathcal{O} 位 る法 項 \mathcal{O} 第一 承継 第十二条第三項 号 \mathcal{O} 委任 届 出 事 を受理す 務 \mathcal{O} \mathcal{O} に 規 ること。 定 次 に \mathcal{O} 基 ょ
- 35 受理書を交付 施 行 規 則 第十 す る 条 \mathcal{O} 六 \mathcal{O} 規 定 に 基 づ き 水 銀 排 出 施 設 \mathcal{O} 設 置 等 \mathcal{O} 届 出 に 係 る

う

と 别 第二 16 を 地 19 方行 لح 政 機 15 関 を 18 \mathcal{O} لح 表 環 境 管 14 理 \mathcal{O} 次 事 に 務 次 所 長 \mathcal{O} ょ \mathcal{O} 項 う Œ 第 加 え 号 る 専 決 事 項 \mathcal{O} 欄 中 17 を 20

15 更 施 出 設 を 八 条 \mathcal{O} た 設 \mathcal{O} <u>-</u>+ 者 置 12 に 六 関 対 す \mathcal{O} 規 る 定 計 水 銀 に 画 排 基 \mathcal{O} 出 廃 づ 止 施 き 設 を 命 水 \mathcal{O} 構 銀 ず 排 ること。 出 施 関 設 す \mathcal{O} 設 る 計 置 又 画 \mathcal{O} は 変 更 造 又 は \mathcal{O} 変 水

- 17 16 施 第 設 法 法 第 _ \mathcal{O} 項 + \mathcal{O} 八 規 条 等 条 定 \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} <u>二</u> 十 12 +ょ 善 る 九 又 九 第二 勧 は 告 水 に 項 銀 項 係 \mathcal{O} 排 \mathcal{O} 規定 る措 規定 出 施 置 12 設 12 をとる 基 \mathcal{O} づ 使 づ き、 用 べ 0 きこと 水 同 時 項 銀 に 停 を命 規 止 出 定 等 者 を ず す 、ること。 る者 勧 告 12 する 対 水 同
- 第三 とし 别 項 表 第二 7 に カュ 改 地 5 28 方 行 ま 政 同 で 機 欄 を 関 6 8 カコ \mathcal{O} を 同 表 5 環 29 境管 ま 7 と で 理事 と 務 同 所長 同 5 \mathcal{O} \mathcal{O} 6 項 次 中 に 第三号 第 次 \mathcal{O} 兀 条第二 よう 委任 12 事 加 項 務 え \mathcal{O} る。 を 中 29 兀 を 条 30
- 6 こと 法 兀 条第二 項 \mathcal{O} 規定 に 基づ き、 汚 染 \mathcal{O} 状 況 \mathcal{O} 調 査 結果 \mathcal{O} 提 出 を受理 す る
- 兀 28 条第二 か 别 表第二 ら 33 ま 項 で 地 を を 方 「第 行 34 カコ 政 兀 機 6 条 関 39 第三 ま \mathcal{O} で 表 項」 لح 環 Ļ 境管 改め 27 を 理事 務 31 同 とし、 所長 項 第 \mathcal{O} 八 その 項第三号 、号委任 次 に 事務 専 次 決 \mathcal{O} \mathcal{O} ょ 事 欄 う 項 中 12 \mathcal{O} 34 加 を え 40
- 届 出 に 係る事業 \mathcal{O} 廃 止 \mathcal{O} 届 出 を受理す ,ること。

32

施

行

令第十六条

 \mathcal{O}

兀

 \mathcal{O}

規

定に基づ

き、

法第十七

条の二第

__

項

 \mathcal{O}

規定に

ょ

る

- 33 を 受理 施 規 すること 則 第五 条 \mathcal{O} 五. \mathcal{O} +一第一 項 0) 規定に基づ き、 熱 口 収 に 関 す る 報 告 書
- لح 23 第二 カュ 地 5 25 方 まで 行 政 を 機 27 関 か \mathcal{O} 5 表 29 環 境 までと 管 理 事 22 所 \mathcal{O} 長 次 \mathcal{O} 12 項 次 第 0 八 ょ 号 委任 う に 加 事 務 え る \mathcal{O} 中 26 を 30
- 23 び 当 第 届 出 七 事 条 項 \mathcal{O} \mathcal{O} 第一 変更 項 \mathcal{O} 届 \mathcal{O} 出 規定 を受理す に基 づ ること。 き、 有害 使 用 済 機器 保 管等 業 \mathcal{O} 届 出 及
- 24 有 害 法 使 第 用 + 済 七 機 条 器 \mathcal{O} 二第三 \mathcal{O} 保管 項 又 は に お 処 1 分 て を 準 業とす 用 す る法第 る者 に 十八 対 Ĺ 条 第 必 要 項 な \mathcal{O} 報 規定 告 を に基 求 \emptyset づ る き、
- 25 と 用 職 に 員 本 法 供 に 庁 す 事 + る 業 七 場等 お 条 \mathcal{O} 11 に \mathcal{O} 二第三項 必 て 当該事 立 要 な 5 限 入 務 度 に ŋ に お を 所掌 お 帳 11 て準用す 簿 11 書類そ す 7 る 有 害使 場 る法第十九 合 \mathcal{O} 用 他 を除 済 \mathcal{O} <_ 。 物 機器等を無償 件 条第 を検 査 項 させ \mathcal{O} で 規定 収 去させ 又は に 基 試 づ る 験 き、 \mathcal{O}
- 26 有 は 処 \mathcal{O} 害 法 方 分 使 法 を 用 行 済 t \mathcal{O} 変 機 条 0 更 た 器 \mathcal{O} そ 者 \mathcal{O} 保管及 第三 に \mathcal{O} 他 対 項に 必 要 び な 期 処分 お 措 限 1 置 を 7 \mathcal{O} を 定 基 準 講 \Diamond 準 用 ず て、 す 適合 る ベ 法第十 当 きこと 該 有 な 害 を 九 V 命 使 有 条 ず 用 害 \mathcal{O} 済 る 使 こと 機 用 \mathcal{O} 器 済 規 機 定 \mathcal{O} 保 器 に 管 基 \mathcal{O} 保 又 づ 管 は き 又 処
- と 別 表 地 30 方 行 政 機 28 関 \mathcal{O} 次 \mathcal{O} に 表 次 環 \mathcal{O} 境 管 ょ 理 う É 事 加 務 える 所 長 \mathcal{O} 項 第 八 号 専 決 事 項 \mathcal{O} 中 30 を 31
- 29 施 令 五. 条 \mathcal{O} 五. \mathcal{O} 規 定 に 基 づ き 口 収 を 行 わ な < な 0 た と き、 又 は

口 る 収 施 設 \mathcal{O} 廃 止 休 止 再 開 若 < は 設 備 \mathcal{O} 変更を たとき \mathcal{O} 届 出を 受理 す

四条 に を び 加 九 削 17 别 える ŋ \mathcal{O} 表 二及 第二地 専 削 決 1) 同 事 び 項 項 第 第 方 18 を \mathcal{O} 八 + 行 号 16 兀 政 専 条 機 1 決事 中 \mathcal{O} 関 $\stackrel{\circ}{=}$ \mathcal{O} Ш 項 19 か \Box \mathcal{O} を 福 市、 欄 祉 5 27 1, か 事 までを 6 務 を 第十 8 所 削 長 り、 17 13 兀 \mathcal{O} 条 か 項 及 (第三号 ら \mathcal{U} \mathcal{O} 34 三ま 14 25までと 中 を で 専 川 $\overline{42}$ 決 Ļ に \Box 事 に 市 改 項 そ 改 8 \mathcal{O} \mathcal{O} 8 次 を 1 に 同 削 Ш 中 次の り、 \Box 中 市 ょ 16 同 項 う 及 +

- 26 法第百 七 条第 __ 項 \mathcal{O} 規定 に 基 づ き、 介 護 医 療院 \mathcal{O} 開 設 を 許 可 す る
- 27 表 28 法第百 第二 か 5 36 地 ま 七 方 でを 条第二項 行 政 33 機 カュ 関 ら \mathcal{O} \mathcal{O} 41 規定に基 表福 まで 祉 とし、 事 一づき、 務 所 27 長 \mathcal{O} 介護医療院 \mathcal{O} 次 項 に 第 次 九 \mathcal{O} 号 ように \mathcal{O} 専 変更許 決 事 加 項 可 え る。 \mathcal{O} を す 中 る 37 を
- 28 \otimes ること。 第百七 条第六 項 0 規定に基づき、 関係市 町 村長に対 通 知 意見 求
- 29 第百 八 条第 _ 項 \mathcal{O} 規定 に 基 づ き、 護 医 療 院 \mathcal{O} 可 \mathcal{O} 更 新 を行う $\underset{\circ}{\triangleright}$
- 30 を すること。 第百九条第 項 \mathcal{O} 規定に基づき、 介護 医 療 院 \mathcal{O} 管 理者となる 医 師 \mathcal{O} 承 認
- 31 る こと 法 第百 \mathcal{O} 承認をすること。 九条第二 項 \mathcal{O} 規定 に 基 づ き、 医 師 以 外 \mathcal{O} 者 に 介 護 医 療 院 を 管 理 さ せ
- 32 出 を受理 法 第百 1十三条 すること 0 規定に 基づ き、 介 護 医 療 院 \mathcal{O} 開 設 者 \mathcal{O} 住 所 等 \mathcal{O} 変更 等 \mathcal{O} 届

狭 加 和二十三年法 15 「南部保健所長」 え、 别 山 表 第二 司 号 所 カュ 地 専 長 律第 5 方行政 決 及 25 事 び に まで 項 八十二号 熊 改 機 \mathcal{O} 谷保 を め、 欄 関 16 を \mathcal{O} 健所 から 次 同 表 保 表 \mathcal{O} \mathcal{O} 長 病 24 健 ょ 下 \mathcal{O} ま 害 う に 所 でと |虫防 項 長 に 地 改 \mathcal{O} 以 除 域 項 \emptyset 所長 る。 下こ 第 機 同 関 表 号委任 \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} Ш 項 第 項 長 П に \mathcal{O} 保 事 お 欄 号事 健 務 11 中 所 て \mathcal{O} 長、 \neg 務 \equiv 法 \mathcal{O} 中 \square 種類 15 保健所長 日 と 部 削 VI \mathcal{O} 保 う。 欄 健 中 所長、 16 昭 を

1 法 第 八 条 第 項 又 は 第二項 \mathcal{O} 規定 に 基 づ き、 販 売 者 カュ ら \mathcal{O} 届 出 を受 理 す

る

2 若 質 法第十三条第 汚 量 濁 は 使 薬等 農薬 用 \mathcal{O} を 状 \mathcal{O} __ 集 使 項 況 若 取 用 又 さ 者 は せ、 第三項 に 対 は 若 帳 L 簿、 \mathcal{O} 規定 書 告 は [類そ 必 を 12 要な場所 命 基 \mathcal{O} づ 他 き、 又 必 要な物 は 農薬 職員 立 5 使 件 に 用 入 検 を検 り 者 査 査 販 させ た 売者 \mathcal{O} \emptyset るこ 販 又 売 要

事業分 の三第 十条第 に改 と 第二十号 造業者等」 改 づ 十三 き」 振興 所長 第二十三号 改 め 中 3 第十 4 \otimes 表 4 同 担 لح を セ 同 \mathcal{O} 第 <u>(</u>さ 号専 項第十 七 項」 項 同号委任事務 金 第 削 ン カコ 下 同 項 を 昭 ŋ 徴 タ い 条 物 5 地 に たま農 の二十 に 決 和二 کے 中 に 資 項 同 収 第二十三号までを 取 方 Ļ 改 改 事 所長を 第 \mathcal{O} 条 \mathcal{O} 機 同 例 め、 号 扱業 項 規 ++欄 8 都 農 関 専 \mathcal{O} 六 道 業 5 林 七第四項」を 五. 次 同 \mathcal{O} を 振興セ 同 決事 者」 委員 中 \mathcal{O} 除 号 欄 化等 年 項第二十五 司 府 \mathcal{O} 表 号 埼玉 欄 を削 農 欄 法 県 ょ 1 を 項の うに 中 会等 に 律 機 林 第 1 3 に $\overline{}$ 同 中 り、 改 関 八 ン 中 「第二十条第三項」 第 構 振 県営土地改良事 項第 一号ず め、 条第 タ す 加 \mathcal{O} 欄 \mathcal{O} に 「第三条第一 興 第二十 一号を同 「第十 第十 項第一 意見を え る +関 24 セ +法律」 所長、 八号) る 中 同 す ン 七号と 項」 欄 る 9 六号を第十 タ 「第百十 号事務 項 七 繰 _ 2 聴 法 川越農林振 第二十四号 条の二十 条の二第二項」 中 _ を 律 り 11 所 を 項及び第二項」を 上 を削 て 長 第七 「第二十一条の二第 \neg (昭 業分担 げ、 \mathcal{O} 三条の二第一 日 \mathcal{O} を 同 種類の 本農林 五. り を 和 項 項 条第 六 号 「第六十五 <u>二</u> 十 加 同 第 金及び特別徴 中 え、 興 とし、 第四項」 項第二十四号専決 と 同 第 欄 セ 規格等に 項第十二号事 六 号 項」 を 中 年 ン 同 専 九 項」 第十 タ 項 法 同 決 「第七十条第二項 条第四 号を 埼 「第三条」 表 に に 第 律 事 農林 所長 改め 四号 改 玉県営土 を 七号を第十 __ 関 第 項 第十 収 項」 する 八 \otimes \mathcal{O} 「第百 項 金 及 振 務 専 + 徴 八 事 を び 興 同号 法 \mathcal{O} 決 八 同 7 に改め 収条 号 本 十三条 地 セ 項 種 事 「第 中 庄 を \mathcal{O} 六 項 5 ン 「製 묽 タ 同 欄

5 収 するこ す る کی 特 第 别 八 条第三 徴 収 金 項 \mathcal{O} 額 \mathcal{O} 規定 そ \mathcal{O} 他 に 当 基 一づき、 該 特 別 徴 同 収 条 金 第 \mathcal{O} __ 徴 項 及 収 に び 第二 関 L 項 必 要 \mathcal{O} な 事 定 項 に を ょ 通 n 知

委任事 越農 項 カコ 若 2 6 表 14 第二 務 林 を 18 < 第 ま 改 同 は \mathcal{O} 振 興 地 で 第 لح + + セ 方 15 1 中 七 機 لح 八 ン 同 条の L 項 タ 関 \neg 第 同 13 \mathcal{O} 三第六 欄 に 八十 表 を 同 所 長及 同 欄 改 農 14 中 \otimes 七 林 13 項 14 中 条 び 振 لح 第百 同 \sqsubseteq \mathcal{O} 本 興 第 号 · 庄 農 を 三 セ 十三 専決 第 百 「第 ン + _ 林 同 タ $\dot{\Xi}$ 条 事 八 項 振 の三 条 項 + 12 興 所 長 \mathcal{O} セ \mathcal{O} \mathcal{O} 七 条の三 次 欄中 \widehat{z} ン 第 に 第 を タ V 次 18 八 第 たま農林 項 第 +を 所長 \mathcal{O} 八条第 ょ 百 19 七 十三条 を除 項 又 う を لح に 振興 は 加 第 _ 第 項 え 百 \mathcal{O} 15 セ 兀 カン ンタ 十八 に 5 \mathcal{O} に 改 項 17 条 条第 第二号 \mathcal{O} 改 ま \otimes 所 三 で 同

13 百 1十三条 \mathcal{O} 二第 兀 項 及 び 第六 項 \mathcal{O} 規 定 に 基 づ き、 県 営 土 地 改 良 事 に

お 11 4 な し三条資格者 等 か 5 代 表者 \mathcal{O} 選 任 通 知 又 は 解 任 通 知 を受理 す る

別徴 埼玉 「第三条 項 及 表 県 第二 収 び 金 営 土 徴 地 に に 収 地 方 条 改 改 改 機 良 め、 例 め、 関 事 \mathcal{O} に改め、 業分担 同 表農 同 欄 村 5 4 を を 金 整 同 備 同 削 徴 号委 欄 り、 収 計 条 4 画 任 例 لح 同 セ 事務 欄 ン を 5 タ \mathcal{O} 中 同 欄 欄 埼 所 1 第 に 玉 長 中 県 次 八 \mathcal{O} 項第二 営土 \mathcal{O} 条 「第三条第一項又は ように 第 地 __ 改良 号 項 加 事 又 は」を える。 事業分担金 務 \mathcal{O} 種 類 「第七 第二項」 \mathcal{O} 及 条 てド 中

5 収 す ること。 す る 例 第 特 别 八 条第三 徴 収 金 項 \mathcal{O} 額 \mathcal{O} 規定 そ \mathcal{O} 他当該 に 基 づ き、 特 別 徴 同 条 収 第 金 \mathcal{O} ___ 項 徴 及 収 び第二 に 関 L 必 項 要な事 の規定に 項 を ょ 通 ŋ 知 徴

二第二 表建築 八条 備事 土整備 二項 号 五. 所 别 加 長 \mathcal{O} 表 第十 項 又 及 務 + = 第二 え 安 ハ 第十 る は 又 全 所長、 事 び は 杉 務 地 五. セ 第六十二 六 所長、 号 第 ン 戸 を 方 県土 号 タ = 六 秩 機 +第 関 又 = 父 又は第 条 整 県 五. は 所 Ш \mathcal{O} の三第 土整備 越県 条 長 備 +第六十二条の三第 表 \mathcal{O} \mathcal{O} 事 八 県 三第 六 務 土 条 土 項第三号委任 十二条 事 整 兀 所 \mathcal{O} 整 兀 長 項 務 備 十三 第十 |項第十 所長 事 \mathcal{O} 事 項 及 の 三 務 務 に 兀 所 所 長 兀 第 号 五. 事 熊 改 長 $\mathcal{C}_{\mathcal{C}}$ 項第十 号ハ 務 越 谷県 兀 ニ \aleph \mathcal{O} 項 0 谷県 飯 項 _ 欄 能県 第 に 土 同 第 整備 五号 土 + 改 を「第三十 表 3 八 六 整 土 中 \emptyset 朝 号 号二」 委任 整 \subseteq 備 事 霞 第三十 事 務 備 県 同 務 所長 事 土 事 に 欄 整 務 改 を 所 務 _ 4 条 備 \emptyset 中 _ 長 所 \mathcal{O} 「第三十 条 長、 の二第二 \mathcal{O} 行 事 務 同 第三十一条 の二第二 項 田 1 表に を 県土 東 所 中 長、 一条 削 松 項 整 次 り Ш 第 \mathcal{O} \mathcal{O} 項 五 +: \mathcal{O} 第 同 事

二 埼玉県都市公 二 埼玉県都市公 第三十八号。以下 第三十八号。以下 で 条例」という。) 下 条例 で ま 県条 例 で ま り で と い う る が で と が う と い う る か に 関 す る	
1 条例第九条第一項 基づき、同条第一項 基づき、同条第一項 を	3 法第六条第一項及び第三項の規定に基づき、都市公園の店別の方う事項の変更を許可し、及び許明をすること。

7 6 5 3 4 すること。 すこと。 き、 条 例 出 称又は主たる事務 二項の規定に を減額し、 定に基づき、 を命ずること。 を禁止し、又は退去 定に基づき、 若しくは行為若し 用の条件を変更し 係る行為若しくは利 規定に基づく許可に 及び第十条第一項の 項の規定に基づき、 上必要な指示をする 項を定め、及び管理 定に基づき、 定めること。 は当該許可を取り消 は利用を停止し、 所 を受理すること。 条例第二十四条第 条例第十八条の 条例第十六条の 条例第十二条の 条例第十三条第 在 指定管理者の名 第九条第一項 地の変更の届 又 は 遵守事 立 入 使用料 基 免 所 規 'n 規 づ 除 規 又

係る

利

用に

V

て条

件

: を 付

Ĺ

並っ

がに供

用日及び供用時

間

を

7 る。 項 公園 移動 項 t るべきことを命 0 . 必 \mathcal{O} \mathcal{O} 法第三十 規 特定事業に 要な措置 規定に基 に係るも に をすること。 定 限 円 市 に る。 滑 基づ 公園 八条第 化 \mathcal{O} \mathcal{O} づ (都 特定 き、 に ず 係 をと た き 市 る る 8 兀

5 十二号) の二第一 4まで ター 別表第二公 戸田 ボ 項及 \mathcal{O} 公 規定中 基づくモー ト競技を行う場合に限る。 遠 漕 \mathcal{O} び第二項」 . 艇場に 施設 戸 \mathcal{O} 表大宮 ター お を 田 11 ボ 公園 て 「第五条 モー 公園 漕 卜 ・競技を行 事務 ター 艇場にお の十二 $\overline{}$ ボ 所長 _ を削 11 う場合に に 1 \mathcal{O} 改め、 て 競 項 る。 モー 走法 第 ___ 限 号 同 タ (昭和二十六年法律 る。 委任 項第二号委任 ボ 事 _ 務 1 を 競走法に \mathcal{O} 削 り、 事務 2 中 基づ 第二 同 \mathcal{O} 欄 第 2 百 五. 1 条 モ 兀 中

第二条 する。 埼 玉県地 域機関事務 \mathcal{O} 委任及び決裁に関 する 規 則 \mathcal{O} _ 部 を 次 \mathcal{O} よう に 改 正

三条第七 第三十三条第 表第二 項 地 方行政 を +「第三十三条第 _ 項」 機関 に \mathcal{O} 改 表 Ŕ 児童 る。 九 項」 相談 に 所 改 長 め、 \mathcal{O} 項 同 第 欄 号 22 委任 中 「第三十三条第 事 務 \mathcal{O} 21 中 九 「第三十 項」

第三条 する。 埼 玉 県地 域 機関事 務 \mathcal{O} 委任 及 び 決 裁 に 関 す る 規 則 \mathcal{O} _ 部 を 次 \mathcal{O} ょ う に 改 正

16 二十四 \mathcal{O} ら23までを22 別表第二 E 条の二」 次 地 のように 方行 カュ に改 5 政 加える 25 機 までと め、 関 \mathcal{O} 同 表 欄 保 19 健 を 同 所 同 欄 長 19中 欄 \mathcal{O} 21 項 とし、 第一号委任事務 「第二十四条」を 同 欄 中 18を20とし、 \mathcal{O} 「第二十四条第一 欄中 24 を 17 26 と を 19 と 20

- 17 に 法 第二十 対 · 四 条 限 を定め 小の二第 T 項 の 必 要な措 規 定 に 置 基 をとる づ き、 病院 べきことを命 診 療所 ず 又 、ること。 は 助 産 所 \mathcal{O} 開 設
- 18 そ 法 \mathcal{O} 第二十 す る病 四条 院 の二第二項 診療 所 0 又 規定 は 助 産 に 所 基 づ \mathcal{O} 業務 き、 開設 \mathcal{O} 全 者に対 部 又 は 部 \mathcal{O} 間 停 止を命 を定 \Diamond ずる て

じ、 そ 当 たし \mathcal{O} 該 別 他 病 又 を 表 は 第二 \mathcal{O} 院 _ 当 物 件 診 該 た 地 方行 療 職 を 検 所 員 に 査さ 若 改 政 に \Diamond 機 L せ 当 < 関 る は 該 同 \mathcal{O} 助 病 表 院 に 産 4 改 所 中 健 8 \mathcal{O} 診 所 る。 運営 療所 又は 長 \mathcal{O} 若 に \sqsubseteq 項 関 を 第 L < 係 「若 号専 は \mathcal{O} 助 あ 産 る 場 は 所 事 項 \mathcal{O} 所 に、 開 に \mathcal{O} 設 立 5 者 1 \neg 入 \mathcal{O} 命 及 ŋ 事 ず び 務所 る 2 中 そ 簿 を 行 \mathcal{O} 命 類 他 0

第 四条 する。 埼 玉 県 地 域機 関 事 務 \mathcal{O} 委任及 U 決 裁 に 関 す る 規 則 \mathcal{O} 部 を 次 \mathcal{O} う に 改 正

 \mathcal{O} 15 \mathcal{O} لح 別 を 表 ょ を う 第二 に 第 12 加 館 を 地 七 える 業 方 条 14 \mathcal{O} لح 行 \mathcal{O} 二第 全 政 部 機 又 同 関 は 項 \mathcal{O} 表 11 保 部 中 に \mathcal{O} 健 \sqsubseteq 対 所長 「営業 に 改 \mathcal{O} \Diamond \sqsubseteq \mathcal{O} 項 第 \mathcal{O} 同 下 を +欄 に 兀]号委任 旅 11 を 館 同 年 業 欄 以 \mathcal{O} 事 務 内 13 لح \mathcal{O} \mathcal{O} \sqsubseteq 改 欄 を \Diamond 10 同 加 中 欄 え、 同 10 \mathcal{O} 中 七 営 次 13 条 を

- 11 \mathcal{O} 風 法 第 俗 七 \mathcal{O} 保 条 持 の二第二項 上 必 要 な 措 \mathcal{O} 規定に 置 をとるべ 基づ きことを命ず き、 営業者に ること。 対 Ļ 公 衆 衛 生上 又 は 善 良
- 12 に を لح 対 法 第 七 ベ 旅 条 きこと 館 0) 業 一第三項 を \mathcal{O} 停 命ずること。 止 そ \mathcal{O} 規定に \mathcal{O} 他公 基づ 衆衛生上又は き、 旅 館 業を 善良 \mathcal{O} 営 風俗 む 者 \mathcal{O} (営業者 保 持上 必 を 要な 除 措 置

 \emptyset る。 別 表第二 地 方行 政 機 関 \mathcal{O} 表保 健 所 長 \mathcal{O} 項 第 兀 号 専 決 事 項 \mathcal{O} 欄 を 次 \mathcal{O} ょ う に 改

- 1 係 を 者 求 8 第 質 七 又 問 条 は 第 さ せ 該 る 項 こと。 職 \mathcal{O} 員 規 に 定 旅 に 館 基 業 づ \mathcal{O} き、 施設 営業者 に 立 そ 5 \mathcal{O} 入 他 り、 \mathcal{O} 検 関 係 査 者 さ せ、 カゝ 5 若 必 要 な は 報 関
- 2 入 \mathcal{O} 他 法 ŋ 第 \mathcal{O} 七条 関 検 係 查 者 第二 さ せ カコ 5 項 若 必 \mathcal{O} 規定に 要な L < 報 は 告を 基 関 係 づ き、 者 求め に 旅 質 又 館 問 は当該 業を営む させること。 職員に 者 (営業者 旅 館 業 \mathcal{O} を除 施設に 立 5

別 表第二 地 方行 政 機 関 \mathcal{O} 表 保 健 所 長 \mathcal{O} 項 に 次 \mathcal{O} 号 を 加 え る

置(滋第五条は規定する指置	において一独」と
くとうですったくて、「目むでニー・りょう	る・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
務の運営の改善に必要な措	五号。以下この項
業務の方法の変更その他業	九年法律第六十
き、住宅宿泊事業者に対し、	事業法(平成二十
1 法第十五条の規定に基づ	四十五 住宅宿泊

ے	
•	
をとるべきことを命ずるこ	
する措置に係るものに限る。)	
必要な措置(法第五条に規定	
その他業務の運営の改善に	
者に対し、業務の方法の変更	
定に基づき、住宅宿泊管理業	
3 法第四十一条第二項の規	
る。)。	
する措置に係るものに限	
させること(法第五条に規定	
させ、若しくは関係者に質問	
の他の施設に立ち入り、検査	
求め、又は職員に届出住宅そ	
対し、その業務に関し報告を	
に基づき、住宅宿泊事業者に	
2 法第十七条第一項の規定	
べきことを命ずること。	関する事務
に係るものに限る。)をとる	いう。)の施行に
_	_

二 第三条の規定 医療法等の一部を改正する法律(二一 第二条の規定 平成三十年四月二日は、当該各号に定める日から施行する。この規則は、平成三十年四月一日から施行する。た附 則 ただし、 次の各号に掲げる規定

医療法等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第五十七号)

の施行の日

第四条の規定 平成三十年六月十五日

埼 玉 個 人 番 \mathcal{O} 利 用 等 に 関 する条 例 施 行 規則 をここに 公 布 す る

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第十二号

埼玉県個人番号の利用等に関する条例施行規則

(趣旨)

第 一条 とする。 条例第四 \mathcal{O} 号。 規 則 は 以下 埼 玉県 「条例」 個 人 とい 番 号 う。 \mathcal{O} 利 用 等 \mathcal{O} に 施行に関 関する条 必要な事 例 (平成二十七 項を定め 年 埼 玉 ŧ

(条例別表第一の規則で定める事務)

第二条 等 する高等学校等をい 校等就学支援 付 する応答に関 第二項第三号に (同法第三条第一 金の 支給 例 别 の申 表第 金の支給に関する法 する事務とする。 請 規定する保護者等を . う。 項に規定する者を \mathcal{O} の受理、 以下同じ。) \mathcal{O} 項 その $\hat{\mathcal{O}}$ 規則 申請に 律 で定め (平成二十二年法 いう。 い う。 (特別支援学校 係る事実に る事務 以下同じ。 以 下 · 同 じ。 は、 0 の高等 律第十 私立の V て に の審査又はその \mathcal{O} -八号) 対する奨学の 保護者等 部 高等学校等 を除く。 第二条に (同 (高 申 た 法 0) め 第三 生徒 規定 等 請 \mathcal{O}

第三条 る。 条例 別 表第一 の 二 の 項 \mathcal{O} 規 則 で定 \Diamond る事 務 は 次 \mathcal{O} 各号 に 掲 げ る 事 務 と す

る支援 請 に 高等学 対 する応答に 金 一の支給 校 等を退 \mathcal{O} 学 関 申 請 する事務 L た \mathcal{O} 受理 後、 私 そ <u>\f</u> \mathcal{O} \mathcal{O} 申 高 請 等 学校等 に 係 る事 に 改 実 に 8 7 0 VI 入 学 て \mathcal{O} L た生 審 查 徒等 又 は そ 対 \mathcal{O} 由 す

る支援金 実に 高等学校等を退学 0 V の支給に関 \mathcal{T} \mathcal{O} 審 査 した後、 する保護者等 又はその届出 私 立 12 \mathcal{O} \mathcal{O} 対 収 高 す 入 等学校等に の応答に \mathcal{O} 状況 \mathcal{O} 届 関 改 する事務 出 \Diamond \mathcal{O} 7 受理、 入学 L た生 そ \mathcal{O} 一徒等 届 出 に に 係 対 る す

四条 減 高等学校等 \mathcal{O} 関する事 申 請 0 例 受理、 務とする。 別 (各種学校 表第 その <u>ー</u>の を除 $\frac{\Xi}{\mathcal{O}}$ 申 請 項 の に 係 規則 $\overline{}$ る 事 \mathcal{O} 実に 児童又は生徒 で 定め 0 る事務 11 7 \mathcal{O} 審査 \mathcal{O} は 保 又 私 護者等に係る授業料 は <u>\frac{1}{1}</u> その の 小 学校、 申 請 に 対する 中 学 校 応 \mathcal{O} 又 は

る。 五. 条 別 表第 _ \mathcal{O} 兀 \mathcal{O} 項 \mathcal{O} 規 則 で 定 \Diamond る 事 務 は 次 \mathcal{O} 各 号 に 掲 げ る 事 務 とす

7 行う生活 活 護 に 法 木 (昭 窮 和 す <u>二</u> 十 る 外 玉 五. 年 人 に 法 対 律 す 第 る 百 保 兀 護 +兀 \mathcal{O} 実施に 号) 第 関 +す 九 る事 条 第 _ 項 \mathcal{O} 規定

- に す \mathcal{O} 対 申 る 請 す る 対 \mathcal{O} す 護 開 法 第二十 る 始 \mathcal{O} 応 変 更 答 に \mathcal{O} 兀 関 申 は す 請 同 る \mathcal{O} 条 受理 事務 第 項 九 \mathcal{O} 規定 項 そ \mathcal{O} 規 \mathcal{O} 定 申 準 請 に 準 に て 係 じ 行 7 う る 生 事 行 活 実 う 生活 に 木 0 に 11 7 木 す 窮 る \mathcal{O} 審 す 査 る 玉 又 人 は 玉 そ
- す 玉 生 る 活 人 12 保 対 護 す ょ 法 第二十 る職 る 保 権 護 五 に \mathcal{O} 条第 ょ 開 始 る 保 又 _ は 護 項 同 $\hat{\mathcal{O}}$ \mathcal{O} 変更に 条第二 規定 に 関 項 準 す \mathcal{O} U うる事務 規定 て 行 に う 準 生 活 7 行 木 う 窮 生 す 活 る に 外 木 玉 窮 人 す に る 対
- 兀 生 \mathcal{O} 停 活 止 又は 護法第二十 廃 止 に 六条 関 する \mathcal{O} 規 事 定 務 に 準じ て 行う 生活に 木 窮 す る 外 玉 人 に 対 す る
- 五. す 生活 資 料 保 護 \mathcal{O} 法 第二十 供 等 \mathcal{O} 九 求 条第 \emptyset に 関 --- す 項 る \mathcal{O} 事務 規定 に 準 て 行 う 生 活 に 木 窮 す る 外 玉 人 に
- 六 審査 生 対 又 する は その 護 **%**労自立 法 第五 申 請 給 +に 五条 対 付 する 金 \mathcal{O} \mathcal{O} 応答 支給 兀 第 ____ 12 \mathcal{O} 申請 項の 関 す る \mathcal{O} 規 事 受理、 定 務 12 準 その じ 7 申 行 請 う 生 に 活 係 る に 事 木 実 窮 に す る 0 外 11 7 玉 \mathcal{O}
- 七 要す 活 保 る費 護 法 第六 用 \mathcal{O} 十三条 返 還 に 関 0) する 規 定 事 に 準じ 務 て 行う生活 に 木 窮 す る 外 玉 人 対 す る 保
- 八 徴 第 生 収 活 を含 項 7 又 保 む。 は う生活に 護法第七 第二 項 に + 関 \mathcal{O} 木 規定に する 七条 窮する外 事 第 準 _ 項 じ 玉 文は て 人 行 に 対 第 う 生 す 七 活 る + 八 に 徴 条 木 収 第 窮 金 す \mathcal{O} _ 項 徴 る 外 収 カン 玉 5 第三 人 同 に 法 第七 対 項 す ま る で 八 徴 \mathcal{O} 条 収 規 \mathcal{O} 金 定
- 第 六条 る。 条 例 別 表 第 --- \mathcal{O} 五. \mathcal{O} 項 \mathcal{O} 規 則 で 定 8 る 事 務 は 次 \mathcal{O} 各 号 に 掲 げ る 事 務 لح す
- 同じ であ 療育 対 す $\overline{}$ 0 手 る て 帳 \mathcal{O} 応答に 交 付 そ 知 \mathcal{O} \mathcal{O} 的 関 障 申 者 する 請 \mathcal{O} 害 障 \mathcal{O} 受理 事 害 務 \mathcal{O} 知 程 的 度そ そ 障 \mathcal{O} 害 申 \mathcal{O} \mathcal{O} 請 他 あ に る \mathcal{O} 児童を 係 事 項 る 事 \mathcal{O} 含 実 記 に 載 む が 0 あ 11 て る に \mathcal{O} ŧ 対 審 \mathcal{O} 査 を 7 又 交 11 う。 付 は そ す る \mathcal{O} 手 下
- 二 療育手帳の返還に関する事務
- 療育 0 交付 に 関 す る 事 項 が 記 載 さ れ た 台 \mathcal{O} 備 12 関 す 事
- 兀 応 答に 療育 \mathcal{O} 手 帳 す 出 る \mathcal{O} \mathcal{O} 交付 受理 事 を 受け そ \mathcal{O} 届 た 者 出 に \mathcal{O} 氏 係 名を変 る事 実 に 更 0 た V て き \mathcal{O} 審 査 若 又 は そ は 居 \mathcal{O} 届 住 地 に を 移 対 す
- 五 療育手帳の再交付に関する事務
- 七 别 表 第 \mathcal{O} 六 \mathcal{O} 項 \mathcal{O} 規 則 で 定 \emptyset る 事 務 は 次 \mathcal{O} 各号 に 掲 げ

る。

- 係る ため 患者 医 \mathcal{O} 医 対 策基 療費 費の支給 以 助成 本法 下 12 (以 下 0) (平成 関す 条に る ر ص お 事 +11 条 務 て 年法律 に お 肝 炎 11 患 第 て 者 九 \neg 肝 等 +炎治 七 $\overline{}$ とい 療 う。 医 第二条第三号に 療 費 に 助 成 対 す と る 肝 規 11 定す う。 炎治 る 療
- 肝 実 炎 に 患 0 者 11 等 て に 対 \mathcal{O} 審 す る肝 查 又 は 炎 治 そ \mathcal{O} 療 申 医 請 療 費 に 対 助 成 す る応 \mathcal{O} 支 答に \mathcal{O} 関 申 す 請 る \mathcal{O} 事 受 務 理 そ \mathcal{O} 申 請 に 係
- 三 返還 肝 に 炎 八患者等 関 する 事務 12 対 す る 肝 炎治 療 医 療費 助 成 12 係る受給 者 証 \mathcal{O} 交 付 再 交 付 又 は
- 兀 \mathcal{O} 届 肝 出 炎 12 患者 係 る 等 事実 に対 に す 0 る 1 肝 炎 て \mathcal{O} 治 審 療 査 医 又は 療 費 そ 助 \mathcal{O} 成 届 \mathcal{O} 出 申 請 に 対 内 す 容 る \mathcal{O} 応答 変 更 に \mathcal{O} 関 届 す 出 る \mathcal{O} 事 受 理 そ
- 五. 肝 る事 炎 患 実に 者 等 9 1 対 す て \mathcal{O} る 審査 肝 炎検 又は 査 そ \mathcal{O} \mathcal{O} ため 請 求 \mathcal{O} に 検 対 査 費 す る 用 応 助 答に 成 \mathcal{O} 請求 関す る \mathcal{O} 事務 受理、 そ \mathcal{O} 請 求
- 等 八 る 応答に 条 \mathcal{O} 減免 関 す る 例 関 \mathcal{O} 条例 す 別 申 表第 る 請 事務とする \mathcal{O} (昭 受理、 和 \mathcal{O} 五. 七 その + \mathcal{O} _ 項 年 申 \mathcal{O} 埼 規 請 玉 に 則 係る事実に 県 で 定 条例 8 る事 第三十四号) 務 0 は 11 て 埼 0) 玉県 審査 第 八条 又 <u>\f</u> はそ 高 \mathcal{O} 授業料 等学 \mathcal{O} 申 校 請 又 \mathcal{O} は 授 入学 対 業 料 す
- 九条 る。 例 别 表第一 \mathcal{O} 八 \mathcal{O} 項 \mathcal{O} 規 則 で定め る事 務 は 次 \mathcal{O} 各号 に 掲 げ る 事 務 とす
- に \mathcal{O} 申 よる 埼玉 請 奨学 県 に 高 対 等学 す 金 る \mathcal{O} 貸 校 応 与 等 答 奨学 に関 \mathcal{O} 申 請 金 す る に \mathcal{O} 受理、 事 関 務 す る 条 そ 例 \mathcal{O} 申 伞 請 12 成 係る + 八 事 年 実 埼 に 玉 県 0 条 11 て 例 第 \mathcal{O} 審査 六 +又 _ は 号) そ
- する 埼 \mathcal{O} 事 受 玉 務 理 県 高 等学 そ \mathcal{O} 校 申 請 等 奨学 に 係 金 る 事 に 関 実 E す る条 0 11 7 例 に \mathcal{O} 審 ょ 查 る 奨学 又 は そ 金 \mathcal{O} \mathcal{O} 申 返 請 還 に \mathcal{O} 対 期 す 限 る \mathcal{O} 応 猶 答 予 に \mathcal{O} 申
- +す 付 る応 金 条 \mathcal{O} 别 条例 支 支援 答 学 関 別 \mathcal{O} 申 す 校 表 る事 請 \mathcal{O} 第 高 \mathcal{O} ___ 務 受 等 \mathcal{O} 理、 部を とする。 九 \mathcal{O} そ 除 項 \mathcal{O} \mathcal{O} 申 規 請 則 \mathcal{O} で定 に 係 生 る 徒 \emptyset 事 る 等 実 事 \mathcal{O} 保 に 務 護者 は 0 11 等 玉 7 に 立 \mathcal{O} 審 対 及 す 査 び 又 る 公 奨学 は 立 そ \mathcal{O} \mathcal{O} 高 \mathcal{O} 申 等 た 学 請 \Diamond \mathcal{O} 校 等 対
- す 一条 例 別 表 第一 \mathcal{O} + \mathcal{O} 項 \mathcal{O} 規 則 で 定 \emptyset る 事 務 は 次 \mathcal{O} 各 号 12 掲 げ る 事 務
- 支援 高等 対 す 学 校 \mathcal{O} 支 等 答 給 を 退 \mathcal{O} 関 学 申 す 請 し る た \mathcal{O} 事 受 後、 務 理 県 そ <u>\frac{1}{2}</u> \mathcal{O} \mathcal{O} 申 高 請 等 学 に 校 係 る 等 事 に 実 改 に 8 7 0 い 入 学 7 \mathcal{O} L 審 た 生 査 徒 又 等 は そ 対 \mathcal{O} す
- 高 等学校等 を退 学 た後、 県 立 \mathcal{O} 高 等学校等に 改 \otimes T 入学 L た生徒等 に 対 す

支 に 0 い \mathcal{O} 支 \mathcal{O} 査 又 す は る そ \mathcal{O} 届 者 出 \mathcal{O} 対 収 す 入 る \mathcal{O} 応 答 況 に \mathcal{O} 関 届 す 出 る \mathcal{O} 受 事 務 そ \mathcal{O} 出 に る

又 号 は に 及 ょ び \mathcal{O} 申 る 通 請 信 例 修 学 别 に 制 奨励 対 課 表 す 第 程 費 る 生 __ 応 徒 \mathcal{O} \mathcal{O} 答 貸 修 与 学 関 奨 \mathcal{O} \mathcal{O} す 申 励 項 る 請 費 \mathcal{O} 事 貸 規 \mathcal{O} 受 務と 与 則 理 条 で す 例 定 そ \otimes (昭 \mathcal{O} る 事 申 和 兀 務 請 +は 係 九 る 年 埼 埼 玉 事 実 玉 県 に 県 高 条 0 等 例 学 11 第 校 て \mathcal{O} 八 定 +審 時 杳 七

十三条 す T 校給 \mathcal{O} る学校給 審 査 食 又 費 条 は 例 食費 (学 そ 别 校給 \mathcal{O} 表 を 第 申 11 う。 請 食 \longrightarrow \mathcal{O} 法 12 + 対 (昭 す に 係 る 和 \mathcal{O} <u>-</u> 応 る 項 答 援 \mathcal{O} 12 助 九 規 関 年 則 \mathcal{O} で す 申 法 律第百 定め る 請 事 \mathcal{O} 受理 務 る 六十 事 لح す 務 号) そ る は \mathcal{O} 第十 申 県 請 立 に __ \mathcal{O} 係 条 中 る事 第二 学 校 項 実 に に お 規 け 0 定 る

る 事 百 た 四条 実に \otimes 兀 +必 要な 条 0 兀 号) 例 11 て 経 别 費 \mathcal{O} に 表 審査 第 ょ (特 る _ 又 ŧ 別 \mathcal{O} は 支援 \mathcal{O} + を除 そ 三 学校 \mathcal{O} \mathcal{O} 資 項 料 \mathcal{O} \sim \mathcal{O} 規 \mathcal{O} 就 提 \mathcal{O} 則 出 学 算 で 定に に対 奨励 定 8 す 必 に る る応 関す 事 要な 務 資料 答に る は、 法 関 律 \mathcal{O} 特 受 す 別 昭 理、 る 支 援 事 和 <u>-</u>+ 務 そ 学 لح 校 \mathcal{O} す 資 九 \sim る 料 年 \mathcal{O} 法 に 就

条例 別 表 第 \mathcal{O} 規 則 で 定 8 る 事 務及 び 情 報

支援学 支給 十 報 五. は \mathcal{O} 校 当 申 該 請 条 \mathcal{O} 高 申 例 に 請 係 等 別 を行 る事 部 表 第二 を 除 実 う 者に 12 \mathcal{O} 0 --- 係 11 \mathcal{O} る 7 \mathcal{O} 項 次 生 \mathcal{O} \mathcal{O} 徒 規 \mathcal{O} 審 各号 査に 等 則 \mathcal{O} で 保 定 関 に 護者等 する める 掲 げ る情報 事務 事 務 に 対 と は と す す る 私 奨学 る 同 立 項 \mathcal{O} 高 \mathcal{O} \mathcal{O} 規 た 等 則 \otimes 学 \mathcal{O} 校 で 給 定 等 め 付 る 金 特 别 \mathcal{O}

 \mathcal{O} \mathcal{O} 開 生 止 始 活 L 若 < 保 護 は 法 同 < 条第 第十 は は 同 廃 九 九 止 条 第二 に関 条第 項 \mathcal{O} 項 保 す __ Ź \mathcal{O} 護 項 情 職 \mathcal{O} \mathcal{O} 報 権 変 保 に 更、 護 议 ょ \mathcal{O} 下 実 る 同 保 法 施 \neg 生活 護 第 _ 同 \mathcal{O} 十五. 変 法第二十 保 護 更 実 条 又 施 は 第 関 同 _ 兀 係 法 項 条 情 第 \mathcal{O} 第 二十 報 _ 権 項 لح 六 に \mathcal{O} ょ 保 11 う \mathcal{O} る 護 保 \mathcal{O}

六 玉 12 保 生活 7 対 護 関 \mathcal{O} 行 す す す 規 に 保 \mathcal{O} る保 実施 る 定 生 対 護 情 に 活 玉 す 法 第 報 る 護 進 人 +に 保 じ 木 同 \mathcal{O} 以 護 法 九 て 窮 対 開 第二十 条第 行 す す 始 下 \mathcal{O} 若 る る 変 う 更、 生活 外 職 外 し __ 玉 項 玉 < 兀 条第 に 同 は \mathcal{O} 人 に 人 生 規 木 に ょ 法 同 第二十 活保 定に 窮 る保 条 対 す す 第 項 る 護 九 準 護 る \mathcal{O} じて 実 外 職 五. 項 規 \mathcal{O} 定に 施 玉 権 開 条 \mathcal{O} 規定 行 関 始 第 人 に う生 12 若 準 係 ょ _ に 情 対 項 じ る て行 活 報 す 保 準 \mathcal{O} < る 護 規 じ 12 は 保 定に لح \mathcal{O} 同 て う 木 護 条 生 窮 行 11 変 第二 活 う 更 準 う す \mathcal{O} 生活 に困 停 又 じ る は 項 て 外 止 若 同 行 に 窮 玉 \mathcal{O} 法 規 う 木 す 人 L 生 窮 第 定 る に 活 す 外 対 は 玉 準 る す +

+ 軽 は 減 申 請 校 等 に 例 係 别 各 表 る 事 種 第 学 実 校 に \mathcal{O} 0 を 除 11 \mathcal{O} T 項 \mathcal{O} \mathcal{O} 審 規 査 則 \mathcal{O} 児 で に 関 童 定 す 又 \Diamond る は る 事 生 事 務 徒 務 لح \mathcal{O} は 保 護者 私 同 立 等 項 \mathcal{O} に \mathcal{O} 小 規 係 学 則 校 る 授 で 定 業 中 \Diamond る 校 又

は、 当 申 を行 う \mathcal{O} 護者 等 に 係 る 次 \mathcal{O} 各号に 掲 げ る情 す

- 一 生活保護実施関係情報
- 二 外国人生活保護実施関係情報

定 める情 七条 同 項 報 \mathcal{O} とす 規 例 則 别 で定 表第 _ \otimes の 三 る 情 報 \mathcal{O} 項の は 当 規 該 則 各 で 号 定 に \otimes 掲 る事 げ 務は る 事 務 次 \mathcal{O} 区 \mathcal{O} 分 各 に 号 応 に U 当 げ 該 る 各 事 号 務 に لح

- 国人又は る保 生活 条に 護の 同条第 実施 護法 お 11 第十 て に 関す 一項 外 九 うる事務 条第 玉 \mathcal{O}]人要保 被保護者 _ 項 護 同 \mathcal{O} 2者等」 E 法第六条第二項 規 準 定 Ü に لح る者 準 U V う。 であ T 行 0 \mathcal{O} う た外国 に係 要保 生 活 る 護 に 次に 者 人 木 (以 下 に 窮 掲 準 す げ じる者で る \mathcal{L} 外 情報 \mathcal{O} 玉 条及 人 あ に る び 対 す
- イ 慢性 童 定疾 福 祉 病 法 医療 昭 費 和二十二年法律第百六十 \mathcal{O} 支給 12 関する情 報 兀 号) 第十 九 条 \mathcal{O} 二第 項 \mathcal{O} 小 児
- 口 児童福 祉 法第二十条第 \longrightarrow 項 の 療育の 給付 \mathcal{O} 支給 に 関 す る 情
- */*\ 児童 福祉 法第二十四条の二第 _ 項の 障害児1 入所 給 付 費の 支給 に 関す る 情 報
- = 条第 母 子 一項、 及 び父子並 第三十一条 びに寡婦福 \mathcal{O} 六第一項若し 祉 法 (昭 < 和三十九 は第三十二条第一 年 法 律 第百二十 項 又 九 は 附則 号) (第三条 第十三

は

第

六条

(T)

資金

 \mathcal{O}

貸

付

け

に

関す

る

情

- ホ 年法 障 :害者 律 第 0 百二十三号) 日 常生活及 第六条の び 社会生活 自 を総合 立支援給付 一的に 支援 の支給に する 関 た す 8 る \mathcal{O} 情 法 律 平 成 + 七
- 五. 条第 難 病 \mathcal{O} 項 患者に \mathcal{O} 特 定 対 医 する医療等に 療費 \mathcal{O} 支給 関する 12 関 す る情 法 律 報 平 成二十 六 年 法 律第 五. +· 号) 第
- 付 金 生 0) 活 支給 保 護実施 12 関 す 関 る情 係情 報 又 は 生 活 保 護 法 第 Ŧī. +五. 条 \mathcal{O} 兀 第 $\overline{}$ 項 \mathcal{O} 就 労 自 寸.
- 扶養手 児 童 当 の 扶養手当法 支給に 関する情報 (昭和三十 六 年 法 律 第二百三十 八 号) 第 兀 条 第 項 \mathcal{O} 児 童
- IJ み 母 子 え 及 び父子並 7 準 用 す びに る場合を含 寡婦福 む。 祉 法第三十 \mathcal{O} 給 付 _ 条 金 (同 の支給に関する 法 第三十 条 0 お 11 7
- ヌ 第十七 年金 第 别 児童 条 \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} 福 障害児福 扶養手当等 部 祉 手 を 当 改 <u>祖</u>手当、 正す \mathcal{O} 支給に \mathcal{O} Ź 支給に関する 法 関 律 同法第二十 する (昭 情 和 報 六十 法 六条の二の 律(昭和三十九年法律第百三十 年 法律 第三十四 特別障害者手当又は 号) 附 則 第九 ·四 号) +国民
- ル \mathcal{O} 児 童 す 扶 養 る 手 当 等 \mathcal{O} 支給 に 関す る 法 律 -第三条 第 項 \mathcal{O} 特 别 児 童 扶 養 手 当
- ヲ 中 玉 邦 人 等 \mathcal{O} 円 滑 な 帰 玉 \mathcal{O} 促 進並 び に 永住 帰 玉 た 中 玉 残 留 人 及

援給 変更 な じ た 法 年 Ţ 第 促 ょ 年 す 正 平 規定 る る 中 第 改 る 前 法 永 進 九 お 法 年 従 玉 付 + 正 律 住 項 及 Ł 成 \mathcal{O} 項 更 +残 兀 法 律 帰 \mathcal{O} 及 並 \mathcal{O} 中 に 第 び 同 \mathcal{O} 前 配 支給 [条第三 又 法 とさ び 九 留 附 玉 百 玉 支 律 ょ 永 び 以下 年 残留 第百 第三 は 第二十五条第 例 に 邦 則 六 後 援 住 り 改 第二 号。 帰 平 な 同 に \mathcal{O} 給 れ 人 \mathcal{O} \mathcal{O} 等及 三十 成 実施、 項 邦 お 自 法 ょ 項 る 正 付 玉 自 生活保 三 十 従前 第 法 \mathcal{O} 条 旧 <u>\frac{1}{2}</u> 以 \mathcal{O} 後 る 人 \mathcal{O} <u>\frac{1}{2}</u> 支援 <u>二</u>十 第二 等 ŧ 附 び 法 \mathcal{O} 七 支 下 支 \mathcal{O} \mathcal{O} 号 援 支援 \mathcal{O} 五. 則 特 給 支 中 \mathcal{O} \mathcal{O} 自 - 六条 定 平 年 第 給 護 と 玉 項 と 円 例 \mathcal{O} 立 ___ さ 改 項 法 四条第二 配 残 付 \mathcal{O} V 滑 に 成 に 実施 以 付 \mathcal{O} 三 十 \mathcal{O} 偶 う。 関 支援 \mathcal{O} 第二十四 れ 正 留 及 規 な ょ 下 \mathcal{O} 停 職 た 法 者 邦 び 定 帰 並 支 す る す 平成 平 止 権 旧 附 人等 に $\overline{}$ 玉 五. る に 給 \mathcal{O} t び る 若 法 則 項 自 ょ 第 年 に 成 関 法 に \mathcal{O} 法 \mathcal{O} \mathcal{O} 第二条 三 十 第十 E ょ 条 立 \mathcal{O} + 促 とさ 改 律 中 +実 L り す 第 ·四条第 進 施 < お な る \mathcal{O} 円 正 玉 九 る \mathcal{O} 伞 支援に 滑 五 及 法 は 開 兀 れ 年 V お 残 法 \longrightarrow --- て準 年改 従前 改正 始 項の 条第 第 び た 部 留 廃 律 成 な 中 若 ___ 帰 平 止 邦 永 と を \mathcal{O} 六 __ 玉 に 開 項 用 関 項 住 成 改 法 L 兀 玉 正 11 年 \mathcal{O} 人 う。 及 す 法 帰 _ 部 法 関 < 始 項 す 例 \mathcal{O} 正 等 留 \mathcal{O} 国後 支援 十五. 若 る 促 によ する 律第 す は \mathcal{O} び る 附 \mathcal{O} لح を 邦 場合 第二 進 規 法 円 改 る 同 則 V 人 三十 定 並 る 年 う。 等 条 < 律 第二条第三 給 \mathcal{O} 附 法 滑 正 を含 第 は 項 第 び ŧ 付 自 改 則 律 な す \mathcal{O} 第二条 同 ょ \mathcal{O} + に 立 正 帰 る 円 \mathcal{O} 伞 規定 項 条第 りそ む 四条 永 とさ 平 \mathcal{O} 法 玉 附 法 滑 住 成 支 に 成 \mathcal{O} 則 律 \mathcal{O} な 以 第 帰 援 職 九 \mathcal{O} 項 れ ょ 第 促 第 十 + \mathcal{O} 平 る 項 例 下 兀 玉 た + 進 兀 兀 玉 項 支 関 項 1) 同 旧 五. 五. 及 \mathcal{O} 改

- 者等 す す る る 生 に 保 活 係 保 る \mathcal{O} \mathcal{O} 護 前 変 開 法 第二十 号 更 始 \mathcal{O} 又 は 申 カゝ -四条第 請 同 6 ヲ に 条 ま 第 でに る 九 事 項 項 掲 実 \mathcal{O} \mathcal{O} げ に 規定 規定 る 0 情 12 に 11 報 7 準 準 \mathcal{O} U じ 審 7 T 査 行 行 に う う 関 生 生 活 す 活 る に 事 木 木 務 窮 窮 す す 外 る る 外 玉 外 玉 人 玉 要 人 保 護 対 対
- 玉 生活 る 号 12 対 護 カュ 法 5 す ょ 第二十 る る ヲ ま 保 権 で 護 五 12 に \mathcal{O} 条第 掲 開 ょ る 始 げ 保 る 又 _ 情 護 は 項 同 \mathcal{O} \mathcal{O} 条第二 規定 変 更 に 12 準 関 項 Ü す \mathcal{O} 規 て る 定に 事 行 務 う 準 生 活 外 じ 玉 T 12 行 木 人 要 う 窮 保 生 す 護 活 る に 者 等 木 玉 窮 人 係 す る 対
- 兀 \mathcal{O} 生 げ 停 又 護 は 法 第二十 廃 止 に 六六条 関 す \mathcal{O} る 事 規 定 務 に 準 外 玉 じ 人 T 要 行 う生活 保 護 者 等 に に 木 係 窮 る す 第 る 外 _ 号 玉 人 イ に カュ 対 5 ヲ す ま る で 保
- 五. ま で に す 掲 護 げ 法 る 情 用 第 六 \mathcal{O} +返 還 三条 に 関 \mathcal{O} す 規 る 定 事 に 務 準 外 7 玉 行 う 人 生 要 保 活 護 に 者 木 等 窮 す 係 る る 外 第 玉 人 号 に 対 イ す カコ ヲ 保

- 六 徴収 第 げ __ る を 項 7 含 又 報 は む 護 う 第二 生 法 活 第 項 に 七 関 \mathcal{O} 木 規 す 窮 七 定 る す る 事 に 準 務 外 玉 じ 項 外 て 又 玉 行 12 は 対 第 う 人 要 生 す 七 保 活 る 護 に 徴 木 者 収 等 窮 金 す に \mathcal{O} 徴 係 る 項 る 外 収 カュ 第 玉 5 __ 人 同 第 号 に 法 対 第 項 イ す 七 ま カュ る で 6 ヲ 徴 \mathcal{O} 収 条 規 ま で 金 \mathcal{O} 定 \mathcal{O}
- 定 + \otimes 八条 る 同 情 項 報 \mathcal{O} とす 規 例 則 别 る で 表 定 第 8 る \mathcal{O} 情 兀 報 \mathcal{O} は 項 \mathcal{O} 当 規 該 則 各 で 号 定 に \otimes 掲 る げ 事 務 る 事 は 務 \mathcal{O} 次 区 \mathcal{O} 分 各 に 号 応 に じ当 掲 げ 該 る 各 事 号 に
- 実に 児 童 同 0 福 V 祉 \mathcal{O} 7 世 \mathcal{O} 法 第二十 帯 審査 属 に す 関 兀 る す 条 る 者 \mathcal{O} _ に 事 係 務 第 る 当該 外 項 玉 \mathcal{O} 障 人 申 生 請 害 活 児 に 係 保 入 護 る 所 実 障 給 施 害 付 関 児 費 係情 \mathcal{O} \mathcal{O} 保 支 護 報 給 者 \mathcal{O} 申 又 請 は 当 に 該 係 保 る 護 事
- 保護 る 事 児 実に 者 童 福 同 祉 0 法第二十 11 \mathcal{O} て 世 \mathcal{O} 帯 審 · 四 条 に 查 属 に す \mathcal{O} 関 す 六 る 者 る 第 に係 事 務 項 る \mathcal{O} 外 当 高 該 玉 額 障 人 申 生活 害 請 に 児 :保 係 入 護 る 所 実施関 障 給 害児 付 費 係 \mathcal{O} \mathcal{O} 情 保 支 報 護 給 者 \mathcal{O} 又 申 は 当 に
- 項 係 児 \mathcal{O} 童 護 る 申 実 福 請 施 害 内 祉 関 児 法 容 係 \mathcal{O} 施 \mathcal{O} 保 変 行 情 護 規 報 更 者 \mathcal{O} 則 届 又 (昭 は 出 当 に 和二十三年 係 該保護者と る 事実に 厚 同 0 生 11 省 令 \mathcal{O} て 第 世 \mathcal{O} 帯 審 +· 一 号) 查 に 属 に す 関 る者に 第二十五 す る 事 係 務 条 る 外 当 \mathcal{O} 玉 該 七 人 届 第 生. 出 七
- 兀 玉 7 同 児 生 措 法 童 第二十 福 活 置 保 児 祉 護 法 童 実施 第五十 七 条 لح 関 第 11 う。 係情 六 ___ 条 項第三号 第 又 _ は 項 当 \mathcal{O} \mathcal{O} 該 措 負 措 置 担 置 に 能 係 児 力 童 る \mathcal{O} 児 لح 認 童 定 同 に ___ 以 関 \mathcal{O} 世 下 す 帯 \mathcal{L} る に \mathcal{O} 事 条 属 務 す 及 る び 当 者 次 該 12 条 認 に 定 お る に 係
- 五. 受け 児 童 る 係 童 児 福 る \mathcal{O} 童 部 祉 扶 養義務 法 以 分 第五 に 限 下 者に係 : の る。 十六条第二 号 る外 に お 当 該 項 玉 11 人 て 徴 \mathcal{O} 収 生 費 療 活 用 に 保 育 係 \mathcal{O} 護 給 徴 る 実 付 同 収 児 施 法 に 関係 童 第二十条 関 す 情 کے る 報 V 事 う。 務 第 $\overline{}$ 同 項 又 法 \mathcal{O} は 療 第 当 育 五. 該 + \mathcal{O} 療 給 条 育 付 第 を 五.
- 六 項 産 項 児 玉 \mathcal{O} 童 助 び お \mathcal{O} 福 産 لح 六 子 施 祉 7 11 設 号 法 生 第五 保 活 \mathcal{O} 実 支 お 施 援 に +若 け 児 六六条 関 施 係 童 L る 設 助 < る 部分 第二 情 産 لح に は 当 お \mathcal{O} 11 う。 実施 け 該 に 項 限 る 助 \mathcal{O} 保護 産妊 に係 る。 費用 若 を 産 \mathcal{O} L る 婦 受 妊 徴 け 産 収 は \mathcal{O} 婦 該 に 当 る 扶 児 養義 徴 関 該 以 童 収 保 す 務 下 に る 護 议 者 児 ۲ 係 事 下 又 童 \mathcal{O} る 務 号 \mathcal{O} は 同 扶 \mathcal{O} 同 に 法 同 養 号 法 お 第 法 第二 二十 義 及 11 第 務 び 五 7 十三条 者 次 助 条 第 産 第 六
- 七 児 福 法 第五 +六条第二 項 \mathcal{O} 費 用 \mathcal{O} 徴 収 に 関 す る 事 務 同 法 第 五. +条第

児 童 び 同 \mathcal{O} \mathcal{O} 世 る す る 者 12 係 る。 る 玉 人生 活 徴 収 護 に 実 施 る措 関 は

- 世帯に 三十 精 第 神 属 と _ す 項 条 健 ん者に う。 \mathcal{O} \mathcal{O} 及 規定に 費 び 用 精 \mathcal{O} 神 係 る外 当 徴 障 ょ 害 該 り 収 玉 措 入 に 関 人 置 院 生 入 さ す 祉 院 せ 活保護実施 る に た精 事務 関す 者 \mathcal{O} 扶 る 神 養 障 法 同 害 律(昭 関 義務者又 法第二十 係 者 情報 以 和二十五 は 下 九 当該措 条 の 号 第 年 法 置 項 に 律 入 お 及 :第百二 院者 V び 第二十 て「措 同 九条 置
- 九 自立 生活 給 る お 護者 付 就 護 保 11 労自立 法 T 若 護 金支給関 法第十 第 くは 五. 要保 給 $\overline{+}$ 係 付 五. 同 護 九 者等 条第 条第 情 条 金 報 \mathcal{O} \mathcal{O} 支給 兀 _ _ 項 とい 第 項 と に 11 \mathcal{O} \mathcal{O} _ う。 関す う。 項 保 被保護者 \mathcal{O} 護 $\overline{}$ Ź $\overline{}$ 規 \mathcal{O} 情 定 に 実施 報 に 係 で る外 あ 準 に 以 関する ľ 2 た者 国人 下 て この 行 生 う 事 议 条 生 活 務 に 保 下 活 お に 護 同 木 実 \mathcal{O} 法 11 (施関係 条 及 て 窮 第 す 六 外 る び 第二 玉 外 第 報 玉 人 項 又 に は
- 実施 生活 に 保る 関 係 保 情 事 護 実に 報 法第二十 又 は 0 外 11 -四条第 て 玉 人 \mathcal{O} 審査に 就労 一項 自 の保護 立給 関 する 付 金 事 \mathcal{O} 支給 務 開 始 関 要保護者等 又 係 は 情 同 条第 に 九 係る 項 \mathcal{O} 外 保 玉 護 人 \mathcal{O} 生 変 活 更 保 \mathcal{O} 申 護
- 権に 情報又は ょ 生活 る 保 保 外 玉 護 護法第二十 人就 \mathcal{O} 変更に 労自立 関 五 条第一項 する 給 付 金 事 支 務 給関 \mathcal{O} 職 要保 権 係 護者 情 に よる保 等 に 護 係 る \mathcal{O} 外国 開 始 人生 又 は 活保護実施 同 条 第二 項 関 \mathcal{O} 職
- る 外国 生活 人 保 生活保 護 法第二十 護 実施 六 条 関 係 \mathcal{O} 情 保 報 護 又は \mathcal{O} 停 外 止 玉 又 は 人 就 廃 労 止 自 に 関 給 す 付 る 事 金 支 給 関 要保 護
- 十四四 十三 する \mathcal{O} に 付 生活 生活 徴 収 支給 外国 保 保 務 (同 護法 護 法第 法第 関 要 人 保 生活 第六 係 護 七 七 十三条 者等 保護 七 八 条の 条第 実施 に 係る \mathcal{O} \equiv _ 関 保 項又は 外 第 係 護 情報又 玉 12 項 又 要す 人 第 生 は は 活 七 る 保 第二 費 +外 用 護 玉 八 条第 実 項 \mathcal{O} 施 \hat{O} 就 返 労自 徴 還 関 項 係 収 に 関 情 金 カュ 立 給 5 報 \mathcal{O} す 第三項 徴 付 る 又 収 金 事 は 外 を含 支 玉 ま で 関 要保 人 む \mathcal{O} 徴 労 情 自 収
- 十六 十五. 事実に 八条第三項 **(以** 業税 公営住 地 方 下 0 \mathcal{O} \mathcal{O} 税 1 家 て 賃 宅 減 法 \mathcal{O} 若 条 \mathcal{O} 及 法 免 (昭 及 審 に L び (昭 関する事 び 査 和 < 第五 和二十六 二十五 次条 に は 関する 金銭 項並 に 又は お 年 び 事 年 法 11 に第二十 務 7 同 法 納 律第二百二十六 律第百 税義務 法 公営 当 第十 該 九 者に係 住 申 九十三号) 八 条第九 宅」 請を 条第二項 とい 号) る外 項 た に 第十 玉 第七 う。 同 \mathcal{O} 法第二 お 人生活 敷 1 六条 <u>+</u> 金 T \mathcal{O} \mathcal{O} 準 条 第 減 保 入 条 用 第 Ŧī. 居 免 護 \mathcal{O} す 者 項 実 六 \mathcal{O} (施関 号 申 る 又 (同 場 は 請 \mathcal{O} そ 公 に 法 \mathcal{O} 営 第 \mathcal{O} 情 個 同

係 る 外 玉 人 生 活 保 実施 関 係 情 報 又 は 外 玉 人 就 労 自 <u>\f</u> 給 付 支給

は 九 そ 係 項 \mathcal{O} 同 事 お 住 居 実 11 宅 7 者 に 法 準 第 に 9 用 係 11 +す て る 九 外 る \mathcal{O} 場合 審 玉 人 査 同 生 に を 法 活 関 含 第 保護 む す る +実 事 $\overline{}$ 八 施 務 条 \mathcal{O} 家賃 第三 関 係 当 項 情 該 申 敷 報 及 請 金 又 び を 又 第 は 五 外 L は た 玉 金 項 人 公 銭 並 就 営 \mathcal{O} び 労 住 徴 自 宅 収 立 猶 \mathcal{O} 入 予 +居 付 \mathcal{O} 九 者 申 金

生 する 活保 公営 護 住 務 実施関 宅 当該 法 第二十 係 申 込み 情 報 五. 又 を 条 は 第 外 た _ 玉 者 項 人 又 \mathcal{O} 就 は 入 労 そ 居 自 \mathcal{O} \mathcal{O} 1 者 申 給 込 لح 付 同 4 居 金 に 支 係 給 ょ る うと 事 関 係 実 情 す に る 0 者 い 7 係 \mathcal{O} る 審 外 査 玉 に

支給

関

情

- 十九 る 外国 \mathcal{O} 外 審査 玉 人 公営 生 に 生活 活保 関す 住 宅法第二十 護実施 る事 保護実施関 務 関係 当該 七 係 情 条 情 第 報 申 報 及 Ŧī. 請 又 CK を 項 は 同 \mathcal{O} た 外 項 事 玉 \mathcal{O} 公 業 営 主 規 人 就労自 定に 体 住 宅 \mathcal{O} ょ \mathcal{O} 承 入 認 り 給 居 同 \mathcal{O} 居 者 申 付 金支給 させ 又は 請 に ょ そ 係 関 う \mathcal{O} る とする 係 同 事 情 居 実 報 者 E 者 に 9 係 に V 係 る 7
- - \mathcal{O} 玉 審 公営 人 査 生 活保 関 住宅 する 護実施 法第二十: 事 務 関係情 -七条第 当 該 報 申 六項 又 請 は に 外 係 \mathcal{O} 玉 る 事 人 公 業 就 営 主 労自 住 体 宅 \mathcal{O} 1 承 \mathcal{O} 給 認 入 居 付 \mathcal{O} 者 申 金 支給 請 又 は に 関 そ 係 る \mathcal{O} 同 事 居者 実に 0 係 11 る 7
- $\overline{+}$ 居者 に 9 係 公 1 営住 る \mathcal{T} 外 \mathcal{O} 玉 宅法 審査に関 人 生活保 第二十 する 護 九 条第 実 事 施 務 関 八 当該 係 項 情 \mathcal{O} 報 申 明 出 渡 又 は を L 外 に L た 係 玉 公 る 人 営 期 就 労 住 限 自 宅 \mathcal{O} <u>\</u> \mathcal{O} 延 給 入居 長 付 \mathcal{O} 金支給 者 申 又は 出 に 関 そ 係 係 \mathcal{O} る 同 事
- 一 十 二 外国 る 人 公 就 営 公 労自 住 営 宅 住 立 宅 \mathcal{O} 給 入 法 付 居 第 金支 者 三 +又 は 関 そ 条 係 第 \mathcal{O} 情 同 _ 報 居 項 者 \mathcal{O} に 明 係 渡 る し 外 \mathcal{O} 請 玉 人 求 生 に 活 関 保 す 護 る 実 事 施 務 関 係 情 該 又 求 は
- 十三 又 は 第 《三十三条: 母 該 子 申 及 請 び 父 を 第 行 子 $\overline{}$ う者 並び 項 \mathcal{O} に 便 に 寡婦 係 宜 る \mathcal{O} 外 供 福 玉 与 祉 法 人 \mathcal{O} 申 第 生 活 請 保 に 七 条第 護 係 実 る 施 事 ___ 関 項 実 係 に 第三十 情 0 11 7 \mathcal{O} __ 審 条 査 \mathcal{O} に 七 関 第 す 項 る
- 十四四 び び \mathcal{O} 支給 項 に 付 亚 定 \mathcal{O} さ 国 規 配 び れ 成 \mathcal{O} 平 定 実 偶 た 残 成 施 留 に 旧 十 者 三十 五 邦 法 ょ \mathcal{O} 年 平 人 第 自 ŋ 五. 成 <u>\f}</u> 等 な 改 +年 お 兀 正 + \mathcal{O} \mathcal{O} 改 従 支 円 条 法 九 援に 年 正 前 第 附 滑 法 則 改 な \mathcal{O} 附 例 項 第 正 関 帰 法 す 玉 則 に \mathcal{O} 第二 ょ 支 条 附 る \mathcal{O} 援 第 則 促 る 法 条第三 給 第 律 進 £ _ 兀 第 並 項 付 \mathcal{O} 条 لح \mathcal{O} +び され 規定 第 項 平 兀 に \mathcal{O} 成 _ 条 永 支援 に 項 第 住 た 旧 + ょ \mathcal{O} 帰 支援 給 項 法 Ŧī. り 玉 及 第 年 付 な L 給 \mathcal{O} +改 お び た 支給 兀 従 付 第 中 正 条 法 前 玉 \mathcal{O} 第 附 支 項 \mathcal{O} \mathcal{O} 実 例 \mathcal{O} 留 則 施 項 支 第 に 邦 \mathcal{O} 援 \mathcal{O} ょ 実 人 支 条 る

 $\overline{+}$ $\frac{-}{+}$ 改正 に係 給を 年改 自 立 た び 従 法 る 兀 法 受け す 正 第 附 付 旧 る 前 条 附 法 中 法 る 定 則 !金支給 第一 玉 平成 事 第 則 配 玉 第二 附 例 項 7 務 十四条 第二 人生活 偶 残 則 12 \mathcal{O} 11 項 第二 者 留 た者 よる 支援 +配 玉 条 0 第 邦 九 関 \mathcal{O} 要支援者等 一条第三 係 開 第 第 (以 下 給 年 自 人 保 Ł _ 始 <u>\f</u> 等 護 \mathcal{O} 情 付 項 改 兀 _ \mathcal{O} 実施 又 項 項 \mathcal{O} کے 正 報 \mathcal{O} \mathcal{O} こ の 及 円滑 は 支 項 さ 平 規 法 \mathcal{O} 立 援 関 成 定 に 同 規 び \mathcal{O} れ 附 \mathcal{O} 条 及 第二項 支援給 三 十 係る 条 定 K 係 た な に 則 支 第 に 関 帰 情 援 旧 第 ょ び第二十 法第 外 九 ょ す 玉 報 五. ŋ 兀 に な 玉 項 ŋ \mathcal{O} る 又 付 年 な 条 関 \mathcal{O} \mathcal{O} そ 規 法 促 \mathcal{O} 改 第 人 は +お す 支給 生活保 定に 律 進並 変 \mathcal{O} 外 兀 正 従 \mathcal{O} 一条に 更 例 第 玉 条 法 前 項 法 を必 第三 に ょ 人 附 律 +び \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} 護 (就労自 支援 兀 に 例 申 ょ ŋ 則 お 実施 要とす 第 請 る な 条 永 項 に び V 住 第 \mathcal{O} 兀 t お ょ に て 立 支 係 従 兀 帰 条 る 付 関 \mathcal{O} 条 永 「要支援者 給付 る状 援給 係情 る事 とさ 第二 前 項 玉 t 並 第 並 \mathcal{O} \mathcal{O} び 帰 実 態 報 例 た 項 れ び 金 付 لح に 項 支給 に 又 る に 中 に 及 \mathcal{O} さ 平 及 9 生 ょ 平 玉 等」と あ 規 れ 成 は び び 活 11 る 成 残 平成 定 た <u>-</u>+ る £ 係 7 保 留 者 旧 玉 +護 邦 11 又 ょ \mathcal{O} \mathcal{O} Ŧ. 項 う_。 は 年 就 法 + り Ŧī. 杳 第 築 な 労 年 支 五. 改

十六 $\frac{-}{+}$ 改正 た び 要支 五. 旧 法 関 係 条 附 法 定 援 情 第 第 玉 配 則 残留 者 + 第二 偶 _ 等 項 兀 者 条 条 邦 に \mathcal{O} \mathcal{O} 第 第 係 自 人 職 立 等 権 兀 る --- 外 に 項 項 \mathcal{O} \mathcal{O} 及 支 円 玉 ょ \mathcal{O} 援 人 る 規 び 滑 定 第二 生 開 に な 12 活 始 関 帰 保 ょ 項 する 又 玉 護 は ŋ \mathcal{O} \mathcal{O} そ 規 法 実 同 促 施 定 律 進 条 \mathcal{O} 関 に 第 並 第 例 係 ょ + び 情 項 ょ 兀 り な 条 報 る \mathcal{O} 永 第 職 ŧ お 又 住 権 従 は \mathcal{O} 几 帰 外 に لح 前 項 玉 さ 玉 ょ \mathcal{O} 並 る 例 び た れ 人 就 変 る に 労 更 生 平 玉 ょ 成二十 自 に 活 る <u>\(\frac{1}{2} \)</u> 関 保 ŧ す \mathcal{O} 邦 付 る 法 لح 五.

 $\overline{+}$ <u>二</u> 十 た Ē び 法 六 旧 情 附 定 法 又 \mathcal{O} 第 則 配 玉 は 停 第 偶 残 兀 者 留 外 止 条 条 玉 又 \mathcal{O} 邦 自 は 第 第 人 人 就 廃 <u>\f</u> 兀 等 -- 労 止 項 項 \mathcal{O} \mathcal{O} 自 に 及 支 \mathcal{O} 円 援 77 関 規 び 滑 定 給 す 第 に な 付 る に 関 帰 金支 事 ょ 項 す 玉 務 ŋ \mathcal{O} る \mathcal{O} 規 給 法 促 そ 関 \mathcal{O} 定 律 進 支 係 例 第 並 に 情 援 ょ +に び 者 ょ り 兀 に 条 等 る な 永 第 住 に ŧ お 係 兀 \mathcal{O} 従 帰 る لح 前 項 玉 並 外 さ \mathcal{O} L 玉 れ 例 び た 人 る に 生 生 平 玉 ょ 活 活 る 成 保 保 Ł 留 護 + \mathcal{O} 実 法 لح 五. さ 築 年

+ +び 三条 旧 定 配 玉 第 \mathcal{O} 則 偶 第 残 兀 者 留 用 条 条 邦 \mathcal{O} \mathcal{O} 第 返 第 自 人 還 等 立 兀 に 項 項 \mathcal{O} \mathcal{O} 関 及 支 円 \mathcal{O} 援 す 規 てバ 滑 る 定 第 12 な 帰 事 に 関 務 ょ 項 玉 す る 1) \mathcal{O} \mathcal{O} そ 規 法 促 要 支 律 進 \mathcal{O} 定 援 並 例 に 第 者 び に +等 兀 12 ょ n 条 な 永 12 る 第 係 住 お 従 兀 帰 る \mathcal{O} とさ 外 前 項 玉 玉 \mathcal{O} 並 例 び た 人 れ 生 中 る に 活 生 亚 玉 保 活 残 成 る 護 留 ₽ 実 邦 + \mathcal{O} 施 五. 築

係情報又は外国人就労自立給付金支給関係情報

- 改正 玉 た び 人 生 \mathcal{O} 七 旧 活 法 附 定 第一 保 第 則 配 第 玉 十四条 護 第二 偶 実施 項 項 者 留 条 \mathcal{O} 又 \mathcal{O} 邦 関 は 第 徴 第 自 係情報 第 等 兀 立 収 _ 項 金 七 項 \mathcal{O} \mathcal{O} 反 \mathcal{O} 支 \mathcal{O} 援 又 徴 八 規 び 第二 は 収 条 定 に な を含 第 に 外 関 帰 玉 より 項 す 玉 Ź 項 \mathcal{O} 人 む \mathcal{O} 就 及 そ 規 法 促 労自立 \mathcal{O} 定 $\overline{}$ び 律 進 に関 に 並 第二項の 例 第 12 ょ +び 一給付 する ょ ŋ 兀 12 る な 条 永 金 事 徴 t お 第 住 支給関 務 収 \mathcal{O} 従 兀 帰 とされ 金 前 項 玉 要支援 並 \mathcal{O} \mathcal{O} 係 徴 例 た び 情 収 る に 中 生活 者 ょ 平成二十 玉 同 る に 法 保 t 留 係 第 護 \mathcal{O} 法 五. る لح 第 等
- 行う障 に 十号) 常生活 お 項の 11 障 害 害者 て 同じ。 第二十九条 者 支給 及び社会生活を総合 若 0 認 日常 $\overline{}$ 定 < に係る は \mathcal{O} 生 第 当 活 申 請 及び _ 該 項 の 申 外国 に 係る事 社 請 支給 人 的 に 会生活を 係 生活保護 に支援す 認定 る障 実に 基 害 総 0 段実 施関 合的 準 児 る 1 -世帯員 ため 又 て は に \mathcal{O} 支援 係 支給 審査 \mathcal{O} 情 を 法 いう。 する 認 に 律施行令 定 関 基準 する た 次 \Diamond (号及び 世 事 \mathcal{O} (平 成 帯 務 法 (律第五 員 第三十二号 +当該 (障 八 年 害 申 +政 者 令
- 三十 児 条第二 文は _ 支給認定基準 項の支給認 障 害 者 \mathcal{O} 日 定 常 生活及び 世 の変 更に 員 E 関 社会生活を 係 ける事 る 外国 務 人 総合的 生 活保 当該変更に **港実施** に支援 係 す 関 る障害 係情 る た 8 者 \mathcal{O} 若 法 L Š 第 は 五. + 害 六
- 三十二 帯員 三十二条 当 に 障害者 係 該 る外 届 第 出 項 を行 玉 \mathcal{O} 人 \mathcal{O} 日 生 う 申 常 生活 活 障害者若 請 保 内 護 容 及 実施 \mathcal{O} び 変更 L 社 会 関 < 生活 係 は当 \mathcal{O} 情 届 該 出 を 報 総合 申 に 請 係 る事 12 的 係る に 実に 支援 障 がするた 害 0 児 1 て 又 は \mathcal{O} 8 支給 審 \mathcal{O} 査 法 認 に 関 定 施 基 す 行 る 潍 令 事
- 定め 九条 る情 同 項 報 \mathcal{O} とす 規 例 別 則 Ź で定 表第 8 る \mathcal{O} 情 五 報 \mathcal{O} は 項 \mathcal{O} 当 規 該 則 各 で 号 定 に \emptyset 掲 る げ 事 務 る 事 は 務 次 \mathcal{O} 区 \mathcal{O} 分 各 に 号 応 に U 当 げ 該 る 各 号 に
- 児 す 9 童 福 11 祉 T \mathcal{O} 法第二十 審査 に 関 兀 す 条 る \mathcal{O} 事 第 務 項 当 該 \mathcal{O} 申 障 害児 請 に 係 入 る 所 障 給 害 付 児 費 に \mathcal{O} 支 係 る 給 療 \mathcal{O} 育 申 手 請 帳 に \mathcal{O} 交 付 事
- 置児童 児 童 項 (第三号 祉 同 法 第五 \mathcal{O} 世 \mathcal{O} 帯 + 障 害 六 に 属 児 条 す 第 入 所 る _ 者に 施 項 設 \mathcal{O} 係 に 負 る 係 担 療 能 る 育 部 力 手帳 分 \mathcal{O} を除 認 定 \mathcal{O} 交付 に 関 に す 関 る 事 す 措 務 る 置 児童 情 同 法 又 第二 は 当 該
- 児 童 項 祉 法 号 第 \mathcal{O} 五. +障 る 療育 六条 害 児 手 第 入 帳 所 _ 施 \mathcal{O} 項 交 設 \mathcal{O} 付 12 負 担 係 関 能 る す 部 力 \mathcal{O} る 分 情 認 に 定に 限 る 関 す る 事 務 置 児 同 童 لح 法 第二 同 \mathcal{O}
- 兀 児 福 祉 法 第五 +六条第二 項 \mathcal{O} 費 角 \mathcal{O} 徴 収 に 関 す る 事 務 同 法 第 五. + 条第 六

- は 及 び 護 六 童 \mathcal{O} 並 同 び \mathcal{O} 世 帯 五. に 属 条第 する 者 係 る 療育 る 手 帳 \mathcal{O} 限 交付 る。 に 関 す Ź 児 報 童 又
- 六 五. 児 児 (障 (障 童 童 措 児 置 児 祉 祉 入 法 児 入 法 所 第五十 第五 童 所 施設 施 کے 設 +同 に 六 六 _ に 係 条 \mathcal{O} 係 第二 第二 る 世 る 部 帯 部 分 項 に 分 項 に 属 を \mathcal{O} \mathcal{O} 費用の 限 費用 する 除 る。 者 \mathcal{O} 徴 に 徴 及 収 係 収 に び 係 に る 第 関する 療育 関 る 七 部 す 号 手 る 分 の二に 帳 事 に 事 務 務 限 \mathcal{O} 交付 る 同 同 係る 法 に 法 部分 第 関 第 五. す 五. に $\overline{+}$ 置 る +限 条 児 る。 報 第 童 又 +;
- 七 地 方 る 療 法 育 手 七 帳 + \mathcal{O} 交付 条 \mathcal{O} 及 六 + び そ \mathcal{O} \mathcal{O} 障害 個 人 \mathcal{O} \mathcal{O} 事業税 程 度 12 関 \mathcal{O} す 減 る 免に関す 情 る 事務 納 税 義 務

措置

児

童

لح

同

__

 \mathcal{O}

世帯

に

属

する

者に

係

る療育

手帳

の交付

に

関

する

- 八 る 地 育 方 税 手 帳 法 \mathcal{O} 第 交付 百二十 及 び 八 そ 条 \mathcal{O} \mathcal{O} 障 自 害 動 \mathcal{O} 車 程 取 度に 得 税 関 \mathcal{O} す 減 る 免 情 に 関 報 す る 事 務 納 税 義務 者 係
- 九 手 地 帳 方 税 \mathcal{O} 交付及 法 第百六 び 十二条 そ \mathcal{O} 障 害 \mathcal{O} \mathcal{O} 自 程 動 度 車 12 税 関 \mathcal{O} す 減 る情 免に 報 関 ける 事 務 納 税 義 務 者に 係 る 療
- +項 公 \mathcal{O} 営 に 係 住 家 宅法 る療育手 賃 \mathcal{O} 決定に 第十 - 六条第 帳 関 \mathcal{O} する 交 付 _ 項 事 及 若 び 務 そ 当該 \mathcal{O} < 障 は 害. 決 第 定 兀 \mathcal{O} 程 に係 項又 度 に は る 第二十 関 公 す 営 住 る 宅 情 八 \mathcal{O} 条 入 第 居 者 項 又 若 は L そ \mathcal{O} は 司 第
- 申 九 条第二 請 条第 公 \mathcal{O} 程 を 営 度 九 住 宅法 12 た 項 項 公営 関 \mathcal{O} に 第十 す 敷 お る 住 金 V - 六条第 宅 て \mathcal{O} 準 \mathcal{O} 減 用 入 免 居 す \mathcal{O} 五. 者 る 申 項 又 請 場合を含 $\overline{}$ に係る は 同 そ 法 第二十 \mathcal{O} 事 む。 同 居者 実に $\overline{}$ 八 条第三 に 0 \mathcal{O} 家賃 係 V る 7 若 療 \mathcal{O} 項 審査 しく 及 育 手 び 帳 に は 第 関 金 五. \mathcal{O} 交付 す 銭 項 る 又 並 は 事 び 及 び 同 に そ 法 第 第 \mathcal{O}
- + = 又 は 九 そ 係 項に $\overline{\mathcal{O}}$ 事実 住 同 お 居 11 宅法第十 て準 者 に に 0 係 甪 11 る療 する 九条 て \mathcal{O} 育手 審査 場合 同 12 を含 帳 法 関 \mathcal{O} 第 交付 する む <u>一</u> 十 及 事 八 務 条第三 び \mathcal{O} そ 家 賃 \mathcal{O} 当 障 該 項 害 申 敷 及 請 金 \mathcal{O} び 程 を 又 第 五 度 L は た 12 金 項 関 公 銭 並 営 す \mathcal{O} び る 住 徴 宅 収 報 猶 \mathcal{O} + 予 入 居 \mathcal{O} 九 者 由 条
- 十三 す \mathcal{O} る 営 交 付 務 住 宅法第 及 び 該 そ 申 \mathcal{O} 障害 込み +五 条第 を \mathcal{O} 程 度に た 者 項 関 \mathcal{O} 又 す は 入 る そ 居 情 \mathcal{O} \mathcal{O} 者 申 込 4 同 居 に 係 L る ょ うと 事 実 す に る 0 者 11 に 7 係 \mathcal{O} 審 る 療 査 育 に
- +兀 \mathcal{O} 査 公 関 住 す 宅 法 る n 第二 事 同 居 +さ せ 当 七 条 該 ょ う 申 第 とす 請 五. を 項 る した \mathcal{O} 者 事 公 業 に 営 主 係 体 住 る 療 宅 \mathcal{O} 育 \mathcal{O} 承 手 入 認 居 帳 \mathcal{O} 者 申 \mathcal{O} 又は 交 請 付 に 及 そ 係 び \mathcal{O} る そ 同 事 実に 居 \mathcal{O} 障 者 及 0 てバ \mathcal{O} V 同 程 7
- 十 五. 公 住 宅 法 第二十 七 条第六 項 \mathcal{O} 事 業主体 \mathcal{O} 承 認 \mathcal{O} 申 請 に 係 る 事実に 0 11 7

- 手 查 関 \mathcal{O} 交付 ける事 及 Ţ そ 当該 \mathcal{O} 障 害 申 請 \mathcal{O} 程 度に 係 る 関 公 す 住 る 情 宅 \mathcal{O} 入 居 者 又 は そ \mathcal{O} 同 者 に る
- 十六 関 公営 す 公 住 営 情 宅 住 \mathcal{O} 宅 法第二十 入 居 者 又 は 九 条第 そ \mathcal{O} 同 _ 居 項 者 \mathcal{O} 明 に 渡 係 る L \mathcal{O} 療 請 育 手 求 帳 に 関 \mathcal{O} 交 す 付 る 及 事 務 び そ \mathcal{O} 障 該 害 請 \mathcal{O} 求 程 に 係 度
- 十七 者に 9 係る V 公 7 療育手帳 \mathcal{O} 住 審 宅 法第二 査に 関 \mathcal{O} 交付 する + 九 及 事 条 務 び 第 そ 八 \mathcal{O} 当 項 障 該 \mathcal{O} 害 明 申 出 \mathcal{O} 渡 程 を L 度 に 12 た 係 関す 公営 る 期 住 る 限 情 宅 \mathcal{O} 報 延 \mathcal{O} 入 長 居 \mathcal{O} 者 申 又 出 は に そ \mathcal{O} る 同 居 実
- 十八 度に 係る公営 関す 公営住宅法第三十条第 る情 住宅 \mathcal{O} 入居 者又は そ _ 項 \mathcal{O} 同 \mathcal{O} 居者 あ 0 に せ ん 等 係る療育手 に 関 す 帳 る 事 \mathcal{O} 交付 務 当 及 び 該 そ あ 0 0 障 せ 害 W 等 \mathcal{O} 程
- 十九 に関する 公 営住 公営 情 宅の 住宅法第三十二条第 入居者又は そのの 同 _ 居者 項 \mathcal{O} に 明 係 渡 る 療育 \mathcal{O} 請 求 手 帳 に 関 \mathcal{O} 交付 す る 事 及 務 Ţ そ \mathcal{O} 当 障 該 害 請 求 \mathcal{O} 程
- <u>二</u> 十 \mathcal{O} 係る 交付 児 及 事 童扶養手 実に び そ \mathcal{O} 0 当法 障 11 害 て 第六 \mathcal{O} の審査に 程 条 度 に \mathcal{O} 関 関する事 児童扶養手当 す る情 務 当該請 の受給資 求 格 に 係 及 る児 び そ 童 \mathcal{O} に 額 係 \mathcal{O} る 認 療 定 育 \mathcal{O} 手 請 求
- <u>-</u> 害 て \mathcal{O} \mathcal{O} 程度に関 審査に関 児童扶養手当法第 する事 す る 務 報 八 当 条 該 第一 請 求 項 の に係 手当 る児 童に \mathcal{O} 額 保る \mathcal{O} 改 療 定 育 \mathcal{O} 手帳 請 求 に \mathcal{O} 交 付 係 る 及 事 実に び そ \mathcal{O} 0 障 い
- 二 十 二 療育 兀 9 第 1 手 て 児童 帳 項 か \mathcal{O} \mathcal{O} 審 交付 査 扶 ら第三項 養手 に 関 及 当 び す る事 そ ま 法 \mathcal{O} で 施 務 障 \mathcal{O} 行 害 _ 規 \mathcal{O} 当該届出 部 則 支給停 程 度に 昭 和 関 を 止 三十 する 行 \mathcal{O} う者 六 適 情 用 年 報 又 除 厚 生 は 外 当 省 該 関 令 第 届 す 出 る 五. 届 に 十 係 出 __ 号) る 児 係 童 る 第 事 Ξ に 実 係 条 る \mathcal{D}
- 十三 に関 関 す す る情 る 児 事 童 務 扶 、養手当 当 該 届 法施行規 出 に 係 則 る 児 第 童 四条 に 係 \mathcal{O} る 現 況 療 育 \mathcal{O} 届 手 出 帳 \mathcal{O} に 交 係 付 る 事 及 実 び そ に \mathcal{O} 0 障 11 害 7 \mathcal{O} \mathcal{O} 程 杳 度
- 十四四 障 害 T \mathcal{O} \mathcal{O} 児 度に 査 童扶 養手 関 関 す す る る 当 情 事 法 務 施 行 当 規 該 則 届 第 出 兀 に 条 係 \mathcal{O} る児童 \mathcal{O} 障 に 害 係 \mathcal{O} 状 る 療 態 育手 \mathcal{O} 届 帳 出 \mathcal{O} に 交付 係 る 及 事 び 実 そ 0

(条 例 別 表 第三 \mathcal{O} 規 則 で 定 \otimes る 事 務 及 び 情 報

第二十条 定 \Diamond る 情 項 報 とす 規 例 則 別 で定 表第 る。 \equiv \Diamond る \mathcal{O} 情 \mathcal{O} は 項 \mathcal{O} 当 規 該 則 各 で 号 定 に \Diamond 掲 る事 げ 務は る 事 務 次 \mathcal{O} 区 \mathcal{O} 分 各 号 に 応 に ľ 当該 げ る

- る 活 護 実施 法 に 関 す 九 条第 る 事 務 項 外 \mathcal{O} 玉 規 定 人 要 12 保 準 護 じ 者 て 等 行 12 う生 係 活 る 次 に 木 掲 窮 げ す る る 玉 人 に 対 す
- 口 1 関 校 别 支援 保 情 健 安 学 報 全 校 法 \sim \mathcal{O} (昭 就 和 学 三十三 ,奨励 に 年 関 法 す る 律 第 法 五. 律 上第二条 +六 号) \mathcal{O} 第二十 経 費 \mathcal{O} 支 兀 条 弁 12 \mathcal{O} 援 関 助 す る \mathcal{O} 実 施 報

に

す

る

- ハ 援学 する 校 法 別 支援 律 就 学 に 奨励 ょ 学 る 校 支 ŧ \sim 弁 \mathcal{O} \mathcal{O} 関係 を除 就 学 情 \mathcal{O} た _ \Diamond と \mathcal{O} 必 支 要 11 弁 な う に 経 関 費 す る 特 情 別 報 支 援 (次条 学 校 に \sim な \mathcal{O} 就 VI 学 7 奨 特 励 別 支 関
- す る 生活 保 に 護 係 護 る \mathcal{O} \mathcal{O} 前 変 開 法第二十 号 更 始 1 \mathcal{O} 又 申 は か 四条第 同 6 請 条第 ハ に ま でに る 九 __ 事 項 項 掲 実 \mathcal{O} \mathcal{O} げ 12 規定 規定 る 0 情 に 11 に 準 報 て 準 \mathcal{O} U U 審 7 て 査 行 行 12 う う 関 生 生 活 活 す る に に 事 木 木 務 窮 窮 す す 外 る る 玉 外 外 玉 玉 人 人 人 12 保 護 対 対
- す 生 _ 玉 る 活 号 職 人 に 権 保 イ 護 カュ 対 ょ 法 5 す 第二十 ハ る る ま 保 職 権 護 で に 12 五 \mathcal{O} 条 掲 よる 開 げ 始 第 保 る 又 情 は 護 項 0 $\hat{\mathcal{O}}$ 報 同 条第二 規定 変 更 E 12 項 準 関 す \mathcal{O} U 規 る て 定に 事 行 務 う 準 生 外 じ 活 玉 て 12 行 人 木 要 う 窮 保 生 す 活 護 る 者 に 等 木 玉 窮 に 人 係 す る る 対
- 兀 生 \mathcal{O} げ 活 停 保 る 止 情 護 又 は 法 第二十 廃 止 に 六条 関 する \mathcal{O} 事 規 務 定 に 外国 準 じ 人 7 要保 行 う **浜護者等** 生 活 に に 木 係る 窮 す 第 る _ 外 号 玉 人 1 カゴ に 対 6 す ハ ま る 保 で
- 五. で 生活 要 す 保 げ る 護 法 第六 情 用 \mathcal{O} 十三条 返 還 に 関 \mathcal{O} す 規 る 定 事 に 務 準 U 7 外 行 玉 人 う 生活 要 保 護 に 者 木 等 窮 に す 係 る る 外 第 玉 人 -- 号 に 対 イ す カュ る 6 保 ハ
- 六 第 げ 収 生 _ る 活 を 項 て 含 又 行 は う生活に 護 む 第二 法 第七 項 に +関 \mathcal{O} 木 規定 す 窮 七 る す 条 事 に る 第 務 準 外 __ U 玉 項 7 又 外 人 玉 行 12 は 対 第 う 人 生 す 七 要 保 活 + る 護 に 徴 八 木 者 収 条 等 窮 金 第 に す \mathcal{O} 係 る 徴 項 外 収 る カュ 第 玉 6 第三 _ 人 同 12 号 法 対 第 項 1 す 七 ま カゝ +る で 6 徴 八 ハ \mathcal{O} 収 条 規 ま \mathcal{O} で 金 定 \mathcal{O} に
- 第二十一 とし に 定 \otimes る 同 項 情 \mathcal{O} 報 条 規 例 す 則 別 る で 表 定 第 \emptyset 三 \mathcal{O} る 情 報 \mathcal{O} 項 は \mathcal{O} 当 規 該 則 各 で 号 定 に 8 る事 掲 げ 務 る 事 は 務 \mathcal{O} 次 区 \mathcal{O} 分 各 に 号 応 U 当 げ 該 各 事
- 生 援 活 護 校 就 法 第十 学 奨 励 九 支 条 弁 第 関 係 項 情 \mathcal{O} 保 護 \mathcal{O} 実 施 に 関 す る 事 務 要 保 護 者 等 に 係 る
- 請 係 る 事実 護 法 第二十 12 0 11 · 四 条 T \mathcal{O} 審 第 査 に 項 関 \mathcal{O} す 保 る 護 事 \mathcal{O} 務 始 要 又 保 は 護 同 者 条 等 第 に 九 係 項 る \mathcal{O} 特 保 别 護 支 \mathcal{O} 援 変 学 更 校 \mathcal{O}

学奨励支弁関係情報

- 三 る 護 \mathcal{O} 第二十 変 更 に 関 五. す 条 る 第 事 務 項 \mathcal{O} 要 職 保 権 護 に 者 ょ 等 る 12 保 係 護 る \mathcal{O} 開 特 别 始 支 又 援 は 学 同 校 条 就 第 学 奨 項 励 \mathcal{O} 支 職 弁 権
- 兀 生 别 活 支 保 援 護 法 第二十 校就 学 奨 六 励 条 支 \mathcal{O} 弁 保 関 護 係 \mathcal{O} 情 停 報 止 又 は 廃 止 関 す る 事 務 保 護 者 等 に 係

情

- 五. に . 係る 生 活 特 保 別 護 支援学 法 第六十三条 校 就学奨 \mathcal{O} 励 保 支弁 護 に 関係 要す 情 る 費 用 \mathcal{O} 返 還 に 関 す る 要 保 護 者
- 六 す \mathcal{O} 生活 る 事 収 保 同 護法第 要 保 法 第七 護 七 者 ++等 八 七 条第 に 条 係 \mathcal{O} _ る _ 第 項 又 特 _ 別 支援学 項 又 は第 は 七 校 第二 + 就 八 学 項 条 奨 第 \mathcal{O} 励 徴 支 収 項 弁 金 カコ 関 \mathcal{O} 6 係 徴 第 収 を 項 含 ま で む \mathcal{O} 収 金
- 七 支給 とさ 平 定 規 成 配 玉 れ \mathcal{O} び 二十 実施、 要支援 平成 定に た 偶 残 者 留 旧 法 五. 邦 ょ \mathcal{O} 十五 第十 人等 者等 年改 平 自 立 り 成 な 年 正 + \mathcal{O} に お 兀 \mathcal{O} 支援に 係 条 法 九年 改 従 円 第 附 る 正 前 滑 特別 法 則 改 \mathcal{O} _ な 項 の 第二条第 帰 附 例 正 関 支援 法 則 に する 玉 支援給 第二条第三項 ょ 附 \mathcal{O} 学校就 るもの 則第四 法 促 進 _ 律 並 付 項 第 学 条第 と 0) +び , 奨励支 規定に さ 平成二十 に 兀 \mathcal{O} れ _ 条 永 支援 項 第 住 た 弁 旧 \mathcal{O} 帰 ょ __ 支援 項 関 給 法 五. り 玉 な 及 係 付 第 年 給付 十四四 改 お従 た 情 \mathcal{O} び 支給 第 中 正 Ξ 条第 法 前 \mathcal{O} 玉 支給 附 \mathcal{O} 項 残 \mathcal{O} 実施 \equiv 則第二条 例 \mathcal{O} 留 項の に \mathcal{O} 支 邦 実施 援 に ょ 人 関 支 る 等 第 ŧ 並 付 す 及 \mathcal{O} び \mathcal{O} てド
- 八 す 旧 る 定 中 事 第 第 配 玉 則 務 + 第二条第 残 偶 _ 項 兀 者 留 要支援 条第 \mathcal{O} 邦 \mathcal{O} 開 自 人等 <u>\frac{1}{1}</u> 始 兀 者 又 項 \mathcal{O} 項 \mathcal{O} 支援 等 は 及 円 \mathcal{O} に 同 規 び 滑 定に 条第 係 第 に な 帰 る 関 九 国 特 ょ 項 す 項 別 ŋ \mathcal{O} る \mathcal{O} 支援学 規定 \mathcal{O} そ 法 促 変更 \mathcal{O} 律 進 に 例 第 並 校 に ょ +び \mathcal{O} 就 に 申 ょ り 兀 学奨励 条第 永住 請 る な に ŧ お 匹 帰 係 従 \mathcal{O} 支 る 項 玉 とさ 前 弁関 事 並 L \mathcal{O} 実に 例 びに た れ 係 る に 中 生 情 0 ょ 平 玉 報 V 活 る 成 残 保 t <u>一</u> 十 て 留 護 邦 \mathcal{O} \mathcal{O} 審 法 五. لح 人 さ 査 等 れ 改 及 + 関 た 正
- 九 要支 定 中 援 第 第 則 配 玉 第二条 偶 残 等 項 兀 者 留 [条第四 に \mathcal{O} 邦 \mathcal{O} 第 係 自 人 権 等 る 立 --- 項 に 項 \mathcal{O} 特 \mathcal{O} 支援 別 及 ょ \mathcal{O} 円 支 る 規 び 滑 援学 定 第二 開 に な に 始 関 帰 校 又 ょ 項 す 玉 は \hat{O} 就 ŋ る \mathcal{O} 学奨 規定 同 法律 促 そ 条 \mathcal{O} 進 励 第 例 に 第 並 支 _ ょ +び に に 弁 項 ょ 兀 1) 関 条 永 る な \mathcal{O} 第 係 職 住 ŧ お 匹 帰 情 権 従 \mathcal{O} に 項 玉 前 کے ょ さ \mathcal{O} 並 し びに た る れ 例 変 中 る に 更 生 ょ 平 玉 に 活 る 成 残 関 保 _ ŧ 留 護法 す +邦 \mathcal{O} る لح 五. 人 第 さ 等 れ 改 及 た 正 び
- +配 玉 第二条第 邦 自 等 ___ \mathcal{O} 項 \mathcal{O} 支援 及 円 び 滑 第二 に な 関 項 す 玉 \mathcal{O} る \mathcal{O} 規定 法 促 律 進 に 第 並 ょ +び 12 1) 兀 な 条 永 お 第 住 匹 従 前 項 玉 並 \mathcal{O} 例 び た に に 中 ょ 平 玉 る 成 残 ŧ 留 +邦 \mathcal{O} لح 五 人 さ 等 改 及 正 び

係 \mathcal{O} + 兀 止 条第 又 は 廃 兀 項 止 に \mathcal{O} 関 規 す 定 る に 事 ょ 務 ŋ そ 要 \mathcal{O} 支 例 援 者 ょ 等 る に t 係 \mathcal{O} とさ る 特 别 れ 支 る 援 生 学 活 校 保 就 学 法 奨 励 支

十三条 旧 法 係 法 附 定 中 情 \mathcal{O} 第 配 則 玉 費 +偶 残 第 用 兀 者 留 条 条 邦 \mathcal{O} \mathcal{O} 第 返 第 自 人 還 兀 立 等 _ 項 \mathcal{O} に 項 \mathcal{O} 関 及 支 円 \mathcal{O} 規 援 滑 す び 定 る 第 に な 事 に 関 帰 項 務 ょ す 玉 \mathcal{O} る り \mathcal{O} 要支 そ 規 法 促 \mathcal{O} 定 律 進 /援者等 例 第 に 並 に ょ 十 び 兀 に ょ ŋ に 条 る な 永 第 係 住 お £ る 兀 従 帰 \mathcal{O} 特 لح 前 項 玉 別支 さ \mathcal{O} 並 L れ 例 U た 援 る に に 中 学 生 ょ 平 玉 校 活 る 成 残 就学奨 保 <u>-</u>+ 留 ŧ) 護 邦 \mathcal{O} 法 五. 励 年 さ 支 及

支援学 た旧 正法 び 特 \mathcal{O} 七 条第 \equiv 法 附 定 中 第 第 校 則 配 玉 第二 就 _ 十四条第 偶 残 _ 項 項 学 者 留 又 条第 奨 \mathcal{O} 邦 \mathcal{O} んは第 励 徴 自 人 支 兀 築 収 _ 立 項及 弁 金 七 項 \mathcal{O} \mathcal{O} +関 \mathcal{O} \mathcal{O} 支 円 援 係 徴 八 規 び 滑 条第 定 第二 情 収 に な を含 に 報 関 帰 _ 項 ょ す 玉 む 項 \mathcal{O} る り \mathcal{O} 及び その 規 法 促 $\overline{}$ 定 律 進 第二項 例 第 並 に に 関 に ょ +び に す ょ ŋ 兀 る \mathcal{O} な 条 る 永 第 住 事 徴 ŧ お 務 収 従 兀 帰 \mathcal{O} とさ 金 前 項 玉 要支援 並 \mathcal{O} \mathcal{O} L 徴 れ 例 び た 収 る に に 中 者等 生活 ょ 平 玉 (同 る 成 残 に 法 保 -+ 4 留 保る 第 護 邦 \mathcal{O} 七 法 五. +第 さ 年 别

二十二 業料等 を が 者 \mathcal{O} 行う者 審査に 当該 (学 校 入 学 保 条 に 護 教 関 関 日 生 条例 に 者 育 す す と生計 計 成 法 る る 条例 年者 を 事 别 (昭 表第三 務 _ に 和 で を لح 第 二十二年 する あ _ L 八 に 条 \mathcal{O} る 者 \equiv とき す 同 \mathcal{O} に る 項 授 \mathcal{O} 法 業 限 は 配 \mathcal{O} 項 る。 料 偶 律第二十 規 \mathcal{O} 当該 者に 則 及 規 \smile で び 則 定 に 申 係 入 で - 六号) 係 学 請 る 8 定 次 料 る情 \otimes る を 行 次 に る \mathcal{O} 第十 報は 掲 12 う 減 者 掲 げ 免 務 げ 及 六 る \mathcal{O} は 条 る び 情 当 申 情 そ 請 埼 報 \mathcal{O} 該 報 \mathcal{O} 保 申 に 玉 **当** 配 護 請 係 県 とす 偶 該 者 を る 立 者 申 を 行 事 高 実に 請 Ď 等学 る 11 (当 う。 者 を 該 行 0 \mathcal{O} 校 保 申 う \mathcal{O} 及 護 授 7

一 生活保護実施関係情報

二 外国人生活保護実施関係情報

第二十三条 に 定め る 口 情 項 報 \mathcal{O} 規 例 す 則 别 で 表 第 定 \otimes 三 る \mathcal{O} 情 兀 報 \mathcal{O} 項 は \mathcal{O} 当 規 該 則 各 で 号 定 に \otimes 掲 る げ 事 る 務 事 は 務 \mathcal{O} 次 区 \mathcal{O} 分 各 に 号 応 ľ 当 げ 該 る 事 뭉

に 年 地 埼 者 方 護 V 玉 7 法 高 に あ \mathcal{O} 第二十 等学校 す 生 審 る者 とき 計 査 に を -三条第 等 関 に は 奨学金 する 限 12 当該 す る る 事 申 務 配 項 に に 請 偶 第 関 係 を 者 八 当 す 行 12 号 該 る る 次 係 申 条 う \mathcal{O} 者 例 に 扶 請 る 掲 次 養親 及 を に 行 げ び に ょ そ 掲 族 る る う 奨学 لح 者 げ \mathcal{O} 報 配 る \mathcal{O} 情 保 金 偶 7 者 報 護 V \mathcal{O} る者 貸 者 当 **当** 与 **当** 該 該 を \mathcal{O} 申 申 該 申 V 請 請 申 請 う に を を 行 行 を 係 及 行 う る てド う 事 当 者 実

- イ 生活保護実施関係情報
- 口 外国人生活保護実施関係情報
- び 口 に 埼 に 係 玉 る事 撂 げる 高 等学 実 情 12 校 報 0 等 11 奨学 て \mathcal{O} 金に 審 査 関 に 関 する条例 する 事 務 よる奨学 当 該 申 請 金 を \mathcal{O} 返 行う 還 者 \mathcal{O} に 係 限 る \mathcal{O} 前 猶 号 予 イ \mathcal{O} 及 申

第二十四 の給付 校等 で 定める情 (特 金の 別 報は、 支給 支援学校 条 例 別表 \mathcal{O} 申請 当該 0 第 に係る事 高等 申請を行う者 \equiv \mathcal{O} 部 五. を \mathcal{O} 実に 除 項 \mathcal{O} に係 0 規 $\overline{}$ V 則 る T で \mathcal{O} 生徒等 定 次に掲げ \mathcal{O} 審 \emptyset 査に る \mathcal{O} る情報とす 関 保 務 す 護 は る事務 者 等に 玉 7 とし 対 及 す び 公 る 奨学 同 立 項 \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} 高 規 た \Diamond

- 生活保護実施関係情報
- 二 外国人生活保護実施関係情報

第二十五条 又 定める情 \mathcal{O} \mathcal{O} は当該 ため必 算定に必要な資料に係る事実に 一報は、 保 要な経費 条 例 護者等と同 特別支援学校 別表第三の (特 一の世 別支援学校 六 帯 へ の \mathcal{O} に 項 の規則 就学 \sim 属する者に係る次 0 \mathcal{O} V) 奨 就学奨励に ての れで定め 励 審査に に関 す る事 関 る法 関 する法 ĸ す 務 る事 掲 律第二条第一 は げる情報とする 律に ,務と 別 Ļ よるも 支援学校 項 同 \mathcal{O} \mathcal{O} 項 を除く。 保 \mathcal{O} \sim 規 \mathcal{O} 則 7

- 一生活保護実施関係情報
- 二 外国人生活保護実施関係情報
- 第二十六条 に定める 同 項 条例 報 \mathcal{O} とする。 規則で定 別表第 Ξ \emptyset る \mathcal{O} 情報 七 \mathcal{O} は 項の 当該 規 則 各号 で 定 8 に 掲げ る事 務 る 事 は 務 次 \mathcal{O} 区 \mathcal{O} 分に 各号 応 掲げ じ当 該 る 事
- 保護者 る 事 別 実 支援 と同 12 学校 2 1 7 \mathcal{O} \sim 世 \mathcal{O} \mathcal{O} 審査に 就学 帯 に 属 奨 励 関 す る す に 者 る 関 事務 12 す 係 Ź る 法 外国 同 律 法 第 第二条 五. 人 生 条 活 \mathcal{O} 保 第 経 護 費 実施 項 \mathcal{O} \mathcal{O} 算 関 保 定 係 護 者 必 等 要 な 又 は 資 当 該
- 保護 学校 者 保 又 健安全法第 は 当該 保 護者 二十 兀 と 条 同 \mathcal{O} 援 \mathcal{O} 世 助 帯 \mathcal{O} 対 に 象と 属 す な る 者 る者 係 \mathcal{O} 認 る 定に 外 玉 関 人 する 生活保護 事 務 実 施 同 関 条

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

を改正する規則をここに公布する。 地方公営企業法第三十九条第二項に規定する知事が定める職を指定する規則 \mathcal{O}

部

平成三十年三月三十日

埼 玉 県 知 上 田 清 司

埼 玉 県規則第十三号

地方公営企業法第三十九条第二項に規定する 知事が 定める職を指定する規則

の一部を改正する規則

地方公営企業法第三十九条第二項に規定する知事が定める職を指定する規則 昭昭

和 四十年埼玉県規則第七十六号) の一部を次の ように改 正する。

削 る。 第二号中「、 部長」 の下に「、 支所長」を加え、 第四号中 $\vec{\ }$ 岩槻診療所長」を

この規則は、 平成三十年四月 か ら施行する。

地方公営企業法第十五条第一項ただし書に規定する職員を定める規則 の一部を改

正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知 事 上 田 清 司

埼玉県規則第十四号

地方公営企業法第十五条第一項ただし書に規定する職員を定める規則の 部

を改正する規則

埼玉県規則第六十二号)の一部を次のように改正する。地方公営企業法第十五条第一項ただし書に規定する職員を定める規則 (平成十四

年埼玉県規則第六十二号)

第二条第一号中「、岩槻診療所長」を削る。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

布する。 知事の所管に属する特例民法法人の監督に関する規則を廃止する規則をここに公

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清

司

埼玉県規則第十五号

知事の所管に属する特例民法法人の監督に関する規則 知事の所管に属する特例民法法人の監督に関する規則を廃止する規則 (平成二十年埼玉県規則第

九十七号)は、廃止する。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

埼玉県庁舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第十六号

埼玉県庁舎管理規則の一部を改正する規則

埼玉県庁舎管理規則(昭和四十二年埼玉県規則第四十八号) \mathcal{O} _ 部を次のように

改正する。

鄭淵凩」に改める。 別表武蔵浦和合同庁舎の項中 「産業労働部就業支援課長」 や「産業労働部雇用労

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

埼 玉 青 少 年 健 全育 成 条 例 施 行 規 則 \mathcal{O} __ 部 を改 正 する 規 則 をここに 公 布 す

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第十七号

埼 玉 一県青少 年健全育 成 条 例 施 行 規 則 \mathcal{O} _ 部 を 改 正 す る 規 則

部 を次 玉県青少 \mathcal{O} ように 年健全育成条例 改正する 施 行 規 則 (昭 和 五. +八 年埼 玉 県 規 則 第 兀 五. 号 \mathcal{O}

第五条第一項各号を次のように改める

- 況を適 にお だし 律 することが 少年 書 V 伞 切 て \mathcal{O} は、 規 成 に が 三 十 安全に 把 定 な 握す に 保 護 年 ょ い ように んる等に 者 安 法 り が フ 律 心 当該 第 イ ょ 七 すること。 ル て り、 青 タ イ 屰 IJ 九 ン 当該 号。 年 ン タ グ \mathcal{O} サ 青 携 次 ネ 帯 少 号 ツ 年 電 ピ が 話 ス お を を 利 イ 11 イ 利 用 ン ン 7 タ タ 用 で 法 きる ネ ネ な 環境 ツ ツ 11 と \vdash 旨 1 11 接続 う。 上 \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} 申 整備等に 有害情 役 出 務 をす 第十 \mathcal{O} 報 利 る 関 五. 用 場合 条 す を 状 た る
- ツ IJ 1 法第 接 \mathcal{O} L ン グ 有 続 な +害情 有 役 六 1 条 務 効 化措置 \mathcal{O} た 報を閲覧することが \mathcal{O} だ 利 申 用 出 L 上を講ず をす 書の 状 況 る場合 規定に を 適切 ること。 に に ょ 把握 な お ŋ フ VI 11 す ようにすること又は保 て イ る は ル 等 タ 保 に IJ 護者 ょ ン り当該 グ が 有 当該青 効 青 化 少 措 年 少 護者が当該 置 年 が を \mathcal{O} イ 講 ず 1 タ る ン タ ک フ とを ネ ネ

第五条に次の一項を加える。

- 3 する。 条 例 + 条 \mathcal{O} 兀 第 _ 項 に 規 定 す る 規 則 で 定 \otimes る 方 法 は 次 に 掲 げ る 方 法 لح
- 当な とし 電子 て 理 記 由 計 算機 録 及 さ び れ 前 又 た 項 は ŧ に そ 掲 \mathcal{O} \mathcal{O} を げ 周 提出 る 辺 事 機 [する 項 器 を を 使用 方 入 法 力 又 L は 確 第 認 _ 項 L た 第 保 護 号 者 又 \mathcal{O} は 第二号 署 名 が 電 に 磁 掲 的 げ 記 る 録 正
- た書面 変換 を 項 スキ 第一 電 気通信 号又 t ナ は 口 線を 第二 れ 一号に 通 に 準 じ て送信 掲 ず Ź げ る正 画 像 す る 読 当 方 取装置、 な 理 由 を含 及 U 前 む 項 掲 に ょ げ ŋ る 電磁 事 項 的 を 記 記 録 載 に
- 三 前二 号 に 類 す る方法と L て 知 事 が 定 \otimes る方 法

六条 \mathcal{O} 見 出 中 説 明 す ベ き 事 項」 を \neg 交付 す る 説 明 書 \mathcal{O} 記 載 事 項」 に 改 8

同条第一項各号を次のように改める。

を す る 可 話 性 末 が 等 あ る カゝ 6 \mathcal{O} イ ン タ ネ ツ 1 \mathcal{O} 利 用 に ょ 1) 青 少 年 が 有 害 情 報 \mathcal{O} 閲

- フ 置 \mathcal{O} 必 タ 要性 IJ ン 及 グ び サ 内容 ピ ス \mathcal{O} 利 用 \mathcal{O} 必 要性 及 び 内容 並 び に フ イ ル タ リン グ 有 効
- \equiv 有効化 \mathcal{O} 保護 四第 者 _ 項に 置を講ずる が フ 規定す イ ル タ る正当な リン ことを希 グ サ 望 理 由 L ビ が な ス 必 を 11 要 旨 利 で 用 \mathcal{O} あ 申 L ること。 出 な をす V 旨 る \mathcal{O} と 申 きは 出 又 は 条 フ 例 1 第二十 ル タ IJ 一条 ン グ

事業者等 第六条第二 に 項中 改 8 る。 「携 帯 電話 イ ン ター ネ ツ 事業者」 を 携 帯 電話 1 ン タ ネ ツ

とが える れ 五 同 るも 項第二号」 条第二項を 第七条第 できな \mathcal{O} を に、 項 中 方 削 電電 式 り、 磁的 で作ら 電電 「第二十 同条第三項中 記 子 録 的 れる 方式 __ 記録 に 条 改 \mathcal{O} め、 磁気 で 兀 「第二十 第三項 あ 的方式 0 同 項を て、 _ _ 電子 そ 条 を 同条第二項とし、 \mathcal{O} \mathcal{O} 計算機 第二十 他 四第三項」を 人の 知 による情 __ 条 覚 E \mathcal{O} ょ 同 兀 第二十 条に 報 第五 9 て 処 次 理 は 項 \mathcal{O} \mathcal{O} 認 一条 用 識 に __ 項を加 す \mathcal{O} 改 供 る 四第 さ

3 電話イ 一条の 八条を 式第六号中 条例 第二十一 (, 兀 削 第一 Ø り 項に規定する正当な理由及び第五条第二項各号に掲 \forall 条の 絶絶 第九条を第八条と Ý 卜事業者」 \vdash 四第五項第三号に規定する規則で定める事 0 条関係) を 「携帯電話インタ _ į を 第十条を第九条とする。 (第9条関係)」 $\frac{\lambda}{}$ ঙ に改め、 卜事業者等」 , 項 は げる事 同様 式裏中 に改める。 項とする。

則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

る。 埼玉県震災予防 のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布す

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第十八号

埼玉県震災予防のまちづくり 一部を次のように改正する。 埼玉県震災予防のまちづ 条例施行規則 くり条例施行規則 (平成十四年埼玉県規則第四十八号) \mathcal{O} _ 部を改正する規則

「届出者 氏名又は名称及び住所

様式第一号中「めて先」を「汽先」に、

 \mathcal{O}

並びに法人にあっては

その代表者の氏名

「届出者 主たる事務所の所在地

印 名称

や 代表者の氏名

正

に改

(個人にあっては、住所及び (氏名(自署又は記名押印))

める。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 式による用紙は、 この 規則による改正前 当分の 間、 \mathcal{O} 埼玉県震災予防のまちづく 所要の調整をして使用することができる。 り条例施行規則に定める様

埼玉県土採取条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第十九号

埼玉県土採取条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県土採取条例施行規則 (昭和四十九年埼玉県規則第四十三号)の一部を次の

ように改正する。

 $\widetilde{\mathbb{H}}$ 樣式第一号中「bo べま る。 届出者が個人の場合は、 て先」を「沿先」に改め、 氏名を自署することにより、押印を省略することが 同様式に注として次のように加える。

様式第二号を次のように改める。

土採取計画認可申請書

収入証紙	整理番号		
	認可年月日	年 月	日
貼 付 け 欄 (消印をし ないこと。)	認可番号	第	号
ないこと。)	年	月	日
(宛先)			

埼玉県知事

住 所

申請者 氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名

(電話番号)

EП

埼玉県土採取条例第5条第1項の規定により、次のとおり採取計画の認可を申請します。

1 土採取場の区域

市町村名	大	字	字	番	地	土地の現 況	登 記 簿 上の地目	登記簿上の 面積 (㎡)	備	考
É	À		計				m²			

2 採取する土の数量及び採取期間

採取する土の 数 量	採	取	期	間	稼	働	時	間	備	考
m³	自	年	月	田	午前	r.	~ 午後	時		
111	至	年	月	日	一則	н д	~ 干板	нд		

3 土の採取の方法及び採取のための設備その他の施設

(1) 採取の方法

掘削する高さ	掘削の勾配	ベンチの高さ	掘削面に設ける 小 段 の 幅	隣地等との 保安距離		
m	度	m	m	m		

(2) 採取のための設備

	採取(積込みを含む。)機械											
機械の名 称		台数	1日平均稼働時間	1 か 月 平均稼働 日 数	機械の 名 称	能力 (m³/時間)	台数	1日平均稼働時間	1 か 月 平均稼働 日 数			

4 土の採取に伴う土砂の崩壊等の防止のための方法及び施設

掘削時における土砂等の崩壊の 防止の方法及び施設	
土砂等の流出の防止方法及び 施設並びに雨水排水の処理方法 及び施設	
粉じん発生の防止方法	
土砂等の搬出に伴う土採取場内 及び当該土採取場から公道に 至るまでの搬路の整備の方法	
その他の災害の防止方法及び 施設	

5 法面保護のための方法及び施設

(1) 法面保護の方法

植	樹	植	草	種	ま	ਣੇ	種	吹	付	け	そ	Ø	他
上記につい	170	D具体的方法											

(2) 法面保護のための施設

法面保護の施設

- 注1 申請者が個人の場合は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。
 - 2 添付書類
 - (1) 土採取場の位置を示す地図で縮尺 1 以上のもの 50,000
 - (2) 土採取場及びその周辺の状況を示す見取図
 - (3) 土採取場及び土採取場に隣接する土地の公図の写し
 - (4) 土採取場の採取計画を示す実測平面図、実測縦断面図及び実測横断面図
 - (5) 土採取場での土採取を行うことについて申請者が権原を有すること又は権原 を取得する見込みが十分であることを示す書面
 - (6) 土の採取に係る行為に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受ける ことを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見 込みに関する書面
 - (7) 土採取場からの土の搬出の方法及び土の運搬の経路を記載した書面
 - (8) その他知事が特に必要と認める書類

樣式第三号中 \supset (消印をしないこと。) 与 はりつけ欄 > 빱 淮 を 語 付け (消印をしないこと。) 덛 \succ 빢 薰 溌 に भ て先」を「

宛先」

に改め、同様式の注を次のように改める。

- 注 1 ができる。 申請者が個人の場合は、 氏名を自署す Ø 11 とにより、 押印を省略す Ø ۱۱ \wedge
- 2 での採取状況を明確に示した平面図及び断面図を 変更の内容が「採取期間の延期」 8H 식 る場合 भ्र 添付するこ 認可採取計画及び現在 ŗ Э

に注として次のように加える。 様式第四号中「めて先」を「 宛先」 ľ \neg とつた」 を「嵙ひだ」に改め、 同樣式

 $\widetilde{\mathbb{H}}$ いまる 届出者が個人の場合は、 R 化 4 白暑す Ø ۱۱ とにより、 押印を省略す В (1 $^{\wedge}$ ダ

 $\ddot{\mathbb{H}}$ 樣式第六号中「 で で る。 届出者が個人の場合は、 あて先」を「 宛先」 円 分 を自署する に改め、 同様式に注として次のように加える。 ことにより、 押印を省略することが

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

埼玉県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第二十号

埼玉県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県環境影響評価条例施行規則 (平成七年埼玉県規則第九十八号) \mathcal{O} 一部を次

のように改正する。

に 五条において準用する場合を含む。)、 おいて準用する場合を含む。)又は第百一条第一項」に改める。 別表第三第七号ホ中「第三十六条の二第一 第六十八条第一項(同法第八十四条第一項 項」 を「第三十二条第一 項 同 法第百

附則

この規則は、公布の日から施行する。

埼玉県立児童養護施設管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第二十一号

埼玉県立児童養護施設管理規則の一部を改正する規則

埼玉県立児童養護施設管理規則 (昭和五十二年埼玉県規則第六号) \mathcal{O} 一部を次の

ように改正する。

様式第一号中「あて先」を「汽先」に改める。

様式第四号中「ヰヰ丼」 を「酔 許に、 既□
を
「四 世 に、

を 「 厥 を 「 歯 二二年八八 牙」に、 松 (自署又は記名押印) 「うし」を「う歯」は、「咽 嗓」 」に改める。 を「囲 躁」 に、 戸風 部氏 <u>4</u>

様式第六号中「あて光」を「滔光」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

埼玉県立障害者歯科診療所管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第二十二号

埼玉県立障害者歯科診療所管理規則の一部 を改正 立する規則

埼玉県立障害者歯科診療所管理規則 (昭和五十八年埼玉県規則第六号) の一部を

次のように改正する。

様式第一号中「めて先」を「汽先」に、 $\overset{\neg}{\mathbb{H}}$ 名 を 「氏名 (自署又は記名押

哥)」に改める。

様式第二号から様式第四号までの規定中 「あて先」 を「宛先」 に改める。

この規則は、

公布の

から施行する。

障害者の 利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例施行規則

の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第二十三号

障害者の利用に係る公の施設の使用料及び 利用 料 金 の減免に関する条例施行

規則の一部を改正する規則

障害者の利用に係る公の施設の 使用料及 び利用料金の減 免に関する条例施行規則

昭昭 和五十八年埼玉県規則第三十二号) \mathcal{O} 一部を次の \mathcal{O} よう に改正する رِّ چ

別 表中第五号を削り、 第六号を第五号とし、 第七号から第二十二号までを一号ず

つ繰り上げる。

則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

る。 福 祉 障害者 サ ビ \mathcal{O} ス 日 常 事業者等 生活及 \mathcal{O} び社会生活 指定等に 関する規 を総合的 則 に支援するた \mathcal{O} 部を改 正 \Diamond 立する規 \mathcal{O} 法 律 則 に をここに 基 づ く指 定障 公布 害 す

成三十年三月三十

埼 玉

県規則第二十

四号

埼

玉

県

知

上

田

清

司

障害者の日常生活及び社会生活を総 . 合 的 に に支援す る た \emptyset \mathcal{O} 法 律 に . 基づ < 指 定

障害福祉 サ ビス事業者等 の指定等に関する規則 \mathcal{O} __ 部 を 改正 す る 規 則

福 \mathcal{O} 祉 障 部を次 サ 害者の ビ 日 0 ス 事業者等 常 ように 生活及 改正する の指定等に び社会生活を総合的に 関する規 則 支援するた (平成十 八 年 \emptyset 埼 \mathcal{O} 法 玉 県 律 : に 基 規 則 ーづく 第 五 十五 指 定 号) 障害

式第二号 \mathcal{O} 付表 七 共同生活援助 事業所 グ ル プ ホ 7 \mathcal{O} 指定に係る 記 載 事

項 別と そ \mathcal{O} 策な 淮 59 中 を 4 ナービスの提供形態 (該当部分に〇) 4 一数 ・ビスの提供形態 核当部分に〇) 介護サー 外部サー 日中サー 介護サー 外部サー -ビス包括型 ビス利用型 ベン ビス利用型 ビス包括型 、支援型 受託居宅介護サービス事業者が事業を行う事業所 の名称及び所在地並びに当該事業者の名称及び所 生活支援員の外部委託の予定 受託居宅介護サービス事業者が事業を行う 名称及び所在地並びに当該事業者の名称及 生活支援員の外部委託の予定 生活支援員の外部委託の予定 作 $\widehat{\mathbb{H}}$ 偛 偛 E $\widehat{\mathbb{H}}$ ሞ

事業所の び所在地 時間) 別と . 紙お 淮 浦 59 に 改 8

措置の \mathcal{O} 次 に \neg 4 仄 \mathcal{V} の提供形態 がな Ш -4

ス K を加える。 \forall で接型の場 ¥ 協議会 鄉 9 報 丱 • 協議 外 鄉 なな S, 9 評価 第に 黙 4 Ø 描 0

式第二号 の付 表 七 二共 同 生 活 援 助 事 業 所 地 域 移 行 型 ホ Δ \mathcal{O} 指 定 に 係 る

記載事項そ \mathcal{O} 中 ービスの提供形態 | 該当部分に〇) 外部サー 介護サ ビス利用型 ビス包括型

受託居宅介護サービス事業者が事業を行 名称及び所在地並びに当該事業者の名称

生活支援員の外部委託の予定

有

 \Box

業者が事業 該事業者の 定定 H) 作

偛

- 田画の寛牧』の登り一、ツーコくの原来の	-	O Y	之 对	- 1	() 2 8	-	策が	門と	業所の 所在地	を行う事業所の 別 名称及び所在地 と
ーキーズック#	_	ククス	対対	明 上	こ汝わ、		浦		時間)	(H
							浦		時間)	(H
	ŀ									
受託居宅介護サービス事業名称及び所在地並びに当該		外部サービス利用型	外部サー					र्ह ज	ſ ~	称及び所
土伯乂仮貝の外司安託のよ		ロサットにへ火抜宝	1 1 1		(を	9	淮	別	う事業所
一年八十古四でなお米		上海井4点	440		キーズムの超角 場無	•		1	国)	
生活支援員の外部委託の予		介護サービス包括型	介護サー				+	•	쯸	#
	_				_					

形態が

中サービス支援型の場合は、協議会等への報告・協議会等からの評価等に関する措 **剛の萬烟」を加える。**

以り、原音 古 日	· 様	田 –		定なし	様
	- -	身体障害者視覚障害		治 分	様式第二号の付表九及び付表九-
を <u>「</u> 「神神」 「神神」 「神神」	付表	概		なし	付 表
出	+ 及 び 付		H T	肢体不自由	九 及 び 付
対映会	表 十 二 中	内部障害	る 対象者	身体障害視覚障害	表九—二中
特定な	# 7		特定な知的障害	明	主たる対象者
特定なし	主たる対象者		特定なし知的障害者	长響	按樂
細分なし精神障害者		 に 改 め る。	細分なし精神障害者	障害	шқ
		め る。		難病等対象者	
難 病等 対			勝		薛

条卷		⊞	
		視覚障害	身体障害者
		聴覚・言語	•
		内部障害	
			視覚障害 聴覚・言語 内部障

様式第二号に次のように加える

に改める。

付表 1 5 就労定着支援事業所の指定に係る記載事項

1 / L TE D	

	フリガナ										
	名 称										
事		(郵便番号	_	-))					
業	所 在 地	埼玉県									
所	<i>~</i> ·										
	連絡先	電話番号					F A X 番号	-			
	フリガナ	电阳田 7					更番号	_	 _)	
•				住	所	(=====	文田 7			,	
管	氏 名										
理	当該就労定	至着支援事業所	で兼務す	る他	の職種	1 (兼	努の場合の	みま	記入)		
者		「又は施設の従		業所	等の名	称					
		系(兼務の場合			る職種	及び					
	入)		勤和	务時	間等						
当該	事業の実施	について定めて	てある定義	款 • <i>'</i>	寄附行	為等又	.は条例等			第 項 第	
# — H	ビス管理責任	F者 フリガナ					住所	(į	郵便番号	_)
		氏 名					12 //1				
		用者数(人)								人	
一体	的に運営す	る事業所の前年								人	
	従業者の職	種・員数			管理責何			定着	青支援員		
	7676 6 174	,	専従		※ 兼	き務	専従		※兼務		
	従業者数	常勤(人)									
		非常勤(人)									
	主な掲え	示事項									
	営業日										
	営業時間										
			11-11-11-12-2-3				身体障	害	者		
			特定なし	細	分なし	肢体不	自由 視覚	章害	聴覚・言語	内部障害	
	主たる対象	食者									
			知的障害者	者 精神	神障害者	難病等	付象者		•	•	•
	利用料										
	その他の費										
	通常の事業										
	10 111 1 7 21		世。桂布尔	th. o	批果抓	TH 2	窓口 (連絡	件)		担当者	
	その他参え	きとなる事項		犬の	拒	安 ;	8 口 () 理 裕	元)		15 3 4	
-			その他	レナ	n (=	- 歩 - つ	2144分五五	フドマ!	《記〉除唯士	又は条例等	事 类記
										又は条例寺 を解決する	
	添付書									を解伏する 状況(貸借	
			財産目			39.1万 1	r 101	万	已以、貝圧	1/1/1/1 (貝目	A1 1/2 4X
/++ 			小工口	~1·/	/						

備考

- 1 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別葉に記載した書類を添付してください。
- 2 「受付番号」欄には、記載しないでください。
- 3 新設の場合には、「前年度の平均利用者数」欄は推定数を記載してください。
- 4 「※兼務」欄には、2以上の障害福祉サービス等を兼務する職員について記載してください。
- 5 「主な掲示事項」欄には、その内容を簡潔に記載してください。
- 6 「その他の費用」欄には、利用者に直接金銭の負担を求める場合のサービス内容について記載してください。
- 7 「通常の事業の実施地域」欄には、市区町村名を記載することとし、当該区域の全部又は一部の 別を記載してください。なお、一部の地域が実施地域である場合は適宜地図を添付してください。
- 8 主たる対象者を特定する場合は、「主たる対象者を特定する理由書」も併せて添付してください。
- 9 一体的に運営する生活介護等に係る指定障害福祉サービスを行う事業所の過去3年間の一般就労の移行実績を別紙に記載し、それを証する書類を添付してください。

一般就労移行実績

	氏名	就職日	就職先事業所名
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			

- 30 |
 |

 注 1 申請日から遡って3年間において、一般就労に移行した者について記載

 してください。

 - 2 指定を申請する事業所ごとに作成し、指定申請書に添付してください。 3 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別葉に記載し た書類を添付してください。

付表 1 6 自立生活援助事業所の指定に係る記載事項

受付番号	

	フリガナ											
	名 称											
事		(郵便番号	_)							
業	所 在 地	埼玉県										
所												
	連絡先	電話番号							FA	X 番号		
	フリガナ							(郵付	更番号	-	_)
	氏 名					住	所					
管		活援助事業所	で兼発する	5 他	の職種	(兼	終の場	! 合のは	(記入)			
理者		「又は施設の行				(AK	177 07 9/	у Ц v у v ,	/ nL / ()			
白		務(兼務の場合			職種及	てド						
	記入)		勤務時									
当	該事業の実施	面について定め	てある定刻	款 ·	寄附行	為等	を 又は 🦸	条例等	第	条章	第 項第	号 号
#	ビス管理責任	フリガナ					/ì:	所	(郵便	番号	_)
9	この日任貝口	氏 名					圧	721				
前年	E度の平均利	用者数(人)					人				Т	
	従業者の職	種・員数	サービ	ス省					活支护			
		과도 #FL / L \	専従		※ 兼	務	Ę	卓従	*:	兼務		
	従業者数	常勤(人) 非常勤(人)										
	 主な掲示						1					
Г		↑ 尹 垻										
-	営業日										1	
	営業時間											
			特定なし			ı		身体障害		ı		
		to.		細。	分なし	肢体	不自由	視覚障	害語	・聴覚障害	内部障害	
	主たる対象	者	/ // 11 11-15 -1	Jude 1	1 19-14 -1	1141 -L- L	4.114					
			知的障害者	精神	申障害者	難柄等	导対象者					
-	<.! H .!!!											
-	利用料											
-	その他の費	用										
	通常の事業	実施地域										
	この仙女女	しわて声石	苦情解決	:の‡	昔置概.	要	窓口	(連絡先	=)		担当者	
	その他参考	となる事供	その他									
			別添のと	お	り(定制	款、	寄附行	為及び	登記簿	彦謄本又	は条例等、	事業所
	添付書										解決する方	
	140,11	1 /25				勤務	体制・	形態-	·覧表、	資産状	況(貸借	対照表・
			財産目録	(()							

備考

- 1 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別葉に記載した書類を添付してください
- 2 「受付番号」欄には、記載しないでください。
- 3 新設の場合には、「前年度の平均利用者数」欄は推定数を記載してください。
- 4 「※兼務」欄には、2以上の障害福祉サービス等を兼務する職員について記載してください。
- 5 「主な掲示事項」欄には、その内容を簡潔に記載してください。
- 6 「その他の費用」欄には、利用者に直接金銭の負担を求める場合のサービス内容について記載してください。
- 7 「通常の事業の実施地域」欄には、市区町村名を記載することとし、当該区域の全部又は一部の別を記載してください。なお、一部の地域が実施地域である場合は適宜地図を添付してください。
- 8 主たる対象者を特定する場合は、「主たる対象者を特定する理由書」も併せて添付してください。

1

2 めの法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則に定めるこの規則による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するたこの規則は、平成三十年四月一日から施行する。 様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。 ビス事業者等の指定等に関する規則に定める

児童福祉 法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第二十五号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則 (昭和四十二年埼玉県規則第五十九号) \mathcal{O} _ 部を次 \mathcal{O} ように

改正する。

の二十第三項」に改め、 一条の五の二十 第三条の二第二項第二号中 -第三項」 に、 同項第三号中 「第二十 同 条第二項」 一条 第二十 \mathcal{O} を 五. 一条の 「同条第四 \mathcal{O} +九 五. 第 \mathcal{O} _ 項」 +項」 九 に 第 を 改 「第二十 める。 項」 を 一条の五 「第二十

め る。 第七条第二項第二号中 「第二十四条の十三」 を 「第二十四条の 十三第三項」 に 改

改める。 第十八条第一 項中 「第三十三条の二第二項」 を 「第三十三条の二の二第二項」 に

様式第八号の三中付表五を付表六とし、 第二十条中 第十九条中 「第三十三条の二第四項」を 「第三十三条の二第二項」を「第三十三条の二の二第二項」に改める。 付表四の次に次のように加える。 「第三十三条の二の二第四項」 改め

居宅訪問型児童発達支援事業所の指定に係る記載事項 付表 5

受付番号	
文刊留り	

	フリオ	j ナ															
事	名	称															
業	所 在	낸	(郵便	番号		_)								
所	川 仕	地															
	連絡	先	電話	番号							F A	A X 番	号				
	フリオ	j ナ								(垂	『便』	番号		_)	
								住月	訢								
管	氏	名						/	71								
理者	시/ 3차 급 시	* == ~	他の職務	고 나 曰 · i	BA LIA rEs	中 >	▲ 業所等	* n k	F/r								
18			他の職務」 若しくは				来別 き										
			の場合記え		RH C	7111	ありて 勧務に		- // -								
坐 計	亥事業の				てある						第	多	第	項第		号	
	発達支	_		C //L V/	(0)0	/L 1//	/(16.	> C D 1	.1		/11		E番号		-)
	理責任									住瓦	斤	(-1.0					,
者		1	 毛名														
	公安	一一一一	種・員	*~	訪	i問支	接員		児童列	発達支援	管理	責任者					
	() () ()	マノ相助	(性・貝	奴	専従	É	兼	務	専	従	兼	務					
	従業者	光光	常勤														
		30	非常茧														
	備			考													
	基準上		要人数	(人)	東田の区面 左 - 年												
	- J- J-	設備			専用の区画有・無												
	生は営業日		事項														
	営業時																
	利用彩																
	その他		用														
	通常の	事業	の実施	地域													
	その他	参考	となる	事項	第三者	評価の	の実施は	状況	して	いる・	して	いない					
							措置:	概要	窓口	連絡先)		担当者				
					その	他											
			機関		名	称						主な診	療科名	ı			
	多機能型	型実力	色の有無	Ę						有	•	無					
													、事業				
													等からの				
	添	付書	類										況(貸借 分かる)				
													· カ か る ` · も の 、 『				
													:所が分2				mis 13 *

- 備考
- 1 「受付番号」及び「基準上の必要人数」欄には、記載しないでください。 2 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別葉に記載した書類を添付してく ださい。
 - 3 「主な掲示事項」欄には、その内容を簡潔に記載してください。
 - 「その他の費用」欄には、保護者等に直接金銭の負担を求める場合のサービス内容について 記載してください。
 - 5 「通常の事業の実施地域」欄には、市町村名を記載することとし、当該区域の全部又は一部 の別を記載してください。なお、一部の地域が実施地域である場合は、適宜地図を添付してく さい。

九条及び第二十条の改正規定は、公布の日から施行する。 一人条第一項、第十二の規則は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第十八条第一項、第十附 則

を改正する規則をここに公布する。 母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付けに関する規則の一 部

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上田 清司

埼玉県規則第二十六号

母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付けに関する規則の 一部を改正する規則

四十八年埼玉県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。 母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付けに関する規則

第六条第二項中「印鑑証明書」を「印鑑登録証明書」に改める。

		中			_
琳					#
勤	퍯	帝	ふ	Ж	Ņ
務			ರ		ರ
光			ダ		ダ
尬	業	用	な	′位	な
		⊣ 1			
勤務先所在地	ηX Y			併	#
	Я		: :	田	年

様式第一号(一)

日 個 人 番 号	勤	職	Ħ	Ĥ	Ņ	બ	巴 D 艺 V	7	Ŧ
日 個 人 番 号	#								
田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	L			を					
日田 個 人			迅						品
田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田				<u> </u>					細
田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田			≅ll⊠	~ ~					\succ
明明田田	電流		日(年	(金融)		; ; ; ; ; ;			亩
				\sim			I H ···································	П #	Ш
			政			į	_		Я

			1)			!				
ı	_			を						_
地				非						#
	勤	職	H	ì	Ņ	ф ж	种価 `∧ O	7	Ŧ	Ņ
	兖				ರ	。 秘 無 新	、虐待 名)を			ಽ
	光				ダ	望の有	を副経験の観光			ダ
	クۡロ	业	3	#	な	かり	きを書なること	Ι	伙	Ŕ
				⊣		秘匿希望の有無は、マイナンバー制度において上記情 す。	虐待等の被害を受けて避難されている方については)を秘匿することができます。希望する場合は、右			

電話()	電話(自宅)()()(,)(,)(,))(,))(,))(,))(,))(,))(,))(,))(,)(,		(口 競)	月日個人番号			様式第一号(二)中				勤務先 所在地 電話	収入 月額 円(年収	電話(自宅)(携帯)		、所在地につながる情報(都道府県名又は市の秘匿希望欄に~印を記入してください。 報を秘匿する措置をとるためにのみ使用しま	年 月 日生 (歳)	生年月日個
		,		מוט		琳				#		FUZ	~ ~		以は、		>
_		を	- 1	•	_	桃	莊	3	Æ	Ņ			\cup \cup				串
N.						->+		CI		J				į	秘匿希望		巾
<u></u>		业				核		が		が		円)			盟		
小	中	3	D V 、 町村子 子 ず。	R	\$1	位	肝	な	′′	な	L			ات ا			
校		りが	虐待等の 5)を秘匿 8匿希望の		ט אַ		н	-						に改める。			
炒	所	な	級す信 害る無をこむ	クۡロ	\$												
	П		D V、虐待等の被害を受けて避難されている方については. 町村名)を秘匿することができます。希望する場合は、右. 秘匿希望の有無は、マイナンバー制度において上記情す。			学校所在地			年月	生年							

巾	
胀	
>	
亩	•
#	
	年月日個人番

様式第二十八号注意中「玛麟閈品⊪」を「玛麟峨鄰閈品⊪」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 用することができる。 貸付けに関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、 この規則による改正前の母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の 所要の調整をして使

埼玉県児童福祉審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第二十七号

埼玉県児童福祉審議会規則の一部を改正する規則

埼玉県児童福祉審議会規則(平成十七年埼玉県規則第九十六号)の一部を次のよ

うに改正する。

第七条第一項の表第一号調査審議事項の 則 欄中3を削り、 4を3とする。

この規則は、 平成三十年四月二日から施行する。

正する規 公立大学法 則 を 人 埼 玉 県立大学の業務 公 運営並 び に財 務 及 び 会計 に 関 す る 規 則 \mathcal{O} 部

成三十 年三月三十 日 改

ここに

布

する

埼 玉 県 知 上 田

清

司

玉 県 規則 第二十 八 묵

部を改正、 公立大学法人埼玉県立大学の する規則 業務 運営 並 び に 財 務 及 U 会計 に 関 す る 規 則 \mathcal{O}

公立大学法人埼玉県立 一大学の 業務 運営並 び に 財 務 及び 会計 に 関 す る 規 則 (平成

る

十二年埼玉 一条の 次に 県規 別第五十 次 の二条を加える · 号) \mathcal{O} _ 部を次 \mathcal{O} ように 改 正 す

(監査報告 1の作成)

留 及 ば に掲げる者との意思疎通を図 一条の二 意しなけ ならない。 び第四号に 監事は、 ればなら ۲ お いて の場合におい な 同 法第十三条第 Ü 11 n, て、 は 役員 情 報 監事 四項に規定する職務を適切に遂行 \mathcal{O} \mathcal{O} (監 職 収 集及 務 事 の執行 を 除く。 び 監査 0) た 第 \mathcal{O} _ 環 \Diamond 号 境 \mathcal{O} 並 \mathcal{O} 必 整備 要な び に けるた 体 第 に 四項 努め 制 0) 第三号 な め、 け ħ

- 法人の 役員及び 職員
- る ベ 前号に き者 掲 げ る者の ほ か 監事 が 適 切 に 職務を遂行 す る に 当 た ŋ 意思疎 通 を 义
- 2 なる 前項 \mathcal{O} お そ 規 れ 定 \mathcal{O} は、 あ る 監 関係 事 が 公正 \mathcal{O} 創設 不 及 偏 Ţ \mathcal{O} 維持 態度 を 及 認 \mathcal{U} 独 \otimes るも <u>\f</u> \mathcal{O} 立 \mathcal{O} と解 場 を保 L 持 て は す な る 5 \sum_{i} な لح が で き な
- 3 なけ \mathcal{O} 監事は、 他 れ \mathcal{O} 監事そ ば なら 法 な \mathcal{O} 第十三条第 他こ 11 れ に 兀 相 当す 項に る者 規 定 と す Ź \mathcal{O} 意 職 思 務 疎 \mathcal{O} 遂行 通 及 に び 当た 情 報 り、 \mathcal{O} 交 換 必 要に を 义 るよう 応じ、 努め
- な \ \ \ 法第 十三条 第 兀 項 後 段 \mathcal{O} 監 査 報 告 に は 次 に 掲 げ る 事 項 を 記 載 な け n ば な 5
- 監事 \mathcal{O} 監 査 \mathcal{O} 方 法 及 び そ \mathcal{O} 内 容
- \mathcal{O} 着実な 法人の 達 業務 成 に が 向 法令等 け 効果 的 に カュ 従 0 0 て適正 効 率的 に に実施さ 実施 さ れ れ て て 11 V る る かどう かどう カゝ カゝ 及 に び 0 中 11 期 T 目 \mathcal{O} 意 標
- 法 法 人 \mathcal{O} \mathcal{O} 業 役 務 員 \mathcal{O} \mathcal{O} 適 職 正 務 を \mathcal{O} 確保するため 執 行 が 法 令等 \mathcal{O} に 体 適 制 合すること \mathcal{O} 整 備 及 を び 運 確 用 保 に す る 0 VI た て 8 \mathcal{O} \mathcal{O} 意見 制 そ \mathcal{O}

兀

法

人

 \mathcal{O}

役

員

 \mathcal{O}

務

 \mathcal{O}

遂行

に

関

不

正

 \mathcal{O}

行

為

又

は

法

令等

に

違反

す

る

重大

な事

実が つ たときは、 \mathcal{O} 事

Ŧī. 監査 た \aleph 必要 な 調 査 が できな か 0 たときは、 そ \mathcal{O} 旨 及 び そ \mathcal{O} 理 由

六 監査 報告 [を作成 た日

(監事 \mathcal{O} 調 查 の対象となる書類)

一条の三 法第十三条第六項第二号 \mathcal{O} 規 則 で 定め る 類 は \mathcal{O} 規 則 \mathcal{O} 規 定

づき知事に提出する書類とする。

ら第八条までを次

 \mathcal{O}

ように

改

 \otimes

る。

第六条か

第六条から第八条まで 削除

次の 項を加える。

法第三十四条第二項 の事業報告 書 12 は 次 に掲げる 事項を記 な け れ な

な 11

法 人 12 関 す る基 礎 的 な 情

イ 目 標、 業務内 容、 沿革、 設立に係る 根 拠 法 設 <u>\\ \</u> 寸 組 織 义 \mathcal{O} \mathcal{O}

人 0 概要

口 事務所 従従 たる事務所 を含 む。 \mathcal{O} 所 在 地

ノヽ 資本金 の額 (前事業年度末 から \mathcal{O} 増 減 を含 む

= 在学する学生 一の数

ヘホ 役員の氏名、 役職、 任期、 担 当及 び 経

常勤職員の数 (前事 業年 度 末 か 5 \mathcal{O} 増減を含む 及 び 平 均 並 び 法

人への 出 [向者の 数

1 非 常 勤 職員 \mathcal{O} 数

財務 諸 表 \mathcal{O} 要約

 \equiv

財務情報

イ 財務諸 表 に記 載 され た 事 項 \mathcal{O} 要

重要な施設等 \mathcal{O} 整備等 \mathcal{O} 状 況

ハロ 予算及 び決算 \mathcal{O} 概 要

兀 業に関 する 説 明

ロイ 財源 の内 訳

財 務情 報及び 事業 \mathcal{O} 実績 に 基 づ

五. その 他事業に関 はする事 項

条中 「第三十 四条第四 項」 を 「第三十 四条第三項」 に 改 め 同条 \mathcal{O} 次 次

 \mathcal{O} 一条を 加 え る。

(会計 監 査 報告 \mathcal{O} 成

第 +の 二 会計監 査 一人は、 法第三十五条第一 項に 規定する職 務を適 切に 遂行 す

保 努 る ては 持 8 た する な な け 5 ことができな れ な ば なら 掲 11 げ な る V 者 کے < なるお ただ \mathcal{O} 意思疎 L そ 通を れ 会計 \mathcal{O} あ 監 义 査 り、 る 関 人 係 が 公 \mathcal{O} 正 創 設 不 収 偏 集 及 及 び \mathcal{O} 態 維 び 度 監 持 を 及 査 認 び \mathcal{O} 独 8 立 る Ł \mathcal{O} \mathcal{O} 立 整 \mathcal{O} 場 と 備

- 一 法人の役員(監事を除く。)及び職員
- 义 号 る 掲げる ベ き者 者 \mathcal{O} ほ カコ 会計 監 査 人 が 適 切 に 職 務 を 遂 行 す る に 当 た n 意 思 疎
- 2 定する 後 段 \mathcal{O} 会計監 監 事業報告書及 查 人 は、 査報告に 法 第三十 \mathcal{U} は、 決算報告 次に 兀 条 掲げ 書を受領 第 ____ る事 項 に 項 規 を記載 たときに 定 す る 財 作 な 務 成 諸 け する れ 表 ばな 並 法 び 第三十五 5 に な 同 条第二 い 条第 項 に 項 規
- 一 会計監査人の監査の方法及びその内容
- 況等 次 あるときは 項 を全て め K る お 表 事 11 項 \mathcal{O} て (利 重要 次 同 じ。 益 0 な \mathcal{O} イ から 処分 点 $\overline{}$ に が お ハま 法 又 は ** \ 人 で て \mathcal{O} 損 適正に に掲 財 失 政 0 状 げ 処 つる意見 態、 表 理 示 に 運営状 関 し て す \mathcal{O} V る 区 況 分に る 書 カュ 類 どう 応じ、 キ を 除 t <_ 。 カュ ツ 当 に シ 該 9 ユ 以 11 下 イ フ 7 か \mathcal{O} 5 \mathcal{O} 口 意 号 ハ ま 及 見 \mathcal{O} が 状 で び
- 認 t 正 準 妥当 第 無限 8 ツ 地地 5 れ 章 と 方 定 ユ 認 12 適 独 立行 フ \emptyset 規 正 定 意 6 口 す 政 1 れ 見 る会計 る会計 法 \mathcal{O} 人会計 状 監 況 査 等 \mathcal{O} 基 \mathcal{O} 基 を 慣 準 対 準及 全 行 を 象 12 7 1 لح · う。 進 び な \mathcal{O} 重 拠 地 0 方独 要 た L 口 な に 7 財 お 務 点 7 一行政 法 諸 に 1 て 人 表 お \mathcal{O} 同 法 が 11 人会計 財政 $\overset{\text{\tiny Γ}}{\circ}$ て 地 適 方 $\overline{}$ 状 独 正 基準 態、 そ に <u>\(\) \(\) \(\) \(\)</u> 表 \mathcal{O} 行 運営状 示 注 政 他 解 法 \mathcal{O} て を 人 ___ 般 定 況 11 め 計 る る 基 丰 公
- 口 項 況 計 等 項 \mathcal{O} を 慣 除 行 全 き 事 て に 地 項 を 方 \mathcal{O} 準 独 拠 付 重 要 77 L て、 な 行 た 点 政 限 法 12 定 法 人会計 お 人 付 \mathcal{O} 適 11 財 7 正 基準 適 政 意見 正 状態 に そ 表 \mathcal{O} 監 他 査 示 運営状況 \mathcal{O} \mathcal{O} L T _ 対 般 ** \ 象 シとな る に と 認 公正 丰 t 0 一妥当 \Diamond ツ た 6 シ 財 لح れ ユ 務 る旨 認 諸 8 フ 表 及 5 が 口 れ び 除 る会 除 \mathcal{O} 状 外
- 三 ハ 前 号 不 適 \mathcal{O} 意 正 意 見 が 見 な 監 11 とき 査 \mathcal{O} は 対 象と そ \mathcal{O} な 旨 0 及 た び 財 そ 務 諸 \mathcal{O} 表が 理 不 適 正 で あ る 旨 及 び そ \mathcal{O} 理 由
- 四 追記情報
- 五. 前 **会** に 計 掲 12 げ 関 る す t る \mathcal{O} 部 \mathcal{O} 分 ほ に カュ 限 利 る。 益 \smile \mathcal{O} 及 処 び 分 決 又 は 算 報 損失 告 書 \mathcal{O} に 処 関 理 L に て 関 す 必 要 る な 書類
- 3 前 項 兀 号 に 規定す る 追記 情 報 لح は、 次 に 掲げ る事項そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 事 項 \mathcal{O} ち、

六

査

報告

を

作

成

た

日

監査 \mathcal{O} 判 断 L 7 説 明を付 す る 必 要が る事 項 又 は 財 務 諸 表 \mathcal{O} 内 う

ち 強 す 理 由に 要が ょ あ る 事 項 とする \mathcal{O} 変更

正当

な

る

会計

方

針

重要な 偶 発事 象

重要な 後 発事象

十四四 条中 「第四十条第六 項」 を · 条 第 五. 項」 に 改 る

七条の 次 に次の三条を加える。

(内部 組織

成三十 離 部組 八条 職後二年を経過 年 織 ·四 月 とし 法第五 て 規則 日以 十六 L 後 で 条 た者を除く。 定 \mathcal{O} \mathcal{O} 二第 ŧ \otimes \mathcal{O} る ŧ に 一号に規定する離職 限 \mathcal{O} る。 は、現に存 が 離 とし 職 前 す て次 五年間に る理事長 に掲 前五 年間 げ 在職 \mathcal{O} るも 直近下 在 \mathcal{O} て 職 で V 位 あ たも \mathcal{O} 0 て 内 て 再 のとする。 部組織(平 た 就 人

役員 (理事長を除く。

埼 玉

(管理又は監督 0) 地 位

第十九条 が定め るも るも \mathcal{O} は、 法第五十六条の二第二号に 第二十二条に規定する職員が就 \mathcal{O} とする 職員の 退職管理に . 関す 、る規則 規定する管理 1 (平成二十 て 11 る職 又は に 八 監 年 相当するも 督 人事委員会規則第二十 \mathcal{O} 地 位 と \mathcal{O} て 規 則 で 定

(業務実績等報告書)

第二十条 0 た結果を記 \mathcal{O} 法第七十八条 ず れに 載 しなけ 該当 する れば の二第二項 な カコ ら な 応 Ü V) の報告書に 当 該 各号 は、 に 当該 定 8 る 報 項 告 目ごと 書が 次 に \mathcal{O} 自 各 5 号 評 に を行 げ る

明ら 事業年度におけ カュ に した報告 書 る 業務 当該事業年度に \mathcal{O} 実績及び当 係 該 る年 実績 度計 に 0 画 11 に定め て 自 5 た 評 項 を 行 た 結 果 を

び当該 5 カュ \mathcal{O} 中 期 実績 目 標 た お に \mathcal{O} 報 期間 告 け 2 書 る 11 業務の この終了 て 自ら 中 期 · 時 に 計 評 実績及び当該 価 画 見込ま に を行 定め 0 た た れ 医実績に 結 る 項 果を 中 期 明 目 0 5 標 11 か 7 \mathcal{O} 期 自 5 間 評 た に 報 価 お を行 告書 け る 並 業 0 び 務 た結果を明 に \mathcal{O} 中 実 及 目

 \mathcal{O} 則 は 平 成三十 年 兀 月 日 カュ 6 施 行 する

る。 埼玉県国民健康保険財政調整交付金条例施行規則を廃止する規則をここに公布す

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第二十九号

埼玉県国民健康保険財政調整交付金条例施行規則 埼玉県国民健康保険財政調整交付金条例施行規則を廃止する規則 (平成十七年埼玉県規則第百七

十八号)は、廃止する。

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

規

埼 玉県国 民健 康保険運営協議会規則をここに公布する。

成三十年三月三十日

埼 玉 県 知 事 上 田 清 司

埼 玉 県規則第三十号

埼玉県国民健康保険運営協議会規 則

(趣旨)

第 会」という。 一条 この 七号) 第六条の 規則 は、 執行 規定に基づき、 機関 \mathcal{O} 附 属 埼玉 機関に関する条例 県国民健康保険運営協議会 (昭和二十 八年埼玉 (以下 一県条例 協 議

(組織)

につ

11

て必要な事項を定め

るも

 \mathcal{O}

とす

る。

第二条 に定める数とする。 協議会は、 次 0 各号に 掲 げ る委員を ŧ 0 て 組 織 その定数は、 当該各号

被保険者を代表する委員 兀 人

保険医又は保険薬剤師を代 表する委員 兀 人

公益を代表する委員 四人

被用者保険等保険者を代表する委員

2 委員は、 知事が委嘱する。

3 委員は、 再任されることができる。

(会長)

第三条 会長は、 会務を総理 L ` 協 議会を代 【表する。

(会議

第 四条 協議会の会議は、 会長が 招集し、 その 議長となる。

2 席がなければ、 協議会は、 第二条第一項各号に掲げる委員各一人以上を含む過 会議を開き、 議決をすることができな 半数 \mathcal{O} 委員 \mathcal{O} 出

3 会議の 議事は、 出席 心た委員 の過半数で決し、 可 否 同数 \mathcal{O} ときは、 議長 0 決

す

るところによる。

4 前項の場合におい て、 議長は、 委員とし て議決 に 加 わることが できな 11

(会議の公開)

第 五条 協議会の 会議は、 公開する。 ただ 出 席した委員の三分の二以上の 多数

で議決したときは、 公開 しない ことができる。

(議事

議長は、 議事録 を作成 なけ れ ば なら な 11

議事 は、 議長 0 ほ か 出 席 た委員 へのうち カン 6 議長が指名する二人の委員

が署名しなければならない。

第七条 協議会の庶務は、保健医療部国保医療課において処理する。(庶務)

(委任)

第八条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が

協議会に諮って定める。

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

埼玉県がん登録審議会規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第三十一号

埼玉県がん登録審議会規則

(趣旨)

第 第十七号) 一条 この規則 第六条の は、 執行 規定に基づき、 機関 \mathcal{O} 附属機関に関する条例 埼玉県が ん登録審議会 (昭和二十 (以 下 八年埼玉県条例 「審議会」

う。)について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 審議会は、委員三人をもって組織する。

(委員)

第三条 委員は、 次に掲げる者の う 5 から、 知事が委嘱する。

一がん、がん医療等又はが んの予防に 関する学識経験 のある者

二 個人情報の保護に関する学識経験のある者

委員の 任期は、 二年とする。 ただし、 補欠の委員の 任 期 は、 前 任 者 \mathcal{O} 間

とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 四条 審議会に会長を置き、 委員の 互選により これを定め á.

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、 会長が あら か じめ指名する委員が、 そ \mathcal{O} 職務を代 理

する。

(会議)

第五条 審議会の会議は、 会長が招 集 し、 その議長となる。

2 審議会は、 委員の 過半数が 出 席 しなけ れ ば、 会議を開 き、 議 決 をすることが で

きない。

3 審議会の議事は、 出 席 した委員の 過半数で決 可 否同 数 \mathcal{O} とき は、 議長 \mathcal{O} 決

するところによる。

(関係者の出席)

第六条 審議会 は、 必 要が あると認めるときは、 関係者の 出席を求め て、 意見を聴

くことができる。

(会議の公開)

第七条 審議会の会議は、公開する。ただし、出席した委員の三分の二以上の多数

で議決したときは、公開しないことができる。

(議事録)

第八条 議長は、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、 議長のほか、 出席した委員が署名し、 又は記名押印し なけ ればな

らない。

(庶務)

第九条 審議会の庶務は、 保健医療部疾病対策課において処理する。

(委任)

第十条 この規則に定めるも \mathcal{O} \mathcal{O} ほ か、 審議会の運営に関し必要な事項は、 会長が

審議会に諮って定める。

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

に 公布する。 精神保健及び 精神障害者福祉 に 関する法律施行 細 則の 部を改正する規則をここ

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第三十二号

六十二号) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行 \mathcal{O} 一部を次のように改正する。 則 細 (昭 則 和四十二年埼玉県規則第 \mathcal{O} _ 部を改正する 規 則

に し改める。 第十一条第三項中 「入院費負担金決定通知書」 を 一措 置入院費負 担 金決 定通知書」

に改める。 第十二条第二項中 入 院 費負担金減免申 請書」 を 「措置 入院費負担 金減 免 申 請 書

三項とし、第一項を第二項とし 第二十条の見 出 しを「(無断 退去者探索依 同条に第一項として次 頼書等) _ \mathcal{O} に ___ 改 項を め、 加える。 同条中第二項を第

の無断退去者探索依頼書により行うもの 法第三十九条第一項 の規定に よる探索の とする。 依頼 に係る通 知は、 様式第二十五号 \mathcal{O}

											(表)	\ \$ /													
											中	1												_	_
₽	15 自	問題行動	経済的な	14 詐欺等の	承	13 ※	失火	12 井次又は		計 :		10 ۵	9 齊	α ģ			a n m	‡ J	5 強制わい	4 頻			2	1 巻	
×		行動	的な		\succ	Щ				南 3	梦	鹆	峃	<u>v</u>	1 2		H			姦	月	ž ž	⊁]		
	Α			Þ		Þ		Þ	>	,	≻	≻	Þ	A	٠ >	> }	>		⊳	\triangleright	. >	>	>	⊳	
	В			В		В		b	J	t	IJ	В	В	t	j t	d t	IJ		Щ	Ħ	t	d I	Ħ	Ħ	
-											を	<i>-</i>												-	_
	וכ ח		H	1 4		<u>ــ</u>		12		11	10	U	0 1	∞	7	6		Ü	ı		4	ω	12	-	1
		国盟行動	20 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 0	が、発表の、		WF ;	# %	弄火又は	澁	器	É	ł II	# (些	樂	愈	4	領地 さい	‡ 4 <u></u>	組	強制性及	強	放	校:	×n.
X	が き	字 🕏	\$ (Э ,	ا ∀	#}		Ĥ	蔽	を	紹	i	Ļ į	园	行	卌		5			交	鹆	×	· >	-
,	⊳		۲	⊳	,	>		⊳		A	Þ	7	> ¦	>	\triangleright	Þ		Α			\triangleright	A	Þ	Α	*
t	IJ		t	Ħ	t	Ħ		ш		В	В	b	ו ע	W	В	В		t	İ		В	В	В	t	t
-											に改め	- (_

同

様

様

式第五

号

式 (裏) 記 載 の留意事項 4 中 4 \forall _ を $\overset{\neg}{\mathbb{R}}$ \subseteq に 改 める。

意事項4 式第六 中 4 (表) 7 \sqsubseteq 中 を 「強姦」 $\stackrel{\neg}{\Rightarrow}$ \subseteq を に 「強制性交等」 改める。 に改め、 同様式 (裏) 記載 上 \mathcal{O} 留

式第十三号中 「入院費負担金決定通知書」 を 「措置入院費負担金決定通知書」

に、「入院費用」を「措置入院に係る費用」に改める。

の留意事項4中「原澎厰」を「遇澎厰」に改める。 い、「あて先」を「宛先」い、「入院費負担金」を「措置入院費負担金」に改める。 歩 代 紙 十 回 吹 中 「 入 院 費 負 担 金 減 免 申 請 書 」 や 「 措 置 入 院 費 負 担 金 減 免 申 請 書 」 様式第二十一号(表)中「強数」を「強型בが戦」に改め、 同様式(裏)記載上

様式第二十五号の次に次の一様式を加える。

	無断退	去者	探索依	頼 書				
(宛先)						年	月	日
	警察署長							
)	病 院 名	ı		
					近 在 地			
					管理者名			A
						•		
下記の者が無	乗断退去し、 その行方が	で	ナンつたの)で	油保健	及で 料 れ	宇宙	者福祉に
	3 9 条第 1 項の規定に 』					X 0 1 1 1	ПТЦ	<u> П</u> Ш.К.С
因) るは中分で	7 3 水州 1 · 泉 • 7 % 元 (C a	K 7 1/K5	T Z MAR C	/ 5				
		;	記					
			pL					
1 退去した料	生							
		Ld Dal	ш ,					
氏 名		性別	男・女	生生	月日	年	月	日
住 所								
入院年月日		年	三 月		日			
	T							
退去年月日 及 び 時 刻	年	月	日		時	分		
退去当時の								
症状の概要								
退去者を発								
見するため に参考とな								
るべき人相、								
服装その他								
の事項								
3 家族等又に	はこれに準ずる者 							
氏 名								
住 所								
4 障害福祉さ	ナービスに係る事業を行	テう者	(入院前に	_障害	 福祉サー	・ビスを	利用し	ていた
場合)								
名 称			連絡	先				
 所 在 地								
· —								

様式第二十六号中 斌 Ш 靐

を

退去年月日 及び時刻

に、 発見するために参考となるべき人があくま人を表現装みの他の事項

服装その他の 事 項 退去者を発 見するため に参考とな るべき人相、

を、

に改める。

附 則

1 六号及び様式第二十一号の改正規定は、 この規則は、 平成三十年四月一日から施行する。 公布 の日から施行する。 ただし、 様式第五号、 様式第

2 この規則による改正前 \mathcal{O} 精神保健及び精神障害者福祉 に関する法律施行

定める様式による用紙は、 当分の間、 所要の調整をして使用することができる。 細則に

埼玉県自家用水道条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第三十三号

埼玉県自家用水道条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県自家用水道条例施行規則 (昭和三十二年埼玉県規則第八号) \mathcal{O} 一部を次の

ように改正する。

様式第一号中「あて先」を「泡先」に改め、 一种 田 日生」 及 び 生年

月日」を削る。

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

と畜場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第三十四号

と畜場法施行細則の一部を改正する規則

と畜場法施行細則(平成十五年埼玉県規則第五十八号) \mathcal{O} _ 部を次のように改正

する。

別表川口食肉荷受株式会社 \mathcal{O} 項及び越谷食肉セ ン タ \mathcal{O} 項を削る。

附則

 \mathcal{O} 規則は、 平成三十年四月 日日 から施行 ける。 ただし、 別表越谷食肉セ ンター

の項を削る改正規定は、公布の日から施行する。

埼玉県家畜改良増殖法施行細 則 の 一 部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第三十五号

埼玉県家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則

 \mathcal{O} ように改正する。 玉県家畜改良増殖法施行細 則 (昭和二十六年埼玉県規則第十八号) \mathcal{O} __ 部を次

る。 様 式第一号中 ¬ 8+ が光、光、 を 「宛先」 に 改 \Diamond 同様 式に 備考とし て次 \mathcal{O} ょ う に 加 え

瘇 \sim がな 届出者が個人の場合は、 14 # 4 ° 天名 R ⊪ する \mathcal{N} 1 \sim (1 ٦٦ , 0 押印を ・路路中 \mathcal{N} (1

同様式に備考として次のように加える。 様式第二号中 「あて先」 を 「宛先」 に改 8 三網 Ω ₩ \mathcal{O} 次に 「の規定」 を加え、

瘇 \sim ができます。 開設者が個人の場 合は、 Ħ ₩ を自署する 1 \cap 1 9~ , 0 押印を省略する (1

同様 様式第三号中 式の備考に次 「あて先」を「宛先」 のように加える。 に 改 め \neg ₩ \mathcal{O} 次 に 「の規定」 を加え、

4 (1) より、 種畜飼養 推印を 桝 海(※) ・治路中 人工授精所開設者) Ю 1 \sim がべ 14 # 4 • が個人の場合は、 氏 ₩ R Ⅲ-事 1 \wedge

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 所 要の 改 正 調整をし 前の埼玉県家畜改良増殖法施行細則に定め て使用 することが できる。 る様 式による用紙 は、 当分の

養鶏振興法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼 玉 県 知 事 上 田 清 司

埼 玉 県規則第三十六号

養鶏振興法施行細則の一部を改正する 規 則

改正する。 養鶏振興法施行細則(昭和三十五年埼玉県規則第三十七号) \mathcal{O} _ 部を次 \mathcal{O} ように

様式第一号

る。 中 % て先」 を 「宛先」 に 改 め、 同 様 式に 備考として次 \mathcal{O} よう E 加え

編光 ができ 届出人が個人の場合は、 9H 4 氏 ₩ R ⊪ を \mathcal{W} 1 \mathcal{C} F7 ٦ , 2 押印を省略す \mathcal{W} 1 \cap

様 式第三号中「め イ先」を 「宛先」 に 改 \emptyset 同 様 式 \mathcal{O} 考に 次 \mathcal{O} よう 12 加 える。

 ω 申請者が個人の場合は、 氏名 R 予解可 \wedge r) J 6 押印を省略する

1 とができます。

附 則

1 規則 は、 公布 \mathcal{O} 日 か 5 施行 ける。

2 改正前の養鶏振興法施行細則に定める様式による用 は、 当分の 所要の

整をして使用することができる。

埼玉県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第三十七号

埼玉県林業·木材産業改善資金貸付規則 \mathcal{O} 一部を改正する 規 則

埼玉県林業·木材産業改善資金貸付規則 (昭和五十二年埼玉県規則第六十号)の

一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成三十年三月三十一 日 を「平成三十一年三月三十一日」 に改

める。

則

この規則は、 公布の 日 から施行する。

する。 埼玉県営土地改良事業分担金徴 収条例施行規則 \mathcal{O} _ 部を改正する規則をここに 公

平成三十年三月三十日

布

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第三十八号

埼玉県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則 埼玉県営土地改良事業分担金徴収条例施行 規則 (昭和三十年埼玉県規則第十号) \mathcal{O} 部 を改正する規則

題名を次のように改める。

 \mathcal{O}

一部を次のように改正する。

担金及び る。 第 条 中 埼 玉 特 別 県営土地改良 「埼玉県営土地改良事業分担金徴 徴収金徴収条例」 事業分担金 に、 及び特 「第五十 別 -四条」 収条 徴 収 例 金徴 を を 収 「第五十四条第 「埼玉県 条例施行 営土 規 則 地改良事業分 項 に改め

項」に改める。 第六条中 「第六条第一項」を「第八条第一項」 に、 「同条第三項」 を 「同条第四

第七条中「第七条」を「第六条」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

埼 玉県道 路占 I 用規則 の 一 部を改正する規則をここに公 布 する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第三十九号

埼玉県道路占用規則の一部を改正する規則

改正する。 玉県道路占用規則 (昭和二十八年埼玉県規則 第 四十 七 号) \mathcal{O} \longrightarrow 部 を 次 \mathcal{O} ように

る。 様式第二号中 $\bar{\mathcal{E}}$ て先」 を 「宛先」 に改 め、 同 様 式 に 備考とし て 次 \mathcal{O} ょ う 加 え

推光 14 提出者が個 人の場合は、 天 **K** PH ⊪ する \mathcal{N} 1 \wedge Fi ٦ り押印を省略す \mathcal{M} (1 \wedge なべ

る。 様 式第三号中 Ħ 4 先」 を 「宛先」 に改 め、 同 様 式 に 備考として次 \mathcal{O} よう ĺZ 加 え

推入 NH ---- $_{\circ}^{\circ}$ 請者が個人の場合は、 天 经 PH Ш する B 1 \wedge r) より押印を省略す Ø 1 \wedge なば

る 様 式第四号中 H 4 光 を 污污 先 に 改 80 同 様 式 に 備考とし T 次 \mathcal{O} う に 加 え

推光 S 14 申請者が個 人の場合は、 H ₩ R ⊪ 晰 of \mathcal{O} (1 \sim (1) ٦ 5 推印 PH ・治路中 \mathcal{N} (1 \sim なべ

る 様 式第五 号中 H 4 光」 を 后 光 に 改 \otimes 同 様 式 に 備 考 لح し て 次 \mathcal{O} よう に 加 え

無光 まる 申請者 N が個 人の場 j 天 **M** R Ш を解 \mathcal{N} 1 \wedge 17 ٦ 5 推玛 R 畍 昂 j \mathcal{N} (1 \cap が

る。 様式第六号中 H 4 先」 を 河泊 光 に 改 8 同 様 式 に 備 考 とし て 次 \mathcal{O} ょ Š に 加 え

無光 まぶ ----- $_{\circ}^{\circ}$ 請者が個 人の場合は、 天 ₩ 14 ⊪ 雕 j \mathcal{O} 1 \cap (1) ٦٠ 5 押印を ・番略す \mathcal{N} 1 \cap なべ

る 様 式第七号中 H 4 先」 を 短 先」 に 改 め、 同 様 式 12 備 考とし て 次 \mathcal{O} よう 加 え

推挑 14 -----計者 が個 人の場合は、 天 ₩ R Ш する \mathcal{N} 1 \mathcal{C} r) 9 5 押印を省略す 1 \sim ŽŽ

様 式第八号中 H て先」 を 「宛先」 に改 め、 同様式 に 備考とし て次 \mathcal{O} よう 加 え

る。

備考 届出者が個人の場合は、氏名を自署することにより押印を省略することが

対える。

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正前の埼玉県道路占用規則に定める様式による用紙は、 当 分

の間、所要の調整をして使用することができる。

埼 玉県砂 成三十年三月三十日 防 指 定地管理条例 施行 規則 \mathcal{O} _ 部を改正する規 則をここに公布する。

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第四十号

埼玉県砂防指定地管 理条例 施 行 規則 \mathcal{O} _ 部 を改正 す る 規

玉県砂防指定地管理条例施行 規則 平 成十五年埼玉県規則第三十号) \mathcal{O} _

次のように改正する。

る。 様式第一号中 「あて先」 を 「宛先」 に 改 め、 同 様 式 に 備考と て 次 \mathcal{O} よう に 加 え

場合においては、押印を省略することができる。

編表

#

請者の氏

松

(注

7

Ħ

S

ては、

の代表者の

氏

名

の記

典

R

⊪

晰

S

作

٧V

る。 式第二号中 「あて先」や「宛先」 に改 め、 同様式に備考として次 \mathcal{O} ょ う に 加 え

:

推光 場合においては、 -指者 の氏名 (法人に 押印を省略する H S ては、 1 とがで N の代表者の NH. ° \mathbb{H} 名 の記載 14 ⊪ 瞅 S 行

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 る 用紙 この は 規則による改正 当分 の間 前 所要 \mathcal{O} \mathcal{O} 埼 調 玉 整をして使用することが 県砂防指定地管理条例 施行規則に できる。 定め る様 式 に

埼 玉県都市 公園に関する規則 \mathcal{O} __ 部を改正する規則をここに 公布 する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第四十一号

埼玉県都市公園に関する規則の一部を改正する規則

うに改正する。 玉県都市公園 に関する規則 (昭和三十七年埼玉県規則 第八 号) \mathcal{O} __ 部を 次 \mathcal{O} ょ

県 土 改 事務所長、 公園事務所長若 んめる。 第二条第 第三条第一項、 整備事務所長若し 熊谷県土整備事務所長、 一項 飯能県土整備事務所長、 しくは 中 第五条並びに第十条第二項及び第三項中 朝 営繕・ 霞 くは大宮公園事務所長 県土整備事務所長、 公園事務所長」に、 行田県土整備事務所長、 東松山県土整備事務所長、 北本県土整備事務所長、 (以 下 「総称する」 「所長」 越谷県土整備事 「所長」 とい を 秩父県土整備事 う。 1 . ئ を 務所長、 Ш 「知事等」に に 越県 改 を「大宮 かる。 土 杉戸 務所 整

様 式第 _ 号、 様 式第二号及び 様式第二号の 三中 747 光」 を 「宛先」 に、 洞汁 袘

大百百

玉 県 知 事 「埼 玉 県 知 事

整備事務所長 を 大宮公園事務所長 に改める。

公園事務所長」 営繕·公園事務所長」

「県土整備事務所長 「県土整備事務所長 以、 大宮公園事務所長 や 営繕・公園事 指定管理者」 指定

式第三号中

7 7 7

先」

を

「宛先」

知 事

務所長

管理者」

埼玉県知事

様 式 第四号及 び様式第五号中 _ # 4 光 を 「宛先」 に、 県土整備事務所長 を

大宮公園事務所長」

「埼玉県知事

大宮公園事務所長 に改める。

営繕・公園事務所長」

「埼玉県知事 「埼玉県知事

様 式第六号及び様式第七号中 県土整備事務所長 を \times 叫 公園事務所 畑 に

大宮公園事務所長」 営繕・公園事務所長」

改める。

「県土整備事務所長

様

式第八号中

大宮公園事務所長

「埼玉県知事

大宮公園事務所長や

対職・公園事務所長 に改める。

指定管理者」

指定管理者」

「埼玉県知事「埼玉県

様式第十 _ 号中 7 て先」 を 「宛先」以、 県土整備事務所長 を 大宮 李屋 医

大宮公園事務所長」 営繕・公園

知 事

| 郊 | 野 | 坂 | に改める。

事務所長」

附則

(施行

期

日

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 項にお りされ \mathcal{O} こ の 他 \mathcal{O} た使用 規則の施行前 行為は、この 1 て 「改正前 \mathcal{O} 許可 にこの 規 \mathcal{O} \mathcal{O} 規則」 則 申請その に 規則 ょ という。 る改 に 他 正後 の行為とみなす。 よる改正前 $\overline{}$ \mathcal{O} 埼 \mathcal{O} 規定 玉県 \mathcal{O} 不都市公 によ 埼 玉 ŋ 県 袁 都 された使用 に関す 市 公園 る に 規 \mathcal{O} 関 許 則 す んる規 \mathcal{O} 可 規定によ \mathcal{O} 申請そ 則 次

3 ることが 改 正 前の規則に定め できる。 る様式による用紙 は 当分の 間、 所 要 \mathcal{O} 調整をし て使用す

埼 玉県県 営住宅条例 施行 規則 \mathcal{O} 部を改 正 する規則をここに 公 布 す ź。

4成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第四十二号

埼玉県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

第 埼玉県県営住宅条例 施行 規 則 昭 和 五十 _ 年埼 玉 県規 則 第 四十二号) \mathcal{O}

部を次のように改正する。

利用条 人番号 「第四 第二条第二項ただ 例第四条第二項」を 条第二項」 \mathcal{O} 利用等に 関する条例」 を し書中 「第四条第三項」に 「番号利用条例 「埼玉県個 に、 個 [人番号 人番号 改 め、 第四条第三項」 \mathcal{O} 利用条例」 利用に 同条第三項ただし 関 する条例」 に改め を 「番号利用 書中 る。 を 「埼 個 条例」 玉 人 県個

四条の ただし 四条第二項」を 条 第 項ただし書、 の二第二項ただし書並び 第五条第一 書、 条第一項ただし書、 七 第 第十四条第三項ただし書、 一項ただし書、 項ただ 第十 「番号利用条例第四条第三項」に改め 一条ただし書、 し書及び第二項ただし書、 第十五条第一項ただし書、 に 第十九条第一項ただし書、 第二十四条第一項ただし書中 第十三条第一項ただし書、 第十 · 四 条 第十条ただし書、 の二の十三第一項ただし書、 第二十条ただし書、第二十 第十六条第一項ただし書、 第十三条の七 個人番号利 第十条の 用条例 第一項 七 第十 第 第

八 \mathcal{O} 别 項 ま 中 <u>=</u> で を 項ず \mathcal{O} 項 を削 つ繰り り 下 げ _ 二九 0 の項を一三〇の \mathcal{O} 項 0 次に 項とし、 次 0 よう ĺZ \bigcirc 加 える \mathcal{O} 項 カコ 6

-	-
宅	川口安行ウィステリア住
藤八	川口市大字安行
中層而少	를
型 ナ ・ ナ く	
_	

中三二六 \mathcal{O} 項 を三二七 \mathcal{O} 項と Ļ _ 八 九 \mathcal{O} 項 カュ ら三二 五. \mathcal{O} 項 ま でを 項

0 ŋ 下 げ 八 八 \mathcal{O} 項 \mathcal{O} 次 に 次 \mathcal{O} よう に 加 え る

— 八 九	
上尾沼南ヒルズ住宅	
上尾市大字原市	
中層而火	 -
五〇・一六)

埼 玉県県営住 宝条例 施行 規 則 \mathcal{O} __ 部 を 次 \mathcal{O} よう Œ 改正する。

0 繰り 別表中三二七の 下 げ、 <u>=</u> 九 項を三二八 \mathcal{O} 項 \mathcal{O} 次 0 に 項と 次 $\hat{\mathcal{O}}$ よう Ļ に加える \mathcal{O} 項 か ら三二六の 項までを 項ず

11110	
宅コンフォール宮代中島住	
字中島南埼玉郡宮代町	
中層耐火	
五 〇 · 五 二	
<u></u>	

附則

 $\sum_{}$ \mathcal{O} 規 則 は 平成三十 年 兀 月 日 か ら施行 する。 ただ Ļ 第二条の規定は 同 年

埼玉県特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第四十三号

埼玉県特定公共賃貸住宅条例施行規則 \mathcal{O} _ 部 を改 正 する規 則

を次のように改正する。 玉県特定公共賃貸住宅条例施行規則 (平成六年埼玉県規則第五十七号) \mathcal{O} $\overline{}$ 部

例 四条第二項」を 番号の利用等に関する条例」 第 第五条第一項ただし書中「埼玉県個 四条第二項」 「第四条第三項」 を「番号利用条例第四条第三項」 に、 に改め、 「個人番号利用条例」 人番号の利用に関する条例」 同条第二項ただし書中 に改める。 を「番号利用条例」に、 「個人番号利 を 「埼玉県 用条 個

別 表第二の二の 項中 五五、 〇〇〇」を「四八、 ○○○」に改める。

附則

及び第二項ただし書の改正規定は、 \mathcal{O} 規則は、 平成三十年七月 日日 同年四月 から施行する。 一日から施行する。 ただ į 第五条第一 項ただ

埼 玉 財 務 規 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 規 則 を こに 公 布 す る

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第四十四号

埼玉県財務規則の一部を改正する規則

る 玉 財 務 規 則 (昭 和三十 九 年 埼 玉県規 則 第 + 八 号) \mathcal{O} 部 を 次 \mathcal{O} ょ う に 改 正 す

第三条 \mathcal{O} 第 _ 項 中 局長 \mathcal{O} 下 支 所 長」 を 加 え る

号 を 「第百三条第二項第五号」 兀 条 第 項 第 号 及 び 第三号並 に改 8 びに る 第 八十条第七 号 中 第 百三条第 --- 項 第 五.

定 を定 同 各 加 項 第 かか 8 を同 百三条中第 に 契 条第三項とし、 改 わ 5 約 め、 ず 0) 相手方 同 兀 項を同条第四項とし、 項を第五項とし、 に 改 カ \Diamond 同条第 ら見積書 同 項を _ を徴 項中 同条第二項とし 同条第三項第 さなけ 随意契約を行う 同条第二項 ればならな __ 中 号 同 「前項」 条に第一 中 場合 い。 第 ただ に を 「第 項とし お 項 11 各 て 号 て次 を は、 項」 の — 予 前 に 頭の規 定価 改 項 め、 格 項

定める 積書を徴 随意 前 契約 見積 さな を 行 書を け う 場合 れ 徴 ば する な 12 6 お こと な 11 7 が は、 できる ただ 予定 Ļ 価 格を定 知 事 が 別 \otimes に 定 そ \otimes \mathcal{O} る場合 後 に 契 は 約 \mathcal{O} 予定 相手 方 価 格 カコ ら

百 兀 + 条第 号中 よるも \mathcal{O} \mathcal{O} 下 に 並 び に 别 に 定 \otimes るも \mathcal{O} を 加 え

営繕 務所」 環境整備 援 $\widehat{\mathbb{H}}$ 営繕 教育 第二百 務所 越特別支援学校、 支援学校 工事事務所、 に \mathcal{O} 家庭 項 改 項 九 セ 公 8 中 袁 地 条第 ン 小 を除 事務 中学 タ 域連携課」 南 「営 同条第二項の表所 所 項 校 繕 部教育事務所、 総合教育センタ 高 \hat{O} 人 工 等 事課、 事 大宮北特別 に 表 看護学院、 改め、 を削 教育 事 及 務所」 び 警察学校並び り、 局 義務教育指導課 同 福 轄所 を 支援学校、 北 表南部教育事 同 利 花と緑 部 江南支所、 表営繕工 課、 営繕 教育事務所及び (防災航空センタ 県 立 \mathcal{O} に 振興セン 一学校 次 草 事事務所 公 家庭地 県 立 務所、 遠 \mathcal{O} 加 項 事 カュ 嵐 事 務所 が カュ タ 東 5 Þ Щ 北 \mathcal{O} 域 課 小部教育事: 項中 連 史 部教育事務所 き特別支援学校 察署 跡 携 12 高 八潮新都市 課及 校教 改 \mathcal{O} 「営繕工 東部環境管理事 博物館、 \otimes \mathcal{O} 務所 項ま 育 び 人権 及 事事務所 導 で 建設事務所 県 立 教育 及び を び \mathcal{O} 東部 Ł 「教育事 一の学校 務所 け 課 \mathcal{O} 教 \mathcal{O} 别 を 育 項 支

 \mathcal{W} 表 0 第二 Vγ \mathcal{O} 4 資 考 争 2 前渡す 中 \mathcal{V}^{v} 54 \mathcal{O} Œ 9 \mathcal{O} Fi 次 强 に \mathcal{N} 泰託料 を 加 (場外 え、 車券 負 担金」 :売場 0 を 卿 型 負 運営 盐 Fi

に改める。

とし、様式第九号(三)の次に次の三様式を加える。様式第九号(五)を様式第九号(八)とし、様式第九号(四)を様式第九号(七)

様式第9号(4)(第14条関係)

決 知 事 副知 裁 部 長	事部長副部長	課 所 長 副課所長	:								
区 副部長 分 課所長											
合 企画財政部長 議 会計管理者	副部長 財政 計 出納総務										
起案者											
執行伺い(委託) 本書のとおり執行してよいか伺います。											
本書のとおり執行してよいか何います。 件 名											
年度	執	行	課	所							
執行 伺 番 号	入 札 予 定 年	月日	予算	内容							
			İ								
	金額計										
事業		事業									
会 款 項		会 款 項									
目 節 説 明		目 節 説 明									
支出理由		支出理由									
予算元課		予 算 元 課									
委任令達元課		委任令達元課									
金額		金 額									
支出負担行為の状況 議 決 予 算 額		支出負担行為6議 決 予	質 額								
配 当 予 算 額 支 出 負 担 行 為 済 額		配 当 予 支 出 負 担 行	算 額 為済額								
支出負担行為未済額今 回 執 行 額		支出負担行為今 回 執									
契	N. A		その他	1内訳 件							
	法 令調対応										
前 払 金	理由				%						
部 分 払	理由				□						
入 札 保 証 金	理由				%						
款 名 予	算 額 内示額	ひで調定済額 収	入 済 額	収入未	済 額						
特定財源內內											
内訳											
		1									

備考 本様式は、その他委託に係る伺いをするときに使用する。

様式第9号(5)(第14条関係)

	課 所 長 副課所長
決 知 事 知 事 副 知 事 部 長 裁 部 長 区 副部長 分 課所長	1977 //1 英 1973 19
合 企画財政部長 副部長 財 政 讃	 長
議 会計管理者 出納総務	課長 出納員
起案者	n. (#34)
執行取消信本書のとおり取り消してよいか伺います。	Jv (委託)
件	名
取 消	理 由
年度執執	行 課 所
77	17 875 (21
執行何番号 入札予定年	月日,予算内容
金額計	
事業	事業
会計	会計
款 項	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
節	節
説 明 支出理由	説 明 支出理由
予 算 元 課	予算元課
委任令達元課	委任令達元課
金額	金額
支出負担行為の状況 議 決 予 算 額	支出負担行為の状況 議 決 予 算 額
配 当 予 算 額 支 出 負 担 行 為 済 額	配 当 予 算 額 支 出 負 担 行 為 済 額
支出負担行為未済額 今 回 執 行 額	支出負担行為未済額 今 回 執 行 額
	その他内訳 件
契 根 拠 法 令	
方法 入札不調対応	
前払金理由	%
部 分 払 理 由	回
入札保証金理由	%
	なび調定済額 収入 済額 収入 未済額
特定財源,內內	
内訳	

備考 本様式は、既に行つたその他委託に係る伺いを取り消すときに使用する。

様式第9号(6)(第14条関係)

決 知 事 副知 裁 部 長 区 副部長 分 課所長	事部長副部長	課 所 長 副課所長		
合 企画財政部長	副部長 財政課			
議 会計管理者 起案者	出納総務	課長 出納員		
心 条有	執行変更伺	い (委託)		
本書のとおり変更してよいか伺います	件	名		
	変更	理由		
年度	執	行	課	所
執行伺番号	入 札 予 定 年 /	月日		图 容
金額計(変更前)		金額計(変更	後)	
事業		事業		
会 計		会 款 項		
節		目 節		
説 明 支出理由		説 明 支出理由		
予 算 元 課		予 算 元 課		
委任令達元課		委任令達元課		
金 額(変更前)金 額(変更後)		金 額(変更前金 額(変更後		
支出負担行為の状況 議 決 予 算 額 配 当 予 算 額		支出負担行為の状 議 決 予 算	額	
配 当 予 算 額 支 出 負 担 行 為 済 額 支 出 負 担 行 為 未 済 額		配 当 予 第支 出 負 担 行 為 才支 出 負 担 行 為 才	済 額	
今 回 執 行 額		今 回 執 行	方 額	
			その他内	訳件
	法令調対応			
前 払 金	理由			9
部 分 払	理由			E
入 札 保 証 金	理由			9
款 名 予	算 額 内示額及	び調定済額収	入 済 額	収入未済額
特定 財 源 内 訳				
訳				

備考 本様式は、既に行つたその他委託に係る伺いを変更するときに使用する。

様式第57号(1)(第71条関係)

年 度 県 税 決 算 計 算 書

																									1 0	>IV 1/10	八 开 口	日 弁 百
		項	1 目					淍		É	客	Ą							収	入	済	額				過誤納	金還付充	
					現年訓					嬠越分				 				课税分		滞納線			計			课税分		操越分
税	目			税	額	件	数	税	額	件	数	税	額	件	‡数	税	額	件	数	税額	件数	税	額	件数	税額	件数	税額	件数
	個	均等割及び所					_							_					_									
県	但	ī	割																									
民	人	株式等譲渡所	得割																									
	NI.	計														<u> </u>												-
税	法利		人					-								-												
#		子	割													<u> </u>						-						-
事業税	個		人																									
税	法		人																									
地 消費	譲	渡	割																									
方 税	貨	物	割																									
不	動	産 取 得	税	()	()	()	()	()	()													
県	た	ば こ	税													1										1		
ゴ																												
自	動	車 取 得		()	()					()	()	()	()			()	()				
軽	油	引 取	税													1												1
自		<u> </u>		()	()					()	()	()	()			()	()				
鉱		区	税	,	\	,						,		,		,			\			,	`	/				
狩		猟	税	()	()					()	()	()	()			()	()				
合			計	()	()					()	()	()	()			()	()				
延		滞	金			1		1		_																1		
過不		 告 加 第 告 加 第	i 金 金													1												
重		加 算	金		_																							
合			計																									
総		合	計																									

注1 調定額及び収入済額の「件数」は、納期を2期に分けて徴収する税(例、個人事業税)については2件とし、申告納付又は納入に係る税(例、法人事業税)については申告書の提出があつたもの(修正 2 分割納付(入)となつた場合の件数は、最終の納付(入)があつたときに1件とすること。

^{3 ()}内には、証紙特別会計繰入金を内書きすること。

^{4 「}不動産取得税」欄の()には、徴収猶予(生前贈与分)額及び件数を記載すること。

(単位 円) 事 務 所

額			不	納り	て 損	額			収	入 未	ト 済	額			16	事 伤 5
	計	現年記	果税分	滞納約	操越分	言	+	現年訓	果税分	滞納約	操越分		†	41	入步台	î
税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	現	滞	計
														%	%	%
		-						ł						ŀ		
		-						ł						/		
	l															

[、]更正、決定を含む。) についてそれぞれ1件として記載すること。

様式第57号(2)(第71条関係)

年 度 県 税 等 歳 入 決 算 調 書

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額
① 県 税		円	円	円	円	円	<u>との比較</u> 円
	1 県 民 税	1 3	1 3	1 3	1 3	1 3	1 3
	2 事 業 税						
	3 地 方 消 費 税						
	4 不動産取得税						
	5 県 た ば こ 税						
	6 ゴルフ場利用税						
	7 自動車取得税						
	8軽油引取税						
	9 自 動 車 税						
	10 鉱 区 税						
	10 奶 点 11 狩 猟 税						
② 地方消費税							
	-						
清算金	-						
③ 地方譲与税							
	1 地方道路讓与税						
	2 石油ガス譲与税						
⑧ 使用料及び							
手数料							
⑭ 諸 収 入							
	1 延滞金、加算金 及び過料等						
	6 利子割精算金収入						

る規則をここに公布する。 技能職員 の給与、 勤務時 間等の 勤務条件その他勤務に 関する規則 \mathcal{O} 部を改正 す

平成三十年三月三十日

埼玉県教育委員会教育長 小 松 弥 生

埼玉県教育委員会規則第三号

技能職員の給与、 勤務時間等の 勤務条件 そ \mathcal{O} 他 勤 務 に 関 す る 規 則 \mathcal{O} $\overline{}$ 部 を改

正する規則

埼玉県教育委員会規則第二十四号) 技能職員の給与、 勤務 時 間 等 \mathcal{O} 勤 \mathcal{O} 務 条件 一部 を そ 次 \mathcal{O} \mathcal{O} 他 ように 勤務に 改正する。 関 する 規 則 (昭 和 兀 +兀 年

県教育委員会規則第二十五号) 務主事の職にあるも 第二条中 及び技能 則 本則 職 員 (二種) の表に掲げる主任、 \mathcal{O} とする」 に、 第十四条の を 「及び埼玉県立中学校 「に掲げ 主事及 る 表に掲げる技能職員をいう」 技能主任、 び技 師 を 管 業務主任、 「に規定す 理規則 (平成十五 技能 る技能職 主事及 に改める。 年埼玉 員 び業

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

技能職員に関する規則の 一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県教育委員会教育長 小 松 弥 生

埼玉県教育委員会規則第四号

技能職員に関する規則の一部を改正する規則

技能職員に関する規則 (昭和四十八年埼玉県教育委員会規則第十四号) \mathcal{O} 一部を

次 のように改正する。

本則第一号の表主任 . の 項の 前に次 のように 加える。

上席主任

畜産作業、 上司 \mathcal{O} 命 を受け、 営繕作業等の 事 務 \mathcal{O} 補助、 自 動車 \mathcal{O} 運転、 に従事する。 土木作業、 農林作業、

業務で困難なも

 σ

本則第三号の表主任の 項 \mathcal{O} 前 に 次 いのよう É 加える。

上席主任 上 司 \mathcal{O} 命 を受け、 庁 務、 炊 事、 清 掃 \mathcal{O} 業務 で 困 難な ŧ \mathcal{O} に 従 事 , する。

附 則

この規則は、 平成三十年四月 日 から施行する。

ここに公布する。 埼玉県立高等学校管理規則及び 埼玉県立中学校管理規 則 \mathcal{O} _ 部を改正する規則 を

平成三十年三月三十日

埼玉県教育委員会教育長 小 松 弥 生

埼玉県教育委員会規則第五号

埼玉県立高等学校管理規則及び 埼玉県立中学校管理規則 \mathcal{O} _ 部を改正する規

則

(埼玉県立高等学校管理規則の一部改正)

第一条 \mathcal{O} 一部を次のように改正する。 埼玉県立高等学校管理規則 (昭和三十二年埼玉県教育委員会規則第七号)

八条第三項の表中 技能主任

第

る。 等 の 林作 上 司 業、 業務で相当困難なも \mathcal{O} 命を受け、 畜産作業、 自 園芸作 動 車 \mathcal{O} \mathcal{O}

を 主 主 上席 技能主任 上席業務 任 任 技 能 林作業、 林 従事 等 上 \mathcal{O} 上 上 る。 \mathcal{O} 司 整 作 司 司 \mathcal{O} 一備そ · 業 、 業 務 業務で相当困難なも \mathcal{O} す \mathcal{O} \mathcal{O} 命 る 命 命 を受 を受け 畜産作業、 畜産 を受 \mathcal{O} で 木 他 け \mathcal{O} 難 作 け 用務で ·· 業 、 な 自 炊 ŧ 自 園芸作 事 園芸 動 \mathcal{O} 動 に 車 困難なも 車 \mathcal{O} 業務、 作 従 \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} ·· 業、 に従 事す 運転 運転

に従事す

業、

介助

運転、

環る介、助農

(埼玉県立中学校管理規則の一部改正)

第二条 埼玉県立中学校管理規則 (平成十五年埼玉県教育委員会規則第二十五号)

の一部を次のように改正する。

環境 なも 第十四条の表中 を 上席業務 主任 業務主任 業務主任 上司 上司の命を受け、 従事する。 のに従事する。 の整備その他の用務で相当困難なも の整備その の命を受け、 上司 \mathcal{O} \mathcal{O} に従事する。 整備その他の用務で相当困難 \mathcal{O} 他の用務で困難なものに 命を受け、 炊事の 炊 事 \mathcal{O} 業務、 業務、 炊 事 の業務、 環境 環境

に改める。

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

管 理職手当に 関 する規 則 \mathcal{O} _ 部を改正す る規則をここに 公布す る。

成三十年三月三十日

埼 玉県 人 事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

埼 玉 県人 事委員 会規則 七 0 〇五

管理職手当に関する規則の一部を改 正 す る 規 則

管 理職手当に関する規則 (埼玉県人事委員会規則 七 \mathcal{O} __ 部を次 \mathcal{O} ように改

正する。

「税務局 長

別 表第 __ 知事 部 局 \mathcal{O} 部 中 「税務局長」 を スポ ツ 局長 に 改 め、 \neg ス ポ

地域包括ケア 局長」、 「環境管理事務所長 (西部)」 及 び 「総合 IJ ハ

F,

地域包括ケア局長」

局

長

テー シ 彐 ンセンタ 一事務局長」 を削り、 川 П を 「南部」 に、 春日 部、

を 鴻巣」 に、 「農業技術研究センター 所長」を 「農業技術研究セ

家畜保健衛生所長 (中央)

ン

タ

所長

「総合調整幹 (人事委員

に、 「総合調 整幹 人 事委員会が 定め るもの に 限る。

を 政策幹

行政監察幹

行政監察幹

会 が 定め るも \mathcal{O} に限る。

「感染症対策幹

「感染症対策幹」を 次世 代産業幹」 に、 「発達障

に、

「発達障 害総合支援 セ ン タ 副 所 長

副 所長」 を 総合 IJ ハ F, リテ シ 彐 ン セ ンタ 事 務局長」

害

総合支援セ

ン

タ

に 改 め、 「総合 IJ ハ ピ リテー シ 彐 ンセンタ - 事務局 副 局長」を削 り、 「営繕工事事

「調整幹

園事務所長」 に、 「調整幹

務所長」

を

「営繕

公

主席県民相談員」を 企画幹

に、

主席県民 相 談員

産 二業技術 総合 セ ン タ 北 部研 究所 技 術 事業化支援室長」 を 産業技術総合 セ

北 部研 究所副所長」に、 「農業技術研究センタ -部長」 を 農業技術研 究セ

タ

病害 虫 防 除 所 副 所

長 タ 部長 改 8 水産 研 究所 副 所長」 を削 ŋ 営繕 工 事事 務 所 副 所 長 を

「営 繕 公 袁 事務 所副所長」 に 改 め、 同表教育委員会事務 局 \mathcal{O} 部 中 教育指導幹」

を 「教育指導幹 地域教育幹」 に改め、同表警察本部の部中「環境犯罪対策室長」を「生活経済…… 対立『 に改め、同表警察本部の部中「環境犯罪対策室長」を「生活経済……

捜査室長」に改め、「オリンピック・パラリンピック・ラグビーワールドカップ警

備対策室長」を削る。

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

埼玉県人事委員会規則七―一〇〇八

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則(埼玉県人事委員会規則七―三九七)の一部を次のよ

うに改正する。

別表第一保健所の項を次のように改める。

		障害者支援課			
看護師(公益的法人等に派遣される者に限る。)	る。)	以下この表において同じ。)に派遣される者に限	二号)第二条第一項各号に規定する団体をいう。	遣等に関する条例(平成十三年埼玉県条例第七十	医師(公益的法人等(公益的法人等への職員の派
1			二 五		

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

規

給料 表の 適用範囲に関する規則 の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

埼 玉 県人事委員会規則七— 一〇〇六

給料表の適用範囲に関する規則の一 部 を改正する 規 則

料表の適用範囲に関する規則 (埼玉県人事委員会規則七 六 \mathcal{O} 部を次 0

ように改正する。

別表第一医師 の項中 「総務部 (地方職員共済組合埼玉県支部の業務に従事 す る者

に 限 る。 を 「総務部 障害者支援課 (地方職員共済組合埼玉県支部の業務に従事 (公益的法人等 (公益的法人等へ の職員の する者に限 派遣等に

る。)

関する条例 伞 成十三年埼玉県条例第七十二号) 第二条第一 項各号に規定す Ź 寸

に派遣される者に限る。 に改める。

を

1

う。

以下

別

表第三に

おい

て

同じ。)

別 表第二栄養士の 項中 「農業大学校」 を削る。

項中 「総合リハビリテーション セ ンタ を 障 害者支援課(公

総合リ ビリテ

益的 法人等に派遣される者に限る。

別

表第三看護師

0

こ改める。

シ 彐 ンセンター

則

 \mathcal{O} 則 は、 平成三十年四月 日 か ら施行する。

る。 初任給、 昇格、 昇給等 0 基準 に 関する規 則 0 ___ 部 を改正する規則をここに 、公布す

成三十年三月三十 \exists

埼 玉県 人 事委員会委員長 馬 隆 紀

埼 玉 県人事委員会規則七 _ 0 〇七

初任給、昇格、 初任給、 昇格、 昇給等の基準 昇給等の 基準に関す に関する規則 る 規則 (埼玉県人事委員会規則七 \mathcal{O} 部 を改 正す Ź 規則

 \mathcal{O} 部を次のように改正する。

表第 1 \mathcal{O} 表 中 副 報道長」 を 企画幹 副報道長 に、 本庁 総合調整幹」 \mathcal{O} 所長 を 総合調 政策 本 庁 幹 の所 整

別

長

幹 セ に、 危機 対策幹」 を 「危機対策幹 次世 代 産業幹」 に 改 \Diamond (総合リ ` 「スポ ハ ビリ ツ 局長 テ シ 彐 ン

び ン 地 タ 域 機 \mathcal{O} 事 関 務 \mathcal{O} 事務局長 局長を除 (総合リ ハ ピ リテ 地域 機 関 シ 彐 \mathcal{O} 副 ン 局長」 セ ン タ の事務局長に限る。 地域包括ケア局長」

ŋ 「税務 涓長」 を 税務局長 スポーツ局長 に、 「教育指導幹」 を 「教育指導幹 域教育幹」

を

削

地域包括ケア局長」

「支所長

に、 支所 画幹」 長 を 企画幹 (総合教育セン ター \mathcal{O} 企 画幹 に [限る。)」 に 改める。

别 表第 一ハの表中 「技術 事業化支援室長」 を削 る。

別 表第二口に備考として次の 人事交流等に ように加える。 て職員とな

備

考

ょ

り引き続

11

0

た

 \mathcal{O}

うち、

人

事

委員会が

定める

者に対するこの 表 0 適用 に 0 VI て は、 部 内 \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 職 員と \mathcal{O} 均 衡を考慮して人

事委員会が 別 に 定め る。

۲ \mathcal{O} 規則 は 平成三十年四月 日 か 6 施行

員 \mathcal{O} 退 職管理 に 関する規則 \mathcal{O} 一部を改正する規則をここに公布 する。

平成三十年三月三十日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

埼玉県人事委員会規則二四―二

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職管理に関する規則 (埼玉県人事委員会規則二 兀 \mathcal{O} _ 部を 次 のよ

うに改正する。

第十四条第二号及び第三号を次のように改める。

号。 昇格 学校職員 成二十八年埼玉県教育委員会規則第九号) \mathcal{O} 五に定める職務の 学校職員の給与 以下「旧学校職員初任給規則」という。 (県立の 昇給等の基準に関する規則 0 初任給、 高等学校又は 級 に関する条例 昇格、 四級 \mathcal{O} 昇給等 職 特別支援学校の校長の職 (平成二十八年三月三十一 \dot{O} (昭和三十一年埼玉県条例第三十三号) 基準 (昭和三十二年埼玉県教育委員会規則第十二 i 関する規 による改正 $\overline{}$ 別表第一に定める職務の 則 \mathcal{O} に 前 日以前 限る。) 部 の学校職員の を改 \mathcal{O} 正する 職 に 0 規則 初任給、 級 別 11 四級 ては 表第 伞

る職務の 八年三月三十一日 学校 職員の給与に関する条例別表第六に定める職 級 兀 級 \mathcal{O} 以 職 前 \mathcal{O} (県立中学校の校長の職に限 職に つい ては、 旧学校職員初任給規則別表第二に定め る。 務 の級四級 \mathcal{O} 職 (平成二十

附則

この規則は、公布の日から施行する。

管 理職員等の範囲を定める規則 の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

埼玉県人事委員会規則一二—一三二

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則 (埼玉県人事委員会規則一二-六 0) 一部を次の

ように改正する。

「調整幹

行政監察幹」を 政策幹

に、

行政監察幹」

感染症対策幹」 を 次世代産業幹」 に改 め、 同表知事及び会計管理者地域 機 関産

業技術総合センターの項職 \mathcal{O} 欄中「副 室長 (労働関係に 関する事務を所掌するもの

に 限 る。 を 「副室長 (労働関係に関する事務を所掌するものに限る。) に

改

北部研究所副所長

同表教育委員会教育局本局の 項職 \mathcal{O} 欄 中 「教育指導幹」 を 「教育指導幹 に改

地域教育幹」

める。

め、

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

埼玉県訓令第一号

本

庁

地 域 機 関

埼玉県労働委員会事務局

埼玉県収用委員会事務局

職員の勤務時間に関する規程の 一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

埼 玉 一県知 事 上 田 清 司

職員 0 勤務時間に 関する規程の 一部を改正する訓令

ように改正する。 職員 の勤務時間 に 関す る規程 (昭 和二十七年埼玉県訓令 第十八号) \mathcal{O} _ 部を次の

別 表先端産業課

項を削る。 労働課」に 改 め、 の項を削 「労働相談」 り、 \mathcal{O} 同表勤労者福祉課 次に 「又は就業相談」 \mathcal{O} 項 中 を加え、 「勤労者福祉課」 同表就業支援課の を 「雇用

4 る職員」 別表ウー に マノミクス 改める。 課 \mathcal{O} 項職 員 0 欄 中 「上に同じ。 を 「就業相談の業務に従事

附

の訓令は、 平成三十年四月 日 から施行する。

埼玉県訓令第二号

本

庁

地 埼玉県労働委員会事務局 機 関

埼玉県収用委員会事務局

埼玉県職員服務規程の一部を改正する訓令を次 0 ように定める。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県職員服務規程 の一部を改正する訓令

する。 埼玉県職員服務規程 (昭和四十二年埼玉県訓令第四号) \mathcal{O} _ 部を次のように改正

改め、 次世代産業幹」を加える。 「及び消防防災政策幹」を「、 第二条第一項第二号中 同項第六号中「の長」 「秘書課長を除く。 の下に、 消防防災政策幹、 部の政策幹」を、 \smile _ 次世代産業幹及び部の の 下 に 「行政監察幹」 部の政策幹」 企画幹」に の下に、 を加え、

則

この訓令は、 平成三十年四月 日 から施行する。

埼玉県訓令第三号

本 関 庁

地

域

機

職員被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

職員被服貸与規程の一部を改正する訓令

職員被服貸与規程 (昭和四十二年埼玉県訓令第十四号)の一部を次のように改正

する。



ボ

附 則

この訓令は、 平成三十年四月一日から施行する。

埼玉県訓令第四号

本

地 域 機 関 庁

技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令

ように改正する。 技能職員の給与等に関する規程 (昭和四十四年埼玉県訓令第四号) の一部を次の

別表第一を次のように改める。

職員の	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
図貝の	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	万和	和作为領	和 作为 領 円	和村月額	和作力領 円	1247月銀 円
	1	128,900	180,300	202,000	249,100	278,400
	2	129,800	181,800	203,400	250,300	280,300
	3	130,800	183,300	204,800	251,400	282,100
	4	131,700	184,800	206,100	252,600	283,900
	1	101,100	101,000	200,100	202,000	200,000
	5	132,700	186,100	207,400	253,500	285,700
	6	133,700	187,600	208,800	254,800	287,500
	7	134,700	189,000	210,200	255,900	289,200
	8	135,700	190,300	211,600	257,100	291,000
	9	136,500	191,700	213,000	258,200	292,600
	10	137,500	192,900	214,600	259,300	294,400
	11	138,500	194,200	216,200	260,500	296,100
	12	139,600	195,300	217,600	261,700	297,900
	13	140,400	196,500	218,900	262,700	299,400
	14	141,400	197,600	220,400	263,800	301,100
	15	142,400	198,700	221,900	264,800	302,700
	16	143,400	199,800	223,200	265,800	304,200
	17	144,500	200,900	224,100	266,900	305,700
	18	145,700	202,000	224,900	268,100	307,300
	19	146,900	203,000	225,800	269,200	308,900
	20	148,100	204,000	226,800	270,100	310,600
	21	149,200	205,000	227,700	271,100	311,700
	22	150,400	206,100	229,200	272,200	313,100 314,500
	23	151,600 152,800	207,200	230,500	273,300	314,500
	24	152,800	208,200	231,600	274,300	316,000
	25	154,000	209,100	233,100	275,200	317,200
	26	155,500	210,000	234,400	276,300	318,700
	27	157,000	210,700	235,700	277,400	320,100
	28	158,500	211,600	237,000	278,500	321,500
	29	159,900	212,500	238,000	279,400	323,100
	30	161,400	213,700	239,200	280,500	324,300
	31	162,900	214,700	240,500	281,500	325,600
	32	164,400	215,600	241,700	282,500	326,800
	_					
	33	165,900	216,300	242,800	283,300	327,900
	34	167,700	217,500	244,100	284,200	328,800
	35	169,500	218,600	245,200	285,100	329,900
	36	171,300	219,800	246,400	286,200	331,000

給 料 表

別表第1 (第2条関係)

埼玉県知事 上 田 清

司

	80	215,800	256,800	288,700	314,700	
	01	216,500	257,100	289,100	315,000	
	81					
	82	217,000 217,600	257,400 257,700	289,500 290,000	315,300 315,600	
	83	217,600	258,000	290,500	315,900	
	84	218,300	258,000	290,500	315,900	
	85	218,900	258,200	290,900	316,100	
	86	219,400	258,400	291,500	316,500	
	87	219,900	258,700	292,100	316,800	
	88	220,600	259,000	292,700	317,000	
	89	221,100	259,200	293,000	317,200	
	90	221,700	259,400	293,500	317,500	
	91	222,300	259,800	294,000	317,800	
	92	222,800	260,000	294,400	318,100	
	93	223,200	260,300	294,800	318,300	
	94	223,700	260,700	295,300	318,600	
	95	224,200	261,000	295,800	318,900	
	96	224,700	261,300	296,300	319,100	
	97	225,200	261,500	296,600	319,300	
	98	225,700	261,800	297,000	319,600	
	99	226,200	262,000	297,500	319,900	
	100	226,700	262,300	298,000	320,100	
				•		
	101	227,100	262,600	298,400	320,300	
	102	227,600	262,800	298,800		
	103	228,200	263,100	299,100		
	104	228,800	263,400	299,400		
	105	229,200	263,600	299,700		
	106	229,700	263,800	300,100		
	107	230,000	264,100	300,500		
	108	230,400	264,300	300,900		
	109	230,600	264,600	301,200		
	110	231,000	264,900	301,600		
	111	231,500	265,200	302,000		
	112	232,000	265,400	302,300		
		,	, i	,		
	113	232,200	265,600	302,500		
	114	232,700	265,900	302,800		
	115	233,200	266,100	303,100		
	116	233,700	266,300	303,300		
	445	004.000	900 000	202 500		
	117	234,000 234,400	266,600 266,900	303,500 303,800		1
	118	234,400	266,900	303,800		1
	119 120	234,800	267,200	304,100		1
	120	230,200	201,000	504,500		1
I	I	ı l	I		I	I

	37	173,100	220,500	247,700	286,800	332,100
	38	174,800	221,700	248,900	287,700	333,200
	39	176,500	222,900	250,200	288,600	334,200
	40	178,200	224,000	251,500	289,500	335,200
		· ·				
	41	179,800	224,900	252,500	290,200	336,200
	42	181,200	226,100	253,800	291,200	337,200
	43	182,600	227,100	254,900	292,200	338,200
	44	184,000	228,200	256,200	293,100	339,200
		· ·				
	45	185,500	229,300	257,100	293,800	340,100
	46	186,900	230,400	258,200	294,700	341,100
	47	188,300	231,500	259,400	295,600	342,100
	48	189,700	232,500	260,400	296,500	343,100
	49	191,000	233,500	261,600	297,200	344,000
	50	192,200	234,600	262,800	297,800	344,900
	51	193,300	235,700	264,000	298,500	345,800
	52	194,500	236,900	264,900	299,300	346,600
	53	195,600	238,000	265,900	299,900	347,400
	54	196,700	239,000	267,000	300,700	348,200
	55	197,800	239,900	268,200	301,400	349,000
	56	198,900	240,700	269,400	302,100	349,700
	57	200,000	241,600	270,200	302,800	350,400
	58	201,000	242,600	271,200	303,500	351,200
	59	202,000	243,600	272,300	304,300	352,000
再任用	60	203,000	244,500	273,300	305,000	352,700
職員以						
外の職	61	204,100	245,400	274,400	305,600	353,400
Ę	62	205,000	246,300	275,500	306,300	354,100
	63	205,900	247,200	276,300	307,000	354,800
	64	206,800	248,100	277,400	307,700	355,500
	65	207,500	248,900	278,200	308,200	356,100
	66	208,300	249,700	279,000	308,700	356,600
	67	209,000	250,500	279,800	309,300	357,100
	68	209,800	251,200	280,600	309,900	357,600
	69	210,200	252,000	281,300	310,500	358,000
	70	210,800	252,600	282,100	310,900	
	71	211,100	253,000	282,900	311,400	
	72	211,700	253,400	283,600	311,900	
	73	211,900	253,600	284,400	312,200	
	74	212,500	254,000	285,100	312,700	
	75	213,000	254,500	285,900	313,200	
	76	213,800	255,000	286,700	313,600	
	77	914.000	9EE 400	007 000	919 000	
	77	214,000	255,400	287,300	313,800	
	78	214,700	255,800	287,800	314,100	
	79	215,200	256,300	288,300	314,400	

再任用 職員 235,600

193,200

267,600

267,900

268,200

268,500

268,600

268,900

269,200

269,500

269,600

269,900

270,200

270,500

270,600

270,900

271,200

271,500

271,600

204,300

121

122

123

124 125

126

127

128

129

130

131

132 133

134

135

136

304,500

304,800

305,100

305,300

305,500

305,800

306,100

306,300

306,500

306,800

307,100

307,300

307,500

222,800

243,600

274,300

別表第二を次のように改める。

別表第2 (第3条関係)

級別基準職務表

5 級	4 級	3 級	2 級	1 級	135 0	歩のな猫
、 上席主任の職務	因難な業務に従事する主任の職務	: 主任又は主任専門員の職務	困難な業務に従事する主事、技師又 は専門員の職務	主事、技師又は専門員の職務	技能職員(一種)	と 東 基
上席主任の職務	困難な業務に従事する主任の職務	主任の職務	困難な業務に従事する主事又は専門 員の職務	主事又は専門員の職務	技能職員(二種)	な る 職 務

41	5	31	13	19
42	6	31	14	19
43	7	32	15	20
44	8	32	16	20
45	9	33	17	21
46	10	34	18	22
47	11	35	19	23
48	12	36	20	24
49	13	37	21	25
50	14	38	22	25
51	15	39	23	25
52	16	40	24	26
53	17	41	25	26
54	18	42	26	26
55	19	43	27	27
56	20	44	28	27
57	21	45	29	27
58	22	46	30	28
59	23	47	31	28
60	24	48	32	28
61	25	49	33	29
62	26	49	34	29
63	27	50	35	30
64	28	50	36	30
65	29	51	37	31
66	30	51	38	31
67	31	52	39	32
68	32	52	40	32
69	33	53	41	33
70	34	53	42	33
71	35	54	43	33
72	36	54	44	34
73	37	55	45	34
74	38	55	46	34
75	39	56	47	35
76	40	56	48	35
77	41	57	49	35
78	42	57	50	36
79	43	58	51	36
80	44	58	52	36
81	45	59	53	37
82	45	59	54	37
83	46	60	55	37
84	46	60	56	37

別表第4 (第4条関係)

昇格時号給対応表

昇格した日の	开格でを和刃心衣				
前日に受けて - いた号給	2 級	3 級	4 級	5 級	
1	1	1	1	1	
2	1	1	1	1	
3	1	1	1	1	
4	1	1	1	1	
5	1	1	1	1	
6	1	1	1	1	
7	1	1	1	1	
8	1	1	1	1	
9	1	1	1	1	
10	1	2	1	1	
11	1	3	1	1	
12	1	4	1	1	
13	1	5	1	1	
14	1	6	1	1	
15	1	7	1	1	
16	1	8	1	1	
17	1	9	1	1	
18	1	10	1	2	
19	1	11	1	3	
20	1	12	1	4	
21	1	13	1	5	
22	1	14	1	6	
23	1	15	1	7	
24	1	16	1	8	
25	1	17	1	9	
26	1	18	1	10	
27	1	19	1	11	
28	1	20	1	12	
29	1	21	1	13	
30	1	22	2	13	
31	1	23	3	14	
32	1	24	4	14	
33	1	25	5	15	
34	1	26	6	15	
35	1	27	7	16	
36	1	28	8	16	
37	1	29	9	17	
38	2	29	10	17	
39	3	30	11	18	
40	4	30	12	18	

130	70	76	
131	71	76	
132	71	76	
133	71	76	
134	71		
135	71		
136	71		
137	71		

85	47	61	57	37
86	47	61	58	37
87	48	61	59	37
88	48	61	60	38
89	49	62	61	38
90	49	62	61	38
91	50	62	62	38
92	50	62	62	38
93	51	63	63	38
94	51	63	63	38
95	52	63	64	39
96	52	63	64	39
97	53	64	65	39
98	53	64	65	39
99	54	64	66	39
100	54	64	66	39
101	55	65	67	39
102	55	65	67	
103	56	65	68	
104	56	65	68	
105	56	66	69	
106	57	66	70	
107	57	66	71	
108	57	66	72	
109	58	67	73	
110	58	67	73	
111	58	67	74	
112	59	67	74	
113	59	68	75	
114	59	68	75	
115	60	68	76	
116	60	68	76	
117	61	69	76	
118	61	69	76	
119	62	69	76	
120	62	69	76	
121	63	69	76	
122		69	76	
123		69	76	
124		70	76	
125		70	76	
126		70	76	
127	_	70	76	
128	_	70	76	
129		70	76	

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

(職務の級の切替え)

2 務 知 \mathcal{O} T 施行 事 \mathcal{O} 11 級とす た \mathcal{O} 定 日 訓 め 務 に 令 え。 こ お \mathcal{O} \mathcal{O} るところ ける職 施行 級 が \mathcal{O} 附則 の 日 場 に 務 合 より \mathcal{O} 別 以 にお 級 表 は \mathcal{O} 下 1 そ 旧 て、 \mathcal{O} 同 級 施 表 行 11 同欄に二の ず \mathcal{O} に 日 掲 Ė 旧 れ げ 級 لح か ら 欄に対応す \mathcal{O} 11 う。 職務 れ 職務 て \mathcal{O} 11 \mathcal{O} 級とする。 る \mathcal{O} 級が掲げ る 職 前 務 同 日 表 \mathcal{O} に 級 \mathcal{O} お 5 新 で V れ てそ 級 あ て 欄 0 V た 技 \mathcal{O} るときは 定 者 能 が 職 属

(号給の切替え)

号給 級 う。 最 前 ت ح 施行 高 この 項 同 \mathcal{O} 0 いう。 規定に 号給 項に 别 日 に 表第一 対 一の給 \mathcal{O} とする。 応する給 お 前 日に 11 よりその 0) て 0) 料月 号 給料 お 「旧号給」 給のうち、 料 額 11 の号給 表 て 月 者が属することとな 額が 技能 \mathcal{O} 適用を受け という。 新級 がな 職 施行 員 の最高の いときは \mathcal{O} 日 給与 \mathcal{O} \smile 7 前日 に 等 11 号給の る職務 た技能 対 に に 直近下 関 応する給 お す い 給料 てその 職 る \mathcal{O} 員 位 級 規 0 月 \mathcal{O} 料 程 (以下こ 施行日 給 者が 額を超えるときは 月額と同一 (以 下 料月 受け に 額 \mathcal{O} 「給与 項に お の号給) T 0) け V 給料月 た号給 お る号 規程 V とし、 給 T 当該 額 は لح 「新 **(**以 \mathcal{O}

(給料の切替えに伴う経過措置

- 4 料 達 受ける給 て支給 て受け 月 施行 な 額 日 \mathcal{O} 1 する。 ほ こととなる て \mathcal{O} か、 V 月 前 た給料 額 日 から 切替 以 前 技 引 月 下 能 額 き続き同 給 料 職 \mathcal{O} 以 項に 員 月 下こ 額 (知 と切 お 事 \mathcal{O} 0) ٧١ 替 が 項 給 て 後 定 12 料 給 8 お 切 表 替後 料 \mathcal{O} る V 技 適用 月 T 給料月 能 額 を受け 職 切 と 員 替 \mathcal{O} 差 を 額 前 除 給 額 る 料月 技能 と に いう。 相 額」 \smile 当 職員 する に は لح で、 額 11 が う。 を給 同 そ 切 替 日 \mathcal{O} 料 に 後 お
- 5 ょ り、 上必 職員 施行 要が を除 同 日 項 \mathcal{O} あ <_ の規定に 前 る 日 $\overline{}$ と か 認 に 5 8 準 引 9 U V き続き給料 6 れ T て る とき 同 給 料を支給す 項 は、 \mathcal{O} 表 規定に \mathcal{O} 当 適 該 用 技能 よる給料を を受ける技 職 員 に 支給 能 は 職 され 知 員 事 (前 \mathcal{O} る 定 技能 項 \emptyset に 職員 規定 る す \mathcal{O} る ろ 技
- 6 用 要が \mathcal{O} 施行 事 \mathcal{O} あ 日 以 る と認 を考 降に 定 準 新 \otimes 慮 た U 6 L に給料表 7 れ 前 る 給料 とき 二項 を は \mathcal{O} \mathcal{O} 支給する 規定による給料を支給される技能職 適用を受け 当 該 技 能 職 ることとな 員 に は、 知 0 事 た \mathcal{O} 技能職 定め るところ 員 員と に 0 \mathcal{O} V によ て 任
- 7 項 \mathcal{O} 規定 12 ょ る 給 料を支給される 技能職員に . 関す る給与規程第五条第二項

則 \mathcal{O} \mathcal{O} (同条第三 第四 給与等に 適用 に 項 カュ 0 項 5 関 第六 する 12 て は お 項 規 VI ŧ 程 同 て 準用 で \mathcal{O} 条第二項 \mathcal{O} ___ 規定に 部 する場合を含 を改 中 よる給料 正する訓 「給料 む 月 額」 \mathcal{O} 令 以 額との合計 (平成三十年埼玉県 とあ 下 . こ の る 項に \mathcal{O} 額 は 「給料 お とする。 11 て 訓令第四 月 同 Ü 額と技能職員 | 号 \mathcal{O} 規 定 附

(給料の切替えに伴う退職手当に関する経過措置)

8 支給すべ 多 関 る \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} 規定に 11 こと 施行 する条 同 とき 日 日 ま 月 に に 日 き 同 は 例 現 な 額 で \mathcal{O} を基礎 \mathcal{O} に 前 り 0 条の 給与 計算 昭 退職 た技能 勤 日 和三十 続期 に 規定による退職手当の 規 在 کے L 程 た 間 た 職 職 退職 理由 員が する 第 八 て退職手 及 年 六 び 条 施行 手当 埼 と同 技能 同 玉 \mathcal{O} 日 県条例 当条例 規 \mathcal{O} に 日 職 __ %定にか 以後に 員及 額が \mathcal{O} お ける 理 由 第 \mathcal{O} び 給料 額とする。 カュ 規 ۲ + に 退 施 定に わら 八号。 職 行 \mathcal{O} ょ 訓 月額を基礎とし ŋ 日 ず、 退職 以降に た場合 ょ 令 以 V) に その多 下 計 ょ L たも 算 る改 退職 新 に お た た退職 11 正 に \mathcal{O} V 手当条例」という。 後 て職員 て、 給料 額をもっ لح į \mathcal{O} 手当 その 給与 表 \mathcal{O} カコ \mathcal{O} てその者に \mathcal{O} 退職手当に つ、 者が 適用 規程に基 額よ その 施行 を受 りも づ 者 け 日

(補則)

9 項は、 附則第二項 知 事 が 定 から前項までに定めるも \Diamond る。 \mathcal{O} \mathcal{O} ほ カュ \mathcal{O} 訓 令 0) 施行 に 関 必要な事

附則別表 職務の級の切替表 (附則第2項関係)

C 💥		4 級	3 級	2 級	1 級	旧級
5 級	4 級	3 級		S 第	1 級	新級

埼玉県訓令第五号

本

地 域 機 関 庁

埼玉県文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県文書管理規程の一部を改正する訓令

埼玉県文書管理規程(平成十三年埼玉県訓令第二十二号)の一部を次のように改

正する。	
別表課の文書記号の表中「エコタウン環境課 エコ	環
を [エネルギー環境課	社課
勤	雇
労 」に改め、同表就業支援課の項及び道路政策課の項を削る。	
別表所の文書記号の表中 埼玉県川口保健所	保
を「埼玉県南部保健所 南保 」に、「埼玉県営繕	[繕工事事
務所	営
<u>公</u> 」に改める。	
t J	

附 則

この訓令は、 平成三十年四月一日から施行する。

埼玉県教育委員会訓令第二号

埼玉県教育局

県立教育機関

埼玉県教育委員会被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

埼玉県教育委員会教育長 小 松 弥 生

埼玉県教育委員会被服貸与規程の一部を改正する訓令

埼玉県教育委員会被服貸与規程(昭和四十三年埼玉県教育委員会訓令第三号)の

部を次のように改正する。

別表第十八号中

「生涯学習文化財課」を「文化資源課」

に改める。

 $^{\sim}$

の訓令は、

平成三十年四月

日

から施行する。

埼 玉 県 教 育 委員 会 訓 令 第三号

埼 玉 県 教 育 局

関

る

<u>\frac{1}{1}</u> 教育 機

員 \mathcal{O} 与 等 に 関 す 日 る 規 程 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 訓 令 を 次 \mathcal{O} ょ う に 定 \otimes

成三 +年三 月三 +

技

能

職

埼 玉 県 教 育 委 員 会 教 育 長 小 松 弥 生

技 能 職 員 \mathcal{O} 給 与 等 に 関 す る 規 程 \mathcal{O} __ 部 を改 正 す る 訓 令

技 能 職 員 \mathcal{O} 給 与 等 に 関 す る 規 程 (昭 和 兀 +-四年埼 玉 一県 教 育委員 会 訓 令 第四 号 \mathcal{O}

部 を 次 \mathcal{O} ょ う に 改 正 す

别 表第 を 次 \mathcal{O} ょ う に 改 \emptyset る

職務の級 1 級 2 級 3 級 4 級 5 級 職員の 区 分 号 給 給料月額 給料月額 給料月額 給料月額 給料月額 128,900 180, 300 202,000 249, 100 278, 400 2 129,800 181,800 203, 400 250, 300 280, 300 3 130,800 183, 300 204,800 251, 400 282, 100 4 131,700 184,800 206, 100 252,600 283,900 132,700 186, 100 207, 400 253, 500 285, 700 133,700 187,600 208,800 254,800 287,500 134,700 189,000 210, 200 255,900 289, 200 135, 700 190, 300 211,600 257, 100 291,000 9 136, 500 191,700 213,000 258, 200 292,600 10 137, 500 192,900 214,600 259, 300 294, 400 11 138, 500 194, 200 216, 200 260,500 296, 100 12 139,600 195, 300 217,600 261,700 297,900 13 140, 400 196,500 218,900 262,700 299, 400 14 141, 400 197,600 220, 400 263, 800 301, 100 15 142, 400 198,700 221,900 264,800 302, 700 16 143, 400 199,800 223, 200 265, 800 304, 200 17 144,500 200,900 224, 100 266,900 305, 700 307, 300 145,700 202,000 224,900 268, 100 18 308,900 19 146,900 203,000 225,800 269, 200 20 148, 100 204,000 226,800 270, 100 310,600 227,700 21 149, 200 205,000 271, 100 311,700 22 150, 400 206, 100 229, 200 272, 200 313, 100 23 151,600 207, 200 230,500 273, 300 314,500 24 152,800 208, 200 231,600 274, 300 316,000 233, 100 25 154,000 209, 100 275, 200 317, 200 26 155, 500 210,000 234, 400 276, 300 318,700 27 157,000 210,700 235, 700 277, 400 320, 100 28 158, 500 211,600 237,000 278, 500 321,500 238,000 279, 400 29 159,900 212,500 323, 100 30 239, 200 324, 300 161, 400 213,700 280,500 31 162, 900 214, 700 240,500 281,500 325,600 32 164, 400 215,600 241,700 282,500 326,800 165,900 242,800 283, 300 327,900 33 216, 300 34 167, 700 217,500 244, 100 284, 200 328,800 35 169,500 218,600 245, 200 285, 100 329,900 36 219,800 246, 400 331,000 171, 300 286, 200

料

表

別表第1 (第2条関係)

給

11	1	0.0	015 000	050 000	000 700	914 700	1	1	ı	1 1	1	ı	1	
St		80	215, 800	256, 800	288, 700	314, 700			9.7	179 100	000 500	0.47 700	000 000	220 100
\$2 217, 600 257, 400 255, 500 215, 500 215, 500 215, 500 224, 600 255, 500 256, 500 334, 200 258, 200 258, 500 355, 500 315, 500 41 178, 200 224, 600 225, 500 259, 500 358, 200 85 218, 900 258, 500 259, 900 315, 500 44 181, 200 226, 100 226, 500 226, 200 286, 200 287, 200 87 219, 900 258, 700 252, 100 242, 200 259, 900 250, 200 241, 500 242, 200 259, 900 252, 100 242, 200 259, 900 252, 100 242, 200 259, 900 252, 100 242, 200 259, 900 252, 100 259, 900 252, 100 259, 900 252, 100 259, 900 252, 100 259, 900 252, 100 259, 900 252, 100 259, 900 252, 100 259, 900 252, 100 259, 900 254, 900		0.1	016 500	057 100	000 100	215 000								
Section Sect														
Section Sect														
85 215,900 255,200 290,900 315,100 42 181,200 225,100 255,200 290,900 336,200 86 213,400 255,2									40	178, 200	224, 000	251, 500	289, 500	335, 200
SS 2219, 000 258, 200 290, 900 316, 100 42 181, 200 225, 100 256, 300 201, 200 337, 200 88 221, 900 258, 700 252, 100 316, 500 44 184, 600 227, 100 256, 300 262, 200 338, 200 88 220, 900 258, 700 252, 100 317, 900 45 185, 900 257, 100 258, 900 262, 200 338, 200 260, 900 221, 700 269, 400		84	218, 300	258, 000	290, 500	315, 900								
86														
87			218, 900		290, 900					181, 200	226, 100			
Section Sect		86	219, 400	258, 400	291, 500				43	182, 600	227, 100	254, 900	292, 200	
89 221, 100 258, 200 233, 000 317, 200 465 188, 500 223, 300 257, 100 293, 800 340, 100 890 221, 100 228, 800 234, 100 317, 800 47 188, 300 231, 500 294, 400 317, 800 48 1818, 700 233, 500 294, 400 317, 800 48 1818, 700 233, 500 294, 400 317, 800 48 1818, 700 233, 500 294, 400 317, 800 48 1818, 700 233, 500 294, 400 317, 800 49 191, 900 233, 500 294, 400 318, 900 94 223, 700 296, 700 295, 800 318, 800 95 224, 200 286, 900 295, 800 318, 800 95 224, 200 286, 900 295, 800 318, 800 95 224, 200 286, 900 296, 800 318, 800 96 224, 700 266, 900 296, 800 318, 900 96 224, 700 266, 900 318, 800 96 224, 700 266, 900 318, 800 96 224, 700 266, 900 318, 800 97 225, 900 340, 900 98 226, 900 297, 800 340, 900 99 226, 900 297, 900 318, 800 99 226, 900 297, 900 318, 800 99 226, 900 297, 900 318, 800 99 226, 900 297, 900 318, 800 99 226, 900 297, 900 318, 800 99 226, 900 297, 900 318, 800 99 226, 900 297, 900 319, 900 99 226, 900 288, 900 318, 800 95 56 188, 900 228, 900 288, 900 328, 900 99 226, 900 298, 900 328, 900 56 197, 800 288, 900 288, 900 328, 900 99 226, 900 288, 900 328, 900 328, 900 98		87	219, 900	258, 700	292, 100	316, 800			44	184, 000	228, 200	256, 200	293, 100	339, 200
September Sept		88	220,600	259,000	292, 700	317,000								
90									45	185, 500	229, 300	257, 100	293, 800	340, 100
90		89	221, 100	259, 200	293,000	317, 200			46	186, 900	230, 400	258, 200	294, 700	341, 100
91 222, 300 259, 800 294, 800 317, 800 48 188, 700 232, 500 260, 400 294, 800 318, 100 49 191, 000 233, 500 261, 600 297, 200 344, 900 93 223, 200 260, 300 294, 800 318, 500 51 192, 200 234, 500 262, 800 297, 800 344, 900 95 224, 700 250, 900 318, 600 51 193, 300 235, 700 264, 900 298, 500 346, 800 96 224, 700 261, 300 298, 800 318, 900 51 193, 300 235, 700 264, 900 298, 500 346, 800 97 292, 200 264, 900 298, 500 319, 100 98 222, 700 264, 900 298, 500 319, 100 98 222, 700 264, 900 299, 300 347, 400 98 222, 700 264, 900 299, 300 319, 100 100 228, 700 264, 900 299, 900 347, 400 99 224, 200 264, 900 298, 800 318, 600 153 197, 300 238, 900 268, 200 299, 300 318, 600 162 227, 700 264, 900 299, 900 347, 400 160 228, 700 264, 900 299, 900 347, 400 160 228, 700 264, 900 299, 900 347, 400 160 228, 700 264, 900 299, 900 347, 400 160 228, 700 264, 900 299, 900 347, 400 160 228, 700 264, 900 299, 900 347, 400 160 228, 700 264, 900 299, 900 347, 400 160 228, 700 264, 900 299, 900 347, 400 160 228, 700 264, 900 320, 100 160 228, 700 264, 900 320, 100 160 228, 700 264, 900 320, 100 160 228, 700 264, 900 320, 100 160 228, 700 264, 900 320, 100 160 228, 700 264, 900 320, 100 160 228, 700 264, 900 320, 100 160 228, 700 264, 900 320, 100 160 228, 700 264, 900 320, 100 160 228, 900 320, 100 160 228, 900 320, 100 160 228, 900 320, 100 160 228, 900 320, 100 160 228, 900 320, 100 160 228, 900 320, 100 160 228, 900 320, 100 160 228, 900 320, 100 160 228, 900 320, 100 160 228, 900 320, 900 160 228, 900 320, 900 160 228, 900 328, 900 328, 100 160 228, 900 328, 900 329, 900 320, 900 160 228, 900 320, 900 160 228, 900 328,		90	221,700	259, 400	293, 500	317, 500			47	188, 300		259, 400	295, 600	
92 222,800 260,000 294,400 318,100 49 191,000 233,500 261,600 297,200 344,000 93 4223,700 260,700 295,300 318,600 51 193,300 235,700 264,000 298,500 346,800 96 224,700 213,000 296,300 318,600 51 193,300 235,700 264,000 298,500 346,800 96 224,700 213,000 296,300 319,100 52 194,500 239,900 286,300 319,100 52 194,500 239,900 264,900 299,300 346,600 97 225,200 261,500 296,600 319,300 54 196,700 239,900 286,300 319,000 55 197,800 329,900 347,400 348,200 99 226,200 227,700 319,600 55 197,800 249,900 347,400 348,200 99 226,200 227,500 319,900 56 198,900 240,700 299,900 347,400 349,700 100 225,700 262,300 288,000 320,100 55 197,800 241,600 271,200 302,700 349,700 101 227,100 286,800 288,800 320,100 58 8 201,000 241,600 271,200 303,800 263,8		91	222, 300			317, 800			48					
93 223, 200 260, 300 244, 800 318, 300 50 192, 200 233, 600 262, 800 297, 200 344, 900 95 224, 200 260, 000 295, 300 318, 600 52, 200 55 192, 200 234, 600 225, 800 346, 800 95 224, 700 261, 300 295, 300 319, 100 52 291, 100 200, 200, 200, 200, 200, 200, 200									10	100,100	202,000	200, 100	200,000	010, 100
93 223, 200 260, 300 294, 800 318, 300 50 192, 200 234, 600 228, 800 297, 800 344, 800 95 224, 200 261, 300 295, 500 318, 800 51 193, 300 235, 700 264, 900 299, 300 346, 800 95 224, 700 261, 300 296, 500 318, 800 52 194, 500 238, 900 264, 900 299, 300 346, 800 99 225, 700 261, 800 297, 800 319, 300 54 196, 700 239, 900 268, 200 301, 400 349, 900 99 226, 200 227, 800 319, 300 56 198, 900 240, 700 299, 900 344, 900 99 226, 200 227, 800 319, 300 56 198, 900 240, 700 299, 900 347, 400 99 226, 200 227, 800 319, 900 56 198, 900 240, 700 299, 400 302, 100 349, 900 100 226, 700 229, 800 320, 100 349, 900 56 198, 900 240, 700 299, 400 302, 100 349, 900 100 226, 700 226, 200 299, 400 302, 100 349, 900 56 198, 900 240, 700 299, 400 302, 100 349, 900 100 227, 100 227, 100 228, 800 227, 800 309, 900 244, 500 271, 200 303, 500 351, 200 104 227, 800 228, 800 283, 400 299, 400 302, 800 103 228, 800 263, 400 299, 400 302, 800 104 228, 800 263, 400 299, 400 302, 800 104 228, 800 263, 400 299, 400 300, 100 400, 100 200, 100		02	222,000	200,000	201, 100	010, 100			49	191 000	233 500	261 600	297 200	344 000
94		93	223 200	260, 300	294 800	318 300								
95 224,200 251,000 295,800 318,900 52 194,500 236,900 264,900 299,300 346,600 96 224,700 251,500 296,600 319,300 53 195,600 233,000 265,900 299,900 347,400 98 225,200 252,000 252,000 271,200 319,900 319,900 100 226,700 282,300 282,300 282,300 283,200 283,200 301,400 349,700 100 227,600 282,300 282,800 329,900 347,400 349,700 100 227,600 282,800 299,900 347,400 349,700 100 227,600 282,800 299,400 320,100 57 200,000 241,600 270,200 302,800 350,400 103 228,200 283,400 299,100 40,200 4														
96														
97									32	134, 500	250, 500	204, 300	233, 300	540,000
97		90	224, 100	201, 300	290, 300	319, 100			F-9	105 600	222 000	265 000	200, 000	247 400
98		0.7	005 000	001 500	000 000	210 200								
99														
100														
101 227, 100 282, 600 288, 400 320, 300 320, 300 350, 400 102 227, 600 282, 800 298, 800 299, 100 228, 800 228, 200 263, 100 229, 100 229, 200 243, 600 271, 200 302, 800 352, 000 103 228, 200 263, 100 229, 100 229, 400 60 203, 000 244, 500 273, 300 305, 000 352, 700 104 228, 800 263, 800 299, 700 61 204, 100 245, 400 274, 400 305, 500 363, 400 106 229, 700 263, 800 300, 100 63 205, 900 247, 200 276, 300 305, 600 354, 800 107 230, 600 264, 300 300, 900 64 200, 400 277, 400 300, 500 64 200, 400 277, 400 300, 500 64 200, 400 277, 400 300, 500 64 200, 400 277, 400 300, 500 64 200, 400 277, 400 300, 500 66 203, 300 248, 100 277, 400 307, 700 355, 500 354, 800 108 230, 400 264, 300 300, 900 66 203, 300 248, 900 278, 200 305, 200 356, 600 108 230, 400 264, 300 300, 900 66 203, 300 249, 700 279, 900 309, 700 356, 600 110 231, 900 264, 900 301, 900 301, 900 301, 900 301, 900 301, 900 301, 900 301, 900 302, 300 302, 300 303, 300									56	198, 900	240, 700	269, 400	302, 100	349, 700
101 227, 100 262, 600 298, 400 320, 300 58 201, 000 242, 600 271, 200 303, 500 351, 200 200, 200, 200, 200, 200, 200, 20		100	226, 700	262, 300	298, 000	320, 100				200 000	0.44 0.00	050 000		050 400
102														
103						320, 300								
104 228,800 263,400 299,400 61 204,100 245,400 274,400 305,600 353,400 105 229,700 263,800 300,100 62 205,000 246,300 275,500 306,300 354,100 106 229,700 263,800 300,100 63 205,900 247,200 276,300 307,000 354,800 307,000 354,800 200,800														
105 229,200 263,600 229,700 263,800 229,700 263,800 229,700 263,800 300,100 6229,700 264,100 264,100 300,500 64 206,800 247,200 277,400 307,700 355,500 364,800 377,400 307,700 355,500 366,800 378,400 277,400 307,700 378,400 277,400 307,700 378,400 277,400 307,700 378,500 277,400 307,700 378,500 277,400 307,700 378,500 277,400 307,700 378,500 277,400 307,700 378,500 277,400 307,700 378,500 277,400 307,700 378,500 277,400 307,700 378,500 277,400 307,700 378,500 277,400 307,700 378,500 277,400 307,700 378,500 277,400 307,700 378,500 277,400 307,700 378,500 377,400 3									60	203, 000	244, 500	273, 300	305, 000	352, 700
105		104	228, 800	263, 400	299, 400									
106														
107														
108														
109		107	230, 000	264, 100	300, 500				64	206, 800	248, 100	277, 400	307, 700	355, 500
109		108	230, 400	264, 300	300, 900									
110									65	207, 500	248, 900	278, 200	308, 200	356, 100
111		109	230,600	264, 600	301, 200				66	208, 300	249, 700	279,000	308, 700	356, 600
111		110	231,000	264, 900	301,600				67	209,000	250, 500	279,800	309, 300	357, 100
112 232,000 265,400 302,300 職員以 外の職 69 210,200 252,000 281,300 310,500 358,000 114 232,700 265,900 302,800 115 233,200 266,100 303,100 116 233,700 266,300 303,300 117 234,000 266,600 303,500 118 234,400 266,900 303,800 119 234,800 267,200 304,100 120 235,200 267,500 304,300 121 235,600 267,600 304,500 121 235,600 267,600 304,500 121 235,600 267,600 304,500 121 235,600 267,600 304,500 121 235,600 267,600 304,500 124,700 255,800 287,800 314,100 125,800 287,800 287,800 314,100 125,800 287,800 2		111	231, 500	265, 200	302,000			再任用	68	209, 800	251, 200	280,600	309, 900	357,600
$ \begin{array}{ c c c c c c c c c c c c c c c c c c c$		112	232,000	265, 400	302, 300			職員以		· ·		·	•	·
$ \begin{array}{ c c c c c c c c c c c c c c c c c c c$, i	, i	ŕ			外の職	69	210, 200	252,000	281, 300	310, 500	358, 000
$ \begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$		113	232, 200	265, 600	302, 500									· ·
115 233, 200 266, 100 303, 100 72 211, 700 253, 400 283, 600 311, 900 116 233, 700 266, 300 303, 300 73 211, 900 253, 600 284, 400 312, 200 117 234, 000 266, 600 303, 500 74 212, 500 254, 000 285, 100 312, 700 118 234, 400 266, 900 303, 800 75 213, 000 254, 500 285, 900 313, 200 119 234, 800 267, 200 304, 100 76 213, 800 255, 000 286, 700 313, 600 120 235, 200 267, 500 304, 300 77 214, 000 255, 400 287, 300 313, 800 121 235, 600 267, 600 304, 500 78 214, 700 255, 800 287, 800 314, 100									71					
116 233,700 266,300 303,300 117 234,000 266,600 303,500 118 234,400 266,900 303,800 119 234,800 267,200 304,100 120 235,200 267,500 304,300 121 235,600 267,600 304,500 121 235,600 267,600 304,500														
$ \begin{bmatrix} 117 & 234,000 & 266,600 & 303,500 \\ 118 & 234,400 & 266,900 & 303,800 \\ 119 & 234,800 & 267,200 & 304,100 \\ 120 & 235,200 & 267,500 & 304,300 \\ 121 & 235,600 & 267,600 & 304,500 \\ \end{bmatrix} \begin{bmatrix} 73 & 211,900 & 253,600 & 284,400 & 312,200 \\ 254,000 & 254,500 & 285,900 & 313,200 \\ 267,500 & 304,300 & 76 & 213,800 & 255,000 & 286,700 & 313,600 \\ 77 & 214,000 & 255,400 & 287,300 & 313,800 \\ 78 & 214,700 & 255,800 & 287,800 & 314,100 \\ \end{bmatrix} $. –	,	,		,	
117 234,000 266,600 303,500 74 212,500 254,000 285,100 312,700 118 234,400 266,900 303,800 75 213,000 254,500 285,900 313,200 119 234,800 267,200 304,100 76 213,800 255,000 286,700 313,600 120 235,200 267,500 304,300 77 214,000 255,400 287,300 313,800 121 235,600 267,600 304,500 78 214,700 255,800 287,800 314,100		1	200, . 00	200,000	000,000				73	211, 900	253, 600	284, 400	312, 200	
118 234, 400 266, 900 303, 800 75 213, 000 254, 500 285, 900 313, 200 119 234, 800 267, 200 304, 100 76 213, 800 255, 000 286, 700 313, 600 120 235, 200 267, 500 304, 300 77 214, 000 255, 400 287, 300 313, 800 121 235, 600 267, 600 304, 500 78 214, 700 255, 800 287, 800 314, 100		117	234 000	266 600	303 500			1						
119 234,800 267,200 304,100 313,600 120 235,200 267,500 304,300 76 213,800 255,000 286,700 313,600 121 235,600 267,600 304,500 77 214,000 255,400 287,300 313,800 121 235,600 267,600 304,500 78 214,700 255,800 287,800 314,100														
120 235, 200 267, 500 304, 300 121 235, 600 267, 600 304, 500 77 214, 000 255, 400 287, 300 313, 800 78 214, 700 255, 800 287, 800 314, 100]	1						
121 235, 600 267, 600 304, 500 77 214, 000 255, 400 287, 300 313, 800 214, 700 255, 800 287, 800 314, 100									10	210,000	200,000	200, 100	515, 500	
121 235,600 267,600 304,500 78 214,700 255,800 287,800 314,100		120	200, 200	201, 300	304, 300				77	214 000	255 400	287 300	313 800	
		191	235 600	267 600	304 500									
122 201,300 304,000 19 215,200 250,500 314,400			250, 000]							
	I	144	ı I	201, 900	304, 000	ļ	1	I	19	210, 200	200, 000	400, 500	314, 400	ı I

再任用 職員		193, 200	204, 300	222, 800	243, 600	274, 300
	137		271,600			
	136		271, 500			
	135		271, 200			
	134		270, 900			
	133		270, 600	307, 500		
	132		270, 500	307, 300		
	131		270, 200	307, 100		
	130		269, 900	306, 800		
	129		269, 600	306, 500		
	128		269, 500	306, 300		
	127		269, 200	306, 100		
	126		268, 900	305, 800		
	125		268, 600	305, 500		
	124		268, 500	305, 300		
	123		268, 200	305, 100		

別表第二を次のように改める。

別表第2 (第3条関係) 級

	級別基準	職務表
	7 対 報 第	な る 職 務
職務の級	教 育 局 教 育 機 関 (県立学校を除く。)	県 立 学 校
1 級	主事、技師又は専門員の職務	技能主事、業務主事又は専門 員の職務
2	困難な業務に従事する主事、 技師又は専門員の職務	困難な業務に従事する技能主 事、業務主事又は専門員の職 務
3 級	主任の職務	技能主任又は業務主任の職務
4 級	困難な業務に従事する主任の 職務	困難な業務に従事する技能主 任又は業務主任の職務
5 級	上席主任の職務	上席技能主任又は上席業務主 任の職務
±++1	ひず いよげずが ひキマー ガヤー ガヤギー	

備考

 ω

 \sim

上席主任、主任、主事及び技師は、技能職員に関する規則(昭和48年埼玉県教育委員会規則第14号)本則の表に定めるところによる。 教育委員会規則第14号)本則の表に定めるところによる。 上席技能主任、上席業務主任、技能主任、業務主任、技能主事及び業務主事は、埼玉県立高等学校管理規則(昭和32年埼玉県教育委員会規則第7号)第8条第3項の表又は埼玉県立中学校管理規則(平成15年埼玉県教育委員会規則第25号)第14条の表に定めるところによる。 専門員は、技能職員に関する規則本則の表又は埼玉県立高等学校管理規則第8条第4項の表に定めるところによる。

34	1	26	6	15
35	1	27	7	16
36	1	28	8	16
37	1	29	9	17
38	2	29	10	17
39	3	30	11	18
40	4	30	12	18
41	5	31	13	19
42	6	31	14	19
43	7	32	15	20
44	8	32	16	20
45	9	33	17	21
46	10	34	18	22
47	11	35	19	23
48	12	36	20	24
49	13	37	21	25
50	14	38	22	25
51	15	39	23	25
52	16	40	24	26
53	17	41	25	26
54	18	42	26	26
55	19	43	27	27
56	20	44	28	27
57	21	45	29	27
58	22	46	30	28
59	23	47	31	28
60	24	48	32	28
61	25	49	33	29
62	26	49	34	29
63	27	50	35	30
64	28	50	36	30
65	29	51	37	31
66	30	51	38	31
67	31	52	39	32
68	32	52	40	32
69	33	53	41	33
70	34	53	42	33

別表第4(第4条関係)

昇格時号給対応表

昇格した日の前日	昇	格後	の 号	給
に受けていた号給	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	2	1	1
11	1	3	1	1
12	1	4	1	1
13	1	5	1	1
14	1	6	1	1
15	1	7	1	1
16	1	8	1	1
17	1	9	1	1
18	1	10	1	2
19	1	11	1	3
20	1	12	1	4
21	1	13	1	5
22	1	14	1	6
23	1	15	1	7
24	1	16	1	8
25	1	17	1	9
26	1	18	1	10
27	1	19	1	11
28	1	20	1	12
29	1	21	1	13
30	1	22	2	13
31	1	23	3	14
32	1	24	4	14
33	1	25	5	15

同表 T こ の 、る職務 た 職 訓令 新級欄に定める職務の 務 \mathcal{O} の級であった技能職員の施行日における職務 の施行の日 級 (以下この (以 下 項に 級とする。 施 お 行 日 て لح 旧 級」という。) V · う。 \mathcal{O} 前 日に \mathcal{O} 級は が 附 お 則い 別表に掲げられいてその者が属し 旧級に対応する

 \mathcal{O}

訓

令は、

平成三十年四月一日

から施行する。

(職務

 \mathcal{O}

の切替え)

	_				
	108	57	66	72	
施 行 附	109	58	67	73	
行 附	110	58	67	73	
期	111	58	67	74	
〕 則	112	59	67	74	
<u> </u>	113	59	68	75	
	114	59	68	75	
	115	60	68	76	
	116	60	68	76	
	117	61	69	76	
	118	61	69	76	
	119	62	69	76	
	120	62	69	76	
	121	63	69	76	
	122		69	76	
	123		69	76	
	124		70	76	
	125		70	76	
	126		70	76	
	127		70	76	
	128		70	76	
	129		70	76	
	130		70	76	
	131		71	76	
	132		71	76	
	133		71	76	
	134		71		
	135		71		
				1	

71	35	54	
72	36	54	
73	37	55	
74	38	55	
75	39	56	
76	40	56	
77	41	57	
78	42	57	
79	43	58	
80	44	58	
81	45	59	
82	45	59	
83	46	60	
84	46	60	
85	47	61	
86	47	61	
87	48	61	
88	48	61	
89	49	62	
90	49	62	
91	50	62	
92	50	62	
93	51	63	
94	51	63	
95	52	63	
96	52	63	
97	53	64	
98	53	64	
99	54	64	
100	54	64	
101	55	65	
102	55	65	
103	56	65	
104	56	65	

(号給の切替え)

3 えるときは 前 とき _ ح 項 \mathcal{O} \mathcal{O} 項に いう。 別 は 日 定に 表 直近下 第 前 お V 当該最高 ょ 日 \mathcal{O} \mathcal{O} て ŋ 묽 その 位 給 お _ 給 料 旧 \mathcal{O} 11 \mathcal{O} 者が属 号給」とい \mathcal{O} 額 うち、 表 て の号給) \mathcal{O} 技 号給とす 適 用 施行 することとな 職 を 員 とし、 う。 受 \mathcal{O} 日 け 給 \mathcal{O} 与 て 前日 等 旧 \mathcal{O} V 号給 額と た る に 職 技 お 同 務 能 す \mathcal{O} い 額 U 職 る てそ \mathcal{O} 員 が 額 級 規 新 \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} (以 下 号給 者が 施 級 以 \mathcal{O} 行 最高 受 日 下 同 け \mathcal{O} に \mathcal{O} U 項 お 7 号給 額 に け 与 い お \mathcal{O} た る \mathcal{O} 号 八号給 V 号 程 額 7 を が 「新 は (以

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 4 \otimes 11 料月 こととなる技能 施行 る て 技 V 月 能 額 た 額 日 職 給 と \mathcal{O} 以 員を除 料 前 0) 月 差 下 日 額 額 か 職員 に \mathcal{O} 5 <_ . 议 相 項 引 当する き続 下こ 12 (埼玉 には お き給 \mathcal{O} 11 県教育委員 項に 額 T を給 切 料 切 替後給料 お 表 の適用 料 11 替 とし て 後 会 給 て支給、 月額 切替 を受け 料 议 月 下 額」 前 \mathcal{O} する ほ 給 る 教 か、 料 技 と 育 能 月 11 う。 委員 額」 職 切替前給 員 会」 で、 کے が 11 う。 料 کے 同 そ 日 月 VI \mathcal{O} う。 額 者 に お \mathcal{O} $\overline{}$ 切 達 受 が け 7 定 な 受
- 5 ころに 上必 職員 施 行 要が を除 日 \mathcal{O} ŋ 前 あ る 日 同 項 لح か 5 に \mathcal{O} 認 引き続き給料 規 9 8 定に ** \ 6 て、 n 準 る とき じ 同 て、 項 \hat{O} は、 表 規定に 給料 \mathcal{O} 適用 当 該 を 支給 技能 よる給料を支給さ を受ける技 脱職員に す は、 能 職 教育委員会 員 れ 前 る 技能 項 \mathcal{O} 職 規 定 定め 員 لح す る \mathcal{O} る 技
- 6 によ 必 要が 施行 \mathcal{O} り 事 情 日 あ ると認 等 前 以 を考 降 項 に \mathcal{O} \otimes 慮 新 規 5 L たに給料 定 7 れ に 前二 るときは 準じ 項 表 て \mathcal{O} \mathcal{O} 規 適 定によ 当該 用 給 を受け 料 を支給 技 能 る給料を支給 職 ることと する。 員 に は な され 教 2 育 た 委員 技 る 技 能 会 能 職 員 \mathcal{O} 職 定 員 \emptyset لح 0 る \mathcal{O} 11 とこ 権 T 任
- 第三号 \mathcal{O} 適用に 同 前三 条第三 等 項 \mathcal{O} 切 附 0 \mathcal{O} 替 則 関 項 規 V 定に え 第 す に て お 兀 る は 伴 項 規 V ょ る給料 カュ て 程 同 う 準用 退 ら第 条第二項 \mathcal{O} 職 _ する場 手当 六 部 を支給され 項ま を に 中 改 関 で E 合を含む \neg 給料 す \mathcal{O} す á る 規 る 定 技 経 訓 月 過措置 額」 能 に 令 脱職員に ょ 以下 (平成三十 る給 とあ $\sum_{}$ 料 る \mathcal{O} 関 する給 項 \mathcal{O} \mathcal{O} 12 額 年 は 埼 لح お 与 \mathcal{O} 玉 V 合 県 料 7 規 計 教 月 同 程 額」 育委員 額 じ 第 لح 五. 技 \smile と 条第 す 会 能 \mathcal{O} 二項 職 訓 規 定 員
- 8 退 لح 者 0 職 が 施行 11 う 手 そ 当 行 \mathcal{O} 日 日 \mathcal{O} 関 前 \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} 前 規 す 同 日 定 る 日 に 日 条 在 に ま に 職 ょ 現 例 で に 1) 昭昭 \mathcal{O} す 勤 退 る 和 算 職 技 三十 能 期 職員 た 間 た 八 退 及 理 年 職 び 由 が 埼 手 同 施 لح 玉 当 同 行 日 県 12 日 \mathcal{O} __ 条 以 額 お \mathcal{O} 例 後 け 理 が 第 由 12 る +給 に 退 八 料 職 \mathcal{O} ょ 号。 訓 月 り 退 令 額 た 以 職 場 に を 下 基 ょ 合 る 礎 た に 退 改 Ł お 職 正 \mathcal{O} V 手当条 後 لح 7 て \mathcal{O} そ 給 \mathcal{O}

てその者に支給すべき同条の規定による退職手当の額とする。の額よりも多いときは、給与規程第六条の規定にかかわらず、その多い額をもっ 規程に基づく給料月額を基礎として退職手当条例の規定により計算した退職手当

(補則)

9 項は、教育委員会が定める。 附則第二項から前項までに定めるもののほか、 この訓令の施行に関し必要な事

附則別表 職務の級の切替表 (附則第2項関係)

						Ę
						17777
IJ	4	3	2	1	H	
焱	級	級	級	級	級	7
						インスパーン
4	3	7	3	1	쁁	
殺	級	ň×.	元	級	級	

訓命

埼玉県教育委員会教育長訓令第一号

埼玉県教育局

県立教育機関

を改正する訓令を次のように定める。 埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程の 部

平成三十年三月三十日

埼玉県教育委員会教育長 小 松 弥 生

埼 玉 県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程 \mathcal{O}

一部を改正する訓令

五十六年埼玉県教育委員会教育長訓令第五号)の 埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の 委任及び決裁に 部を次 のように改正する。 関する規程 ~昭

九条第一項中「学校評価幹」 の下に「、地域教育幹」を加える。

別表第四市町村支援部 の表義務教育指導課の項の次に次のように加える。

															課	推進	学習	生涯
きプラザに関	及び県立げん	三県立図書館						関する事務	七号)の施行に	年法律第二百	(昭和二十四	二社会教育法	に関する事務	十七号) の施行	玉県条例第四	例(平成四年埼	学習審議会条	一埼玉県生涯
づき、審査基準を定	第一項の規定に基	1 手続条例第五条					命ずること。	業又は行為の停止を	公民館に対し、その事	づき、法人の設置する	条第一項の規定に基	社会教育法第四十	意見を聴くこと。	任命に当たり、知事の	涯学習審議会委員の	項の規定に基づき、生	議会条例第三条第二	埼玉県生涯学習審
館規則」という。)第二条第	(以下この項において「図書	1 埼玉県立図書館管理規則	ること。	のための講座の実施を求め	属する学校に対し、社会教育	一項の規定に基づき、管理に	2 社会教育法第四十八条第	求めること。	会教育委員の会議の意見を	の補助金の交付について、社	定に基づき、社会教育団体へ	1 社会教育法第十三条の規						

1 法第百五条第三項の規定により教育に基づき、県に帰属した所有者の判明しない埋蔵文化財の発見者及びその発見された土地所有者に支給する報機定に基づき、伝統的建造物期に対し、意見の申出をすること。		一 文化財保護 一 文化財保護	課 資 文 源 化
校等を決定すること。開放事業を行う大学、県立学		四 大学、県立学四 大学、県立学	
ラザ管理規則(以下この項に おいて「げんきプラザ規則」 という。)第一条の二の規定 に基づき、休館日の変更及び 臨時の休館日を承認するこ と。 3 図書館規則第二十一条及 びげんきプラザ規則第十一 条の規定に基づき、必要な事 項を定めることを承認するこ と。	2 手続条例第十二 条第一項の規定に 定めること。		
二項及び埼玉県立げんきプ	めること。	する事務	

この項において「近代美術館 現則」という。)第二条第二 頭(以下この項において「文 がち玉県立自然と川の博物館規 則(以下この項において「文 事館規則」という。)第二条第一項 及び埼玉県立文書館管理規 則(以下この項において「文 書館規則」という。)第二条第二 日の変更及び臨時の休館 日の変更及び臨時の休館		
代美術館管理規則(以	5	務り
う。)第二条第二項、奇玉県「史跡の博物館規則」とい	定めること。基づき、処分基準を	書館に関する
理規則(以下この項において	条第一項の規定に	然と川の博物
項、埼玉県立史跡の博物館管	2 手続条例第十二	美術館、県立自
規則」という。)第二条第二	めること。	物館、県立近代
おいて「歴史と民俗の博物館	づき、審査基準を定	県立史跡の博
物館管理規則(以下この項に	第一項の規定に基	民俗の博物館、
1 埼玉県立歴史と民俗の博	1 手続条例第五条	三県立歴史と
		る事務
		の施行に関す
		例」という。)
有者等の同意を得ること。		項において「条
定に基づき、指定に当たり所		六号。以下この
て準用する場合を含む。)の規		県条例第四十
項、第三十七条第二項におい		和三十年埼玉
六条第二項、第三十一条第二		財保護条例(昭
条例第五条第二項(第二十		二 埼玉県文化
定すること。		
対する損失の補償の額を決		
務により損失を受けた者に		
委員会が行うこととされた事		

2 ること。 に基づき、 規則第十六条第 第十七条第一項及び文書館 代美術館規則第二十四条第 物館規則第十七条第一項、 第二十二条第一項、史跡 項、自然と川の博物館規則 歴史と民俗 事業計画を承認 の博物館規 一項の規定 0 す 近 博 則

とを承認すること。 づき、 館規則第十七条の 第二十五条、自然と川の博物 則第十八条、近代美術館 第二十三条、史跡 規 則第二十三条及び 必要な事項を定めるこ \mathcal{O} 規定に基 博 物 文書 館規 規 則

3

歴史と民俗

の博

物

館

規

則

4 文書館規則第六条の規定

5 館条例 び埼玉 示 定に基づき、特別 第五十五号)第二条第二項及 項、埼玉県立近代美術館条例 第百二十二号)第三条第二 条例(平成十七年埼玉県条 二項、埼玉県立史跡の博 条例第百二十一号)第二条第 物館条例(平成十七年埼玉 (昭和五十七年埼玉県条例 埼 玉県 た場合の 県 第十四条第二項 立自然と川の 立歴史と民俗 観覧料の の資料を展 \mathcal{O} 博 物 \mathcal{O} 規 を 物 例 館 県

定

 \Diamond

ること。

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。附則

埼玉県教育委員会教育長訓令第二号

埼玉県教育局

県立教育機関

埼玉県教育局等文書管理規程の 一部を改正する訓令を次 のように定める。

平成三十年三月三十日

埼玉県教育委員会教育長 小 松 弥 生

埼玉県教育局等文書管理規程の一部を改正する訓令

埼玉県教育局等文書管理規程 (平成十三年埼玉県教育委員会教育長訓令第四号)

の一部を次のように改正する。

化 高校づくり 育 学 別表第一本局の 指 資 習 課 導 推 源 教 課 課 進 課 課 教高指 教 政 項中 教文資 教生推 魅 に、 教 魅力ある高校づく に、 に改める。 高 育 校 生 家 政 教 涯 庭 学 育 策 地 習 り 指 域 文 課 課 導 連 化 教 教 課 携 財 課 課 教高指 魅 教生文 教 を 連 を 教 を 魅力ある 高 育 生涯 校 文 政 教

附則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

訓介

埼玉県教育委員会教育長訓令第三号

埼玉県教育局

県立教育機関

ように定める。 埼玉県立歴史と民俗の博物館長の職務の特例を定める訓令を廃止する訓令を次の

平成三十年三月三十日

埼玉県教育委員会教育長 小 松 弥 生

育委員会教育長訓令第七号)は、 埼玉県立歴史と民俗の博物館長の職務の特例を定める訓令(平成十八年埼玉県教 埼玉県立歴史と民俗の博物館長の職務の特例を定める訓令を廃止する訓令 廃止する。

附則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

訓

埼 玉 県 人 事 委員 会 訓 令 第 号

埼 玉 県 人 事 委員 会事 務

玉 県 人 事 委員 会事 務 決 裁 規 程 \mathcal{O} __ 部 を 改 正 す る 訓 令 を 次 \mathcal{O} ょ う に 定 \emptyset る

成三十 年三月三十 日

埼 玉 県 人 事 委員 会 委 員 長 馬 橋 隆 紀

埼 玉 人 事 委 員 会事 務 決 裁 規 程 \mathcal{O} _ 部 を 改 正する 訓

玉県 事 委員 会事 務 決裁 規程 (昭 和 四十六年埼玉 県 人 事 委員 会 訓 令 第 _ 号 \mathcal{O}

改 正

部

を次

 \mathcal{O}

ょ

う

に

す

る

及 别 Ţ 表第 を の二人 事委員 改 \Diamond 会事 務 全 般 に 関 す る 事 務 \mathcal{O} 項 人 事 委 員 会 決 裁 事 項 \mathcal{O} 4 中

十二条か で 務 别 庁長 会 に規 \mathcal{O} 表第 項 0) %定する 官 ら第三十四条ま 事 権 務局 の 三 限 委任 及 び 主 長 人 八事委員 務 専決 さ 同 大臣 法 れ 事 た 第 権 四十 で、 項 会 \mathcal{O} 限 権 0 に 第三十 欄 5 に 四条第一項又は 限に属する」 対 属 す がする」 中 る 七条、 情 「第五 報 に 公 $\overline{+}$ 改 を 第 開 め、 「第五 第 兀 -- 条」 一条及 四項 個 同 人 +情 0) を 規 九 び 報 6 「第 定に 条に を削 第四 に 七 係 規定 る。 より +十 る 六 審 七 する 条」 事 条 查 業 か 請 所管大 個 5 に 求 第四 Ļ 等 人 情 臣 報 +関 八条 又 保 す 護 は る

第三十七 表第二 \mathcal{O} 兀 を 事 務 「第三十六条」 局 職 員の 服 務 に 等に 改 8 関す る うる事務 \mathcal{O} 項 事務局長専 決 事 項 \mathcal{O} 欄 27 中

す を 19 カコ \mathcal{O} 5 7 别 中 10 9 21 を 遺等に とし 第三条第七 表第三の二職 ま 同 16 中 と 28 まで を で 蓄ふ 26 لح 17 関す とし 9 を 同 12 لح 欄 を ん į し、 項 る条例 同 8とし 11 11 員 中 を 同 29 に \mathcal{O} 欄 畜 28 「第四十 か 改 給 中 19 伞 20 5 与に関 め、 同 ふん」 13 を 中 特 中「震動」 35 欄 成 までを \neg 十三年 同 10 殊勤務手当実績簿」を 12 条第二項」 欄 に 中 す 以 とし、 る事務 中 改 「派 下 27 埼 め、 36 を「振動」に改め、 単 遣条 カュ 玉 を 14 県 5 \mathcal{O} 同 身赴任手当規則」 34 を削 を 欄中 条例第七 例 項 33 までと とし、 事 「第四十一 り、 務局 \mathcal{O} 21 下 を 37 15 十二号) 長 に 特 19 と し を カュ 専 及 13 5 条 決 同欄 殊勤 とし、 同 40 とい 0 び 事 ま 公 項 務実績簿」 36 22 で 20 を を 益 う。 \mathcal{O} 中 に か 16 を 加 的 欄 」を削 から 5 同欄 「第三条第五 改 35 え 法 中 め、 27 カュ 人等 7 18 ま 18 と し 同 5 に を までを で 同 欄 38 改 り、 削 を 欄 まで 10 \mathcal{O} 1) 中 同 を 14 同 欄 11 同 8

則 别 表第三 初 条第 任 規 \mathcal{O} 項 則 七 第十 第 職 員 _ 号 条 \mathcal{O} に 第 任 掲 用 げ 項 に 第 る 関 す 号に 務 る 事 \mathcal{O} 掲げ 級 務 又 \mathcal{O} は る 項 職務 人 れ 事 に \mathcal{O} 委 員会 相 級 当 \mathcal{O} す 決 る を 裁 職 事 職 務 項 務 \mathcal{O} \mathcal{O} 級 \mathcal{O} 級 で 4 あ が 12 る 初 及 任 \mathcal{U} に 改 19

級 げ 又 はこ 同 る 項 事 れ 務 12 相 局 級 当す 長 \mathcal{O} 専 る 決 職 事 務 職 項 \mathcal{O} 務 \mathcal{O} 級 \mathcal{O} で 級 3 あ が る 初 8 任給 及 に び 改 規 28 則 \Diamond 中 る 第 初 条第 任 給 規 項 則 第 第十条第 _ 号 に 掲 _ げ 項第 る 職 __ 務 号 \mathcal{O} 12

条第 に 第 げ 者 に 又 改 別 給 る 事 第 務 同 別 表第四 号に 表第三 \emptyset 規 項 掲 は 条 \mathcal{O} る 項 務 げ 項 級 教 同 則 \mathcal{O} 第 育 掲 項」 第 る 第 又 \mathcal{O} げ 職 は 長 +級 \mathcal{O} \mathcal{O} _ _ 1 号 号 課 条 る 中 務 を 八 \mathcal{O} \mathcal{O} 勤 長 に 第 職 者 12 職 れ \mathcal{O} 専決 掲 級又は 務延長 務 及 同 掲 に に 同 げ げ 項 条 相 あ び 項 \mathcal{O} 第 教 同 る 事 級 る 当 る 育長 職務 する に、 及び 職 項」 項 又は _ 号 務 れ を \mathcal{O} 再任 に 職 欄 \mathcal{O} \mathcal{O} を に \mathcal{O} 掲げ 級 職 初 級 れ 職 相 務 27 同 当 任 又 に に \mathcal{O} \mathcal{O} 務 用 中 相当す 項」 す は る あ \sqsubseteq 級 \mathcal{O} 給 12 これ 3 第二十 職 る を 級 規 関 で 務 に 職務 あ が 則 す _ に る を 職 る 初 第 る \mathcal{O} 任給規 相当 職 務 _ 事 級 +四条」 \mathcal{O} 初 務 職 級 に 条 \mathcal{O} 務 \mathcal{O} す 任 務 級 改 第 \sqsubseteq \mathcal{O} で \mathcal{O} あ 級 給 が \emptyset 則 る を \mathcal{O} _ 項 を 職 級 規 る 初 第 項 で 人 情 職 あ 則 十条 務 が _ 任 同 事 第 る」に 給規則 務 初 第 欄 委 報 \mathcal{O} + 第 号 級 任 改 員 \mathcal{O} 2 公 給規 条 中 会 開 で 級 \Diamond __ に 改 項 条例 あ が 第 第 掲 決 \neg め、 第 則 裁 る 初 __ 同 十 初 げ 条第 項 第 項事 任給 第二十 任 第 る 事 同 . 給規 に改 号 職 項 欄 条第 務 規 に 務 __ __ \mathcal{O} 2 号 局 項 掲 \otimes 則 則 五. \mathcal{O} 中 る。 長専 第 第 第 に げ 級 条」 初 項 掲 る 中 \mathcal{O}

げ 又 は る 職 表第 れ 務 兀 に \mathcal{O} 相 級 \mathcal{O} 当 \mathcal{O} 任 す \sqsubseteq 用 審査 る を 職 _ 務 職 課 務 長 \mathcal{O} 級 \mathcal{O} 専 級 で 決 あ が 事 る 初 項 任 \mathcal{O} L 給 規 則 に 改 5 8 中 る。 第十条第一 初 任 給 規 項 第 一 則 第十 号に掲げ 条 第 項 る職 第 __ 務 号 12 \mathcal{O} 級 掲

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

埼 埼 玉 県

玉 議 会

埼玉県教育委員会 訓令第一号

埼玉県公安委員会

本

地 域 機 関

埼玉県議会事務局

埼 埼玉県警察本部 玉 県 教 育 局

埼玉県自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

埼 玉 知 上 田 清 司

埼 玉 県 議 会 議 長 齊 藤 正 明

埼玉県教育委員会教育長 小 松 生

埼玉県公安委員会委員長 松 本 輝 夫

埼玉県自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令

埼 玉 県

埼玉県自家用電気工作物保安規程 (昭和五十年 埼玉県教育委員会訓令第一 埼玉県議会議長 号) \mathcal{O}

埼玉県公安委員会

部 を次 \mathcal{O} ように改正する。

表第 中

別

営繕工事 事務所長

を

営繕・公園 事務所長

に改める。

附 則

 $^{\searrow}$ の訓令は、 平成三十年四月 日から施行する。

管 理 規 程

埼玉県公営企業管理規程第二号

埼玉県企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十年三月三十日

埼玉県公営企業管理者 立 川 吉 朗

埼玉県企業局組織規程の一部を改正する規程

埼玉県企業局組織規程 (昭和三十八年埼玉県公営企業管理規程第一号) の一部を

次のように改正する。

第八条に次の二項を加える。

2

- 埼玉県地域整備事務所に、その所掌事務の一部を処理させるため、 支所を置く。
- 3 支所の名称及び位置は、 次の表に掲げるとおりとする。

埼玉県地域整備事務所北部支所	名
	称
鴻巣市	位
	置

第九条第一項の表に次のように加える。

	支所
	支所長
事務を処理するため、職員を指揮監督する。	上司の命を受け、支所の事務を掌理し、その

附則

この規程は、平成三十年四月一日から施行する。

管 理 規 程

埼玉県公営企業管理規程第三号

に定める。 埼玉県企業局事務の委任及び決裁に関する規程 \mathcal{O} 一部を改正する規程を次のよう

平成三十年三月三十日

埼玉県公営企業管理者 立 川 吉 朗

埼玉県企業局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程

理規程第五号) 埼玉県企業局事務の委任及び決裁に関する規程(昭和五十二年埼玉県公営企業管 の一部を次のように改正する。

第十三条第一 項 中 「副場長」の下に 「、支所長」 を加える。

附 則

この規程は、平成三十年四月一日から施行する。

別表第2(第2条関係)

企業職給料表 (二)

員区	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
区	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	F
	1	128, 900	180, 300	202, 000	249, 100	278, 400
	2	129, 800	181, 800	203, 400	250, 300	280, 300
	3	130, 800	183, 300	204, 800	251, 400	282, 100
	4	131, 700	184, 800	206, 100	252, 600	283, 900
	5	132, 700	186, 100	207, 400	253, 500	285, 700
	6	133, 700	187, 600	208, 800	254, 800	287, 500
	7	134, 700	189, 000	210, 200	255, 900	289, 200
	8	135, 700	190, 300	211, 600	257, 100	291, 000
	9	136, 500	191, 700	213, 000	258, 200	292, 600
	10	137, 500	192, 900	214, 600	259, 300	294, 400
	11	138, 500	194, 200	216, 200	260, 500	296, 100
	12	139, 600	195, 300	217, 600	261, 700	297, 900
	13	140, 400	196, 500	218, 900	262, 700	299, 400
	14	141, 400	197, 600	220, 400	263, 800	301, 100
	15	142, 400	198, 700	221, 900	264, 800	302, 700
	16	143, 400	199, 800	223, 200	265, 800	304, 200
	17	144, 500	200, 900	224, 100	266, 900	305, 700
	18	145, 700	202, 000	224, 900	268, 100	307, 300
	19	146, 900	203, 000	225, 800	269, 200	308, 900
	20	148, 100	204, 000	226, 800	270, 100	310, 600
	21	149, 200	205, 000	227, 700	271, 100	311, 700
	22	150, 400	206, 100	229, 200	272, 200	313, 100
	23	151, 600	207, 200	230, 500	273, 300	314, 500
	24	152, 800	208, 200	231, 600	274, 300	316, 000
	95	154 000	800 100	922 100	975 900	217 906
	25	154, 000	209, 100	233, 100	275, 200	317, 200
	26	155, 500	210, 000	234, 400	276, 300	318, 700
	27 28	157, 000 158, 500	210, 700 211, 600	235, 700 237, 000	277, 400 278, 500	320, 100 321, 500
		150 000	010 500	000 000	070 400	000 100
	29	159, 900	212, 500	238, 000	279, 400	323, 100
	30	161, 400	213, 700	239, 200	280, 500	324, 300
	31 32	162, 900 164, 400	214, 700 215, 600	240, 500 241, 700	281, 500 282, 500	325, 600 326, 800
	33	165, 900	216, 300	242, 800	283, 300	327, 900
	34	167, 700	217, 500	244, 100	284, 200	328, 800
	35	169, 500	218, 600	245, 200	285, 100	329, 900
	36	171, 300	219, 800	246, 400	286, 200	331, 000
	37	173, 100	220, 500	247, 700	286, 800	332, 100
	38	174, 800	221, 700	248, 900	287, 700	333, 200

埼玉県公営企業管理規程第四号

埼玉県企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定め

平成三十年三月三十日

埼玉県公営企業管理 者 立 Ш 吉 朗

埼玉県企業職員給与規程 \mathcal{O} 一部を改正する規程

玉県企業職員給与規程 (昭和四十一年埼玉県公営企業管理規程第五号) \mathcal{O}

別表第二を次のように改める。

を次のように改正する。

	i										
83	217, 600	257, 700	290, 000	315, 600		39	176, 500	222, 900	250, 200	288, 600	334, 200
84	218, 300	258,000	290, 500	315, 900		40	178, 200	224, 000	251, 500	289, 500	335, 200
85	218, 900	258, 200	290, 900	316, 100		41	179, 800	224, 900	252, 500	290, 200	336, 200
86	219, 400	258, 400	291, 500	316, 500		42	181, 200	226, 100	253, 800	291, 200	337, 200
87	219, 900	258, 700	292, 100	316, 800		43	182, 600	227, 100	254, 900	292, 200	338, 200
88	220, 600	259, 000	292, 700	317, 000		44	184, 000	228, 200	256, 200	293, 100	339, 200
00	220, 000	200,000	202, 100	011,000		44	101,000	220, 200	200, 200	200, 100	000, 200
89	221, 100	259, 200	293, 000	317, 200		45	185, 500	229, 300	257, 100	293, 800	340, 100
90	221, 700	259, 400	293, 500	317, 500			186, 900	230, 400	258, 200	294, 700	341, 100
		259, 800	· ·			46	· ·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
91	222, 300		294, 000	317, 800		47	188, 300	231, 500	259, 400	295, 600	342, 100
92	222, 800	260,000	294, 400	318, 100		48	189, 700	232, 500	260, 400	296, 500	343, 100
93	223, 200	260, 300	294, 800	318, 300		49	191,000	233, 500	261, 600	297, 200	344,000
	223, 700	260, 700	295, 300	318, 600			· ·				344, 900
94	224, 200	261,000	295, 800	318, 900		50	192, 200	234, 600	262, 800	297, 800	
95						51	193, 300	235, 700	264, 000	298, 500	345, 800
96	224, 700	261, 300	296, 300	319, 100		52	194, 500	236, 900	264, 900	299, 300	346, 600
0.7	225, 200	261,500	296, 600	319, 300	再任	F0	105 600	229 000	265 000	299, 900	247 400
97			297, 000		用職	53	195, 600	238, 000	265, 900		347, 400
98	225, 700	261,800		319,600	員以	54	196, 700	239, 000	267, 000	300, 700	348, 200
99	226, 200	262, 000	297, 500	319, 900	外の	55	197, 800	239, 900	268, 200	301, 400	349, 000
100	226, 700	262, 300	298, 000	320, 100	職員	56	198, 900	240, 700	269, 400	302, 100	349, 700
101	227, 100	262,600	298, 400	320, 300		57	200, 000	241,600	270, 200	302, 800	350, 400
102	227, 600	262, 800	298, 800	020, 000			200,000	242, 600	271, 200	303, 500	351, 200
103	228, 200	263, 100	299, 100			58	· ·				
	228, 800	263, 400	299, 400			59	202, 000	243, 600	272, 300	304, 300	352,000
104	220, 000	263, 400	299, 400			60	203, 000	244, 500	273, 300	305, 000	352, 700
105	229, 200	263, 600	299, 700			61	204, 100	245, 400	274, 400	305, 600	353, 400
106	229, 700	263, 800	300, 100			62	205, 000	246, 300	275, 500	306, 300	354, 100
107	230, 000	264, 100	300, 500			63	205, 900	247, 200	276, 300	307, 000	354, 800
108	230, 400	264, 300	300, 900				206, 800	248, 100	277, 400	307, 700	355, 500
100	200, 100	201,000	000,000			64	200, 800	246, 100	277, 400	307, 700	333, 300
109	230, 600	264, 600	301, 200			65	207, 500	248, 900	278, 200	308, 200	356, 100
110	231,000	264, 900	301, 600			66	208, 300	249, 700	279, 000	308, 700	356, 600
111	231, 500	265, 200	302, 000				209, 000	250, 500	279, 800	309, 300	357, 100
112	232, 000	265, 400	302, 300			67	209, 800		280, 600	309, 900	357, 100
112	202, 000	200, 100	002,000			68	209, 000	251, 200	200, 000	309, 900	337, 600
113	232, 200	265, 600	302, 500			69	210, 200	252, 000	281, 300	310, 500	358, 000
114	232, 700	265, 900	302, 800			70	210, 200	252, 600	282, 100	310, 900	330, 000
115	233, 200	266, 100	303, 100				211, 100	253, 000	282, 100	311, 400	
116	233, 700	266, 300	303, 300			71					
110	200, 100	200,000	000,000			72	211, 700	253, 400	283, 600	311, 900	
117	234, 000	266, 600	303, 500			73	211,900	253, 600	284, 400	312, 200	
118	234, 400	266, 900	303, 800			74	212, 500	254, 000	285, 100	312, 700	
119	234, 800	267, 200	304, 100				213, 000	254, 500	285, 100	313, 200	
120	235, 200	267, 500	304, 300			75 76	213, 800	255, 000	286, 700	313, 600	
120	230, 200	,	, 000			76	413, 800	255, 000	200, 700	313, 600	
121	235, 600	267, 600	304, 500			77	214,000	255, 400	287, 300	313, 800	
122		267, 900	304, 800			78	214, 700	255, 800	287, 800	314, 100	
123		268, 200	305, 100			79	215, 200	256, 300	288, 300	314, 400	
124		268, 500	305, 300			79 80	215, 200	256, 800	288, 700	314, 700	
121			· 1			ου	210,000	200, 800	200, 700	314, 700	
125		268, 600	305, 500			81	216, 500	257, 100	289, 100	315, 000	
126		268, 900	305, 800			82	217, 000	257, 400	289, 500	315, 300	

上席主任の職務	上席主任の職務	五 級
務の関われて、新聞の選挙を対し、		和
	任の職務	
務困難	技師の職務困難な業務に従事する主事又は	一級
主事	主事又は技師の職務	級
技能職員	技能職員(一種)	
	基準となる職務	職務の級

別表第四 (第二条関係)

別表第四を次のように改める。

127 269, 200 306, 100 128 269, 500 306, 300 269, 600 306, 500 129 269, 900 306, 800 130 270, 200 307, 100 131 132 270, 500 307, 300 270,600 307, 500 133 134 270, 900 271, 200 135 271, 500 136 137 271,600 再任 用職 員 193, 200 243, 600 204, 300 222, 800

274, 300

別表第五 地域整備事務所の 項中 副 所長」を 支所長」 に改める。

別表第六を次のように改める。

別表第六 (第二条関係)

企業職給料表(二)級別職務区分表

			/
		共 通 機 関	区 機 分 関 の 職 務
種 員 技 (二 職	種)	員 技 能 職	務 の 級
上 席 主 任		上席主任	五級
主 任		主任	四 級
主 任	員	主 主 任 専 門	三級
専 主 門 事 員	専門員	技 主 師 事	二 級
専 主 門 事 員	専門員	技 主師 事	— 級

備 考 現に上位 \mathcal{O} 級に決定され 7 いる職に 0 11 て は、 本表に カュ かわらず、 従前 \mathcal{O}

例による。

別表第七職の項中「副所長」を「副所長」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成三十年四月一日から施行する。

(職務の級の切替え)

2 别 務 7 \mathcal{O} に定め \mathcal{O} 施行日に 11 級とする。こ た \mathcal{O} 職 規程 るところによ 務の級が附則 お の施行の日 ける職務 の場合におい り、 の級は、 別表の 议 その 下 旧 て、 同 級 施 1 ず 欄 表 行 同欄に二の職務の級が掲げられているときは、 に掲げ れ \mathcal{O} 日 旧級 カュ لح \mathcal{O} 職務の級とする。 5 欄に対応する同表 11 . う。 れ 7 1 る \mathcal{O} 職務 前 日 \mathcal{O} 12 級 お \mathcal{O} 新 で 11 級欄 てそ あ 0 に定め た技能 の者 が る職 職員 属

(号給の切替え)

3

别 表第二の 日 給料表 前 日に お \mathcal{O} 適用を受け V て埼玉 県 企 て 業職員 11 た技能 給与規程 職員 \mathcal{O} 施行 以 下 日 に 「給与規程 おけ る号給 は、 V 前 う。 項の

給に対応する給 \mathcal{O} \mathcal{O} 同 項に う。 定 号給とする。 に _ \mathcal{O} ょ お りその 給 11 \mathcal{O} 料月 号給 て 者が属することとなる職 額 旧 料 \mathcal{O} 号 う 月 \mathcal{O} 号給が 給 ち、 額 が とい 施行 新 な 級 う \mathcal{O} 1 日 ときは 最 \mathcal{O} 高 に 対 \mathcal{O} 日 号 に 応 給 直 お 務 近 する給料 \mathcal{O} 11 \mathcal{O} てその 給 下 料 位 **(**以 月 \mathcal{O} 者 下 額 給 月 が を 料 額 受け と同 超えるときは、 月 \mathcal{O} 額 項 \mathcal{O} て 号 \mathcal{O} V お 給) た号給 給料月額 い て とし 新 当該 以 の号給 最 旧号 下 高

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 4 受ける 達 て支給する。 て受け 施行 額 な \mathcal{O} ほ 日 11 か、 料 こととなる て \mathcal{O} 11 月 前 た給料 額 日 切 替前 から引 议 技能 給 月 下 料 額 $\overset{\sim}{\smile}$ き続き同 職員 月 \mathcal{O} 议 項に 額 下こ と (別 切 お の給料 \mathcal{O} 替後給料 に VI 項に 定 て \otimes る お 切 表 技能 月 V 替後給料月 \mathcal{O} 額 T 適用を受け 職員を除 「切替 \mathcal{O} 差 額 前 額 る技能 < 給 に 相当す とい 料月 額 う。 に 職員 る は で、 額 と 切 V が を給料と . う。 替 同 そ [後給 日 \mathcal{O} 者 に お 12
- 5 衡 能 施行日 上必 職員を除 同 要が 項の \mathcal{O} 規定に く。 あ 前 る 日 $\overline{}$ か لح 準 認 に 5 8 引 じ 0 11 て、 5 き続き給料 れ て 給料 る とき 同項の規定に を支給する は、 表 の適用 当該技能職員に よる給料を支給され を受ける技能 は 職 員 別に定め (前 る 技 項に規定する るところ 能 職員との に 技 権
- 6 用 前 三項 要が 施行日 \mathcal{O} 事 情等 \mathcal{O} あ 以 る 規 を考慮 定 と認 降に新 に 準 \otimes た じ 5 L に給料 て れ て 前二項 るときは 給料を支給する。 表の \mathcal{O} 規定による給料を支給される技能職員と 適用を受けることとな 当該技能 職員には、 別に定めるところに った技能 職 員 に 0 \mathcal{O} V 権衡上 て、 ŋ 任

(補則)

項 は 附則第二項 別 に 定め か る 5 前 項ま でに 定め る ŧ \mathcal{O} \mathcal{O} ほ カュ \mathcal{O} 規 程 \mathcal{O} 施 行 に 関 必 要な

附則別表 職務の級の切替表 (附則第二項関係)

5 級		4 級			1 級	旧級
	4 級		2 級		1 級	新級

管 理 規 程

埼玉県公営企業管理規程第五号

埼玉県公営企業財務規程の 一部を改正 す る 規 程 を次 \mathcal{O} よう に 定 \otimes る

平成三十年三月三十日

埼玉県公営企業管理者 立 川 吉 朗

埼玉県公営企業財務規程の一部を改正する規程

玉県公 営企業財務規 程 ~昭 和 三十九年埼玉県公営企 業管 理規 程 第五 \mathcal{O} 部

を次のように改正する。

七号と 第三条第六号 第七号 中 カュ 地域 ら第十五号 機関」 を \mathcal{O} _ 下 号ず に 「(支所) つ繰り を 除 下げ、 第六号 $\overline{}$ を 加 の次 え、 に 第 次 + \mathcal{O} 六 号を 号 を 加え 第

七 支所長 地域機関(支所)の長をいう。

カュ に改 務 じめ指定す め、 を担当する財務課 四条第二項表財務課長の項下欄中 同項を第五項とし、 る 職員」 に の主幹」に改 改め、 第三項中 第三項 め、 の次に 「総務 「財 第 四 務 |項中 次の を担当する 課 \mathcal{O} 一項を加える。 出 「第二項及び 納を担当する主幹」 担当部長」 前項」 を を 「所長が を 前三項」 中 あ 6 \mathcal{O}

4 ては、 が 「納員に できる 第二項の 支所 充 長 て 定めにか が ることが あ 5 カュ カュ わらず、 じめ指定する職員が当該企業出 できるもの 地域整備事務所 とし、 当該企業出納 に お 1 て 納 員が不在で は、 員 0 支所 事務を代決すること 長をも あ る場合 0 あ 企 0

第八条の四中「副場長」の下に「、支所長」を加える。

四条第二項第五号 中 所 長 \mathcal{O} 下に \neg 及び支所長」 を 加 え る

第二十四条を次のように改める。

(調定の通知等)

第二十四条 こ の て、 納 入 ŋ で 通知書を送付 な 収入徴 収 権者 L な は け れ 収 ば 入 0 な 5 調定をしたときは な 11 0 ただ Ļ 直 別 \mathcal{O} 5 理 に 由 納 が 入 義 あ る 務者 合 対 は

通 知書 前 項の \mathcal{O} 送 付 定に は 要し 関 わ な 5 収 入 を 確 認 L た 後 に 調 定を 行 う ŧ \mathcal{O} に あ 0 て は 納 入

項 第百三十 さ 随 な 八条第四項を第五項と け 意契約を行う場合にお ばな 同 条 5 第 な V 項とし ただ Ļ ٧١ て 第三項 次 T は、 \mathcal{O} を 、を第四で 前 項を加える。 予定価格を定め、 項の 項と 規定に Ļ 関 第二項 わらず、 契約の を第三項 相手方か に 改 ら見 同

契約 を 行 ごう場合 に お 11 て は 予定価 格を定め、 その 後に 契約 \mathcal{O} 相 手 方 カコ 6

を定める前に 見積書を徴さなけ 見積書を徴す いればなら な ることが V 0 ただ できる。 管理者が 別 に定める場合は、 予定価格

第百四十 · 条 \mathcal{O} 表支出負担行 為 \mathcal{O} 項 中 「副場長、 副 所長」 \mathcal{O} 下 12 支所長」 を 加

え、 \mathcal{O} 下 に 副 支所長」 所 長 を加え、 を 支副 所所 副 長長 所 長 に 改 8 を 支出 支副 命令 所所 長長 \mathcal{O} 項中 に 改める。 「副場長、 副 所長」

を除 第 < 百四 $\overline{}$ + を加える 八 条 第 _ 項第五号中 「予算執行」 \mathcal{O} 下 「(予算の 流用及び予備費充当

別 表第七 中 Ω \Vdash 支出予算の配 6と異なる執行 を 5 支出予算の配当と 異なる執行 (予算の流用及び予備 費充当を除く。) Ω \sqsubseteq に改める。

様式第二五号(一)中

年 月 日 摘 要 受 入 額 払 出 額 残 額

平 圧 \square 旛 翢 赋 \geq 쬺 荘 \mathbb{H} 盤 残 饀 治 滅 \forall

定

 \square

を

 \neg

に改める。

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

管 理 規 程

埼玉県公営企業管理規程第六号

埼玉県企業局公文例及び文書管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十年三月三十日

埼玉県公営企業管理者 立 川 吉 朗

埼玉県企業局公文例及び文書管理規程の一部を改正する規程

埼玉県企業局公文例及び文書管理規程(平成十三年埼玉県公営企業管理規程第八

?)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第八条」の下に「第一項」を加える。

附即

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

理 規 程

埼玉県病院事業管理規程第二号

埼玉県病院事業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十年三月三十日

埼玉県病院事業管理 者 岩 中 督

埼玉県病院事業財務規程の一部を改正する規程

埼玉県病院事業財務規程(平成十四年埼玉県病院事業管理規程第四号) の一部を

次のように改正する。

第三条中第二号を削り、 第三号を第二号とする。

第四条第一項中「及び診療所」 を削り、 第二項の表中

岩槻診療所長			診療所の主幹	病院の栄養部長
診療用の薬品の出納及び保管	員のつかさどる事務を除く。)	物品の出納及び保管(他の企業出納	金銭の収納	品の出納及び保管給食用の食料品、消耗備品及び消耗
同			同	同

を

 \neg

病 院の栄養部長 品の出納及び保管 給食用の食料品、 消耗備品及び消耗 同

ᆫ

に改める。

五項中「、診療所の企業出納員は第一項第十三号及び第十六号の帳簿を」 第二十五条第一項及び第二項中「、 第十一条第一項第十五号中「補填財源明細書」を「補塡財 管理部長又は主幹」 を「又は管理部長」に改 源明細書」に改め、 を削る。 第

第二十六条第一項及び第三項中「又は主幹」 を削り、 第二項中 7、 管理部長又は

める。

主幹」を「又は管理部長」 に改める。

第二十七条第三項及び第四項中「又は主幹」 を削る。

第七十一条中「) 及び診療所 の企業出納員 (を削る。

第九十八条第二項中「管理者」を「執行予定額により別表第五の決裁区分

第九十九条の次に次の一条を加える。

(固定資産の用途の開始、

変更、廃止)

の長を除く。

に掲げる

者」に改める。

第九十九条の二 異例なものについては管理者、 構築物以外 の各号に掲げる事項を記載 の固定資産については課長又は病院の長の決裁を受けなければならな 固定資産の用途を開始し、 した伺書により、 その他のものについては局長の決裁を、 変更し、 建 物及び構築物のうち、 又は廃止しようとするときは、 建物及び 重要又は

ただし、 後直ちに用途を開始する場合は、 この 限りでな

土地に その つ の固定資産については種類、 いては地番、 地目及び地積、 数量等 建物については所在地、 構造及び 面

第百六十六条第一項中「 きは、 及び決裁を受けることにより、 第三項に掲げる事項を記載した書類を添付し、同条第一項の規定による合議をし、 項の規定にかかわらず、 固定資産 当該工事に係る第百六十条第一項の規定による執行伺に、 の用途を開始し、 所管の部長を経て、」を削る。 建設工事の起工に伴 変更し、又は廃止する理由及びその年月日 同項の規定による決裁に代えることができる。 固定資産の用途を廃止すると 同条第二項及び

別表第五中「 別記を次のように改める。 第百四十八条、 (第百四十 八条、 第百四十九の三、 第百四十九の三、第百六十一条関係)」 第百六十一条関係)」 に改める。

別記(第百七十九条関係)

番号		条文	摘要
1	収入伝票	8 、10、21	
2	支出伝票	8 、 10、 33、 48、 160	
		8 、10、13、21、31、	
3	振替伝票	75、77、78、79、83、	
		97、113、160、170	
4	検査調書	9 、129	
5	総勘定元帳	11	
6	収入予算整理簿	11	
7	支出予算整理簿	11	
8	未収金整理簿	11	
9	未払金整理簿	11	
10	経過勘定整理簿	11	
11	物品受払簿	11、85	
12	預り金整理簿	11	
13	預り有価証券整理簿	11	
14	固定資産台帳	11	
15	企業債台帳	11	
16	預金口座出納簿	11	
17	貯蔵品出納簿	11、80、83	
18	一時借入金出納簿	11	
19	現金出納簿	11、41	
19თ 2	補塡財源明細表	11	
20	納入通知書兼領収書、納入	22、23	
20	通知書	22、23	
21	口座振替納付届	24	
22	口座振替納入通知書	24	
23	領収書	25、27、56、57、61	
24	領収印	25、27	
25	払込書兼領収書、払込書	26、41、58	
26	収納事務受託者証明書	27	

		<u>, </u>
27	受託収入計算書	27
28	督促状兼領収書、督促状	30
29	収入額欠損調書	31
30	支払内訳書	33
31	小切手振出済通知書	34、51
32	支払証	34、37
33	支払依頼書	34、35、36、59
34	案内書	35、36、37、50、59
35	通知書	35、36、50、51、52、 58
36	 削除	
37	病院事業支払金日計表	48、55
38	計表)	48
39	過誤納金還付(充当)通知書	49
40	小切手訂正通知書	50
41	小切手·通知書再発行請求書	51
42	送金取消依頼書	52
43	送金取消請求書	52
44	病院事業収納金日計表	55
45	病院事業支払金月計表	55
46	病院事業月末預金現在高表	55
47	隔地払・小切手未払通知書	58
48	小切手年度経過通知書	58
49	送金取消済通知書	62
50	預り証	68、69
51	入庫伝票	75、78、83、113
52	出庫伝票	77、79、83
53	たな卸表	81、83
54	標示票	87
55	物品所管換え請求書	88
56	物品受領書	88

57	 器械備品購入依頼書	98	
58		99	
59		100	
60		101、108の 2	
61		117	
62	 予定価格調書	136	
63	執行伺	160	
64	支出負担行為決議書	161	
65	予算流用計算書	163	
66	予備費充当計算書	164	
66の 2	当座借越請求書	169の 2	
			地方公営企業法施行規
			則(昭和27年総理府令
67	予算繰越計算書、予算繰越 計算書〈東#48##』〉	166	第73号。以下「規則」
	計算書(事故繰越し)		という。)別記第8号
			による。
68	継続費繰越計算書	166	規則別記第6号による。
69	決算報告書	173	規則別記第9号による。
70	損益計算書	173	規則別記第10号による。
71	貸借対照表	173	規則別記第13号による。
72	剰余金計算書、欠損金計算書	173	規則別記第11号による。
73	剰余金処分計算書、欠損金	173	規則別記第12号による。
73	処理計算書	170	ががいいしおにろうによる。
74	事業報告書	173	規則別記第14号による。
74の2	キャッシュ・フロー計算書	173	規則別記第15号による。
75	収益費用明細書	173	規則別記第16号による。
76	固定資産明細書	173	規則別記第17号による。
77	企業債明細書	173	規則別記第18号による。
78	継続費精算報告書	173	規則別記第7号による。
79	基金運用状況報告書	173	
80	試算表	175	

収入伝票

起第	ミ責任者							(内線電	電話)
走	企案日			収納日			;	 夬裁日		
			<u> </u>							
	,	,		_	1			1		1
決										
裁										
審										
查										
4										
	年度							伝票番号		
				1		1	1			
調	定年度		年度 調 借 方	定番号		未収計上		貸方		
	所属		16 刀					貝 刀		
	予算区分					予算区分				
	款					款				
予	項 目					項目				
予 算 科 目	節					節				
Ħ	細節					細節				
	細々節					細々節				
	金額					金額				
勘	款 項					款 項				
勘定科目1	目					目				
目	節					節				
1	細節 金額					細節 金額				
	立 段 款					款				
勘	項					項				
定科	目					目				
勘定科目2	節 細節					節 細節				
2	金額					金額				
	調定日					調定現額				
	セグメント					収納済額				
							ı			
摘要	Ę									
相手	方					郵便番	<u></u> -			
住所	Ť									
名称	ī l									
, 1.										
備考	<u> </u>									

収入伝票

起絮	ミ責任者						(内線	電話)	
走 走	□案日		調定兼収約	内日		ì	 央裁日				
決裁											
審查											
	年度						調定番号	큵			
伝	票番号	 	以計上								
IZ	小田 コ	借方	XH1 —				貸方				
	所属 予算区分 款				予算区分 款						
予算科目	項 目 節 細節 細々節				項 目 節 細節 細々節						
	金額				金額						
勘定科目1	款 項 目 節 節 細 金額				款 項目節 細節 金額						
勘定科目2					款 項 目 節 細節						
	セグメント		I		金額						
	消費税区分		消費税		7 66 - 11 - 1	税抜額					
	調定現額				予算残額						
	収納済額				執行残額						
摘要	Ē										
相手 住所 名和	Ť R	郵便番号									
備考	5										

注 本様式は、事後調定に使用すること。

支出伝票

起乳	紧責任者								(F	内線電話)
走	2案日				支出命令	·目		j	決裁日			
					1	1			1			
決												
裁												
審												
查												
	年月	ŧ							支出命	令番号		_
1-					+/ =		++/ マウ					
1Z	票番号			<u>木:</u> 借 方	払計上		支払予定		貸	 方		
	所属			III /3						,,		
	予算区:	分					予算区分					
_	款 項						款項					
予算科目	目						目					
科日	節 細節						節細節					
Ι	細々節	ì					細々節					
	金額						金額					
	款						款					
勘定	項 目						項目					
勘定科目1	節						節					
1	細節						細節					
	金額款						金額款					
勘	項						項					
定	目						目					
勘定科目2	節 細節						節 細節					
2	金額						セグメント					
	消費税区				消費税額	頁		税抜	額			
	支出命令	襘			控除命令	額		差引支	払額			
	負担行為	番号			予算残客	頁		執行列				
	支出区:	-					支払方法					
	請求日]					請求番号					
抢	要											
	払先						郵	便番号				\neg
	所											
	3称 先口座											
				1 7 - 4 + 7 :	- ATUR! ! :			<u> </u>				
収	入				領収しまし	ンた。 -	1	年 月	日		支払済印]
ED	紙氏			主所						-		
1			2	ろ称 しゅうしゅう								

支出伝票

起夠	素責任者											(内線	電話)
走	己案日				:	還付命令	日					央裁日				
決裁																
審查																
	年月	度										支出	命令都	番号		
亿	票番号				振替	有無			支払予定	:日						
			Ι	借り	方							貸	方			
予算科目	予	分							予算区分 期目 節節 細々 額							
勘定科目1	款項目節 細節 金額								款項目節細節							
勘定科目2	款項目節細節								款 項 目 節 細節 セグメント	~						
	消費税区 調定年 支払方 支出区 請求日	度 法 分			消費:				還付命令額 予算残額 執行残額 請求書番号		税抜額	額				
搪	要															
住 名	払先 所 術 洗口座			郵便番号												
4X ED	入紙		<u>1</u>	記の金額 主所 呂称	領を領	類似しま!	した。		í	年	月	日	_		支	払済印

注 本様式は、還付に使用すること。

振替伝票

起乳	紧責任者								(内総	電話	i)
走	起案日			振替日				決表	找 日				
決		Γ			ı			1		1		1	
裁													
審										<u> </u>		_ 	
查													
								<u> </u>			ı		
	年度								伝票番 ^년	号 			
	案所属 処理種別												
	Z-1133	借	<u></u>					貸	方				
	所属					所属							
	予算区分 款					予算区分 款							
予	項					項							
予 算 科 目	目					目							
目	節					節							
	細節 細々節					細節 細々節							
	金額					金額							
	款					款							
勘	項					項							
勘定科目1	目					目							
目	節					節							
1	細節 金額					細節							
	款					金額 款							
甚九	項					項							
定	目					目							
勘定科目2	節					節							
2	細節					細節							
	金額					 金額							
	消費税区分 消費税額					費税区分 消費税額	1						
	税抜額					税抜額							
	予算残額					予算残額							
	セグメント					グメント							
摘要	Ę.												
備考	<u>'</u>												
MHB 15	.												

振替伝票

起乳	案責任者							((内線電	電話)
	起案日			調定日	<u> </u>			決裁日				
<u> </u>												_
決裁												
- V-4							L	<u> </u>				
審											$\overline{\mathbf{I}}$	
查								<u></u>				
	年度							調	定番号	-		_
伝	票番号			収計上		Τ						
			借方					貸	方			
<u> </u>	所属 子質区公	 				→ ▽答▽♡	Т					
予算科目	予算款項目節 細々細々					予算款項目節 細々細々						
 	金額					金額						
勘定科目 1	款項目節細節金額					款項目節細節金額						
勘定科目2	款 項 目 節 細節					款項目節細節						
	セグメント					金額						
<u> </u>	消費税区分	Ī	消	費税額			税抜額	į				
						予算残額						_
						執行残額						
摘要	골											_
相手: 住所 名和 備者	听 你					郵便番	·号					

注 本様式は、調定に使用すること。

振替伝票

起乳	紧責任者						(内線	電話)
走	□案日		戻入命令	·日		涉	快裁日			
				•		•		•		
決									T	
裁										
審									T	
查										
	年度						調定番号	=		
存	票番号		以計上							
IΔ	재田기	 	VB1 —							
	所属									
	予算区分		_	_	予算区分				_	
表	款				款					
予算科目	項 目				項 目					
科日	節				節					
Н	細節				細節					
	細々節				細々節					
	金額				金額					
***	款				款					
勘定科目1	項 目				項 目					
科	節				節					
目	細節				細節					
	金額				金額					
	款				款					
勘定科	項				項					
正 科	目				目					
目 2	節 細節				節 細節					
2	セグメント				金額					
	消費税区分	消	費税額			税抜額				_
	年度区分	支出命			予算残額		l			\neg
		L			執行残額					
摘要	Ę									
相手	方				郵便番					П
住戶										
名和	ı)ı									
,44 -4	~									_
備考	É									1

注 本様式は、戻入に使用すること。

総勘定元帳

所属	i :				年	月	日		~		年 月	₹	日						
款			項		目				節			細節						(単位	円)
日	摘	要 / 事	由	伝票番号	相	手	方	残	高	借	方	貸	方	残	高	相	手	科	目
	1																		

収入予算整理簿

年度 病院事業会計 年 月分 所属 予算区分	~	年	月分			(単位	:用)
	款			項	目		
予算科目	節			細節			

処理区分	番号	年月日	摘要	予算額	補正額 流用・充当額	計(A)	執行額 (B)	予算額と執行額 との差(A) - (B)	消費税額	備考

支出予算整理簿

J	年度 病院事業会計 年 月分 所属 予算区分	~	年	月分				(単位	: 円)
		款				項	目		
	予算科目	節				細節			
					_			•	•

処理区分	番号	負担行為 年月日	執行 年月日	摘要	予算額	補正額流用・充当額	計 配当額(A)	予定額 (B) 予定残額(A) - (B)	支出負担行為額(C) 予算残額(A) - (C)	消費税額	備考

未収金整理簿

所属

年 月分

款	項	目	節	細節	

日	伝票番号	調定番号	相手科目	相手方	摘要	残高	借方	貸方	残高
		_							

未払金整理簿

所属

年 月分

款	項	B	節	細節	

日	伝票番号	相手科目	相手方	摘要	残高	借方	貸方	残高	支払予定日	支払日

預り金整理簿

_	
_	☶
_	므
_	12

所属

年 月分

款	項	目	節	細節	

日	伝票番号	相手科目	相手方	摘要	残高	借方	貸方	残高

様式第十四号 (二) 及び様式第十四条 (三) を削り、様式第十四号 (一) を様式

第十四号とし、同表を次のように改める。

固定資産台帳

資産名称 業者名 取得価格 構造・規格 取得年月日 現在帳簿原価 形状・寸法 取得數量 取得長期前受金 備考 取得課 現在長期前受金 所在 取得原因 年間儒却額 備却方法 耐用年数 残存極率 継続年数 残存価格 億却率 他会計補助金 企業債 国庫補助金 他会計補助金 参附金 受贈財産 補助金 参門金 線入金 リース期間 ~ (単位:円) 年月日 数簿原価 / 長期前受金 / 機簿原価 / 長期前受金 / 機簿価額 処分金額 損益 展類雇別 数量 機簿価額 処分金額 損益 減損損失額 人名 機簿価額 人名金額	病院事業会計															
構造・規格 取得年月日 現在帳簿原価 形状・寸法 取得數量 取得長期前受金 備考 取得課 現在長期前受金 所在 取得原因 償却方法 飛月年数 残存率 年間償却額 競技年數 残存価格 償却象・対象外内訳 自己資金 企業債婦人対象 企業債 国庫補助金 他会計補助金 零附金 受贈財産 相助金 零附金 場入金 単ケメント内訳 (単位 : 円) 年月日 救票 帳簿価額 処分金額 損益	資産番号			資産種類												
構造・規格 取得年月日 現在帳簿原価 形状・寸法 取得數量 取得長期前受金 備考 取得課 現在長期前受金 所在 取得原因 年間償却額 億却方法 機力方法 耐用年数 疾存率 建続年数 預存極格 個型対象・対象外内訳 自己資金 企業債婦人対象 企業債 国庫補助金 他会計補助金 零附金 受贈財産 婦人金 地の会計補助金 零附金 場入金 ボール・フェルトの訳 (単位: 円) 年月日 株務原価/長期前受金 減価償却累計額/長期前受金戻入 処分金額 損益		•			•											
形状・寸法 取得製量 取得長期前受金 備考 取得課 現在長期前受金 所在 質却方法 耐用年数 残存率 継続年数 残存体格 償却率 他会計補助金 零附金 受贈財産 補助金 零附金 受贈財産 レース期間 で業債 (単位:円) セグメント内訳 (単位:円) 年月日 数量 帳簿原価/長期前受金 減価償却累計額/長期前受金戻入 処分金額 損益	資産名称							業者	名			取得	寻価格			
備考 取得課 現在長期前受金 所在 取得原因 年間償却額 耐用年数 残存率 機動する・対象外内訳 自己資金 他会計補助金 企業債 金業債 国庫補助金 緑入金 他会計補助金 補助金 受贈財産 緑入金 リース期間 セグメント内訳 で償却期間 で レグメント内訳 (単位 : 円) 年月日 物景 帳簿原価 / 長期前受金 減価償却累計額 / 長期前受金戻入	構造・規格							取得年	∃日			現在帆	長簿原価			
所在 取得原因 年間償却額 億却方法 耐用年数 接続年数 残存価格 償却率 機却対象・対象外内訳 自己資金 他会計補助金 補助金 補助金 補助金 オーラー でグメント内訳 企業債 国庫補助金 操入金 を贈財産 操入金 を贈財産 操入金 を贈財産 操入金 を贈財産 操入金 を贈財産 操入金 を見贈財産 ながます。 はずまずます。 しまずは、 まずまずす。 しまずまずす。 しまがまずす。 しまがまずす。 しまずまずす。 しまがまずす。 はまがまずす。 しまがまずす。 しまがまずす。 しまがまずす。 しまがまずす。 しまがまずす。 しまがまずす。 しまがまずす。 はまがますます。 しまがまずまずます。 しまがまずす。 しまがまずまがまずます。 しまがまずます。 しまがまずまがますます。 しまがますます。 しまがまずまがます。 しまがまずまがます。 しまがますます。 しまがまずまがますます。 しまがますます。 しまがますます。 しまがますます。 しまがますます。 しまがますます。 しまがますます。 しまがますます。 しまがますます。 しまがますます。 しまがますますます。 しまがますます。 しまがますますますますます。 しまがますますます。 しまがますますますます。 しまがますますますますますます。 しまがますますますますますますますますますますますますますますますますますますま	形状・寸法							取得数	量			取得長	期前受金			
所在 償却方法 耐用年数 残存率 継続年数 残存価格 償却率 自己資金 企業債 国庫補助金 他会計補助金 受贈財産 繰入金 補助金 一型一ス期間 ~ セグメント内訳 (単位 : 円) 年月日 本標等原価/長期前受金 減価償却累計額/長期前受金戻入 人の金額	備考							取得詢	果			現在長	期前受金			
所任 残存率 継続年数 償却対象・対象外内訳 自己資金 企業債 国庫補助金 他会計補助金 寄附金 受贈財産 繰入金 補助金 「リース期間」 で 「関却期間」 で セグメント内訳 「単位 : 円) 年月日 物景 帳簿原価/長期前受金 減価償却累計額/長期前受金戻入 「低簿価額」 処分金額 損益																
横却対象・対象外内訳 自己資金 企業債繰入対象 企業債 国庫補助金 他会計補助金 受贈財産 繰入金 ボ間の金 グメント内訳 世グメント内訳 (単位 : 円) 年月日 株簿原価 / 長期前受金 減価償却累計額 / 長期前受金戻入 低等価額 処分金額 損益	所在															
自己資金 企業債繰入対象 企業債 国庫補助金 他会計補助金 受贈財産 繰入金 リース期間 ~ 償却期間 ~ セグメント内訳 (単位:円) 年月日 物景 帳簿原価/長期前受金 減価償却累計額/長期前受金戻入 血に資価額 処分金額 損益																
他会計補助金 寄附金 受贈財産 繰入金 ボース期間 で グメント内訳 セグメント内訳 (単位:円) 年月日 大学 大学 大学 株簿原価/長期前受金 減価償却累計額/長期前受金戻入 大学 人金額 「単位:円) 大学 大学 大学 大学 大学	償却対象・対	付象外内訴	{						,		'		•			
補助金					象											
リース期間 ~ 償却期間 ~ セグメント内訳 (単位:円) 年月日 概簿原価/長期前受金 減価償却累計額/長期前受金戻入 帳簿価額 処分金額 損益		<u> </u>		寄附金				受贈財産				繰.	入金			
セグメント内訳																

預金口座出納簿

(年月分)

所属

勘定科目コード

勘定科目名

年月日	伝票番号	摘要	相手勘定	借方	貸方	残 高

様式第十七号に備考として次のように加える。

備 考 この様式によりがたい場合にあっては、 別にこの様式に準じて作成するこ

とができる。

様式第十九号の二(一)及び様式第十九号の二(二)中「填」及び「てん」を「 塡

に改める。

様式第五十一号に備考として次のように加える。

備考 この様式によりがたい場合にあっては、 別にこの様式に準じて作成するこ

とができる。

様式第五十二号に備考として次のように加える。

この様式によりがたい場合にあっては、 別にこの様式に準じて作成するこ

とができる。

様式第六十三号を様式第六十三号 (一) <u>د</u> ار 備考として次のように加える。

備考 この様式によりがたい場合にあっ ては、 別にこの様式に準じて作成するこ

とができる。

様式第六十三号(一)の次に次の一様式を加える。

様式第 63 号(2)

							番		号						号
執行変更伺							起	案	者						EΠ
							電		話						番
件名							起		案			年		月	日
変更理由							決		裁			<u>年</u>		<u>月</u>	日
決裁欄															
合議欄															
課又は病院	完名			ź	Ę.	度	Ę			:	会		計	<u>-</u>	
		ı				1				1					
款				項									節		
				変更	前						変更	後			
支出負担行為額							円								円
(負担行為増減額)				-				(円
消費税等額	Ą						円								F.
税 抜 き 客	Į.						円								F
予 算 客	Ą						円								円
配当済額	Ą						円								F
負担行為済額	Į.						円								F.
配当残割	Į.						円								F.
契約予定期間	1	年	月	日~	年	月	日		年	月	日	~	年	月	Е
支払予定日	3				年	月	日					;	年	月	B
契約方法								•							
前 払 釜	È			理由	l										%
部 分 払	4			理由	l										0
入 札 保 証 釒	ZIA .			理由	l										%
そ			1										1		
0															
1															

備考 この様式によりがたい場合は、この様式に準じて作成することができる。

支出負担行為決議書

起案責任者								(内絲	電話)			
起案日				負担行為	日			決裁日					
決													
裁													
		I I			<u> </u>			1					
	年度							負担行為:	番号				
		<u> </u>											
	所属 予算区分												
	款												
	項 目												
予算	節 細節												
予算科目	細々節												
							,						
	セグメント 消費税区分		消費和	24 安石		金額	金額税抜額						
	// 具忧区力		/月貝1	九台只		負担行為額	į						
						予算現額							
						予算残額							
摘要	Ę												
						郵便番							
住戶						田以田	1 7						
名和													
備考	<u></u>												
/HB ⁻⁷ 5	9												

この規程は平成三十年四月一日から施行する。(施行期日)

管 理 規 程

埼玉県病院事業管理規程第三号

埼玉県病院局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十年三月三十日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

埼玉県病院局組織規程の一部を改正する規程

のように改正する。 埼玉県病院局組織規程(平成十四年埼玉県病院事業管理規程第二号) の一部を次

第八条の表を次のように改める。

からのまるなの。これはある		
名称	ÝП	組織
	部科室及びセンタ	担当名
	名	
循環器・呼吸器病センター	循環器內科	
	腎臓内科	
	心臟外科	
	血管外科	
	放射線科	
	呼吸器内科	
	緩和ケア内科	
	呼吸器外科	
	消化器外科	
	脳神経外科	
	リハビリテーショ	
	ン科	
	麻酔科	
	病理診断科	
	放射線技術部	
	検査技術部	
	薬剤部	
	栄養部	
	実験検査部	
	リハビリテーショ	
	ー ン 部	

																					がんセンター								
病理診断科	放射線診断科	放射線治療科	麻酔科	歯科口腔外科	泌尿器科	皮膚科	頭頸部外科	婦人科	形成外科	整形外科	脳神経外科	胸部外科	呼吸器内科	消化器外科	内視鏡科	消化器内科	精神腫瘍科	緩和ケア科	乳腺外科	乳腺腫瘍内科	血液内科	業務部			事務局 管理部	地域医療連携室	医療安全管理室	看護部	臨床工学部
																						用度担当医事・経営担当	管財担当	会計担当	総務・職員担当				

小児医療センター				
神精遺血 感腎消代新総 経神伝液科染臓化謝生合 科科科· 免科器· 児診腫 疫 · 内科療 瘍 · 肝分	事 務 局	図書館の場所の発売の	援地域管方夕連で要全で要会で要会で要会	栄薬 臨 検 放 腫養剤 床 査 線 装部 工 技 線 技
腫 疫 ・ 内 科 療 」 瘍 ・ 肝 分 科 科 ア 臓 泌 レ 科 科 ル	業 務 理 部 部	研 ヤンター	z ・ 室 管 /	部 部 術 ・ 部 予 防 科
	無度担当 (会計担当 (会計担当 (会計担当 (会計担当			

事務局管理部	ンターオ	地或重隽・目談支援治験管理室	医療安全管理室	看護部	臨床工学部	栄養部	薬剤部	検査技術部	放射線技術部	保健発達部	臨床研究部	外傷診療科	救急診療科	集中治療科	歯科	病理診断科	麻酔科	耳鼻咽喉科	眼科	泌尿器科	皮膚科	心臟血管外科	脳神経外科	形成外科	テーション科	整形外科・リハビリ	外科	放射線科	循環器科
会計担当																													

笙

		1										I			
病院	組 織	第九条第二項の表を次のように改める。													
医 幹	職	のように改					F-	F		- 1	ΙΛ	\ 	41	//-	ketro
し、病理は司の人		. め る。				事 務 局	医療安全管理室	看 護部	栄養部	薬剤部	検 査 部	療養援助部	外来・地域	依存症治療研究部	第七精神科
し、事務を整理する。理するとともに、当禁上司の命を受け、特に上司の命を受け、特に					務部	管理業	理室					ΗÞ	・地域支援科	深研究部	17
し、事務を整理する。 病院長を助け、職員の担任する事務を監督理するとともに、当該指定事項について、上司の命を受け、特に指定された事項を処	務		用度担当	会計担当医事・経営担当	管財担当	総務・職員担当									

管 財 総 務 ・ 担 当経 営 担 当 当	一 管 部 期 務 管 理 部 理 室 業 系	事	
田度 担当 と と と と と と と と と と と と と と と と と と	域 療 科 科 科 科	外 (株) 第 (大) 第 (大) 第 (大) 第 (大) 第 (大) 年 (大) 特 (村) 2 (大) <	精神医療センター

等を必要とする特に困難な診療放射線技上司の命を受け、極めて高度の知識、経験	師 主 長 席 技	く。) 部(事務局の部を除
揮監督する。 理し、その事務を処理するため、職員を指生司の命を受け、特に指定された事項を掌	療 通 院 長 治	がんセンター
揮監督する。 理し、その事務を処理するため、職員を指生司の命を受け、特に指定された事項を掌	長 対 感 染 症	循環器・呼吸器病セ
事務に従事する。上司の命を受け、医師又は歯科医師の行う	医員	
する。 する。 上司の命を受け、担任する事務を掌理し、	主査	
に従事する。 に従事する。 に従事するとともに、診療等の事務の総括の事務療技術を必要とする診療等の事務に従事	医長	
揮監督する。 理し、その事務を処理するため、職員を指上司の命を受け、特に指定された事項を掌	主幹	
め、職員を指揮監督する。上司を助け、これらの事務を処理するた理するとともに、当該指定事項について、理するとともに、当該指定事項について、	副 室 長	
る事務を監督し、事務を整理する。 ・	幹 健 精 指 神 導 保	

理し、その事務を処理するため、職員を指上司の命を受け、特に指定された事項を掌	副 部 長		
揮監督する。 埋し、その事務を処理するため、職員を指上司の命を受け、特に指定された事項を掌	部 長	科	
とともに、当該事務の総括の事務に従事とともに、当該事務の総括の事務に従事する来診療棟等における看護事務に従事する上司の命を受け、特に指定された病棟、は	長 養 師		
で言語聴覚士の行う事務に従事する。 を必要とする特に困難な栄養士、薬剤師、 を必要とする特に困難な栄養士、薬剤師、 で言語聴覚士の行う事務に従事する。 び言語聴覚士の行う事務に従事する。 び言語聴覚士の行う事務に従事する。	長 副 技 師		
する。その事務を処理するため、職員を指揮監督上司の命を受け、担任する事務を掌理し、	主查		
語聴覚士の行う事務に従事する。 要とする特に困難な栄養士、薬剤師、臨床 学的管理に従事する者、理学療法士、作業 学的管理に従事する者、理学療法士、作業 が対線技師、放射線の物理 を立る特に困難な栄養士、薬剤師、臨床 を必 を必 を必 を必 を必 を を が に の の の の の の の の の の の の の の の の の の	技 師 長		
一類には、その事務を処理するため、職員を指理し、その事務を処理するため、職員を指定された事項を掌上司の命を受け、特に指定された事項を掌上司の命を受け、特に指定された事項を掌握監督する。	副 部 長		

7 が ん セ ン		主席主	命を受け、特に指定されたする。
<i>9</i> ا	所 瘍 研 究	主幹	督、の「督」、
			監督する。
		宪 主任研	の研究に従事する。上司の命を受け、極めて高度の専門的技術
		究 専 員 門 研	に従事する。 上司の命を受け、高度の専門的技術の
	図書館	主幹	揮監督する。 埋し、その事務を処理するため、職員を指上司の命を受け、特に指定された事項を掌
		主查	する。その事務を処理するため、職員を指揮監督上司の命を受け、担任する事務を掌理し、

この規程は、平成三十年四月一日から施行する。附 則

管 理 規 程

埼玉県病院事業管理規程第四号

埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十年三月三十日

埼玉県病院事業管理者 岩 中

督

埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程

埼玉県病院局職員給与規程 (平成十四年埼玉県病院事業管理規程第六号) \mathcal{O}

を次のように改正する。

別表第一口を次のように改める。

厳員の	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
区分	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	
	1	128,900	180,300	202,000	249,100	278,40
	2	129,800	181,800	203,400	250,300	280,30
	3	130,800	183,300	204,800	251,400	282,10
	4	131,700	184,800	206,100	252,600	283,90
	5	132,700	186,100	207,400	253,500	285,70
	6	133,700	187,600	208,800	254,800	287,50
	7	134,700	189,000	210,200	255,900	289,20
	8	135,700	190,300	211,600	257,100	291,00
	9	136,500	191,700	213,000	258,200	292,60
	10	137,500	192,900	214,600	259,300	294,40
	11	138,500	194,200	216,200	260,500	296,10
	12	139,600	195,300	217,600	261,700	297,90
	13	140,400	196,500	218,900	262,700	299,4
	14	141,400	197,600	220,400	263,800	301,10
	15	142,400	198,700	221,900	264,800	302,70
	16	143,400	199,800	223,200	265,800	304,2
	17	144,500	200,900	224,100	266,900	305,7
	18	145,700	202,000	224,900	268,100	307,3
	19	146,900	203,000	225,800	269,200	308,9
	20	148,100	204,000	226,800	270,100	310,6
	21	149,200	205,000	227,700	271,100	311,70
	22	150,400	206,100	229,200	272,200	313,10
	23	151,600	207,200	230,500	273,300	314,50
	24	152,800	208,200	231,600	274,300	316,0
	25	154,000	209,100	233,100	275,200	317,2
	26	155,500	210,000	234,400	276,300	318,70
	27	157,000	210,700	235,700	277,400	320,1
	28	158,500	211,600	237,000	278,500	321,5
	29	159,900	212,500	238,000	279,400	323,1
	30	161,400	213,700	239,200	280,500	324,30
	31	162,900	214,700	240,500	281,500	325,6
	32	164,400	215,600	241,700	282,500	326,8
	33	165,900	216,300	242,800	283,300	327,9
	34	167,700	217,500	244,100	284,200	328,8
	35	169,500	218,600	245,200	285,100	329,9
	36	171,300	219,800	246,400	286,200	331,0
	30	111,300	213,000	240,400	200,200	331,0

口 病院企業職給料表(二)

80	215,800	256,800	288,700	314,700		37	173,100	220,500	247,700	286,800	332,100
						38	174,800	221,700	248,900	287,700	333,200
81	216,500	257,100	289,100	315,000		39	176,500	222,900	250,200	288,600	334,200
82	217,000	257,400	289,500	315,300		40	178,200	224,000	251,500	289,500	335,200
83	217,600	257,700	290,000	315,600							
84	218,300	258,000	290,500	315,900		41	179,800	224,900	252,500	290,200	336,200
						42	181,200	226,100	253,800	291,200	337,200
85	218,900	258,200	290,900	316,100		43	182,600	227,100	254,900	292,200	338,200
86	219,400	258,400	291,500	316,500		44	184,000	228,200	256,200	293,100	339,200
87	219,900	258,700	292,100	316,800		.=	405 500		055.400	202.000	0.40.400
88	220,600	259,000	292,700	317,000		45	185,500	229,300 230,400	257,100 258,200	293,800 294,700	340,100 341,100
						46 47	186,900 188,300	230,400	258,200 259,400	294,700	342,100
89	221,100	259,200	293,000	317,200		48	189,700	232,500	260,400	296,500	343,100
90	221,700	259,400	293,500	317,500		46	109,700	232,300	200,400	290,500	343,100
91	222,300	259,800	294,000	317,800		49	191,000	233,500	261,600	297,200	344,000
92	222,800	260,000	294,400	318,100		50	192,200	234,600	262,800	297,800	344,900
						51	193,300	235,700	264,000	298,500	345,800
93	223,200	260,300	294,800	318,300		52	194,500	236,900	264,900	299,300	346,600
94	223,700	260,700	295,300	318,600					,		,
95	224,200	261,000	295,800	318,900	再任用	53	195,600	238,000	265,900	299,900	347,400
96	224,700	261,300	296,300	319,100	職員以	54	196,700	239,000	267,000	300,700	348,200
0.5	225,200	004.500	296,600	319,300	外の職	55	197,800	239,900	268,200	301,400	349,000
97 98	· ·	261,500	296,600		員	56	198,900	240,700	269,400	302,100	349,700
98	225,700 226,200	261,800 262,000	297,000	319,600 319,900							
100	226,700	262,300	298,000	320,100		57	200,000	241,600	270,200	302,800	350,400
100	220,700	202,300	290,000	320,100		58	201,000	242,600	271,200	303,500	351,200
101	227,100	262,600	298,400	320,300		59	202,000	243,600	272,300	304,300	352,000
101	227,600	262,800	298,800	320,300		60	203,000	244,500	273,300	305,000	352,700
102	228,200	263,100	299,100								
104	228,800	263,400	299,400			61	204,100	245,400	274,400	305,600	353,400
104	220,000	200,400	255,400			62	205,000	246,300	275,500	306,300	354,100
105	229,200	263,600	299,700			63	205,900	247,200	276,300	307,000	354,800
106	229,700	263,800	300,100			64	206,800	248,100	277,400	307,700	355,500
107	230,000	264,100	300,500								
108	230,400	264,300	300,900			65	207,500	248,900	278,200	308,200	356,100
	,	,	,			66 67	208,300	249,700 250,500	279,000	308,700 309,300	356,600
109	230,600	264,600	301,200			68	209,000 209,800	251,200	279,800 280,600	309,900	357,100 357,600
110	231,000	264,900	301,600			00	209,800	251,200	200,000	309,900	337,000
111	231,500	265,200	302,000			69	210,200	252,000	281,300	310,500	358,000
112	232,000	265,400	302,300			70	210,800	252,600	282,100	310,900	330,000
						71	211,100	253,000	282,900	311,400	
113	232,200	265,600	302,500			72	211,700	253,400	283,600	311,900	
114	232,700	265,900	302,800				,	,		,	
115	233,200	266,100	303,100			73	211,900	253,600	284,400	312,200	
116	233,700	266,300	303,300			74	212,500	254,000	285,100	312,700	
		[75	213,000	254,500	285,900	313,200	
117	234,000	266,600	303,500			76	213,800	255,000	286,700	313,600	
118	234,400	266,900	303,800								
119	234,800	267,200	304,100			77	214,000	255,400	287,300	313,800	
120	235,200	267,500	304,300			78	214,700	255,800	287,800	314,100	
1		1			1	79	215,200	256,300	288,300	314,400	

再任用 職員 備考	この表は、技能職員に	193,200	204,300	222,800	243,600	274,300
T (# III	137		271,600			
	100		211,000			
	136		271,500			
	134		271,200			
	133 134		270,600 270,900	307,500		
	132		270,500	307,300		
	131		270,200	307,100		
	130		269,900	306,800		
	129		269,600	306,500		
	128		269,500	306,300		
	127		269,200	306,100		
	126		268,900	305,800		
	125		268,600	305,500		
	124		268,500	305,300		
	123		268,200	305,100		
	122		267,900	304,800		
	121	235,600	267,600	304,500		

ロ 病院企業職給料表 (二)級別別表第四口を次のように改める。

病院企業職給料表(二)級別基準職務表

五級 上席主任	四級 困難な業	三級主任の職	二級 困難な業	一級主事又は	技能職員] ;
の職務	業務に従事する主任の	務	の職務業務に従事する主事又	技師の職務	(一種)	j.
上席主任の職務	職務 困難な業務に従事する主任の	主任の職務	職務困難な業務に従事する主事の	主事の職務	技能職員(二種)	

別表第七口を次のように改める。

口 病院企業職給料表(二)級別職務区分表

種) 技能職員(二		種)	技能職員(一	区分
上席主任			上席主任	五級
主任			主任	四級
主任	F	主任專門	主任	三級
専門員	専門員	技師	主事	二級
専 主 門 員	専門員	技師	主事	一級

別表第十二の職の欄中「岩槻診療所長」を削る。

																								病	
																									区
																								院	
		ン	小]	が		タ	吸	循							共	
		ター	児医療セ										んセ		I	吸器病セン	循環器								分
		ı	唇療										ン			州セ	1								
			セ										タ			ン	呼							通	
																		セ						病院長	四
																		ンタ						阮 長	
]							
																		付							 級
タ	⇒火	+Ih	<i>%</i> A	티	:宝	市丘	胎	タ	經	1	⇒火	+Jh	<i>%</i>	長	r=C	宍	-	セ	厉	'	压.	立17	£ \!	티	三
	談支援セ	地域連携	験	副室長	通院治療部長	所長	床	Ì	緩和ケアセン	長	談支援センタ	地域連携	治験管理室長	X	染	室長	地域医療連携	ン	医 幹	室長	療	部長	科長	副病院長	_
 長	援	連	管	長	治		腫	長	ケ		援	連	管		症		医	タ			安			院	
	セン	携 •	理会		療並		湯		アセ		セン	携 •	理宏		対第		療油	 付			全			長	
	タ	相	治験管理室長		長		臨床腫瘍研究		ン		タ	相	長		感染症対策部		携	1.3			医療安全管理				級
																		セ			医長	副	科長		=
																		ン			長	副部長	長		
																		ター				反			
																		付付							
																									級
																					医員				—
																					只				
																									 級
																									N/X

イ 病院医療職給料表(一)級別職務区分表別表第九イを次のように改める。

則

ん施 期 日

1 \mathcal{O} 規 程 は 平成三十 年四 月 __ 日 カュ 6 施 行 す

務 \mathcal{O} 級 \mathcal{O} 切 が替え

2 務 \mathcal{O} T 施行 に定 \mathcal{O} 11 級 た \mathcal{O} とす 規 \emptyset 日 務 程 る に る。 \mathcal{O} ところ お \mathcal{O} け 級 施 る 行 が \mathcal{O} 職 附 によ \mathcal{O} 場 則 日 務 合 り、 別 \mathcal{O} 议 に 級 表 お そ は 下 \mathcal{O} 11 \mathcal{O} 旧 て、 同 級 施 11 ず 表 行 同 れ \mathcal{O} に 日 Ė 旧 掲 カコ に二の 級 げ لح \mathcal{O} 職務 欄に 5 11 う。 れ 職務 対応、 \mathcal{O} て 級とする い \mathcal{O} す る \mathcal{O} 級 る 職 前 が 同 務 日 掲 表 \mathcal{O} 12 げ \mathcal{O} 級 お 5 新 で V れ 級 あ て て 欄 そ 0 1 た 技 \mathcal{O} に るとき 定 者 能 が 職 属

(号給 \mathcal{O} 切 替 え

3 高 号 $^{\sim}$ 别 と \mathcal{O} いう。 給 0) 規定 表第 施行 \mathcal{O} 項に 号 同 給 に 対 _ 日 応 $\overline{}$ お \mathcal{O} ょ 口 \mathcal{O} りその の給料 す 前 \mathcal{O} い る給 号給 日に 料 て 月 者が 旧 表 料 額 \mathcal{O} お う 号 月 \mathcal{O} \mathcal{O} 11 給 ち、 適用 額が 号給 て埼 属することとな を受け 新級 施行 と 玉 が 県 な 11 ۇ ° 病 \mathcal{O} 11 日 最 と \mathcal{O} 7 院 $\overline{}$ 高 前 局 き 11 \mathcal{O} に る た 職 は 日 号給の 職 対 に 技 員 直近 応す 務 能 給 お V 職 与 \mathcal{O} 給 る給 規 て 下 級 員 その 料 程 位 \mathcal{O} 议 料 \mathcal{O} 施 月 以 下こ 月 者 行 額 給 下 額 が を超えるとき 料 日 受け に 給給 月 لح \mathcal{O} 同 項に 額 お 与 て け \mathcal{O} 規程」 V 号 の給料月 お る号 、た号給 給) V て 「新 は لح は 11 額 。 以 う。 級 該 0) 前 号 下 旧 項

(給料 \mathcal{O} 切 替え に 伴 う 経 過 措 置

لح

す

- 4 達 月 受ける給 て 支給 て受け 額 しな 施行 \mathcal{O} す ほ 1 日 る か、 こととなる て \mathcal{O} V 月 前 切 た 額 日 給料 替 カュ 以 5 前 引 技 月 下 給 能 料 額 き 続き同 職 \mathcal{O} 月 。 以 項に 額 員 下こ と 別 切 お 替 \mathcal{O} 11 \mathcal{O} に 後 定 項 給 7 給 \otimes に 料 る お 切 表 料 技 替 \mathcal{O} 月 11 能 額 後 7 適 給料 用 と 職 を受け 員 切 \mathcal{O} 替 差 を 月 除 額 前 額 給 る に 技能 料 と 相 当 月 1 う。 す 額」 に る は 員 額 と で、 を給 が 切 11 う。 替 同 そ 日 料 後 \mathcal{O} に と 給 お \mathcal{O}
- 5 職員 行 同 項 を 日 が 除 \mathcal{O} \mathcal{O} 規定に あ 前 る 日 と か 認 準 ら 80 じ 2 引 き続き て、 6 い n 7 る 給料 料 と 同 を支給、 き 項 は \mathcal{O} 表 規定に \mathcal{O} す 当 適 該 用 技 ょ を受 能 る け 職 員 料 る を 技 に 支 能 は 給 職 别 さ 員 に n 前 定 る 8 技 項 能 に る 職員 規 定 ろ す \mathcal{O} る 技
- 6 二項 要 施行 \mathcal{O} が \mathcal{O} あ 日 る を考 降に 定 新 準 \emptyset 慮 U 5 た L に 7 れ 7 給料 る 前 給 と 料 項 き 表 を は \mathcal{O} \mathcal{O} 支給す 適用 規 定 当 を受け 該 に 技 ょ 能 る 職員 給料を支給 ることとな に は され 別 0 た に 定 る 技 技 \Diamond 能 能 る 職 ところ 職 員 員 に لح 0 に \mathcal{O} 1 権 ょ て 衡 り 任

項は、別に定める。

							附則別表明
	77% 万	4 級	3 級	2 級	1 級	旧級	職務の級の切替表
							(附則第二
							項関係)
ე	4	ယ	1	S	1	捲	
焱	級	淡	X	43%	燄	淡	

理

埼玉県流域下水道事業管理規程第二号

埼玉県下水道局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十年三月三十日

埼玉県下水道事業管理者 栗生田 邦 夫

埼玉県下水道局組織規程の一部を改正する規程

埼玉県下水道局組織規程(平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第一号)

 \mathcal{O} 一部を次のように改正する。

める。 第六条の表埼玉県荒川左岸北部下水道事務所の項中 「行田市」 を「桶川市」 に改

則

この規程は、 平成三十年四月一日から施行する。

管 理 規 程

埼玉県流域下水道事業管理規程第三号

埼玉県流域下水道事業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十年三月三十日

埼玉県下水道事業管理者 粟生田 邦 夫

埼玉県流域下水道事業財務規程の一部を改正する規程

埼玉県流域下水道事業財務規程(平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第

十七号)の一部を次のように改正する。

第百八十五条第一 項 中 「見積書を徴さなければならない」 の 下 に 「 (管理者が別

に定める場合を除く。)」を加える。

附則

この規程は、平成三十年四月一日から施行する。

告 示

埼玉県告示第二百九十七号

に に 入 係 とい に参 る設計 方自 づき 治 加する者 う。 法 政 府 施 調 $\overline{}$ 査及 調 行 達に に \mathcal{O} 令 必 う び (昭 ち、 要 測 関 な資格等 量 する協定 和二十二年 平 \mathcal{O} 成三十 業務 が に \mathcal{O} -年度に 委託契 9 適用され 政令第十 11 て、 約 お - 六号) る建設 次 (以 下 11 て埼 \mathcal{O} と 第百 お 玉 工 事 県 り れ 定 が 5 六 \mathcal{O} \otimes 締 請 を + 結す た。 負 七 建 契 条 る 設 約 \mathcal{O} 契 工 並 五. 約 事 び 第 \mathcal{O} に \mathcal{O} 請 建 項 設 般 負 \mathcal{O} 競 工 規 事 定 \mathcal{O}

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

般 競 争 入 札 に 参 加 す る 者 に 必 要な 資 格

被 加 認定 資格 建 設 者 工 名簿 定 事 申 \mathcal{O} 請 に 登載 を 負 等 さ て \mathcal{O} 契 ħ 資格 約 た者とする。 \mathcal{O} が あ 般 競 る旨 争 入 \mathcal{O} 認 札 定 に 参 以 加 す 下 る 認 $\check{\ \ }$ 定 と が と で V き う。 る 者 を 受け 入

- 一 認定を受けることができない者
- 0 V ず れ カコ に 該 当 する 者 は 認 定 を受けることが で き な V
- イ 地 方 自 治 法 施 行 令 第百 六 +七 条 \mathcal{O} 兀 第 _ 項 \mathcal{O} 規定 該当 す る
- 口 ŋ 埼 玉 玉 財 県 0 務 _ 規 般 則 競 昭 争 入 和 三十 札 に 参 九 加 年 さ 埼 せ 玉 な 県 規 11 則 こととさ 第 +八 号) れ た 第 九 +-- 条 \mathcal{O} 規 定 に ょ
- ハ 県告示 な \mathcal{O} 埼 規 玉 定 第 県 千 建 に 設 百 ょ 八 工 り 号) 資 事 格 請 負等 者名 第 +簿 兀 競 争 カュ 条 5 第 入 抹 _ 札 消 項 参 第 さ 加 兀 れ 者 号 \mathcal{O} 当該 若 資 格 L 等 抹 に 消 は 関 第 \mathcal{O} する Ŧī. 日 号 カュ 又 規 5 は 程 年 同条第二項第二 平 を 経 成 关 過 年 埼 て 玉
- = 加 停 置 札 要 止 公 措 綱 告 置を受け 日 伞 カコ 成二 5 落 $\bar{+}$ 7 札 決 11 -- 年三月 る 定 期 ま 間 で 三十 が \mathcal{O} あ 期 る 間 _ 者 日 に 付 埼 け 入 玉 審 県 第 \mathcal{O} 五. 契 百 約 十三号) に 係 る 入 に 札 基 参 づ 加 < 停 入 止 等
- ホ 入 け 札 平 公 7 成 告日 1 る +期 か 間 6 _ 落 年 が 札 兀 あ 月 決 る 定ま _ 日 付 で \mathcal{O} け 入 期 審 間に 第 九 +埼 七 玉 号 県 \mathcal{O} に 契 約 基 づ に 係 < 入 る暴 札 力 参 加 寸 除 排 外 除 措 置 置
- 工 事 \mathcal{O} 請 負 契 約 に あ 0 7 は 次 \mathcal{O} 11 ず れ カコ に 該 当す る
- (1) T 建 業法 な い (昭 和 <u>-</u>+ 兀 年 法 律 第 百 号) 第三条: 第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ る 許 可 を
- 項 す 建設 参 0 加 い 業法 資 T 格 \mathcal{O} 審査 第二十 認 定 を 议 七 申 下 条 請 \mathcal{O} l <u>-</u>+ 経 た 営 日 事 \equiv カン 項 第 5 審 査 項 年 \mathcal{O} 七 規 と 定 11 前 う。 に \mathcal{O} ょ 日 $\overline{}$ る 以 を受 経 後 営 \mathcal{O} け 日 関 T を す 審 11 る 査 な 基 進 日

- (3)0 て な 険 者 大 **(当** 正 該 届 +出 年 を 要 法 律第七十号) な VI ・者を除 第四十 八 条 \mathcal{O} 規定による届 出 を行
- (5)届 出 雇 用 を 保 行 険 0 て 法 11 (昭 な 和四 1 者 十九 (当 年法 該届 出を要 律第百十六号) しな V 者を除く。 第七 条の 規定に よる 届 出 を行

(4)

厚

生

年

金保

険法

(昭

和二十

九

年法律第百

十五号)

第二十

Ė

条

 \mathcal{O}

規定

に

よる

- 1 五十五 測 0 量業務 て 条第 な \mathcal{O} 11 委託 者 **当** 契約に 0 規定 該届 に あ 出 ょ 0 を 要しな る登録を受け て は、 測量法 V 者を除く。 (昭 1 和二 ない +兀 年 法 律 · 第 百 八 + 八
- チ 年 建築関 法律第二百二号) 連コ ン サ 項 ル タン 第二十三条第 1 業務の委託 項 \mathcal{O} 契約にあ 規定に よる 0 て は、 登録を受け 建築 士 て 法 11 な 昭 V 和 二十五
- IJ 業活 って、 第七十七号) 動 力 を支配 寸 知事が不適格であると認 員 (暴力 第二条第六号に して V 団 員に る場合そ ょ る不当な行 見規定す \mathcal{O} 他暴力 め る者 る暴 団 為 員 五 \mathcal{O} 防 と 寸 \mathcal{O} 員 止 等に 関係 を 11 が う。 関 ける法 特 に認 以 下 8 律 同 r. 6 平 れ -成三年 る場合であ が そ \mathcal{O} 法
- 二 認定を受けるための要件

認定を受け る た \otimes \mathcal{O} 要件 は 次 に 掲げる 項 0 11 て定 \otimes る

1 \mathcal{O} 工事 以 後 \mathcal{O} \mathcal{O} 請 負 日 (契約に を審査基準日とする あ 0 T は 入 経営事 札 参 加資格認定を申請 項審査 \mathcal{O} 総合評定値 た 日 カコ 6

- 口 年間 平 均 完成 工 事高、 年間平均業務実績高 又は年間 平均売上高
- ハ自己資本の額
- 四 認定申請の方法及び資格の有効期間

入札公告において定める。

告 示

埼玉県告示第二百九十八号

る同法第五十七条第二項の規定により公示する。 定特定非営利活動法人の特例認定が失効したので、 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第六十一条の規定により、 同法第六十二条において準用す 特例認

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一名称

特定非営利活動法人A,PEAL研究所

一代表者の氏名

肥後 好子

三 主たる事務所の所在地

埼玉県所沢市北有楽町二十一番二号

四 失効日

平成三十年三月二十四日

告 示

埼玉県告示第二百九十九号

を 次 平成十一年埼玉県告示第千五 のように改正し、 平成三十年四月 百 八 +八 ___ 日 号 カュ (埼玉県環境影 ら施行する。 評 価 技術 指針) \mathcal{O} 部

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

第一の三日エを次のように改める

エ 調査等の方法の選定

事業者等は、 Œ 9 ا ا ا 調査等の方法を選定するに 当だ J ては、 次に 定める事項に

- \Im を基準 事業特性 $rac{1}{2}$ $\overline{}$ 及 び地域特性 て選定す \mathcal{N} 14 藝 0 椺 4 \subset ° Sv 選 定 屈 Ш ſŢ \mathcal{L} (1 徭 \sim 叁 帰ご 定 B,
- \subseteq 調査等の方法 調査等の方 \mathcal{O} と世甦さ 75 を選定す 法 る場合は、 を選定す Ø Œ, B 670 必要に応じ rī :当たり、 ŝ 発2 次に あげ 各輪に \mathcal{N} 定める方法より詳細な 要件のいず れかに 拠 账
- 9 243 事業特性により、 ₹ % それがあ 調査等の項目に関する環境影響の程度が著しい \mathcal{O} 1 \sim Œ
- 5 存在 程度の環境影響を 対象対象 なな 辦 実施区域又はその周囲に 事業特性が調査等の項 及ぼすおそれがある ... €√ ものである 次に掲げる 関する 1 環境要素に係る相当 去 域その他の対象が \wedge
- (a) 쇸 9 ШК 該項 目に関す ω 環境要素に係 \mathcal{O} 環境影響を 段けやすい

 当

 技 N 9
- (b) FY ШК ٦ . り指定 該項 Ш (Y N れた地域そ 関する B 環境 要素に の他の対象 庥 B 環境の保全 14 Ш 忠 \wedge \subset て法令
- (c) \subset 账 へ悪化す 該項目に 関する ў Н それがある地域 N 環境要素に係る 環境が既に 桝 \subset \wedge 悪代 なな
- (ħ) された調査等の方法を選定する 調査等の $\mathcal{O}_{\mathcal{I}}$ と判断さ 方法を選定する 75 る場合は、 に当た 必要に応 ものとする . S (i 第2各論に 次に掲げる 定める方法よ 要件のいずれかに該 5 簡略化 账
- а (1 調剤 等の項目に関す ω 環境影響の程度が小さ 5 1 \cap が明 Q_{λ} かな S H \mathcal{N}_{9}
- Ъ を受け $^{\circ}$ 対象 \mathcal{O} 地域その他の対象が相当期間存在 揣 実施区 换 又はそ の周囲に 調査 しないこ 翀 近の項 Ш F) \sim が想定 · 関する \mathcal{N} 環境影 N \mathcal{N} (1

- С H ω 類似の事例に (1 $\overset{\circ}{\vee}$ 9-り調査等の項目に関する 環境影響の程度が明らかで
- Д \sim $_{\circ}^{\circ}$ 調剤 各論に定める :等の項 Ш 方法 rī 庥 ٦ \mathcal{N} 予測及び評価におい J 簡易な手法で収集 J 4 14 Ż 翢 ω 1 \wedge とが明らかであ N Z \mathcal{N} 情報が、 В 艦
- (I)境影響評価の検討において収集及び整理した情報並びにその結果を最大 限に活用するものとする。 埼玉県戦略的環境影響評価 基づく戦略的環境影響評価を実施し 実施要綱 ている (平成 事業について 14 年3 \mathbb{H} 27 jt, Ш 知事決裁) 戦略的環

が望ま 耳 第 しい。 ついては、 の三二ク (イ) 中 を加える。 事後調査項目 では、 °, \wedge _ る \mathcal{O} 次に [1 とにより、 [/} 2; ω <u>1</u>)H 環境影響の程度を把握す (ウ)で簡略化する (1 \wedge \mathcal{W} \wedge 1 \subset \wedge

第一の四の次に次のように加える。

5 調査結果の活用

調査等 の間に実施した調査に限る。 調査計画書を作成する時点で と同等の調査を実施した場 $\overline{}$ について調査計画書の作成に活用で 合は、 既に実施区域等の環境の特性の把握に 実施した調査結果 (おおむね過 14 \mathcal{O} 当去5年 水大 \mathbb{C}^{+} 9 2

4 # 17 検討し 4 1 の調査結果については、 \vdash で準備書の作成に活用で 対象事業の実施区域等の環境の変化に NH. Ø C. 9 \wedge 900

関する びに専門家等からの助言の内容 なな、 知見 (Y を有す の調査の実施に当たっ , 者 の助言 を受け PH 調査計画書 ては、 B C4 9 H \sim Q_{λ} 又は準備書に記載する $\c \c$ かじめ専門家その他の環境影響に 調査を行った時期及び内容並 \mathbb{G}_{r} のとする。

			2一の別表一中			_
						大気質
その他の大気質に係る有害物質等*1	粉じん	下同じ。)	炭化水素(非メタン炭化水素に限る。以	浮遊粒子状物質	二酸化硫黄又は硫黄酸化物	二酸化窒素又は窒素酸化物

第

			Š	大気質
炭化水素(非メタン炭化水素に限る。以	微小粒子状物質	浮遊粒子状物質	二酸化硫黄又は硫黄酸化物	二酸化窒素又は窒素酸化物
に、				_
予則及び評	全を旨とし	快適な生活	ふれあいの	人と自然と

を

 \forall

その他の大気質に係る有害物質等*1	水銀等 (水銀及びその化合物)	粉じん	下同じ。)	

べき項目

環境の保 確保及び の豊かな て調査、 角なだる 電波障害 風害 史跡・文化財 景観 自然とのふれあいの場 日照阻害 観資源 景観資源 指定文化財等 眺望景観 局所的な風の発生状況 電波受信状況 埋蔵文化財 自然とのふれあいの場 日影の状況 (自然的景観資源及び歴史的景 を

> 人と自然 やおあい 全ををはれた 中ではなり とのとのである。

					評価される	して調査、	活環境の保	の確保及び	との豊かな			
光害	風害	電波障害	日照阻害		史跡・文化財	自然とのふれあいの場		7				
人工光又は工作物による反射光	局所的な風の発生状況	電波受信状況	日影の状況	埋蔵文化財	指定文化財等	自然とのふれあいの場	眺望景観	観資源	景観資源(自然的景観資源及び歴史的景			
_ に 改 [

に改め、同

表 091号環境省水・大気環境局長通知)」に改める。 汚濁の防止及び水産動植物被害の防止に係る指導指針 水土第77号環境庁水質保全局長通知) で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針について の備考1中 「大気質」や「その他の大気質」 」や「ゴルフ場で使用される農薬による水質 に改め、 (平成29年環水大土発第1703 同表の備考4中 (平成2年環 「ゴルフ揚

第一の別表三―一から別表三―五までを次のように改める。

別表3-1 環境影響要因と調査・予測・評価の項目との関連表(道路)

事業の種類								道	路				
影響要因の区分					I	事				存在	・供用		
			環境影響要因の例						道路等の存				
		_		の稼働				地表式	嵩上式	堀割 式又	路等の跡	走行	供用
					の走行					は地下式	地の存在		
調査・予測・評価の項	頁目					0.7 M/ 27	ジ放臣						
		二酸化蜜素	素又は窒素酸化物	△ * 1	△ * 1							0	
		二酸化硫黄	黄又は硫黄酸化物										
		浮遊粒子#	犬物質									0	
	十 気 質	微小粒子料	犬物質									0	
	// A/A	炭化水素										0	
		粉じん		0	0								
			大気質に係る有害物質等										
				0	0							0	
	波音	低周波音										△ * 3	
	振動	振動		0	0							0	
	悪臭												
		特定悪臭物	物質										
		1	生物化学的酸素要求量又は化	大学 存在・供用 存在・供用 日前 本の 存在・供用 日前 本の 0									
	大学	<u> </u>											
		0											
landar a series		公共用水			-				1	-	 	<u> </u>	<u> </u>
環境の良好な状態の				ļ	-		ļ		-	-	 	<u> </u>	
保持を旨として調 査、予測及び評価さ					-				-	-	<u> </u>	<u> </u>	
わるべき頂目													
	水質												
		底質									l		
											<u> </u>		
		地下水の	地下水の水質に係る有害項目								l		
		77. 34								ļ	-		
						_				_	-	 注行 ○ ○<td></td>	
	水象					0				0	-		
	_L. +ds												
			2 H D - K D										
	PE ME		它任					0		A * 5			
						0				4.4.0	l		
	地象		也員(重要な地形及び地員を				0		()			
			兄及び生産性					0	^ * 4	^ * 5			
生物の名談社の76日	動物				k 🛆	2	!				!	^ * 2	△ * 2
							k 2						
		植生及び信	呆全すべき群落			k △	k 2		()			
査、予測及び評価さ		緑の量							△ * 1				
れるべき項目	生態系	地域を特征	敦づける生態系		k 🛆	: 2			()	<u> </u>	△ * 2	△ * 2
				İ									
	景観								(J			
									()			
人と自然との豊かな	自然とのふ	自然との。	ふれあいの場		* \(\(\)	: 2			()		△ * 2	
快適な生活環境の保	れめいの場	His objector /1 - F	计位	 			1						
全を旨として調査、	史跡・又化												
予測及び評価される					-				1	, 	1	<u> </u>	
べき項目					 		-		-	 	 	<u> </u>	-
					-				U	-	 	 	-
				-	-		 		1	-	 	 	-
	元 舌		★エロ物による区別元		 	-			-	-	 	 	_
	度 事 約 か				 				-	 	 	 	0
			in ziii -l-		 		, 			-			-
					_				-	-	 		_
HI mil C 4v ジ * で R 日				0	0	O	O		-	-	 	0	0
		オソン層	收聚物質	 	-		 		-	-	 	<u> </u>	
一般環境中の放射性		1											
物質について調査、	抗射绝小具	折船伸かり	B.	A 4 G									
T DODGE ON IM C 4- O	放射線の量	放射線の1	₩	△ * 6	△ * 6	△ * 6	△ * 6						

^{○:}標準的に適定する項目 △:事業特性、地域特性により適定する項目 *1:都市的地域(市街化が進行している地域又はこれに準ずる地域。以下同じ。)の場合

^{*2:}自然的地域(森林、湿地等多様な生物が生息・生育する地域その他自然環境の豊かな地域。以下同じ。)の場合

^{* 3:} 高架式で大型車の交通量が多い場合

^{*4:}盛土式の場合

^{*5:}堀割式の場合

^{* 6:}放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合

別表3-2 環境影響要因と調査・予測・評価の項目との関連表(ダム又は放水路)

事業の種類											ダム又に	1放水路							
影響要因の区分								工事			,		1			存在・供用	1		
			環境影響要因の例			4	4	-			放水路					A			放水路
				建設機械	資材運搬	ダムの堤		道路の付	工事用道	建設機械	資材運搬	放水路等	ダムの堤	付替え道	原石採取	工事用道	貯水池の	ダムの放	放水路の
		_		の稼働	等の車両	体等の工	政	替え工事	路等の設	の稼働	等の車両	の工事	体の存在	路の存在	跡の存在	路跡地等	存在	水	存在・供
調査・予測・評価の写	百				の走行	事			置工事		の走行					の存在			用
			素又は窒素酸化物							△ * 1	△ * 1								
			黄又は硫黄酸化物																
		浮遊粒子:																	
	大気質	微小粒子:	状物質																
		炭化水素																	
		粉じん	LANGE OF THE ALL PLANTS OF THE ALL PARTY	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
			水銀及びその化合物) 大気質に係る有害物質等																
	騒音・低周	をの他の. 騒音	人双貝に伴り付合物貝寺	0	0	۸.	* 2			0	0	0							-
	験育・医川 波音	低周波音		U	U		* 2			0	U	U							
	接動	接動		0	0	Δ:				0	0	0					-	-	-
			又は臭気の濃度	0	0	Δ.	r 2			0	0	0							
	悪臭	特定悪臭			-		-				-						-		-
		177676750	生物化学的酸素要求量又は化						1				1						
1		ĺ	学的酸素要求量						ĺ	ĺ			ĺ)	
1		ĺ	浮遊物質量			0	0	0	0			0					()	0
1			窒素及び燐														0		
環境の良好な状態の		公共用水域の水質	水温														()	
保持を旨として調		ベッル貝	水素イオン濃度			0													
査、予測及び評価さ れるべき項目		ĺ	溶存酸素量														0		
400.10300	水質		その他の生活環境項目																
			健康項目等																
			強熱減量																
		底質	過マンガン酸カリウムによる																
			酸素消費量 底質に係る有害物質等														-		
		地下水の																	
		水質	地下水の水質に保る有害項目																0
		河川等の	流量、流速及び水位			0						0	0				(5	0
		地下水の:	水位及び水脈										0				0		0
	水泉	温泉及び	鉱泉																
		堤防、水	門、ダム等の施設																0
	土壌		る有害項目																
	地盤	地盤沈下																	0
		土地の安				0	0	0					0	0	0				
	地象		地質(重要な地形及び地質を												0				0
		含む。)	況及び生産性																
	mi 44-	保全すべ						l	l	Δ,	6-9	0			0			0	-
生物の多様性の確保 及び自然環境の体系	動物	保全すべ				0	0	0	0	Δ.	r 3	0			0			0	0
及び日然採売の体系 的保全を旨として調	Jali din		保全すべき群落			0	0	0	0			0			0			0	0
査、予測及び評価さ		緑の量	70-22 / C 41 III			Ŭ	Ŭ			1			-		Ť		1	Ŭ	△ * 1
れるべき項目	生態系	地域を特	徴づける生態系			(5			Δ,	¥ 3				0			0	0
			(自然的景観資源及び歴史的																
1	景観	景観資源		<u></u>	<u></u>	<u> </u>	<u> </u>	<u></u>	<u> </u>	<u></u>	<u></u>	L	<u> </u>		0			<u> </u>	0
Ì		眺望景観													0			0	0
人と自然との豊かな	自然とのふ	自然との	ふれあいの場			(5					0			0			0	0
ふれあいの確保及び 快適な生活環境の保							-			<u> </u>			<u> </u>					L Č	
全を旨として調査、	史跡・文化 財	指定文化	附等	-	-	-	1	-	-	-			-		0			-	0
予測及び評価される		埋蔵文化 日影の状		 	1	-	1	 	 	 	1		 		0	1	1	1	0
べき項目	日照阻害	日影の状:電波受信:		1	 	 	 	 	 	 	-		 		 	 	 	 	
	電波障害 風害		状況 風の発生状況	-	-	1	1	-	-	-			-		-	1	-	1	1
	風音 光害		は工作物による反射光	1	1	1	1	l	l	1	-		l -		l	-	1	1	1
	, a	廃棄物		1	1	1	(1	1	0	1		1	1	1	1	1
環境への負荷の量の	廃棄物等	残土		1	1	1				1	1	0	1		1	1	1	1	1
程度により予測及び		雨水及び	処理水		1	1						Ŭ					1		
評価されるべき項目	温室効果ガ	温室効果		0	0	0	0	0	0	0	0	0							
Ì	ス等	オゾン層			Ŭ														
予測及び評価される	放射線の量				•	Δ:	* 4	•	•		△*4								
べき項目																			

 [○] 担職的に選定する項目 △:事業特性、地域特性により選定する項目
 *1:都市的地域の場合
 *2:大規模な全級工事のある場合
 *3:自然的地域の場合
 *4:放射性物質が相当程度拡散・波出するおそれがある場合

別表3-3 環境影響要因と調査・予測・評価の項目との関連表(鉄道・軌道)

事業の種類				1				鉄道・朝	.道			
影響要因の区分					I	事		***************************************		存在・世	:用	
			環境影響要因の例	建設機械			工事用道	鉄	道施設の有			駅舎等の供用
_		_		の稼働			路、工事	地表式	嵩上式	堀 割 式又	4	(駅周辺の交
		_					ヤード等			は地下式		通量の増加を
調査・予測・評価の写	頁目			<u></u>	<u> </u>	の除去	の設置				<u> </u>	含む。)
		二酸化窒素	長又は窒素酸化物	△ * 1	△ * 1							△ * 4
		二酸化硫氮	黄又は硫黄酸化物									
		浮遊粒子料	犬物質									
	大気質	微小粒子料	犬物質									
		炭化水素										
		粉じん		0	0							
			水銀及びその化合物)									
	sev -te ter co		大気質に係る有害物質等	0	_						0	
	騒音・低周 波音	服 低 周 波音		0	0						0	△ * 4
		振動									△ * 3	
	振動		又は臭気の濃度	0	0					-	0	
	悪臭	特定悪臭物										
			生物化学的酸素要求量又は化		 		 				 	
			学的酸素要求量									0
		1	浮遊物質量			0						
		l., ,,	窒素及び燐					<u></u>	<u></u>			
環境の良好な状態の		公共用水	水温									
保持を旨として調		域の水質	水素イオン濃度									
査、予測及び評価さ れるべき項目	l		溶存酸素量									
れるべき項目	水質		その他の生活環境項目									
			健康項目等									
			強熱減量									
		底質	過マンガン酸カリウムによる									
			酸素消費量							-		
		HI T A O	底質に係る有害物質等									
		地下水の 水質	地下水の水質に係る有害項目									
			・									
		地下水のフ	水位及び水脈			0				0		
	水象	温泉及び釘	広泉									
		堤防、水戸	門、ダム等の施設									
	土壌	土壌に係る	る有害項目									
	地盤	地盤沈下										
		土地の安定				0		0		△ * 6		
	地象		也質(重要な地形及び地質を						0			
		含む。)	n 7 ev 4. * W					_				
	451 44-	-	兄及び生産性					0	△ * 5	△ * 6	4.1.0	
生物の多様性の確保	180J (190J	保全すべき		-	_	. 2 Δ :	k 2		0		△ * 2	△ * 2
及び自然環境の体系 的保全を旨として調	植物		= 18 呆全すべき群落			Δ,			0			
査、予測及び評価さ		緑の量							△ * 1		1	
れるべき項目	生態系		敬づける生態系		\(\triangle \)	2			0		△ * 2	△ * 2
		景観資源	(自然的景観資源及び歴史的						0		İ	
	景観	景観資源)										
1.1. 白仲しの申ュニ	卢加 1 ~ 5	眺望景観							0			
人と自然との豊かな ふれあいの確保及び		自然との。	5れあいの場		△ *	• 2			0		△ * 2	
快適な生活 環境 の保	史跡・文化	指定文化則							0			
仝か旨レ1 て調本	D.A.	埋蔵文化則					<u> </u>		0		l	
予測及び評価される べき項目	日照阻害	日影の状況	Я.						0		İ	
へき 摂日	電波障害	電波受信料	犬況						0			
	風害	局所的な原	虱の発生状況									
	光害	人工光又	は工作物による反射光									
		廃棄物										0
環境への負荷の量の		残土										
程度により予測及び		雨水及びタ										
評価されるべき項目				0	0	0	0				0	0
	ス等	オゾン層の	皮裹物質									
17例及い計画される	放射線の量	放射線のi	ik	△*7	△ * 7	△*7	△ * 7					
べき項目	<u> </u>		告性、地域特性により選定する	<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>	L	<u> </u>	L	L	L

^{○:}標準的に選定する項目 △:事業特性、地域特性により選定する項目

^{*1:}都市的地域の場合

^{*2:}自然的地域の場合

^{*3:}列車が高速でトンネルに進入する場合(反対側のトンネルロへの影響)又は高架式の場合

^{*4:}著しい交通量の増加が想定される場合

^{*5:}盛土式の場合

^{*6:}堀割式の場合

^{*7:}放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合

別表3-4 環境影響要因と調査・予測・評価の項目との関連表(飛行場)

影響要因の区分											
					工事				存在・世	共用	
			環境影響要因の例	建設機械の 稼働	資材運搬等 の車両の走 行		飛行場	の存在	航空機	の運航	飛行場施設の供用 (周辺交通量の増 加を含む。)
調査・予測・評価の項	目			(飛	行場の場合の	み)	飛行場	ヘリポート	飛行場	ヘリポート	飛行場
		二酸化窒素	素又は窒素酸化物	0	0				0		0
		二酸化硫氮	黄又は硫黄酸化物								
		浮遊粒子	状物質								
	大気質	微小粒子料	状物質								
	// A/A	炭化水素							0		0
		粉じん		0	0	0					
			水銀及びその化合物)								
-	Not the for the		大気質に係る有害物質等						0		_
	騒音・低周 波音	雅百 低周波音		0	0				0	0	0
	振動	振動		0	0						0
	182 (89)		又は臭気の濃度	0						1	
	悪臭	特定悪臭物									
•			生物化学的酸素要求量又は化							1	
			学的酸素要求量								0
			浮遊物質量			0					
		小井田士	窒素及び燐								
環境の良好な状態の		公共用水 域の水質	不 值							<u> </u>	ļ
保持を旨として調 査、予測及び評価さ			水素イオン濃度					1		 	
10 Y 2 2 10 10 H	水質		溶存酸素量							<u> </u>	-
	小與		その他の生活環境項目							1	
			健康項目等								-
			強熱減量 過マンガン酸カリウムによる							1	-
		底質	■マンガン酸ガリリムによる 酸素消費量								
			底質に係る有害物質等								
		地下水の									
		水質									
			充量、流速及び水位 1.45円である				0				-
	水象	地下水の	水位及び水脈								
			^{四、} ダム等の施設								1
-	土壌		る有害項目								
l .	地盤	地盤沈下	2000								
•	-0.111	土地の安定	定性								
	地象	地形及びは	地質(重要な地形及び地質を				_				
	地家	含む。)					0				
			兄及び生産性				0				
生物の多様性の確保	動物	保全すべき			0		0		△ * 2	△ * 2	
及び自然環境の体系	lishi ikku	保全すべき			-	0	0			1	
的保全を旨として調 査、予測及び評価さ	110. 977	植生及び1 緑の量	呆全すべき群落			0	0 * 1			1	
れるべき項目	生態系		数づける生態系		0	l	△ * 1 ○		△ * 2	△ * 2	
	上版水		(自然的景観資源及び歴史的						7.67	4.72	
	景観	景観資源)					0				
		眺望景観					0				
人と自然との豊かな ふれあいの 確保 及び	れあいの場	日然との	ふれあいの場		0	_	0		0	0	
快適な生活環境の保	史跡・文化	指定文化具	材等				0				
王を百として調査、 予測及び評価される。	財	埋蔵文化月	Ħ				0				
べき項目	日照阻害	日影の状況									
		電波受信料							0	 	
	風害		虱の発生状況							 	1
	光害	人工光又(廃棄物	は工作物による反射光							1	
環境への負荷の量の	麔棄 物 笙	発生			-	0		-		1	0
環境への負荷の量の 程度により予測及び	DL 제 1시 可	水上 雨水及びタ	机			J				1	0
評価されるべき項目	温室効果ガ	温室効果:	ガス	0	0	0	1		0	0	0
	血玉刈木ハ ス等	オゾン層で			Ĭ						<u> </u>
一般環境中の放射性 物質について調査、 予測及び評価される ベき項目	放射線の量			△*3	△*3	△*3					

^{○:}標準的に選定する項目 △:事業特性、地域特性により選定する項目

^{*1:}都市的地域の場合 *2:自然的地域の場合

^{*3:}放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合

別表3-5 環境影響要因と調査・予測・評価の項目との関連表(工場・廃棄物処 理施設・下水道終末処理場)

事業の種類				O											
影響要因の区分										存在					
			環境影響要因の例												自動車等
				の稼働	等の車両 の走行	積20ha以上)及	20ha以上) 及び	その他	工場	ごみ処理 施設	し尿処理 施設	物中間処	下水道終 末処理場	廃棄物最 終処分場	の走行
調査・予測・評価の基	頁目					0 200 20 30 407	取がただ力物								
			素又は窒素酸化物	0	0					~		~			0
			黄又は硫黄酸化物											株処分場 株処分場 株処分場 株処分場 株処分場 株成分場 成分 株成分	
		浮遊粒子:													0
	大気質	炭化水素	(八177 具				-		_	0		0			0
		粉じん		0	_	0			U	1		1		0	0
			水銀及びその化合物)			- U			^ * A	0	0	0	0	_	
			大気質に係る有害物質等												
	騒音・低周			0	0						0	_	0	0	0
	波音	低周波音													
	振動	振動		0	0				0	0	0	0	0	0	0
	悪臭	臭気指数	又は臭気の濃度						0	0	0	0	0	0	
	忠昊	特定恶臭	物質						0	0	0	0	0	0	
			生物化学的酸素要求量又は化						0	△ * 6	0	△ * 6	0	0	
	1		学的酸素要求量					ļ							<u> </u>
			浮遊物質量		1	0	.	<u> </u>	<u> </u>						
	1	公共用水	室素及び燐					 	0	△ * 6	0	△ * 6	0	0	<u> </u>
環境の良好な状態の 保持を旨として調	1	域の水質			1	A 25 0	 	<u> </u>	 	A = 0	_	A = C			
本行を日こして嗣 査、予測及び評価さ	l		水素イオン濃度 溶存酸素量			△*3	-	-	-						1
れるべき項目	水質		容存酸素量 その他の生活環境項目		1		 	1	1						-
			健康項目等					1	0	_		_			
			世界·仮日·亨 強熱減量							4.0		4.0		-	
			過マンガン酸カリウムによる							1		1			
		底質	酸素消費量												
			底質に係る有害物質等						0	0		0		0	
		地下水の	地下水の水質に係る有害項目						0			0		0	
		水質							_ ~			Ŭ		終処分場○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○<l>○○○○○○○<td></td></l>	
			流量、流速及び水位 水位及び水脈				0						0		
	水象	地下水の				0						<u> </u>		0	
		ME // 100 0 1	^{拡汞} 門、ダム等の施設				-					1	0		
	土壌		る有害項目						_	_		0	0	0	
	地盤	地般沈下													
	AC HE	土地の安	定性			0	0								
			地質(重要な地形及び地質を											_	
	地象	含む。)				O	O	△ * 2						0	
			況及び生産性				0								
生物の多様性の確保	動物	保全すべ			0		0							0	
及び自然環境の体系	l	保全すべ							ļ	ļ			ļ		
的保全を旨として調 査、予測及び評価さ	植物		保全すべき群落			0				ļ		!		0	
査、予測及び評価されるべき項目		緑の量	M 11 4 4 40 07		L				<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>		
	生態系		微づける生態系 (自然的景観資源及び歴史的		0		0	△ * 2	 	1	-	1	 	0	-
	景観	景観資源 景観資源					0	△ * 2				1		0	
	水瓶	眺望景観	•				0	0	 	 		 	 	0	
人と自然との豊かな	自然とのふ				1	1		Ť		<u> </u>		t	1		
ふれあいの確保 及び	to de la constitu		ふれあいの場		0		0	△ * 2	△ * 2	△ * 2	△ * 2	△ * 2	△ * 2	△ * 2	
快適な生活環境の保	史跡・文化	指定文化	財等				0								
全を旨として調査、 予測及び評価される	財	埋蔵文化	財				0	△ * 2							
べき項目	日照阻害	日影の状					0	0							
	電波障害	電波受信					0	0	ļ	ļ		<u> </u>	ļ		
	風害		風の発生状況					<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>		ļ
	光害		は工作物による反射光				1	 	 	!	.	 	ļ		
	ope size al All	廃棄物				0	1	 	0	0	0	0	0		-
環境への負荷の量の 程度により予測及び	施業物等	残土	An am -k-			0	1	-	_	 		 	-		-
	ten of the first ten	雨水及び		_		_	1	ļ	0	L_	_	<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>
	温室効果ガス等	温室効果:		0	0	0	 	 	0	0	0	0	0	0	0
一約得倍中小块針件	, ap	オッシ 層を	収 收 1万 貝				-	 	△ * 4	△ * 5	-	△ * 5	 		-
一般環境中の放射性 物質について調査、 予測及び評価される べき項目	放射線の量	放射線の	並	△ * 7	△ * 7	△ * 7								△ * 7	

^{○:}標準的に適定する項目 △:事業特性、地域特性により適定する項目

^{○ :} 標準的に選定する項目 △:事業特性、地域特性により選定 *1:都市的地域の場合 *2:立地条件による *3:沢部の廃棄物教終処分場の場合 *4:意種による *5:プロン学を含む廃棄物を処理する場合 *6:公共用水域に排水する場合 *7:放射性物質が相当程度拡散・減出するおそれがある場合

別表 3 — 5 — 2 環境影響要因と調査・予測・評価の項目との関連表 (太陽光発電施設)

事業の種類				1			太陽光系	光電施設			
影響要因の区分					工事			存在・供用		供用終了	後の影響
			環境影響要因の例	建設機械 の稼働	等の車両		施設の存		農薬の使 用	ネル等の	ネル等の
調査・予測・評価のエ	頁目										棄後の緑 化
		二酸化窒素	泰又は窒素酸化物	0	0					ネル等の 撤去・廃 棄	
		二酸化硫黄	黄又は硫黄酸化物								
	正学										
				_	_	_					
			v組及びその化合物)	0	0	0				0	
	騒音・低周		17477-17-0-17-17-17-17	0	0			0		0	
	l .							0			
	振動	振動		0	0					0	
	華白	臭気指数2	又は臭気の濃度								
	心头	特定悪臭物	勿質								
						0				0	
		公 井 田 *									
環境の良好な状態の											
保持を旨として調査、予測及び評価さ							1	1	1	-	<u> </u>
れるべき項目	水質										
	71.94								0		
									0		
		底質	過マンガン酸カリウムによる								
										ク 使 太	
			売量、流速及び水位								
	业 鱼	地下水のフ	k位及び水脈			0					
	小家	温泉及び鈴	広泉								
			5 有害項目					0			
	地盤		☆析:			0	_	_			
	地象	含む。)				0	△ * 2	0			
								0			
生物の多様性の確保					0					1	0
及び自然環境の体系的保全を旨として調					-		+	 		1	0
的体室を自として調 査、予測及び評価さ	THE TOU		15. 工 7 . 1 . C 和 1位			U		 			
れるべき項目	生態系		数づける生態系		0	!	1	<u> </u>	0	0	0
		景観資源	(自然的景観資源及び歴史的								
	景観										
ふれあいの確保及び	れあいの場	自然とのよ			0	I	1	△ * 2			△ * 2
快適な生活環境の保	rh Rh . +r/L	指定文化具	材等				△ * 2				
全を旨として調査、 予測及び評価される	財						△ * 2				
「例及の計画される べき項目	日照阻害						0				
							0				
							<u> </u>				
	尤吾		α⊥TF物による反射光				U	+			
環接への名 井の 早の	奉						+	1	1	1	0
環境への負 何の 重の 程度により 予測 及び			心理水				0	 		1	
				0	0	0	<u> </u>	<u> </u>		1	1
	ス等	オゾン層研				<u> </u>	1				
一般環境中の放射性 物質について調査、 予測及び評価される べき項目	放射線の量			△*3	△*3	△ * 3					

^{○:}標準的に選定する項目 △:事業特性、地域特性により選定する項目

^{*1:}都市的地域の場合

^{*2:}立地条件による

^{*3:}放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合

別表3-6 環境影響要因と調査・予測・評価の項目との関連表(高層建築物)

事業の種類						高層類	韭築物		
影響要因の区分					工事			存在・供用	
			環境影響要因の例				I	1	
		_		稼働	の車両の走	事	設の存在	及び人の利	の発生
		_			行			用	
調査・予測・評価の耳	頁目								
		二酸化窒素	素又は窒素酸化物	0	0				0
	大気質	二酸化硫氮	黄又は硫黄酸化物						
		浮遊粒子料	犬物質						0
		微小粒子料	犬物質						0
		炭化水素							0
		粉じん		0	0	0			
			水銀及びその化合物)						
			大気質に係る有害物質等						
		騒音 佐田油寺		0	0				0
	波音	低周波音							
	振動	振動	口は自与の連座	0	0				0
	悪臭	臭気指数又は臭気の濃度 特定悪臭物質							
		村上忠关							
			生物化学的酸素要求量又は化 学的酸素要求量						
			浮遊物質量		 	0			
			空素及び燐				 	 	
環境の良好な状態の		公共用水							
保持を旨として調		域の水質	水素イオン濃度						
査、予測及び評価さ			溶存酸素量						
れるべき項目	水質		その他の生活環境項目						
			健康項目等						
			強熱減量						
		ata mo	過マンガン酸カリウムによる						
		底質	酸素消費量						
			底質に係る有害物質等						
		地下水の	地下水の水質に係る有害項目						
		水質	地下小の小貝に体の有音項目						
			売量、流速及び水位						
	水象		水位及び水脈			0	0		
		温泉及び銀							
	I late		門、ダム等の施設						
	土壌	-	5有害項目						
	地盤	地盤沈下	4- Lt.						
	地象	土地の安ク							
		地形及び1含む。)	地質(重要な地形及び地質を						
			兄及び生産性						
	ath Min	保全すべ					△ * 1		
生物の多様性の確保 及び自然環境の体系	e4 14	保全すべ			<u> </u>		△ * 1 △ * 1		
及い日然環境の体系 的保全を旨として調	植物		- '= 呆全すべき群落		<u> </u>		△ * 1		
査、予測及び評価さ		緑の量			<u> </u>		0		
れるべき項目	生態系		 数づける生態系				△ * 1		
		1	(自然的景観資源及び歴史的						
	景観	景観資源)		<u> </u>	<u></u>	<u> </u>	△ * 1		<u> </u>
		眺望景観					0		
人と自然との豊かな	自然とのふ	自然との	ふれあいの場				△ * 1		
ふれあいの確保及び ぬ薄か生活環境の保	れあいの場						1		ļ
快適な生活 環境 の保 全を旨として調査、	史跡・文化				ļ		△ * 1		
予測及び評価される		埋蔵文化則			ļ		△ * 1	1	<u> </u>
べき項目	日照阻害	日影の状況					0		
	電波障害	電波受信料			ļ		0	-	_
	風害	1	虱の発生状況		-		0	-	_
	光害	-	は工作物による反射光			_	0	_	
	microster 44 - Arts	廃棄物			-	0		0	
環境への負荷の量の	廃業物等	残土	n 10 4.		-	0	-	<u> </u>	
程度により予測及び 誣価されるべき項目	um ala est	雨水及び気		_				0	
評価されるべき項目				0	0	0		0	0
All will like to a second	ス等	オゾン層を	收摄物質		-			-	-
一般環境中の放射性									
物質について調査、	放射線の量	放射線の	R	△ * 2	△ * 2	△ * 2			
予測及び評価される									

^{○:}標準的に選定する項目 △:事業特性、地域特性により選定する項目

^{*1:}立地条件による

^{*2:}放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合

別表 3 - 7 環境影響要因と調査・予測・評価の項目との関連表(住宅団地・区画 整理)

事業の種類				住宅団地・	住宅団地・区画整理							
影響要因の区分					工事		存在・供用					
			環境影響要因の例	建設機械の			造成地の存	施設の存在		業務用施設	自動車交通	
		_		稼働	の車両の走	事	在		供用	の供用	の発生	
		_			行							
調査・予測・評価の耳	頁目											
			素又は窒素酸化物	0	0						0	
			黄又は硫黄酸化物									
		浮遊粒子物										
	大気質	微小粒子和	大物質									
		炭化水素 粉じん			_							
			水銀及びその化合物)	0	0	0						
			大気質に係る有害物質等									
	騒音・低周		(ARICHOLD NR)	0	0					△ * 3	0	
	波音	低周波音		Ŭ	Ŭ							
	振動	振動		0	0						0	
		臭気指数区	又は臭気の濃度									
	悪臭	特定悪臭物	勿質									
			生物化学的酸素要求量又は化						0	0		
1			学的酸素要求量						Ü	Ü		
			浮遊物質量			0						
		公共用水	窒素及び燐		ļ		ļ					
環境の良好な状態の		坂の水質	水温		ļ		ļ			1		
保持を旨として調 査、予測及び評価さ			水素イオン濃度				1					
れるべき項目	水質		溶存酸素量	-	-	-	ļ			-		
			その他の生活環境項目							-		
			健康項目等									
			強熱減量 過マンガン酸カリウムによる									
			■マンガン酸ガリリムによる 酸素消費量									
			底質に係る有害物質等									
		地下水の	地下水の水質に係る有害項目									
		水質	地下小の小貝に体の有古根日									
			売量、流速及び水位)				
	水象		水位及び水脈				△ * 2					
		温泉及び針										
			門、ダム等の施設									
	土壌	土壌に係る	5 有害項目									
	地盤	地盤沈下 土地の安定性					△ * 2					
			世質(重要な地形及び地質を			0	0					
	地象	念む。)	世界(重要な地形及り地界と				0					
		表土の状況及び生産性					0					
生物の多様性の確保	動物	保全すべき	き種		0		0			△ * 4		
及び自然環境の体系		保全すべき	き種			0	0					
的保全を旨として調	植物	植生及び伊	呆全すべき群落			0	0					
査、予測及 び評 価さ れるべき項目		緑の量					△ * 1					
110.1646	生態系		散づける生態系		0		0			△ * 4		
	.E. 468	景観資源 景観資源)	(自然的景観資源及び歴史的				0					
	景観	京観 貞原) 眺望景観		-	-)		-		
人と自然との豊かな	白鉄しのと			-	ļ					-		
ふれあいの確保及び	れあいの場		られあいの場	1	0		0	0		△ * 4		
快適な生活環境の保	史跡・文化	指定文化則					0			1		
全を旨として調査、 予測及び評価される	財	埋蔵文化則					0					
ア例及い計画される べき項目	日照阻害	日影の状況	Я.									
	電波障害	電波受信物										
	風害		虱の発生状況									
	光害		は工作物による反射光									
		廃棄物			ļ	0			0	0		
環境への負荷の量の	廃棄物等	残土			<u> </u>	0	1					
程度により予測及び 延価されるべき項目		雨水及び気		<u> </u>			ļ		0	0		
評価されるべき項目	温室効果ガス等			0	0	0	-		0	0	0	
. 凯西拉中小科加	ハサ	オゾン層和	收級物質	1	<u> </u>	 	1			1		
一般環境中の放射性 物質について調査、 予測及び評価される べき項目	放射線の量	放射線の量	ik	△ * 5	△ * 5	△ * 5						
		A 785 MG 6	特性、地域特性により選定する	v≅ ∺	l .		<u> </u>		<u> </u>	1		

^{○:}標準的に選定する項目 △:事業特性、地域特性により選定する項目

^{*1:}都市的地域の場合

^{*2:}水田地帯に立地する場合

^{*3:}商業施設等、業務施設の内容による

^{*4:}騒音を生じる施設であって、自然的地域の場合

^{*5:}放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合

別表3-8 環境影響要因と調査・予測・評価の項目との関連表(工業団地・流通 業務施設)

事業の種類				工業団地・流通業務施設										
影響要因の区分			-		工事			存在・供用						
			環境影響要因の例					施設の存在		の稼働		ξ通の発生		
			_	稼働	の 車両 の走 行	事	在		工業団地	流通業務施設	工業団地	流通業務制設		
調査・予測・評価の項	ĔΕ									RX.		IIX		
HATT A DOL NI BH -> -)	N II	二酸化窒素	素又は窒素酸化物	0	0				0		0	0		
		二酸化硫黄	黄又は硫黄酸化物						0					
		浮遊粒子#	犬物質						0		0	0		
	大気質	微小粒子岩	犬物質						0		0	0		
	ЛМЯ	炭化水素									0	0		
		粉じん		0	0	0								
			大銀及びその化合物) 大気質に係る有害物質等						△ * 5	-				
	騒音・低周	-	へ双貝に体の付合物貝守	0	0				0		0	0		
	独 百・ 以 向 波音	低周波音		0	0				0			0		
	振動	振動		0	0				0		0	0		
	met eta	臭気指数	又は臭気の濃度						0					
	悪臭	特定悪臭物	勿質											
			生物化学的酸素要求量又は化						0	△ * 4				
			学的酸素要求量				ļ							
			浮遊物質量			0	 				-	1		
環境の良好な状態の		公共用水	窒素及び燐 水温			1	1		0		1	1		
塚現の良好な状態の 保持を旨として調		城の水質	水素イオン濃度				 		 	1		1		
査、予測及び評価さ			溶存酸素量				1					1		
れるべき項目	水質		その他の生活環境項目											
			健康項目等						0					
			強熱減量											
		底質	過マンガン酸カリウムによる											
		~~	酸素消費量											
		on ser to a	底質に係る有害物質等						0		ļ			
		地下水の 水質	地下水の水質に係る有害項目						0					
							()						
		地下水の水位及び水脈					△ * 3							
	水象	温泉及び鉱泉												
		堤防、水門、ダム等の施設												
	土壌		5 有害項目						0					
	地盤	地盤沈下	- Id				△ * 3							
		土地の安定性				0	0							
	地象	地形及び地質(重要な地形及び地質を 含む。)					0							
		表土の状況及び生産性					0							
生物の多様性の確保	動物	保全すべき	き種		0		0							
及び自然環境の体系		保全すべき	き種			0	0							
的保全を旨として調	植物	植生及び保全すべき群落				0	0							
査、予測及び評価さ れるべき項目		緑の量					△ * 1				-	1		
	生態系		数づける生態系 (自然的景観資源及び歴史的		0	1	0			-	-	1		
	景観	景観資源)					0	0						
	A1 8%	眺望景観)				<u> </u>		
人と自然との豊かな	自然とのふ		ふれあいの場		0		0	0	△ * 2	△ * 2				
ふれあいの確保及び 快適な生活環境の保	れあいの場				1						-	1		
王を自己しく調査、	財	埋蔵文化則					0							
予測及び評価される	日照阻害	日影の状況						0						
· C *R D	電波障害	電波受信物					i	0	1	1		1		
	風害	局所的な原	風の発生状況											
	光害	人工光又	は工作物による反射光											
		廃棄物				0			0	0				
環境への負荷の量の	廃棄物等	残土				0	ļ							
程度により予測及び		雨水及び気	心理水				ļ		0	0				
評価されるべき項目	温室効果ガ ス等	温室効果スオゾン層の	リム	0	0	0	 		0	0	0	0		
一郎母捨中のお針は	েব	オンン層句	及級初買		-	 	-		△ * 5	+	 	+		
一般環境中の放射性 物質について調査、 予測及び評価される べき項目	放射線の量	放射線の1	B.	△∗6	△ * 6	△∗6								

^{○:}標準的に選定する項目 △:事業特性、地域特性により選定する項目

^{*1:}都市的地域の場合

^{*2:}立地条件による *3:水田地帯に立地する場合 *4:卸売市場等で相当程度の洗浄水等を使用する場合

^{*5:}業種による

^{*6:}放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合

別表3-9 環境影響要因と調査・予測・評価の項目との関連表 (研究所・学校)

事業の種類							研究所・学校				
影響要因の区分					工事			存在			
			環境影響要因の例								
				稼働	の車両の走 行	事	在	在	施設の稼働	の発生	
翔末、スツーマケー		_			l''						
調査・予測・評価の項	見目	→ #4 // nto =	* 7 1.100 * * * 11.44								
			表又は窒素酸化物 黄又は硫黄酸化物	0	0					0	
	大気質	浮遊粒子料									
		微小粒子料									
		炭化水素	X 10 PK								
		粉じん		0	0	0					
		水銀等(7	k銀及びその化合物)						△ * 3		
		その他のフ	大気質に係る有害物質等						△ * 3		
	騒音・低周	騒音		0	0				△ * 3	0	
	波音	低周波音									
	振動	振動		0	0				△ * 3	0	
	悪臭	臭気指数	又は臭気の濃度						△ * 3		
		特定悪臭物	勿質 -						△ * 3		
			生物化学的酸素要求量又は化						0		
			学的酸素要求量	-					-		
			浮遊物質量	-		0					
環境の良好な状態の		公共用水		1					-		
塚喨の良好な状態の 保持を旨として調		域の水質	水素イオン濃度	 				 	 		
査、予測及び評価さ			溶存酸素量	 				 	 	 	
れるべき項目	水質		その他の生活環境項目								
			健康項目等						△ * 3		
			強熱減量								
		uter RHF	過マンガン酸カリウムによる								
		底質	酸素消費量								
			底質に係る有害物質等						△ * 3		
		地下水の	地下水の水質に係る有害項目						△ * 3		
		77.74									
			売量、流速及び水位 ・ はみびよ ・ に ・ に ・ に ・ に ・ に ・ に ・ に ・ に ・ に ・) 			
	水象	温泉及び釘	k位及び水脈 tr s				△ * 2				
			門、ダム等の施設								
	土壌		5有害項目						△ * 3		
	地盤	地盤沈下					△ * 2				
		土地の安定	定性			0	0				
	ul. A.	地形及びは	也質(重要な地形及び地質を				_				
	地象	含む。)					0				
		表土の状況	兄及び生産性				0				
生物の多様性の確保	動物	保全すべる			0	1	0				
及び自然環境の体系		保全すべる		ļ		0	0			<u> </u>	
的保全を旨として調 査、予測及び評価さ			呆全すべき群落	ļ		0	0		ļ		
宜、ア例及い計画されるべき項目		緑の量	最大ける生能力	-			△ * 1		-		
	生態系		数づける生態系 (自然的景観資源及び歴史的	-	0	l	0				
	景観	京観貢源 景観資源)					0				
	213 P9/6	眺望景観		<u> </u>			(<u> </u>		
人と自然との豊かな	自然とのふ		to de transfer			<u>i</u>					
ふれあいの確保及び	れあいの場		ふれあいの場	<u></u>	0		0		<u> </u>	<u> </u>	
快適な生活環境の保 全を旨として調査、		指定文化具	材等				0				
	財	埋蔵文化則					0				
べき項目	日照阻害	日影の状況									
	電波障害	電波受信料									
	風害		虱の発生状況	1			ļ	ļ		ļ	
	光害		は工作物による反射光	 				<u> </u>			
	ate ate 17 Pr	廃棄物			_	0			0	_	
環境への負荷の量の	廃 乗物 等	残土	n 1981 al-	-		0			~		
程度により予測及び 評価されるべき項目	30 A-4	雨水及び気温室効果		_	_	_			0	_	
41 Del CANALL G DE E	温室効果ガス等			0	0	0			0	0	
· 新聞於由 ※ 44 40 10	V.4.	オゾン層研	区级初貝	 	-				 		
一般環境中の放射性 物質について調査、											
初員について調査、 予測及び評価される	放射線の量	放射線の1	R.	△ * 4	△ * 4	△ * 4					
べき項目		I		1	1		Ī	I	1	1	

^{○:}標準的に選定する項目 △:事業特性、地域特性により選定する項目

^{*1:}都市的地域の場合

^{*2:}水田地帯に立地する場合

^{*3:}研究施設等の内容による

^{* 4:}放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合

別表 3-10 環境影響要因と調査・予測・評価の項目との関連表(スポーツ又は レクリエーション施設、墓地又は墓園)

事業の種類				スポーツ又はレクリエーション施設、臺地又は墓圏										
影響要因の区分				工事						存在・供用				
			環境影響要因の例	建設機械資材運搬						施設の信		農薬の使		
調査・予測・評価の耳	T II	_		の稼働	等の車両の走行	工事	存在	スポーツ 又は レ ク リ エ ー ション施設	墓地 又は 墓園	スポーツ 又は レ ク リ エ ー ション施設	墓地 又は 墓園	用	スポーツ又は レ ク リ エー ション施設	
100 F 100 O	КП	二酸化窒息	※又は窒素酸化物	0	0								0	0
			黄又は硫黄酸化物		Ŭ								Ŭ	Ŭ
		浮遊粒子物												
	_ /= 66	微小粒子料	犬物質											
	大気質	炭化水素												
		粉じん		0	0	0								
			水銀及びその化合物)											
	and the first teacher		大気質に係る有害物質等	_	_					_			_	
	騒音·低周 波音	低周波音		0	0					0			0	0
	接動	振動		0	0								0	0
			又は臭気の濃度		Ŭ									
	悪臭	特定悪臭物	勿質											
			生物化学的酸素要求量又は化							0				
			学的酸素要求量								 			
			浮遊物質量			0		1	 		 	 		
環境の良好な状態の		公共用水	窒素及び燐 水温					-	-		-	-		
保持を旨として調		域の水質	水素イオン濃度											
査、予測及び評価さ			溶存酸素量											
れるべき項目	水質		その他の生活環境項目											
			健康項目等									0		
			強熱減量											
		底質	過マンガン酸カリウムによる 酸素消費量											
			底質に係る有害物質等											
		775.94	地下水の水質に係る有害項目					0				0		
			N型、加速及び小位 K位及び水脈											
	水象	温泉及び銅												
			門、ダム等の施設											
	土壌	土壌に係る有害項目												
	地盤	地盤沈下												
		土地の安気				0	0							
	地象	含む。)	也質(重要な地形及び地質を のではない。				0							
	61.44	表土の状況保全すべる	兄及び生産性 *・新		0		0			_				
生物の多様性の確保及び自然環境の体系		保全すべる				0	0	 		○ △* 2	 	0		
及び日然振現の体系 的保全を旨として調			〒195 呆全すべき群落		—	0	0	 	 	△ * 2	 	0	1	
査、予測及び評価さ		緑の量					△ * 1		1		1			1
れるべき項目	生態系		数づける生態系		0		0			0		0		
			(自然的景観資源及び歴史的				0							
	景観	景観資源) 眺望景観						0	<u> </u>		 			
人と自然との豊かな ふれあいの確保及び	わないの母	自然との。	ふれあいの場		0		0			0				
快適な生活環境の保	史跡・文化	指定文化則	才等				0	†			 			
全を旨として調査、 予測及び評価される	財	埋藏文化即	H				0				1		1	1
ナ側及い評価される べき項目	日照阻害	日影の状況	Я.											
	電波障害	電波受信												
	風害		風の発生状況											
	光害		は工作物による反射光											ļ
	ofe also his her	廃棄物				0		-		0	0			
環境への負荷の量の 程度により予測及び		残土 雨水及び気	0.7H ×			0		-	 	0	 	 		
程度により ナ側及び 評価されるべき項目				0	0	0	 	 	 	0	 	 	0	0
	単 玉刈 木ル ス等	オゾン層和					+	 	1		1	1		Ť
一般環境中の放射性 物質について調査、 予測及び評価される	放射線の量			△*3	△ * 3	△ * 3								
べき項目 ○:標準的に選:	定する項目	△:事業*	特性、地域特性により選定する	項目	<u> </u>	<u> </u>	l	1	<u> </u>	l	<u> </u>	<u> </u>	l	

項目
 ○:標準的に選定する項目 △:事業特性、地域特性により選定する項目
 *1:都市的地域の場合
 *2:自然的地域の場合
 *3:放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合

別表 3 - 1 1 環境影響要因と調査・予測・評価の項目との関連表(浄水施設、変 電所)

影響要因の区分							浄水施設				
お音安囚の区刀					工事			存在・供用			
			環境影響要因の例					構造物	の存在	施設の	り稼働
				稼働	の 車両 の走 行	事	在	浄水施設	変電所	浄水施設	変電所
					11						
調査・予測・評価の項	頁目	- #6 // da +	tr 1) oftr -tr #4 // - 44-							-	
		二酸化窒素又は窒素酸化物		0	0						
		二酸化硫黄又は硫黄酸化物 浮遊粒子状物質					1				
		微小粒子1									
	大気質	版小粒丁4 炭化水素	人 40 貝				1				-
		粉じん		0	0	0					
			k銀及びその化合物)	0	- 0						
			大気質に係る有害物質等								
	騒音・低周	騒音		0	0					0	0
	波音	低周波音									
	振動	振動		0	0					0	
		臭気指数ス	又は臭気の濃度								
	悪臭	特定悪臭物	勿質								
			生物化学的酸素要求量又は化								
			学的酸素要求量							ļ	
			浮遊物質量	1		0				1	
		公共用水	窒素及び燐	1			ļ			1	
環境の良好な状態の		域の水質	水温							 	
保持を旨として調 査、予測及び評価さ			水素イオン濃度	-		 	 		-	+	
h スペき項目	水質		溶存酸素量	1			-			1	
			その他の生活環境項目 健康項目等	 		-	-		-	+	
			強熱減量				1				
			_温								
		JE: 省	酸素消費量								
			底質に係る有害物質等								
		地下水の	ルナムの人器になった中で 日								
		水質	地下水の水質に係る有害項目								
		河川等の流量、流速及び水位						0			
	水象		k位及び水脈								
		温泉及び鈴									
			門、ダム等の施設				1				
	土壌	土壌に係る	5 有害項目								
	地盤	地盤沈下									
	地象	土地の安定性 地形及び地質(重要な地形及び地質を				0	0				
		地ル及 0.7 含む。)	世員(重要な地形及び地質を				0				
		表土の状況及び生産性					0				
生物の多様性の確保	動物	保全すべき種			0	!	0				
生物の多体性の催休及び自然環境の体系		保全すべき	き種	1		0	0			1	
的保全を旨として調		植生及び伊	呆全すべき群落			0	0				
査、予測及び評価さ		緑の量					△ * 1				
れるべき項目	生態系		数づける生態系		0		0				
			(自然的景観資源及び歴史的				0				
	景観	景観資源)		1			<u> </u>			1	
人と自分しの曲 かか	rh dab 1 - 1	眺望景観		1		l	1	0		+	
人と自然との豊かな ふれあいの 確保 及び		自然との	ふれあいの場		0		0				
快適な生活環境の保 へもにして理本	中跡・サル	指定文化目	水 築	 			0			+	
土を目こし、胸重、	財	埋蔵文化則		 		 	0			+	
予測及び評価される	日照阻害	日影の状況		<u> </u>			<u> </u>			†	
べき項目	電波障害	電波受信		<u> </u>		 	t			 	0
	風害		風の発生状況				1			†	Ĭ
	光害	人工光又に	は工作物による反射光							1	
		廃棄物		1		0	1			0	
景境への負 荷の 量の	廃棄物等	残土				0					
程度により予測及び		雨水及び気									
評価されるべき項目	温室効果ガ	温室効果	ガス	0	0	0				0	0
	ス等	オゾン層面		İ						1	
一般環境中の放射性				1	I	I	1	i	1	1	1
一般環境中の放射性 物質について調査、 予測及び評価される	放射線の量	放射線の#	EC.	△ * 2	△ * 2	△ * 2					

^{○:}標準的に選定する項目 △:事業特性、地域特性により選定する項目

^{*1:}都市的地域の場合

^{*2:}放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合

別表3-12 環境影響要因と調査・予測・評価の項目との関連表(土石の採取)

	- >\	7 L AY F									
事業の種類 影響要因の区分				上石の採取 存在・供用							
が音を囚め匹力			環境影響要因の例	土石等の採取	工作物・機械		土石の運搬車	採取跡地の存			
			,		類の存在	為(重機等の		在			
						稼働を含む。)					
調査・予測・評価の項	頁目	_									
		二酸化窒素	素又は窒素酸化物				0				
			黄又は硫黄酸化物								
		浮遊粒子岩									
	大気質	微小粒子料	犬物質			<u> </u>	0				
		炭化水素 粉じん				0	0				
			k銀及びその化合物)			0					
			大気質に係る有害物質等								
	騒音・低周	騒音				0	0				
	波音	低周波音									
	振動	振動				0	0				
	悪臭	臭気指数ご	又は臭気の濃度								
	心天	特定悪臭物	勿質								
			生物化学的酸素要求量又は化								
			学的酸素要求量								
			浮遊物質量 窒素及び燐			0					
環境の良好な状態の		公共用水									
保持を旨として調		域の水質	水素イオン濃度								
査、予測及び評価さ			溶存酸素量								
れるべき項目	水質		その他の生活環境項目								
			健康項目等			0					
			強熱減量								
		底質	過マンガン酸カリウムによる								
			酸素消費量								
		W T J. A	底質に係る有害物質等								
		地下水の 水質	地下水の水質に係る有害項目								
	水象	地下水のフ	水位及び水脈								
		温泉及び銅	広泉								
		堤防、水門	門、ダム等の施設								
	土壌		3有害項目			0					
	地盤地象	地盤沈下	E III								
		土地の安気		0		0					
		地形及び1含む。)	也質(重要な地形及び地質を	0							
			兄及び生産性								
生物の多様性の確保	動物	保全すべる	き種	0		0	0	0			
生物の多様性の確保 及び自然環境の体系		保全すべき	き種	0		0		0			
的保全を旨として調	植物	植生及び信	呆全すべき群落	0		0		0			
査、予測及び評価さ		緑の量	<u> </u>		_						
れるべき項目	生態系		数づける生態系	0		0	0	0			
	□ 4=8	l	(自然的景観資源及び歴史的	0							
	景観	景観資源) 眺望景観									
人と自然との豊かな	自然とのこ	N/L 王 杲 慨		0	0			0			
人と自然との豊かな ふれあいの確保及び	ロ 灬 こ の か れあいの場	自然との	ふれあいの場	0		0		0			
快適な生活環境の保	史跡・文化	指定文化則	才等	0							
	財	埋蔵文化則		0							
ア例及い計画される べき項目	日照阻害	日影の状況	Я.								
	電波障害	電波受信料									
	風害		風の発生状況								
	光害		は工作物による反射光								
	nder when Ad- Anh	廃棄物				0					
環境への負荷の量の 程度により予測及び		残土 雨水及びタ	7. 押 水								
程度により下例及び評価されるべき項目							_				
	温至効果刀ス等	温至効米ノオゾン層の				0	0				
一般環境中の放射性	<u> </u>	/EIH	na non 197 pm								
物質について調査、	放射線の量	放射線のも	-			△ * 1	△ * 1				
予測及び評価される	//人 // 1 // // 単	NA AT ROK V.) E				△ * 1	△ * 1				
べき項目	<u> </u>	<u> </u>	特件、地域特件により選定する。	L	<u> </u>	L	L	L			

^{○:}標準的に選定する項目 △:事業特性、地域特性により選定する項目

^{*1:}放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合

		近郊緑地保全区域
	以、「「首都圏近郊緑地保全法」	地区区区
特別保息數保	「	
鳥獣保護	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第一の別表四中

近郊緑地特別保全地区近郊緑地保全区域

に改める。

第二 \mathcal{O} (一) 中 カをクとし、 オ をカとし、 カの 次に次のように加える。

キ 水銀等 (水銀及びその化合物)

第二の一円中エをオとし、ウの次に次のように加える。

工 微小粒子状物質

染に係る環境基準について 改 同 うに加える。 め、 イ (P) <u>ー</u>の b 「大気の汚染に係る環境基準」 中 (二) ア 及了 び浮遊粒子状物質」や「、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質」以 (7)中「炭化水素」を (平成21年環境省告示第33号)」を加え、 「微小粒子状物質、炭化水素、水銀等」に改め、 の次に 「及び微小粒子状物質によ 同 (ア)に次のよ Ŋ 大気の汚

e 水銀等

「排ガス中の水銀測定 法 (平成28年環境省 告示第94号) \sqsubseteq F) 定 Æ B

測定方法

第二の 三ア中「浮遊粒子状物質」 \mathcal{O} 次に 微小粒子状物質」 を、 巻
じ
ろ
」

次に「、大蠟蝋」を加える。

第二の二二イパ

cbを次のように改め

る。

 \mathcal{O}

(b) 在来鉄道騒音·軌道騒音

i 新設又は大規模改良の在来鉄道

ひころ Œ, る測定方法 「在来鉄道の新設又は大規模改良に際し (平成7年環大一第174号環境庁大気保全局長通知)」 ての騒音対策の指針に ご定

ii 既設の在来鉄道

匣 大気生活環境室) 「在来鉄道騒音測定 _ に定める測定方法 1 11 H A \preceq (平成27年環境省水・ 大気環境

第二の <u>ニ</u>(ニ)イ (ア) d ただし書を削 り、 同 7 に次 のように 加 える。

f 建設作業騷音

「特定建設作業に伴つ 4 発生 4 \mathcal{O} 顯 音の規制に 黓 4 \mathcal{W} 基準 (昭和43

年厚生省・建設省告示第1号) に定める測定方法

第二の九口ア川に次のように加える。

c 過去の土地改変の履歴

第二 \mathcal{O} 九三ウ (ウ) 中 С をdとし、 bの次に次 0 ょ う に 加え

c 過去の土地改変の履歴

ように加える。 の二十を第二の二十一とし、 第二の <u>二</u> 十 を第二の二十二とし、 第二の十九を第二の二十とし、 第二の二十 (\equiv) イ 中 「排出量の」 第二の十八の次に次の を削 り、

19 光害

(1) 対象とする調査・予測・評価の項目

人工光又は工作物による反射光

(2) 調査

- ア 調査内容
- (ア) 地域における照明環境等の状況
- (4) その他の予測・評価に必要な事項
- a 光害を生じさせている地形、工作物等の状況
- b 住宅、学校、病院等の分布状況
- c その他の土地利用状況
- イ 調査方法

既存資料の収集又は現地調査により行う。

- ウ 調査地域・地点
- (7) 調査地域

光害による影響が及ぶおそれがあると認められる地域

(4) 調査地点

光害によ ω 影響を \forall · 渔 評価す Š 7 めに必要な内容を適切かつ効果的

に把握することができる地点

エ 調査期間・頻度

把握す 光害に \mathcal{N} 1 9- \mathcal{O} \wedge 響場 びべ S 4 NH 4 ω 期間 渔 評価す 強夷 \mathcal{O} ために必要な内容を適切かつ効果的に

(3) 予測

ア 予測内容

現頻度 光害の影響の程度及び影響する地域の範囲並びに必要に応じて光害の出

イ 予測方法

予測は次に示す方法のうち適切な方法を用いて行う。

- \Im 環境保全措置を講じない場合 と環境保全措置を講じた場合 を比較する
- (イ) 類似事例又は既存知見に基づく推定

複合効果に留意し 予測に当た J ては、 て予測を行う。 対象事業等に係る工作物等と周囲の工作物等 \wedge 9

- ウ 予測条件
- (7) 事業特性に係る条件

土地の形状の変更及び設置する工作物等の規模、配置等

(イ) 地域特性に係る条件

光害に影響を及ぼす大きな建築物等の状況

- (ウ) その他の予測・評価に必要な条件
- а 住宅、学校、 病院等の分布状況その他の土地利用状況
- b 将来の状況 (対象事業等以外の要因による変化)
- エ 予測地域・地点
- (7) 予測地域

光害による影響が及ぶおそれがあると認められる地域

(4) 予测地点

光害による影響を的確に把握することができる地点

才 予測対象時期等

光害による影響を的確に把握することができる時期

(4) 評価

次に示すそれぞれの観点から評価する方法

- Y 光害によ M は低減されているかどうかを明らかにす る影響が事業者等に より 実行可能な範囲内 \mathcal{O} S Ÿ 14 ろ 服 5 回離な
- \angle Ш 標準 <u></u> ||| と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。 県又は市町村が光害の防止に係る計画、指針等に ٦ 5 定めた 基基.

埼玉県告示第三百号

り指定する。 をしなければならない区域(以下 定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出 土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 「形質変更時要届出区域」という。 第十一条第一項の規定により、特 $\overline{}$ を次のとお

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

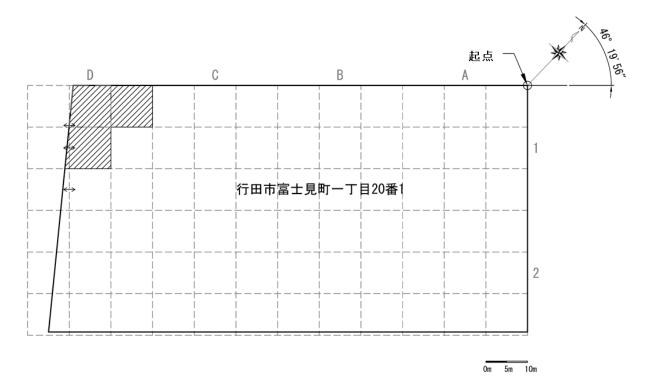
形質変更時要届出区域

別図のとおり (埼玉県行田市富士見町一丁目二十番一 \mathcal{O}

 \mathcal{O} 基準に適合していない特定有害物質の 土壤汚染対策法施行規則 平 成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一 種類 項

ふっ素及びその化合物

別図



— 起 点 —

起点は行田市富士見町一丁目**20番1**の最北 端とする。

— 筆境界 **—** 敷地境界 【格子の回転角度(46度19分56秒)】-

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

埼玉県告示第三百一号

除する。 二十九年埼玉県告示第千二百六十号により指定した区域の指定を次のとおり全部解 土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第四項の規定により、 平成

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 要措置区域としての指定を解除する区域

別図のとおり (埼玉県蕨市北町五丁目二千三百五十八番一の 部)

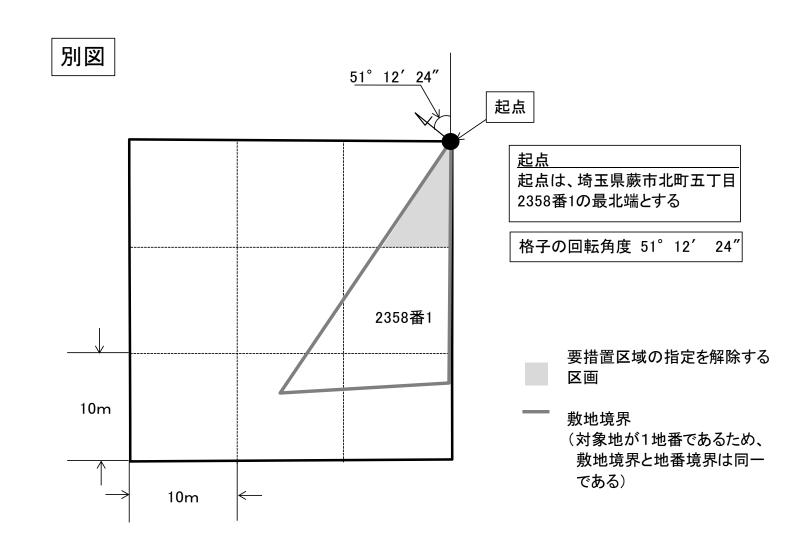
土壤汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号) 第三十一条第一項

の基準に適合していなかった特定有害物質の種類

六価クロム化合物

三 講じられた指示措置等

基準不適合土壌の掘削による除去



埼玉県告示第三百二号

部解除する。 成二十九年埼玉県告示第千二百六十一号により指定した区域の指定を次 土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、 のとおり全 平

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域

別図の とおり(埼玉県蕨市北町五丁目二千三百五十八番一の

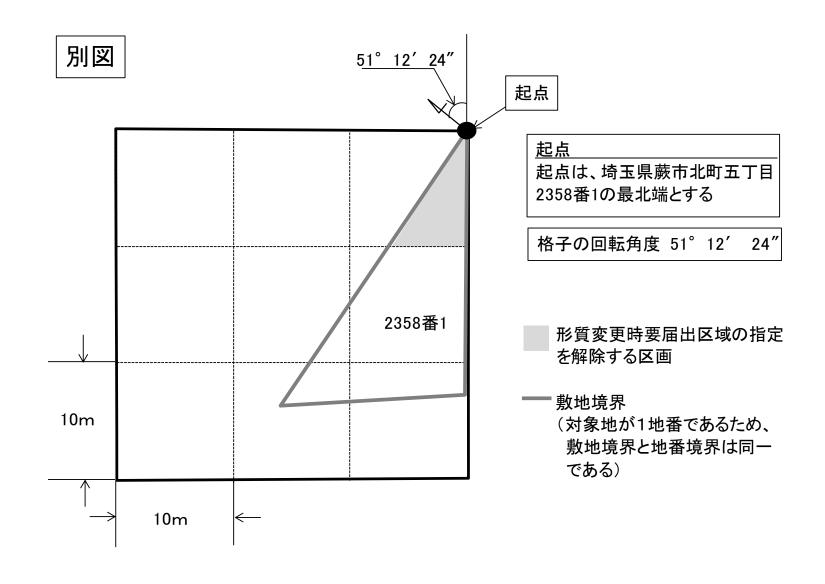
部)

の基準に適合してい 土壤汚染対策法施行規則 なかった特定有害物質の種類 (平成十四年環境省令第二十九号) 第三十一条第一項

シアン化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置

基準不適合土壌の掘削による除去



埼玉県告示第三百三号

法第二十条第二項の規定により、 11 で、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同北本市から北本都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたの て縦覧に供する。 当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課にお

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県告示第三百四号

条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、 第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四 帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律 る介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住 の者を指定した。 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定によ

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清

四	療養管理指導介護予防居宅	ツ	六	手 南 店
平	管理 指導	株式会社	幸手市南	エムハート薬局
三	療養管理指導介護予防居宅	ワチ		加須店
亚	管理 指導	株式会社	加須市下高柳	ワ
十平	共同生活介護 認知症対応型 介護予防	株式会社・サービス	六—一二—四	白 一 が の 家 の ま ー ム
Л	お問リハビリ か護予防	同組	_	リ田 ニふ
平	訪問リハビリ		三行 田 市 五持 田	合療 生
	サービスの種類	開設者名	所 在 地	名 称

司

梅こよみ	ル	店	お ば
八五本四一六	申父 郡 皆	五一一四〇	山市南入
清彩水清会院	青療 会法	イ	式
共同生活介護 予防 変型	共同生活介護	療養管理指導介護予防居宅	管理 程
月日		專毛 三平 月成 一三 日十 年	

埼玉県告示第三百五号

という。 自立 条の二第一項の規定による指定介 留 の規定により同条第 四条第四項に \mathcal{O} 邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国 生活保護法 とおり の支援に関する法律 \smile 変更 第十四条第四 (昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一 の届出 おいてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項 _ が 項]項におい あ の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。)から、 (平成六年法律第三十号。 った。 護機関 てその例によるものとされた生活保護法第五十四 (同条第二項及び中国残留邦 した中国残留邦人等及び特定配 以下 「中国残留邦 項及び 人等支援法第 人等支援法」 中国 偶 者 \mathcal{O} 残

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

ティション	ト加 ル須市 一社協	アプランセンター		ステーション鵜ノ木々	名称
所事在業地者	所事 在業 地所	所事 在業 地者	所事 在業 地所	名事 称業 者	多更事項
三〇七 二	三〇七二三俣	三〇七二三俣	三〇七加須市下三俣	石	変更前
————————————————————————————————————	一——○—四 加須市三俣 四	一加		石法社 心人会 会財医 団療	変更後
			子 かっ 上 権力 受	介護予防訪問看護居宅介護支援	サービスの種類

ション ン 所事	川口訪問看護ステ 名: 事:	ステーション が山市医師会 事	まわりさん伊奈事	ア アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・ア	所事	ステーション藤 お問看護 本日部市医師会立 事:	t : : : : : : : : : :	かくの 木薬 所 ・ 所・
在業地者	称業者	在業地所	称業 者	在業 地所	在業地者	称業 者	称業 所	在業 地者
三 一 中央 区 新 中 里 一 八 里	協会 会 県 看 護	三—二四 一二四 台	医療法人	九四 伊 四 町 小 軍 九 室	を を を は は に は に に に に に に に に に に に に に	医	藤 ス 訪 ま ま ま ま も き ま も ま も ま も ま も ま も ま も ま も ま も ま も も も も も も も も も も も も も	二―九―三三 三
三―三 古区西大宮	協会 埼玉県看護 人	狭山市狭山台 一二一	愛友会医療法人社団	一 一 一 五 九 町 本 町	施設 東 本 お お お が 地域 大 地域 大 地域 大 地域 大 地域 大 地域 大 地域 大 地域 大 地域 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	医師会 市会 市会 下 下 大 日 法 人	ステーション藤 を日部市医師 会立 会立 を を を を が で の で の で の の の の の の の の の の の の の の	二一三一三一三神
介護予防訪問看護	訪問看護	介護予防訪問看護訪問看護	介護予防訪問看護	訪問看護		護 宅 予 介 ³	訪問看護	居宅療養管理指導

ションペルパーステー	事業所 リズム	東エ 松山 ・ ケ ア	セ ^対 セ ^対 タ ¹ オ 教	 基	セ 対 ン 夕 行 子 技	成喜 ①市 舌栗 で橋	エール・ケア
所事 在業 地所	所事 在業 地所	名事 称業 者	所事 在業 地者	名事 称業 者	所事 在業 地者	名事 称業 者	名事 称業 者
一 一 一 一 一 市 二 六 川 階	一一川 ○一市 二六前 階—川	神有 澤限 商会 店社	六鷲宮 一一 一一 一門 二 一門 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二	覧町	二栗 花 五 町 間 郡 一 鎌	栗橋町	神有 澤限 商会 店社
ビシー ルラス ー コー 二 十 七 十 七 十 七 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十	ビルトラスト リー リー リー リー リー カー カー 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	ド株 ウ会 エ ー ル	八五—三	久喜市	八五—三	久喜市	ド 株 ・ 式 会 エ ー ル
介護予防訪問介護	居宅介護支援	福祉用具貸与 福祉用具貸与 票防 票	夕記 予 阪 支 扱	を	介記 予 阪 芝 授	上隻を方式受	福祉用具貸与福祉用具貸与票防

東鴻龍来	一の割未 悪局	桶共 川創 薬未 局来	鴻 巣 瀬 泉 末 湯	新堀店がくの木薬局	会	さ い か い	ビス	ス モ 介 護
名 事 称 業 所	名事 称業 所	名事 称業 所	名事 称業 所	所事 在業 地者	所事 在業 地者	所事 在業 地所	所事 在業 地者	所事 在業 地所
東鴻県店ルフル	- 東 - の 割 店 - 調 剤	薬 局 川 ロ イ ヤ ル	鴻巣店	二―九―三三 二―九―三三	五字宿 二一七	五字宿 二十七 出	五 十 2 1 2 2 2 3 4 4 5 6 7 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8	一〇七号室 一〇七号室 一一二十二十二 十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十
東鴻未来局	一の割薬 局	桶 川 瀬 未 局 来	鴻 巣 巣 素 局	二—三—三 三—三神	一二二 一二二一 上 二二一 一 明 郡 嶋 山 町	一二二一 一二二一— 比企郡鳩山町	二 一 四 第 宿 新 宿 新 宿 区 一 一 区	四〇 二一一〇— 川口市芝富士
居宅療養管理指導	居宅療養管理指導居宅療養管理指導	居宅療養管理指導	居宅療養管理指導	居宅療養管理指導	福祉用具貸 与		介護予防訪問介護	訪問介護

埼玉県告示第三百六号

とい 自立 の規定により同条第一項 条の二第一項の規定による指定介護機関 留 \mathcal{O} 四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項 邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国 生活保護法 う。 とおり廃止 の支援に関する法律 第十四条第四 (昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一 の届出があった。 の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。)から、 項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四 (平成六年法律第三十号。 (同条第二項及び中国残留邦人等支援法第 した中国残留邦人等及び特定配偶者 以 下 「中国残留邦 人等支援法」 項及び中国 \mathcal{O} 残

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

-	風 ラ フ	ョ間 	リーブ堂薬局新	有限会社	センター 地域包括支援 六 久喜市鷲宮	センター 二五久喜市栗橋 久喜	名 称
	二 二 一 八	小 谷	山	山市青柳六三	八三十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	五一一間鎌	所在 地
-	短期入所生活介護介護予防	短期入所生活介護	居宅療養管理指導介護予防	居宅療養管理指導	介護予防支援	介護予防支援	サービスの種類
F	三月三十一日	成 三 十	二月六日	平 成 三 十 年	三月三十一日	三月三十一日	廃止年月日

	そよ風	戸		サービス八潮日生定期巡回		
	八 二 八	北葛飾郡杉戸町下高野		五二—三—一〇三		
共同生活介護 作 生活介護 工 工 工 工 工 工 工 工 工 工 工 工 工 工 工 工 工 工 工	共認介 通認介 共認 通認 同知護 所知護 同知 所知 生症予 介症予 生症 介症 活対防 護対防 介応 応					
	月三十	+		三月三十一日		

埼玉県告示第三百七号

を担当する機関として、 第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関又は施術 た中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国し 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条及び第五十五条第一項 第十四条第四項においてその例によるも 次の者を指定した。 のとされた生活保護法第四十九条及び (平成六年法律第三十

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

名称	開設者名	所在地	指定年月日
横田医院	曽根依子	○ 春日部市中央一——五——	十一月九日平成二十九年
クリニック 保部 との なかの小児科 医療法人社団 仁悠	仁悠会	三。 三の 三の 三の 二の 二の 二の 二の 二の 二の 二の 二の 二の 二	一月一日 平成三十年
今井医院	濱田 えりか	深谷市寿町五二	十月一日平成二十九年
冶 国医院	益岡孝之	深谷市岡部一二四九—一〇	十月一日平成二十九年
健生堂医院	奥野 暁子	秩父市東町二八―五	一月二十九日平成三十年
医院三郷ホワイト歯科	堀井粛文	三郷市釆女一—八五—一	二月一日年
デンタルケアあげお	あかぎ 人	上尾市小敷谷八八〇—六二	二月一日年年

二月成日十年	幸手市南三—一六—一五	会社クオール株式	幸手西口店
三月一日	坂戸市八幡二―一―三三	局株式会社	坂戸八幡店ウエルシア薬局
二 月 一 日 年	二 東松山市西本宿一六九五	ファルマシア	たかさか薬局
内 三月一日 年	ヤオコー東松山新宿町店内東松山市新宿町一七―一	スギ 菜 局	東松山新宿町店スギ薬局
三月一日日年	草加市吉町三—一—三〇	アイセイ 薬局	草加吉町店アイセイ薬局
二月一日年	草加市稲荷五―七―二〇	局株式会社	草加稲荷5丁目店ウエルシア薬局
二月 一月 日年	TK加藤ビルーF ペンタ・エマーブル川口市南鳩ヶ谷四―二六	シャイン 社	みなみ薬局
二月一日	MSビル一階	レーション れて会社	西川口・薬局
二月一日日年	東松山市本町一———八	嶋 田 雅 夫	歯科嶋田医院
一 平成三十年	二七―一 二七―一	平尾 大介	ックをおおクリニ
二月一日年	一四人間郡越生町越生九八一	市川博之	市川歯科医院

向 井 幹 博	飯島和也	鈴 木 一 真	阿部和彦	金 子 尚 平	氏 名	
					住 所	
千石駅前整骨院	整骨院リプル高田鍼灸	うらわ整骨院	しょう整骨院	大山西院	名称	
九—一九—一〇四東京都文京区本駒込二—二	―三三 トリム面影橋一F東京都豊島区高田一―二三	六―九さいたま市浦和区木崎四―一	○―一F・B	西院	所在地	施術听
一 月 一 日 年	三月一日平成三十年	二月一日平成三十年	三月一日年	日 二月二十五	指定年月日	

二 指定施術機関

ーション 弘人会 以外だ訪問看護ステ 医療法人社	ち熊谷 福祉の街 福祉の街 大郎 一番 はいま おりま おりま おりま おりま おりま おりま おりま おりま おりま おり	ンふじみ ベーションリハビリステーショ ジャパンイノライフケア訪問看護 株式会社	鶴ヶ島新町店 局株式会社ウエルシア薬局 ウエルシア
加須市元町七—二九	熊谷市肥塚六四一—一	-/ 一/ 一/ マロンストリーム II 富士見市東みずほ台二―五 II	鶴ヶ島市新町一―六―二
四月一日中九年	平成二十九年	三月一日	二月一日

髙 井	安	新井	中野	Ш Ш	中村	髙濵	池 田	田 所
修	美 淑	武 治	裕次	英資	道 紀	悠 生	清文	大
和み治療院	所沢東店からだ元気治療院	ステーション ジ KEiROW 川越南 訪問医療マッサー	ステーション ジ KEiROW 川越南 訪問医療マッサー	治療院山田はりきゅう	東京中央店からだ元気治療院	指圧治療院FCSマッサージ	KEiROW 熊谷中央	アイ保健整骨院
蕨市塚越二—三—一	所沢市弥生町一七八一—七	六 セイントハイツー〇二川越市砂新田一―一二―一	六 セイントハイツー〇二川越市砂新田一―一二―一	新座市石神三—九—一四	一五—二〇一東京都中央区築地四—四—	二階 リンデンハイム府中東京都府中市宮西町三―二	〇二	草加市松原二—四—二一—
三月七日平成三十年	三月一日年	三月一日年	三月一日	四月一日年	一月 一日 年	三月一日年	一月一日平成三十年	三月一日平成三十年

埼玉県告示第三百八号

定による指定医療機関又は指定施術機関から、 お 特定配偶者の自立の支援に関する法律 並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国 1 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条及び第五十五条第一項 てその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五 (平成六年法律第三十号) 次のとおり変更の届出があった。 した中 第十 十五条第一項の規 国残留邦人等及び 四条第四項に

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

名称	フローエーラ	Ī	-
	変更事項	変更前	変更後
医療法人	所在地	草加市新栄町七三	草加市新栄一—四八—
平田クリニック	万 右 步	直力 下来乡田 十三	
医療法人社団			
順孝会	 行 尔	医療法人社団 順孝会	医療法人社団 順孝会
新白岡・あだち	4	新白岡ばば眼科	新白岡・あだち眼科
眼科			
山口歯科クリニ	Î E E	入間郡三芳町藤久保	入間郡三芳町藤久保
ツク	戸 右 対	八〇四一三	五一八五
鴻	名 称	そよ風薬局 鴻巣店	共創未来 鴻巣薬局
共創未来	 名 尔	ハートフル薬局	共削长来 東鳥巣薬司
東鴻巣薬局		東鴻巣店	土倉未来 東巡巢薬局
川口訪問看護	刊 こく と 1	社団法人	公益社団法人
ステーション	開設者	埼玉県看護協会	埼玉県看護協会
埼玉県済生会			
訪問看護ステー	开 王 也	川口市西川口五—一一	川口市西川口六—四—
ション	戸 右 封	1	四四
きゅうぽら			

一 所 沢 市 緑 町 一	二五	施術所所在地	小西誠
変 更	変更前	変更事項	氏名
			二 指定施術機関
狭山市狭山台一	狭山市狭山台三—二四	所 在 地	ション ジョン
病院社会医療法人	医療法人 入間川病院	開設者	入間川訪問看護
社会医療法人財団	医療法人財団 石心会	開設者	りまれる。 りまれる。
一・二階町町	六 メゾンウインディB一○ 単加市旭町四―七―四	所 在 地	- 草加
医療法人社団	医療法人 一心会	開設者	伊奈ひまわりさん
ひまわりさん伊奈	ひまわりさん伊奈 医療法人 一心会	名 称	ション 訪問看護ステー
医師会	会社団法人春日部市医師	開設者	立 訪問看護ス
テーション 藤医師会立 訪問看護スー般社団法人春日部市	ション 藤会立 訪問看護ステー会立 訪問看護ステー	名 称	春日部市医師会

小西誠	氏 名
施術所所在地	変更事項
二五	変更前
所沢市緑町一―一―	変更後

宮 服		在日	1
施術所所在地	施術所名称	施術所所在地	施術所名称
宮四―二六―三 鯨井	所 株式会社 アメニティ	(追加)	(追加)
世田市蓮田一―二七 世 フラワーコーポ	ブリッジ合同会社	八一一○一一 F・B	しょう整骨院

埼玉県告示第三百九号

定による指定医療機関又は指定施術機関から、 お 特定配偶者の自立の支援に関する法律 並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国 V 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条及び第五十五条第一項 てその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五 (平成六年法律第三十号) 次のとおり廃止の届出があった。 した中 第十 十五条第一項の規 国残留邦人等及び 四条第四項に

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

名称	所 在 地	廃止年月日
落合眼科医院	举口部市中央——四五—八	一月三十一 _日
横田外科胃腸科医院	多二一一一一一一一	十一月九日平成二十九年
なかの小児科クリニック医療法人社団仁悠会	メディカルセンター上福岡一階Aふじみ野市上福岡六―四―五	日 十 平成二 月三十 一 年
今井医院	深谷市寿町五八	九月三十日平成二十九年
益		九月三十日平成二十九年
健生堂医院	秩父市東町二八―五	一月二十八日
デンタルケアあげお	上尾市小敷谷八八〇—六二	一月三十一日 三十年 日
中爪	比企郡小川町中爪九五—三一	一月十五日 年

	扇橋会館六階京都足立区扇二	足立たま整骨院		あずさ	石川
二 月 二 十 四 日 日	中田第一ハイツ一〇三	たけだ整骨院	£-	仁	武 田
廃止 年月日	施 術 所 在 地	名称	生 所 一	名	氏
			機関	指定施術機関	$\vec{-}$
二月二十八日	〇五	?じみ ームⅡ一	ション ふ	ステア	ビ ラリ イ
一月三十一 三十一 日		ンジェル 幸手市南三―	工	ール薬局	店 ク オ
一月三十一日	- 西本宿一六九五—二	東松山市	局	さか薬局	た か さ か
一月三十一 日 日	岡一―二―二三 清水ビル		局駅前店	すり箱薬局	くす
一 月 三 十 一 日	口市南鳩ヶ谷四―二六―一	川口市南		みなみ薬局	みな
一月二十日	上尾市地頭方北谷四一八—六	上尾市地		上尾	薬局
一月三十一日	1川ローー六―ー 一階	川口市西川	西 川 口	平瀬局	ハロ
一月三十一 甲 一月三十一 日	本町一―一一八	東松山市本町	院	島 田 医 院	歯 科 島

埼玉県告示第三百十号

より医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則(平成五年埼玉県規則第三十身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定に 九号)第一条の規定により告示する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

関	工藤	川 島	庄司	鈴 木	医師
博之	逸 大	晋 一	拓 平	良夫	の氏名
害聴覚障害、平衡機能障	害、そしゃく機能障害害、音声・言語機能障聴覚障害、平衡機能障	視覚障害	視覚障害	呼吸器機能障害、時体不自由、心臓機能	指定障害区分
耳鼻咽喉科	耳 鼻 咽 喉 科	眼 科	眼 科	精 神 科	診 療 科 名
医療法人社団宗山会関	朝霞台中央総合病院医療法人社団武蔵野会	久喜かわしま眼科	埼玉医科大学病院	病院医療法人社団翠会和光	医療機関の名称
四十八朝霞市三原四—十二—	十 朝霞市西弁財一—八—	人喜市久本寺三百三—	郷三十八入間郡毛呂山町毛呂本	—七和光市下新倉五—十九	医療機関の所在地
司	同	平成三十年三月十三日	平成三十年一月一日	平成二十九年十二月一日	指定年月日

日

能

康 平 亜希 不自由 機能障 肢体不自由 障 害、 害、 そしゃく 肢 体 ン科

リハビリテーショ

朝霞中央クリニック

朝霞市大字岡七十九一三

同

演田

神経内科

新井

ョンセンター

埼玉県総合リハビリテーシ

上尾市西貝塚百四十八—

同

入間郡毛呂山町毛呂本郷

同

石川

昌一

肢体不自由

形成外科

埼玉医科大学病院

三十八

入間郡毛呂山町毛呂本郷

三十八

同

川口市木曽呂千三百十七

遠藤

大輔

肢体不自由

整形外科

組合埼玉協同病院

医療生協さいたま生活協同

上 野

千裕

肢体不自由

形成外科

埼玉医科大学病院

同

橋本	豊 田	遠 田	清水	菅 野	加 藤
整	富 勝	泰 平	勇 三 郎	温 子	秀高
肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由
整形外科	脳 神 経 外 科	整形外科	脳 神 経 外 科	整形外科	神経内科
央総合病院医療法人社団協友会八潮中	豊田脳神経外科クリニック	かすかべ整形	合病院会支部埼玉県済生会川口総社会福祉法人恩賜財団済生	埼玉医科大学病院	央総合病院医療法人社団東光会戸田中
八潮市南川崎八百四十五	——一	三十五	五 川口市西川口五—十一—	三十八入間郡毛呂山町毛呂本郷	戸田市本町一―十九―三
同	同	同	同	同	同

野 邊	安 達	森	住 友	塩 見	若松	宫 﨑
香 奈 子	進	秀 暁	直 方	大 輔	太	春野
じん臓機能障害	じん臓機能障害	心臓機能障害	心臓機能障害	心臓機能障害	肢体不自由	肢体不自由
腎臓内科	透析科、内科	心臓血管外科	小児心臓科	心臓血管外科	小児科	形成外科
玉石心会病院社会医療法人財団石心会埼	クリニック秀和総合病院付属秀和透析	央病院医療法人財団聖蹟会埼玉県	ター 埼玉医科大学国際医療セン	富士見総合病院医療法人財団明理会イムス	防衛医科大学校病院	埼玉医科大学病院
一二十 禁山市入間川二—三十七	一春日部市上大増新田十—	桶川市坂田千七百二十六	—— 日高市山根千三百九十七	七—一富士見市鶴馬千九百六十	所沢市並木三—二	三十八
同	同	同	同	同	同	同

八岡利昌	平 岡 優	尾 花 和 子	松 永 伸 一	平 山 伸	鈴 木 章 一	村上
腸機能障害、小 調機能障害、小	腸機能障害、小ぼうこう又は直	腸機能障害、小ぼうこう又は直	呼吸器機能障害	呼吸器機能障害	呼吸器機能障害	じん臓機能障害
消化器外科	消化器外科	小児外科	呼 吸 器 科	呼吸器外科	外科、外科、整形	外科、内科
三芳総合病院医療法人社団明芳会イムス	三芳総合病院医療法人社団明芳会イムス	埼玉医科大学病院	健和クリニック医療法人財団健和会みさと	総合病院埼玉医療生活協同組合羽生	医療法人章敬会鈴木医院	南町クリニック
七十四—三 入間郡三芳町藤久保九百	七十四—三 入間郡三芳町藤久保九百	三十八入間郡毛呂山町毛呂本郷	一	羽生市上岩瀬五百五十一	千三百二—一南埼玉郡宮代町大字須賀	坂戸市南町十三—二十一
同	同	同	同	同	同	同

坂 本

七——

富士見総合病院

医療法人財団明理会イムス

富士見市鶴間千九百六十

埼玉県告示第三百十一号

より指定の辞退があったので、身体障害者福祉法施行細則(平成五年埼玉県規則第身体障害者福祉法施行令(昭和二十五年政令第七十八号)第三条第二項の規定に 三十九号)第一条の規定により告示する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

木村重吉	大久保 忠男	古平喜一郎	三ツ林 恭子	長谷川 正治	奥島 健太郎	横山勝	医師の氏名
く機能障害、肢体不自言語機能障害、そしゃ平衡機能障害、音声・	肢体不自由	障害ぼうこう又は直腸機能	呼吸器機能障害	障害ぼうこう又は直腸機能	視覚障害	障害ぼうこう又は直腸機能	指定障害区分
央総合病院医療法人財団明理会春日部中	蓮田よつば病院	埼玉医科大学国際医療センタ	さって西クリニック	芳総合病院医療法人社団明芳会イムス三	えのき眼科	松山医師会病院公益社団法人東松山医師会東	医療機関の名称
春日部市緑町五—九—四	蓮田市馬込二千百六十三	日高市山根千三百九十七——	幸手市千塚字野中六十四	四—三 入間郡三芳町藤久保九百七十	一	東松山市神明町一—十五—十	医療機関の所在地
同	平成三十年一月一日	同	平成二十九年十二月三十一日	平成二十九年十一月二十日	平成二十九年十月一日	平成二十九年四月一日	辞退年月日

由

小島 圭二	大原 久仁子	山根宏夫
障害ぼうこう又は直腸機能	肢体不自由	肢体不自由
会病院社会医療法人財団石心会埼玉石心	病院医療法人社団東光会戸田中央総合	医療法人社団宏志会豊岡第一病院
十 狭山市入間川二—三十七—二	戸田市本町一―十九―三	—三
同	平成三十年二月二十八日	平成三十年二月十一日

埼玉県告示第三百十二号

より知事が定める施設等に係る告示について)の一部を次のように改正し、平成三平成三十年埼玉県告示第百四十二号(埼玉県虐待禁止条例第二条第六号の規定に 十年四月二日から施行する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

第二号ワ中「同条第十項」を「同条第十二項」に改める。

埼玉県告示第三百十三号

公告 出 \mathcal{O} 大規模小売店舗立地法 概要等につ 及び当該届出等 11 て、 同条第三項に を次 (平成十年法律第 \mathcal{O} لح お お ŋ 縦覧 11 て準 12 九 供する。 用する同 +号) 法第 第六条第一 五条第三項 項 \mathcal{O} 規定に \mathcal{O} 規定に . よる届 ょ り

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

川越いせはらショッピングプラザ

埼玉県川越市伊勢原町三丁目二番地

ロ変更の概要

大規 模 小売店 舗 を設置す んる者 \mathcal{O} 氏名又は 名称及び 住所並びに 法 人に . あ 0 て は

代表者の氏名

(変更前) 株式会社新都市ライフ 代表取締役 古屋雅弘

東京都新宿区西新宿六丁目五番一号

(変更後) 株式 会社新都市 ラ 1 フ ホ ル デ イ ン グ ス 代表取 締役 安達

東京都新宿区西新宿六丁目八番一号

大規 模 小売店舗 に お V て 小 売業を行う 者の 氏名又は 名 称及 び 住所並び

にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社いなげや 代表取締役 遠藤正敏

東京都立川市栄町六丁目一番地の一 外 計四者

(変更後) 株式会社いなげや 代表取締役 成瀬直人

東京都立川市栄町六丁目一番地の一 外 計三者

ハ 変更年月日

平成二十九年六月二十八日外

ニ 届出年月日

平成三十年三月二十日

二 縦覧期間

平成三十年三月三十日から平成三十年七月三十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

対し、 の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺 意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年三月三十日から平成三十年七月三十日まで

意見書提出先

口

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県告示第三百十四号

出 \mathcal{O} 大規模小売店舗立地法 概要等につ 及び当該届出等を次 11 て、 同条第三項に (平成十年法律第 \mathcal{O} とお り縦覧 お いて準 に 九 はまる。 用する同法第五条第三項 +__ 号) 第六条第二項 0 規定に \mathcal{O} 規定によ . よる届 ŋ

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

川越いせはらショッピングプラザ

埼玉県川越市伊勢原町三丁目二番地

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

(変更前)位置 図面省略 収容台数 一九八台

(変更後) 位置 図面省略 収容台数 一三四台

駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 位置 図面省略 収容台数 九〇台

(変更後) 位置 図面省略 収容台数 九〇台

ハ 変更年月日

平成三十年十一月二十一日

二 届出年月日

平成三十年三月二十日

二 縦覧期間

平成三十年三月三十日から平成三十年七月三十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

 \mathcal{O} 地域 大規模小売店 \mathcal{O} 生活 :環境の 舗 <u>\</u> 保持 地法第八 \mathcal{O} ため 条第二項の 配慮すべ 規定に き事項に ょ 0 り、 V て意見を有する者は 当該大規模小売店舗 \mathcal{O} 県 周 辺

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年三月三十日から平成三十年七月三十日まで

口 意見書提出先

埼玉県告示第三百十五号

公告 出 \mathcal{O} 大規模小売店舗立地法 概要等につ 及び当該届出等を次 11 て、 同条第三項に (平成十年法 \mathcal{O} とお り縦覧 お いて準 律第 に 九 はまる。 用する同 +__ 号) 法第五条第三項 第六条第二項 0 規定に \mathcal{O} 規定に . よる届 ょ ŋ

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズホーム川島インター店

埼玉県比企郡川島町大字上伊草字五反田百九十一番地一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 一万千三百二十平方メートル

(変更後) 一万二千四百六十五平方メートル

駐車場の位置及び収容台数

(変更前)位置 図面省略 収容台数 一一〇〇台

(変更後) 位置 図面省略 収容台数 一一八三台

ハ 変更年月日

平成三十年十一月二十一日

ニ 届出年月日

平成三十年三月二十日

二 縦覧期間

平成三十年三月三十日から平成三十年七月三十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所

四 意見書の提出

 \mathcal{O} 地域 大規模小売店 \mathcal{O} 生活 :環境の 舗 <u>\</u> 保持 地法第八 \mathcal{O} ため 条第二項 配慮すべ \mathcal{O} 規定に き事項に ょ 0 り、 V て意見を有する者は 当該大規模小売店舗 \mathcal{O} 周 県 辺

対 意見 書 \mathcal{O} 提出 に ょ り これを述べ ることが できる。

イ 意見書提出期間

平成三十年三月三十日から平成三十年七月三十日まで

口 意見書提出先

埼玉県告示第三百十六号

次のとおり公告する。 一項の規定により、農用地利用配分計画を認可したので、同条第五項の規定により 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 司

農用地利用配分計画の概要

六、	筆 九 5 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	地五千五百	彦久保 利平
	布里 果 果 段 文 市	県秩父市下	
	筆 百九十四番ほか三 田字布里原五千三 田子市里原五千三	番地田五千五百七十一時玉県秩父市下吉	高野彰士
	百十四番ほか三筆田字釜ノ上四千三時玉県秩父市下吉	町二番地十五埼玉県秩父市大畑	齋 藤 弘 昭
	六十六番ほか二筆田字布里五千四百埼玉県秩父市下吉	番地田五千四百七十四日五千四百七十四	岸重義
	七十四番七十四番大十四番	番地田五千七百八十九田五千七百八十九	新井健次
	百八十一番下小坂字田ハタニ埼玉県川越市大字	番地下小坂六百五十七字五県川越市大字	岡部 昭十郎
	五十四番下小坂字向井八百埼玉県川越市大字	平塚十七番地埼玉県川越市大字	新 井 博 行
	所在地	住	氏名又は名称
	賃借権の設定等を受ける土地	の設定等を受ける者	賃借権の設立

一ほか十三筆村南四百四十
まか二筆 北戸羽打九百十 日本 の の で の で の で で で で で で で で で で で で で
十五番一ほか七筆字北戸羽打九百三埼玉県加須市飯積
一ほか十五筆村南五百六十五県加須市麦倉
十九番一ほか三筆字下大道上千百二 時玉県加須市道目
十八番一ほか四筆字中大道上九百八字中大道上九百八百八
- 一ほか五筆- 大道下千六十
九十四番田字布里五千五百埼玉県秩父市下吉
八十四番田字布里五千五百埼玉県秩父市下吉
1字布里五千六百1字布里五千六百
布里五千六百

六番二ほか三十筆字新堀外七百八十埼玉県加須市道目
ほか二筆が二年細間
四筆紅田九百五番間
一ほか二筆新田九百四十県加須市細間
一ほか四筆子本村二百二十一日まりのである。
一ほか十九筆本村二百五十九
ほか三筆 村南四百九十県加須市麦倉
か六筆本村二百四十番
十三筆本村百一番一ほ
- 村百二十五番
一番ほか七筆字本村南五百四十埼玉県加須市麦倉

九 五 七	五十八番一字下大道下千二百字下大道下千二百	十三番地	小野田淳
三、一三九	一ほか二筆字新堀外八百九番埼玉県加須市道目	五百九十二番地埼玉県加須市道目	小野田 重勝
二、八五二	番一ほか二筆字中大道下千十二	二百四十四番地	小野田 重雄
二、八三〇	十四番一ほか三筆字下大道上千百五埼玉県加須市道目	百九十八番地埼玉県加須市道目	小野田 幸一郎
六、一一六	一番ほか十一筆字五反田七百二十寄玉県加須市飯積	地袋千六百二十六番埼玉県加須市小野	落合一夫
一、八九七	九番一ほか一筆字下大道上千二百埼玉県加須市道目	二百八十五番地埼玉県加須市道目	小川 長治
七、三一六	十七番一ほか八筆字下大道上千百二埼玉県加須市道目	二百七十番地	岡安 晃義
九 五 〇	十九番一字上大道下八百八字上大道下八百八	四百七十八番地埼玉県加須市道目	塩田 邦夫
三、六五九	番一ほか三筆字野新田九百十七埼玉県加須市細間	三百六十九番地一	今成 芳雄
二、八四八	三番一ほか三筆字五町田七百八十埼玉県加須市細間	百十九番地	今成 吉昭
九 八 九	ほか一筆字野新田千十二番埼玉県加須市細間	三百七十一番地一埼玉県加須市細間	今成 幸夫

七、二八七	九番一ほか十筆字本村上三百八十	三百二十一番地埼玉県加須市麦倉	金 子 敏 一
八、九三二	はか十三筆 字本村七十四番一 を表別がある。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 で	三百三十九番地	金 子 隆
一一、三〇六	番一ほか十一筆野字田島四百十三	二百六十九番地	加藤貞雄
一 五 五 三	番一客一有四十七字本村二百四十七	二百十五番地	片 山 礼 子
t	五番ほか八筆字本村上三百九十	与 写 中 番 地 須 市 麦 倉	片山
三、八〇八	十五番一ほか四筆字上大道下八百八時玉県加須市道目	百四番地	恩田重信
三六、三一六	番一ほか三十五筆字新堀外八百十三	二 千五百七十二番地 特玉県加須市道目	小野原 正雄
七九、八〇九	番一ほか七十三筆野字田島四百十四	千五百六十五番地 埼玉県加須市道目	小野原 新吉
四、六九二	一ほか三筆字新堀外八百六番	五百六十三番地	小野田 義久
10, 111	八番一ほか九筆字中大道下千四十字中大道下千四十	三百二十一番地	小野田 博哲
四、八九五	十八番一ほか六筆字下大道上千百二埼玉県加須市道目	百九十四番地埼玉県加須市道目	小 野 田 昇

t, t-0	十四番一ほか十筆字上大道下八百七	三百六十七番地埼玉県加須市細間	栗原淳
二、九六七	番一ほか五筆字須賀二百八十二字須賀二百八十二	5年二十三番地二 特玉県加須市柳生	倉上 晃子
八九六	ほか一筆字野新田千七番一埼玉県加須市細間	六百三十三番地埼玉県加須市細間	久保田 純
九六一	字新堀外八百四番字新堀外八百四番	六百二十九番地埼玉県加須市道目	木村 達夫
五 一 五	七番一字七反地九百七十寄玉県加須市道地	千百九番地一 新玉県加須市平永	川島孝夫
三〇、三七〇	八番ほか三十八筆字五反田七百五十埼玉県加須市飯積	千四百八十八番地埼玉県加須市栄二	ら 農園 株式会社はぎは
一、七八四	番一字中大道下千十三字中大道下千十三	桑千六十一番地	グリおおとね 水式会社彩北ア
八、三四九	番一ほか五筆字下大道上千百八埼玉県加須市道目	千七百八番地一 埼玉県加須市大越	株式会社かぞ農
四四、九四四	四ほか五十二筆字本村百二十五番	卡四百二十番地 埼玉県加須市栄二	サイス 株式会社おぐら
一四、二八二	二番一ほか二十筆字本村上三百六十	四百三十四番地埼玉県加須市栄千	株式会社おおや
一 一、 五 四 八	六番一ほか十三筆字本村上三百二十埼玉県加須市麦倉	三百四十番地 声景倉	金 子 操

二、四四八	二番一ほか三筆字五町田七百七十寄玉県加須市細間	五百十四番地	齊藤忠衛
三、五八九	六番一ほか四筆字五町田七百九十埼玉県加須市細間	百十三番地二	齊 藤 清
九九五五	八番一字野新田九百三十埼玉県加須市細間	六百七番地	齋藤 哲
一、七九六	八番一ほか一筆字平野道上千六十寄玉県加須市細間	千百七十五番地埼玉県加須市旗井	斎藤 貞子
四、四六七	ほか三筆 野字田島四百番一 埼玉県加須市北平	野百五十番地二	小谷野 好正
二、四四七	六番ほか二筆字本村南六百五十埼玉県加須市麦倉	三百番地二	小室 正明
二、八九五	番ほか二筆字本村南五百十三字本村南五百十三	三百十七番地埼玉県加須市麦倉	小室 常八
一、八八四	ほか一筆字本村七十六番一埼玉県加須市麦倉	三百十六番地 声景倉	小室 辰雄
二、〇五〇	十二番一ほか二筆字下大道上千百九埼玉県加須市道目	百十九番地埼玉県加須市道目	小島光雄
二五、三三四	七筆 十四番一ほか二十字上大道下八百六字上大道下八百六	千百十八番地 	栗原
一、八四九	六番一ほか二筆字新堀外七百八十寄玉県加須市道目	七百五十五番地三埼玉県加須市道目	栗原積也

番一ほか三筆字上大道下九百二
十九番一ほか四筆字上大道下九百四埼玉県加須市道目
足四千十七番埼玉県加須市中種
三十七番種
二番ほか八筆字本村上二百九十
字須賀三百十番埼玉県加須市飯積
百二番 一番 積
か二筆が二年七番県加須市飯積
一ほか九筆新堀外八百十五玉県加須市道目
六番一ほか四筆字野新田九百五十埼玉県加須市細間

番一ほか五筆寄玉県加須市麦倉
四百二番
ほか三十十三十十三十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二
百九十九 九 和
一ほか三筆村南四百三十県加須市麦倉
十番ほか二筆字本村東千三百五埼玉県加須市麦倉
十番二ほか四筆字上大道下八百八時玉県加須市道目
四筆一十十一番一一県加須市麦倉
十一番一ほか六筆字上大道下九百四埼玉県加須市道目
十九番一ほか六筆字上大道下九百二埼玉県加須市道目
六番一ほか三筆字新堀外七百七十埼玉県加須市道目

髙橋	高澤光雄	基 正 知	臺 祀夫	基 髙 治	基 健 二	染谷博	染谷 昇	須長 勇一	須長 稔	須藤 泰広
四百六十四番地三埼玉県加須市駒場	五百四十二番地埼玉県加須市砂原	三百二十六番地	足三十六番地埼玉県加須市下種	五百十八番地埼玉県加須市細間	三百二十四番地三 埼 玉 県 加 須 市 細 間	一 野二百二十三番地埼玉県加須市北平	野二百七十七番地埼玉県加須市北平	三百十二番地	三百十二番地	三百七十五番地埼玉県加須市麦倉
か十二筆字駒場十七番一ほ寄玉県加須市駒場	二番一ほか一筆野字田島三百九十	番一字野新田九百十三字野新田九百十三	足千四番ほか一筆埼玉県加須市下種	一番一ほか一筆字野新田九百五十埼玉県加須市細間	十七番一ほか三筆字上大道上八百四埼玉県加須市道目	番一ほか四筆野字田島三百九十場玉県加須市北平	七番一ほか三筆野字田島三百九十	四番一ほか一筆字本村上三百九十	一ほか十一筆字本村上四百十番	番一ほか十筆字本村上三百三十埼玉県加須市麦倉
	一、八九六	三六八	10,011	九 六 二	二、一〇六	五、六八二	四、七六七	一、 五 一 〇	九、〇四九	九、 六 〇 二

二、六五三	番ほか三筆字須賀二百七十七字須賀二百七十七	三百八十七番地埼玉県加須市飯積	保志	野中
六、	七番ほか七筆 字中新田千百八十	三百八十四番地埼玉県加須市飯積	浩	野中
	香松原三百二十四	四百四十七番地三四百四十七番地三	哲 夫	根岸
	番番二千二百二十九年二千二百二十九	九百三十九番地埼玉県加須市栄千	雄司	中野
	番一ほか三筆字中新田千六十一	六百八十二番地一	可 也	長塚
===	番一ほか四筆字野新田千三十五字野新田千三十五	二百七十三番地一埼玉県加須市細間	薫	中澤
	一番一字野新田九百三十字野新田九百三十	六号 二丁目十六番四十 二丁目十六番四十	武	内藤
八、	十二番一ほか六筆字中大道上九百九	四百三十七番地四百三十七番地	実	鳥海
	四番一ほか一筆野字田島四百三十	野百八十七番地野百八十七番地	男	鳥海
	十七番二字中大道上九百八寄玉県加須市道目	六十五番地	地 都 子	田 代
	字本村東千四百番字本村東千四百番	袋千八十三番地埼玉県加須市小野	長 正	田口

五、〇九一	四番一ほか五筆字野新田九百三十	二百五十番地	宮田勝行
	九番一字平野道上千六十字平野道上千六十	千七十三番地三埼玉県加須市砂原	松本順一
四、	番至千九百七十一年五十十一	地一足二千百九十七番埼玉県加須市中種	松村馨
四、	五番ほか八筆字本村南五百九十	千九十六番地埼玉県加須市飯積	平 井 榮
	二十番一ほか二筆字南戸羽打千二百	千百八十五番地埼玉県加須市飯積	平井喜一朗
	十番一ほか三筆字上大道上八百五	六百三十四番地	針ヶ谷 敏雄
=,	十五番一ほか二筆字上大道下八百五	七百一番地	針ヶ谷誠一
	字山越五百八十番埼玉県加須市飯積	六百九番地一	羽鳥正司
	字本村二百九十番	五百五十三番地三埼玉県加須市飯積	羽鳥久江
	九番一	四野三百六十一番地埼玉県加須市北平	橋本房子
	三番一ほか二筆字野新田九百四十埼玉県加須市細間	二千百三十九番地埼玉県加須市砂原	野原秀次

1111111	番二字十一番八百十五字十一番八百十五	千百七十四番地四埼玉県加須市戸室	幸夫	若山
一、五一七	ほか二筆 柳字柳下千四番二 埼玉県加須市上高	· 加利斯 一	清	若 林
九 四 九	十五番一 字上大道下八百九 埼玉県加須市道目	間四百七十番地埼玉県加須市阿佐	健一	吉田
八、九二二	十二番二ほか八筆字上大道下八百五	千九十九番地 新玉県加須市細間	安夫	吉澤
八三四	十番一 字下大道上千百六 字正,一道目	11百七十一番地	要 子	横島
二二、八四四	番一ほか三十一筆字中大道下千十八字中大道下千十八	百八十二番地埼玉県加須市細間	達 男	山下
一、九九五	一ほか二筆字築道千九十三番	九百七十七番地埼玉県加須市麦倉	義 治	山 岸
六、七五六	ほか十一筆字本村七十七番二字本規加須市麦倉	11百十二番地	光 二	山 岸
九、七三一	番一ほか十筆字本村二百八十七	三百四十四番地	和 男	山 岸
八、000	五番一ほか六筆字新堀外七百七十寄玉県加須市道目	五百八十三番地埼玉県加須市細間	浩	柳 田
九、 三 八	八番一ほか十七筆字本村南六百三十埼玉県加須市麦倉	千七百七十九番地 埼玉県 加須市 飯積	政己	森戸

= ;	十五番ほか十一筆	一 蛭川九十七番地 埼玉県本庄市児玉	荻 野 浩
	筆	四番地町下浅見八百八十埼玉県本庄市児玉	小賀野
	四筆 七百八十番一ほか お玉県本庄市児玉	四番地二町下浅見五百七十町下浅見五百七十	小賀野 進
	十二番ほか四筆町下浅見字竹ノ越埼玉県本庄市児玉	番地二町下浅見七百二十町下浅見本庄市児玉	小賀野 啓一
二四、	五筆 町入浅見字日延千 町入浅見字日延千	地町下浅見九百十番埼玉県本庄市児玉	小賀野 勝男
	七十二番ほか二筆町下浅見字柳ノ町埼玉県本庄市児玉	一番地町下浅見六百五十	粳田 平一郎
	二番ほか一筆 町上真下字向田十 埼玉県本庄市児玉	地三町吉田林三百七番野玉県本庄市児玉	池田道保
	七番一ほか七筆字本村上二百九十字本村上二百九十	五百四十七番地埼玉県加須市飯積	渡邉 祐吉
	九番一ほか四筆字野新田八百八十埼玉県加須市細間	八百五十九番地埼玉県加須市細間	渡邉 源四郎
	一ほか八筆字本村上三百六番埼玉県加須市麦倉	五百五十番地一场玉県加須市飯積	渡辺憲一
	ほか九筆字本村上三百一番	五百三十三番地一埼玉県加須市飯積	渡辺和野

式会社の農産	日向正悟	関根安男	坂 爪 裕	齊藤	小林誠	久 保 隆 信	木 村 雅 之	木村 教悟	木村保	小沢 昭次郎
農産株 田の杜一	丁目二番	三番地	地町埼玉川京大	八番地三 町下浅見本	一町埼玉県大	九番地 一見本	番 町 埼 地 蛭 玉 四 川 県 千 本	番 町 埼 地 虹 川 三 川 本	番 町 入 浅 県 木	番町埼玉川県
丁庄 目市 十早 四稲	丁目二番地十五 下	見四百五十二	百五十 十三番 T	四百四十	関二十八番地	六 百 儿 十 日 儿 士	百庄 八十児 四 玉	百 七 十 九 大 玉	見九百十三二	九百六十六
番ほか百九十五筆町入浅見字南田一埼玉県本庄市児玉	筆五百九十番ほか一町下浅見字西ノ前塚玉県本庄市児玉	二十九番ほか三筆町下浅見字竹ノ越埼玉県本庄市児玉	二十六筆 百五十三番二ほか 町入浅見字日延千 埼玉県本庄市児玉	九十五番ほか一筆町下浅見字中カ田埼玉県本庄市児玉	四十三番ほか三筆町蛭川字金鑽林千埼玉県本庄市児玉	三十七番ほか二筆町下浅見字竹ノ越埼玉県本庄市児玉	筆百四十三番ほか七町入浅見字日延千歩玉県本庄市児玉	か十三筆六百六十六番一ほ町入浅見字四丁町崎玉県本庄市児玉	番ほか百十六筆町入浅見字南田一埼玉県本庄市児玉	七筆百五十五番二ほか町入浅見字日延千
三五、	= ,	t	五四、二	五、	九、〇	五、上	九、	回、目	一七八、九	一六、五
九 九 九	四 二 三		三九一	九 一 〇	〇 九 三	七 一 五	八 二 二	四 四 四	九 六 八	五七〇

	百番一ほか一筆上村君字沖前千七	上村君九十九番地	英二	今 成
かハチ	二百五十三筆 百九十六番一ほか上村君字沖前千六 歩三県羽生市大字	地一区中瀬一丁目五番子葉県千葉市美浜	式会社が別創	造 イ 株 オ
十十	番ほか二筆 尾崎字鶴指百三十埼玉県羽生市大字	地尾崎九百四十六番	輝雄	飯 塚
五 子	十七番一ほか十筆発戸字干谷七百五発玉県羽生市大字	地尾崎七百四十四番	準一	飯 塚
日子	四十四番稻子前二百稻子字稲子前二百六字	十七番地藤井上組千二百八藤玉県羽生市大字	廣之	荒川
二日十	筆 五十四番一ほか三 下村君字西田七百 埼玉県羽生市大字	番地上村君八百七十二片村君从百七十二	勇二	新井
4. 十	十番ほか三筆 稲子字稲子前百五 埼玉県羽生市大字	地稻子五百二十五番埼玉県羽生市大字	雅雄	新井
(よ 1)发	か二十七筆字川端六十四番ほ埼玉県春日部市榎	一 野七百二十四番地野玉県春日部市立	文夫	野口
— E T	筆 百四十五番ほか二 町蛭川字南街道四 埼玉県本庄市児玉	地一町蛭川百八十九番町蛭川百八十九番	政士	分 須
TT 41, TZ	筆 百七十番一ほか五 町入浅見字伊勢谷 埼玉県本庄市児玉	六番地一 町入浅見九百二十 埼玉県本庄市児玉	道 雄	山 本
" H = 1	十四筆 四百四十九番ほか 野入浅見字壱丁田 歩玉県本庄市児玉	番地三町入浅見九百十五埼玉県本庄市児玉	博	山 本

十七番一ほか六筆発戸字干谷八百二特玉県羽生市大字
九十二番ほか子子宝蔵寺
番一ほか二筆一県羽生市大字
二十五番ほか一筆上川俣字寄居六百埼玉県羽生市大字
二十二番ほか一筆上川俣字稲荷七百埼玉県羽生市大字
六十三番ほか三筆稲子字稲子前二百埼玉県羽生市大字
一番出版字大門千五五十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十
郷字堀返シ千川の一はか十
五十八番ほか二筆稲子字稲子前二百埼玉県羽生市大字
十七番ほか五筆発戸字上り田四百埼玉県羽生市大字
十八番一ほか六筆三田ケ谷字本村六埼玉県羽生市大字

三、	十七番一ほか三筆発戸字干谷八百六	地	須永 利春
· 四日子	等 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	. 四 玉 丁 県	鈴 木 孝
日子	番ほか六筆上新郷字野合四百埼玉県羽生市大字	上新郷九十九番地	渋生田 博崇
	番一ほか八十九筆今泉字西原六十四埼玉県羽生市大字	今泉三十一番地	五月女 進一
十子	七番ほか八十七筆上川俣字道畑五十埼玉県羽生市大字	須加三百十八番地埼玉県行田市大字	ンリーフ合同会社グリー
十一子	一筆 十八番一ほか三十 稲子字稲子前百二 埼玉県羽生市大字	番地一番地一	小林容彰
丑 日 子	筆四十四番一ほか五上新郷字保井六百	番地野田五十一	小 林 孝 充
一一十	筆 今泉字大口二百二十四番ほか三十二百二十四番ほか三十二	地二今泉五百二十一番	小菅夏江
日十	九十一番ほか一筆尾崎字北尾崎七百	尾崎九百三番地埼玉県羽生市大字	黒田正巳
かり丁	五十六筆百八十九番一ほか上村君字沖前千六歩玉県羽生市大字	番地三上村君二百二十三	栗原貞夫
<u> </u>	筆十七番一ほか十七発戸字芝原五百五発正県羽生市大字	地安泉二百六十四番	草野正明

	筆			
ほ田大か西字	1 日本十四番ほ 八百七十四番ほ 上新郷字中新田 埼玉県羽生市大	地上新郷千七百三番埼玉県羽生市大字	宏	関 根
筆 一 / 字	九十四番ほか三筆上新郷字野分二百埼玉県羽生市大字	上新郷百十五番地埼玉県羽生市大字	敏 郎	関 根
八二十十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	四十一番ほか八筆上新郷字野分二百埼玉県羽生市大字	上新郷二百四番地埼玉県羽生市大字	達夫	関 根
三百字	筆 三十七番ほか十三 三十七番ほか十三 が玉県羽生市大字	上新郷九十八番地埼玉県羽生市大字	伸一	関 根
十大七字	番ほか三筆上川俣字道畑十	番地上川俣千四百十四	光 男	関口
三字	十七番ほか一筆上川俣字道畑百三埼玉県羽生市大字	一番地上川俣千四百四十埼玉県羽生市大字	正 夫	関口
十大六字	番一ほか九筆上川俣字道畑七歩玉県羽生市+	番地上川俣千四百十二	房 男	関口
四 大番字	ほか十三筆 上川俣字道畑四 埼玉県羽生市大	上川俣百十番地埼玉県羽生市大字	貞雄	関口
十字	五番上川俣字道畑九	上川俣九十七番地埼玉県羽生市大字	耕市	関口
筆 五 字	八十五番ほか五筆上川俣字寄居五百埼玉県羽生市大字	地一上川俣千九十一番埼玉県羽生市大字	克 雄	関口
筆 百字	六十一番ほか一筆稲子字稲子前二百埼玉県羽生市大字	番地稲子千二百八十六埼玉県羽生市大字	哲 一	諏訪

長澤栄一	戸山 正孝	富岡 丈治	出井稔	田部井 政明	田沼恒春	夛 田 美 秋	武村幸男	田口政夫	髙 田 保	関根がり子
地尾崎五百八十五番	一 令泉九百十三番地	上新郷二十九番地 埼玉県羽生市大字	七番地 上村君千九百四十 下字	上村君六十九番地	番地 稲子千二百二十二 二十二	·	八番地二 上川俣千三百七十	番地一	番地 小須賀九百五十二 小須賀九百五十二	上新郷六十八番地
筆	筆十九番一ほか十五十九番一ほか十五	六番ほか四筆上新郷字野分三百埼玉県羽生市大字	七番一ほか六筆発戸字干谷九百十	十二番ほか四筆発戸字上り田四百	四番一ほか二筆尾崎字鶴指百八十	十七番一ほか九筆発戸字干谷八百五埼玉県羽生市大字	四番ほか一筆上川俣字道畑六十	四十四番ほか三筆上川俣字寄居五百埼玉県羽生市大字	一番 上川俣字道畑六十	十五番ほか十五筆上新郷字野分三百
五八、二六七	八、六七五	八、 九 九 九	三、七二一	四、七二四	三、三五七	四、 二 八 二	四、二 二 九	九 四 五 九	三、三五八	二八、二八〇

五、〇〇〇	百十九番ほか四筆下村君字砂田千四埼玉県羽生市大字	十二番地一 十二番地一	平井煌一
五、四六九	五十二番ほか六筆稲子字稲子前二百埼玉県羽生市大字	地一千三百十一番	原口敏男
三、三九三	八番ほか一筆 上川俣字寄居五百 埼玉県羽生市大字	上川俣五百三番地	早川美佐男
九、四三二	十六番ほか三筆上川俣字道畑百七歩玉県羽生市大字	上川俣五百番地一埼玉県羽生市大字	早川周一
三、七七一	十八番一ほか三筆発戸字干谷七百七時玉県羽生市大字	地三、大田、北三、大田、北三、大田、北三、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、	長谷川 善広
一一、二八五	十四番ほか九筆稲子字稲子前百三埼玉県羽生市大字	地超子五百二十九番埼玉県羽生市大字	長谷川憲史
一、一回〇	筆九十五番一ほか一尾崎字北尾崎七百	地尾崎八百四十四番埼玉県羽生市大字	萩原堅治
五、七八六	十四番ほか一筆上川俣字寄居六百埼玉県羽生市大字	番地一上川俣千百六十五上川俣千百六十五	根岸秀明
七九、四五七	筆 今泉字大口二百三十番一ほか百十二	地今泉四百六十九番埼玉県羽生市大字	根岸一文
一、 一 四 〇	四十五番稲子前二百埼玉県羽生市大字	番地藤井上組千百十九勝玉県羽生市大字	西田昭一
一、 一 六	七十二番ほか一筆今泉字大房千七百歩玉県羽生市大字	地令泉千百三十四番	中村猛

三、八六七	三番一ほか四筆発戸字干谷七百十埼玉県羽生市大字	発戸千二百一番地 埼玉県羽生市大字	広 文	松井
二、 八 二	四番ほか六筆	発戸千百五番地 埼玉県羽生市大字	茂	松井
二二、四八五	ほか九筆上川俣字道畑五番埼玉県羽生市大字	三番地一 三番八十	政 男	増 田
八、七〇四	一番ほか三筆 上川俣字寄居六百 埼玉県羽生市大字	番地上川俣千百五十九上川俣千百五十九	久 雄	増 田
九九四	五番上川俣字道畑五十片玉県羽生市大字	番地上川俣二百八十四上川俣二百八十四	敏彦	増 田
三、二九一	五十七番ほか二筆上川俣字寄居五百埼玉県羽生市大字	番地一上川俣千百七十七十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	利 雄	増 田
五六、四五七	五筆 十五番一ほか二十 上川俣字道畑百三 埼玉県羽生市大字	地一地一大四百六番	一 幸	増 田
三、八〇七	百八番一ほか三筆上村君字沖前千七	番地一上村君二百三十五上村君二百三十五	彰 男	増 田
一 五 八 二 八	百十五筆 五十四番一ほか三 上手子林字辻七百 上手子林字辻七百	六番二 四百一 南羽生三丁目二十 南北里三丁目二十	仁 史	間 篠
八、一〇四	四十二番ほか三筆上川俣字寄居五百埼玉県羽生市大字	地上川俣四百七十番	倉由	堀口
六、六九二	四番一ほか九筆発戸字原二百七十	発戸二千十番地 埼玉県 羽生市大字	近 松	保髙

市川和	飯塚正	飯塚	飯塚	飯塚定	飯塚	山田和	山下 直	山﨑登	山﨑信一	松井
和 宏	章	孝 弘	貴 夫	定由		和 男	直 助	<u> </u>		栄次郎
九百八番地埼玉県深谷市江原	三百五十九番地埼玉県深谷市江原	三百六十五番地埼玉県深谷市江原	四百三番地	三百五十八番地一	四百四番地	百四十八番地町大字山田字北田福島県双葉郡双葉	地尾崎七百六十一番埼玉県羽生市大字	地川俣四百六十番埼玉県羽生市大字	地尾崎八百七十三番埼玉県羽生市大字	二番地
六十四番一ほか十字南牛蒡ケ谷戸百埼玉県深谷市江原	番一ほか十二筆字魔利支天九十三埼玉県深谷市江原	五十一番ほか十筆字南牛蒡ケ谷戸百埼玉県深谷市江原	九番一ほか四筆字東谷田三百九十埼玉県深谷市江原	香寒谷田四百十一	六番ほか二筆字西谷田四百八十埼玉県深谷市江原	一ほか四筆 二千四百七十九番 下手子林字北耕地 埼玉県羽生市大字	八十二番ほか九筆尾崎字北尾崎七百	十四番一ほか二筆上川俣字道畑百六埼玉県羽生市大字	筆九十六番一ほか一尾崎字北尾崎七百	番ほか三筆
一九、三六六	一二、四一六	一 〇 一 八	八、 九 二 〇	一、〇四二	二、九三六	二、九三〇	三、二七三	三、七三五	1 , 11 11 1	五、三六一

A				
A	七五六	二字大天獏三十二番寄玉県深谷市江原	太田千八十四番地埼玉県熊谷市永井	尾島 利正
市	八七	保 谷 五 市	- 写七十九番地三 - 写七十九番地三	小 画 河
	_	か二筆 田十六	$-\Pi$ \mp	大島 清
(株) (株) (株) (株) (株) (株) (株) (株) (株) (株)		十番ほか一筆字東富士宮二百八埼玉県深谷市江原	百五十六番地一 写五十六番地一	大澤 充
神子	四、	か十五筆大天獏二十五年	写 四十四番地 后 四十四番地	江森 斎
現 ・		八十一番ほか四筆字南牛蒡ケ谷戸百埼玉県深谷市江原	九百三十九番地 埼玉県深谷市江原	江黒 治男
id	八八三	字堀向三番一寄玉県深谷市堀米	四十四番地玉県深谷市	江黒 昇
## お玉県深谷市江原	`	か一筆天獏四十九九	田玉儿	江 黒 禎
俊光 - 二百三十七番地十 字堀向九番一 - 四、	六八五	利支天六十	太田千百十四番地 埼玉県熊谷市永井	江黒 邦夫
武邦 九百十一番地 字大天獏四十番ほ 一四、埼玉県深谷市江原 埼玉県深谷市江原		1111	二百三十七番地十埼玉県深谷市堀米	浦野俊光
	四、	か十一筆字大天獏四十番ほ埼玉県深谷市江原	九百十一番地埼玉県深谷市江原	市川武邦

小暮 友也	小暮 賢一	小暮 彰 三百	河野 和功 埼玉	栗原 茂則 二百	茂 則 弘	茂 康 実 則 弘	茂 康 則 弘 実 ビ社 ジョンネスミ		
九百六十七番地二埼玉県深谷市江原	九百六十七番地一埼玉県深谷市江原	三百九十九番地一埼玉県深谷市蓮沼	四百五十九番地	二百三番地	当 二百四十六番地 二百三番地 二百三番地	二百四十三番地 二百四十二番地 二百四十二番地 二百四十六番地 二百三番地	特玉県熊谷市問屋 一百三番地 一百三番地 二百三番地 二百三番地 二百三番地 二百三番地 二百三番地 二百三番地 二百三番地 二百三番地 二百三番地 二百三番地	本	二千百六十九番地 二千百三番地 二百三番地 二百三番地 二百三番地 二百三番地 二百三番地 二百三番地 二百三番地 二百三番地 二百三番地 二百三番地 二百三番地 二百三番地 二百三番地 二百三番地 二百三番地 二百三番地 米
字大天獏十二番	八筆 字大天獏六番ほ って って って で って で って で って で って で って で って	地一 字東谷田四百九番中蓮沼 埼玉県深谷市江原	一二筆二二番ほの一二番ほの一二番に	二番二 字西谷田四百七 二番二	場玉県深谷市江 ・	本 本 本 本 本 本 本 本 本 大 天 天 漢 子 天 天 八 天 天 八 八 八 八 八 八 八 八 八 八	二字埼 番字玉 一字西玉 一名 一字西子 一名 一字 	二字埼 	二字埼 か字埼 王字埼 三字埼 十一字埼 三字埼 十一天県 本子 五市 五市 五市 五市 五市 五市 五市 五
番 江ま原	ほ 江 か 原 一	1九番原	ほ 本 か 田	七江十原	七江 一江 十原 ほ原 五	七江 一江 番江 十原 ほ原 五 一	七江 一江 番江 十本 十原 ほ原 二田	七江 一江 番江 十本 ほ江 十原 ほ原 二田 か原	五一
三、四〇七	二、四七九	八 七 一	六、三九四	一、 三 九 九	` '	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			

	一番三ほか一筆字魔利支天百二十字の大百二十	五百七十八番地埼玉県深谷市石塚	克司	坂 田
<u>-</u> ,	か一筆字大天獏十一番ほう玉県深谷市江原	田六百九十三番地	公治	斉藤
	十九番 字南前久保五百五 与玉県深谷市江原	三百六十三番地二	芳 子	小 林
五、	九十四番ほか六筆 字北牛蒡ケ谷戸百	八百九十六番地一	<u>盛</u> 吾	小 林
	百十八番字北牛蒡ケ谷戸二字北牛蒡ケ谷戸二	八百七十番地 将玉県深谷市江原	均	小 林
111'	番二ほか三筆字魔利支天八十二字魔利支下八十二	七十四番地三	秀 夫	小 林
	十四番字東富士宮二百六字東富士宮二百六	二百四十九番地一	敏 男	小 林
_ _ _	番ほか十一筆字魔利支天百十八字魔利支天百十八	八百七十一番地一埼玉県深谷市江原	正嗣	小 林
一四、	ほか十九筆 字魔利支天七十番 寄玉県深谷市江原	州百七十三番地三 埼玉県深谷市江原	高二	小 林
四、	番ほか三筆字魔利支天九十七字魔利支下九十七	八百九十五番地一埼玉県深谷市江原	敬 正	小 林
九、	十四番ほか七筆字前平方二千六百	地四三千七百七十二番埼玉県深谷市本田	章 夫	小 林

1100	九番一字西豆柄八百七十字西豆柄八百七十	八百八十四番地埼玉県深谷市江原	茂	清水
	十七番ほか一筆字南前久保五百二字南前久保五百二	三百六十七番地一埼玉県深谷市江原	功	島田
一、九一五	か一筆字大天獏十番一ほ埼玉県深谷市江原	11百三十七番地一	文雄	渋 沢
八、三五五	ほか十筆字大天獏二十六番	八百八十五番地埼玉県深谷市江原	文雄	柴﨑
一四、二九四	ほか十三筆 字大天獏二十九番 寄玉県深谷市江原	九百五十二番地一埼玉県深谷市江原	友 和	柴﨑
六、七七九	ほか五筆字大天獏五十八番埼玉県深谷市江原	九百五十四番地一埼玉県深谷市江原	永 雄	柴﨑
1、11七	十七番字南前久保五百五埼玉県深谷市江原	三百九十六番地二 海玉県深谷市 蓮沼	正 行	澤田
一五、八八三	一ほか十四筆字大天獏五十六番埼玉県深谷市江原	九百四十九番地埼玉県深谷市江原	良造	坂 田
三、五九二	番ほか三筆字魔利支天七十七字魔利支下七十七	九百十五番地一埼玉県深谷市江原	正 行	坂 田
八、 一 八	か八筆字大天獏三番二ほ埼玉県深谷市江原	九百十七番地一埼玉県深谷市江原	忠司	坂 田
八 四 七	か一筆字大天獏十番二ほ埼玉県深谷市江原	大田千八十五番地埼玉県熊谷市永井	金 雄	坂田

I
-九番ほか二筆4県深谷市江原
一筆一十九番
四番ほか一二の一番の
獏 一番 ほか か原
(十七筆 ・大天獏五番ほか を
.十筆 、天獏三十八番 上界深谷市江原
七ほか三筆前久保五百十県深谷市江原
番ーほか十百 か 十百原
字三ツ井五百二番埼玉県深谷市本田
十一番一ほか一筆字南前久保五百六埼玉県深谷市江原

二、六四一	ほか一筆 字大天獏四十一番 寄玉県深谷市江原	太田千六十六番地埼玉県熊谷市永井	峯岸 八重子
五、三二八	四十五番ほか一筆字宮ノ入六千三百字宮ノ入六千三百	六百九十七番地一 埼玉県深谷市新戒	株式会社
七、〇九九九	ーほか三筆 一ほか三筆 一ほか三筆	地一二百七十七番	本田 孝夫
一 二 九	十一番一ほか一筆字東富士宮二百七字東富士宮二百七	百九十一番地埼玉県深谷市堀米	發師 政男
九、九〇〇	ほか二筆字大天獏三十三番	四百五 南一丁目一番地—	長谷川 秀明
九八六	十四番 字東富士宮二百八字東富士宮二百八	九百五十七番地三埼玉県深谷市江原	長谷川清
一、二三八	九十三番ほか一筆字南牛蒡ケ谷戸百埼玉県深谷市江原	二百四十七番地埼玉県深谷市江原	橋本直也
一、五六三	十番 字南前久保五百六字南前久保五百六	二百三十五番地埼玉県深谷市堀米	橋本源一
二、四三五	八番一ほか一筆字西谷田四百六十字正谷田四百六十	四百三十六番地埼玉県深谷市蓮沼	橋本勝治
五、七二八	筆八十三番二ほか七字南牛蒡ケ谷戸百字市上票深谷市江原	二百四十六番地	橋本一良
五、 七 四 一	筆 年 番 五 ほ か 十 字 南 牛 蒡 ケ 谷 戸 百 方 正 原 で 市 江 原	埼玉県深谷市新井	根岸明衛

四、三五四	ほか一筆 町大字肥土字上善 町大字肥土字上善	十番地町大字肥土五百三町大字肥土五百三	浅見 利雄
一、八九七	四百三十七番一野町般若字上天王	番地 野町般若百六十二 埼玉県秩父郡小鹿	笠 原 寿 洋
一五、〇六二	四番ほか五筆町大字西吉見二十埼玉県比企郡吉見	十三番地字大谷二千九百五字玉県東松山市大	森田義政
三、一一七	ほか三筆 財地五百九十五番 町大字北吉見字八 埼玉県比企郡吉見	三十五番地町大字北吉見九百町太字北古見九百	森田邦生
二、五〇五	番がおいては、おります。 おり おり おり おり おり おり おり かい かい かい かい かい かい かい かい かい かい かい かい かい	三十六番地町大字北吉見八百斯太字北吉見八百	森田和昭
四、九六九	十七番ほか九筆字芝原二千五百六埼玉県白岡市柴山	一番一号 橋浜町三丁目二十東京都中央区日本	オロンティア 株式会社 C T I
五、六二三	五筆 七百二十一番ほか お田字上荒井ヶ崎	地一崎千二百七十四番埼玉県白岡市下大	社・ション株式会アルファイノベ
七、九四九	一ほか三筆神扇字八反割六番埼玉県幸手市大字	地爾千五百七十番神扇千五百七十番	業機械化センタ
四、六〇二	ほか八筆 千六百二十七番一 千六百二十七番一 手上校郷字丸谷	一番一号橋浜町三丁目二十東京都中央区日本	株式会社CTI
111,01111	番ほか十三筆字八幡二百七十七	島三百九十四番地埼玉県深谷市血洗	有限会社ファー
一、二 四 六	九十九番三字北牛蒡ケ谷戸百字北牛蒡ケ谷戸百	太田千九十七番地埼玉県熊谷市永井	宮澤俊江

柿沼	折茂	落合	奥原	岡野	井 上	伊藤	伊藤	荒 木	荒木	淺 見
勝利	唯 久	祐藏	郎	義 明	良 夫	光 雄	静 雄	雄雄	武 昭	松久
十七番地町大字関口三百六時玉県児玉郡神川	番地一町大字原新田十二	番地一町大字関口二百五	十四番地一町大字関口二百六	十五番地	四岩崎二百七番地群馬県高崎市吉井	番地一町大字関口百八十	三番地町大字関口百九十埼玉県児玉郡神川	五番地町大字関口二百十	十三番地町大字関口二百三	十二番地町大字肥土五百六埼玉県児玉郡神川
筆 寺百八番ほか十二 町大字植竹字永正	一筆 五百五十二番ほか 町大字関口字中瀬 埼玉県児玉郡神川	三筆 二百五十四番ほか 町大字関口字奥原 埼玉県児玉郡神川	五筆 二百四十九番ほか 町大字関口字奥原 埼玉県児玉郡神川	十六番 町大字植竹字蟹田 埼玉県児玉郡神川	二筆 二百九十四番ほか 町大字関ロ字奥原 埼玉県児玉郡神川	九筆 下田二百一番ほか 町大字植竹字下ノ 埼玉県児玉郡神川	筆 寺百五番一ほか七 町大字植竹字永正 埼玉県児玉郡神川	三筆 下田二百二番ほか 町大字植竹字下ノ 埼玉県児玉郡神川	八筆 二百四十六番ほか 町大字関ロ字奥原 歩玉県児玉郡神川	吉原六百三十六番町大字肥土字中住埼玉県児玉郡神川
一 四 一 七 五	四、一二〇	六、三五四	一四、二〇六	一、六九七	五、二二二二	二一、五七三	一三、六七七	六、二〇四	11三、大〇1	二、三七九

塩田 治人 町大字肥土 特玉県児玉	塩田 繁藏 町大字肥 埼玉県児	坂田 博之 町大字関 埼玉県児	齊藤 正晴 町大字植 埼玉県児	小峰 德治 町大字植 埼玉県児	小井戸 英夫 町大字小 埼玉県児	神部 信義 町大字肥 埼玉県児	神部 勝治 町大字肥 埼玉県児	十一省均	子県 空肥児	がえりの会 百十七番: 町大字肥
玉郡神川一埼	工工 工工 工工 工工 工工 工工 工工 工工 工工 工工 工工 工工 工工	口 玉 百 郡 八 神 十 川	他们有二十一町大児玉郡神川 埼玉	植竹五百十 町大児玉郡神川 埼玉	ル 小 浜 五 百 七 町 大 田 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五	形士四百四 田三 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五	地 把 土 五 百 四 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五	土九百三か田『	玉郡神川町埼	. 郡
三筆 勢原八十三番ほ 大字肥土字中御	十三筆 十三筆 大字関口字川原 大字関ロ字川原	か二筆 田三百三十五番ほ町大字関口字間ノ	5二十一番 大字植竹字永正 型県児玉郡神川	5六十六番 大字植竹字上下玉県児玉郡神川	五十五番ほか六、県児玉郡神川	手 三百四十番ほか 三年明記 主字東前 三年明記 本神川	手 日五十三番ほか 日本十三番ほか 日本十三番ほか	.四筆 . 二三百四十九番ほ	児玉郡神	児 大百肥児 玉 十字郡 神 五上神
四 五 六 四	三二、四六九	八、三二七	五 七 九	一、 四 二 三	一、八二	一 一 三 五 一	九、二七六	九、 一 五 四		一三、九二八

根岸	貫井	貫井	中澤	中沢	中沢	中澤	田 村	田 村	進藤	清水
郎	良明	利 知	萬喜夫	均	省三	邦 男	渉	歓	誠一	武
九十六番地町大字植竹千二百崎玉県児玉郡神川	番地野大字貫井二百八埼玉県児玉郡神川	十五番地一	十九番地	十番地	十五番地	十六番地一	十九番地二町大字植竹六百九埼玉県児玉郡神川	十二番地町大字植竹四百三特玉県児玉郡神川	六番地 町大字関口百九十 町玉県児玉郡神川	番地町大字小浜六百七埼玉県児玉郡神川
田八十番ほか四筆町大字植竹字下西埼玉県児玉郡神川	筆田七十一番ほか二町大字植竹字下西 ちま県児玉郡神川	筆 田四十三番ほか二 町大字植竹字上西 特玉県児玉郡神川	ほか十六筆 伊勢原百六十九番町大字肥土字中御	伊勢原百八十七番町大字肥土字下御埼玉県児玉郡神川	五筆 原二百四番ほか十 町大字肥土字東川 埼玉県児玉郡神川	ほか一筆 川原二百六十二番 町大字肥土字久保 埼玉県児玉郡神川	田百六十九番町大字植竹字上下埼玉県児玉郡神川	二番町大字植竹字蟹田埼玉県児玉郡神川	か一筆町大字関ロ字間ノ町大字関ロ字間ノ	八番ほか二筆 町大字植竹字蟹田 埼玉県児玉郡神川
一 一、 五 九	六、一五三	三、四八五	三六、五一八	一、三〇七	三二、大三〇	五、二六二	九八五	二、五五二	四、五〇〇	四、四七八

式会社 番番	中村 陽二 町-	金井 武司 町-	一ノ瀬 能一 町-	安藤利一町	堀越 祐一 町-	堀口 米作 町-	社報徳石産株式会 町-	福島要一町-	福嶋 信夫 町	福嶋 興 町-
一号の杜一丁目十四五県本庄市早稲	百六十四番地四大字七本木三千玉県児玉郡上里	二番地一 大字五明七百三 玉県児玉郡上里	番地一	七番地工馬児玉郡上里	四番地大字植竹七百九玉県児玉郡神川	番地 大字貫井三百十	**************************************	-二番地二-二番地二百二二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	-六番地一 -大字肥土五百七	**************************************
二筆百六十六番三ほか町大字五明字高木	三番ほか一筆 町大字堤字寺 西百 埼玉県児玉郡上里	か一筆 千六百二十番二ほ町大字長浜字城西 埼玉県児玉郡上里	百六十六番三町大字五明字高木埼玉県児玉郡上里	番二字塩屋九百七十三时大字五明(飛地)场玉県児玉郡上里	八筆 田六十七番ほか十町大字植竹字下西 埼玉県児玉郡神川	川原六百十二番町大字肥土字善正埼玉県児玉郡神川	三番ほか二十六筆町大字植竹字蟹田埼玉県児玉郡神川	五百八十七番町大字関口字落合埼玉県児玉郡神川	ほか二筆 屋敷五百三十五番 町大字肥土字中遠 場ま 県児玉郡神川	吉原七百十一番町大字肥土字下住塔玉県児玉郡神川
五、三一六	一、七〇一	三、一五三	一、九八三	一、二八二	二七、一二五	三、四〇八	五七、五八五	九 八 〇	111/11/11/11/11	二、〇七六

平成三十年三月二十三日認可年月日

一回、四〇六	九番二ほか十四筆 曽根田千五百三十 伏町大字大川戸字 歩 黒北葛飾郡松	七百二十五番地	舛 田 晃
1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、	十三筆 砂田千七番ほか二 伏町大字大川戸字 埼玉県北 葛 飾郡松	番地八 一丁目十	株式会社はちぼ
	十三筆 二百四十八番ほか 町大字赤浜字洞尻 埼玉県大里郡寄居	岛三百九十四番地	有限会社ファー
六、H圓圓	二筆 二百八十四番ほか 町大字赤浜字洞尻 埼玉県大里郡寄居	与 写 方 十 八 番 地 自 山	野辺一夫
	筆 二百八十番ほか四 町大字赤浜字洞尻 埼玉県大里郡寄居	本町一番地五	株式会社ヤオコ
六、九八二	か四筆前三百五十八番ほ町大字赤浜字宮ノ	番地町大字今市七百十	梅澤功

埼玉県告示第三百十七号

おり公告する。 項の規定による処分をしたので、 建設業法(昭和二十四年法律第百号、 法第二十九条の五第一項の規定に基づき、 以下「法」という。)第二十九条の二第一 次のと

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

処分をした年月日

平成三十年三月二十七日

可番号 処分を受けた者の商号又は名称、 主たる営業所の所在地、 代表者の氏名及び許

社日昇技研株式会	チハウス 有限会社タニグ	社原通信有限会	往吉建設株式会	株式会社ホソヌ	務店 名社折原工	丹野工業	器。然分社日本機	ム株式会社	森電工業株式会 社	商号又は名称
	金杉四八六番地五埼玉県北葛飾郡松伏町	下高野二八九七番地埼玉県北葛飾郡杉戸町	五番七号	 	和戸一〇九七番地埼玉県南埼玉郡宮代町	一号 一〇番五五―五〇 埼玉県新座市野火止七	七〇番地四	 	丁目八番九号 埼玉県新座市新座二	主たる営業所の所在地
西澤輝城	谷口守	上原 久夫	長島修	細沼 公男	折原 章夫	丹野彰久	佐々木 正史	中田恵三	福森喜己	代表者の氏名
第四六五四四号 (般—二六)	第五〇五三六号(般—二六)埼玉県知事許可	第三三一七四号(般—二六)	第〇七一五八号(般—二六)	第○一六九三号(般—二五)埼玉県知事許可	第二二二六六号(般—二五)埼玉県知事許可	第六三三八八号 (般—二六)	第六二六一九号(般—二五)	第六二五三九号(般—二五)	第六二三五九号(般—二五)	許可番号

第三〇五五三号 (般―二八)	文一	髙橋	目五番七号 埼玉県上尾市中分一丁	ウスドクター れい おいま かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょ かんしょう かんりょう かんしょう かんりょう かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ しんしょ し
第三四〇七九号(般—二八)	喜代志	三浦	丁目一八番一二号埼玉県春日部市豊町五	業 有限会社三浦工
第四七三三一号(般—二八)	鳳黎	國兼	六○番地七	業株式会社國兼工
第二二六九三号 (般—二七)	喜美枝	岩田	岸二五一〇番地一	備 株式会社岩田設
第一二七二一号 (般—二七)	進	大塚	谷二六五三番地六埼玉県比企郡小川町高	同組合小川上下水道協
第四七五八一号(般—二七)	榮	小池	七番地七八号埼玉県桶川市坂田一一	社 小池電設株式会
第一二五八八号 (般—二七) 埼玉県知事許可	吉彦	佐藤	目二七番十三号 埼玉県八潮市八潮四丁	株式会社
第五一二二七号(般—二七)	茂	岡田	二番一八号埼玉県川口市芝三丁目	業株式会社岡田工
第二七六六七号 (般—二七)	彰男	寺田	東姫宮一丁目二番六号埼玉県南埼玉郡宮代町	式会社
第五○九七○号 (般―二七)	鉄 郎	迫田	丁目七九番地埼玉県春日部市大沼六	工業 株式会社みゆき
第一四四四六号 (般—二七)	幹 雄	鈴 木	宝来一七五七番地三	務店
第五○八四四号(般—二七)	光 男	齊藤	皆一六番九号 埼玉県川口市前川二丁	建 有限会社斎光鐵
第二九一八〇号 (般—二七)	天眞	磯田	八四番地三埼玉県川口市東内野四	芸 株式会社磯田工
第五○七八四号 (般―二七) 埼玉県知事許可	操	柴田	七 字上富一五五二番地一 字上富一五五二番地一	気
第二七六八二号 (般—二七) 埼玉県知事許可	薫	村 田	藏五二一番地二 埼玉県比企郡嵐山町大	材有限会社村田木
第五〇五七九号(般—二六)	雅治	清水	中野田一〇〇一番地	有限会社弁花園

ステム株式会社アイケービルシ	務店有限会社長山工
六番地九五 埼玉県川口市東内野五	目一五番二七号埼玉県朝霞市宮戸三丁
岩 田	長山
晃	光 男
第六七四〇三号(般—二五)埼玉県知事許可	第四八九九四号(般—二八)埼玉県知事許可

三 処分の内容

法第二十九条の二第一項の規定に基づく許可 (一般建設業の許可) の取消

四 処分の原因となった事実

九条の二第一項に該当する。 公告を行ったが、 平成三十年埼玉県告示第百三十二号によ 公告後三十日を経過しても申し出が り営業所の 所在地が なく、 このことは法第二十 確知できない旨の

埼玉県告示第三百十八号

る。 で、 国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたの 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第三項の規定により公示す

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一作業種別

基本測量 (電子国土基本図 (地図情報) 修正・国土広域情報修正)

二作業地域

作業期間

 \equiv

平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

埼玉県告示第三百十九号

定により公示する。 二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規 月九日終了した旨測量計画機関である鴻巣市から通知を受けたので、 平成二十九年埼玉県告示第千二百二十四号で公示した公共測量は、 測量法(昭和 平成三十年三

平成三十年三月三十日

埼玉県告示第三百二十号

二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規目終了した旨測量計画機関であるさいたま市から通知を受けたので、測量法(昭和平成二十九年埼玉県告示第四十五号で公示した公共測量は、平成三十年三月十六 定により公示する。

平成三十年三月三十日

埼玉県告示第三百二十一号

九日終了した旨測量計画機関であるさいたま市から通知を受けたので、測量法(昭平成二十九年埼玉県告示第八百十三号で公示した公共測量は、平成三十年三月十 規定により公示する。 和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の

平成三十年三月三十日

埼玉県告示第三百二十二号

事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、 次のとおり告示する。 都市計画

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一施行者の名称

寄居町

二 都市計画事業の種類及び名称

寄居都市計画道路事業三・四・五号 中央通り線

三 事業施行期間

平成三十年三月三十日から平成三十五年三月三十一日まで

四 事業地

なし

イー収用の部分

埼玉県大里郡寄居町大字寄居字大正寺、字栄町地内

ロ 使用の部分

埼玉県告示第三百二十三号

事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、 次のとおり告示する。 都市計画

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

施行者 \mathcal{O} 名称

寄居町

 \equiv 都市計画事業の種類及び名称

寄居都市計画道路事業三・一・二十五号 寄居駅南口駅前広場

三 事業施行期間

平成三十年三月三十日から平成三十五年三月三十一日まで

兀 事業地

1

収用の部分

埼玉県大里郡寄居町大字寄居字大正寺、字天沼地内

口 使用の部分

なし

埼玉県告示第三百二十四号

認めたので、告示する。 十八年埼玉県条例第二十号)第五条第一 次の雨水流出抑制施設は、 埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例(平成 項の規則で定める技術的基準に適合すると

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

許可番号

第二〇一六—十六—一号

一 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県入間市大字小谷田字谷ツ千六百五十六番 一六五六番二

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 六十一・六五立方メートル

埼玉県告示第三百二十五号

認めたので、告示する。 十八年埼玉県条例第二十号)第五条第一 次の雨水流出抑制施設は、 埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例(平成 項の規則で定める技術的基準に適合すると

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一許可番号

第二〇一七—三—一号

一 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県東松山市大字下唐子字法養寺千四百二十九番二

三 雨水流出抑制施設の容量

谷量 七百三十五・三四立方メートル

埼玉県告示第三百二十六号

認めたので、告示する。 十八年埼玉県条例第二十号)第五条第一 次の雨水流出抑制施設は、 埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例(平成 項の規則で定める技術的基準に適合すると

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

許可番号

第二〇一四—二八—二号

一 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県羽生市大字下岩瀬字下岩瀬四百四十六番 七十五筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 三千八百四十八・六七立方メートル

埼玉県告示第三百二十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法

第十八条第一項の規定により、行田都市計画道路を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

埼玉県告示第三百二十八号

第十七条第一項の規定により、 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法 都市計画の 変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一都市計画の種類及び名称

口都市計 画 さいたま都市計画、 上尾都市計 画 蕨都市計画及び戸田都市計

画下水道

二 都市計画を変更する土地の区域

イ 追加する土地の区域

さいたま市大宮区三橋二丁目の一部

削除する土地の区域

口

なし

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都 市 整備部 都市計画課、 さいたま市建設局下 水道部下水道計画課及び埼

玉県荒川左岸南部下水道事務所

四 縦覧期間

平成三十年三月三十日から平成三十年四月十三日まで

埼玉県告示第三百二十九号

第十八条第一項の規定により、上尾都市計画区域区分を変更した。 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

埼玉県告示第三百三十号

変更を認可したので、 五年埼玉県告示第二百四十九号で告示した坂戸都市計 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 次 のとおり告示する。 第六十三条第一 画 項 下 \mathcal{O} 水道事業 規定に \mathcal{O} ょ 事業計 り 昭 画 和 兀 \mathcal{O}

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

坂戸、鶴ヶ島下水道組合

一都市計画事業の種類及び名称

坂戸都市計画下水道事業坂戸及び鶴ヶ島公共下水

三 事業施行期間

昭和四十五年三月十七日から

平成三十三年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 分流区域

(1) 汚水

| 収用の部分

変更なし

二 使用の部分

六 平成二年埼玉県告示第五 年埼玉県告示第 示 埼 百六十六号、 百 示第千百四十号、 号、 及 成八年埼玉県告示第七百三十二号、 第三百七十二号、 四十 玉県告示第 昭和 び 四十五 柳 _ 平成十二年埼玉県告示第三百九十九号、 戸 町 八百 平成十六年埼玉県告示第六百五十三号、 昭 年埼玉県告示第二百 を 四百 加 和 五十 え 八十五号の 平成二十五年埼玉県告示第千百七十二号、 八 昭和五十五年埼玉県告示第千四 一年埼 十一号、昭和六十三年埼玉県告示第千二百四十 百九十二号、 事業地 玉県告示第 四十 に、 平成六年埼玉県告示第二百十三号、 · 九 号、 平成十一年埼玉県告示第千二百四十 九 鶴 十七 ヶ島市三ツ 昭 号、 平成十五年埼玉県告示第二 和 四十 百 昭 木新町 八 平成二十年埼玉県告 和 八年埼玉県告示 十二号、 五十 ·四年埼 平成二十六年 丁目、 昭 和 玉 ·九号、 二丁 六十 第 兀

(2) 雨水

□ 収用の部分

変更なし

示

埼 玉 県告示第三百三十

桶 0 Ш 土地区画 市下日 \mathcal{O} で、 整理法 出谷東特定土地区画 同条第二項の (昭和二十九 規定に 整理組合か 年法律第百 ょ り公告す る 5 +-九号) 理事 \mathcal{O} 氏名及 第二十九 Ţ 条第 住 所 \mathcal{O} __ 変更 項 \mathcal{O} 規定 \mathcal{O} 届 12 出 ょ が あ 1)

成三十年三月三十 日

埼 玉 県 知 上 田 清 司

退 任 た 理 事 \mathcal{O} 氏 名及 び 住

原 埼 玉県 桶 Ш 市 大字下 日 出 谷 九 + 兀 地 兀

市

出 玉 県 Ш 市 大字 日 出 |谷二百 + 番 地

尚 寬 玉 市 大字下 日 谷二 百 九 +九 番 地

岸 宏 治 埼 玉 桶 市 下 日 出 谷 西三丁 目 +·三番 地 +

岸 正 勝 埼 玉県 桶 Ш 市 大字下 日 出 谷 七 +匝 番 地

清 埼 玉県 桶 Ш 市 大字下 出谷百六十 八番 地

日

中 勝 美 埼 玉県 桶 Ш 市 大字 下 日 出 谷二百三十五番 地

中 俊 埼 玉 県 桶 Ш 市 大 字 下 日 出谷二百五 +Ŧī. 番地

埼 玉 桶 Ш 市 大 字下 日 出 谷十二番 地

野 本 治 重 埼 玉県 桶 Ш 市 大字下 日 出谷百十七番 地

和 久津 繁 則 埼 玉県 桶 Ш 市 大字下 日 出 谷 八 十二番地二

和

久津

孝

夫

埼

玉県

桶

Ш

市

大字

下

日

出

谷

百

四十

兀

|番地

和 久津 正 美 埼 玉県 桶 Ш 市 大 字 下 日 出 谷 百二十 六番 地

就任 た 理 事 \mathcal{O} 氏 名 及 び 住 所

市 原 節 埼 玉県 桶 市 大 字下 日 出 谷 九 + 兀 番 地 兀

出 勇 埼 玉県 桶 Ш 市 大字下 日 出 八 +___ 番 地

尚 寛 埼 玉県 桶 Ш 市 大字下 日 出谷二百 九 +九 番 地

岸

宏

治

埼

玉

県

桶

Ш

市

下

日

出

谷

西三丁

目

+

三番

地

+

岸 正 勝 埼 玉 Ш 市 大 字 下 日 出 谷 七 兀 番 地

清 埼 玉 桶 市 大 字 下 日 出 谷百 六 + 八 番 地

中 勝 美 埼 玉県 桶 Ш 市 大字下 日 出谷二百三十 五番 地

中 俊 埼 玉 Ш 市 大字 下 日 出 谷二百五 十五番地三

野 玉 市 大字 日 出 谷 十二番

野 本 治 重 玉 桶 Ш 市 大 字 下 日 出 谷 百 +七 番 地

久津 玉 Ш 市 大 字 下 日 出 谷 八 + 番 地

久津 玉 市 大字下 日 出 谷 百 兀 + 匹 番 地

和久津

埼玉県告示第三百三十二号

土 地区画整理組合の定款の変更を認可 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の したので、 同条第四項の規定により 規定により 公告する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一組合の名称

桶川市坂田西特定土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成五年一月五日から平成三十四年三月三十一日まで

三 施行地区

埼玉県桶川 市大字坂 田字南、 字宮前、 字堀 \mathcal{O} 内 及び字細谷の 各 部、 大字加

字峯の一部、末広三丁目の一部

四 事務所の所在地

埼玉県桶川市坂田東二丁目三番地二

五 設立認可の年月日

平成五年一月五日

六 変更の内容

事務所の所在 · 地 を 「埼玉県桶川 市坂 田東二丁目三番地二」 カゝ ら 「埼玉県桶 川市

大字坂田七十九番地二」と変更する。

七 変更認可の年月日

平成三十年三月三十日

埼玉県告示第三百三十三号

土 地区画整理組合の定款の変更を認可したので、同条第四項の規定により 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の 公告する。 規定により

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一組合の名称

東松山市市の川特定土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成三年十二月二十 兀 日 カュ 5 平成三十六年三月三十一日まで

.

三

施行地区

埼玉県東松 Щ 市 加 美 町、 大字市 (T) 川字悪戸、 字東耕地、 字東、 大字松山字峯の

各一部

四 事務所の所在地

埼玉県東松山市松葉町一丁目一番五十八号

五 設立認可の年月日

平成三年十二月二十四日

六 変更認可の年月日

平成三十年三月三十日

埼玉県告示第三百三十四号

都市再開発法 (昭和四十四年法律第三十八号) 第十一条第一 項の規定により、 市

街 地再開発組合の設立を認可したので、 次のとおり公告する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一組合の名称

川口栄町3丁目銀座地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

組合設立から平成三十六年三月

三 施行地区

埼玉県川口市栄町三丁目の一部

四 事務所の所在地

埼玉県川口市栄町三丁目十番三号

五 設立認可の年月日

平成三十年三月三十日

六 事業年度

毎年四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法

こ の 組合の公告は、 事務所の 掲示板 に掲示 特に必要があるときは官報に掲

載してこれを行う。

八 権利 変換を希望しない 旨 \mathcal{O} 申 出 をすることができる期限

平成三十年四月二十九日

埼玉県告示第三百三十五号

都市公園の区域を次のとおり変更する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

羽生水郷公園

位 置 埼玉県羽生市大字三田ヶ谷地内

外

 \equiv

三 変更に係る区域

別図のとおり

変更に係る区域の供用開始の期日

兀

平成三十年四月一日

羽生水郷公園



埼玉県告示第三百三十六号

都市公園の区域を次のとおり変更する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一名称

さきたま古墳公園

二位置

埼玉県行田市大字佐間地内

三 変更に係る区域

別図のとおり

変更に係る区域の供用開始の期日

兀

平成三十年四月一日



埼玉県告示第三百三十七号

係る数値を変更する。 五. 項第三号、第五十三条第一項第六号、第五十六条第一項第二号ニ及び別表第三に欄 の項の規定により、都市計画区域のうち用途地域の指定のな 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第五十二条第一項第七号、 い区域内の建築物に 同条第二

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部建築安全課にお 1 て縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

変更に係る区域

三芳町の区域内の都市計画区域のうち用途地域の指定のない 区域

埼玉県告示第三百三十八号

正規定、 項 機関及び収納 一日から施行する。 の改正規定は、 平成二十五年埼玉県告示第四百六十七号(埼玉県の指定金融機関、 同表株式会社八千代銀 代理金融機関につ 平成三十年五月 ただ Ļ 収 行 納 いて)の一部を次 日 の項を削る改正規定及び 代理金融機関の表株 から施行する。 \mathcal{O} ように改正し、 式 会社東京 同 表 L 都民 \mathcal{O} \mathcal{O} 平成三十年四月 銀行 指定代 め信 用 \mathcal{O} 理金融 金 項 \mathcal{O} 改 \mathcal{O}

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

丁 会社 F 収納 株式 同右」 目三番十一号」を「東京都港区南青山三丁目十番四十三号」 銀行 八千代銀 代 会社 理金融機関 を に改める。 行の項を削 東京都民 「株式会社三菱U \mathcal{O} (銀行) 表株式会社三菱東京UF り、 を「株式会社 同表しの F J 銀 行 J のめ信用金庫の せきらぼ に 改 め、 J 銀行の項中 銀 同表 項中 行 に、 株式会社東京都民銀 「国内に所在する店 「株式会社三菱東京 「東京 に改 不都港区 め、 同 表株式 六本木 行 舗 \mathcal{O} 項 U

埼玉県告示第三百三十九号

六項の改正規定は、 一部を次のように改正し、平成三十年四月一日 平成十九年埼玉県告示第五百六十二号(会計管理者事務 公布の日から施行する。 カュ ら施行する。 の 一 ただし、 部委任につい 別表第二第 て \mathcal{O}

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

負担行為兼支出命令書によるも 別表第一第四項第一号イ (3)中 \mathcal{O} 」を加える。 同 じ。 _ \mathcal{O} 下に 補 償及び補填金のうち支出

ょ 別表第二第六項中 り 知事が 県営競技事務所にあ 別 に定め 及 3 び県営競技事務所にあ を「に っては総務を担当する主査の職にある」 あっては総務を 0 7 担当する担当部長 は 規則第二百 九 (又は担当課) に改める。 条 第 七 項 \mathcal{O} 長 規 0 定

埼玉県川越県土整備事務所長告示第五号

うに道路の供用を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、 次のよ

課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、平成三十年三月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境

平成三十年三月三十日

埼玉県川越県土整備事務所長 大 島 利 彦

久米所沢線	路線名
任吉四五九番二地先まで所沢市東住吉四五九番二地先から同市東	供用開始の区間
平成三十年三月三十日	供用開始の期日
歩道整備事業による。 平成二十八年四月十二日埼玉県 川越県土整備事務所長告示第十 一号で告示した道路予定区域の一 部供用開始である。	備考

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第三号

区域を次のように変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、平成三十年三月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境

平成三十年三月三十日

埼玉県飯能県土整備事務所長 田 中 勉

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 川越坂戸毛呂山線

新 B	旧 B		 	旧 A	рп		第另	哥斯川
先まで	学春岩寺学司毛回 1 し番ー地田五〇番一地先から坂戸市大田五(番)地先から坂戸市大田五(巻)の第一地のでは、「「「」」である。		地先まで	大字善能寺字白毛五二〇番一	四一二番二三地先から坂戸市	鶴ヶ島市大字上広谷字盛流		<u>《</u>
= //	九 •			四一・八〇	五	₹ /1L	(メートル)	敷地の幅員
•	七九九〇))			• 00	六八四〇		(メートル)	延長
	継ぐ	及び坂戸市に引き	旧Aは鶴ヶ島市				信	

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第四号

区域を次のように変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、平成三十年三月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境

平成三十年三月三十日

埼玉県飯能県土整備事務所長 田 中 勉

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 ときがわ坂戸線

新	旧	旧 新 別
六丁目五番一五地先まで番一地先から同市にっさい花みず木坂戸市にっさい花みず木大丁目六	前二六七番一地先まで番一地先から同市大字小山字薬師坂戸市にっさい花みず木六丁目六	万 区 間
九 - - - - - - - - - - - - - - - - - - -	六・四五〜九・九六	敷地の幅員
三六・八〇	二〇三・五〇	(メートル)
沙に地方下に弓ご糸く	日首は反言 打こ引き継ぐ	備考

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第五号

区域を次のように変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、平成三十年三月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境

平成三十年三月三十日

埼玉県飯能県土整備事務所長 田 中 勉

一 道路の種類 一般国道

二 路 線 名 四百七号

新 B	旧 B	新 A	IEI A	旧新
		11	11	別
新右エ門前一一六三番一地先まで〇九番四地先から同市大字高倉字鶴ヶ島市大字高倉字天神前一二	新右エ門前一一五七番五地先まで〇九番四地先から同市大字高倉字 二五・〇〇~七一・六六鶴ヶ島市大字高倉字天神前一二	西塚場九二〇番一地先まで	四五番二地先から司市大字三ツ木字鶴ヶ島市大字高倉字三角原一二	区間
九・〇〇~七一・六六	二五・〇〇〜七一・六六	-	二五·二〇~二七·〇〇	(メートル) 敷地の幅員
八四三・四〇	⊀00.00		## 	(メートル) 延 長
	号の道路予定区域の一部変更である。県飯能県土整備事務所長告示第十五平成二十六年九月十二日付け埼玉			備考

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第六号

区域を次のように変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、平成三十年三月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境

平成三十年三月三十日

埼玉県飯能県土整備事務所長 田 中 勉

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 坂戸停車場線

新	旧	旧 新 別
でが、原下上のと用二(三者)。	から司市日の出町二三八番八地先坂戸市日の出町二三八番八地先	区間
九・八六~	九・八六~	(メートル) 敷地の幅員
		(メートル)
電彩サロイ画学につる	電線也中匕事業こよる	備考

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第六号

区域を次のように変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、平成三十年三月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境

平成三十年三月三十日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 山 田 隆 弘

一 道路の種類 一般国道

一路線 名 百二十五号

			旧
			新
			別
先まで 熊谷市佐谷田字西河内一六八番一地	先から	熊谷市佐谷田字飯塚一四二二番一地	区間
	一〇・三三~一四・五六		(メートル) 敷地の幅員
	一七九一・四五		(メートル) 延長
		県道熊谷羽生線として存置す	備考

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第七号

区域を次のように変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、平成三十年三月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境

平成三十年三月三十日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 山 田 隆 弘

一 道路の種類 県道

一路線 名 熊谷羽生線

	旧
	新
	別
先まで先から先から先からたからたからたからたからたからたからたからたからたからたからたからたからたからたからたからたからたからたからたからたからたからたからたからたからたからたからたからたからたからたからたからたからたからたからたからたからたからたからたからたからたからたからたからたからたからたからたからたがらたがらたがらたがらたがらたがらたがらたがらたがらたがらたがらたがらたがらたがらたがらたがらたがらたがらたがらたがらたがらたがらたがらたがらたがらたがらたがらたがらたがらたがらたがらたがらたがらたがらたがらたがらたがらたがらたがらたがらたがらたがらたがらたがらたがらたがらたがらたがらたがらたがらたがらたがらたがらたがらたがらたがらたがらたがらたがらたがらたがらたがらたがらたがらたがらたがらたがらたがらたがらたがらたがらたがらたがらたがらたがらたがらたがらたがらたがらたがらたがらたがらたがらたがらたがらたがらたがらたがらたがらたがらたがらたがらたがらたがらたがらたがらたがらたがらたがらたがらたがらたがらたがらたがらたがらたがらたがらたがらたがらたがらたがらたがらたがらたがらたがらたがらたがらたがらたがら	区間
六・七五~四九・七三	(メートル) 敷地の幅員
六三七八・〇〇	(メートル)
	備
	考

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第八号

区域を次のように変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、平成三十年三月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境

平成三十年三月三十日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 山 田 隆 弘

一 道路の種類 県道

一路線 名 熊谷羽生線

								[]	3
	亲	沂			[]	3		亲	沂
								月	[1]
まで	同市池上字鶴卷四七番一地先	から	熊谷市上之字東覚四〇八六番一地先	まで	同市池上字高橋七三二番二地先	から	熊谷市上之字東覚四〇八六番一地先		X II
	五九・一五	二七・五六~			五九・一五			(メートル)	敷地の幅員
	- - - Л	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -			- 3 0 7 3	•		(メートル)	延長
				j	に引き継ぐ。	として存置し、残区間を熊谷市	旧の一部は県道弥藤吾行田線		生用

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第九号

区域を次のように変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、平成三十年三月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境

平成三十年三月三十日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 山 田 隆 弘

一 道路の種類 県道

一 路 線 名 弥藤吾行田線

まで	司市池-	折から	熊谷市	まで	同市池-	きから	熊谷市	弟	日 新 川
	同市池上字鶴卷四七番一地先		熊谷市池上字古宮六六八番五地先		同市池上字高橋七三二番二地先		熊谷市池上字古宮六六八番五地先		<u>文</u> 訂
	二七・七八	一五・六一〜			二二 - 一七			(メートル)	敷地の幅員
		•			7 3 - - - -	\\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\		(メートル)	延長
							旧道は、熊谷市に引き継ぐ。		带

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第六号

区域を次のように変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、平成三十年三月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境

平成三十年三月三十日

埼玉県越谷県土整備事務所長 細 田 哲 也

一 道路の種類 県道

路線名越谷川口線

新 B	旧 A	新
		別
目一七番一地先まで番二地先から同市新越谷二丁越谷市南越谷一丁目二九三二	先まで ・ に同市新越谷二丁目九番一地 越谷市弥生町八八九番地先か	区間
一五・九〇~ 二七・九八	八・六七~	(メートル)敷地の幅員
一三六三・九五	111110.0	(メートル) 長
	越谷市へ移管	備考

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、 次 の開 発

行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成三十年三月三十日

埼玉県川越建築安全センター所長 高 橋 浩 行

一許可番号

平成二十九年九月八日

指令川建セ第二九〇〇〇三一号

二 検査済証番号

平成三十年三月二十二日

川建セ第二九〇〇五五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字月輪字中道南千三百四十八番十

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡滑川町月の輪五丁目二十六番地八 シ t 口 ム <u>II</u> 二 〇 一

金子 守

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、 次の開

発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成三十年三月三十日

埼玉県越谷建築安全センター所長 渡 辺 賢 司

一許可番号

平成三十年三月十二日

指令越建セ第二九〇〇二一二号

一 検査済証番号

平成三十年三月二十六日

越建セ第四二六―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町大字須賀字鹿沼千百七十六番一、 千百七十六番二、 千百

七十六番五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町大字須賀千百七十六番地五

斉藤 博之

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、 次の開

発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成三十年三月三十日

埼玉県越谷建築安全センター所長 渡 辺 賢 司

許可番号

平成三十年三月二十二日

指令越建セ第二九〇〇一六一号

一 検査済証番号

平成三十年三月二十七日

越建セ第四二九―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字中島九十番六、九十九番二

開発許可を受けた者の住所及び氏名

兀

埼玉県南埼玉郡宮代町字中島九十番地一

深井 誠

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、 次の開

発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成三十年三月三十日

埼玉県越谷建築安全センター 所長 渡 辺 賢 司

:可番号

平成三十年三月十二日

指令越建セ第二七〇〇一六五号

検査済証番号

平成三十年三月二十七 日

越建セ第四三一――号

 \equiv 開発区域に含まれる地域の 名称

埼玉県南埼玉郡宮代町大字須賀字高野島二千二百六十五番四

兀 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町本田二丁目二番十二号 ア ン ソレ イエ三〇一号

砂

埼玉県公営企業告示第十一号

を 契 に に 次 (約)と 受け 係 基 0 とお る設 づ 方 自 た者 き 1 ŋ 治 う。) 定め が締 政 法 府 施 調 結す 行 調 た 査 \mathcal{O} 達に 及 令 う る ち、 び (昭 契約 測 関する協定 量 和二十二年 平成三十 \mathcal{O} \mathcal{O} 業務 _ 般 年 競 \mathcal{O} が 争入 委託 度 適用され 政令第十 に 札 お 契 に 約 11 て埼 る建設 六号) 参 (以 下 加 する者 玉 県 第百 工 $\sum_{}$ 事 公 れ 営 5 \mathcal{O} 六 に 請 必 を +企 業管 負 要な資格 七 建 契 条 理 約 設 \mathcal{O} 者 工 並 五. 等 及 事 び 第 に び に \mathcal{O} そ 請 建 項 0 \mathcal{O} 負 VI 設 \mathcal{O} 委任 等 て、 工 規 事 定 \mathcal{O}

平成三十年三月三十日

埼玉県公営企業管理者 立 川 吉 朗

般 競 争 入 札 に 参 加 す る 者 に 必 要な 資 格

被 加 認定者 資格 建 設 認 工 1名簿 事 定 申 \mathcal{O} 請 に 登載 をし 負 等 て さ \mathcal{O} 契約 れ 資格 た者とする。 \mathcal{O} が 般 あ 競争 る旨 入 \mathcal{O} 認 札 定 に 参 以 加 す 下 る 認 ۲ 定 と が と で V き う。 る 者 を 受 入 け 札

一 認定を受けることができない者

次 \mathcal{O} V ず れ か に 該 当 「する者 は、 認定 を受 け る とが で き

な

V

1 地方 自 治 法 施行 令 第百 六 +七 条 0 兀 第 __ 項 \mathcal{O} 規 定 に 該 当す る

- 口 百二十 す る 契 玉 約 条 公 \mathcal{O} \mathcal{O} 規 営 般競 定に 企 業 争 ょ 財 務規程 り、 入札 に 埼 玉県 参 昭昭 加 させ 和三十 公営 な 企 業管 九 11 年 こととさ 1理者及 埼 玉 県 れ 公 び た そ 営 者 \mathcal{O} 企 業管理規程第五 委任を受け た者が 号) 締
- ハ 名簿 競 埼 兀 条 年 玉 か 争 第 入 埼 5 県 抹 札 企 玉 項 第 消 参 業 県 公営 さ 加 局 者 建 兀 れ 号 企 設 \mathcal{O} 当該 業告 若 工事 資格等に 抹 示 請 第 消 は 負 第五 関 等 \mathcal{O} _ 号) 競争入 す 日 んる規 号 から二年 又 第三 は 程 札 条 同 参 (平成六 -を経過 条第二項 \mathcal{O} 加 規定 者 \mathcal{O} 年 12 資 L て 第二号の 埼 格 ょ 玉 V ŋ 等 県 な に 11 告 埼 関 示 規 者 玉 す 定 第 県 る に 千 建 規 ょ 設 程 百 り 八 工 (昭 号 事 資 格 和 者 負 五.
- = 加 入 札 止 公 \mathcal{O} 領 告 措 日 置 平 か 成二十 を 6 受 落 け 札 決 7 ___ 定ま 年 1 る 兀 期 月 で 間 _ \mathcal{O} 期間に、 日 が あ 施 行 る 企業 公 営 局 企 業 \mathcal{O} 管 契約 理 者 に 係 決 る入 裁) に 札 基 参 加 づ < 停 入 止 札 等
- ホ 措 入 札 公 要 綱 \mathcal{O} 措 日 置 平 か 成 5 を 受 落 +札 け 決 7 年 定 V ま る 兀 で 期 月 間 \mathcal{O} が 日 期 施 間 あ 行 に、 る 者 埼玉 公 営 企 県 業管 企 業 理 局 者 \mathcal{O} 決 契 裁) 約 に に 係 基 る暴 づ < 力 入 寸 排
- 設 工 事 \mathcal{O} 請 負 契 約 に あ 0 T は 次 \mathcal{O} 11 ず れ カュ に 該 当 す る
- (1) け 7 な 法 い 者 昭昭 和 <u>二</u> 十 兀 年 法 律 第 百 号 第三 条第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ る 許 可 受

- 項に す 入 参 0 11 加 業法 資格 て の審査 第二十七条 定 を申 下 \mathcal{O} 経 二十三第 た 営事 日 カコ 項 審査」 項 \mathcal{O} 七 規定 と 11 う。 に \mathcal{O} ょ 日 $\overline{}$ る経 以 を受け 後 営に関 \mathcal{O} を審査 て 11 する な 11 者 準 観 的 日
- (3)0 健 て 康 な 保 険 11 者 法 (大正十 **当** 該届 出 _ を 年 要し 法 律 な 第七十号) 第四 11 者を除 ○○ $\overline{+}$ 八 条 \mathcal{O} 規定 に ょ る 届 出 を 行
- (4)届 厚 出 生 を 年 行 金保 0 7 険法 1 な 11 (昭 者 和二十 (当 該届 九 出を要 年法律第百十五 ない 者を除く。) 号) 第二十 七 条 \mathcal{O} 規 定 に ょ る
- (5)0 \mathcal{T} 雇 用 保 な 険 11 者 法 **当** (昭 該届 和四 出 十九 を 要し 年法 律第百 な 1 者 を除 +-六号) ₹ ° 第七 条の規定に ょ る届 出 を 行
- 五. 測 十 五 量 条第 務 \mathcal{O} 委託 項 契約に 0 規定 あ に ょ 0 る 7 登 は、 一録を受け 測量 法 て (昭 1 和二十 な 者 兀 年 法 律 第 百 八 + 八
- チ 建 築関 律 第二百二号) 連 コ ン サ ル タン 第二十三条第 1 業務 の委託 項 契約 \mathcal{O} 規定に にあ よる 0 て 登録 は、 を受け 建築士 て 法 V な 昭 和 11 者 + 五.
- IJ 業活動 0 て、 暴力 七十 がを支配 -七号) 寸 公営企業管理者が 員 (暴力団 して 第二条第六号に V 員に る場合そ よる不当な行 不 適 規定す 格 \mathcal{O} 他暴力 で あると る暴 寸 為 認め 力 員 \mathcal{O} 寸 防 と る者 員 止 \mathcal{O} 関 等に を 係 11 う。 関する法 が 特 以 認 下 律 \emptyset 同 U. 6 (平成三年 れ る場合 が そ で 法 \mathcal{O} 律
- 二 認定を受けるための要件

認定を受け る た 8 \mathcal{O} 要件 は 次 12 掲 げ る 事 項 に 0 11 て 定 80 る

- 1 設 \mathcal{O} 工 日 事 以 後 \mathcal{O} 請 \mathcal{O} 日 負 契 を 約に 審査 基準 あ 0 日 7 لح は す 入 る 経 札 営 参 事 加資格認 項 審 査 定を申 \mathcal{O} 総 合評 請 定 L た 値 日 か 5
- 年 間 平 均 完 成 工 事 高、 年 間 亚 均 業務 実 績 高 又 は 年 間 平 均 売上 高
- ハ自己資本の額

口

』 認定申請の方法及び資格の有効期間

入札公告において定める。

埼玉県公営企業告示第十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり

一般競争入札に付する。

平成三十年三月三十日

埼玉県公営企業管理者 立 川 吉 朗

1 業務委託の概要等

(1) 業務委託の名称

30 大委第7-1-3 号 大久保浄水場浄水発生土収集運搬その1業務委託

(2) 履行場所

埼玉県さいたま市桜区大字在家 地内

(3) 履行期間

契約確定の日から平成31年3月22日まで

(4) 業務委託の概要

本業務は、大久保浄水場で発生する浄水発生土を同浄水場から、以下のとおり運搬するものである。

ア 運搬先住所: 埼玉県日高市原宿 721

イ 運搬予定数量: 9,600トン

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額には1トン当たりの税抜き単価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に 当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満 の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落 札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であ るか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

(6) 入札に参加できる者の形態 単体企業とする。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 埼玉県公営企業財務規程(昭和39年公営企業管理規程第5号。以下「財務規程」という。)第120条の規定により埼玉県企業局の一般競争 入札に参加させないこととされた者でないこと。
- (3)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立 てがなされている者でないこと、又は民事再生法(平成11年法律第225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただ

し、更生手続開始決定又は再生手続開始決定を受けている者を除く。

- (4) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する告示(平成28年埼玉県告示第999号)に基づく物品等競争入札参加資格者名簿に、業種区分が「建築物の管理に関する業務」のA又はB等級として格付された者のうち、営業品目(大分類)が「廃棄物処理業務」、営業品目(小分類)が「産業廃棄物」に登録された者であること。
- (5)本件入札の公告日から落札決定までの期間に、企業局の契約に係る入札参加 停止等の措置要領(平成25年4月1日施行)に基づく入札参加停止措置を受 けていない者であること。
- (6) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県企業局の契約に係る暴力団排除 措置要綱(平成25年4月1日施行)に基づく入札参加除外措置を受けていな い者であること。
- (7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 14 条第 1項の規定による埼玉県の産業廃棄物収集運搬業の許可(事業範囲に「汚泥」 が含まれているものに限る。)を受けていること。
- (8) 契約の締結日にかかわらず平成19年4月1日から本件入札の公告日までの間に、国(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令(平成13年政令第34号)第1条に規定する法人を含む。)、地方公共団体(埼玉県が出資する指定法人を含む。)又は日本下水道事業団との請負契約又は業務委託契約により、下水汚泥、下水汚泥焼却灰又は浄水発生土のうち、いずれかの収集運搬業務を履行した実績を有すること。
- 3 入札書の提出場所等
 - (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒338-0814 埼玉県さいたま市桜区大字宿 618 埼玉県企業局大久保浄水場 総務担当 電話 048-852-8841

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法
 - ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合 埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報 等の閲覧」からダウンロードすること。
 - イ 紙媒体による場合 上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること)。
- (3) 入札書受付期間
 - ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

平成30年5月14日(月)午前9時から平成30年5月17日(木)午後4時まで。

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

平成30年5月14日(月)午前9時から平成30年5月17日(木)午後4時まで。(必着)

なお、郵送又は信書便によること。

(イ) 持参の場合

平成30年5月14日(月)午前9時から平成30年5月17日(木)午後4時まで。

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県大久保浄水場事務棟1階事務室 平成30年5月18日(金)午前10時00分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は見積もった契約金額に1(4)イに定める予定数量を乗じた金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第123条第2項の規定に該当する場合は免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に1(4)イに定める予定数量を乗じた金額に契約保証金の率(10分の1以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第110条第2項第1号又は第2号の規定に該当する場合は免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成30年4月11日(水)午後4時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。 なお、郵送の場合は、郵送又は信書便によること。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
- イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札
- ウ 財務規程第 127 条又は埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の 特例を定める規程(平成7年埼玉県公営企業管理規程第 13 号)第9条の規 定に該当する入札
- (5) 契約書作成の要否

西

(6) 落札者の決定方法

財務規程第 124 条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格を もって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(4)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成30年4月11日(水)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))に提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から 30 日以内に当該代金 を受注者に支払うものとする。

(10) 特記事項

本件入札とは別に調達する30大委第15-1-3号大久保浄水場浄水発生土処分(セメント原料化)その1業務委託が契約できないときにおいても、調達手続を延期し、又は停止することがある。

- (11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。
- 5 Summary
- (1) Nature and Quality of the Required Service

Collection and Transportation of Sludge produced through the Purification Process

- a) Place of Departure : Okubo Water Filtration Plant
- b) Destination: 721 Harajuku, Hidaka-shi, Saitama-ken

c) Scheduled Quantity: 9,600 Tons

(2) Deadline for Submissions:

By the electronic bidding system: 4:00 p.m., May 17, 2018 (bidding by registered mail must be received by 4:00 p.m., May 17, 2018)

(3) Contact Information:

General Affairs Division

Okubo Water Filtration Plant, Bureau of Public Enterprise

Saitama Prefectural Government

618 Shuku, Sakura-ku, Saitama-shi, Saitama-ken, 338-0814, Japan

Telephone : 048-852-8841

埼玉県病院事業告示第三号

り、 未収金収納事務を、同表の中欄に掲げる者に、下欄に掲げる期間委託した。 地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三十三条の二の規定によ 次の表の上欄に掲げる施設の業務に係る公金のうち、患者自己負担分等に係る

平成三十年三月三十日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

		医療センター
		埼玉県立精神
		医療センター
		埼玉県立小児
		センター
	代表社員 神﨑 浩昭	埼玉県立がん
	弁護士法人 一番町綜合法律事務所	センター
十六日から一年間	紀尾井町ビル	器·呼吸器病
平成三十年三月二	東京都千代田区紀尾井町三番十二号	埼玉県立循環
委託期間	受託者の住所、名称及び代表者氏名	施設の名称

埼玉県教委告示第十五号

規定により公示する。 よる技能教育のための施設の所在地の変更に係る届出があったので、 学校教育法施行令(昭和二十八年政令第三百四十号)第三十四条第一項の規定に 同条第三項の

平成三十年三月三十日

埼玉県教育委員会教育長 小 松 弥 生

所在地を変更する技能教育のための施設の名称

日本産業専門学校(埼玉県川口市本町四丁目八番三号)

二 変更の内容

施設の所在地		変更事項
八番三号	埼玉県川口市本町四丁目	変更前
九番十八号	埼玉県川口市飯塚一丁目	変更後

三 変更年月日

平成三十年四月二日

埼玉県教委告示第十六号

定により公示する。 よる技能教育のための施設の名称の変更に係る届出があったので、 学校教育法施行令(昭和二十八年政令第三百四十号)第三十四条第一項の規定に 同条第三項の規

平成三十年三月三十日

埼玉県教育委員会教育長 小 松 弥 生

名称を変更する技能教育のための施設の名称

KTC中央高等学院 大宮キャンパス(埼玉県さいたま市大宮区大門町三丁目

百五十番地二)

二 変更の内容

施設の名称	変更事項
大宮キャンパス	変更前
大宮キャンパス	変更後

三 変更年月日

平成三十年四月一日

埼玉県選管告示第十七号

あった。 市選挙管理委員会から、同条第一項第三号の施設を次のとおり指定した旨の報告が 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百六十一条第三項の規定により、入間

平成三十年三月三十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 德 治

入間市産業文化センター	入間市市民会館	施設の名称
一番地七 一番地七	十番十号埼玉県入間市豊岡三丁目	所 在 地
興公社 人入間市振 田市振	與公社	管理者
人 四 百 四 十 二	千八十六人	収容人員

雑報

収去した飼料等の試験結果の概要の公表に関する告示

表する。 第五十六条第七項の規定により、収去した飼料等の試験結果の概要を次のとおり公飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)

平成三十年三月三十日

埼玉県病害虫防除所長 須 永 真理子

1. 安全性に関する検査

製造事業場等の 名称及び所在地	収 去 場 所	飼料又は 飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製 造 (輸入) 年 月	試 験 項 目	違反の有無及び 違反の内容
三和農工株式会社 埼玉県本庄市	同左	配合飼料	マルサン肉豚用大麦ミートン配合飼料	30. 2	重金属-カドミウム、鉛 ひ素	無
		配合飼料	マルサン子豚用P配合飼料	30. 2	重金属ーカドミウム、鉛 ひ素	無
株式会社鈴栄商事 本社工場 千葉県銚子市	同上	魚粉	65%フィッシュミール	30. 2	重金属-カドミウム、鉛 ひ素	無
三幾飼料工業株式会社 草加工場 埼玉県草加市	同左	魚粉	60%フィッシュミール	30. 2	重金属ーカドミウム、鉛 ひ素	無

2. 栄養成分に関する検査

製造事業場等の 名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製 造 (輸入) 年 月	試験結果の概要	違反の有無及 び違反の内容
タワーベーカリー株式会社 越谷工場 埼玉県越谷市	同左	パン生地製造残渣	29. 11	栄養成分-粗蛋白、粗脂肪、粗灰分	無
同上	同左	パン製造残渣	29. 11	栄養成分-粗蛋白、粗脂肪、粗灰分	無
株式会社岡安商店 埼玉県越谷市	同左	脱脂糠	29. 11	栄養成分-粗蛋白、粗脂肪、粗灰分	無
株式会社ジェイ・アール・エ ス三ヶ島工場 埼玉県所沢市	同左	食品残さ発酵飼料	29. 11	栄養成分-粗蛋白、粗脂肪、粗灰分	無

ムサシ油脂株式会社 埼玉県日高市	同左	脱脂米糠	29. 11	栄養成分-粗蛋白、粗脂肪、粗灰分	無
三和農工株式会社 埼玉県本庄市	同左	マルサン肉豚用大麦ミートン配合飼料	30. 2	栄養成分-粗蛋白、粗脂肪、カルシウム、りん、粗繊維 粗灰分	無
		マルサン子豚用P配合飼料	30. 2	栄養成分-粗蛋白、粗脂肪、カルシウム、りん、粗繊維 粗灰分	無
株式会社鈴栄商事 本社工場 千葉県銚子市	同上	65%フィッシュミール	30. 2	栄養成分-粗蛋白、粗灰分	無
三幾飼料工業株式会社 草加工場 埼玉県草加市	同左	60%フィッシュミール	30. 2	栄養成分-粗蛋白、粗脂肪、粗灰分	無

正 誤

埼玉県教委告示第六号(平成三十年二月二十七日第二千九百八十号) 中訂 正

- \sim ージ

所 在 地 前から一から三まで

誤

埼 玉県川越市小仙波町一丁目二十番地一号

正

埼玉県川 越 市小仙波町一丁目二十番地一

- \sim ージ

所 表中地 前 行 から四から六まで

埼玉県川越市 小仙波町一丁目二十番地 _ 号

正

埼玉県川越市小 仙波町一丁目二十番地一